

# 地方財政の状況

令和3年3月

総務省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局  
財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ <https://www.soumu.go.jp/>

## 目次

はじめに

## 第1部 令和元年度の地方財政の状況

<b>1 地方財政の役割</b> .....	3	
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編：第32表] .....	3	1
(2) 国民経済と地方財政 [資料編：第33表、第131表] .....	5	2
ア 国内総生産（支出側）と地方財政 .....	5	3
イ 公的支出の状況 .....	6	
<b>2 地方財政の概況</b> .....	9	
(1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第136表、第137表] .....	9	
(2) 決算収支 [資料編：第7表] .....	11	
ア 実質収支 .....	11	
イ 単年度収支及び実質単年度収支 .....	13	
(3) 歳入 [資料編：第10表] .....	13	
(4) 歳出 .....	16	
ア 目的別歳出 .....	16	
イ 性質別歳出 .....	19	
(5) 財政構造の弾力性 [資料編：第8表] .....	23	
ア 経常収支比率 .....	23	
イ 実質公債費比率及び公債費負担比率 .....	28	
(6) 将来の財政負担 .....	29	
ア 地方債現在高 [資料編：第100表] .....	29	
イ 債務負担行為額 [資料編：第101表] .....	31	
ウ 積立金現在高 [資料編：第102表] .....	32	
エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 .....	32	
オ 普通会計が負担すべき借入金残高 .....	33	
(7) 決算の背景 .....	34	
ア 令和元年度の経済見通しと国の予算 .....	34	
イ 地方財政計画 .....	38	
ウ 財政運営の経過 .....	41	
<b>3 地方財源の状況</b> .....	47	
(1) 租税の状況 [資料編：第17表～第19表] .....	47	
(2) 地方歳入 .....	48	
ア 地方税 .....	48	

# 目次

イ 地方譲与税 [資料編：第20表]	54
ウ 地方特例交付金等	54
エ 地方交付税 [資料編：第21表、第129表]	54
オ 一般財源 [資料編：第22表～第23表]	56
カ 国庫支出金 [資料編：第25表]	56
キ 都道府県支出金 [資料編：第25表]	56
ク 地方債 [資料編：第26表]	57
ケ その他の収入	57
<b>4 地方経費の内容</b>	<b>59</b>
(1) 生活・福祉の充実	59
ア 社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]	59
イ 労働行政 [資料編：第49表～第50表]	64
(2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]	65
(3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]	67
(4) 産業の振興	69
ア 農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]	69
イ 商工行政 [資料編：第57表]	70
(5) 保健衛生 [資料編：第44表～第48表]	71
(6) 警察と消防	72
ア 警察行政 [資料編：第65表～第66表]	72
イ 消防行政 [資料編：第64表]	72
(7) 目的別歳出充当一般財源等の状況	73
<b>5 地方経費の構造</b>	<b>76</b>
(1) 義務的経費	76
ア 人件費 [資料編：第76表]	76
イ 扶助費 [資料編：第81表]	82
ウ 公債費 [資料編：第98表～第99表]	83
(2) 投資的経費	84
ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]	84
イ 災害復旧事業費 [資料編：第91表]	92
ウ 失業対策事業費 [資料編：第92表]	94
(3) その他の経費	94
ア 物件費 [資料編：第79表]	94
イ 維持補修費 [資料編：第80表]	95
ウ 補助費等 [資料編：第82表]	96
エ 繰出金 [資料編：第93表]	97
オ 積立金 [資料編：第94表]	98
カ 投資及び出資金 [資料編：第95表]	99



キ 貸付金 [資料編：第96表]	100
<b>6 一部事務組合等の状況</b>	101
(1) 団体数 [資料編：第4表]	101
(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況	101
(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編：第5表]	102
<b>7 公営企業等の状況</b>	103
(1) 公営企業	103
ア 概況	103
イ 事業別状況 [資料編：第114表～第119表]	111
(2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]	123
ア 都道府県	123
イ 市町村 (事業勘定)	125
ウ 市町村 (直診勘定)	127
(3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第121表]	127
ア 市町村	128
イ 後期高齢者医療広域連合	128
(4) 介護保険事業 [資料編：第122表]	129
ア 保険事業勘定	129
イ 介護サービス事業勘定	131
(5) その他の事業	132
ア 収益事業 [資料編：第123表]	132
イ 共済事業	132
ウ 公立大学附属病院事業 [資料編：第124表]	133
(6) 第三セクター等	133
ア 第三セクター等の定義	133
イ 第三セクター等に係る財政的リスクの状況	133
<b>8 東日本大震災の影響</b>	135
(1) 普通会計	135
ア 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況	135
イ 特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編：第139表]	136
(2) 公営企業会計	138
ア 特定被災地方団体における公営企業全体の経営状況 [資料編：第140表]	138
イ 特定被災地方団体における公営企業の料金収入 [資料編：第141表]	138
ウ 特定被災地方団体における公営企業の他会計繰入金 [資料編：第142表]	138
エ 特定被災地方団体における法適用企業の経営状況 [資料編：第143表]	139
オ 特定被災地方団体における法非適用企業の経営状況 [資料編：第144表]	139
<b>9 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の状況</b>	140
(1) 実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]	140

# 目次

(2) 連結実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]	140
(3) 実質公債費比率 [資料編：第132表～第133表]	141
ア 実質公債費比率が18%以上である団体数	141
イ 実質公債費比率の段階別分布状況	141
ウ 団体区分別実質公債費比率の状況	142
(4) 将来負担比率 [資料編：第132表～第134表]	142
ア 早期健全化基準以上である団体数	142
イ 将来負担比率の段階別分布状況	143
ウ 団体区分別将来負担比率の状況	143
エ 団体区分別将来負担額等の状況	144
(5) 資金不足比率	146
ア 資金不足額がある公営企業会計数 [資料編：第135表]	146
イ 公営企業会計の資金不足額	148
<b>10 市町村の規模別財政状況</b>	150
(1) 団体規模別団体数等の構成	150
ア 団体数及び人口の状況 [資料編：第1表～第2表]	150
イ 決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]	152
(2) 人口1人当たりの財政状況等	153
ア 決算規模等 [資料編：第3表、第5表]	153
イ 歳入	154
ウ 歳出	156
エ 財政構造の弾力性	158
オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	160
<b>11 公共施設の状況</b>	161
(1) 道路 [資料編：第104表]	161
(2) 公営住宅等 [資料編：第105表]	161
(3) 公園 [資料編：第106表]	162
(4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]	163
(5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]	164
(6) 保育所 [資料編：第109表]	165
(7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]	165
(8) 教育施設 [資料編：第111表]	166
ア 高等学校	166
イ 中等教育学校	166
(9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]	166
ア 文化施設	166
イ 体育施設	167

## 第2部 令和2年度及び令和3年度の地方財政

<b>1 令和2年度の地方財政</b> .....	171
(1) 令和2年度の経済見通しと国の予算 .....	171
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度 .....	171
イ 国の予算 .....	172
(2) 地方財政計画 .....	175
ア 通常収支分 .....	175
イ 東日本大震災分 .....	177
(3) 令和2年度補正予算及び一般会計の予備費等の使用 .....	178
ア 令和2年度補正予算（第1号）とそれに伴う地方財政措置等 .....	178
イ 令和2年度補正予算（第2号）等とそれに伴う地方財政措置等 .....	180
ウ 「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に基づく予備費の使用と それに伴う地方財政措置 .....	180
エ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用 （令和2年8月7日） .....	182
オ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費等の使用と それに伴う地方財政措置 .....	182
カ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用 （令和2年12月11日） .....	182
キ 令和2年度補正予算（第3号）とそれに伴う地方財政措置等 .....	182
ク 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用 （令和2年12月25日） .....	185
ケ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用 （令和3年1月15日） .....	185
コ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用 （令和3年2月9日） .....	186
サ 令和2年度一般会計の予備費の使用とそれに伴う地方財政措置 .....	186
(4) 地方公共団体の予算 .....	186
(5) 公営企業等に関する財政措置 .....	188
ア 公営企業 .....	188
イ 国民健康保険事業 .....	189
ウ 後期高齢者医療制度 .....	189
(6) 個別団体における財政健全化 .....	190
<b>2 令和3年度の地方財政</b> .....	191
(1) 令和3年度の経済見通しと国の予算 .....	191
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度 .....	191
イ 国の予算 .....	192

# 目次

(2) 地方財政計画	195
ア 通常収支分	195
イ 東日本大震災分	197
(3) 公営企業等に関する財政措置	198
ア 公営企業	198
イ 国民健康保険事業	199
ウ 後期高齢者医療制度	200

## 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

<b>1 新型コロナウイルス感染症への対応</b>	203
(1) 新型コロナウイルス感染症対応に係る財政措置	203
(2) 地方税収の減への対応	204
ア 令和2年度における対応	204
イ 令和3年度における対応	204
<b>2 地域のデジタル化の推進</b>	206
(1) 自治体DX推進計画の策定	206
(2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化	207
(3) マイナンバー制度の改善及びマイナンバーカードの普及・利活用の促進	207
ア マイナンバー制度の意義	207
イ マイナンバーを活用した情報連携の円滑な運用	208
ウ マイナポータルの利用拡大	208
エ マイナンバーカード（公的個人認証サービス等）の普及と利活用の促進	209
(4) 地域デジタル社会推進費の創設	209
<b>3 防災・減災、国土強靱化の推進</b>	211
(1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進	211
(2) 緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災・減災事業費の事業期間の延長等	211
(3) 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等	212
ア 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化	212
イ 利水ダム等の事前放流の推進	212
<b>4 地方創生の推進</b>	213
(1) 地方創生の取組	213
ア 地方創生の動き	213
イ 地方版総合戦略への支援	213
(2) 地方回帰支援	214
ア 関係人口の創出・拡大	214
イ 地域おこし協力隊等による地域への人材還流の促進	214
ウ 地域活性化起業人	215

エ	特定地域づくり事業の推進	215
オ	若者定着に向けた地方大学の振興等	215
カ	ローカル10,000プロジェクト	215
キ	分散型エネルギーインフラプロジェクト	216
(3)	過疎対策の推進	216
<b>5</b>	<b>社会保障制度改革</b>	217
(1)	社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」	217
(2)	「人づくり革命」の実現に向けた取組	218
(3)	全世代型社会保障改革	219
<b>6</b>	<b>公共施設等の適正管理の推進</b>	220
(1)	公共施設等総合管理計画の充実と推進	220
(2)	公共施設等の適正管理の推進に係る具体的な取組	221
<b>7</b>	<b>財政マネジメントの強化</b>	223
(1)	地方公会計の整備・活用の推進	223
(2)	地方財政の「見える化」の推進	223
(3)	公営企業等の経営改革	224
ア	公営企業の更なる経営改革の推進について	224
イ	第三セクター等の経営改革の推進について	229
(4)	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設	229
<b>8</b>	<b>地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進</b>	231
(1)	多様な広域連携の推進	231
ア	第32次地方制度調査会について	231
イ	地方公共団体間の多様な広域連携について	231
(2)	地方公共団体職員に係る取組	232
ア	給与の適正化及び適正な定員管理の推進	232
イ	会計年度任用職員制度の施行への対応	232
(3)	地方分権改革の推進	233
ア	地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組	233
イ	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針	234
ウ	地方税財源の充実確保	235

# 文章編図表索引

## 第1部 令和元年度の地方財政の状況

### 1 地方財政の役割

第1図	国・地方を通じた目的別歳出額構成比の推移	3
第2図	国・地方を通じた純計歳出規模（目的別）	4
第3図	国内総生産（支出側、名目）と地方財政	5
第4図	公的支出の推移	7
第5図	公的支出の状況	7
第6図	国内総生産（支出側、名目）の増加率に対する寄与度	8

### 2 地方財政の概況

第1表	地方公共団体の決算規模（純計）	9
第7図	決算規模の推移（純計）	10
第2表	団体区分別決算規模の状況	10
第3表	実質収支の状況	11
第8図	実質収支及び赤字団体の赤字額の推移	12
第9図	実質収支比率の推移	12
第4表	赤字の団体数の状況	13
第5表	歳入純計決算額の状況	14
第10図	歳入純計決算額の構成比の推移	15
第11図	歳入決算額の構成比	15
第6表	目的別歳出純計決算額の状況	17
第7表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	17
第12図	目的別歳出決算額の構成比	18
第8表	一般財源の目的別歳出充当状況	18
第13図	一般財源充当額の目的別構成比の推移	19
第9表	性質別歳出純計決算額の状況	20
第14図	義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	21
第15図	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	21
第16図	性質別歳出決算額の構成比	22
第10表	一般財源の性質別歳出充当状況	22
第17図	一般財源充当額の性質別構成比の推移	23
第11表	経常収支比率の推移	24

第 18 図	経常収支比率を構成する分子及び分母の推移	
その 1	合計	25
その 2	都道府県	26
その 3	市町村	27
第 12 表	経常収支比率の段階別分布状況	28
第 19 図	公債費負担比率及び実質公債費比率の推移	29
第 20 図	地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	30
第 21 図	地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	31
第 22 図	債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の目的別構成比の推移	32
第 13 表	積立金現在高の状況	33
第 23 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	33
第 24 図	普通会計が負担すべき借入金残高の推移	34

### 3 地方財源の状況

第 25 図	国税と地方税の状況	47
第 26 図	国税と地方税の推移	48
第 14 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	49
第 27 図	地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び 固定資産税の人口 1 人当たり税収額の指数	50
第 28 図	道府県税収入額の状況	51
第 29 図	道府県税収入額の推移	52
第 30 図	市町村税収入額の状況	52
第 31 図	市町村税収入額の推移	53
第 32 図	地方債依存度の推移	57

### 4 地方経費の内容

第 33 図	民生費の目的別内訳	60
第 34 図	民生費の目的別歳出の推移	
その 1	純計	60
その 2	都道府県	61
その 3	市町村	61
第 35 図	民生費の性質別内訳	62
第 36 図	民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況	
その 1	都道府県	63
その 2	市町村	63
第 37 図	民生費の財源構成比の推移	64
第 38 図	労働費の性質別内訳	65
第 39 図	教育費の目的別内訳	66



第 40 図	教育費の性質別内訳	67
第 41 図	土木費の目的別内訳	68
第 42 図	土木費の性質別内訳	68
第 43 図	農林水産業費の目的別内訳	69
第 44 図	農林水産業費の性質別内訳	70
第 45 図	商工費の性質別内訳	70
第 46 図	衛生費の目的別内訳	71
第 47 図	衛生費の性質別内訳	72
第 48 図	警察費の性質別内訳	72
第 49 図	消防費の性質別内訳	73
第 50 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その1 都道府県（財政力指数別）	74
	その2 市町村（団体区分別）	75

## 5 地方経費の構造

第 51 図	人件費の推移	77
第 52 図	ラスパイレス指数の推移	77
第 53 図	人件費の費目別内訳	78
第 54 図	人件費の財源内訳	78
第 55 図	職員給の部門別構成比の状況	79
第 56 図	地方公務員1人当たり平均給料月額（普通会計、団体区分別、職種別）	80
第 57 図	地方公務員数の状況	81
第 58 図	地方公務員数の推移	81
第 59 図	一般行政関係職員の部門別、団体区分別増減状況 （令和2年4月1日と平成22年4月1日との比較）	82
第 60 図	扶助費の目的別内訳の推移	83
第 15 表	普通建設事業費（補助・単独）の推移	85
第 61 図	普通建設事業費の推移	
	その1 純計	85
	その2 都道府県	85
	その3 市町村	86
第 62 図	普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況	86
第 63 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況（平成21年度と令和元年度との比較）	87
第 64 図	補助事業費の目的別内訳の状況	88
第 65 図	単独事業費の目的別内訳の状況	89



第 66 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その 1 総計	90
	その 2 補助事業費	90
	その 3 単独事業費	91
第 67 図	用地取得費の目的別（補助・単独）の状況	91
第 68 図	用地取得費の推移	92
第 16 表	普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移	92
第 69 図	災害復旧事業費の状況	93
第 70 図	災害復旧事業費の推移	93
第 17 表	その他の経費の状況	94
第 71 図	物件費の推移	95
第 72 図	維持補修費の目的別内訳の状況	96
第 73 図	補助費等の目的別内訳の推移	97
第 74 図	繰出金の繰出先内訳の推移	98
第 75 図	積立金の状況	99
第 76 図	投資及び出資金の目的別内訳の状況	99
第 77 図	貸付金の目的別内訳の状況	100

## 6 一部事務組合等の状況

第 18 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	101
第 78 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	102
第 19 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合（目的別内訳）	102

## 7 公営企業等の状況

第 79 図	公営企業の事業数の状況（令和元年度末）	103
第 20 表	事業全体に占める公営企業の割合	104
第 80 図	職員数の状況	105
第 81 図	決算規模の推移	105
第 21 表	公営企業全体の経営状況	106
第 82 図	料金収入の状況	106
第 83 図	建設投資額の推移	107
第 84 図	企業債発行額の状況	108
第 85 図	企業債借入先別現在高の推移	108
第 86 図	損益計算書の状況	109
第 87 図	貸借対照表の状況	109
第 22 表	法適用企業の経営状況	110
第 23 表	水道事業（法適用企業）の経営状況	112
第 88 図	水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源	112

第 24 表	工業用水道事業の経営状況	113
第 89 図	バス、鉄軌道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）	114
第 25 表	交通事業（法適用企業）の経営状況	115
第 26 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	115
第 27 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	116
第 28 表	公営電気事業における事業概況（稼働中の施設）	116
第 29 表	電気事業（法適用企業）の経営状況	117
第 30 表	ガス事業の経営状況	118
第 90 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	119
第 31 表	病院事業の経営状況	120
第 32 表	下水道事業の経営状況	121
第 33 表	その他の公営企業の経営状況	123
第 91 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況（都道府県）	124
第 92 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況（都道府県）	124
第 93 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況（市町村（事業勘定））	126
第 94 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況（市町村（事業勘定））	126
第 95 図	後期高齢者医療事業の歳入決算の状況	128
第 96 図	後期高齢者医療事業の歳出決算の状況	129
第 97 図	介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）	130
第 98 図	介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）	131
第 34 表	経営健全化方針の策定を要する法人数	134

## 9 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

第 99 図	実質赤字額がある団体数の推移	140
第 100 図	連結実質赤字額がある団体数の推移	141
第 101 図	実質公債費比率が18%以上である団体数の推移	141
第 102 図	実質公債費比率の段階別分布状況	142
第 35 表	団体区分別実質公債費比率の状況	142
第 103 図	将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移	143
第 104 図	将来負担比率の段階別分布状況	143
第 36 表	団体区分別将来負担比率の状況	144
第 105 図	団体区分別の将来負担額等の規模	144
第 37 表	団体区分別の項目別将来負担額等の状況	145
第 38 表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	146
第 106 図	資金不足額がある公営企業会計数の推移	146
第 107 図	資金不足額の状況（団体区分別会計数）	147
第 39 表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数 （事業種類・団体区分別）	147

第108図	資金不足額の状況（事業別会計数）	148
第109図	資金不足額の状況（団体区分別合計額）	149
第110図	資金不足額の状況（事業別合計額）	149

## 10 市町村の規模別財政状況

第40表	団体規模別団体数の推移	150
第111図	団体規模別団体数構成比の推移	151
第41表	団体規模別人口の推移	151
第112図	団体規模別人口構成比の推移	152
第113図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その1 歳入	152
	その2 歳出	153
第42表	団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況	154
第43表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	154
第114図	団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	155
第115図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況	155
第116図	団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）	156
第117図	団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	157
第118図	団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）	157
第44表	団体規模別経常収支比率の状況	158
第119図	団体規模別経常収支比率の状況（構成比）	158
第120図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	159
第121図	団体規模別実質公債費比率の状況（構成比）	159
第122図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	160
第123図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況 （人口1人当たり）	160

## 11 公共施設の状況

第124図	公営住宅等の総戸数の推移	162
第125図	公園の面積の推移	163
第126図	下水処理人口の推移	164
第127図	ごみ処理施設における年間総収集量の推移	165
第128図	公立の老人ホームの状況	166

## 第2部 令和2年度及び令和3年度の地方財政

### 1 令和2年度の地方財政

第45表 令和2年度普通会計予算の状況（9月補正後）	187
----------------------------	-----

## 第3部 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

### 2 地域のデジタル化の推進

第129図 マイナンバー制度の意義について	208
-----------------------	-----

### 5 社会保障制度改革

第46表 令和3年度における「社会保障の充実」（概要）	218
-----------------------------	-----

### 6 公共施設等の適正管理の推進

第47表 主な個別施設計画の策定状況	221
--------------------	-----

### 7 財政マネジメントの強化

第48表 公営企業経営戦略の策定状況（R2.3.31現在）	225
-------------------------------	-----

第49表 令和元年度における公営企業の抜本的な改革等の取組状況	226
---------------------------------	-----

第130図 公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ	227
--------------------------------	-----

第50表 公営企業会計適用の取組状況（R2.4.1時点）	227
------------------------------	-----

第131図 経営・財務マネジメント強化事業の創設	230
--------------------------	-----

### 8 地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

第51表 地方公共団体の定員管理の状況について（令和2年4月1日現在）	232
-------------------------------------	-----

第132図 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（概要）	235
---------------------------------	-----

## はじめに

本報告は、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年以来毎年報告を行っており、今回で69回目になる。

令和元年度の地方財政の概況は次のとおりである。

歳入は、前年度と比べて1兆9,006億円増（1.9%増）の103兆2,459億円となった。このうち、通常収支分は2兆1,475億円増（2.2%増）の101兆1,238億円、東日本大震災分は2,469億円減（10.4%減）の2兆1,221億円となった。主な増要因は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく補助事業、幼児教育・保育の無償化に係る交付金の増等による国庫支出金の増加（9,513億円増）、地方税の増加（4,600億円増）、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の増等による地方債の増加（3,621億円増）である。

歳出は、前年度と比べて1兆6,816億円増（1.7%増）の99兆7,022億円となった。このうち、通常収支分は1兆9,628億円増（2.0%増）の97兆8,969億円、東日本大震災分は2,812億円減（13.5%減）の1兆8,053億円となった。主な増要因は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく補助事業の増等による普通建設事業費の増加（6,520億円増）、幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費の増等による扶助費の増加（6,413億円増）、物件費の増加（4,118億円増）である。

また、普通会計が負担すべき借入金残高は、前年度と比べて1兆3,490億円減（0.7%減）の192兆2,651億円となった。その内訳は、地方債現在高の減少（1,980億円減）、企業債現在高（普通会計負担分）の減少（7,461億円減）、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金残高の減少（4,050億円減）である。

本報告は、以下の3部から構成されている。

第1部では、令和元年度の地方財政について、地方財政状況調査等に基づき、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、令和元年度決算に基づく健全化判断比率等及び公共施設の状況等を明らかにしている。

第2部では、令和2年度及び令和3年度の地方財政の動向について取りまとめている。

第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- ・各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
- ・各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの〔 〕内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。
- ・提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、令和3年2月末の状況を基に記述している。

# 1

## 第1部

### 令和元年度の地方財政の状況



# 1 地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに応じて様々な行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

## (1) 国・地方を通じた財政支出の状況 [資料編：第32表]

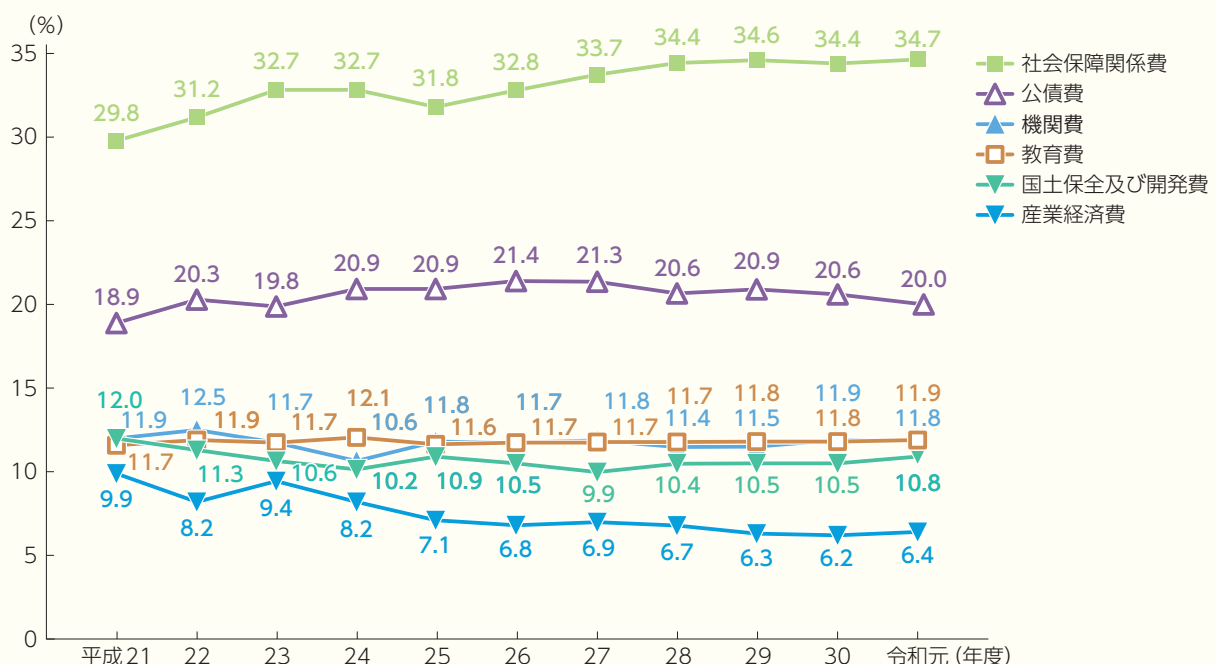
国・地方を通じた財政支出について、国（一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の6特別会計の純計）と地方（普通会計）の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は172兆2,667億円で、前年度と比べると、1.8%増（前年度0.6%増）となっている。

歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、令和元年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合（34.7%）を占め、以下、公債費（20.0%）、教育費（11.9%）、機関費（11.8%）の順となっている。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が73兆4,201億円（全体の42.6%）、地方が98兆8,467億円（同57.4%）で、前年度と比べると、国が2.0%増（前年度1.4%増）、地方が1.6%増（同0.0%増）となっている。

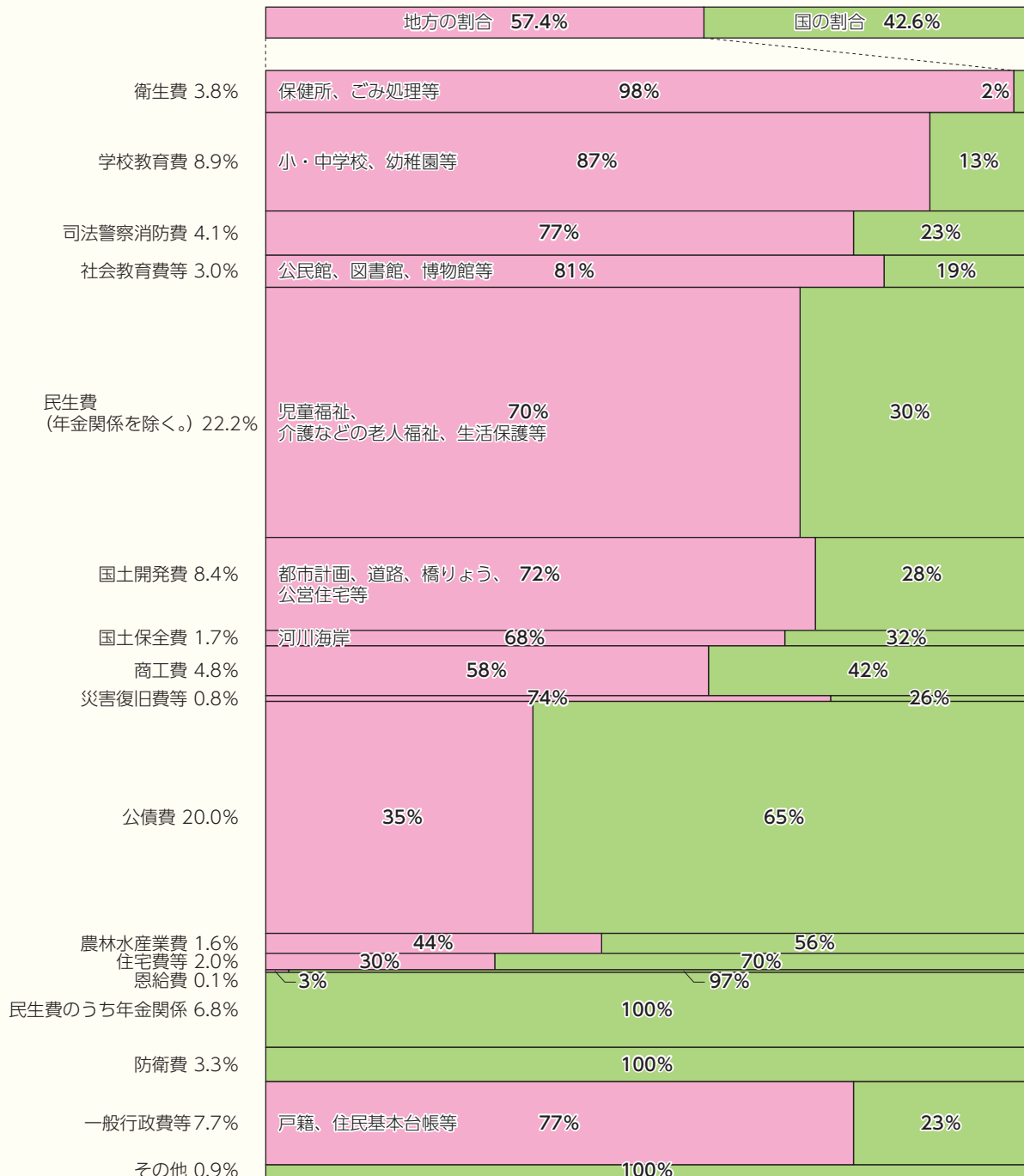
また、歳出純計額の目的別歳出額について国と地方に分けて示したものが第2図である。これによると、防衛費、民生費のうち年金関係のように国のみが行う行政に係るものは別として、民生費（年金関係を除く）、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に

第1図 国・地方を通じた目的別歳出額構成比の推移



(注) 1 機関費は、一般行政経費、司法警察消防費等の合計額である。  
2 産業経済費は、農林水産業費、商工費の合計額である。

第2図 国・地方を通じた純計歳出規模（目的別）



地方公共団体を通じて支出される割合が高いことが分かる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると以下のとおりである。

衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。民



生費（年金関係を除く。）については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

## (2) 国民経済と地方財政 [資料編：第33表、第131表]

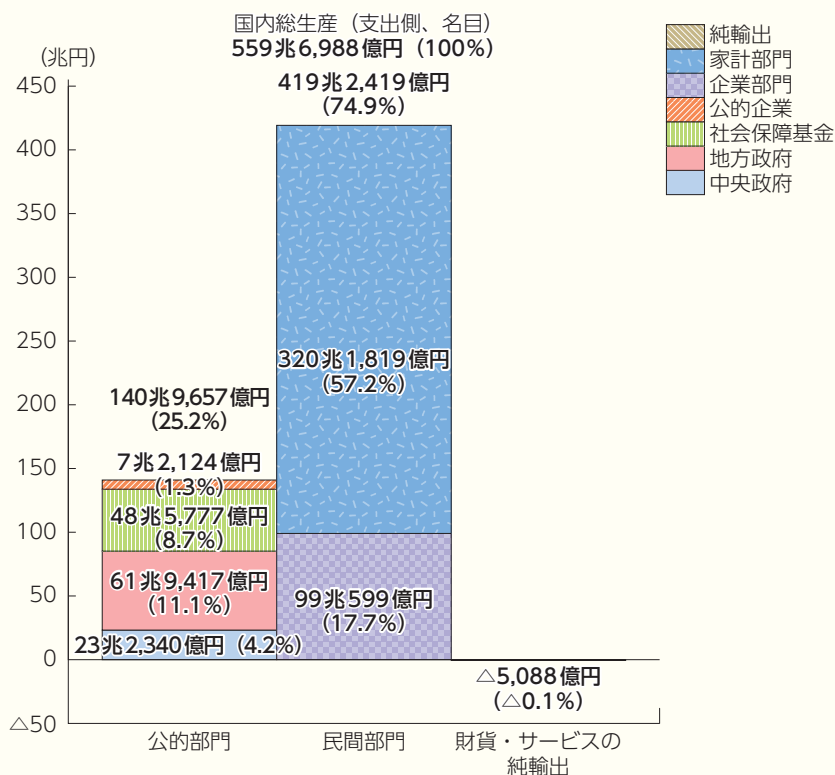
国内総生産（支出側、名目。以下同じ。）のうち、中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業からなる公的部門は、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出等を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

なお、社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

### ア 国内総生産（支出側）と地方財政

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総生産に占める割合でみると、第3図のとおりである。令和元年度の国内総生産は559兆6,988億円で、その支出主体別の構成比は、家計部門が57.2%（前年度57.6%）、公的部門が25.2%（同24.7%）、企業部門が17.7%（同17.8%）となっている。

第3図 国内総生産（支出側、名目）と地方財政



(注) 「国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所調べ）」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。なお、「令和元年度国民経済計算年次推計」に基づき、国民経済計算上の中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業を「公的部門」としている。第4～6図において同じ。

公的部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総生産に占める割合は、地方政府が11.1%（前年度10.8%）、中央政府が4.2%（同4.0%）となっており、地方政府の構成比は中央政府の約2.6倍となっている。

### イ 公的支出の状況

公的部門による公的支出の推移は、**第4図**のとおりである。令和元年度の公的支出は、前年度と比べると、2.6%増（前年度1.4%増）の140兆9,657億円となっている。また、国内総生産に占める割合は、25.2%（前年度24.7%）となっている。

公的支出の内訳をみると、**第5図**のとおり、政府最終消費支出が111兆7,147億円、公的総資本形成が29兆2,511億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は2.4%増（前年度1.3%増）、公的総資本形成は3.3%増（同1.9%増）となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が4.4%増（前年度1.2%増）、公的総資本形成が1.2%増（同0.3%減）で合計3.4%増（同0.7%増）であり、公的支出に占める中央政府の割合は、前年度と比べると0.1ポイント上昇の16.5%となっている。

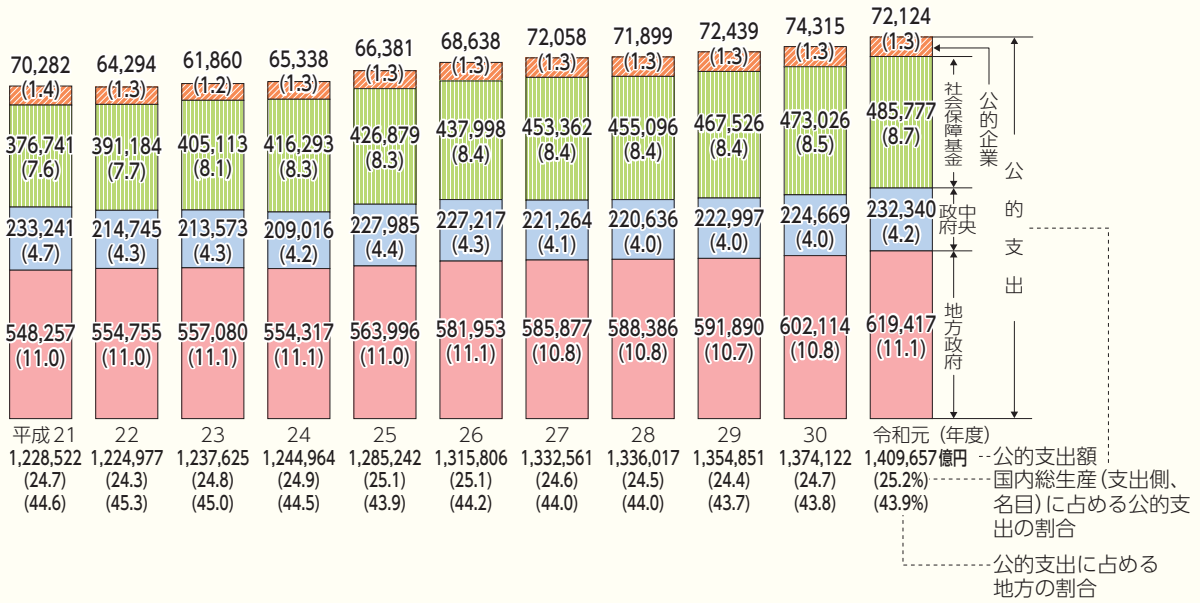
地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.4%増（前年度1.4%増）、公的総資本形成が7.7%増（同2.7%増）で、合計2.9%増（同1.7%増）であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年度と比べると0.1ポイント上昇の43.9%となっている。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度（42.4%）と比べると0.4ポイント低下の42.0%、公的総資本形成においては前年度（49.2%）と比べると2.1ポイント上昇の51.3%となっている。

各最終支出主体が国内総生産の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、**第6図**のとおりである。国内総生産の増加率（経済成長率）0.5%に対する地方政府の寄与度は0.3%で、中央政府の寄与度は0.1%となっている。

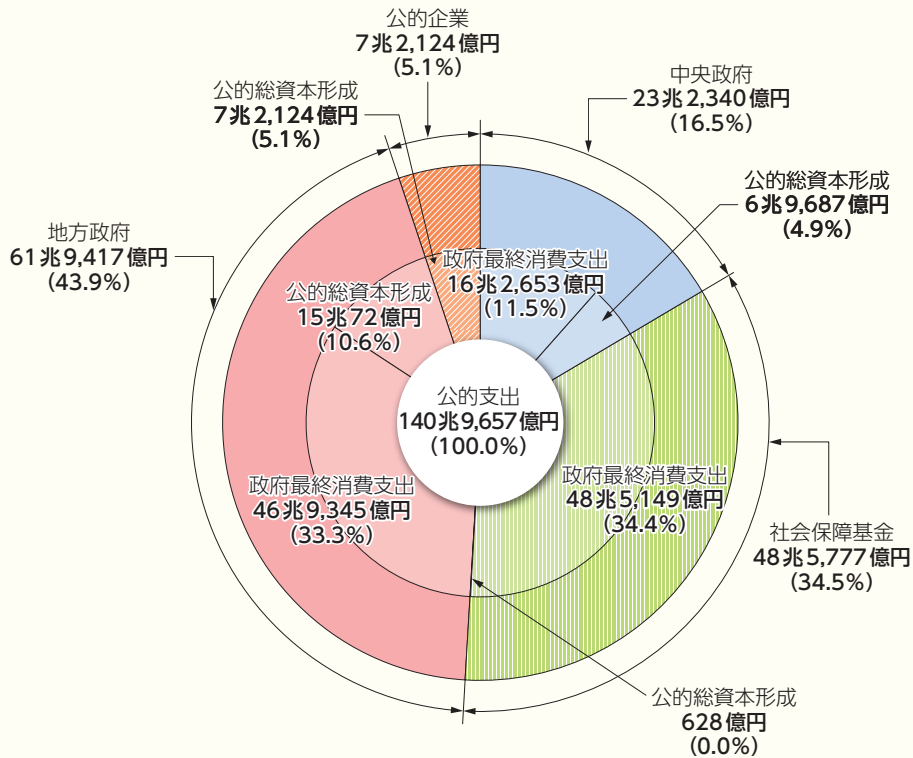
なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等といった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致していない。

第4図 公的支出の推移

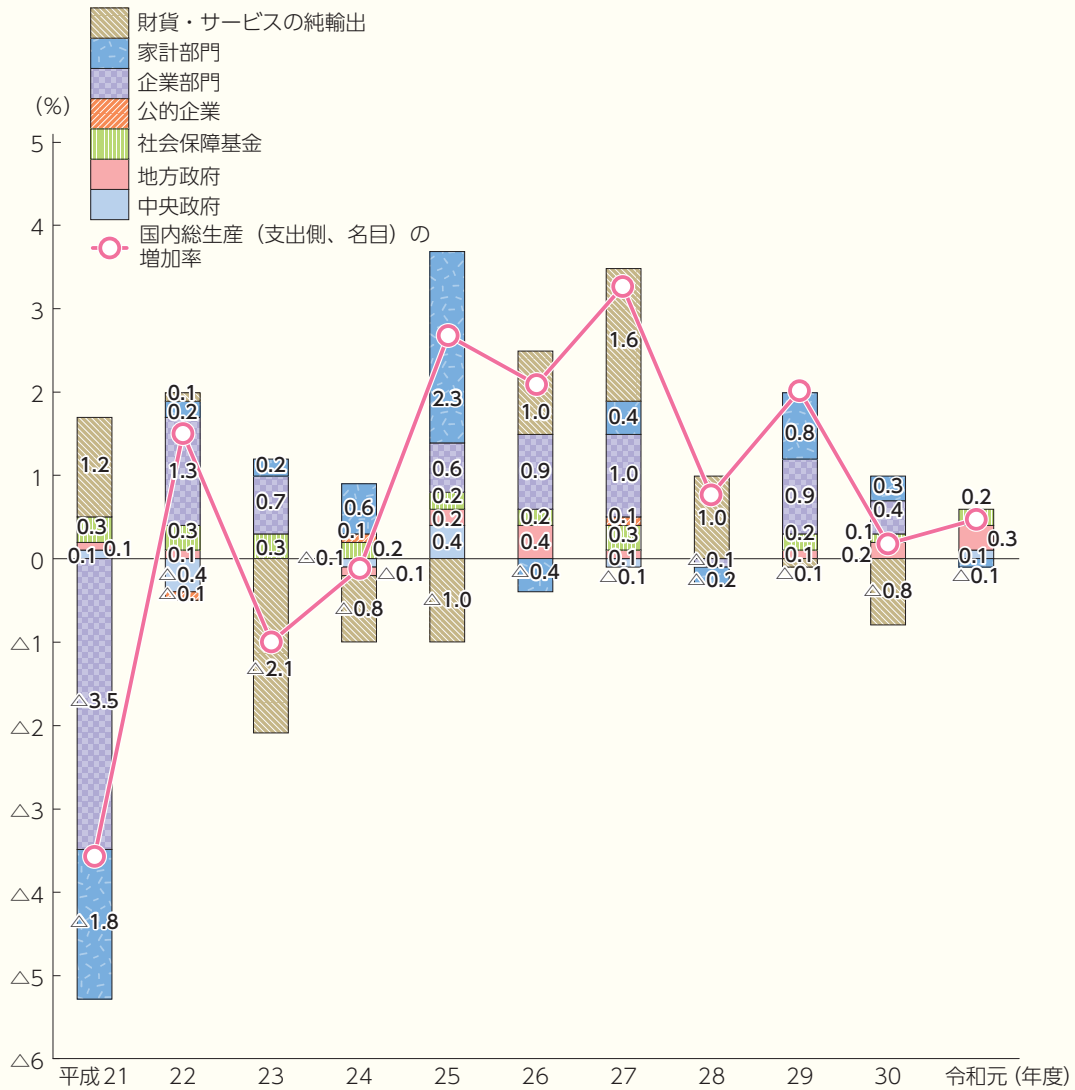


1 地方財政の役割

第5図 公的支出の状況



第6図 国内総生産（支出側、名目）の増加率に対する寄与度



●国内総生産（支出側）の増加率

年度	平成 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
増加率(%)	△3.6	1.5	△1.0	△0.1	2.7	2.1	3.3	0.8	2.0	0.2	0.5

## 2 地方財政の概況

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「公営事業会計」として区分している。

なお、普通会計決算については、平成23年度から、通常収支分（全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの）と東日本大震災分（東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの）を区分して整理している。

### (1) 決算規模 [資料編：第1表、第5表、第136表、第137表]

令和元年度の地方公共団体（47都道府県、1,718市町村、23特別区、1,179一部事務組合及び114広域連合（以下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。））の普通会計の純計決算額は、**第1表**のとおり、歳入103兆2,459億円（前年度101兆3,453億円）、歳出99兆7,022億円（同98兆206億円）となっており、前年度と比べると、歳入1.9%増（前年度0.0%増）、歳出1.7%増（同0.0%増）となっている。このうち通常収支分は、歳入101兆1,238億円（前年度98兆9,763億円）、歳出97兆8,969億円（同95兆9,341億円）で、東日本大震災分は、歳入2兆1,221億円（同2兆3,690億円）、歳出1兆8,053億円（同2兆865億円）となっている。

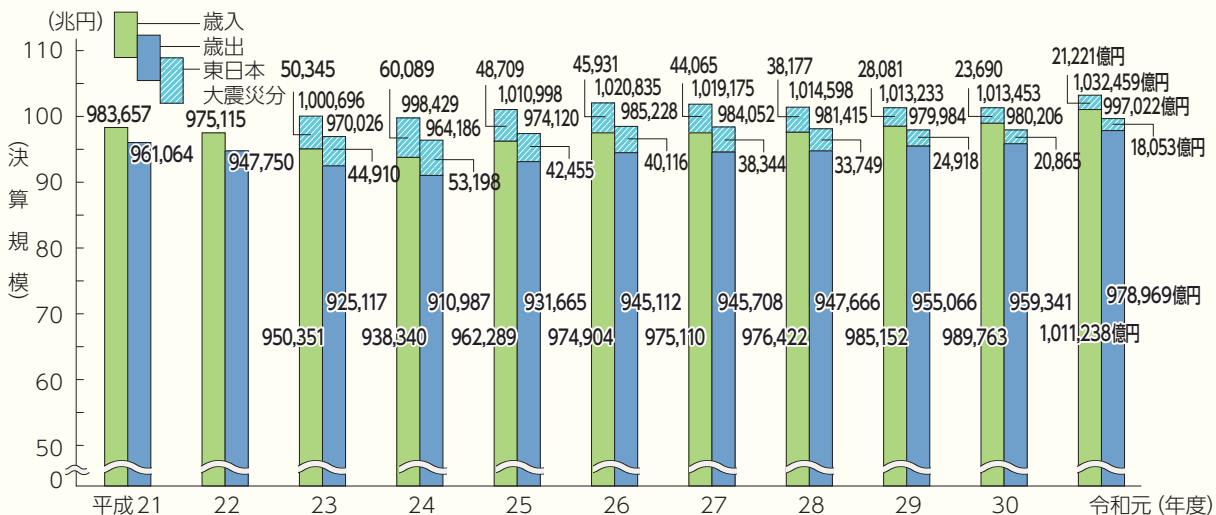
歳入のうち、通常収支分については、貸付金元利収入が減少したものの、国庫支出金及び地方税の増加等により、前年度と比べると2.2%増となり、東日本大震災分については、東日本大震災復興関連基金からの繰入金及び国庫支出金の減少等により、前年度と比べると10.4%減となった。また、歳出のうち、通常収支分については、公債費及び貸付金が減少したものの、普通建設事業費及び扶助費の増加等により、前年度と比べると2.0%増となり、東日本大震災分については、普通建設事業費及び災害復旧事業費の減少等により、前年度と比べると13.5%減となった。

また、近年の決算規模の推移は、**第7図**のとおりである。

**第1表** 地方公共団体の決算規模（純計）

区 分	令和元年度		平成30年度	
	決 算 額	増 減 率	決 算 額	増 減 率
	億円	%	億円	%
歳 入	1,032,459	1.9	1,013,453	0.0
通常収支分	1,011,238	2.2	989,763	0.5
東日本大震災分	21,221	△10.4	23,690	△15.6
歳 出	997,022	1.7	980,206	0.0
通常収支分	978,969	2.0	959,341	0.4
東日本大震災分	18,053	△13.5	20,865	△16.3

第7図 決算規模の推移（純計）



決算規模の状況を団体区分別にみると、第2表のとおりである。都道府県の歳入及び歳出は、東日本大震災分において減少した一方で、通常収支分において増加し、全体として前年度を上回っている。市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。）の歳入及び歳出は、東日本大震災分において減少した一方で、通常収支分において増加し、全体として前年度を上回っている。

第2表 団体区分別決算規模の状況

区 分	決 算 額			増 減 率	
	令和元年度 億円	平成30年度 億円	増減額 億円	元年度 %	30年度 %
歳 入					
都道府県	509,140	503,728	5,412	1.1	△ 1.0
市町村（純計額）	614,051	598,909	15,142	2.5	0.1
政令指定都市	143,305	139,926	3,379	2.4	0.4
特別区	40,711	38,849	1,862	4.8	2.1
中核市	88,932	82,448	6,484	7.9	10.2
施行時特例市	25,606	28,528	△ 2,921	△ 10.2	△ 17.3
都市	238,003	232,039	5,964	2.6	△ 0.8
町村	71,060	70,774	285	0.4	△ 0.8
一部事務組合等	20,633	20,444	189	0.9	0.2
合 計（純計額）	1,032,459	1,013,453	19,006	1.9	0.0
歳 出					
都道府県	493,390	489,573	3,818	0.8	△ 1.0
市町村（純計額）	594,363	579,817	14,546	2.5	0.1
政令指定都市	141,487	138,244	3,244	2.3	0.4
特別区	39,163	37,430	1,733	4.6	2.3
中核市	86,666	80,246	6,420	8.0	10.0
施行時特例市	24,737	27,640	△ 2,903	△ 10.5	△ 17.3
都市	229,022	223,217	5,804	2.6	△ 0.9
町村	67,807	67,616	190	0.3	△ 0.8
一部事務組合等	19,680	19,523	157	0.8	0.4
合 計（純計額）	997,022	980,206	16,816	1.7	0.0

(注) 市町村（純計額）は、市町村の決算額の単純合計から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものの。



## (2) 決算収支 [資料編：第7表]

## ア 実質収支

実質収支（形式収支（歳入歳出差引額）から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額）の状況は、第3表のとおりである。

令和元年度の実質収支は2兆1,595億円の黒字（前年度1兆9,828億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支を団体区分別にみると、都道府県においては7,539億円の黒字（前年度6,036億円の黒字）であり、平成12年度以降黒字となっている。また、市町村においては1兆4,056億円の黒字（前年度1兆3,792億円の黒字）であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体はなく、全団体で実質収支は黒字となっている。

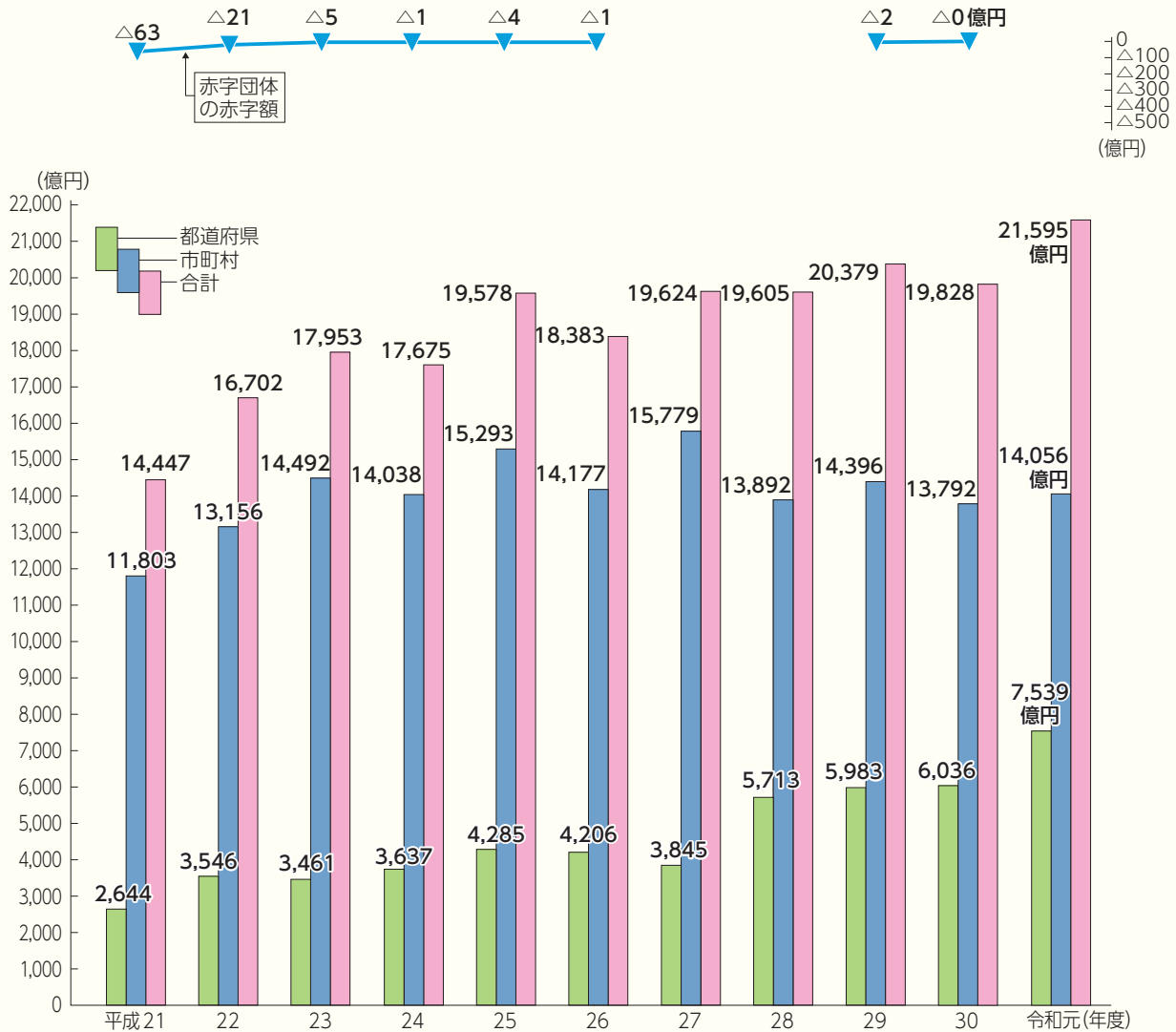
なお、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率（加重平均により、合計及び市町村分は特別区及び一部事務組合等を除く。）の推移は、第9図のとおり、令和元年度の実質収支比率は前年度から0.3ポイント上昇の3.4%となっており、都道府県においては前年度から0.5ポイント上昇の2.6%、市町村においては前年度と同率の4.0%となっている。

第3表 実質収支の状況

区 分	令 和 元 年 度				平 成 30 年 度		増 減	
	団体数	形式収支 億円	翌年度に 繰り越す べき財源 億円	実質収支 億円	団体数	実質収支 億円	団体数	実質収支 億円
全 体	都 道 府 県	47	15,749	8,210	47	6,036	—	1,503
	市 町 村	3,034	19,688	5,631	3,044	13,792	△ 10	264
	合 計	3,081	35,437	13,842	3,091	19,828	△ 10	1,767
黒字の 団体	都 道 府 県	47	15,749	8,210	47	6,036	—	1,503
	市 町 村	3,034	19,688	5,631	3,042	13,792	△ 8	264
	合 計	3,081	35,437	13,842	3,089	19,828	△ 8	1,767
赤字の 団体	都 道 府 県	—	—	—	—	—	—	—
	市 町 村	—	—	—	2	△ 0	△ 2	0
	合 計	—	—	—	2	△ 0	△ 2	0

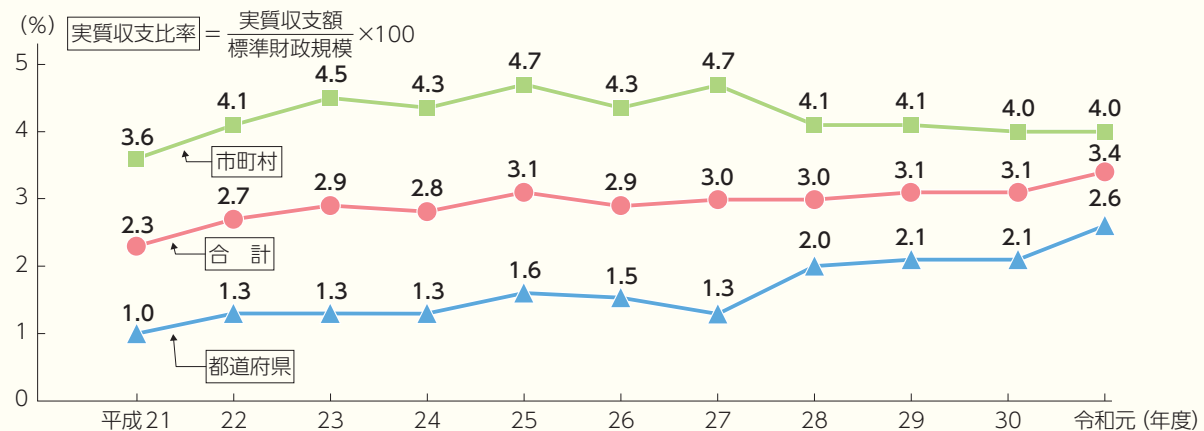
(注) 市町村の額は単純合計である。

第8図 実質収支及び赤字団体の赤字額の推移



(注) 1 市町村の額は単純合計額である。  
2 平成27、28年度、令和元年度は全団体に黒字となっている。

第9図 実質収支比率の推移



(注) 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。



## 1 単年度収支及び実質単年度収支

令和元年度の単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）は1,774億円の黒字（前年度549億円の赤字）となっている。

単年度収支を団体区分別にみると、都道府県においては1,503億円の黒字（前年度53億円の黒字）、市町村においては271億円の黒字（同603億円の赤字）となっている。

また、実質単年度収支（単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額）は779億円の黒字（前年度350億円の黒字）となっている。

実質単年度収支を団体区分別にみると、都道府県においては2,652億円の黒字（前年度2,240億円の黒字）、市町村においては1,873億円の赤字（同1,891億円の赤字）となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第4表のとおりである。

第4表 赤字の団体数の状況

区 分	全団体数		赤 字 の 団 体 数											
	令和 元年度 (A)	平成 30年度 (B)	実質収支				単年度収支				実質単年度収支			
			元年度		30年度		元年度		30年度		元年度		30年度	
			団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
都 道 府 県	47	47	—	—	—	—	17	36.2	23	48.9	18	38.3	19	40.4
市 町 村 計	3,034	3,044	—	—	2	0.1	1,356	44.7	1,560	51.2	1,591	52.4	1,671	54.9
政令指定都市	20	20	—	—	—	—	7	35.0	12	60.0	11	55.0	13	65.0
中 核 市	58	54	—	—	—	—	30	51.7	24	44.4	34	58.6	35	64.8
施行時特例市	27	31	—	—	—	—	6	22.2	16	51.6	16	59.3	10	32.3
都 市	687	687	—	—	1	0.1	339	49.3	349	50.8	424	61.7	393	57.2
中 都 市	155	155	—	—	—	—	70	45.2	85	54.8	93	60.0	87	56.1
小 都 市	532	532	—	—	1	0.2	269	50.6	264	49.6	331	62.2	306	57.5
町 村	926	926	—	—	—	—	419	45.2	499	53.9	547	59.1	576	62.2
市 町 村 小 計	1,718	1,718	—	—	1	0.1	801	46.6	900	52.4	1,032	60.1	1,027	59.8
特 別 区	23	23	—	—	—	—	12	52.2	14	60.9	8	34.8	10	43.5
一部事務組合等	1,293	1,303	—	—	1	0.1	543	42.0	646	49.6	551	42.6	634	48.7
合 計	3,081	3,091	—	—	2	0.1	1,373	44.6	1,583	51.2	1,609	52.2	1,690	54.7

## (3) 歳入 [資料編：第10表]

歳入純計決算額は103兆2,459億円で、前年度と比べると1兆9,006億円増加（1.9%増）している。このうち、通常収支分は101兆1,238億円で、前年度と比べると2兆1,475億円増加（2.2%増）しており、東日本大震災分は2兆1,221億円で、前年度と比べると2,469億円減少（10.4%減）している。

歳入の主な内訳をみると、第5表のとおりである。

地方税は、個人住民税の増加等により、前年度と比べると4,600億円増加（1.1%増）している。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の減少等により、前年度と比べると370億円減少（1.4%減）

第5表 歳入純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	令和 元年度	平成 30年度	増減額	元年度	30年度	元年度	30年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地 方 税	412,115	407,514	4,600	39.9	40.2	1.1	2.1
地 方 譲 与 税	26,138	26,509	△ 370	2.5	2.6	△ 1.4	10.2
地 方 特 例 交 付 金 等	4,683	1,544	3,139	0.5	0.2	203.3	16.3
地 方 交 付 税	167,392	165,482	1,910	16.2	16.3	1.2	△ 1.3
小 計 ( 一 般 財 源 )	610,328	601,049	9,279	59.1	59.3	1.5	1.5
(一般財源+臨時財政対策債)	642,639	640,444	2,195	62.2	63.2	0.3	1.3
国 庫 支 出 金	158,344	148,852	9,492	15.3	14.7	6.4	△ 4.1
地 方 債	108,705	105,084	3,621	10.5	10.4	3.4	△ 1.3
うち臨時財政対策債	32,311	39,395	△ 7,084	3.1	3.9	△ 18.0	△ 1.2
そ の 他	155,082	158,468	△ 3,386	15.1	15.6	△ 2.1	△ 0.6
合 計	1,032,459	1,013,453	19,006	100.0	100.0	1.9	0.0

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

している。

地方特例交付金等は、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金の創設等により、前年度と比べると3,139億円増加（203.3%増）している。

地方交付税は、前年度と比べると1,910億円増加（1.2%増）している。

一般財源は、地方税、地方特例交付金等の増加等により、前年度と比べると9,279億円増加（1.5%増）している。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は2,195億円増加（0.3%増）している。

国庫支出金は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく補助事業、幼児教育・保育の無償化に係る交付金及び学校の緊急重点安全確保対策事業（エアコン設置等）の増加等により、前年度と比べると9,492億円増加（6.4%増）している。

地方債は、臨時財政対策債が減少したものの、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の増加等により、前年度と比べると3,621億円増加（3.4%増）している。

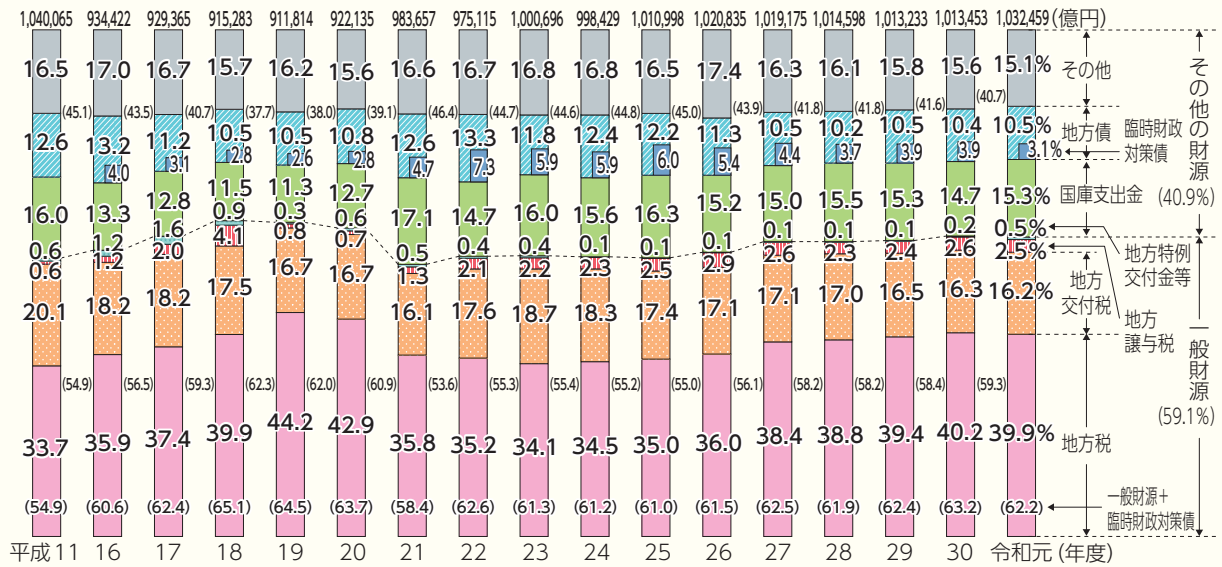
歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

地方税の構成比は、税源移譲等により、平成19年度には44.2%まで上昇し、その後、景気の悪化や地方法人特別税の創設等に伴って低下していた。平成24年度以降は再び上昇の傾向にあるが、令和元年度においては、国庫支出金の増加等により、前年度と比べると0.3ポイント低下の39.9%となっている。

地方交付税の構成比は、平成13年度以降財源不足額に関して交付税特別会計における借入金による方式に代えて、臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることとしたことや、三位一体の改革に伴う地方交付税の改革等により、21年度には16.1%まで低下した。その後、地方財政対策における地方交付税総額の増加等により上昇したが、平成24年度以降は、地方税収の増加等により低下の傾向にあり、令和元年度においては、前年度と比べると0.1ポイント低下の16.2%となっている。

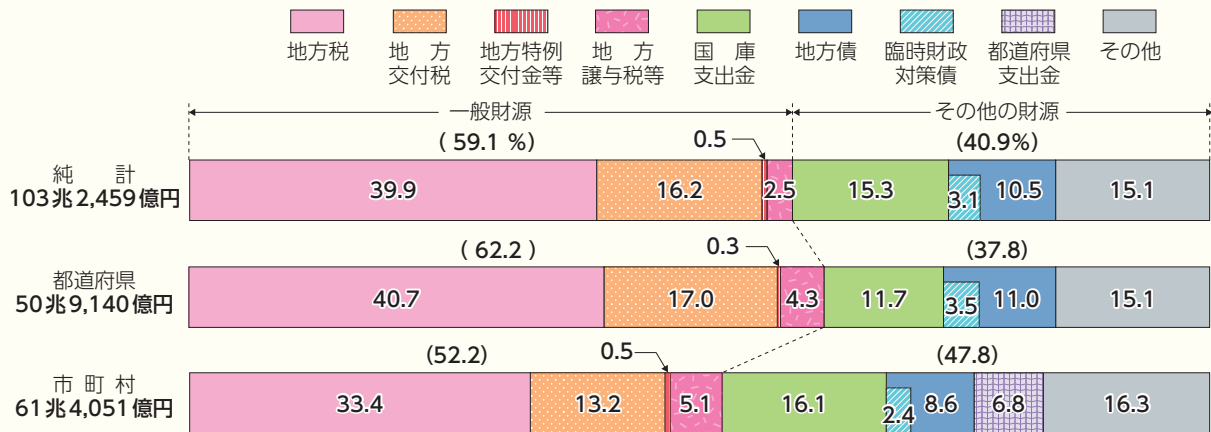
国庫支出金の構成比は、平成15年度以降、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、

第10図 歳入純計決算額の構成比の推移



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第11図 歳入決算額の構成比



(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

普通建設事業費支出金の減少等により、19年度には11.3%まで低下し、その後、国の経済対策の実施、東日本大震災への対応の影響等により上昇した。近年は15%前後で推移しており、令和元年度においては、前年度と比べると0.6ポイント上昇の15.3%となっている。

地方債の構成比は、臨時財政対策債の増加等により、平成22年度には13.3%まで上昇したが、近年は臨時財政対策債の減少等により、10%台で推移している。令和元年度においては、前年度と比べると0.1ポイント上昇の10.5%となっている。なお、臨時財政対策債を除いた構成比は、前年度と比べると0.9ポイント上昇の7.4%となっている。

一般財源の構成比は、平成18年度には62.3%まで上昇した後、21年度には53.6%まで低下した。平成26年度以降は上昇の傾向にあり、30年度には59.3%となったが、令和元年度においては、国庫支出金の増加等により、前年度と比べると0.2ポイント低下の59.1%となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額の構成比は、前年度と比べると1.0ポイント低下の62.2%となっている。

歳入決算額の構成比を団体区分別にみると、第11図のとおりである。

都道府県においては、地方税が最も大きな割合（40.7%）を占め、以下、地方交付税（17.0%）、国庫支出金（11.7%）の順となっている。

市町村においても、地方税が最も大きな割合（33.4%）を占め、以下、国庫支出金（16.1%）、地方交付税（13.2%）の順となっている。

## (4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

### ア 目的別歳出

#### (ア) 目的別歳出 [資料編：第34表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。歳出純計決算額は99兆7,022億円で、前年度と比べると1兆6,816億円増加（1.7%増）している。このうち、通常収支分は97兆8,969億円で、前年度と比べると1兆9,628億円増加（2.0%増）しており、東日本大震災分は1兆8,053億円で、前年度と比べると2,812億円減少（13.5%減）している。

目的別歳出の構成比は、**第6表**のとおりであり、民生費（26.6%）、教育費（17.6%）、公債費（12.2%）、土木費（12.2%）、総務費（9.7%）の順となっている。

民生費は、幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費の増加等により、前年度と比べると8,677億円増加（3.4%増）している。

教育費は、学校の緊急重点安全確保対策事業（エアコン設置等）の増加等により、前年度と比べると6,453億円増加（3.8%増）している。

公債費は、臨時財政対策債元利償還額が増加したものの、建設地方債に係る元利償還額の減少等により、前年度と比べると2,259億円減少（1.8%減）している。

土木費は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく普通建設事業の増加等により、前年度と比べると2,468億円増加（2.1%増）している。

総務費は、社会資本整備のための基金積立金の増加等により、前年度と比べると3,840億円増加（4.1%増）している。

目的別歳出の構成比の推移は、**第7表**のとおりである。民生費の構成比は、社会保障関係費の増加を背景に平成19年度以降最も大きな割合を占めている一方で、公債費の構成比は低下の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体区分別にみると、**第12図**のとおりである。

都道府県においては、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により、教育費が最も大きな割合（20.6%）を占め、以下、民生費（16.6%）、公債費（13.5%）、土木費（12.0%）、総務費（6.3%）の順となっている。

また、市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を

設置している町村)等の社会福祉事務の比重が高いこと等により、民生費が最も大きな割合(36.7%)を占め、以下、教育費(12.6%)、総務費(12.0%)、土木費(10.8%)、公債費(9.3%)の順となっている。

第6表 目的別歳出純計決算額の状況

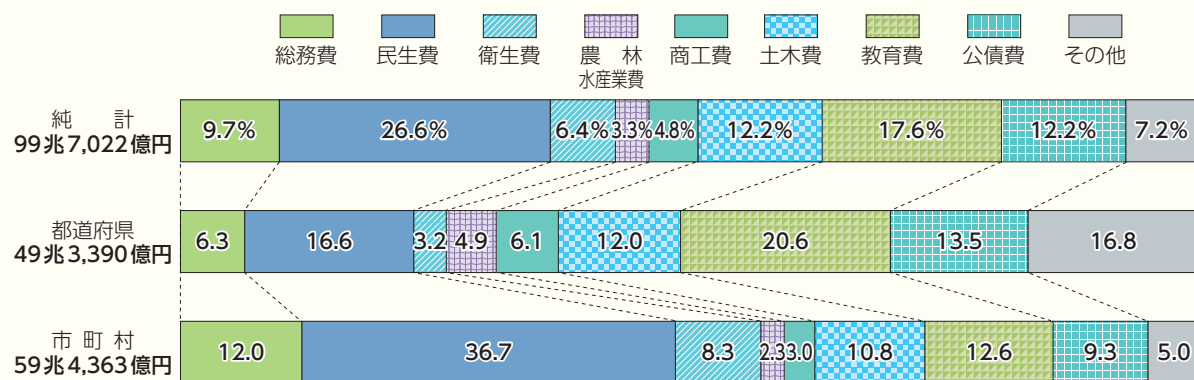
区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	令和 元年度	平成 30年度	増減額	元年度	30年度	元年度	30年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
総 務 費	96,700	92,860	3,840	9.7	9.5	4.1	1.8
民 生 費	265,337	256,659	8,677	26.6	26.2	3.4	△ 1.2
衛 生 費	63,540	62,367	1,173	6.4	6.4	1.9	△ 0.4
労 働 費	2,443	2,488	△ 45	0.2	0.3	△ 1.8	△ 5.3
農 林 水 産 業 費	33,192	32,517	676	3.3	3.3	2.1	△ 1.4
商 工 費	47,821	47,603	218	4.8	4.9	0.5	△ 2.9
土 木 費	121,274	118,806	2,468	12.2	12.1	2.1	△ 0.3
消 防 費	20,920	20,012	908	2.1	2.0	4.5	△ 0.3
警 察 費	33,558	32,982	576	3.4	3.4	1.7	1.2
教 育 費	175,235	168,782	6,453	17.6	17.2	3.8	△ 0.1
公 債 費	121,414	123,674	△ 2,259	12.2	12.6	△ 1.8	△ 2.4
そ の 他	15,588	21,456	△ 5,869	1.5	2.1	△ 27.4	51.4
合 計	997,022	980,206	16,816	100.0	100.0	1.7	0.0

第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

区 分	平成 21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年度
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 務 費	11.2	10.6	9.6	10.3	10.3	10.0	9.8	9.1	9.3	9.5	9.7
民 生 費	20.6	22.5	23.9	24.0	24.1	24.8	25.7	26.8	26.5	26.2	26.6
衛 生 費	6.2	6.1	7.0	6.2	6.1	6.2	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4
労 働 費	1.0	0.9	1.0	0.8	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2
農 林 水 産 業 費	3.7	3.4	3.3	3.3	3.6	3.4	3.3	3.2	3.4	3.3	3.3
商 工 費	6.8	6.8	6.8	6.4	6.1	5.6	5.6	5.3	5.0	4.9	4.8
土 木 費	13.8	12.6	11.6	11.7	12.4	12.2	11.9	12.2	12.2	12.1	12.2
消 防 費	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	2.1
警 察 費	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4
教 育 費	17.1	17.4	16.7	16.7	16.5	16.9	17.1	17.1	17.2	17.2	17.6
公 債 費	13.4	13.7	13.4	13.5	13.5	13.6	13.1	12.8	12.9	12.6	12.2
そ の 他	0.9	0.7	1.5	1.8	1.6	1.5	1.3	1.5	1.5	2.1	1.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
歳 出 合 計	961,064	947,750	970,026	964,186	974,120	985,228	984,052	981,415	979,984	980,206	997,022



第12図 目的別歳出決算額の構成比



(イ) 一般財源の充当状況 [資料編：第36表]

一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。

一般財源総額（61兆328億円）に占める目的別歳出に対する一般財源充当額の割合をみると、民生費が最も大きな割合（24.7%）を占め、以下、教育費（17.9%）、公債費（16.6%）、総務費（10.8%）、土木費（7.2%）の順となっている。

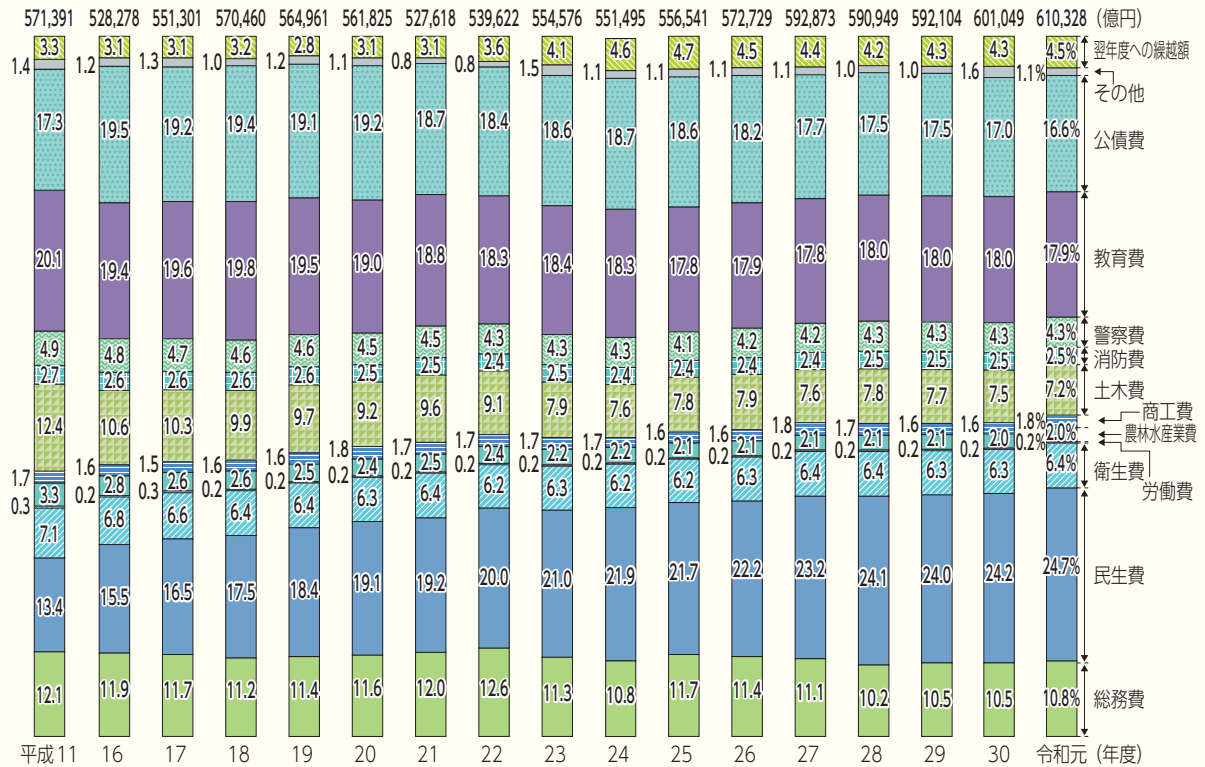
一般財源充当額の目的別構成比の推移は、第13図のとおりである。近年、民生費充当分が上昇の傾向にある一方で、公債費充当分及び土木費充当分は低下の傾向にある。

第8表 一般財源の目的別歳出充当状況

区 分	令和元年度		平成30年度	
	決 算 額 億円	構 成 比 %	決 算 額 億円	構 成 比 %
総 務 費	65,955	10.8	63,347	10.5
民 生 費	150,994	24.7	145,195	24.2
衛 生 費	38,964	6.4	37,919	6.3
労 働 費	1,255	0.2	1,227	0.2
農 林 水 産 業 費	12,022	2.0	12,184	2.0
商 工 費	10,943	1.8	9,882	1.6
土 木 費	43,886	7.2	45,042	7.5
消 防 費	15,488	2.5	14,909	2.5
警 察 費	26,398	4.3	25,777	4.3
教 育 費	109,541	17.9	107,941	18.0
公 債 費	101,327	16.6	101,982	17.0
そ の 他	5,829	1.1	9,743	1.6
翌年度への繰越額	27,725	4.5	25,903	4.3
一 般 財 源 計	610,328	100.0	601,049	100.0

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。

第13図 一般財源充当額の目的別構成比の推移



1 性質別歳出

(ア) 性質別歳出 [資料編：第73表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

義務的経費は、職員給等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は、前年度と比べると4,047億円増加(0.8%増)している。これは、扶助費が、幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費の増加等により、6,413億円増加(4.5%増)したことによるものである。なお、公債費は、臨時財政対策債元利償還額が増加したものの、建設地方債に係る元利償還額の減少等により、前年度と比べると2,273億円減少(1.8%減)している。

投資的経費は、前年度と比べると6,203億円増加(3.9%増)している。これは、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく補助事業及び学校の緊急重点安全確保対策事業(エアコン設置等)の増加等により、普通建設事業費が6,520億円増加(4.4%増)したこと等によるものである。

また、その他の経費は、前年度と比べると6,566億円増加(2.0%増)している。これは、制度融資の減少等により貸付金が1,907億円減少(5.0%減)した一方で、委託料の増加等により物件費が4,118億円増加(4.3%増)したこと、東京2020大会競技施設の整備に伴う組織委員会への補助及びプレミアム付商品券事業の増加等により補助費等が3,177億円増加(3.4%増)したこと等によるものである。

第9表 性質別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	令和 元年度	平成 30年度	増減額	元年度	30年度	元年度	30年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	495,111	491,064	4,047	49.7	50.1	0.8	△ 0.6
人件費	224,568	224,660	△ 92	22.5	22.9	△ 0.0	0.0
扶助費	149,410	142,997	6,413	15.0	14.6	4.5	0.1
公債費	121,133	123,407	△ 2,273	12.1	12.6	△ 1.8	△ 2.4
投資的経費	164,239	158,037	6,203	16.5	16.1	3.9	4.2
普通建設事業費	154,164	147,644	6,520	15.5	15.1	4.4	3.1
うち補助事業費	75,855	70,252	5,603	7.6	7.2	8.0	△ 3.8
うち単独事業費	70,084	70,208	△ 124	7.0	7.2	△ 0.2	11.5
災害復旧事業費	10,075	10,392	△ 317	1.0	1.1	△ 3.1	23.0
失業対策事業費	0	0	△ 0	0.0	0.0	△ 29.4	△ 33.3
その他の経費	337,672	331,105	6,566	33.9	33.8	2.0	△ 1.0
うち補助費等	96,284	93,108	3,177	9.7	9.5	3.4	△ 5.4
うち繰出金	60,048	60,035	13	6.0	6.1	0.0	11.8
合 計	997,022	980,206	16,816	100.0	100.0	1.7	0.0

平成21年度以降のこれらの経費の増減額の推移は、第14図のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

義務的経費の構成比は、平成19年度には52.1%まで上昇したが、近年は50%前後で推移しており、令和元年度においては、前年度と比べると0.4ポイント低下の49.7%となっている。義務的経費の構成比の内訳をみると、人件費は、平成20年度以降低下の傾向にあり、令和元年度においては前年度と比べると0.4ポイント低下の22.5%となっている。扶助費は、社会保障関係費の増加等により上昇の傾向にあり、令和元年度においては、前年度と比べると0.4ポイント上昇の15.0%となっている。公債費は、平成18年度以降低下の傾向にあり、令和元年度においては、前年度と比べると0.5ポイント低下の12.1%となっている。

投資的経費の構成比は、平成23年度まで低下の傾向にあったが、24年度に上昇に転じ、近年は15%台で推移している。令和元年度においては、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると0.4ポイント上昇の16.5%となっている。

その他の経費の構成比は、補助費等、繰出金の増加等により、平成23年度まで上昇の傾向にあった。平成24年度以降は低下の傾向にあるが、令和元年度においては補助費等の増加等により、前年度と比べると0.1ポイント上昇の33.9%となっている。

性質別歳出決算額の構成比を団体区分別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等から、都道府県（25.4%）が市町村（16.7%）を上回っている。また、扶助費の構成比は、市町村において、児童手当の支給、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村）等の社会福祉関係事務が行われていること等から、市町村（23.3%）が都道府県（2.2%）を上回っている。

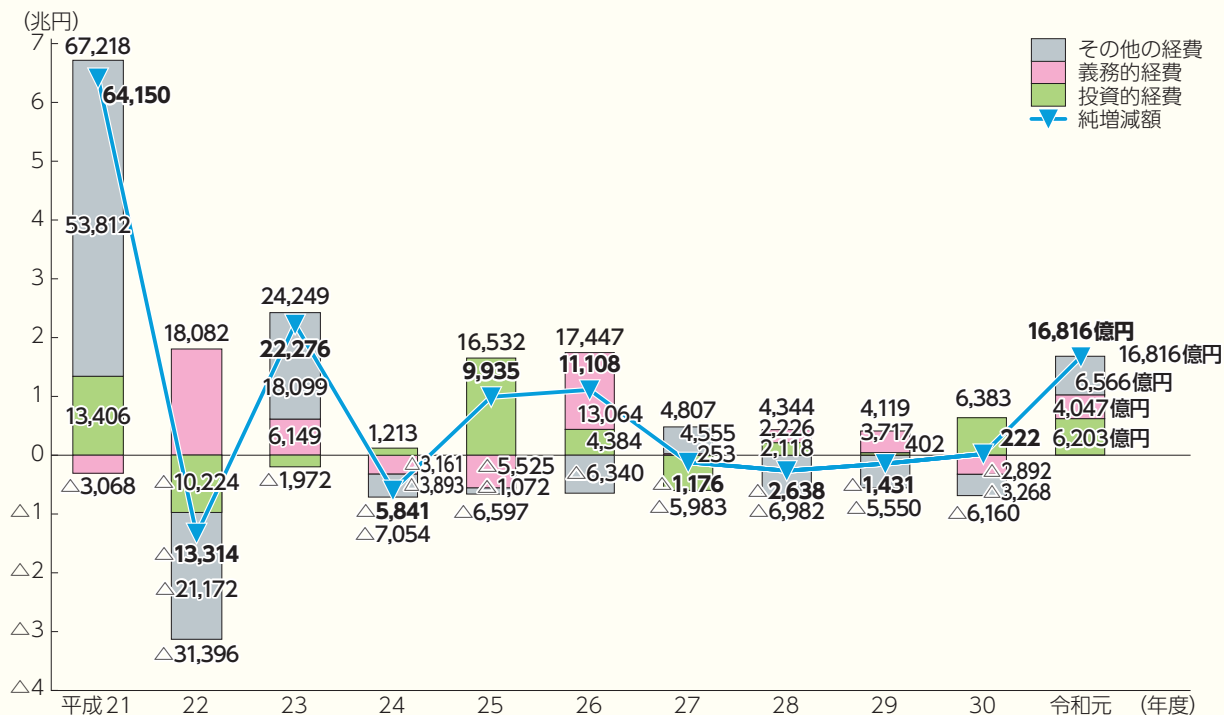
普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県（8.6%）が市町村（6.1%）を上回る一方、単独事業費の構成比は、市町村（7.3%）が都道府県（6.0%）を上回っている。

その他の経費のうち、補助費等の構成比は、都道府県（27.3%）が市町村（7.4%）を上回る



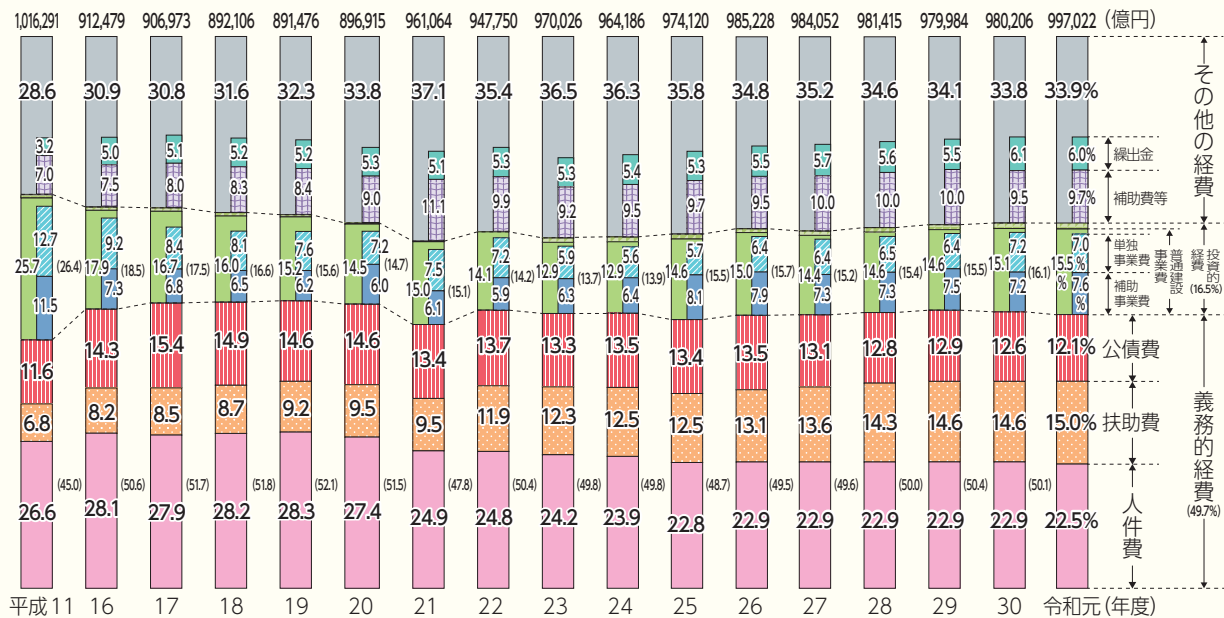
一方、繰出金の構成比は、市町村（8.7%）が都道府県（1.7%）を上回っている。

第14図 義務的経費、投資的経費等の増減額の推移



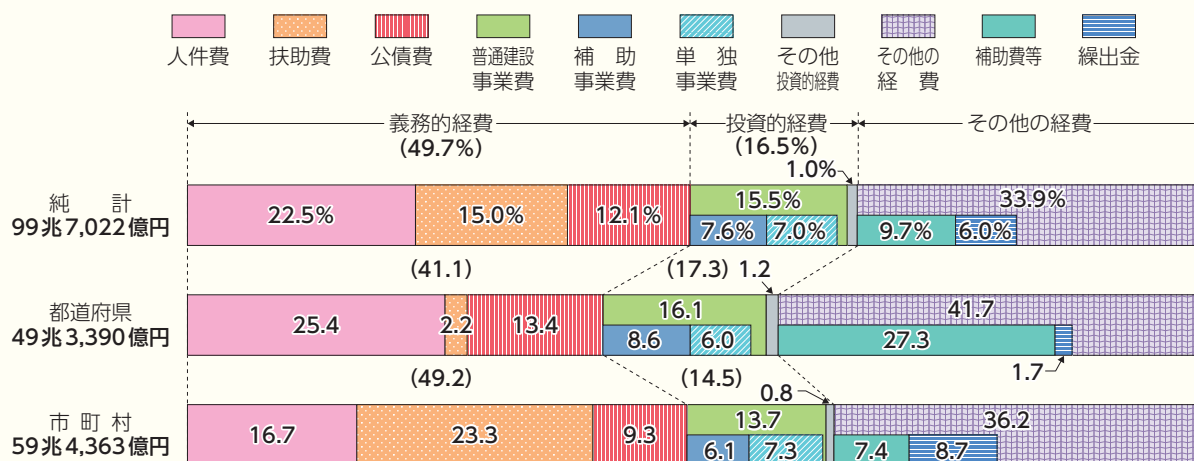
2 地方財政の概況

第15図 性質別歳出純計決算額の構成比の推移



(注) ( ) 内の数値は、義務的経費及び投資的経費の構成比である。

第16図 性質別歳出決算額の構成比



(イ) 一般財源の充当状況 [資料編：第75表]

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。

一般財源総額 (61兆328億円) に占める性質別歳出に対する一般財源充当額の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合 (54.8%) を占め、以下、その他の経費 (36.0%)、投資的経費 (4.7%) の順となっている。なお、その他の経費の中では、補助費等が最も大きな割合 (11.6%) を占めている。

第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

区分	令和元年度		平成30年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	%	億円	%
義務的経費	334,624	54.8	330,412	55.0
人件費	174,050	28.5	172,277	28.7
扶助費	59,516	9.8	56,405	9.4
公債費	101,058	16.6	101,730	16.9
投資的経費	28,856	4.7	33,010	5.5
普通建設事業費	27,605	4.5	31,667	5.3
災害復旧事業費	1,251	0.2	1,343	0.2
失業対策事業費	0	0.0	0	0.0
その他の経費	219,123	36.0	211,724	35.2
うち補助費等	70,555	11.6	68,452	11.4
うち繰出金	49,599	8.1	49,366	8.2
翌年度への繰越額	27,725	4.5	25,903	4.3
一般財源計	610,328	100	601,049	100

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

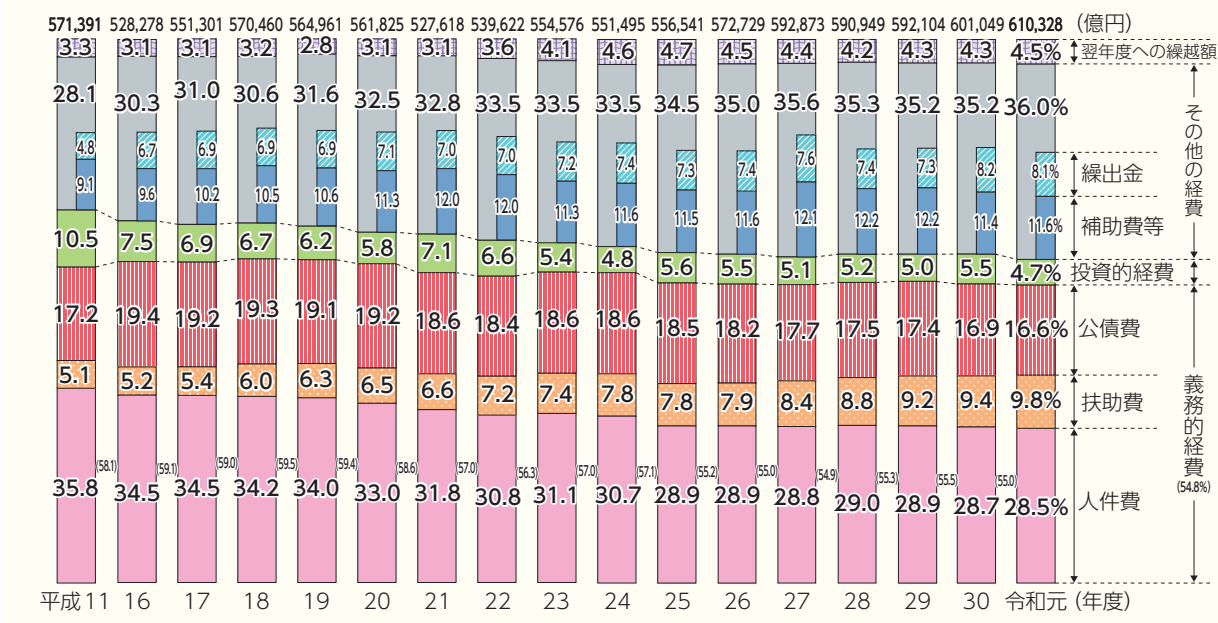
一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

義務的経費充当分は、平成18年度までは、人件費充当分が低下の傾向にある一方で、扶助費充当分及び公債費充当分が上昇の傾向にあったことから、上昇の傾向にあった。平成21年度以降は、公債費充当分も低下の傾向に転じたことから、全体として低下の傾向にあり、令和元年度においては前年度と比べると0.2ポイント低下の54.8%となっている。

投資的経費充当分は、低下の傾向にあり、令和元年度においては前年度と比べると0.8ポイント低下の4.7%となっている。

その他の経費充当分は、上昇の傾向にあり、令和元年度においては前年度と比べると0.8ポイント上昇の36.0%となっている。

第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



## (5) 財政構造の弾力性 [資料編：第8表]

### ア 経常収支比率

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つが、経常収支比率である。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）の、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税等のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に対する割合である。

令和元年度の経常収支比率（加重平均により、市町村分は特別区及び一部事務組合等を除く。）は、前年度と比べると0.4ポイント上昇の93.4%となった。主な内訳をみると、人件費充当分が30.8%（前年度30.9%）、公債費充当分が19.0%（同19.3%）となっている。なお、減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常収支比率算出上の分母から除いた場合の経常収支比率は、99.1%（前年度99.7%）となっている。経常収支比率の推移は第11表のとおりである。

また、経常収支比率を構成する分子及び分母の状況としては、分子である経常経費充当一般財源は、社会保障関係費に係る補助費等及び扶助費が増加したこと等により、前年度と比べると0.8%増となっている。また、分母である経常一般財源等は、地方税及び地方特例交付金等が増加したこと等により、前年度と比べると0.3%増となっている。

第11表 経常収支比率の推移

区 分	平成 21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年度
都道府県	% 95.9 [111.9]	% 91.9 [109.9]	% 94.9 [110.0]	% 94.6 [109.6]	% 93.0 [107.5]	% 93.0 [105.2]	% 93.4 [102.7]	% 94.3 [102.3]	% 94.2 [103.0]	% 93.0 [100.7]	% 93.2 [99.8]
うち	人件費充当	43.1	40.9	41.8	40.6	38.6	38.7	38.5	38.8	36.8	36.4
	扶助費充当	1.6	1.9	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.9	2.0	1.9
	公債費充当	23.2	22.6	23.3	23.1	23.6	23.3	22.7	22.4	23.0	22.1
市町村	91.8 [98.0]	89.2 [97.5]	90.3 [97.5]	90.7 [98.2]	90.2 [97.7]	91.3 [98.3]	90.0 [96.0]	92.5 [97.8]	92.8 [98.6]	93.0 [98.7]	93.6 [98.3]
うち	人件費充当	26.7	25.1	25.4	24.8	23.7	23.8	23.3	23.7	25.6	25.6
	扶助費充当	9.6	10.4	10.5	11.2	11.3	11.7	11.8	12.4	12.4	12.6
	公債費充当	19.9	19.0	19.0	18.8	18.6	18.2	17.4	17.7	16.9	16.6
合 計	93.8 [104.5]	90.5 [103.4]	92.6 [103.4]	92.7 [103.6]	91.6 [102.4]	92.1 [101.7]	91.7 [99.3]	93.4 [100.1]	93.5 [100.7]	93.0 [99.7]	93.4 [99.1]
うち	人件費充当	34.8	32.9	33.4	32.6	31.1	31.3	30.9	31.3	31.1	30.9
	扶助費充当	5.7	6.2	6.4	6.6	6.6	6.8	6.9	7.1	7.3	7.4
	公債費充当	21.5	20.7	21.1	20.9	21.1	20.8	20.1	20.0	19.9	19.3

(注) 1 比率は、加重平均である。

2 [ ] 内の数値は、減収補填債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いて算出したものである。

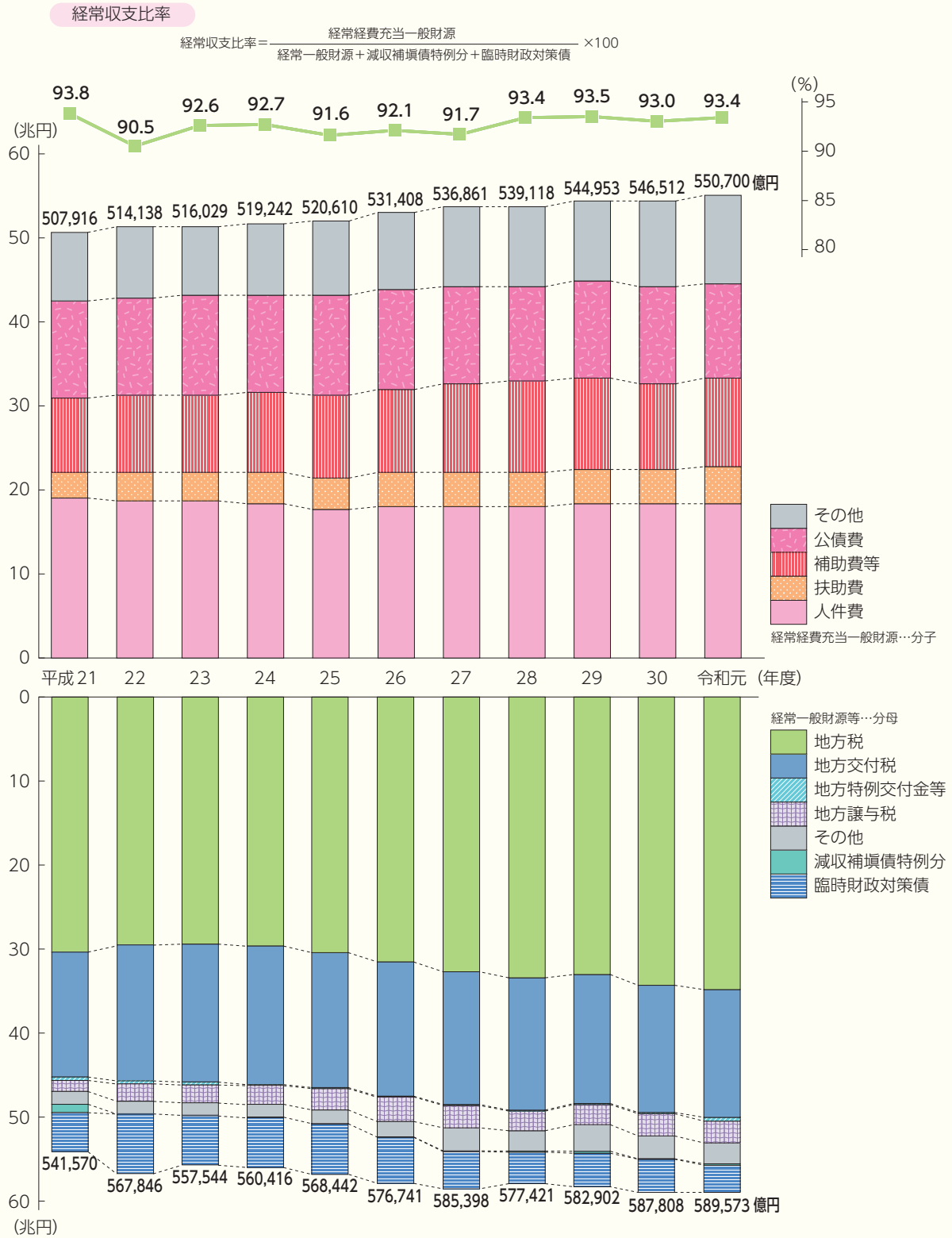
3 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。

分子及び分母の推移は、**第18図**のとおりである。分子である経常経費充当一般財源については、補助費等及び扶助費が増加の傾向にあることから、全体としても増加の傾向にある。分母である経常一般財源等については、平成23年度以降地方税が増加の傾向にあったことから、全体としても増加の傾向にある。なお、分子及び分母を10年前（平成21年度）と比べるとそれぞれ8.4%増、8.9%増となっており、分母の増加率が分子の増加率を上回っている。

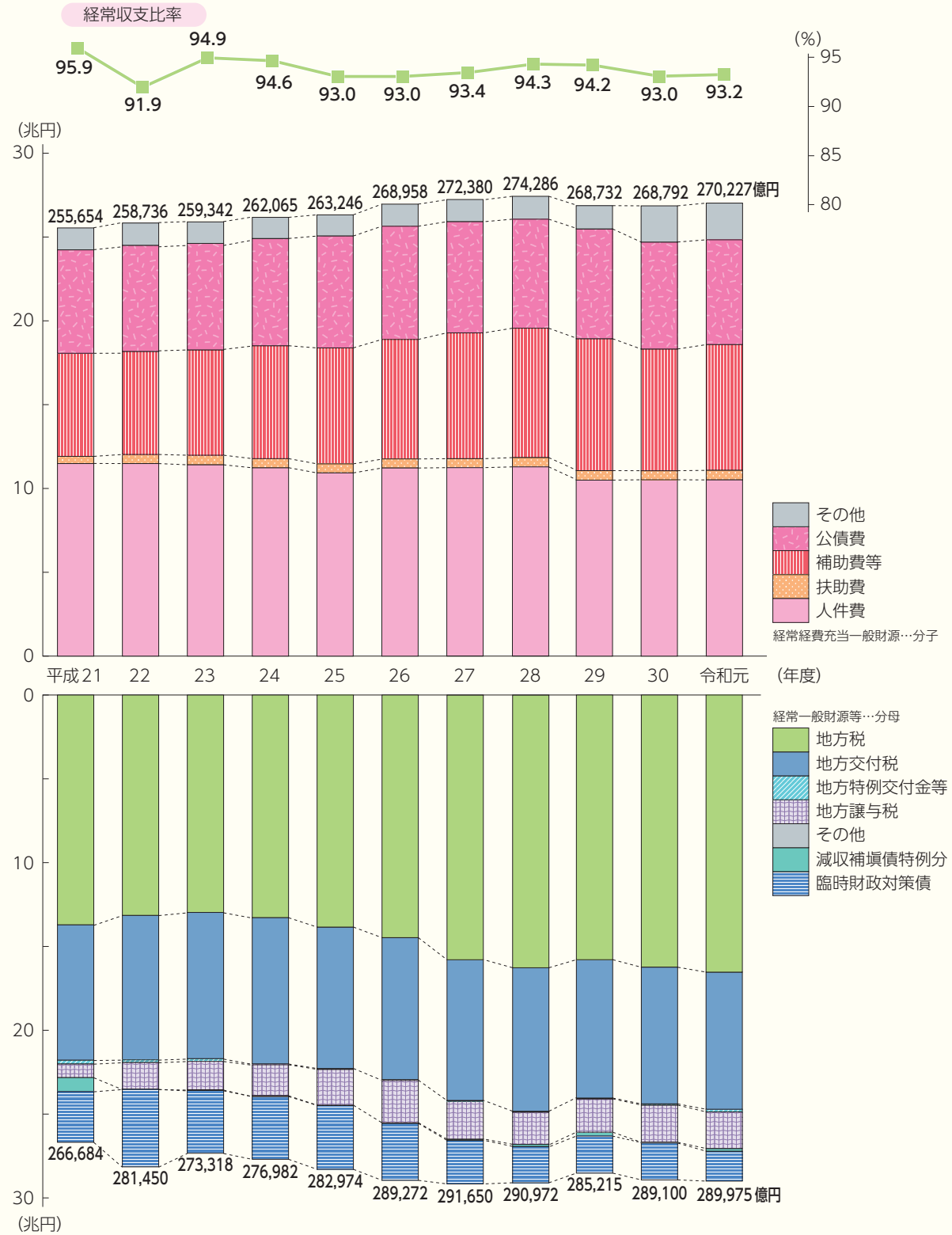
経常収支比率を団体区分別にみると、都道府県においては前年度と比べると0.2ポイント上昇の93.2%、市町村においては前年度と比べると0.6ポイント上昇の93.6%となっている。

経常収支比率の段階別分布状況をみると、**第12表**のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては46団体（前年度46団体）、市町村においては全体の95.1%を占める1,633団体（同1,624団体）となっている。また、経常収支比率が100%以上の団体は、都道府県においては0団体（前年度1団体）、市町村においては全体の3.1%を占める53団体（同51団体）となっている。

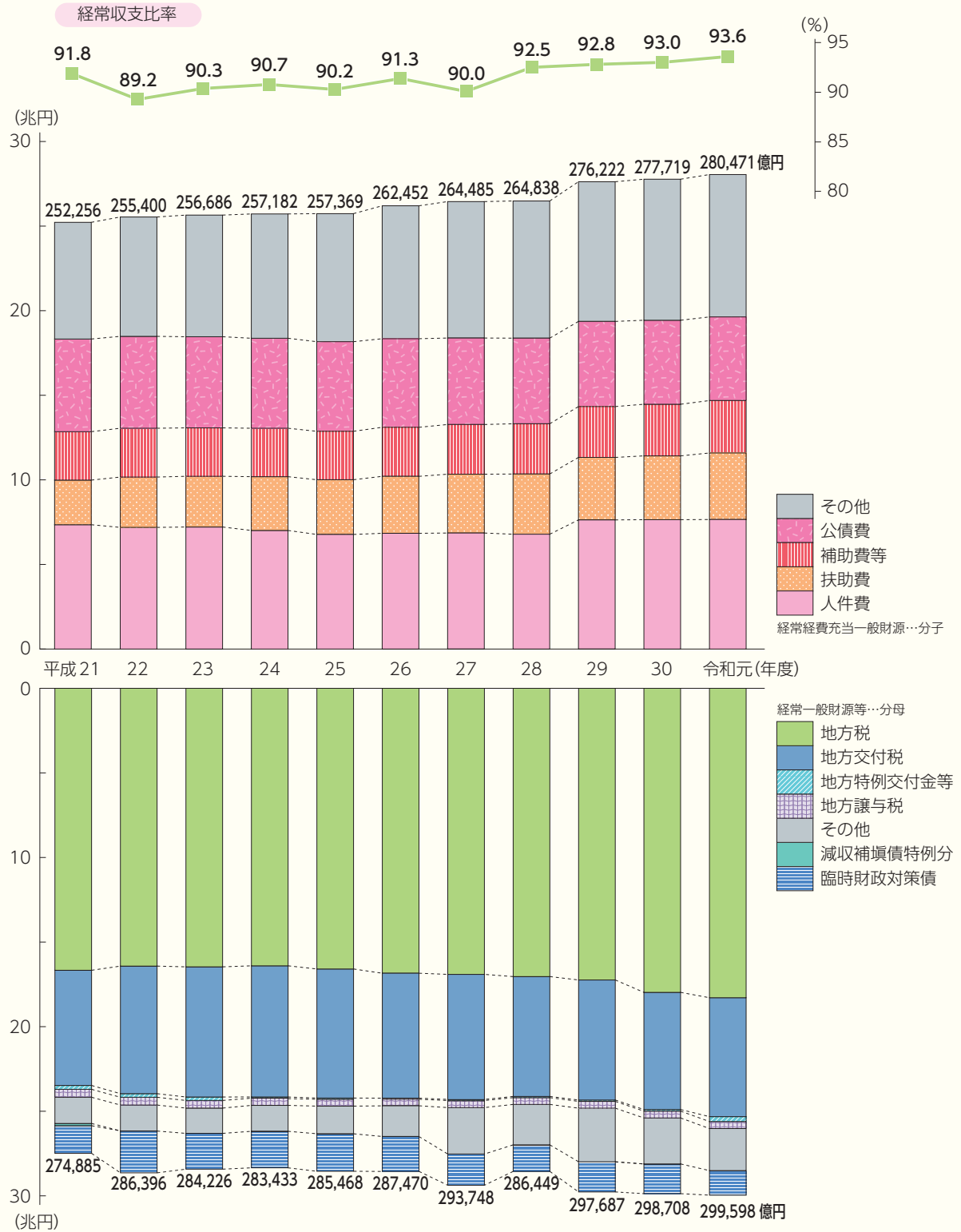
第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移（その1 合計）



第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移 (その2 都道府県)



第18図 経常収支比率を構成する分子及び分母の推移 (その3 市町村)





第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区 分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計	
令和元年度	都道府県	－ (－)	1 (2.1)	－ (－)	46 (97.9)	－ (－)	47 (100.0)
	市町村	11 (0.6)	74 (4.3)	569 (33.1)	1,011 (58.8)	53 (3.1)	1,718 (100.0)
	合 計	11 (0.6)	75 (4.2)	569 (32.2)	1,057 (59.9)	53 (3.0)	1,765 (100.0)
平成30年度	都道府県	－ (－)	1 (2.1)	－ (－)	45 (95.7)	1 (2.1)	47 (100.0)
	市町村	11 (0.6)	83 (4.8)	621 (36.1)	952 (55.4)	51 (3.0)	1,718 (100.0)
	合 計	11 (0.6)	84 (4.8)	621 (35.2)	997 (56.5)	52 (2.9)	1,765 (100.0)
増減	都道府県	－	－	－	1	△ 1	－
	市町村	－	△ 9	△ 52	59	2	－
	合 計	－	△ 9	△ 52	60	1	－

(注) ( ) 内の数値は、構成比である。

### イ 実質公債費比率及び公債費負担比率

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費に係る負担の度合いを判断するための指標が、実質公債費比率及び公債費負担比率である。

実質公債費比率は、当該地方公共団体の標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）に対する、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰出金などの元利償還金に準ずるもの（充当された特定財源及び普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。）の割合であり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）において、財政の早期健全化等の必要性を判断する健全化判断比率の一つとして位置付けられている。

令和元年度の実質公債費比率（加重平均により、市町村分は一部事務組合等を除く。）は、前年度と比べると0.4ポイント低下の8.0%となっている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源の一般財源総額に対する割合である。

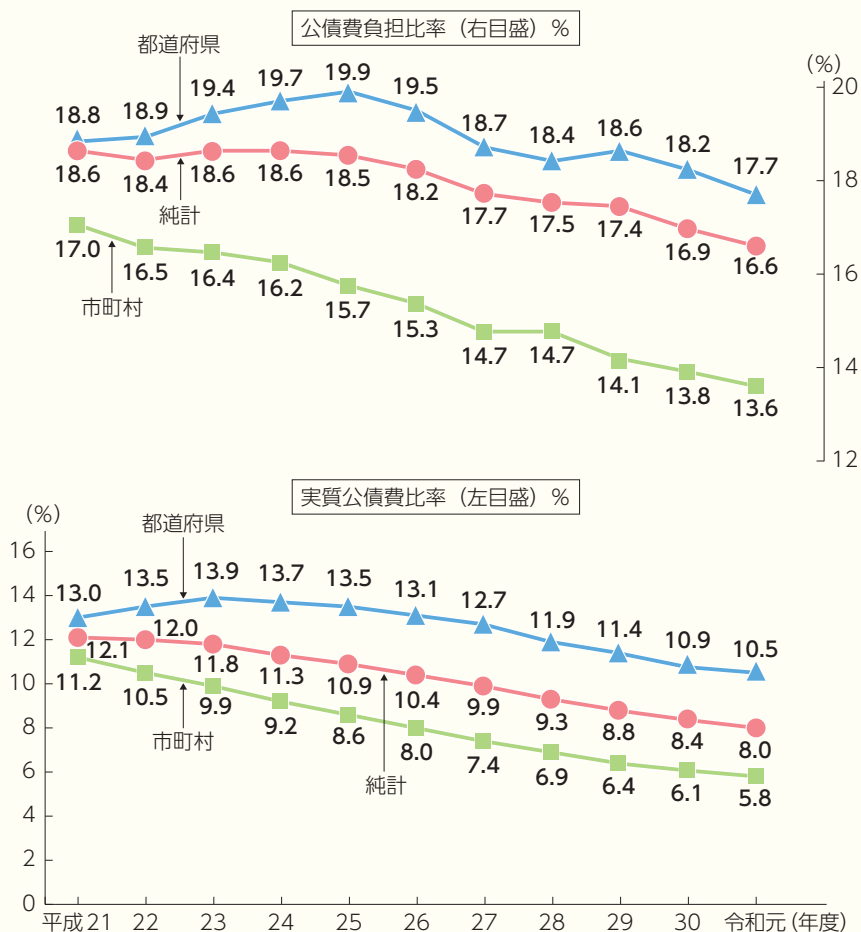
令和元年度の公債費負担比率（加重平均により、市町村分は一部事務組合等を除く。）は、前年度と比べると0.3ポイント低下の16.6%となっている。

近年の実質公債費比率及び公債費負担比率の推移は、第19図のとおりである。

実質公債費比率は、初めて算定された平成17年度以降低下してきている。

公債費負担比率は、純計については、平成15年度に19.4%まで上昇した後、おおむね横ばいの傾向にあり、21年度に低下した後、再び横ばいの傾向にあったが、26年度以降低下している。

第19図 公債費負担比率及び実質公債費比率の推移



## (6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況を見るには、単年度の収支状況のみならず、地方債、債務負担行為等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

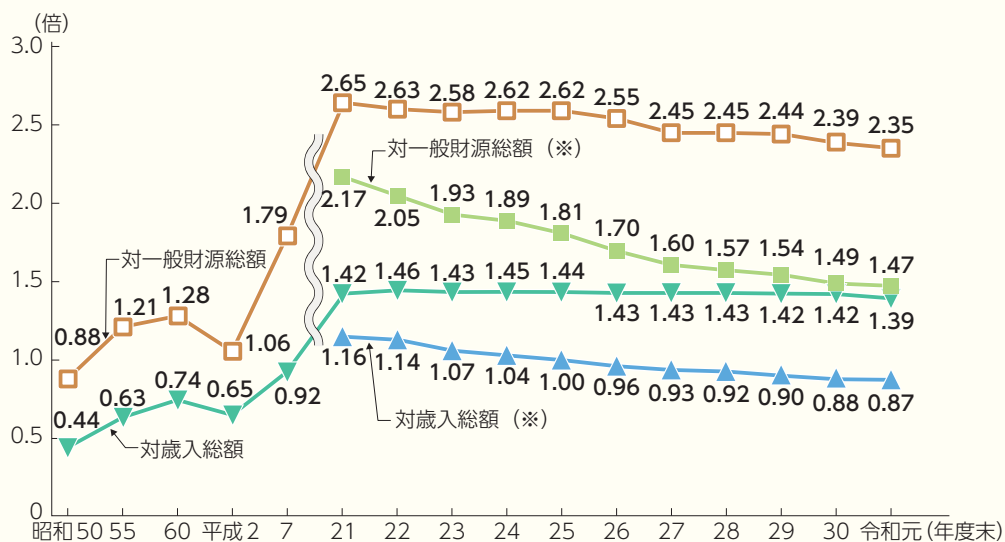
### ア 地方債現在高 [資料編：第100表]

令和元年度末における地方債現在高は143兆4,565億円で、前年度末と比べると0.1%減（前年度0.4%減）となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高は89兆4,902億円で、前年度末と比べると0.2%減（前年度1.7%減）となっている。

地方債現在高の歳入総額に対する割合及び一般財源総額に対する割合の推移は、それぞれ第20図のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みへの対応や減税に伴う減収の補填のため、また、経済対策に伴う公共投資の追加等により、地方債が急増したことに伴い、それぞれの割合は平成4年度末以降急増し、さらに、13年度からの臨時財政対策債の発行等により、高い水準で推移している。令和元年度末では歳入総額の1.39倍、一般財源総額の2.35倍となっている。

第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移



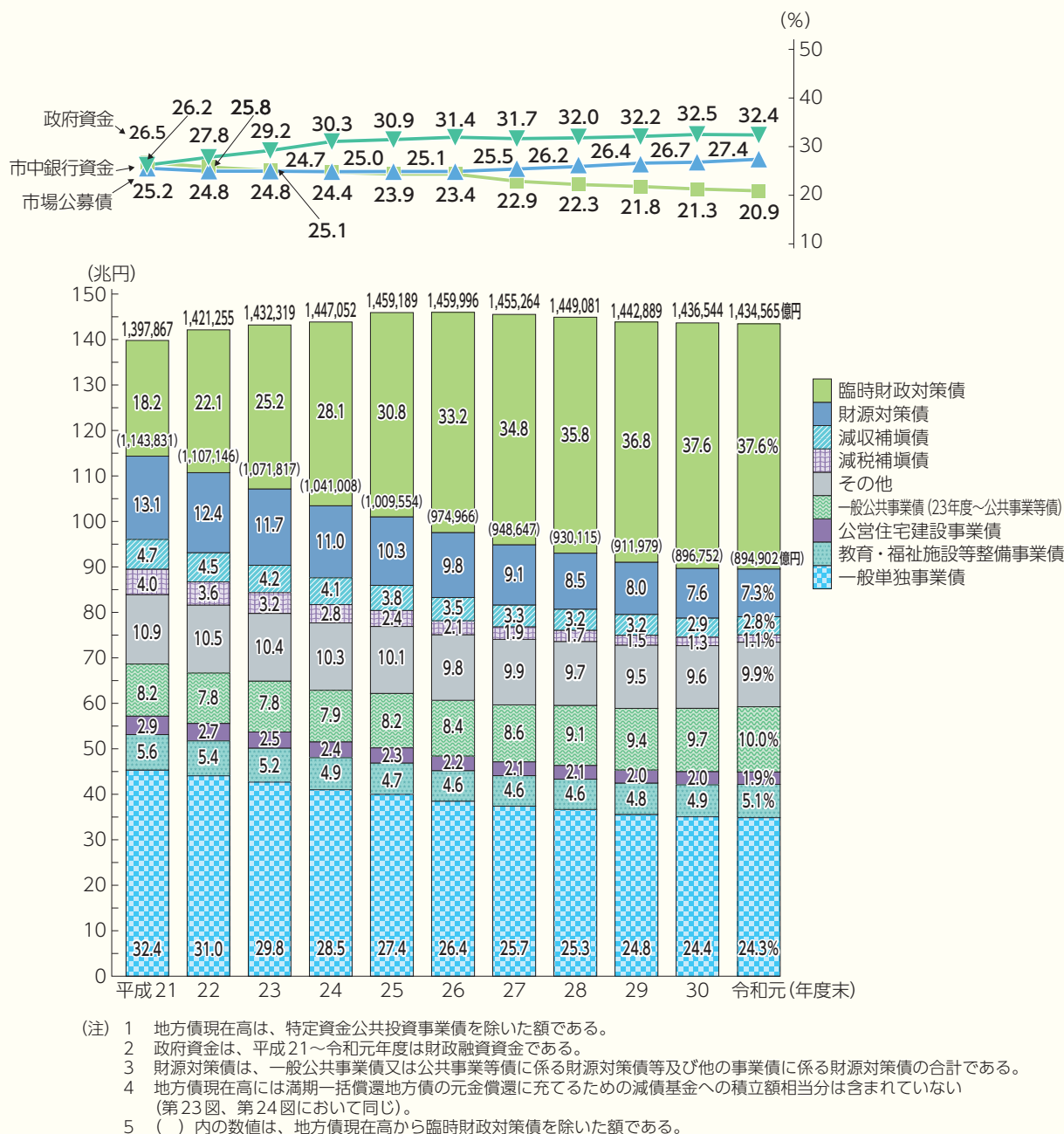
(注) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
 (※) 臨時財政対策債を除いた地方債現在高の歳入総額等に対する割合である。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。地方債現在高の目的別構成比は、臨時財政対策債（37.6%）、一般単独事業債（24.3%）の順となっている。前年度と比べると、臨時財政対策債が同率、一般単独事業債が0.1ポイント低下している。地方債現在高の借入先別の構成比は、市場公募債（32.4%）、市中銀行資金（27.4%）、政府資金（20.9%）の順となっている。前年度末と比べると、近年の市場における地方債資金の調達の推進及び公的資金の縮減等に伴い、市中銀行資金は0.7ポイント上昇する一方、政府資金が0.4ポイント低下している。

地方債現在高を団体区分別にみると、都道府県においては86兆9,958億円、市町村においては56兆4,606億円で、前年度末と比べると、それぞれ0.4%減、0.3%増となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高を団体区分別にみると、都道府県においては53兆8,597億円、市町村においては35兆6,306億円で、前年度末と比べると、それぞれ0.7%減、0.6%増となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高から当該積立額相当分を控除する扱いとしているが、控除しない場合における地方債現在高は155兆933億円となっている。

第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移



1 債務負担行為額 [資料編：第101表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

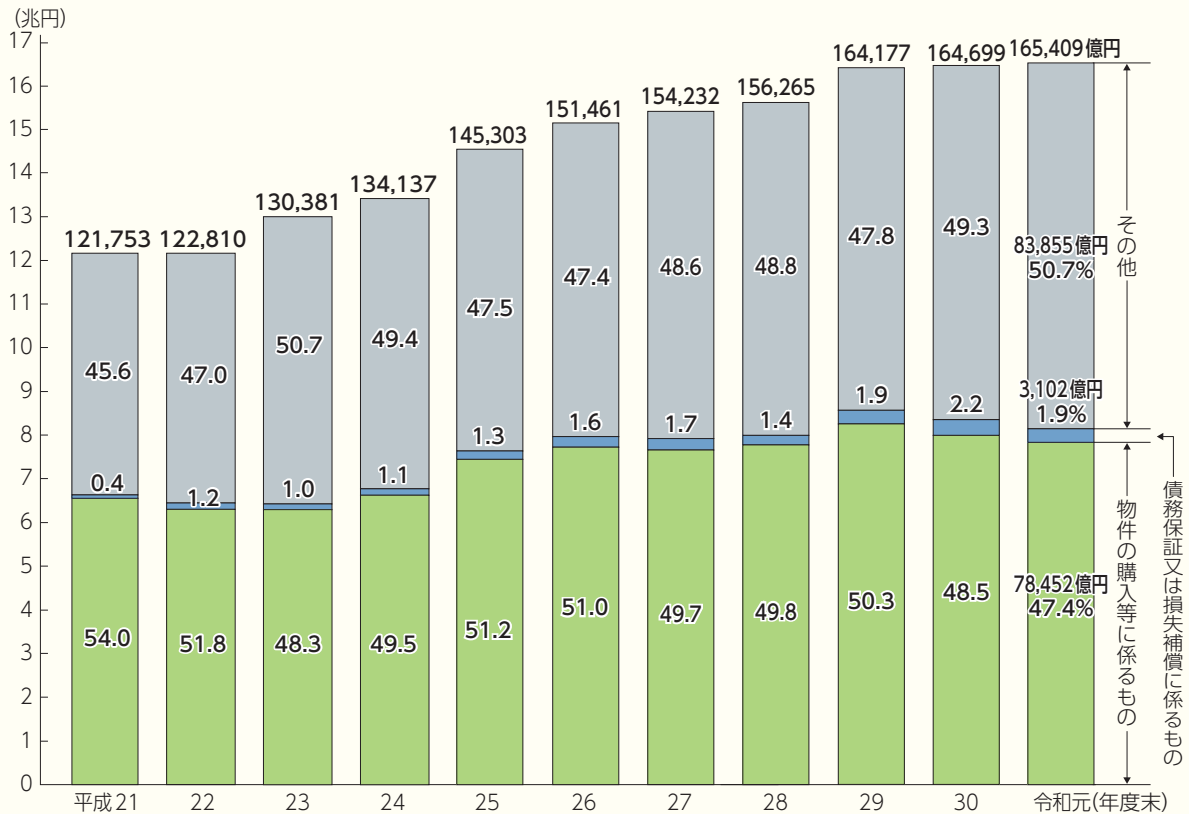
この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように第三者の債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものにと大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額をみると、令和元年度末では16兆5,409億円で、前年度末と比べると0.4%増となっている。

翌年度以降の支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

翌年度以降の支出予定額を団体区別にみると、都道府県においては5兆299億円で、市町村においては11兆5,110億円で、前年度末と比べると、それぞれ7.0%減、4.1%増となっている。

第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の目的別構成比の推移



ウ 積立金現在高 [資料編：第102表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第13表のとおりである。

令和元年度末における積立金現在高は22兆9,463億円で、前年度末と比べると1.3%減となっている。

その内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は、前年度末と比べると0.5%減、地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金（満期一括償還地方債に係るものを除く。）は、6.6%減、将来の特定の財政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は、0.9%減となっている。

積立金現在高を団体区分別にみると、都道府県においては7兆2,497億円、市町村においては15兆6,967億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.7%減、0.7%減となっている。

エ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第23図のとおりである。

令和元年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は137兆511億円で、前年度末と比べると0.1%増となっている。

団体区分別にみると、都道府県においては84兆7,761億円、市町村においては52兆2,750億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.6%減、1.4%増となっている。



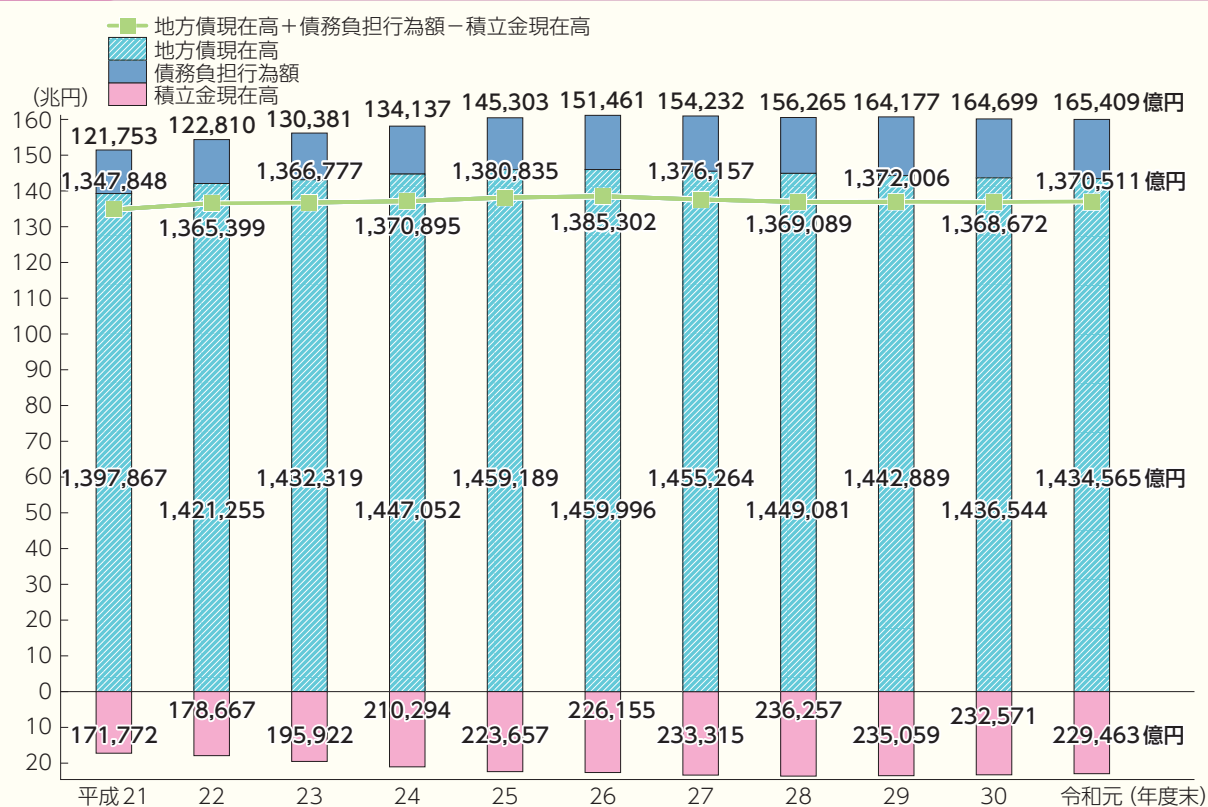
第13表 積立金現在高の状況

区 分	令和元年度末			平成30年度末			増減率		
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
財政調整基金	18,670 (25.8)	56,729 (36.1)	75,399 (32.9)	17,830 (23.9)	57,936 (36.7)	75,766 (32.6)	4.7	△ 2.1	△ 0.5
減債基金	8,948 (12.3)	13,164 (8.4)	22,112 (9.6)	9,982 (13.4)	13,699 (8.7)	23,681 (10.2)	△ 10.4	△ 3.9	△ 6.6
その他特定目的 基 金	44,879 (61.9)	87,074 (55.5)	131,953 (57.5)	46,716 (62.7)	86,408 (54.6)	133,124 (57.2)	△ 3.9	0.8	△ 0.9
合 計	72,497 (100.0)	156,967 (100.0)	229,463 (100.0)	74,528 (100.0)	158,043 (100.0)	232,571 (100.0)	△ 2.7	△ 0.7	△ 1.3

(注) 1 ( ) 内の数値は、構成比である。

2 積立金現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていない(第23図において同じ)。

第23図 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。

2 債務負担行為額は、翌年度以降の支出予定額である。

### 才 普通会計が負担すべき借入金残高

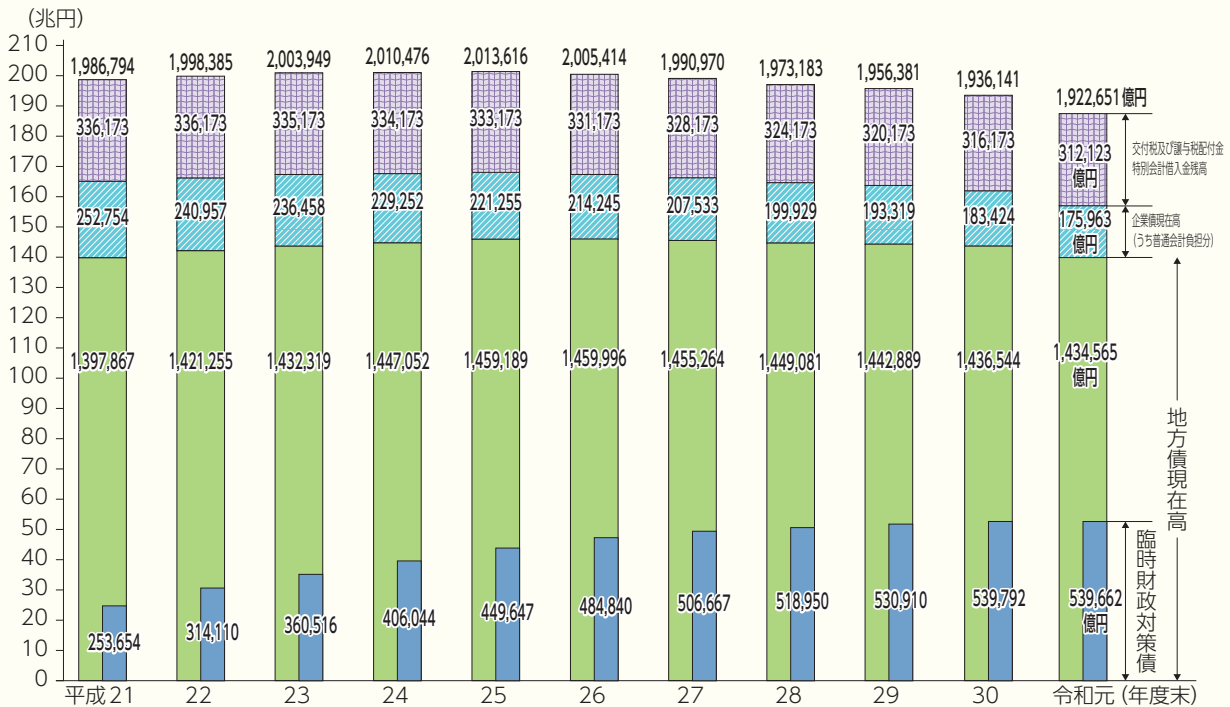
普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税特別会計借入金及び公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、地方債現在高に交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、令和元年度末における普通会計が負担すべき借入金残高は192兆2,651億円で、前年度末と比べると0.7%減となっている。

また、その内訳は、地方債現在高が143兆4,565億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが17兆5,963億円、交付税特別会計借入金残高が31兆2,123億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.1%減、4.1%減、1.3%減となっている。なお、地方債現在高のうち臨時財政対策債は53兆9,662億円で、前年度と比べると0.0%減となっている。

第24図 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



(注) 1 地方債現在高は、特定資金公共投資事業債を除いた額である。  
2 企業債現在高 (うち普通会計負担分) は、決算統計をベースとした推計値である。

## (7) 決算の背景

### ア 令和元年度の経済見通しと国の予算

#### (ア) 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成30年12月18日閣議了解、平成31年1月28日閣議決定された。<sup>\*1</sup> その主な内容は、以下のとおりであった。

##### a 平成30年度の経済動向

平成30年度の我が国経済は、緩やかな回復が続いている。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつある。ただし、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた。

\* 1 元号を改める政令 (平成31年政令第143号) に基づき、令和元年 (2019年) 5月1日、内閣は元号を平成から令和に改めた。以下、2019年4月30日以前に作成された文書からの引用文中「平成31年度」と表示されていたものを「令和元年度」と表示している。



政府は、一連の自然災害の被災地の復旧・復興を全力で進めるため、平成30年度第1次補正予算を迅速かつ着実に実施している。あわせて、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成30年12月21日に平成30年度第2次補正予算を閣議決定した。今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、年度前半の原油価格上昇の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で上昇している。

この結果、平成30年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.9%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は0.9%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は1.0%程度の上昇と見込まれる。

#### b 令和元年度の経済見通し

令和元年度については、10月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう当初予算において臨時・特別の措置を講じるなど、「令和元年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、令和元年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は2.4%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

#### c 令和元年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

本年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の需要変動を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。

財政健全化については、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。令和元年

度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定。以下「骨太方針2018」という。）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

### (イ) 国の予算

「平成31年度予算編成の基本方針」（平成30年12月7日閣議決定）及び「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、平成30年12月21日、令和元年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。その後、平成31年1月18日、令和元年度一般会計歳入歳出概算の変更について閣議決定された。

令和元年度予算は、以下のような考え方により編成された。

#### a 令和元年度予算の基本的な考え方

(a) アベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に拡大した。また、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環は着実に回りつつある。

(b) 他方、経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。

(c) また、我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。

(d) 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、戦後最大の600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

(e) 地球環境と両立した持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、骨太方針2018に基づき、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む。

また、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとともに、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取組を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。

さらに、農林水産業をはじめとした地方創生、国土強靱化、女性の活躍、障害や難病のある方の活躍、働き方改革、外国人材の受入れなどの施策の推進により、経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指す。

加えて、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

(f) 財政健全化に向けては、骨太方針2018に盛り込まれた新経済・財政再生計画を着実に推

進することにより、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

b 令和元年度予算の編成についての考え方

(a) 令和元年度（2019年度）予算編成に向けては、引き続き、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

(b) 2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う対応については、引上げ前後の消費を平準化するための十分な支援策を講じるなど、あらゆる施策を総動員し、経済の回復基調が持続するよう、2019・2020年度当初予算において臨時・特別の措置を講じる。

(c) 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

本年夏に相次いだ大きな自然災害については、平成30年度（2018年度）第1次補正予算により災害復旧を加速する。

また、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては平成30年度（2018年度）第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019・2020年度当初予算の臨時・特別の措置を活用する。

(d) 令和元年度（2019年度）予算は、新経済・財政再生計画で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算であり、同計画に基づき、歳出改革等に着手に取り組む。社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針の下、同計画に沿った予算編成を行う。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

(e) また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、証拠に基づく政策立案（EBPM、Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。また、行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コストを2割以上削減するほか、公共調達改革、多様なPPP/PFIや地方行政サービスの民間委託などの取組を加速・拡大する。

(f) 新経済・財政再生計画の改革工程表には、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、骨太方針2018に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応とそれぞれの改革工程を具体化する。また、行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定

量的に把握できる形にKPI (KeyPerformance Indicator) を見直すとともに、歳出効率化や経済効果の高いモデル事業について、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進めるほか、地域差や取組状況等を見える化し、改革努力の目標としても活用する。こうした取組への予算の重点配分を推進する。

このような考え方に基づいて編成された令和元年度一般会計歳入歳出概算の規模は101兆4,571億円で、前年度当初予算と比べると3兆7,443億円増加（3.8%増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は2兆1,348億円で、前年度当初予算と比べると2,245億円減少（9.5%減）となった。

財政投融资計画の規模は13兆1,194億円で、前年度計画額と比べると1兆3,437億円減少（9.3%減）となった。

なお、令和元年度当初予算案は、平成31年1月28日に第198回通常国会に提出され、3月27日に成立した。

## イ 地方財政計画

令和元年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、骨太方針2018で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成30年5月25日に「誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成30年12月11日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見」（附属資料参照）が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和元年度の地方財政計画を策定した。

### （ア）通常収支分

- a 地方税制については、令和元年度地方税制改正では、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設するとともに、自動車税の税率の引下げと特例措置の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等の車体課税の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入などの税制上の措置を講じることとしている。また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設するための税制上の措置を講じることとしている。
- b 財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。



(a) 令和元年度の財源不足見込額4兆4,101億円については、平成29年度に講じた令和元年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

- ① 建設地方債（財源対策債）を7,900億円増発する。
- ② 地方交付税については、国の一般会計加算により2,633億円（地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額のうち2,461億円及び平成30年12月18日付け総務・財務両大臣覚書第5項に基づく平成29年度税制改正における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額を補填するための加算額172億円）増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金1,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- ③ 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を3兆2,568億円発行する。
- (b) 交付税特別会計借入金の償還については、平成29年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べたものの一部1,000億円を増額し、5,000億円の償還を実施する。
- (c) 上記の結果、令和元年度の地方交付税については、16兆1,809億円（前年度比1,724億円増、1.1%増）を確保する。

- c 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、12兆56億円（普通会計分9兆4,282億円、公営企業会計等分2兆5,774億円）とする。

- d 人づくり革命の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(a) 「人づくり革命」の実現に向けた取組のうち、幼児教育の無償化については、令和元年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応する。また、「人づくり革命」として、待機児童の解消、保育士の処遇改善、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

(b) 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）を計上する。

(c) 投資的経費に係る地方単独事業費については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を3,000億円計上することとし、全体で前年度に比し5.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(d) 「重点課題対応分」については、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費

200億円を新たに計上し、2,700億円計上する。

- (e) 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
  - (f) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
  - (g) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
  - (h) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- e 公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- f 地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

#### (イ) 東日本大震災分

##### a 復旧・復興事業

- (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,049億円を確保する。また、一般財源充当分として90億円を計上する。
- (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は28億円（普通会計分12億円及び公営企業会計等分16億円）とする。

- (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1兆987億円を計上する。

##### b 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として745億円を計上するとともに、一般財源充当分として312億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和元年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は89兆5,930億円で、前年度と比べると2兆6,957億円増加（3.1%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆987億円で、前年度と比べると92億円減少（0.8%減）、全国防災事業が1,058億円で、前年度と比べると23億円増加（2.2%増）となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は40兆1,633億円で、前年度と比べると7,339

億円増加（1.9%増）（道府県税1.6%増、市町村税2.1%増）、地方譲与税は2兆7,123億円で、前年度と比べると1,369億円増加（5.3%増）、地方特例交付金等は4,340億円で、前年度と比べると2,796億円増加（181.1%増）、地方交付税は16兆1,809億円で、前年度と比べると1,724億円増加（1.1%増）、国庫支出金は14兆7,174億円で、前年度と比べると1兆662億円増加（7.8%増）、地方債（普通会計分）は9兆4,282億円で、前年度と比べると2,096億円増加（2.3%増）となった。

歳出では、給与関係経費は20兆3,307億円で、前年度と比べると163億円増加（0.1%増）となった。なお、地方財政計画における職員数については、1,919人の増とした。一般行政経費は38兆4,197億円で、前年度と比べると1兆3,675億円増加（3.7%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆1,804億円で、前年度と比べると1,190億円増加（0.8%増）となった。公債費は11兆9,088億円で、前年度と比べると2,976億円減少（2.4%減）、投資的経費は13兆153億円で、前年度と比べると1兆3,973億円増加（12.0%増）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は6兆1,076億円で、前年度と比べると3,000億円増加（5.2%増）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,049億円で、前年度と比べると178億円減少（4.2%減）、国庫支出金は6,768億円で、前年度と比べると80億円増加（1.2%増）などとなった。歳出では、一般行政経費は2,422億円で、前年度と比べると528億円減少（17.9%減）、投資的経費は8,344億円で、前年度と比べると534億円増加（6.8%増）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では地方税は745億円で、前年度と比べると17億円増加（2.3%増）などとなった。歳出では公債費は1,058億円で、前年度と比べると23億円増加（2.2%増）となった。

また、令和元年度の地方債計画の規模は、通常収支分が12兆56億円（普通会計分9兆4,282億円、公営企業会計等分2兆5,774億円）で、前年度と比べると3,600億円増加（3.1%増）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が28億円（普通会計分12億円、公営企業会計等分16億円）で、前年度と比べると25億円減少（47.2%減）となった。

## 財政運営の経過

### （ア）「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

#### a 予備費の使用

令和元年台風第15号及び台風第19号をはじめとした一連の豪雨・暴風を受けて、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活・生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策が「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」（令和元年11月7日令和元年台風第19号非常災害対策本部会議）として取りまとめられ、予備費等の措置を講じていくこととされ、令和元年度一般会計の予備費の使用が令和元年11月8日に閣議決定された。

この予備費の使用においては、生活の再建関連経費336億円、生業の再建関連経費684億円、公共土木施設等の災害応急復旧関連経費63億円、災害救助等関連経費233億円が計上された。



b 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じることとした。

(a) 災害復旧事業

- ① 直轄・補助事業として実施する災害復旧事業について、地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- ② 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（災害復旧として実施する被災産地施設支援対策）について、地方負担額の100%まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、47.5～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b) 災害関連事業

地方負担額の100%まで補正予算債（公共事業等債）を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c) 災害廃棄物処理事業

- ① 令和元年台風第15号及び第19号による災害に係る事業について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

- ② 上記①以外の事業について、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、その100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置する。

(d) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで災害対策債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

(e) 小規模事業者支援推進事業

地方公共団体が支出する経費の3分の2を国が補助する場合、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

また、地方公共団体が支出する経費の2分の1を国が補助する場合、地方負担額の70%を特別交付税により措置する。

(f) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）及び被災農家営農再開緊急対策事業

地方負担額の70%を特別交付税により措置する。

(g) 災害援護貸付金

資金手当として地方負担額の100%まで一般事業債を充当できることとする。

(h) 災害救助費及び災害弔慰金等

地方負担額については、従前と同様、所要の特別交付税措置を講じる。

**(イ) 令和元年度補正予算（第1号）とそれに伴う地方財政措置**

a 令和元年度補正予算（第1号）

令和元年度補正予算（第1号）は、令和元年12月13日に閣議決定、令和2年1月20日に第201回通常国会に提出され、1月30日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保2兆3,086億円、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援9,173億円、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上1兆771億円等が追加計上されたほか、既定経費の減額1兆2,908億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収を2兆3,150億円減額計上する一方、税外収入1,881億円、公債金4兆4,214億円（建設公債2兆1,917億円及び特例公債2兆2,297億円）等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和元年度当初予算に対し、3兆1,946億円増加し、104兆6,517億円となった。

b 令和元年度補正予算（第1号）に係る地方財政措置等

(a) 通常収支分

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり措置を講じることとした。

① 地方交付税

この補正予算において以下のとおり措置を講じる。

I 令和元年度の国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分7,651億円の減については、平成30年度の国税決算に伴う地方交付税法定率分1,156億円の増を充てた上で、残余の6,496億円について全額を一般会計からの加算により措置することとし、令和元年度当初の地方交付税の総額を確保する。

なお、当該加算については、後年度精算するものである。

II 本年度の災害等の状況にかんがみ、令和元年度の特別交付税の総額に950億円加算する。

② 子ども・子育て支援臨時交付金の増額

幼児教育・保育の無償化に係る地方負担の増加に対応するため、342億円増額する。

③ 追加の財政需要

この補正予算により令和元年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

I 災害復旧事業債

(I) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(II) 災害対策債

- i 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び令和元年台風第19号による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

- ii 上記 i 以外の事業

災害廃棄物処理事業について、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置する。

(III) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(IV) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

II 令和元年台風第19号への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債

令和元年台風第19号への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

III 「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債

「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その60%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

IV 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

- ④ この補正予算により令和元年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応する。

(b) 東日本大震災分

この補正予算により令和元年度に追加されることとなる東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方負担額については、令和元年度分の震災復興特別交付税の総額に504億円を

加算したうえで措置することとした。

### (ウ) 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

#### a 予備費の使用

新型コロナウイルス感染症への対応について、当面緊急に措置すべき対応策が「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部)として取りまとめられ、令和元年度予算の着実な執行に加え、第一弾として予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行することとされ、令和元年度一般会計の予備費の使用が令和2年2月14日に閣議決定された。

総額153億円の対応策の内訳については、帰国者等への支援関連経費30億円、国内感染対策の強化関連経費65億円、水際対策の強化関連経費34億円、影響を受ける産業等への緊急対応関連経費6億円、国際連携の強化等関連経費18億円が計上された。

#### b 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用により追加される保健衛生施設等設備整備補助事業、感染症医療費負担事業及び疾病予防対策事業費等補助事業については、地方負担額の80%を特別交付税により措置することとした。なお、感染症医療費負担事業については、令和元年度当初予算も活用し実施することとされたことから、当該事業における普通交付税措置額を上回る額について措置を講じることとした。

また、令和元年度当初予算を活用し実施される保健衛生施設等設備整備費補助事業のうち、緊急対応策に基づき実施されるものについても、地方負担額の80%を特別交付税により措置することとした。

### (エ) 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

#### a 予備費の使用

新型コロナウイルス感染症への対応について、国内の健康被害を最小限に抑え、流行の早期終息を目指すとともに、経済への影響について、雇用の維持と事業の継続を当面最優先に、全力を挙げて取り組むため、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)が取りまとめられた。緊急対応策第1弾(153億円)に加え、令和元年度予算の着実な執行と予備費2,715億円(一般会計2,295億円、特別会計420億円)の活用により、4,308億円の財政措置を講じることとされ、令和元年度一般会計の予備費の使用が令和2年3月10日に閣議決定された。

総額4,308億円の対応策の内訳については、感染拡大防止策と医療提供体制の整備関連経費486億円、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応関連経費2,463億円、事業活動の縮小や雇用への対応関連経費1,192億円、事態の変化に即応した緊急措置等関連経費168億円が計上された。

#### b 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用により追加される保健衛生施設等設備整備補助事業、感染症予防事業費等負担事業、疾病予防対策事業費等補助事業及び学校臨時休業対策費補助事業については、地方

負担額の80%を特別交付税により措置することとした。なお、感染症予防事業費等負担事業については、令和元年度当初予算も活用し実施することとされたことから、当該事業における普通交付税措置額を上回る額について措置を講じることとした。

**(オ) 地方公務員の給与改定**

令和元年の国家公務員の給与改定については、国の給与関係法の公布及び施行（令和元年11月22日）に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿って適切に対応されるよう「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和元年10月11日付け総務副大臣通知）で通知した。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額（4,200億円）の一部により対応することとした。



### 3 地方財源の状況

令和元年度における国税と地方税を合わせた租税の状況及び地方歳入の状況は、次のとおりである。

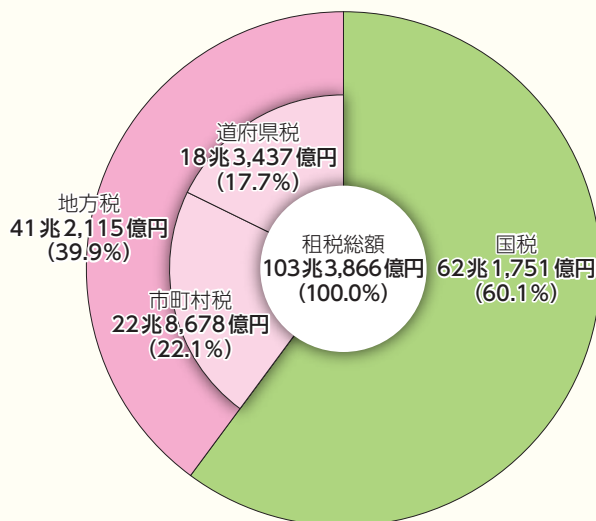
#### (1) 租税の状況 [資料編：第17表～第19表]

国税と地方税を合わせた租税として徴収された額は103兆3,866億円で、前年度と比べると、1.5%減（前年度2.6%増）となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、令和元年度においては前年度と比べ0.3ポイント低下の25.8%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ26.1%（2017暦年計数）、イギリス36.9%（同）、ドイツ31.5%（同）、フランス41.7%（同）となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、**第25図**のとおり国税62兆1,751億円（対前年比3.2%減）、地方税41兆2,115億円（同1.1%増）となっている。租税総額に占める割合は、国税60.1%（前年度61.2%）、地方税39.9%（同38.8%）となっている。また、地方交付税、地方譲与税及び地方特例交付金等を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は、国41.0%（同42.7%）、地方59.0%（同57.3%）となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第26図**のとおりである。

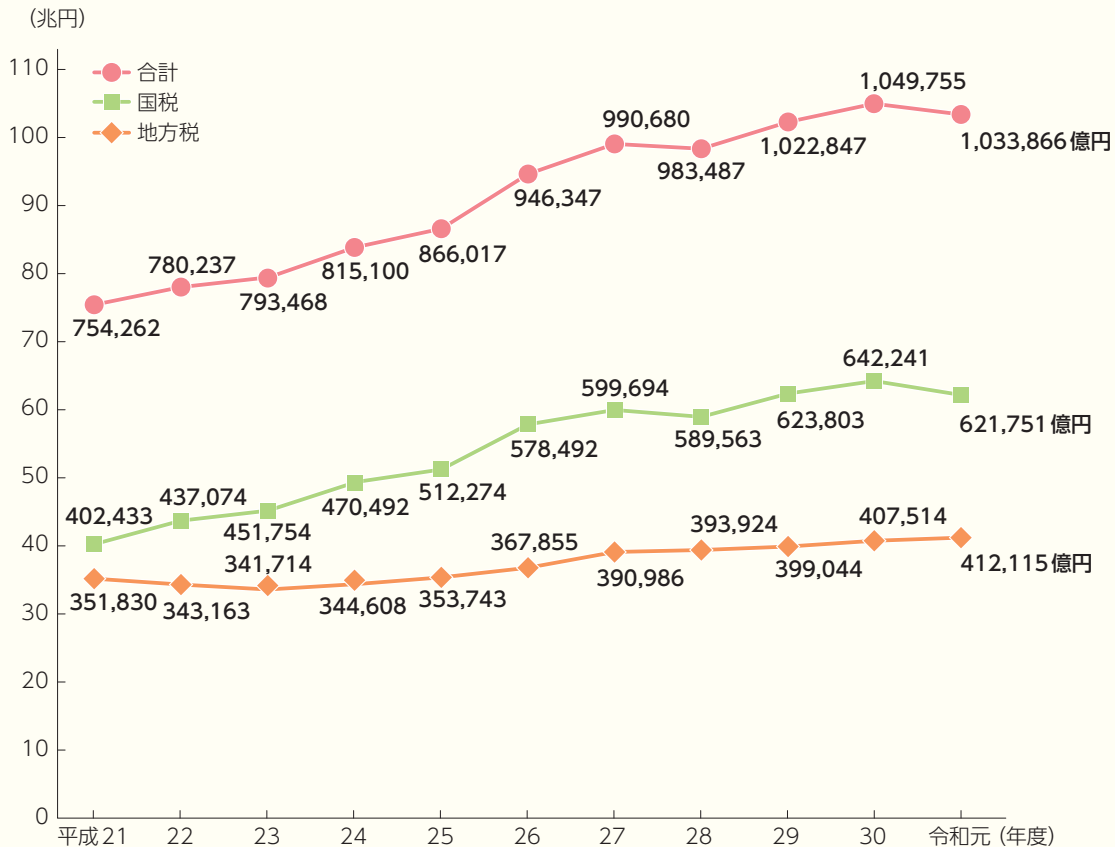
第25図 国税と地方税の状況



(注) 東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税に含まない。



## 第26図 国税と地方税の推移



## (2) 地方歳入

## ア 地方税

地方税の決算額は41兆2,115億円で、前年度と比べると、1.1%増（前年度2.1%増）となっている。

地方税収入額の62.5%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、第14表のとおりである。住民税は、個人分が13兆1,348億円（対前年度比1.7%増）、法人分が3兆2,164億円（同1.4%減）、利子割が303億円（同45.7%減）、全体では16兆3,815億円（同0.9%増）となっている。事業税は、その大部分を占める法人事業税が4兆3,851億円（対前年度比3.3%増）となったこと等により、全体として4兆5,966億円（同3.3%増）となっている。地方消費税は4兆7,955億円で、前年度と比べると0.4%減となっている。なお、法人関係二税（法人住民税及び法人事業税）は7兆6,015億円で、前年度と比べると1.3%増となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度と比べると0.1ポイント低下の39.7%、事業税の構成比は前年度と比べると0.3ポイント上昇の11.2%、地方消費税の構成比は前年度と比べると0.2ポイント低下の11.6%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度と同率の18.4%となっている。

地方税の収入状況を団体区分別にみると、都道府県においては20兆7,036億円で、前年度と比べると0.4%増（前年度0.4%増）となっており、市町村においては20兆5,079億円で、前年度と比べると1.9%増（同4.0%増）となっている。なお、都道府県の地方税の決算額から東京都が

第14表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

区 分	収 入 額		増 減 率	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
	億円	億円	%	%
住 民 税	163,815	162,300	0.9	2.5
個 人 分	131,348	129,126	1.7	1.0
法 人 分	32,164	32,616	△ 1.4	9.2
利 子 割	303	558	△45.7	△ 5.9
事 業 税	45,966	44,505	3.3	6.1
個 人 分	2,114	2,074	2.0	2.4
法 人 分	43,851	42,431	3.3	6.3
地 方 消 費 税	47,955	48,155	△ 0.4	1.7
地 方 税 合 計	412,115	407,514	1.1	2.1

(注) 住民税（個人分）は、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。

徴収した市町村税相当額を除いた額（以下「道府県税」という。）は18兆3,437億円、市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額（以下「市町村税」という。）は22兆8,678億円となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が40.7%（前年度40.9%）、市町村が33.4%（同33.6%）となっており、全国平均（39.9%）より低い団体数は、全体の83.7%を占める1,497団体となっている。

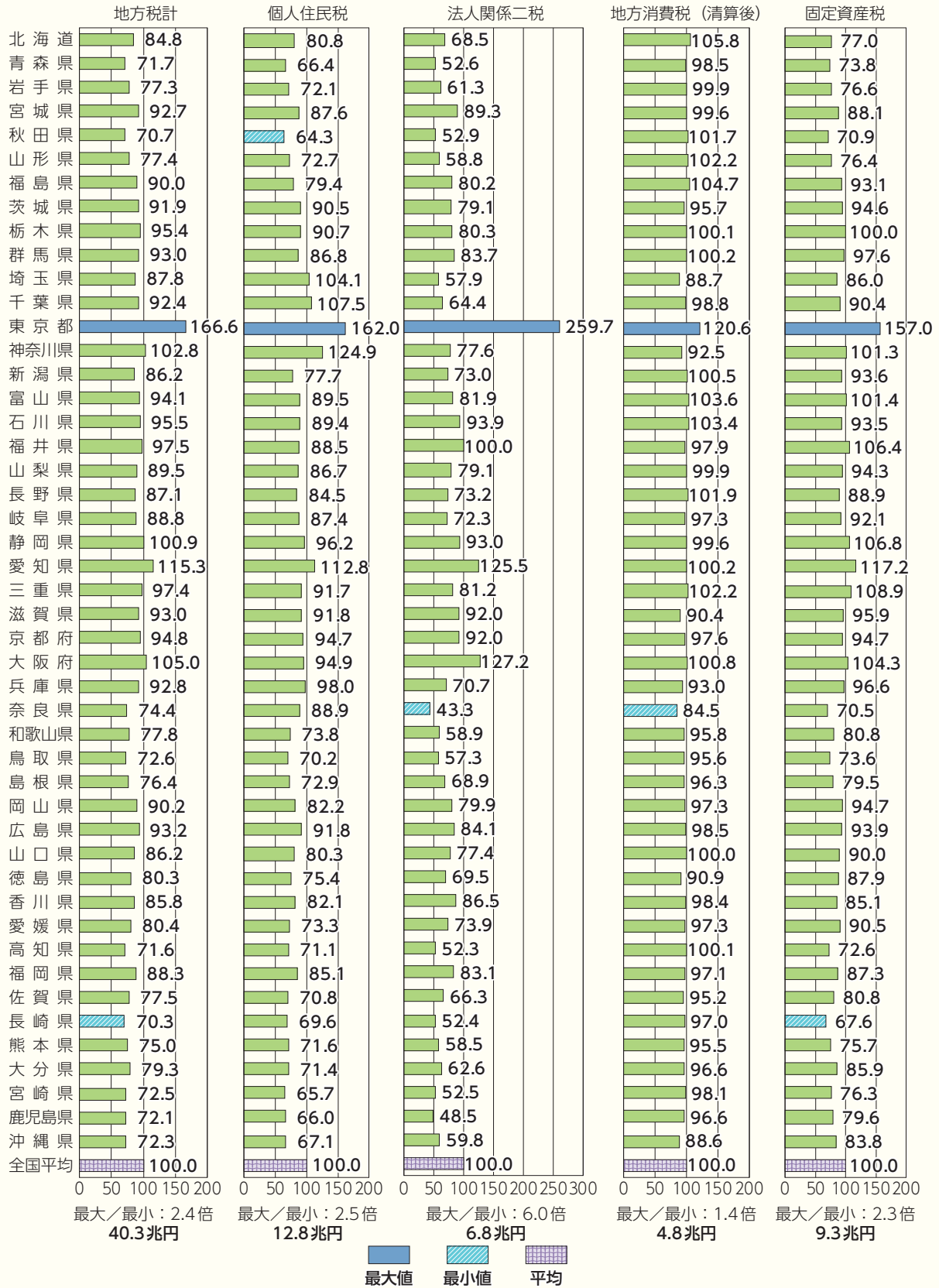
地方税収（超過課税及び法定外税等を除いたもの。また、地方消費税清算後の数値）について、全国平均を100として、都道府県別に人口1人当たり税収額を比較してみると、第27図のとおりであり、地方税計については、東京都が166.6で最も大きく、次いで愛知県が115.3となっている。一方、長崎県が70.3で最も小さく、次いで秋田県の70.7となっている。東京都と長崎県と比較すると、約2.4倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、個人住民税については、最も大きい東京都が162.0、最も小さい秋田県が64.3で、約2.5倍の格差となっている。法人関係二税については、東京都が259.7で最も大きく、次いで大阪府が127.2となっている。一方、奈良県が43.3で最も小さく、次いで鹿児島県の48.5となっている。東京都と奈良県を比較すると、約6.0倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が120.6、最も小さい奈良県が84.5で、約1.4倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が157.0、最も小さい長崎県が67.6で、約2.3倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

第27図 地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、令和元年度決算)



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。  
 (注) 1 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。  
 2 個人住民税の税収額は、個人道府県民税 (均等割及び所得割) 及び個人市町村民税 (均等割及び所得割) の合計額であり、超過課税分を除く。  
 3 法人関係二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税 (地方法人特別譲与税を含まない。) の合計額であり、超過課税分を除く。  
 4 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。  
 5 人口は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

## (ア) 道府県税の収入状況 [資料編：第12表]

道府県税の収入額は18兆3,437億円で、前年度と比べると、0.1%増（前年度0.4%減）となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、第28図のとおりであり、道府県民税が5兆6,611億円で道府県税総額の30.9%（前年度31.1%）と最も大きな割合を占め、事業税が4兆5,966億円で25.1%（同24.3%）となっており、これら二税で道府県税総額の55.9%（同55.4%）を占めている。

また、法人関係二税（道府県民税の法人分及び法人事業税）は5兆2,063億円で、道府県税総額に占める割合は28.4%（前年度27.7%）となっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である普通税（18兆3,316億円）は0.1%増（前年度0.4%減）となっている。

普通税のうち、道府県民税については、個人分（4兆8,096億円）が0.1%増（前年度9.6%減）、法人分（8,212億円）が1.6%減（同9.5%増）、利子割（303億円）が45.7%減（同5.9%減）となっており、道府県民税全体では0.6%減（同7.2%減）となっている。

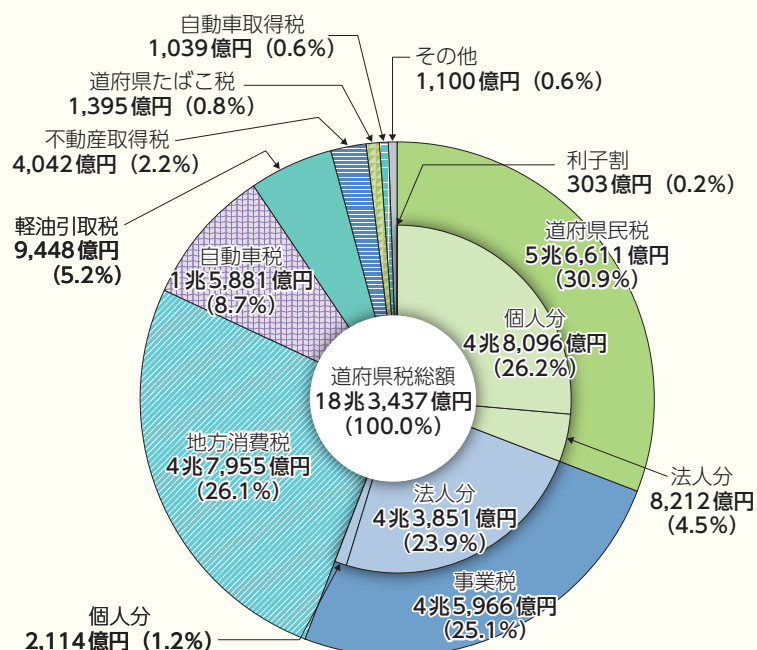
また、事業税については、全体の95.4%を占める法人分（4兆3,851億円）が3.3%増（前年度6.3%増）となったこと等から、事業税全体（4兆5,966億円）では3.3%増（同6.1%増）となっている。

なお、地方消費税（4兆7,955億円）は0.4%減（前年度1.7%増）、自動車税（1兆5,881億円）は2.4%増（同0.6%増）、不動産取得税（4,042億円）は0.1%増（同0.7%減）となっている。

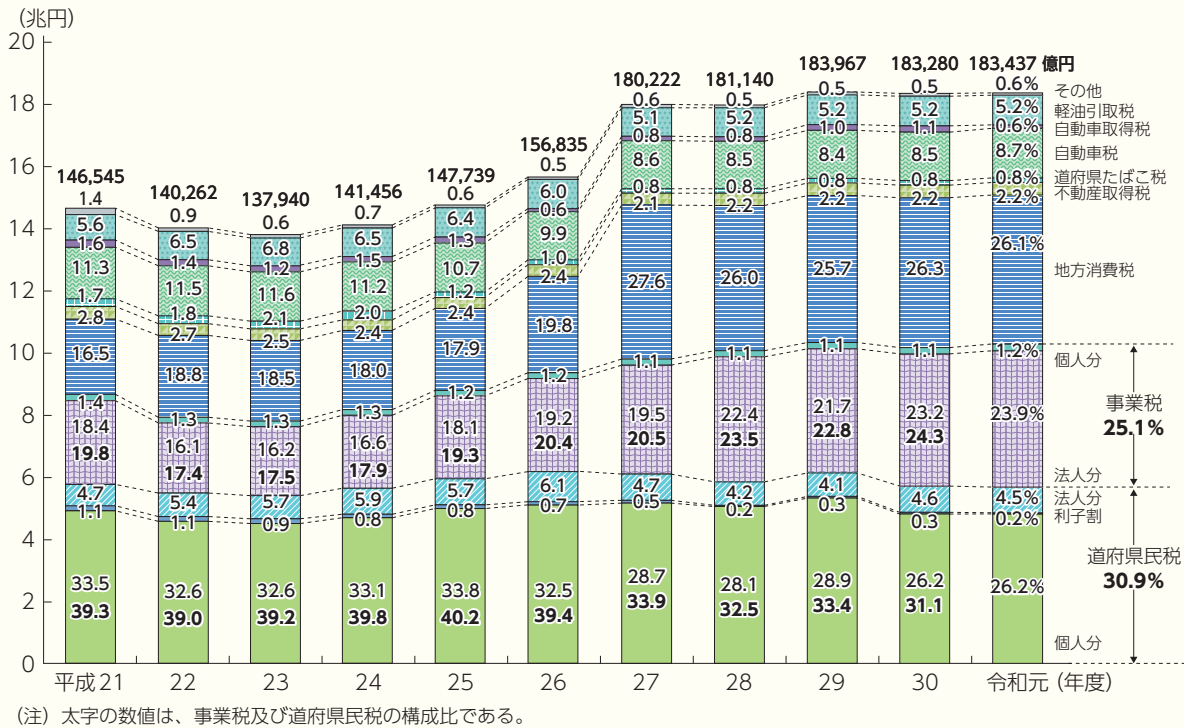
特定の費用に充てるために課される税である目的税（121億円）は4.9%増（前年度8.5%増）となっている。

道府県税収入額の推移は、第29図のとおりである。

第28図 道府県税収入額の状況



第29図 道府県税収入額の推移



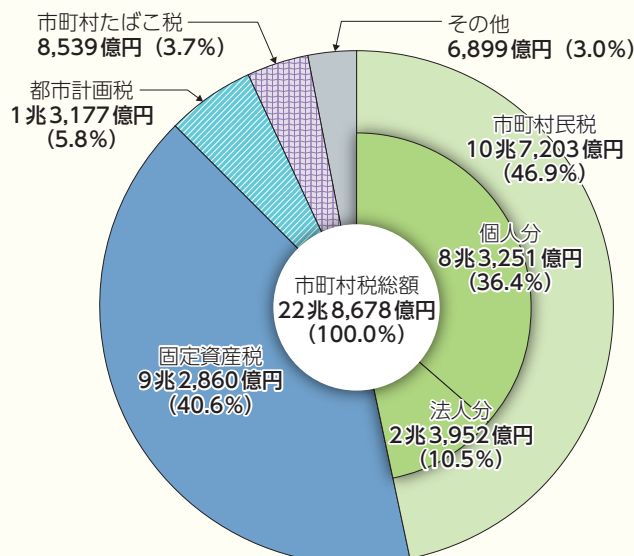
(イ) 市町村税の収入状況 [資料編：第12表]

市町村税の収入額は22兆8,678億円で、前年度と比べると、2.0%増（前年度4.3%増）となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が10兆7,203億円で市町村税総額の46.9%（前年度47.0%）と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が9兆2,860億円で40.6%（同40.5%）となっており、これら二税で市町村税総額の87.5%（同87.5%）を占めている。

各税目の収入額を前年度と比べると、普通税（21兆1,338億円）は2.0%増（前年度4.5%増）となっている。

第30図 市町村税収入額の状況





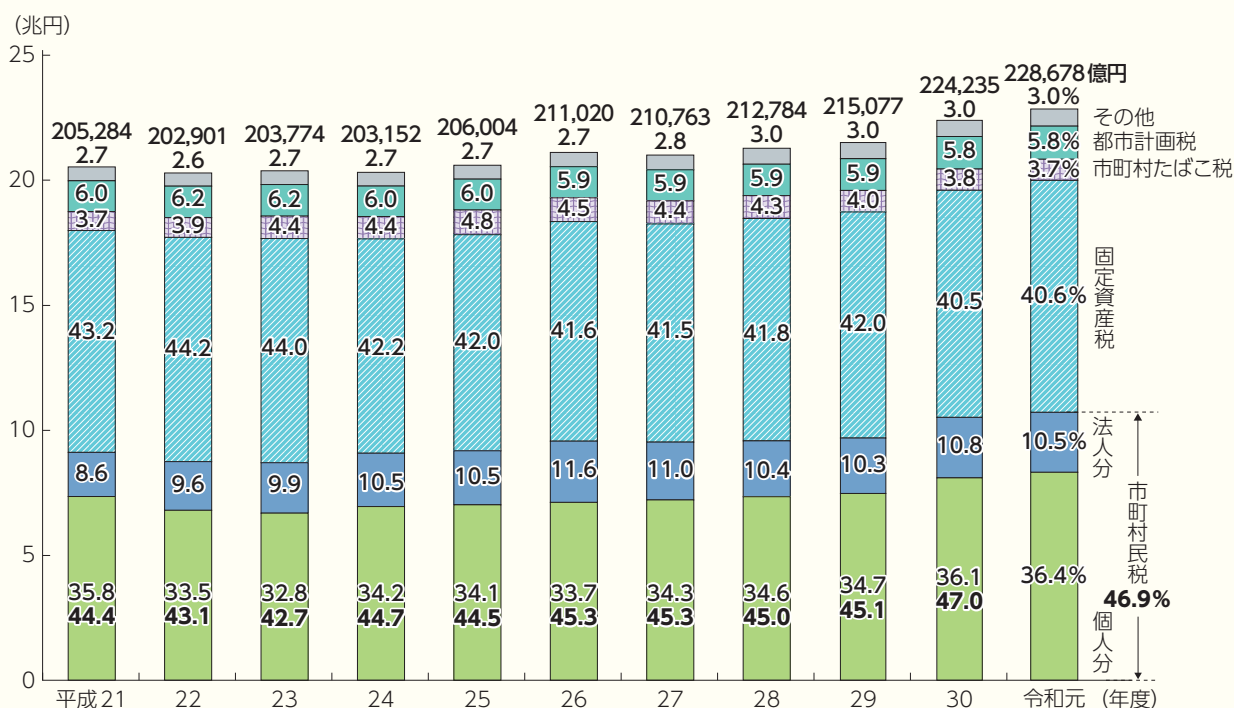
普通税のうち、市町村民税については、個人分（8兆3,251億円）が2.7%増（前年度8.5%増）、法人分（2兆3,952億円）が1.3%減（同9.1%増）となっており、市町村民税全体（10兆7,203億円）では1.8%増（同8.6%増）となっている。また、固定資産税（9兆2,860億円）は2.2%増（同0.6%増）となっている。

目的税（1兆7,340億円）は2.3%増（前年度1.4%増）となっている。

目的税のうち、都市計画税（1兆3,177億円）は2.0%増（前年度1.2%増）、事業所税（3,867億円）は2.2%増（同1.9%増）となっている。

市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。

第31図 市町村税収入額の推移



(注) 太字の数値は、市町村民税の構成比である。

### (ウ) 法定外普通税 [資料編：第13表]

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有害な財政需要を充足するため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は487億円で、前年度と比べると4.5%減（前年度13.9%増）となっている。これを団体区別にみると、都道府県においては464億円で、前年度と比べると4.9%減（前年度13.7%増）、市町村においては23億円で、前年度と比べると3.5%増（同19.3%増）となっている。

### (エ) 法定外目的税 [資料編：第14表]

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を設けることができる。法定外目的税の収入額は183億円で、前年度と比べると30.8%増（前年度22.6%増）となっている。これを団体区別にみると、都道府県においては113億円で、前年度と比べると5.7%増（前年度9.6%増）、市町村においては70億円で、前年度と比べると110.9%増（同96.5%増）となっている。



### (オ) 超過課税 [資料編：第15表]

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は7,050億円で、前年度と比べると、0.4%増（前年度11.3%増）となっている。その内訳をみると、道府県税が3,354億円で、前年度と比べると、1.2%増（前年度15.0%増）、市町村税が3,696億円で、前年度と比べると、0.4%減（同8.2%増）となっている。

### イ 地方譲与税 [資料編：第20表]

地方譲与税には、都道府県及び市町村に譲与される地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税並びに森林環境譲与税、都道府県及び政令指定都市に譲与される石油ガス譲与税、空港関係都道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税並びに地方法人特別税の税収の全額が都道府県に譲与される地方法人特別譲与税がある。

地方譲与税の決算額は2兆6,138億円で、前年度と比べると、1.4%減（前年度10.2%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は2.5%（前年度2.6%）となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税が2,869億円（対前年度比6.7%増）、地方揮発油譲与税が2,303億円（同11.4%減）、石油ガス譲与税が69億円（同11.2%減）、航空機燃料譲与税が144億円（同3.9%減）、特別とん譲与税が127億円（同1.1%減）、地方法人特別譲与税が2兆427億円（同2.1%減）となっている。

### ウ 地方特例交付金等

地方特例交付金等は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収並びに消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金、令和元年10月1日に開始した幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について交付される子ども・子育て支援臨時交付金である。

地方特例交付金等の決算額は4,683億円で、前年度と比べると、203.3%増（前年度16.3%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は0.5%（前年度0.2%）となっている。

### エ 地方交付税 [資料編：第21表、第129表]

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

地方交付税の決算額は16兆7,392億円で、前年度と比べると、1.2%増（前年度1.3%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は16.2%（前年度16.3%）となっている。

地方交付税の決算額を団体区分別にみると、都道府県においては8兆6,313億円で、前年度と比べると、0.7%増（前年度1.1%減）、市町村においては8兆1,080億円で、前年度と比べると、

1.6%増（同1.6%減）となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては51.6%（同51.8%）、市町村においては48.4%（同48.2%）となっている。

令和元年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画において、前年度と比べて1,724億円増（1.1%増）の16兆1,809億円とされた。その算定基礎は、

- (ア) 国税四税（国税のうち所得税、法人税、酒税及び消費税）のそれぞれの収入見込額に一定割合を乗じて算出した額（令和元年度においては、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ33.1%に相当する額、酒税の収入見込額の50%に相当する額並びに消費税の収入見込額の20.8%に相当する額）15兆5,232億円から、平成20、21及び28年度に係る精算額のうち令和元年度に精算すべき額2,355億円を減額した国税四税の法定率分15兆2,877億円に、
- (イ) 「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成31年法律第5号）による改正前の地方交付税法附則第4条の2第2項の規定により加算することとされていた額のうち2,461億円、
- (ウ) 附則第4条柱書の規定により個人住民税の減収額を補填するため地方交付税の総額に加算する172億円

を加算した額である15兆5,510億円に

- (エ) 地方法人税の収入見込額6,876億円、
- (オ) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金1,000億円、
- (カ) 平成30年度からの繰越金4,215億円

を加算した上で、

- (キ) 交付税特別会計における借入金償還額5,000億円及び利子充当額792億円

を控除した16兆1,809億円である。

また、令和元年度補正予算（第1号）により、令和元年度の国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分7,651億円の減については、平成30年度の国税決算に伴う地方交付税法定率分1,156億円の増を充てた上で、残余の6,496億円について全額を一般会計からの加算により措置することとし、令和元年度当初の地方交付税の総額を確保した（当該加算については、後年度精算する。）。さらに、令和元年度の災害等の状況にかんがみ、特別交付税の総額に950億円を加算した。

なお、基準財政需要額は46兆2,678億円（財源不足団体分41兆5,141億円、財源超過団体分4兆7,538億円）、基準財政収入額は32兆5,191億円（財源不足団体分26兆2,675億円、財源超過団体分6兆2,517億円）で、財源不足額は15兆2,466億円となっている。

さらに、東日本大震災分として、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のため、震災復興特別交付税が4,634億円交付された。

これらの結果、令和元年度の地方交付税の総額は16兆7,392億円となり、その内訳は普通交付税15兆2,101億円、特別交付税1兆658億円、震災復興特別交付税4,634億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県では東京都の1団体である。他方、市町村では前年度より8団体増加し、85団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の令和元年度の交付状況をみると、都道府県においては東京都を除く全団体に、市町村においては1,718団体に、それぞれ交付されており、震災復興特別交付税は、東日本大震災の被災地方公共団体等に交付されている。

**オ 一般財源** [資料編：第22表～第23表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額（これらに加え、都道府県については、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村については、都道府県から交付される地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額）であり、用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源である。

一般財源の決算額は61兆328億円で、前年度と比べると、1.5%増（前年度1.5%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は59.1%（前年度59.3%）となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は64兆2,639億円で、前年度と比べると0.3%増（前年度1.3%増）となっている。

**カ 国庫支出金** [資料編：第25表]

国庫支出金の決算額は15兆8,344億円で、前年度と比べると、6.4%増（前年度4.1%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は15.3%（前年度14.7%）となっている。

国庫支出金の内訳をみると、生活保護費負担金が2兆7,379億円で最も大きな割合（国庫支出金総額の17.3%）を占め、以下、普通建設事業費支出金が1兆9,817億円（同12.5%）、社会資本整備総合交付金が1兆7,735億円（同11.2%）、義務教育費負担金が1兆5,300億円（同9.7%）、障害者自立支援給付費等負担金が1兆3,831億円（同8.7%）となっており、これらの合計で国庫支出金総額の59.4%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体区分別にみると、都道府県においては普通建設事業費支出金1兆2,777億円（国庫支出金総額の21.5%）、義務教育費負担金1兆2,567億円（同21.1%）の順となっている。一方、市町村においては生活保護費負担金2兆6,013億円（同26.3%）、児童手当等交付金1兆3,141億円（同13.3%）、障害者自立支援給付費等負担金1兆3,057億円（同13.2%）の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、生活保護費負担金が0.6%減（前年度1.9%減）、普通建設事業費支出金が12.1%増（同0.5%増）、社会資本整備総合交付金が6.8%増（同2.5%減）、義務教育費負担金が0.0%減（同0.2%減）、児童手当等交付金が2.0%減（同1.5%減）、障害者自立支援給付費等負担金が4.1%増（同5.1%増）等となっている。

**キ 都道府県支出金** [資料編：第25表]

市町村が都道府県から交付を受ける都道府県支出金（都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するもの、又は、都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付するものをいう。）の決算額は4兆1,659億円で、前年度と比べると、6.5%増（前年度1.9%減）となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが62.8%（前年度61.3%）、都道府県費のみのものが37.2%（同38.7%）となっている。

都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、障害者自立支援給付費等負担金が5.0%増（前年度5.1%増）、児童保護費等負担金が15.9%増（同7.4%増）、児童手当等交付金が0.1%増（同1.8%減）、普通建設事業費支出金が4.7%増（同24.8%減）等と

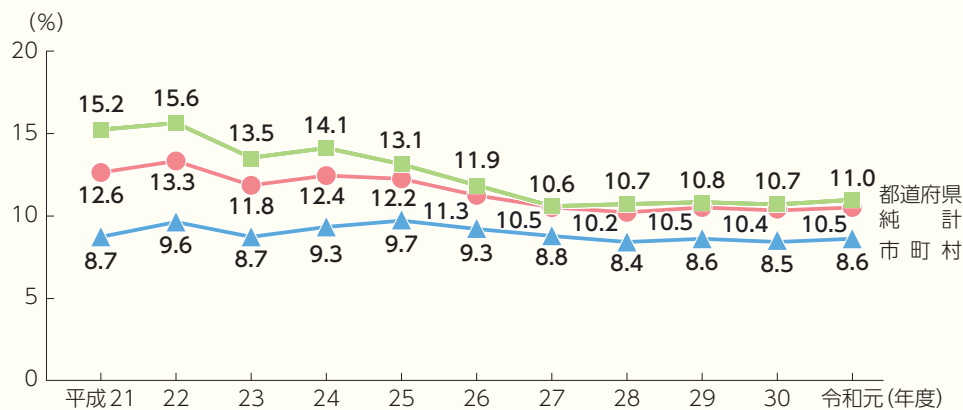
なっており、また、都道府県費のみのものについては、普通建設事業費支出金が1.8%増（同0.1%増）、災害復旧事業費支出金が66.4%増（同3.2%増）となっている。

## ㉞ 地方債 [資料編：第26表]

地方債の決算額は10兆8,705億円で、臨時財政対策債が減少したものの防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の増加等により、前年度と比べると、3.4%増（前年度1.3%減）となっている。また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は10.5%（前年度10.4%）となっている。近年の地方債依存度の推移は、第32図のとおりである。

地方債の決算額を団体区別にみると、都道府県においては5兆6,009億円で、前年度と比べると3.4%増（前年度1.8%減）、市町村においては5兆2,948億円で、前年度と比べると3.4%増（同0.6%減）となっている。

第32図 地方債依存度の推移



## ㉟ その他の収入

### (ア) 使用料、手数料 [資料編：第28表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆1,691億円で、前年度と比べると、2.5%減（前年度0.7%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は2.1%（前年度2.2%）となっている。

使用料の決算額は1兆5,775億円で、前年度と比べると、4.3%減（前年度0.8%減）となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,438億円（対前年度比0.5%減）で最も大きな割合を占め、以下、授業料が2,668億円（同4.7%減）、保育所使用料が1,227億円（同31.7%減）の順となっている。

また、手数料の決算額は5,916億円で、前年度と比べると、2.4%増（前年度0.4%減）となっている。

その内訳をみると、法定受託事務に係るものが801億円（対前年度比2.2%増）、自治事務に係るものが5,115億円（同2.5%増）となっている。

(イ) 繰入金 [資料編：第29表]

基金、公営事業会計等からの繰入金の決算額は3兆7,548億円で、前年度と比べると、3.3%増（前年度2.9%増）となっている。また、歳入総額に占める割合は3.6%（前年度3.6%）となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の97.0%（前年度95.2%）を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は3兆6,412億円で、前年度と比べると、5.2%増（同2.0%増）となっている。

また、公営事業会計からの繰入金は1,078億円で、前年度と比べると、36.5%減（同26.0%増）となっている。

(ウ) その他 [資料編：第10表、第30表]

その他の収入の決算額は9兆5,842億円で、前年度と比べると、4.0%減（前年度1.9%減）となっている。また、歳入総額に占める割合は9.3%（前年度9.9%）となっている。

その内訳をみると、貸付金元利収入等の諸収入が4兆7,749億円（対前年度比6.2%減）、繰越金が3兆1,061億円（同0.3%増）、分担金・負担金が5,160億円（同14.7%減）、財産収入が6,341億円（同3.4%増）、寄附金が5,531億円（同5.1%減）となっている。



## 4 地方経費の内容

歳出決算額について、支出の対象となる主な行政の目的に従って、生活・福祉の充実（民生費、労働費）、教育と文化（教育費）、土木建設（土木費）、産業の振興（農林水産業費、商工費）、保健衛生（衛生費）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

### (1) 生活・福祉の充実

#### ア 社会福祉行政 [資料編：第37表～第43表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は26兆5,337億円で、前年度と比べると3.4%増となっている。

このうち通常収支分は26兆4,091億円で、幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費の増加等により、前年度と比べると3.5%増となっており、東日本大震災分は1,246億円で、災害救助費の減少等により、前年度と比べると14.5%減となっている。

なお、民生費の歳出総額に占める割合は26.6%（都道府県16.6%、市町村36.7%）で、目的別歳出の中で、最も大きな割合となっている。

また、決算額を団体区別にみると、市町村は都道府県の約2.66倍となっている。

これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村（町村については、福祉事務所を設置している町村）によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、**第33図**のとおりであり、児童福祉行政に要する経費である児童福祉費が最も大きな割合（民生費総額の34.7%）を占め、以下、障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費（同25.8%）、老人福祉費（同24.1%）、生活保護費（同14.8%）、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費（同0.7%）の順となっている。

各費目について性質別にみると、最も大きな割合を占めているのは、児童福祉費、社会福祉費及び生活保護費においては扶助費（児童福祉費の71.5%、社会福祉費の52.3%、生活保護費の92.5%）、老人福祉費においては繰出金（52.3%）となっている。

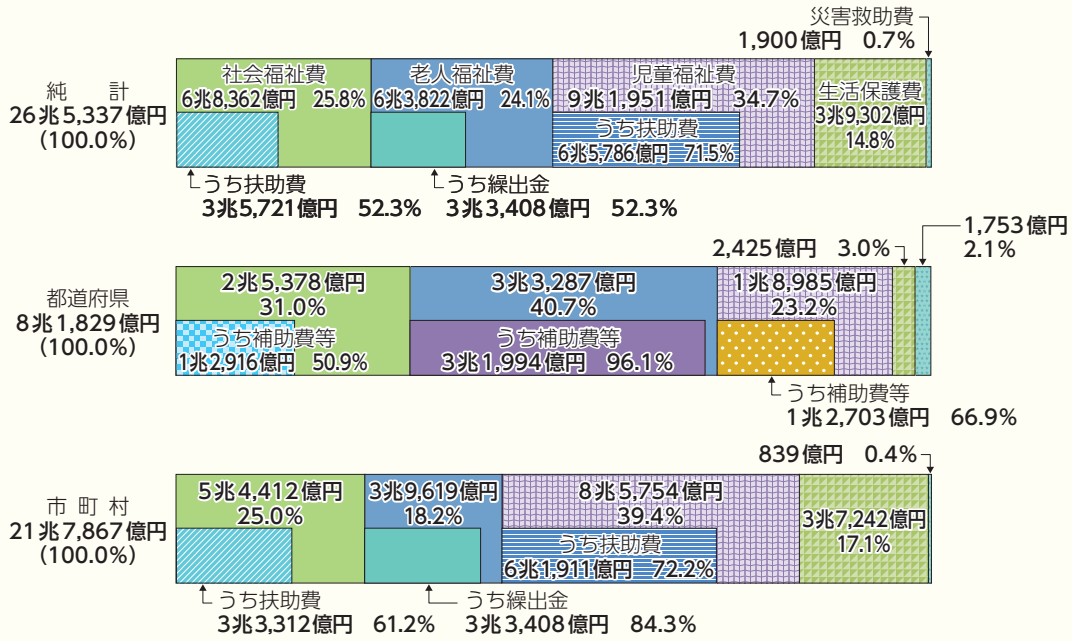
また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が5.3%増、社会福祉費が4.0%増、老人福祉費が2.5%増、生活保護費が0.4%減、災害救助費が0.4%増となっている。

民生費の目的別歳出額の推移は、**第34図**のとおりである。

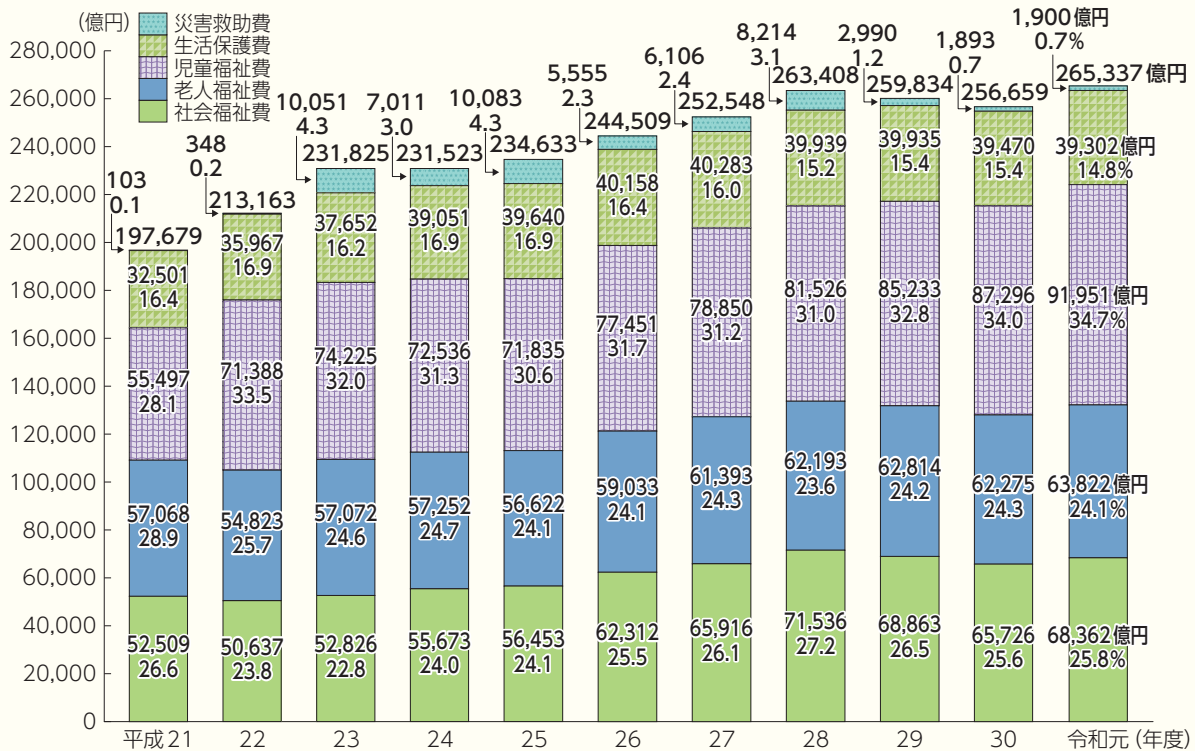
まず、目的別の構成比を団体区別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比（40.7%）が最も大きく、以下、社会福祉費（31.0%）、児童福祉費（23.2%）、生活保護費（3.0%）、災害救助費（2.1%）の順となっており、市町村においては児童福祉費の構成比（39.4%）が最も大きく、以下、社会福祉費（25.0%）、老人福祉費（18.2%）、生活保護費（17.1%）、災害救助費（0.4%）



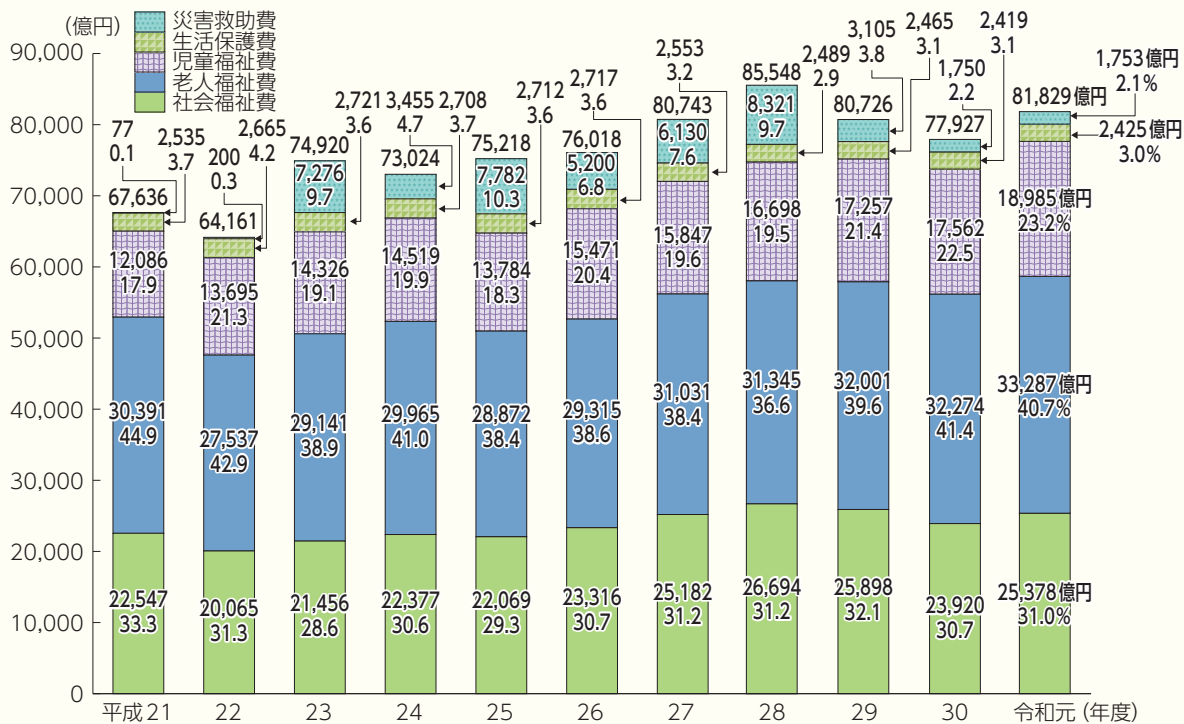
第33図 民生費の目的別内訳



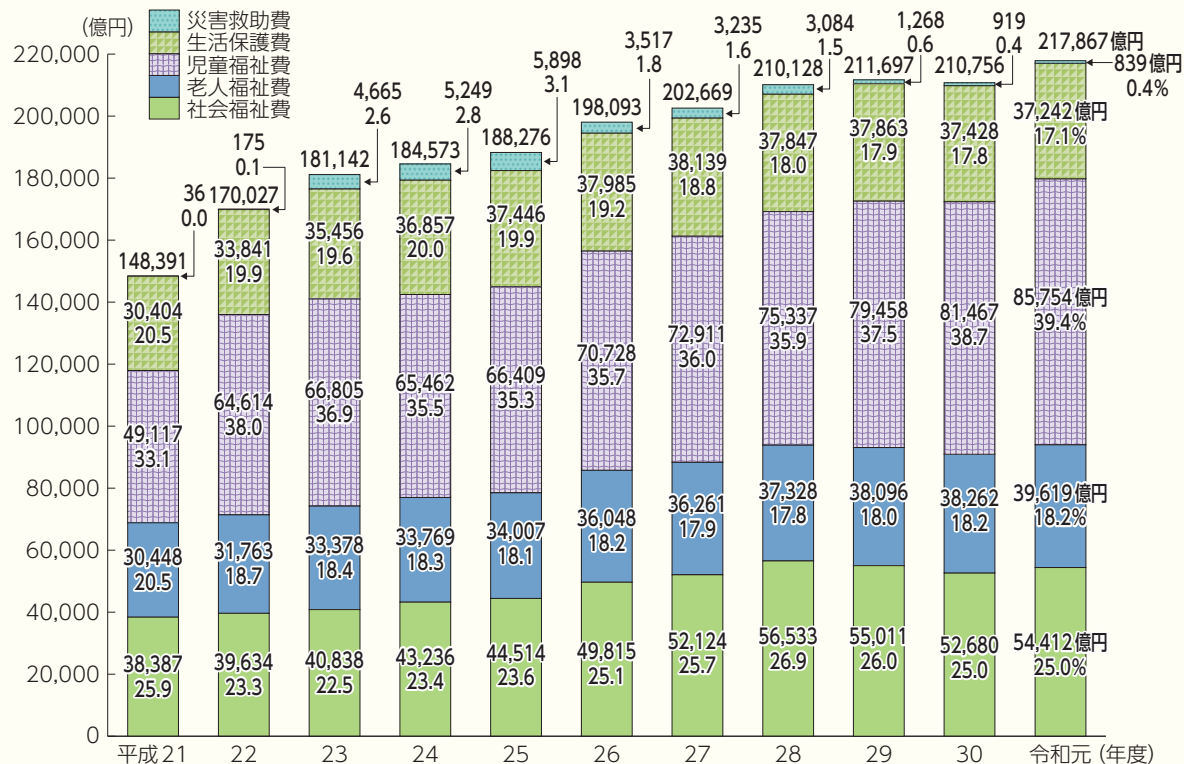
第34図 民生費の目的別歳出の推移 (その1 純計)



第34図 民生費の目的別歳出の推移 (その2 都道府県)



第34図 民生費の目的別歳出の推移 (その3 市町村)



の順となっている。

また、これらの各費目を10年前（平成21年度）と比べると、児童福祉費は1.7倍、社会福祉費は1.3倍、老人福祉費は1.1倍、生活保護費は1.2倍となっている。民生費総額は1.3倍となっているが、これを団体区別にみると、都道府県においては、児童福祉費が1.6倍、老人福祉費が1.1倍、社会福祉費が1.1倍となっている。これは、幼児教育・保育の無償化に伴う市町村への負担金の増加及び後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計への都道府県の負担金の増加等を背景に、児童福祉費、老人福祉費及び社会福祉費に係る補助費等が増加していること等によるものである。

また、市町村においては、児童福祉費が1.7倍、社会福祉費が1.4倍、老人福祉費が1.3倍、生活保護費が1.2倍となっている。これは、幼児教育・保育の無償化の実施、児童手当制度の拡充、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費及び社会福祉費に係る扶助費が、また後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等を背景に、老人福祉費に係る繰出金が、それぞれ増加していること等によるものである。

民生費の性質別の内訳をみると、第35図のとおりであり、児童手当の支給や生活保護等に要する経費である扶助費が最も大きな割合（民生費総額の52.8%）を占め、以下、国民健康保険事業会計（事業勘定）、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金（同19.8%）、補助費等（同12.7%）、人件費（同7.0%）、物件費（同4.3%）、普通建設事業費（同2.4%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が3.8%増、繰出金が2.6%増、補助費等が2.8%増、人件費が0.9%増、物件費が3.3%増、普通建設事業費が0.7%減となっている。

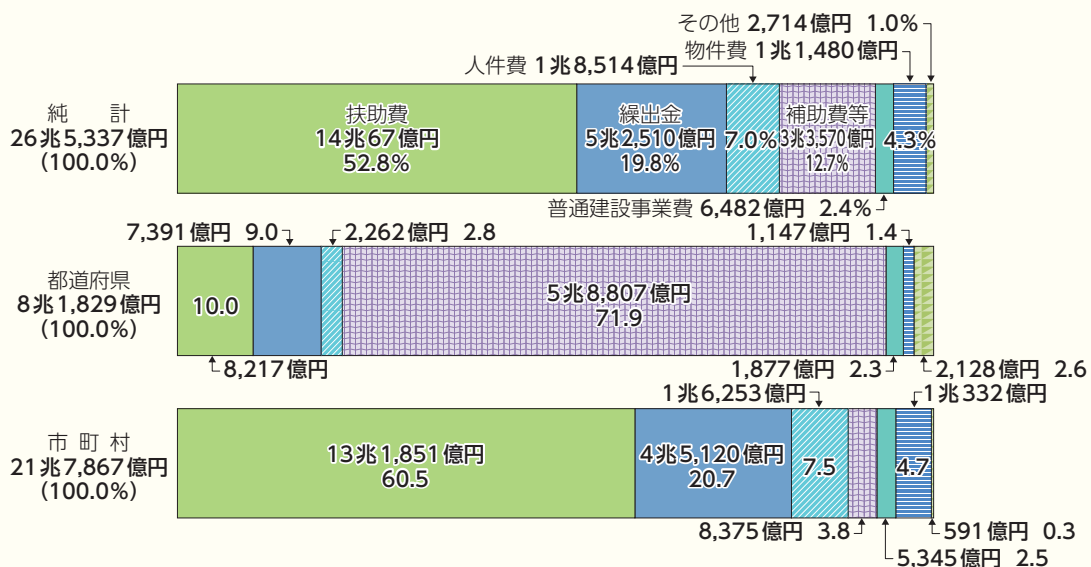
民生費の扶助費について、補助事業と単独事業の割合を示すと、第36図のとおりである。

都道府県においては1,470億円（民生費の扶助費総額の17.9%）、市町村においては1兆8,271億円（同13.9%）が単独事業となっている。

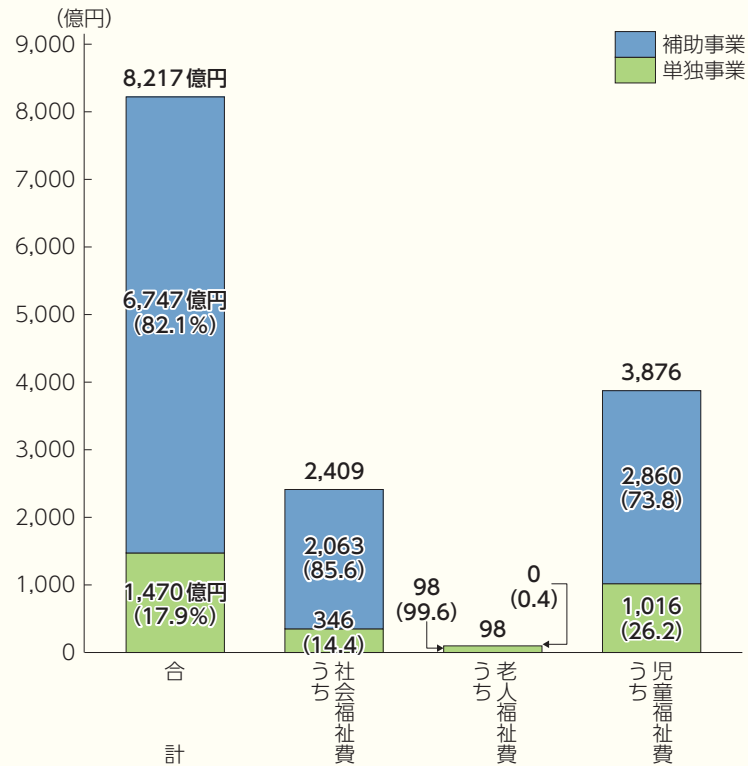
近年の民生費の財源構成比の推移は、第37図のとおりである。

昭和50年代においては一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における

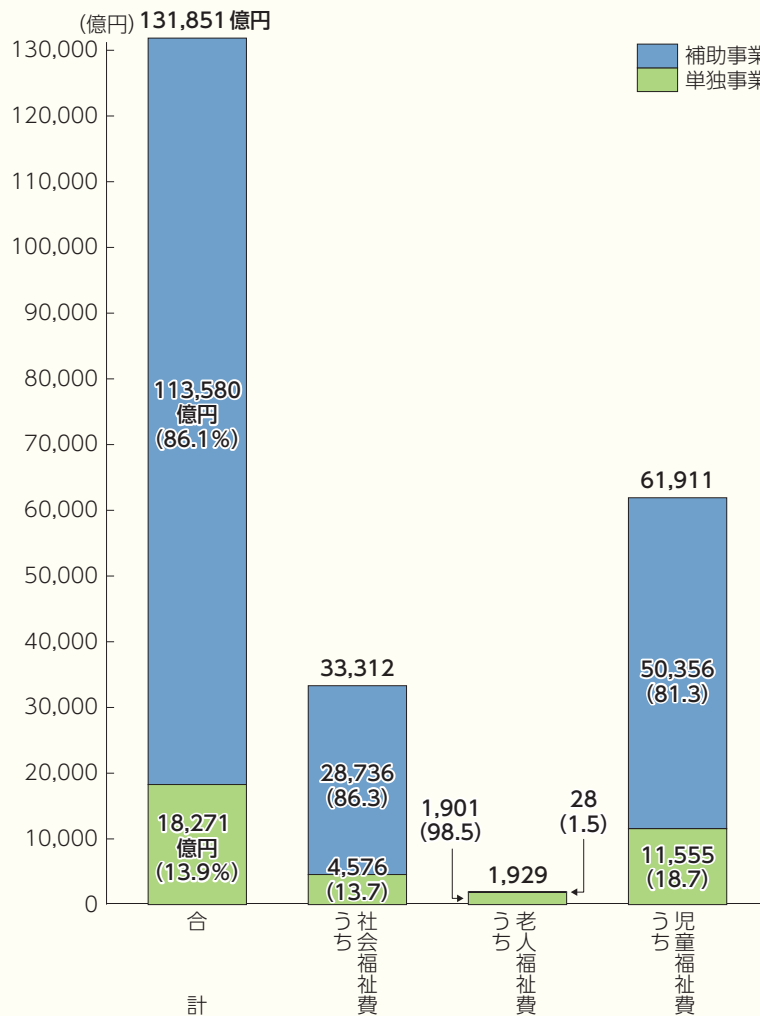
第35図 民生費の性質別内訳



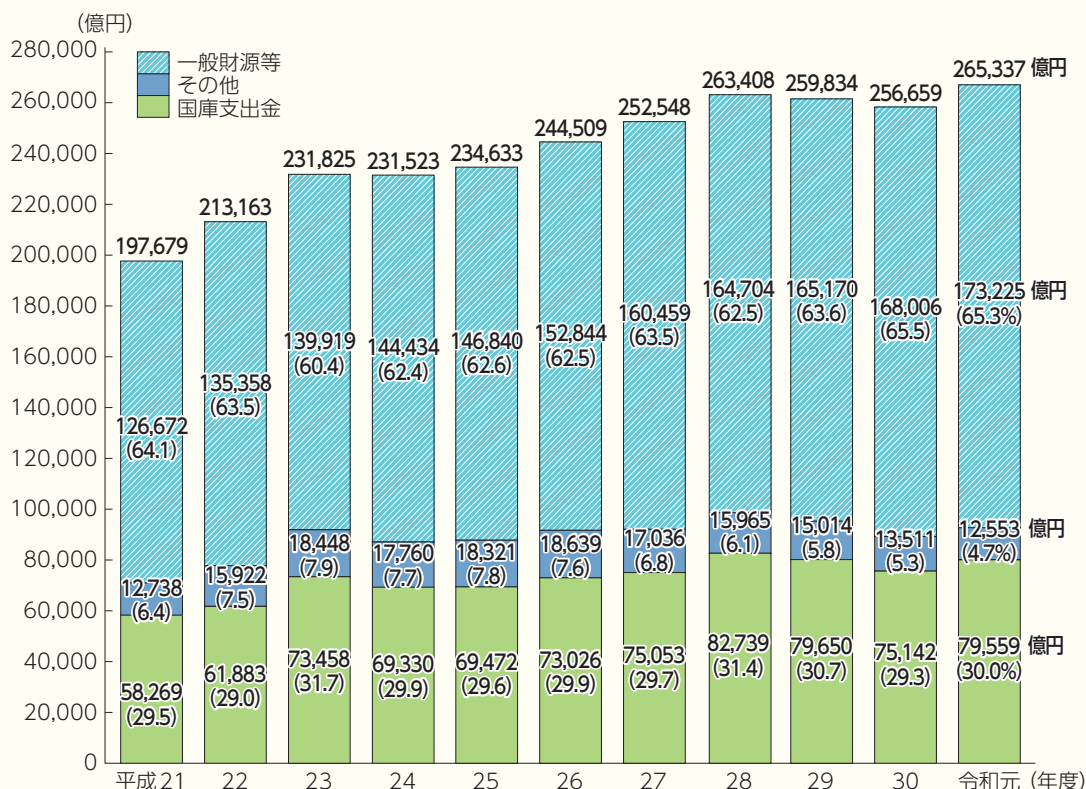
第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その1 都道府県）



第36図 民生費の目的別扶助費（補助・単独）の状況（その2 市町村）



第37図 民生費の財源構成比の推移



単独事業の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ、国庫補助負担金の一般財源化等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、平成19年度には一般財源等の割合が70.5%まで増加していた。平成20年度から23年度までは国の経済対策の実施、子ども手当の創設、東日本大震災への対応、28年度は年金生活者等支援臨時福祉給付金の創設、令和元年度は幼児教育・保育の無償化等により国庫支出金の割合が増加した。

なお、地方公共団体の決算額において、社会福祉行政や保健衛生（本項目（5））等のうち、社会保障施策に要する経費は19兆3,475億円となっており、うち社会保障4経費<sup>\*2</sup>に則った範囲の社会保障給付に充てられる経費は15兆4,076億円となっている。

一方、平成26年4月1日から引き上げられた税率に係る令和元年度の地方消費税収入の額は2兆254億円、令和元年度の消費税の地方交付税法定率分は3兆8,174億円で、その合計は5兆8,428億円となっている。

### イ 労働行政 [資料編：第49表～第50表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は2,443億円で、前年度と比べると1.8%減となっている。なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.2%（都道府県0.3%、市町村0.2%）となっている。

\* 2 「消費税法」(昭和63年法律第108号)第1条第2項に規定された、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。



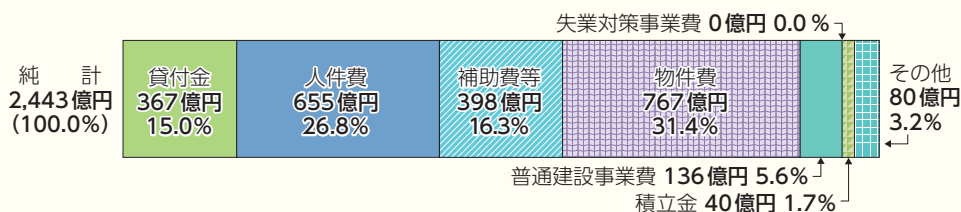
このうち通常収支分は2,420億円で、前年度と比べると1.7%減となっており、東日本大震災分は22億円で、前年度と比べると11.3%減となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費が労働費総額の2.8%を占め、金融対策、福祉対策、職業訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの97.2%を占めている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が2.4%減となっており、その他の経費が1.8%減となっている。

目的別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては失業対策費が4.7%、その他の経費が95.3%となっており、市町村においては失業対策費が0.5%、その他の経費が99.5%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、**第38図**のとおりであり、物件費が最も大きな割合（労働費総額の31.4%）を占め、以下、人件費（同26.8%）、補助費等（同16.3%）、貸付金（同15.0%）、普通建設事業費（同5.6%）、積立金（同1.7%）、失業対策事業費（同0.0%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が1.4%減、人件費が1.1%減、補助費等が4.4%減、貸付金が6.2%減、普通建設事業費が1.2%減、積立金が21.7%減、失業対策事業費が29.4%減となっている。

**第38図** 労働費の性質別内訳



## (2) 教育と文化 [資料編：第67表～第72表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

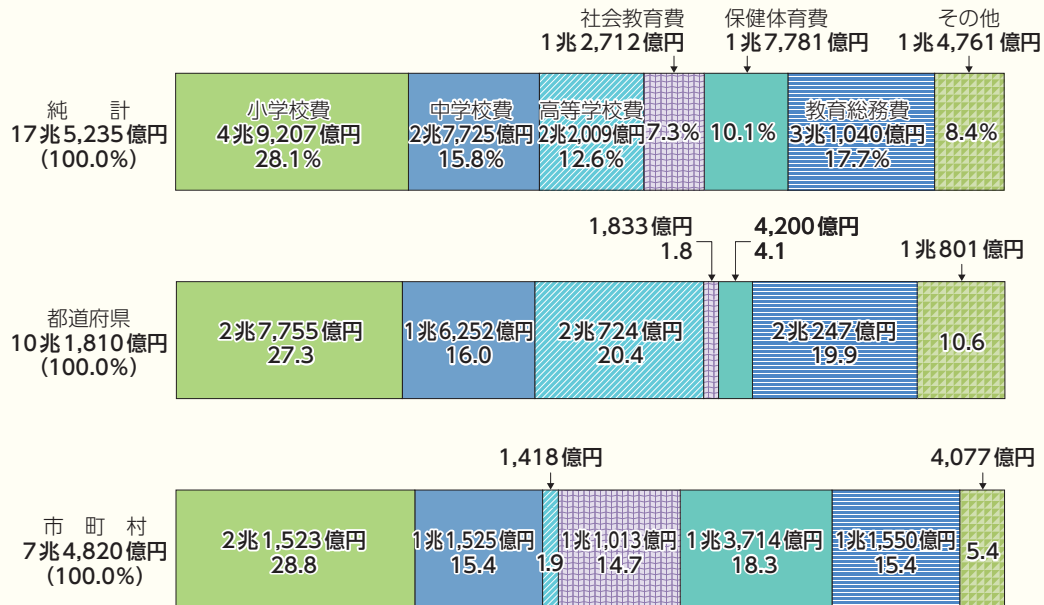
これらの教育施策に要する経費である教育費の決算額は17兆5,235億円で、前年度と比べると3.8%増となっている。教育費の歳出総額に占める割合は17.6%（都道府県20.6%、市町村12.6%）となっており、歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

このうち通常収支分は17兆4,791億円で、保健体育費の増加等により、前年度と比べると3.9%増となっており、東日本大震災分は443億円で、前年度と比べると8.3%減となっている。

教育費の目的別の内訳をみると、**第39図**のとおりであり、小学校費が最も大きな割合（教育費総額の28.1%）を占め、以下、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費（同17.7%）、中学校費（同15.8%）、高等学校費（同12.6%）、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費（同10.1%）、特別支援学校費を含むその他経費（同8.4%）、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費（同7.3%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費



第39図 教育費の目的別内訳



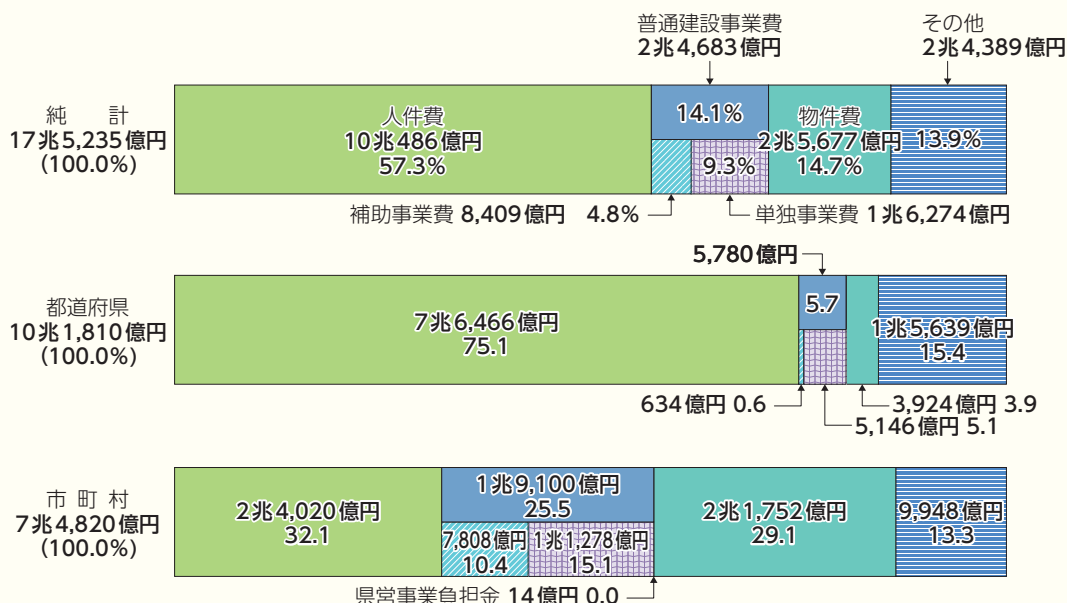
が4.7%増、教育総務費が1.8%増、中学校費が2.3%増、高等学校費が0.9%減、保健体育費が18.1%増、社会教育費が0.7%増、特別支援学校費を含むその他経費が3.1%増となっている。

目的別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、小学校費が最も大きな割合(27.3%)を占め、以下、高等学校費(20.4%)、教育総務費(19.9%)、中学校費(16.0%)の順となっており、市町村においては、小学校費が最も大きな割合(28.8%)を占め、以下、保健体育費(18.3%)、教育総務費及び中学校費(15.4%)、社会教育費(14.7%)の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、第40図のとおりであり、人件費が最も大きな割合(教育費総額の57.3%)を占め、以下、物件費(同14.7%)、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費(同14.1%)の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が0.5%減、物件費が3.3%増、普通建設事業費が25.2%増となっている。

性質別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分(75.1%)を占めている。市町村においても、人件費が最も大きな割合(32.1%)を占め、以下、物件費(29.1%)、普通建設事業費(25.5%)の順となっている。

第40図 教育費の性質別内訳



### (3) 土木建設 [資料編：第58表～第63表]

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、公園、住宅等の公共施設の建設、整備等を行うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は12兆1,274億円で、前年度と比べると2.1%増となっている。土木費の歳出総額に占める割合は12.2%（都道府県12.0%、市町村10.8%）となっており、歳出総額の中で民生費、教育費、公債費に次いで大きな割合を占めている。

このうち通常収支分は11兆5,766億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると3.1%増となっており、東日本大震災分は5,508億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると15.1%減となっている。

土木費の目的別の内訳をみると、第41図のとおりであり、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費が最も大きな割合（土木費総額の34.8%）を占め、以下、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費（同34.5%）、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費（同13.4%）、住宅費（同8.4%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、道路橋りょう費が3.3%増、都市計画費が1.5%減、河川海岸費が13.4%増、住宅費が2.6%減となっている。

目的別の構成比を団体区別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合（41.3%）を占め、以下、河川海岸費（24.8%）、都市計画費（16.4%）の順となっており、市町村においては都市計画費が最も大きな割合（51.2%）を占め、以下、道路橋りょう費（28.3%）、住宅費（9.7%）の順となっている。

土木費の性質別の内訳をみると、第42図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（土木費総額の63.2%）を占め、以下、補助費等（同9.4%）、人件費（同6.9%）、維持補修費（同6.8%）、物件費（同5.8%）の順となっている。

さらに、土木費における普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が36.0%、単独事業費が

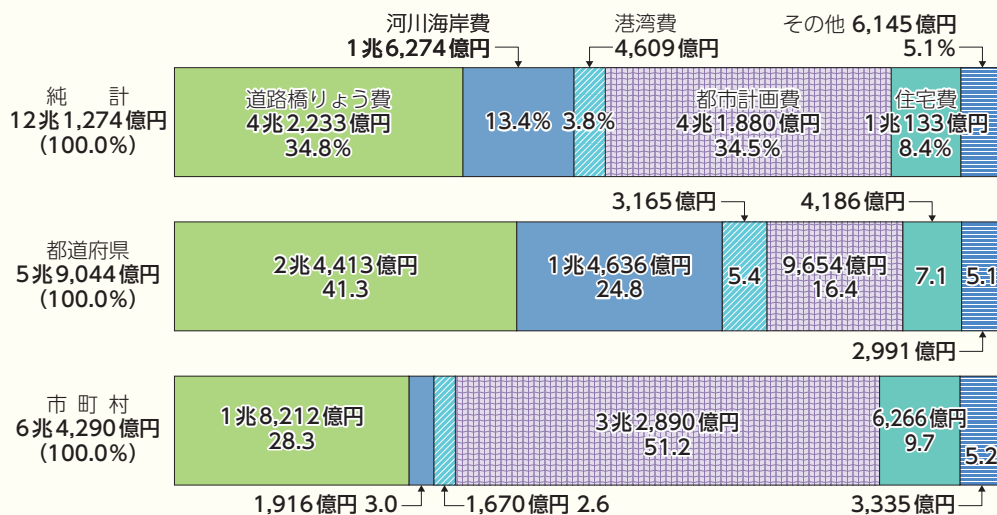
21.1%、国直轄事業負担金が6.1%となっている。これを団体区別にみると、都道府県において補助事業費が45.0%、単独事業費が22.4%であり、市町村においても補助事業費（26.9%）が単独事業費（20.2%）を上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が5.8%増、単独事業費が0.0%減、国直轄事業負担金が18.2%増となっている。

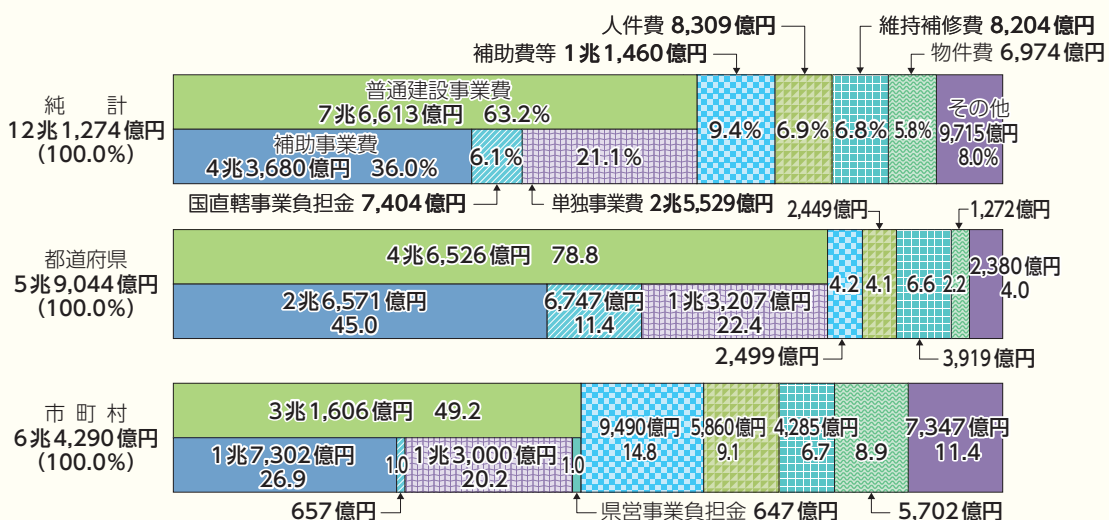
なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策事業として支出された経費（土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。）は5,055億円で、前年度と比べると2.7%増となっている。

道路交通安全対策事業の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合（69.1%）を占め、以下、交通安全運動等に要する経費（21.5%）、施設補修費（9.4%）の順となっている。

第41図 土木費の目的別内訳



第42図 土木費の性質別内訳



## (4) 産業の振興

## ア 農林水産行政 [資料編：第51表～第56表]

地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の従来の施策に加え、6次産業化等の推進、人口減少社会における農村漁村の活性化等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆3,192億円で、前年度と比べると2.1%増となっている。また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.3%（都道府県4.9%、市町村2.3%）となっている。

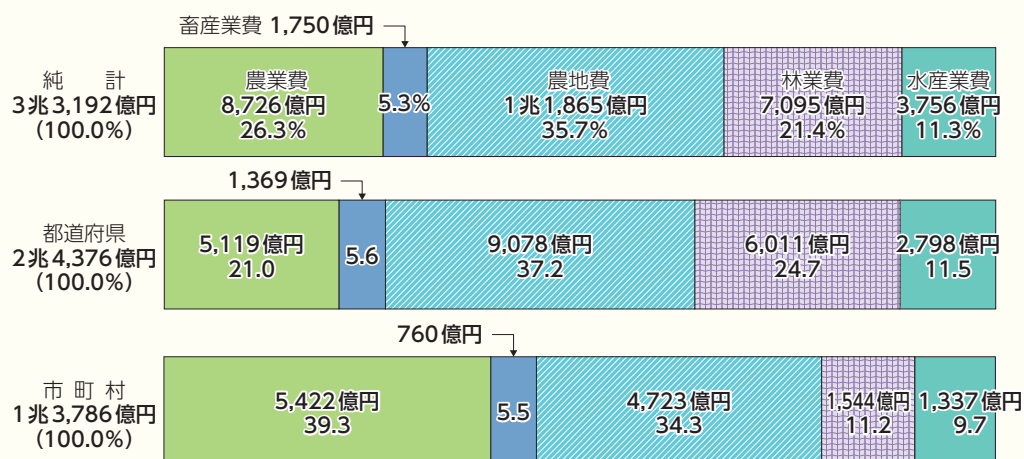
このうち通常収支分は3兆1,549億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると3.5%増となっており、東日本大震災分は1,643億円で、前年度と比べると19.5%減となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、第43図のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合（農林水産業費総額の35.7%）を占め、以下、農業費（同26.3%）、林業費（同21.4%）、水産業費（同11.3%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が2.1%増、農業費が3.7%減、林業費が5.4%増、水産業費が5.0%増となっている。

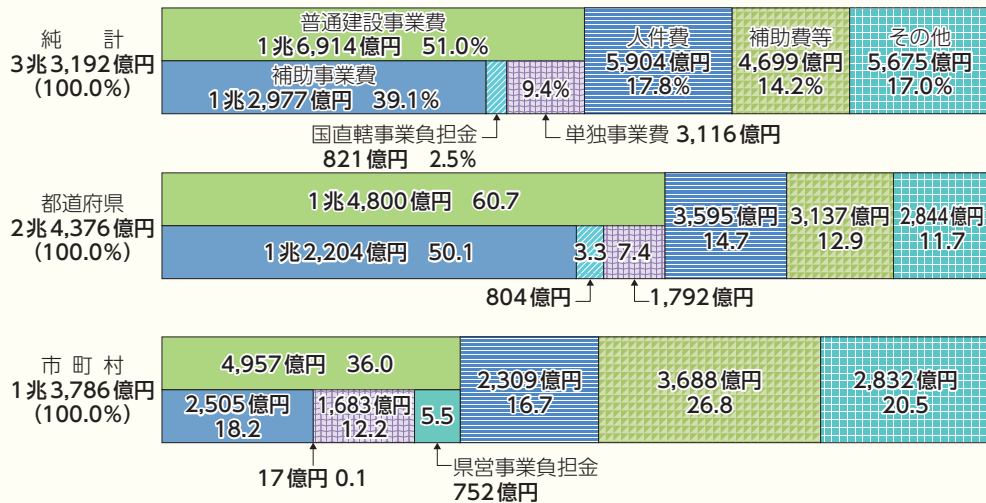
農林水産業費の性質別の内訳をみると、第44図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合（農林水産業費総額の51.0%）を占め、以下、人件費（同17.8%）、補助費等（同14.2%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が4.0%増、人件費が1.4%減、補助費等が0.2%減となっている。

第43図 農林水産業費の目的別内訳



第44図 農林水産業費の性質別内訳



イ 商工行政 [資料編：第57表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の強化等を図るため、中小企業の経営力・技術力の向上、地域エネルギー事業の推進、企業誘致、消費流通対策等様々な施策を行っている。

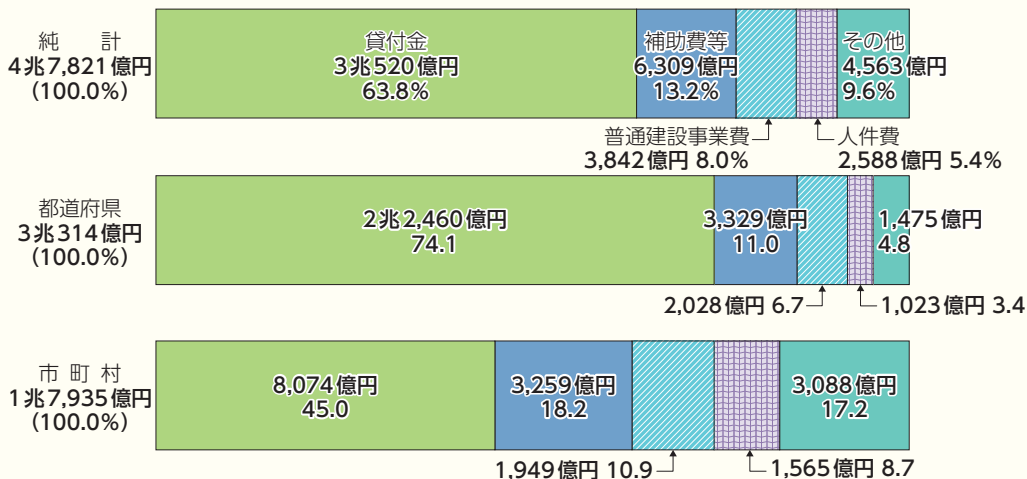
これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は4兆7,821億円で、前年度と比べると0.5%増となっている。また、商工費の歳出総額に占める割合は4.8%（都道府県6.1%、市町村3.0%）となっている。

このうち通常収支分は4兆5,433億円で、補助費等の増加等により、前年度と比べると0.9%増となっており、東日本大震災分は2,388億円で、前年度と比べると8.1%減となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、第45図のとおりであり、貸付金が最も大きな割合（商工費総額の63.8%）を占め、以下、補助費等（同13.2%）、普通建設事業費（同8.0%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が4.2%減、補助費等が12.9%増、普通建設事業費が14.4%増となっている。

性質別の構成比を団体区分別にみると、都道府県においては貸付金が最も大きな割合（74.1%）を占め、次いで補助費等（11.0%）となっており、市町村においても貸付金が最も大きな割合（45.0%）を占め、次いで補助費等（18.2%）となっている。

第45図 商工費の性質別内訳





**(5) 保健衛生 [資料編：第44表～第48表]**

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っている。

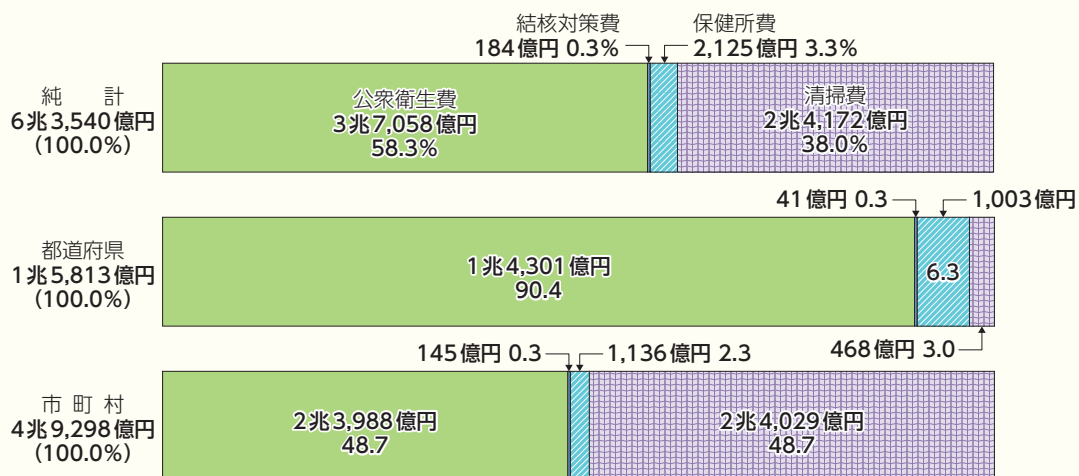
これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は6兆3,540億円で、前年度と比べると1.9%増となっている。また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.4%（都道府県3.2%、市町村8.3%）となっている。

このうち通常収支分は6兆2,695億円で、物件費の増加等により、前年度と比べると2.2%増となっており、東日本大震災分は845億円で、前年度と比べると15.7%減となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、**第46図**のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する経費である公衆衛生費が最も大きな割合（衛生費総額の58.3%）を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理等に要する経費である清掃費（同38.0%）となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の96.4%を占めている。

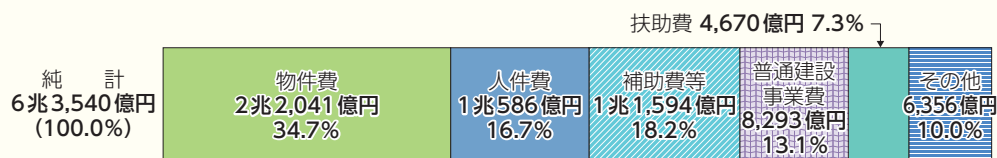
目的別の構成比を団体区別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分（90.4%）を占め、市町村においては清掃費（48.7%）、公衆衛生費（48.7%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が1.6%増、清掃費が2.3%増となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、**第47図**のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件費が最も大きな割合（衛生費総額の34.7%）を占め、以下、補助費等（同18.2%）、清掃関係職員、公衆衛生関係職員の職員給等である人件費（同16.7%）、普通建設事業費（同13.1%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が2.8%増、補助費等が0.7%増、人件費が0.3%減、普通建設事業費が1.7%増となっている。

**第46図 衛生費の目的別内訳**



第47図 衛生費の性質別内訳



(6) 警察と消防

ア 警察行政 [資料編：第65表～第66表]

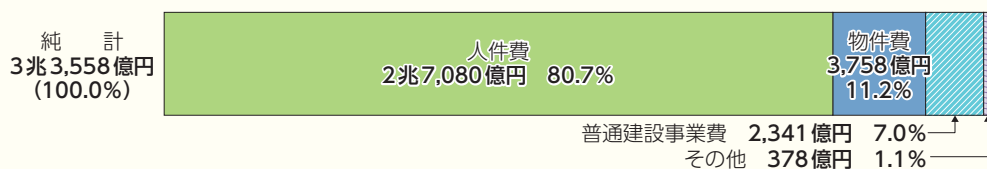
都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆3,558億円で、前年度と比べると1.7%増となっている。また、警察費の歳出総額に占める割合は3.4%（都道府県歳出総額の6.8%）となっている。

このうち通常収支分は3兆3,513億円で、前年度と比べると1.7%増となっており、東日本大震災分は46億円で、前年度と比べると15.2%増となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第48図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合（警察費総額の80.7%）を占め、以下、物件費（同11.2%）、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費（同7.0%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.1%増、物件費が2.9%増、普通建設事業費が7.9%増となっている。なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、令和2年4月1日現在、28万9,917人（前年同期28万9,849人）となっており、その内訳は、警察官26万1,912人（同26万1,863人）、警察事務職員等2万8,005人（同2万7,986人）となっている。

第48図 警察費の性質別内訳



イ 消防行政 [資料編：第64表]

東京都及び市町村等は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は2兆920億円で、前年度と比べると4.5%増となっている。また、消防費の歳出総額に占める割合は2.1%（都道府県0.5%、市町村3.3%）となっている。

このうち通常収支分は2兆795億円で、前年度と比べると4.6%増となっており、東日本大震災分は124億円で、前年度と比べると1.6%減となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、**第49図**のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も大きな割合（消防費総額の66.4%）を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費（同17.2%）、物件費（同10.9%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.2%増、普通建設事業費が13.9%増、物件費が4.9%増となっている。

なお、消防関係職員数は、令和2年4月1日現在、16万2,773人（前年同期16万2,073人）となっている。

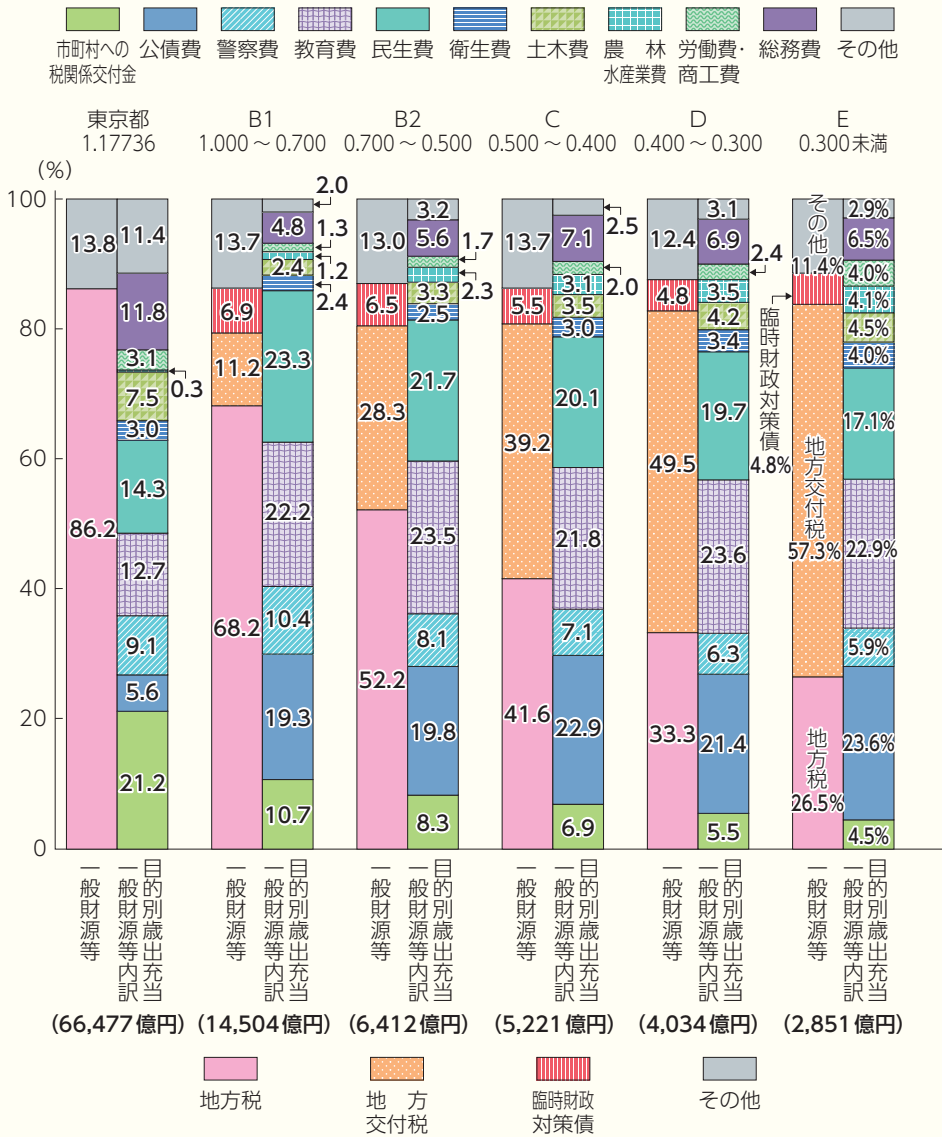
**第49図** 消防費の性質別内訳



## (7) 目的別歳出充当一般財源等の状況

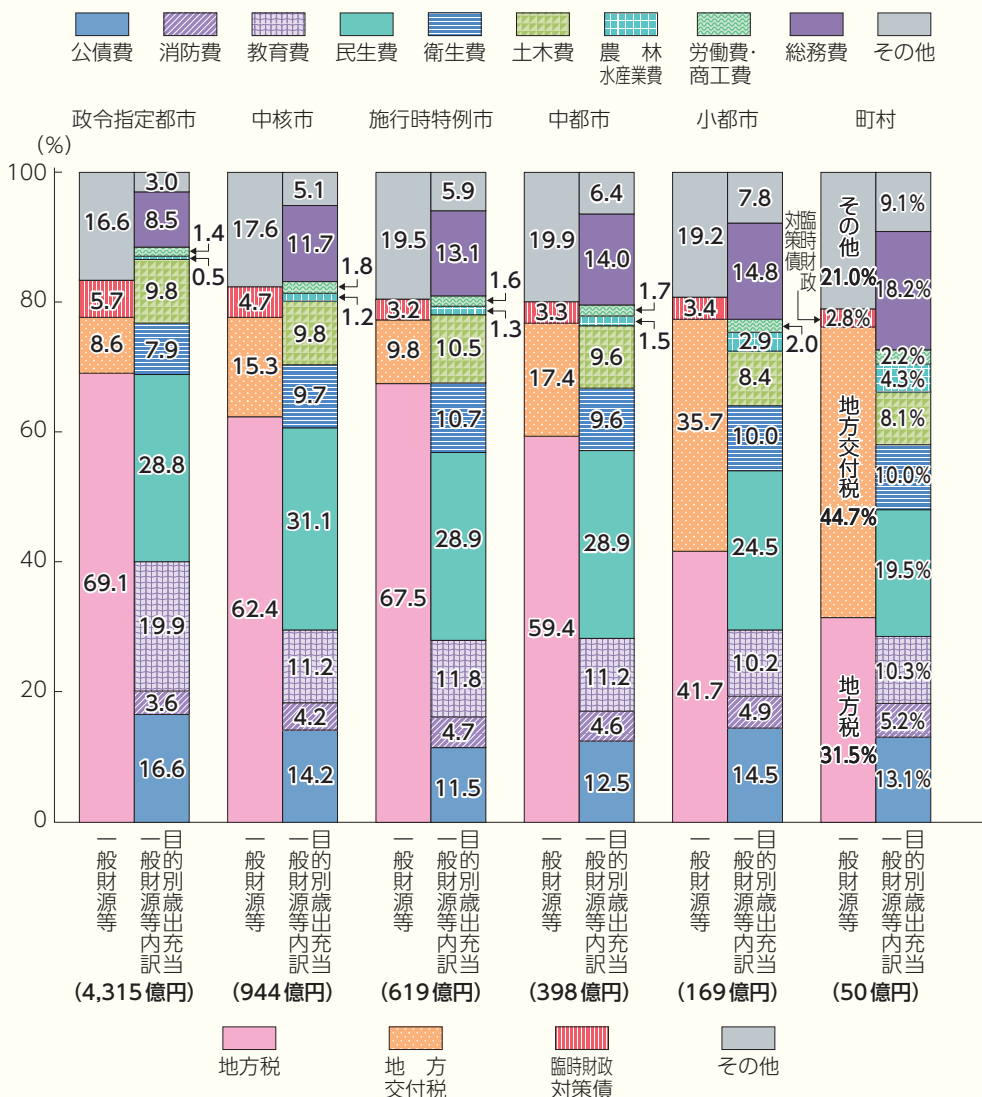
用途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、都道府県については財政力指数段階別に、市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。）については団体区分別に比較してみると、**第50図**のとおりである。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その1 都道府県（財政力指数別））



(注) 1 東京都以外の道府県は、財政力指数によるB～Eのグループごとの加重平均である。  
 2 グループ別の該当団体  
 B1 愛知県、神奈川県、大阪府、千葉県、埼玉県、静岡県  
 B2 茨城県、福岡県、栃木県、群馬県、兵庫県、宮城県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、岐阜県、福島県、岡山県、長野県、石川県  
 C 香川県、富山県、新潟県、山口県、北海道、愛媛県、奈良県、熊本県、山梨県、福井県  
 D 大分県、山形県、岩手県、沖縄県、青森県、宮崎県、鹿児島県、佐賀県、長崎県、和歌山県、徳島県、秋田県  
 E 鳥取県、高知県、島根県  
 3 ( ) 内の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況（その2 市町村（団体区分別））



(注) ( ) 内の金額は、各団体区分ごとの一団体平均の一般財源等の額である。

## 5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、以下のとおりである。

### (1) 義務的経費

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は49兆5,111億円で、前年度と比べると0.8%増となっている。また、義務的経費の歳出総額に占める割合は49.7%で、前年度と比べると0.4ポイントの低下となっている。

このうち通常収支分は49兆4,272億円で、扶助費の増加により、前年度と比べると0.8%増となっており、東日本大震災分は839億円で、公債費の増加により、前年度と比べると16.0%増となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が22兆4,568億円で、義務的経費に占める割合は45.4%（前年度45.7%）、扶助費が14兆9,410億円で、義務的経費に占める割合は30.2%（同29.1%）、公債費が12兆1,133億円で、義務的経費に占める割合は24.5%（同25.1%）となっている。

#### ア 人件費 [資料編：第76表]

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、議員報酬等、委員等報酬等からなっている。

人件費の決算額は22兆4,568億円で、前年度と比べると0.0%減（前年度0.0%増）となっている。近年の人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、**第51図**のとおりである。人件費の歳出総額に占める割合は、前年度から0.4ポイント低下の22.5%となっており、平成26年度以降、横ばいとなっていたが、令和元年度は減少に転じた。

このうち通常収支分は22兆4,327億円で、退職金の減少等により、前年度と比べると0.0%減となっており、東日本大震災分は241億円で、前年度と比べると10.3%減となっている。

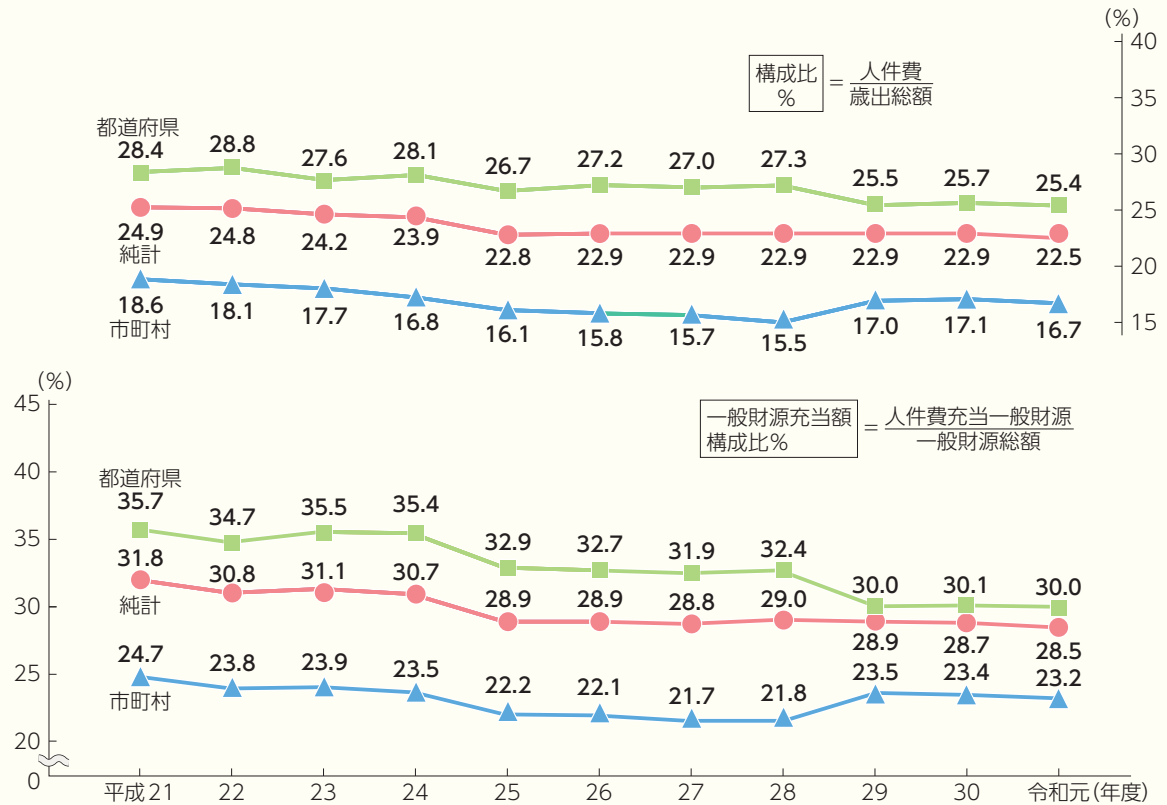
人件費の歳出総額に占める割合を団体区別にみると、都道府県（25.4%）が、政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の給与（平成28年度以前は政令指定都市分も負担）を負担していることなどから、市町村（16.7%）を上回っている。

人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合は、前年度と比べると0.2ポイント低下して28.5%となっており、3年連続で低下している。

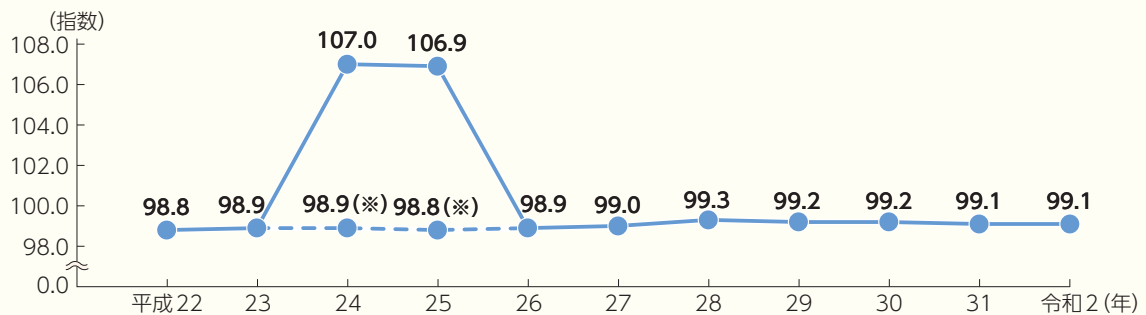
人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を団体区別にみると、都道府県においては30.0%となっており、市町村においては23.2%となっている。

また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、**第52図**のとおりであり、令和2年4月1日現在のラスパイレス指数は99.1（対前年度比同率）となっている。

第51図 人件費の推移



第52図 ラスパイレス指数の推移



(注) 「地方公務員給与実態調査」(令和2年4月1日現在)により算出。

(※) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)による措置がないとした場合の値である。

ラスパイレス指数を団体区分別にみると、都道府県100.0、政令指定都市99.9、都市98.9、町村96.4となっている。

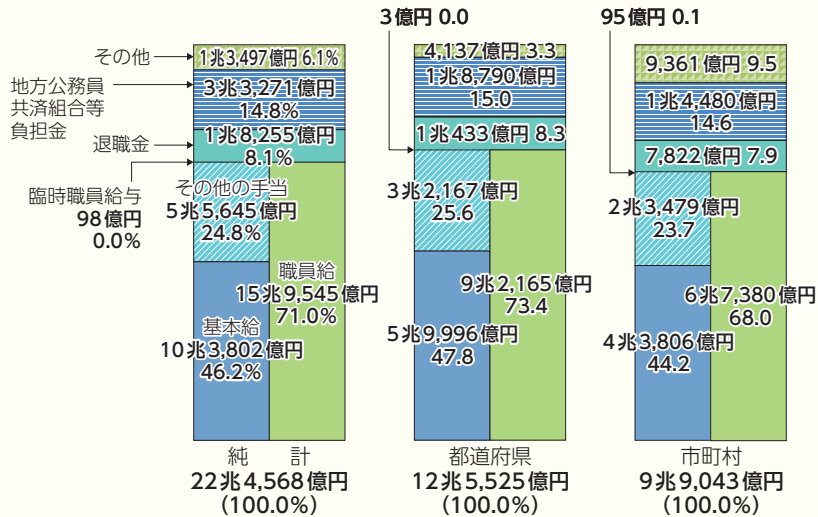
人件費の費目別の主な内訳をみると、第53図のとおりであり、職員給が最も大きな割合（人件費総額の71.0%）を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金（同14.8%）、退職金（同8.1%）の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が0.2%増、地方公務員共済組合等負担金が0.1%減、退職金が2.6%減となっている。

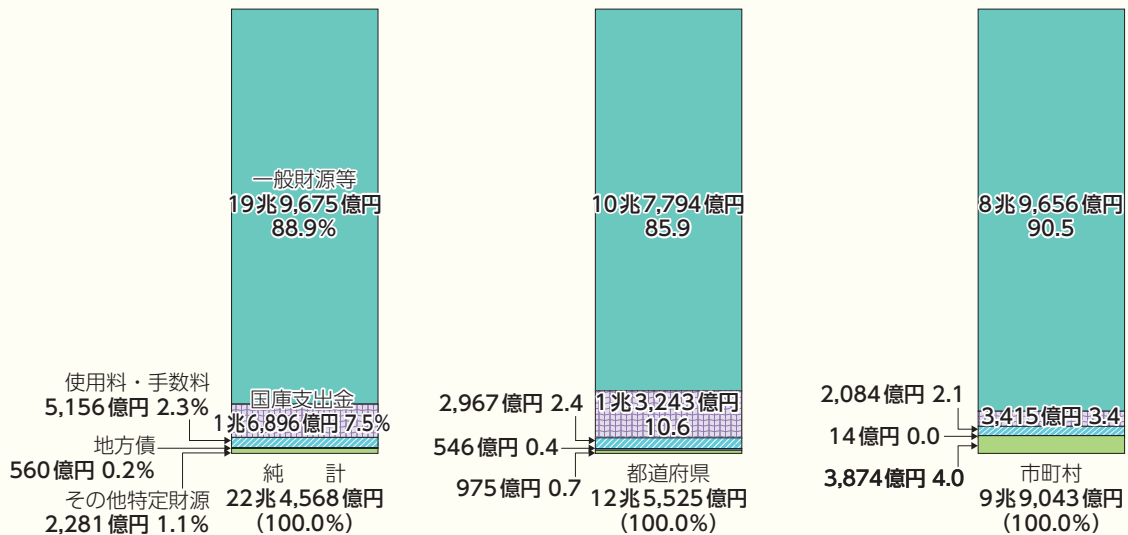
人件費に充当された財源の内訳をみると、第54図のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合（人件費総額の88.9%）を占め、以下、国庫支出金（同7.5%）、使用料・手数料（同2.3%）の順となっている。



第53図 人件費の費目別内訳



第54図 人件費の財源内訳



財源の内訳を団体区分別にみると、一般財源等の構成比は、市町村（90.5%）が都道府県（85.9%）を上回っており、国庫支出金の構成比は、都道府県（10.6%）が市町村（3.4%）を上回っている。これは、都道府県が負担している政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度（義務教育費国庫負担金）が設けられていること等によるものである。

(ア) 職員給 [資料編：第77表]

職員給の決算額は15兆9,545億円で、国家公務員の給与改定に準じた措置等により、前年度と比べると0.2%増となっている。平成11年度以来15年連続で減少してきたが、平成26年度から上昇に転じた。なお、ピーク時の平成10年度と比較すると約8割まで減少している。

このうち通常収支分は15兆9,356億円で、前年度と比べると0.2%増となっており、東日本大震災分は188億円で、前年度と比べると4.5%減となっている。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合（職員給総額の65.1%）を占め、次い

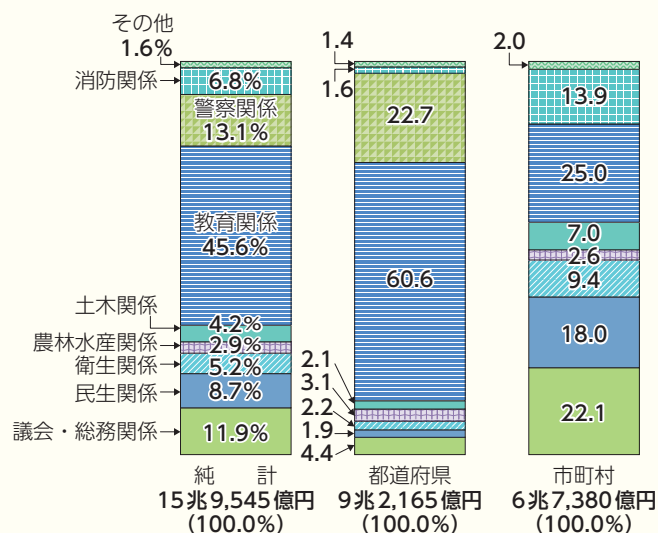
でその他の手当（同34.9%）となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、基本給が0.4%減、その他の手当が1.3%増となっている。

職員給の部門別構成比は、**第55図**のとおりであり、教育関係が最も大きな割合（職員給総額の45.6%）を占め、以下、警察関係（同13.1%）、議会・総務関係（同11.9%）、民生関係（同8.7%）、消防関係（同6.8%）、衛生関係（同5.2%）の順となっている。

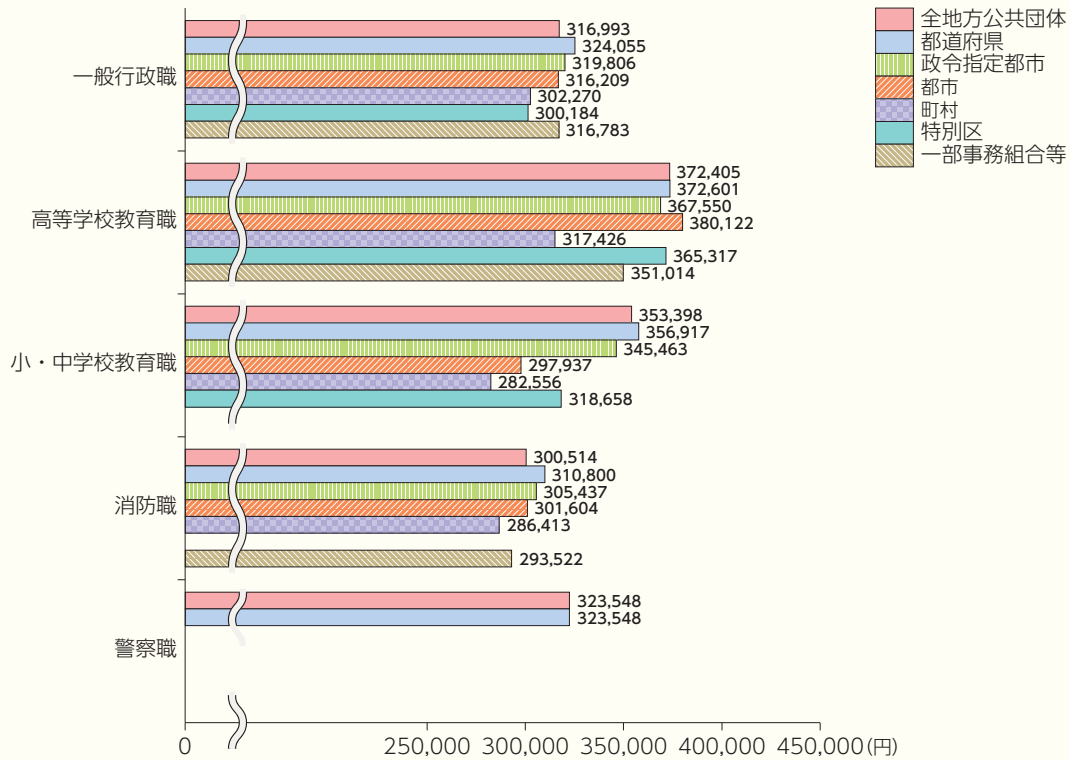
また、職員給の部門別構成比を団体区分別にみると、都道府県においては政令指定都市を除く市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合（60.6%）を占め、警察関係（22.7%）と合わせて全体の83.3%を占めており、市町村においては教育関係が最も大きな割合（25.0%）を占め、以下、議会・総務関係（22.1%）、民生関係（18.0%）、消防関係（13.9%）、衛生関係（9.4%）の順となっている。

次に、令和2年4月1日現在における地方公務員（普通会計分）1人当たりの平均給料月額を主な職種別及び団体区分別にみると、**第56図**のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。

**第55図** 職員給の部門別構成比の状況



第56図 地方公務員1人当たり平均給料月額（普通会計、団体区分別、職種別）



(注) 1 「地方公務員給与実態調査」（令和2年4月1日現在）により算出。  
 2 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特別支援学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育職を含む。  
 3 「消防職」の都道府県分は、東京都の消防庁職員を指す。

(イ) 地方公務員の数 [資料編：第78表]

地方公共団体の職員数（普通会計分）は、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降21年連続して減少していたが、平成28年に増加に転じ、令和2年4月1日現在の職員数は240万8,669人で、前年同期と比べると1万9,018人増加（0.8%増）している。

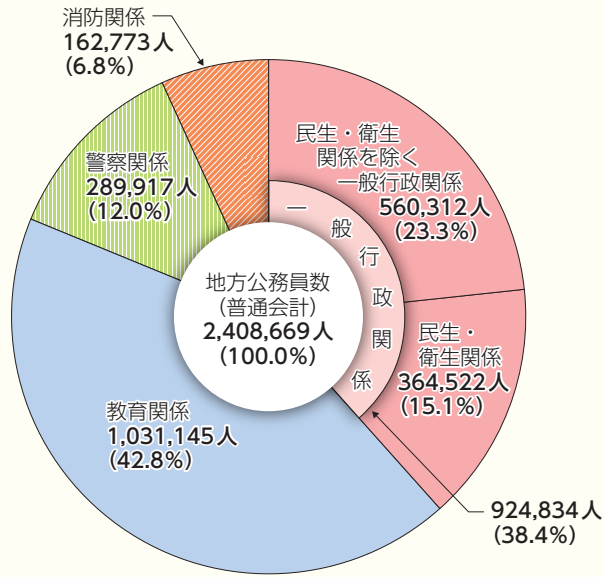
職員の部門別構成比は、第57図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合（全地方公務員数の42.8%）を占め、以下、一般行政関係職員（同38.4%）、警察関係職員（同12.0%）、消防関係職員（同6.8%）の順となっている。なお、職員構成比を団体区分別にみると、都道府県においては教育関係職員が59.0%、警察関係職員が21.9%、一般行政関係職員が17.6%を占め、市町村においては一般行政関係職員が63.7%、教育関係職員が23.1%、消防関係職員が13.2%を占めている。

部門別職員数を前年同期と比べると、教育関係職員が1万3,010人、一般行政関係職員が5,240人、消防関係職員が700人、警察関係職員が68人増加している。一般行政関係職員の増減の内訳をみると、民生関係職員が2,886人、議会・総務関係職員が2,595人、土木関係職員が233人、商工関係職員が201人増加し、一方、衛生関係職員が263人、税務関係職員が256人、農林水産関係職員が175人減少している。

また、部門別職員数の推移は、第58図のとおり、近年は、一般行政関係職員、教育関係職員が増加傾向にある。

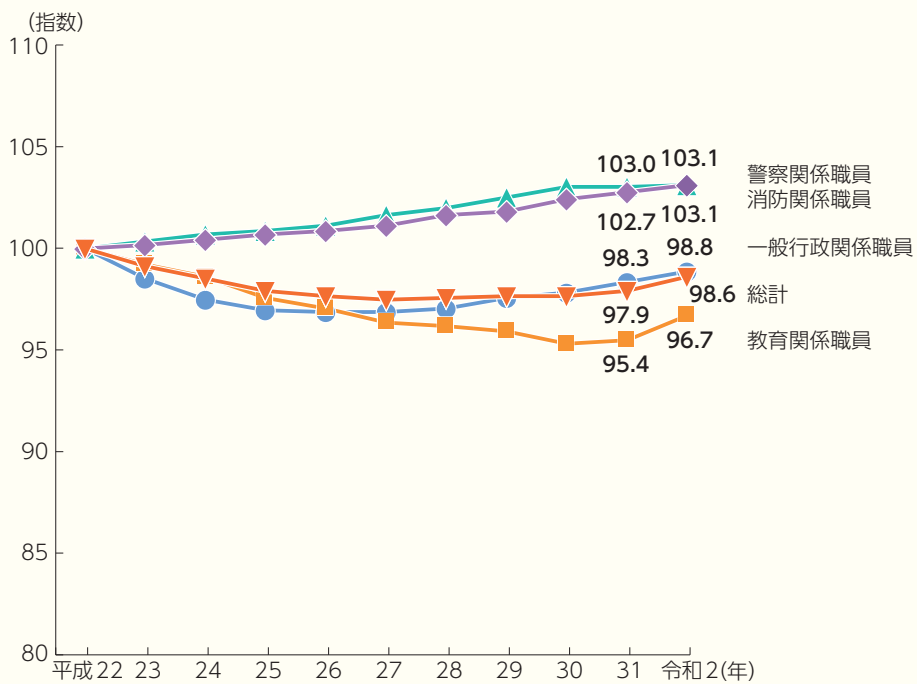
さらに、10年前（平成22年4月1日現在）と比較した一般行政関係職員の部門別、団体区分別増減状況は、第59図のとおりである。

第57図 地方公務員数の状況



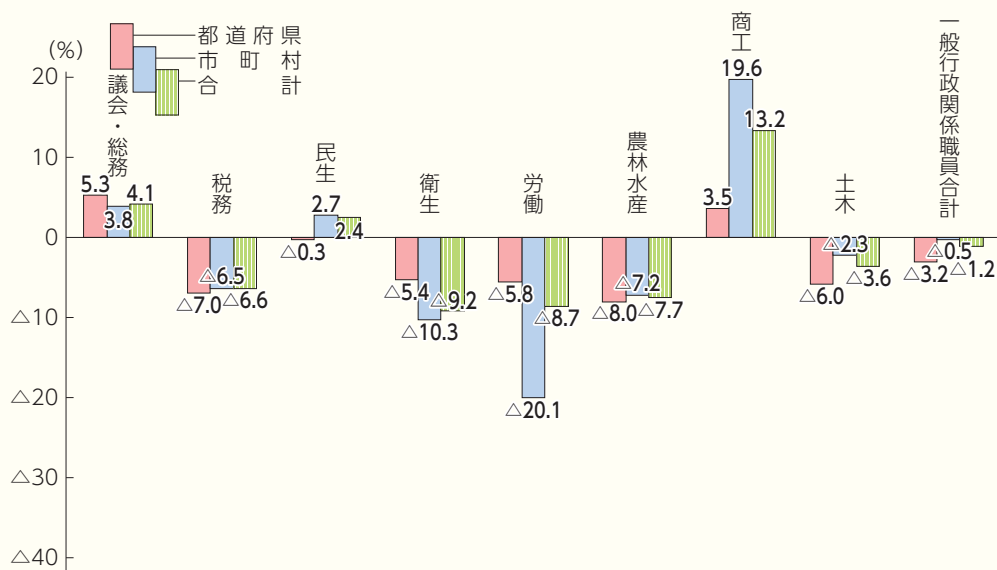
(注) 「地方公務員給与実態調査」(令和2年4月1日現在)により算出。

第58図 地方公務員数の推移



(注) 1 「地方公務員給与実態調査」(令和2年4月1日現在)により算出。  
 2 平成22年4月1日現在の人数を100とした場合の指数である。

第59図 一般行政関係職員の部門別、団体区分別増減状況(令和2年4月1日と平成22年4月1日との比較)



(注)「地方公務員給与実態調査」(令和2年4月1日現在)により算出。

(ウ) 地方議会議員の数

令和元年12月31日現在で、都道府県議会議員の定数は2,679人(対前年度同期比8人減少(0.3%減))、市区町村議会議員の定数は3万104人(同295人減少(1.0%減))となっている。

イ 扶助費 [資料編：第81表]

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費である。

扶助費の決算額は14兆9,410億円で、前年度と比べると4.5%増となっており、19年連続で増加している。また、扶助費の歳出総額に占める割合は15.0%で、前年度から0.4ポイント上昇している。

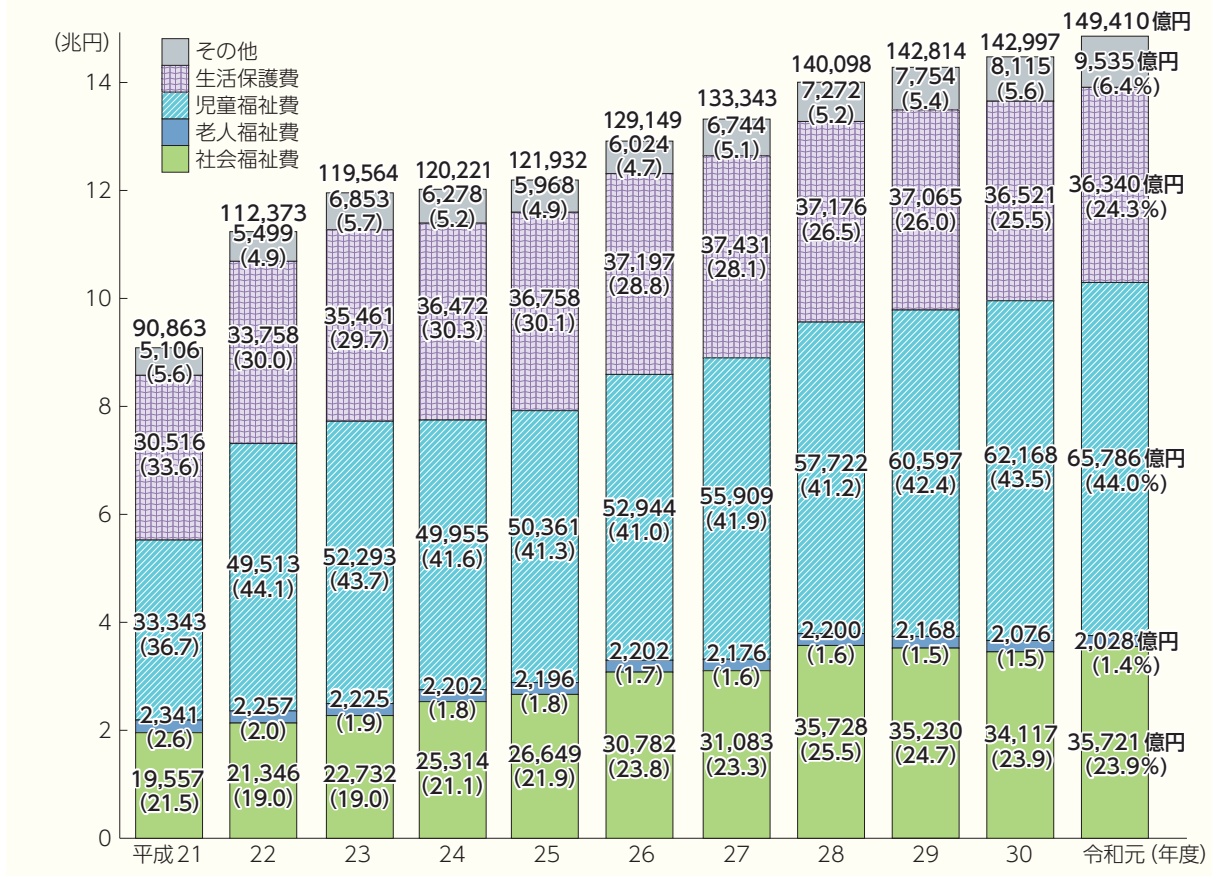
このうち通常収支分は14兆9,300億円で、幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費の増加等により、前年度と比べると4.4%増となっており、東日本大震災分は110億円で、前年度と比べると160.1%増となっている。

扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が6兆5,786億円で最も大きな割合(扶助費総額の44.0%)を占め、以下、生活保護費の3兆6,340億円(同24.3%)、社会福祉費の3兆5,721億円(同23.9%)の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が5.8%増、生活保護費が0.5%減、社会福祉費が4.7%増となっている。

扶助費の目的別内訳の推移は、第60図のとおりである。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び児童手当等交付金等の国庫支出金が7兆6,249億円(扶助費総額の51.0%)、次いで一般財源等が6兆8,278億円(同45.7%)となっている。

第60図 扶助費の目的別内訳の推移



### 公債費 [資料編：第98表～第99表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆1,133億円で、前年度と比べると1.8%減となっている。また、公債費の歳出総額に占める割合は12.1%で、前年度と比べると0.5ポイントの低下となっている。

このうち通常収支分は12兆646億円で、前年度と比べると1.9%減となっており、東日本大震災分は487億円で、前年度と比べると18.4%増となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆625億円（公債費総額の91.3%）、地方債利子が1兆502億円（同8.7%）、一時借入金利子が6億円（同0.0%）となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が0.7%減、地方債利子が12.7%減、一時借入金利子が4.7%増となっている。

公債費を団体区別にみると、都道府県においては6兆6,251億円で、前年度と比べると2.4%減、市町村においては5兆5,204億円で、前年度と比べると1.2%減となっている。また、歳出総額に占める割合を団体区別にみると、都道府県においては13.4%で、前年度と比べると0.5ポイントの低下となっており、市町村においては9.3%で、前年度と比べると0.3ポイントの低下となっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が11兆5,937億円（公債費総額の95.7%）となっており、使用料・手数料等の特定財源が5,196億円（同4.3%）となっている。



## (2) 投資的経費

投資的経費は、道路・橋りょう、河川、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は16兆4,239億円で、前年度と比べると3.9%増となっている。また、投資的経費の歳出総額に占める割合は16.5%で、前年度と比べると0.4ポイントの上昇となっている。

このうち通常収支分は15兆4,173億円で、前年度と比べると5.6%増となっており、東日本大震災分は1兆66億円で、前年度と比べると16.7%減となっている。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費は15兆4,164億円で、投資的経費に占める割合は93.9%（前年度93.4%）、災害復旧事業費は1兆75億円で、投資的経費に占める割合は6.1%（同6.6%）、失業対策事業費は0.2億円で、投資的経費に占める割合は0.0%（同0.0%）となっている。

### ア 普通建設事業費 [資料編：第83表]

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設等に要する経費である。

普通建設事業費の決算額は15兆4,164億円で、前年度と比べると4.4%増となっている。

このうち通常収支分においては14兆6,564億円で、補助事業費の増加等により、前年度と比べると5.8%増となっており、東日本大震災分においては7,600億円で、補助事業費の減少等により、前年度と比べると16.0%減となっている。

なお、普通建設事業費のうち更新整備<sup>\*3</sup>に要した経費は、都道府県においては3兆27億円で、市町村においては4兆3,022億円となっている。一方、新規整備<sup>\*4</sup>に要した経費は、都道府県においては2兆6,022億円、市町村においては2兆3,279億円となっている。更新整備と新規整備に要する経費の合計額に占める更新整備に要する経費の割合は、都道府県では53.6%、市町村では64.9%となっている。

普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が7兆5,855億円（普通建設事業費総額の49.2%）、単独事業費が7兆84億円（同45.5%）、国直轄事業負担金が8,225億円（同5.3%）となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が8.0%増（前年度3.8%減）、単独事業費が0.2%減（同11.5%増）、国直轄事業負担金が14.5%増（同0.5%減）となっている。

近年の普通建設事業費の推移は、**第15表**及び**第61図**のとおりである。

\* 3 建替え等（移転、集約化、複合化を含む。）の既存の公共施設等の更新や機能強化等（長寿命化改修、耐震改修、バリアフリー改修、太陽光パネルの設置等）をいう。建替え等に伴い行われる既存の公共施設等の除却も含まれる。

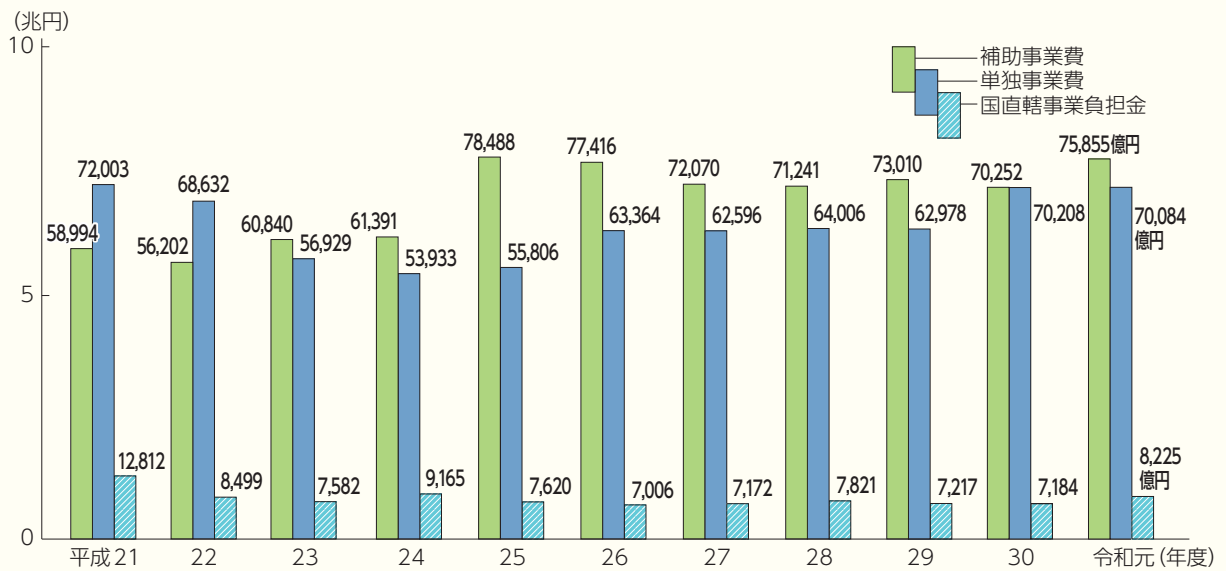
\* 4 新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の別棟の増築、道路や下水管の新規区間開設等の新規公共施設等の整備をいう。

第15表 普通建設事業費（補助・単独）の推移

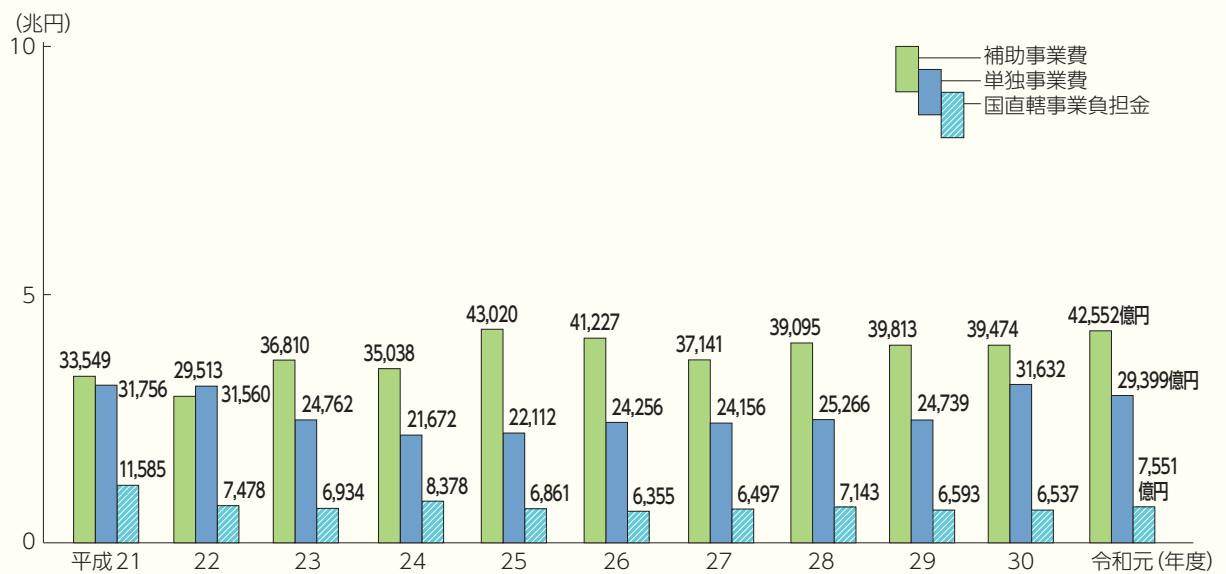
(単位 億円・%)

区 分	平成 21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年度	
普通建設事業費 (A)	143,809	133,334	125,352	124,490	141,914	147,786	141,838	143,069	143,206	147,644	154,164	
うち	補助事業費 (B)	58,994	56,202	60,840	61,391	78,488	77,416	72,070	71,241	73,010	70,252	75,855
	単独事業費 (C)	72,003	68,632	56,929	53,933	55,806	63,364	62,596	64,006	62,978	70,208	70,084
	国直轄事業負担金 (D)	12,812	8,499	7,582	9,165	7,620	7,006	7,172	7,821	7,217	7,184	8,225
普通建設事業費に占める割合 (B)/(A)	41.0	42.2	48.5	49.3	55.3	52.4	50.8	49.8	51.0	47.6	49.2	
(C)/(A)	50.1	51.5	45.4	43.3	39.3	42.9	44.1	44.7	44.0	47.6	45.5	

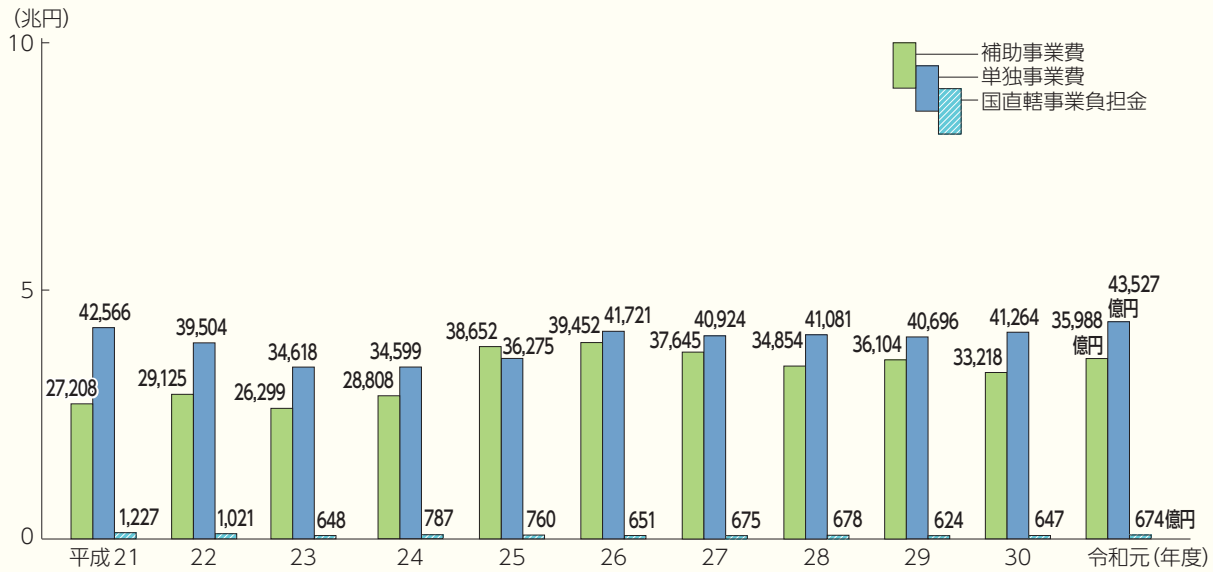
第61図 普通建設事業費の推移（その1 純計）



第61図 普通建設事業費の推移（その2 都道府県）



第61図 普通建設事業費の推移（その3 市町村）



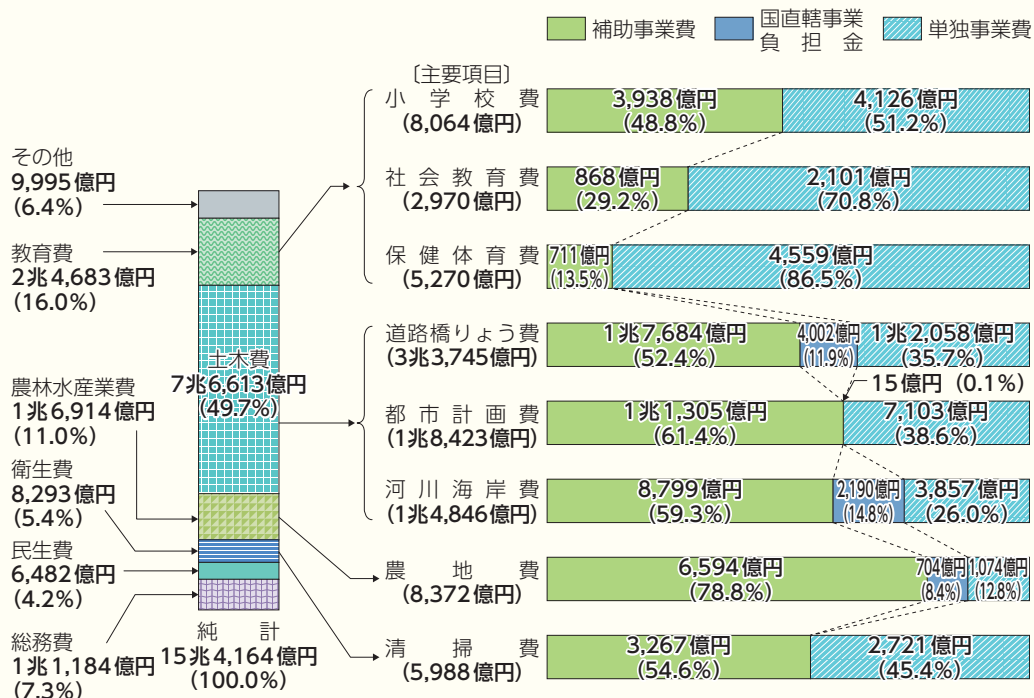
(ア) 普通建設事業費の目的別内訳 [資料編：第83表～第87表]

普通建設事業費の目的別の内訳をみると、第62図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の49.7%）を占め、以下、教育費（同16.0%）、農林水産業費（同11.0%）の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が4.8%増（前年度0.1%減）、教育費が25.2%増（同4.2%減）、農林水産業費が4.0%増（同2.7%減）となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合（普通建設事業費総額の21.9%）を占め、以下、都市計画費（同11.9%）、河川海岸費（同9.6%）の順となっている。

また、これを団体区分別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（普通建設事業費の

第62図 普通建設事業費の目的別（補助・単独）の状況

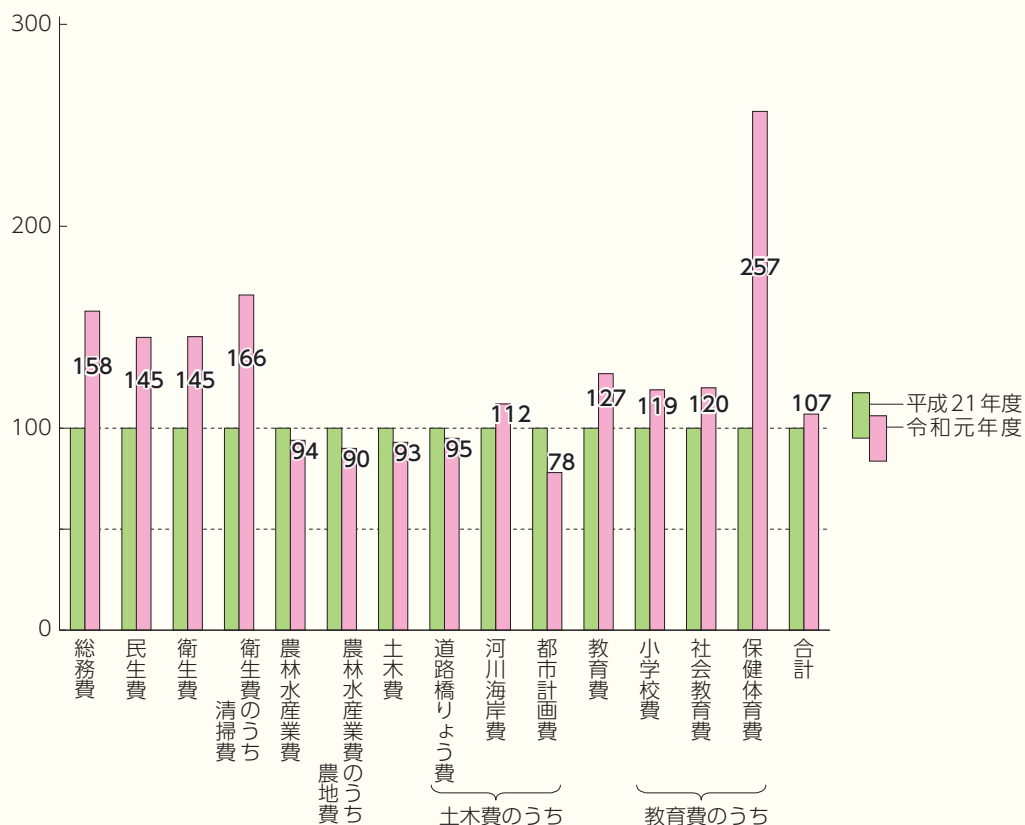


27.2%)、河川海岸費 (同17.3%)、農地費 (同9.9%)、都市計画費 (同7.6%)、林業費 (同4.3%)の順で、市町村においては都市計画費 (同15.9%)、道路橋りょう費 (同15.3%)、小学校費 (同9.9%)、清掃費 (同7.2%)、中学校費 (同4.9%)、の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、農林水産業費及び土木費においては補助事業費が単独事業費の割合を上回っているのに対し、総務費、民生費、衛生費、労働費、商工費、消防費及び教育費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前 (平成21年度) の決算額との比較については、**第63図**のとおりである。

**第63図** 普通建設事業費の目的別内訳の状況 (平成21年度と令和元年度との比較)



(注) 数値は、各項目の平成21年度の数値を100として算出した指数である。

#### (イ) 補助事業費 [資料編：第84表]

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。

補助事業費の決算額は7兆5,855億円で、前年度と比べると8.0%増となっている。

このうち通常収支分においては6兆9,807億円で、前年度と比べると11.1%増となっており、東日本大震災分においては6,047億円で、前年度と比べると18.4%減となっている。

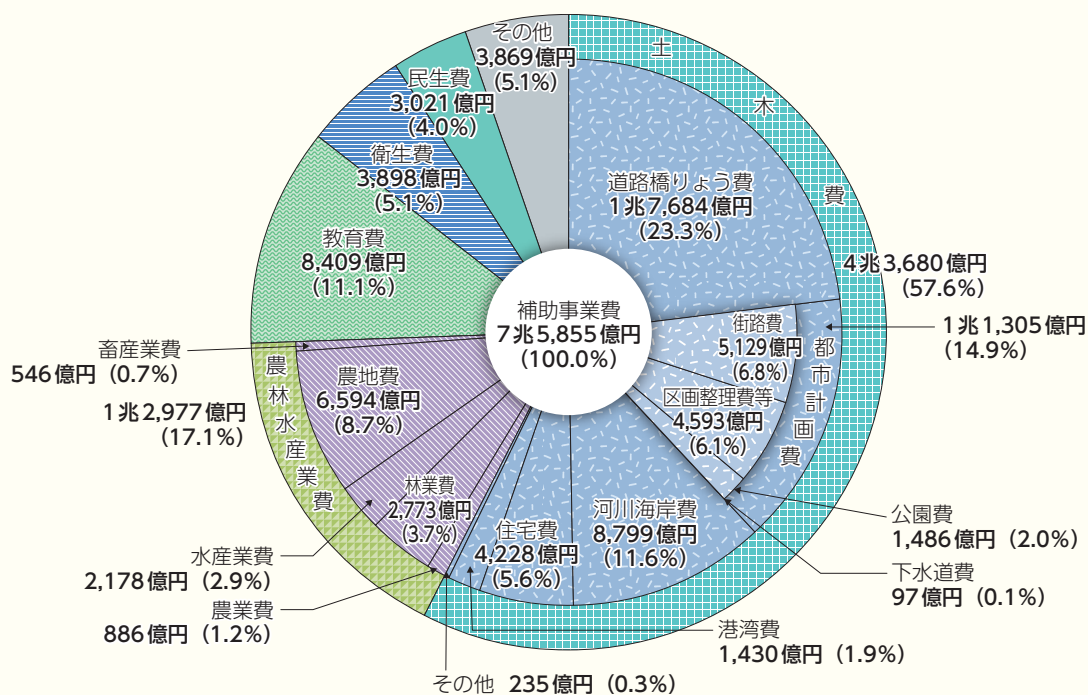
これを団体区別にみると、都道府県においては4兆2,552億円で、前年度と比べると7.8%増、市町村においては3兆5,988億円で、前年度と比べると8.3%増となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、**第64図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合 (補助事業費総額の57.6%) を占め、以下、農林水産業費 (同17.1%)、教育費 (同11.1%)、衛

生費（同5.1%）の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が5.8%増、農林水産業費が6.4%増、教育費が42.5%増、衛生費が6.4%減となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（補助事業費総額の23.3%）を占め、以下、都市計画費（同14.9%）、河川海岸費（同11.6%）の順となっている。これを団体区分別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（補助事業費の28.5%）、河川海岸費（同19.9%）、農地費（同15.8%）の順で、市町村においては都市計画費（同22.7%）、道路橋りょう費（同15.5%）、小学校費（同10.9%）の順となっている。

第64図 補助事業費の目的別内訳の状況



(ウ) 単独事業費 [資料編：第86表]

単独事業費は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業に要する経費である。

単独事業費の決算額は7兆84億円で、前年度と比べると0.2%減となっている。

このうち通常収支分においては6兆9,311億円で、前年度と比べると0.1%増となっており、東日本大震災分においては773億円で、前年度と比べると20.3%減となっている。

これを団体区分別にみると、都道府県においては2兆9,399億円で、前年度と比べると7.1%減、市町村においては4兆3,527億円で、前年度と比べると5.5%増となっている。

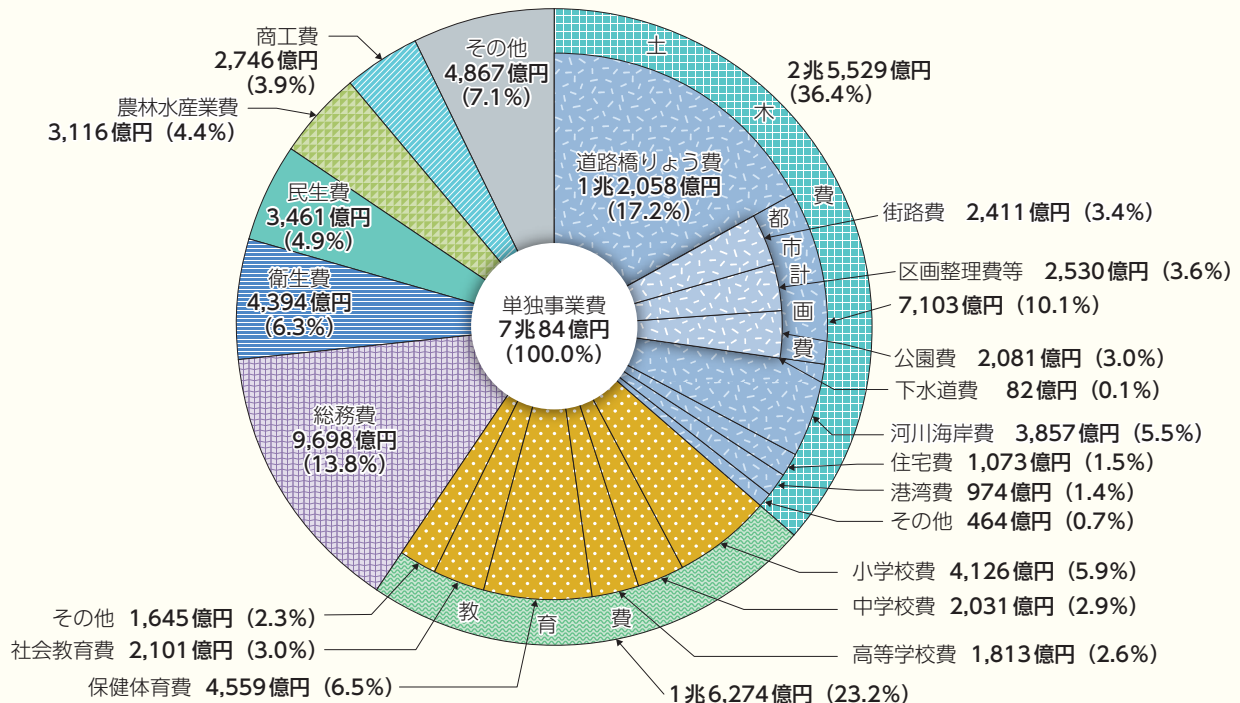
単独事業費の目的別の内訳をみると、第65図のとおりであり、土木費が最も大きな割合（単独事業費総額の36.4%）を占め、以下、教育費（同23.2%）、総務費（同13.8%）の順となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が0.0%減（前年度2.8%増）、教育費が17.8%増（同3.3%増）、総務費が21.1%増（同4.0%増）となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（単独事業費総額の17.2%）を占め、以下、都市計画費（同10.1%）、保健体育費（同6.5%）の順となって



いる。これを団体区別にみると、都道府県においては道路橋りょう費（単独事業費の19.8%）、河川海岸費（同10.6%）、都市計画費（同9.6%）の順で、市町村においては道路橋りょう費（同14.7%）、都市計画費（同10.3%）、小学校費（同9.5%）の順となっている。

第65図 単独事業費の目的別内訳の状況



### (工) 国直轄事業負担金 [資料編：第85表]

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により、地方公共団体がその一部を負担するものである。

国直轄事業負担金の決算額は8,225億円で、前年度と比べると14.5%増となっている。

このうち通常収支分においては7,445億円で、前年度と比べると14.3%増となっており、東日本大震災分においては779億円で、前年度と比べると15.9%増となっている。

国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の90.0%）を占め、次いで農林水産業費（同10.0%）となっている。各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が18.2%増、農林水産業費が11.0%減となっている。

さらに、これらの費目を主要項目別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合（国直轄事業負担金総額の48.7%）を占め、以下、河川海岸費（同26.6%）、港湾費（同11.3%）の順となっている。

### (オ) 普通建設事業費の充当財源 [資料編：第83表～第86表]

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合（普通建設事業費総額の43.0%）を占めており、以下、国庫支出金（同23.8%）、一般財源等（同20.5%）の順となっている。普通建設事業費に充当された主な財源の構成比を前年度と比べると、地方債は4.3ポイントの上昇、国庫支出金は1.1ポイントの上昇、一般財源等は4.3ポイントの低下となっている。

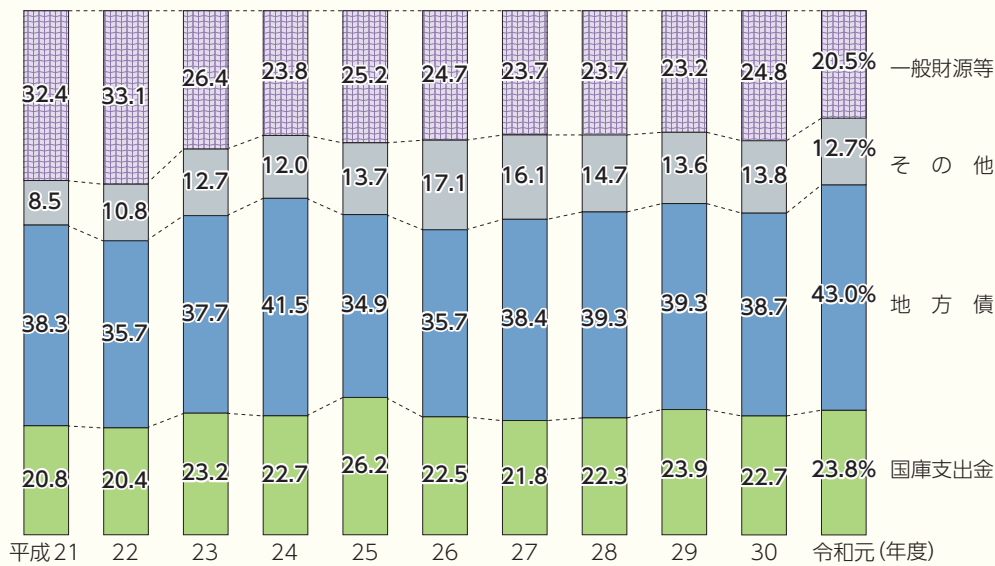
また、これを補助事業費と単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が48.4%、地方債が34.6%、一般財源等が7.2%となっており、単独事業費については、地方債



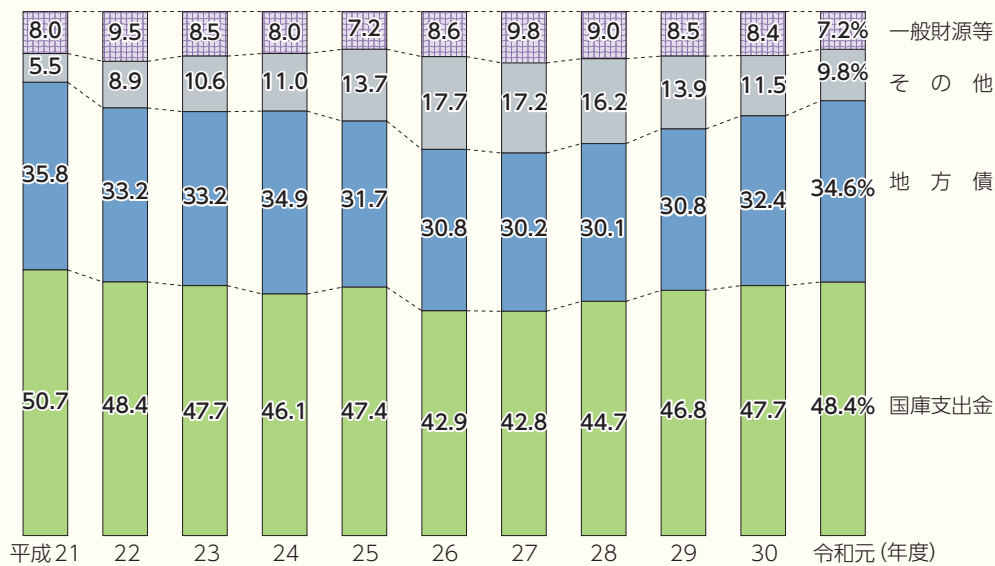
が47.8%、一般財源等が35.4%となっている。

普通建設事業費の財源構成比の推移は、第66図のとおりである。

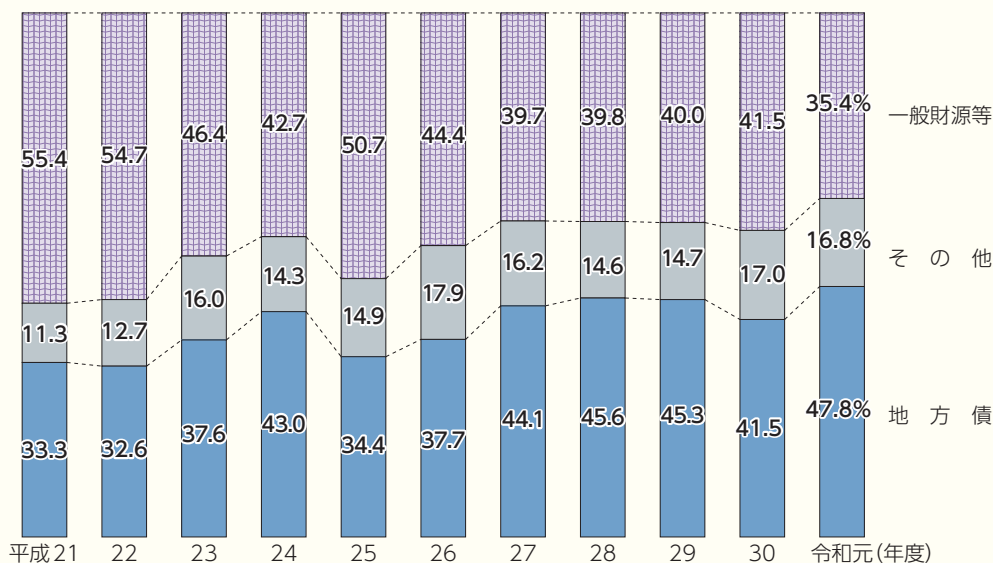
第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その1 総計）



第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その2 補助事業費）



第66図 普通建設事業費の財源構成比の推移（その3 単独事業費）



(カ) 用地取得費 [資料編：第88表～第90表]

地方公共団体が社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は9,387億円で、前年度と比べて35.8%減となっている。

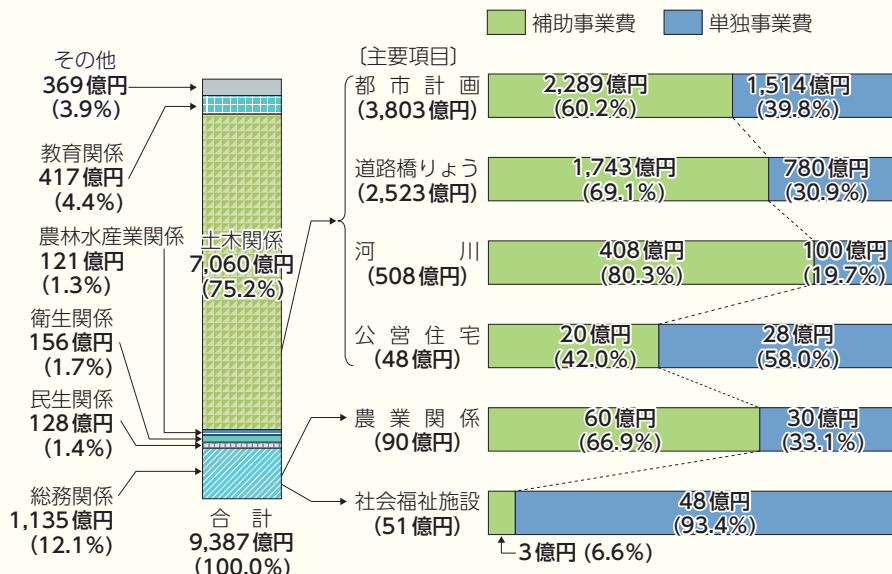
これを団体区分別にみると、都道府県においては4,952億円で、前年度と比べると48.8%減、市町村においては4,434億円で、前年度と比べると10.4%減となっている。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第67図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合（用地取得費総額の75.2%）を占め、次いで総務関係（同12.1%）となっている。

さらに、これらを主要項目別にみると、用地取得費総額で最も大きな割合を占めるのが都市計画で40.5%（都道府県32.7%、市町村49.2%）であり、次いで道路橋りょう26.9%（都道府県34.0%、市町村18.9%）となっている。

また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費又は賠償費は3,481億

第67図 用地取得費の目的別（補助・単独）の状況



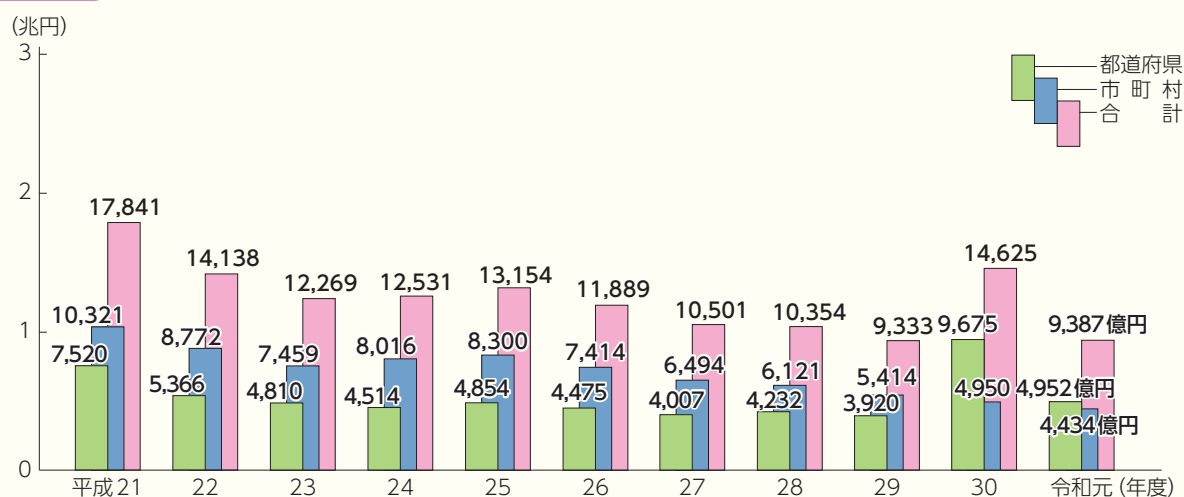
円で、用地取得費に占める割合は前年度と比べると14.1ポイント上昇の37.1%（都道府県45.7%、市町村27.4%）となっている。

取得用地面積（債務負担行為等に係るものを含む。）は4,835万8千m<sup>2</sup>（都道府県2,422万4千m<sup>2</sup>、市町村2,413万4千m<sup>2</sup>）で、前年度と比べると15.2%減となっている。

用地取得費の推移は、第68図のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、第16表のとおりであり、令和元年度は5.8%（都道府県6.2%、市町村5.4%）となっている。

第68図 用地取得費の推移



第16表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区分	平成21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都道府県	9.8	7.8	7.0	6.9	6.7	6.2	5.9	5.9	5.5	12.5	6.2
市町村	14.2	12.3	11.9	12.2	10.8	8.9	8.1	7.9	6.9	6.5	5.4
政令指定都市	19.6	16.3	16.0	15.5	14.3	10.3	9.7	9.5	8.3	7.7	7.4
特別区	25.5	17.6	18.1	14.2	10.6	15.2	18.1	16.2	12.0	11.4	7.3
中核市	16.4	15.0	14.6	15.0	12.1	8.7	8.5	8.5	8.7	6.7	6.2
施行時特例市	18.2	17.8	14.2	15.0	15.4	13.8	8.2	9.1	7.3	7.9	6.7
都市	12.2	11.6	10.6	11.9	10.4	9.1	8.1	7.6	6.7	6.4	5.1
町村	5.6	4.9	5.3	6.6	7.6	5.2	4.1	3.7	3.3	3.5	3.3
一部事務組合等	2.7	3.2	3.8	3.8	1.7	1.7	1.2	2.7	1.7	0.7	0.4
合計	11.9	10.1	9.3	9.6	8.8	7.7	7.1	6.9	6.2	9.5	5.8

イ 災害復旧事業費 [資料編：第91表]

災害復旧事業費は、地震、豪雨、台風等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

災害復旧事業費の決算額は1兆75億円で、前年度と比べると3.1%減となっている。

このうち通常収支分においては7,608億円で、前年度と比べると3.4%増となっており、東日本

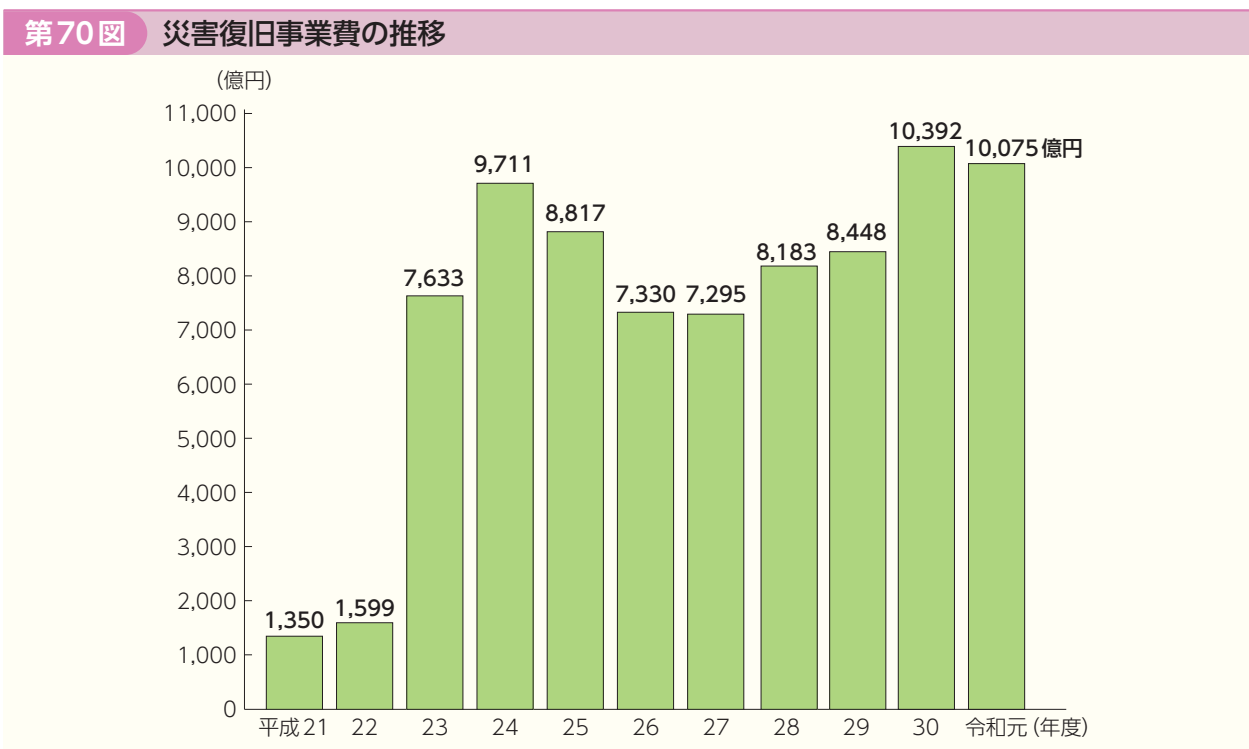
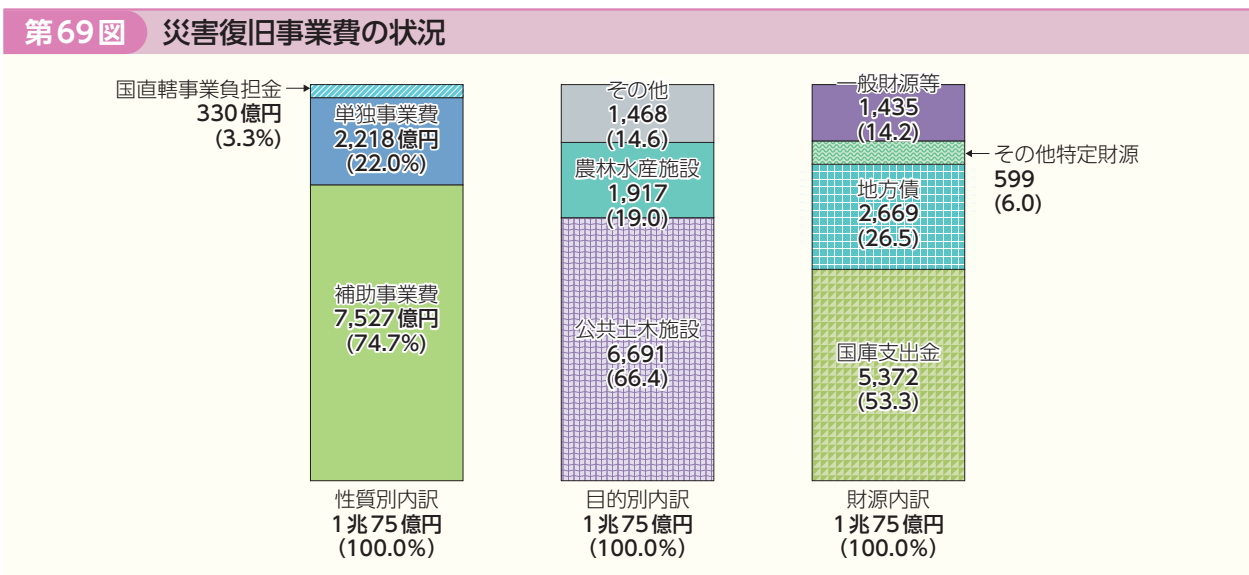
大震災分においては2,467億円で、前年度と比べると18.6%減となっている。

災害復旧事業費の内訳をみると、第69図のとおりであり、補助事業費が7,527億円で、前年度と比べると3.4%減、単独事業費が2,218億円で、前年度と比べると3.8%減、国直轄事業負担金が330億円で、前年度と比べると12.5%増となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係（災害復旧事業費総額の66.4%）と農地、農業用施設等の農林水産施設関係（同19.0%）で全体の85.4%を占めている。

災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合（災害復旧事業費総額の53.3%）を占め、次いで地方債（同26.5%）となっており、これらで充当された財源総額の79.8%を占めている。

災害復旧事業費の推移は、第70図のとおりである。



**ウ 失業対策事業費 [資料編：第92表]**

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を行う事業に要する経費である。

失業対策事業費の決算額は0.2億円で、前年度と比べると、29.4%減（前年度33.3%減）となっている。

失業対策事業費は、全て単独事業費となっており、その財源としては全て一般財源等が充当されている。

**(3) その他の経費**

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は33兆7,672億円で、前年度と比べると2.0%増となっている。

その他の経費の歳出総額に占める割合は33.9%で、前年度と比べると0.1ポイントの上昇となっている。

その他の経費の内訳をみると、**第17表**のとおりである。

その他の経費の内訳別に歳出総額に対する割合をみると、物件費が10.0%、補助費等が9.7%、繰出金が6.0%、貸付金が3.6%、積立金が3.0%の順となっている。

なお、その他の経費のうち公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業（「地方公営企業法」[昭和27年法律第292号]の規定の全部又は一部を適用している事業。以下同じ。）の公営企業会計に対する繰出し（補助費等）は2兆2,249億円、法非適用企業（地方公営企業法の規定を適用していない事業。以下同じ。）の公営企業会計に対する繰出し（繰出金）は7,042億円で、合計2兆9,291億円となっており、前年度と比べると2.2%減となっている。

**第17表 その他の経費の状況**

区 分	決 算 額		増 減 率	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
	億円	億円	%	%
物 件 費	99,814	95,696	4.3	1.6
維 持 補 修 費	12,199	12,691	△ 3.9	△ 0.8
補 助 費 等	96,284	93,108	3.4	△ 5.4
繰 出 金	60,048	60,035	0.0	11.8
積 立 金	29,452	28,139	4.7	△ 9.7
投 資 及 び 出 資 金	3,771	3,426	10.1	6.2
貸 付 金	36,101	38,008	△ 5.0	△ 7.1
前 年 度 繰 上 充 用 金	3	3	△ 11.3	11.0
合 計	337,672	331,105	2.0	△ 1.0

**ア 物件費 [資料編：第79表]**

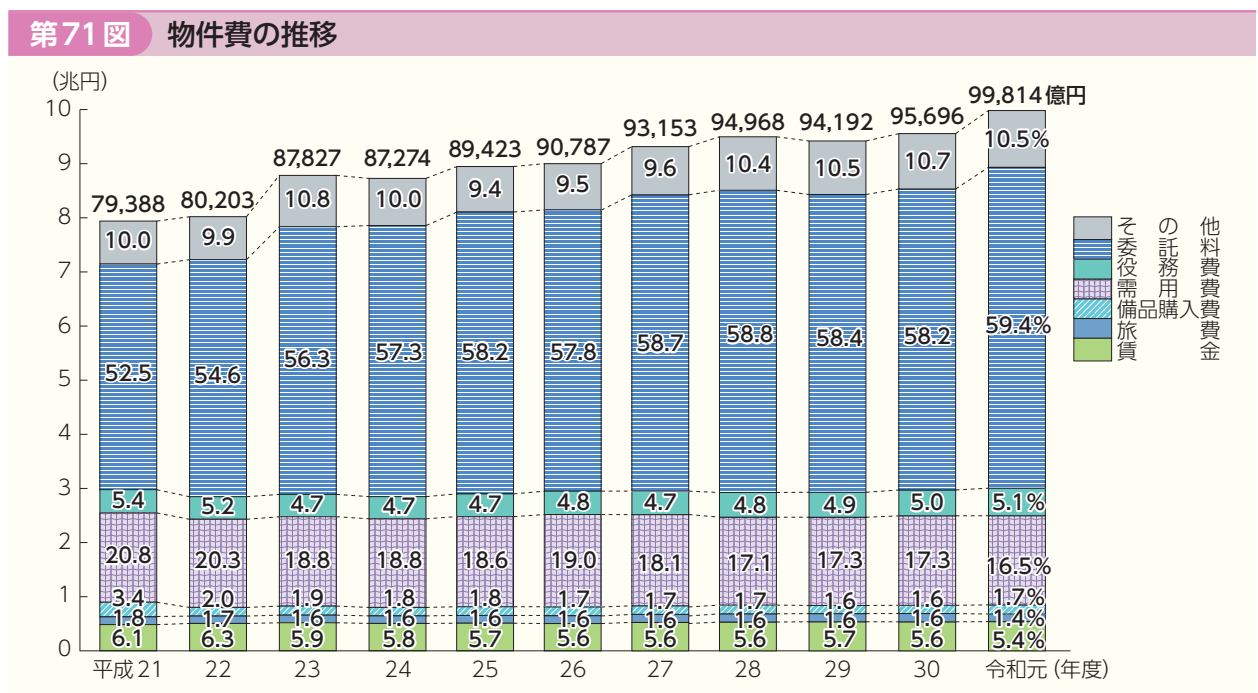
賃金、旅費、備品購入費、需用費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は9兆9,814

億円で、前年度と比べると4.3%増となっている。

このうち通常収支分は9兆8,737億円で、前年度と比べると4.6%増となっており、東日本大震災分は1,077億円で、19.0%減となっている。

その内訳をみると、委託料が最も大きな割合（物件費総額の59.4%）を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費（同16.5%）となっており、これらの経費で物件費総額の75.9%を占めている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、委託料が6.4%増、需用費が0.4%減となっている。

なお、物件費の内訳の推移は、**第71図**のとおりである。



### ① 維持補修費 [資料編：第80表]

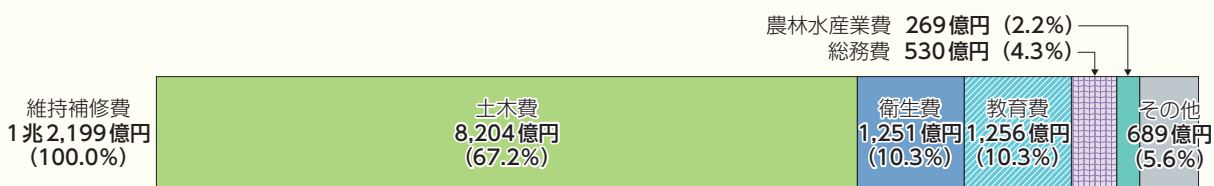
地方公共団体が管理する施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆2,199億円で、前年度と比べると3.9%減となっている。

このうち通常収支分は1兆2,146億円で、前年度と比べると4.0%減となっており、東日本大震災分は53億円で、18.9%増となっている。

維持補修費の目的別の内訳をみると、**第72図**のとおりであり、土木費（維持補修費総額の67.2%）、教育費（同10.3%）、衛生費（同10.3%）の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、小・中学校等の教育関係施設及び清掃施設等の衛生関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の87.8%を占めている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が6.1%減、教育費が1.6%増、衛生費が3.9%増となっている。



第72図 維持補修費の目的別内訳の状況



ウ 補助費等 [資料編：第82表]

公営企業会計（うち法適用企業）に対する負担金、市町村の公営事業会計に対する都道府県の負担金、様々な団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等の決算額は9兆6,284億円で、前年度と比べると3.4%増となっている。

このうち通常収支分は9兆5,206億円で、前年度と比べると4.0%増となっており、東日本大震災分は1,078億円で、29.9%減となっている。

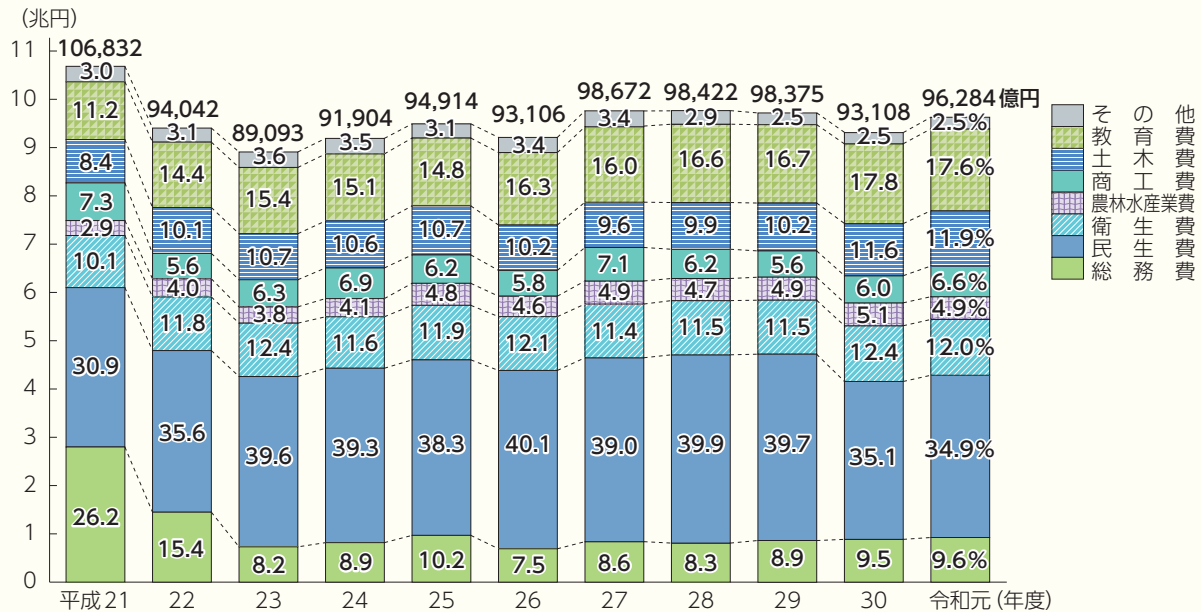
補助費等の目的別の内訳をみると、民生費が3兆3,570億円で最も大きな割合（補助費等総額の34.9%）を占め、以下、教育費の1兆6,988億円（同17.6%）、衛生費の1兆1,594億円（同12.0%）、土木費の1兆1,460億円（同11.9%）、総務費の9,273億円（同9.6%）、商工費の6,309億円（同6.6%）、農林水産業費の4,699億円（同4.9%）の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、民生費が2.8%増、教育費が2.6%増、衛生費が0.7%増、土木費が6.2%増、総務費が4.9%増、商工費が12.9%増、農林水産業費が0.2%減となっている。

補助費等のうち、経費負担区分の原則により、一般会計等が負担する法適用企業に対する負担金及び補助金は1兆8,688億円で、前年度と比べると4.4%増となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが1兆329億円で最も大きな割合（公営企業会計（うち法適用企業）に対する負担金及び補助金総額の55.3%）を占め、次いで、病院事業の6,209億円（同33.2%）となっており、これら2事業で総額の88.5%を占めている。以下、交通事業の966億円（同5.2%）、上水道事業の910億円（同4.9%）の順となっている。

なお、補助費等の内訳の推移は、第73図のとおりである。

第73図 補助費等の目的別内訳の推移



## Ⅰ 繰出金 [資料編：第93表]

普通会計から他会計、基金に支出する経費である繰出金の決算額は6兆48億円で、前年度と比べると0.0%増となっている。

このうち通常収支分は5兆9,652億円で、前年度と比べると0.1%増となっており、東日本大震災分は396億円で、5.8%減となっている。

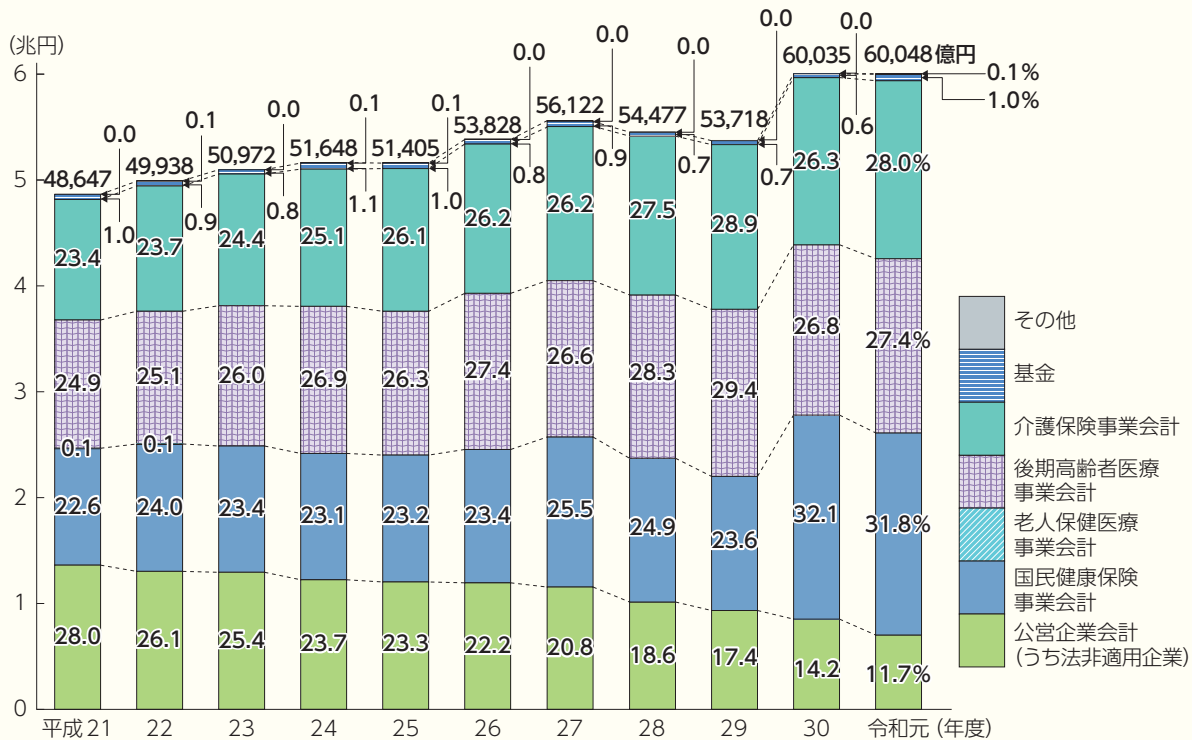
繰出金の繰出先内訳をみると、国民健康保険事業会計に対するものが1兆9,119億円（繰出金総額の31.8%）で最も大きな割合を占めており、以下、介護保険事業会計に対するものが1兆6,825億円（同28.0%）、後期高齢者医療事業会計に対するものが1兆6,424億円（同27.4%）、公営企業会計（うち法非適用企業）に対するものが7,042億円（同11.7%）の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、国民健康保険事業会計に対するものが0.8%減、介護保険事業会計に対するものが6.8%増、後期高齢者医療事業会計に対するものが2.0%増、公営企業会計（うち法非適用企業）に対するものが17.2%減となっている。

なお、繰出金のうち、公営企業会計（うち法非適用企業）に対する繰出金は、経費負担区分の原則により、一般会計等が負担するものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが5,123億円で最も大きな割合（公営企業会計（うち法非適用企業）に対する繰出金総額の72.8%）を占めている。また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が3,562億円（下水道事業に対する繰出金総額の69.5%）、建設費繰出が659億円（同12.9%）で、これらの繰出しで全体の82.4%を占めている。

なお、繰出金の繰出先内訳の推移は、第74図のとおりであり、公営企業会計（うち法非適用企業）に対するものは減少の傾向にある。

第74図 繰出金の繰出先内訳の推移



【資料編：第94表】 積立金

特定の目的のための財産を維持し、又は資金を積み立てるための経費である積立金（歳計剰余金処分による積立金を含む。）の決算額は3兆1,629億円で、前年度と比べると3.9%増となっている。

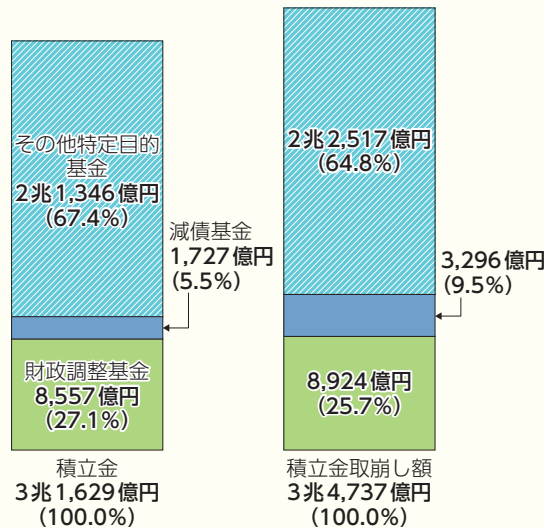
積立金の状況は、第75図のとおりであり、その内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは8,557億円で、前年度と比べると889億円減少（9.4%減）、減債基金に対するものは1,727億円で、前年度と比べると305億円減少（15.0%減）、その他特定目的基金に対するものは2兆1,346億円で、前年度と比べると2,395億円増加（12.6%増）している。

一方、積立金取崩し額は3兆4,737億円で、前年度と比べると1,856億円増加（5.6%増）している。

その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額が8,924億円で、前年度と比べると963億円増加（12.1%増）、減債基金の取崩し額が3,296億円で、前年度と比べると195億円増加（6.3%増）、その他特定目的基金の取崩し額が2兆2,517億円で、前年と比べると698億円増加（3.2%増）している。

この結果、令和元年度末における積立金現在高は、3,108億円減少（1.3%減）し、22兆9,463億円となっている（積立金現在高については、「2 地方財政の概況（6）将来の財政負担 ウ 積立金現在高」を参照）。

第75図 積立金の状況



### カ 投資及び出資金 [資料編：第95表]

国債・地方債の取得や第三セクター等への出えん、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は3,771億円で、前年度と比べると10.1%増となっている。

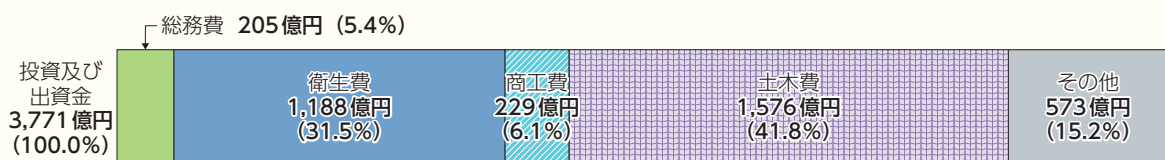
このうち通常収支分は3,752億円で、前年度と比べると10.1%増となっており、東日本大震災分は19億円で、3.4%減となっている。

投資及び出資金の目的別の内訳をみると、第76図のとおりであり、土木費が1,576億円で最も大きな割合（投資及び出資金総額の41.8%）を占め、次いで衛生費が1,188億円（同31.5%）となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が9.0%増、衛生費が3.9%減となっている。

投資及び出資金のうち、公営企業会計（うち法適用企業）に対するものは2,939億円で、前年度と比べると91億円増加（3.2%増）している。事業別にみると、下水道事業に対するものが1,471億円で、最も大きな割合（公営企業会計（うち法適用企業）に対する投資及び出資金総額の50.1%）を占め、以下、病院事業の590億円（同20.1%）、上水道事業の555億円（同18.9%）、交通事業の255億円（同8.7%）の順となっている。

令和元年度末における投資及び出資金の現在高は16兆4,739億円で、前年度末と比べると2,512億円増加（1.5%増）している。その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが3兆7,864億円で最も大きな割合（投資及び出資金残高の23.0%）を占め、以下、開発関係の1兆2,315億円（同7.5%）、商工関係の1兆927億円（同6.6%）の順となっている。

第76図 投資及び出資金の目的別内訳の状況



キ 貸付金 [資料編：第96表]

地方公共団体が様々な行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金の決算額は3兆6,101億円で、前年度と比べると5.0%減となっている。

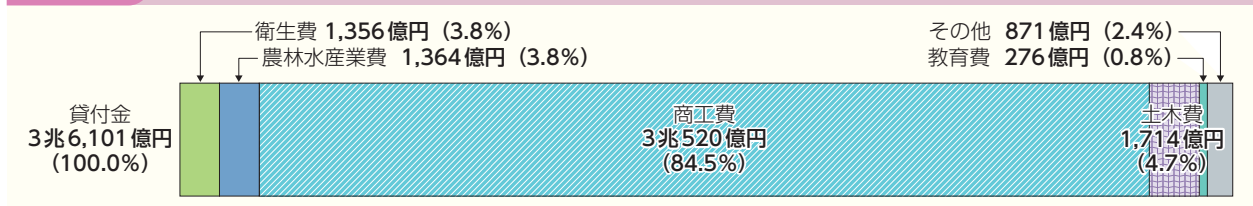
このうち通常収支分は3兆4,376億円で、前年度と比べると4.8%減となっており、東日本大震災分は1,725億円で、8.5%減となっている。

貸付金の目的別の内訳をみると、第77図のとおりであり、商工費が3兆520億円で最も大きな割合（貸付金総額の84.5%）を占め、次いで、土木費が1,714億円（同4.7%）となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、商工費が4.2%減、土木費が7.0%減となっている。

公営企業会計（うち法適用企業）に対する貸付金は623億円で、前年度と比べると71億円減少（10.2%減）しており、貸付金総額に占める割合は1.7%となっている。

令和元年度末の貸付金の現在高は5兆8,132億円で、前年度末と比べると1,233億円減少（2.1%減）している。その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆1,892億円（貸付金現在高の20.5%）、観光・交通関係が9,337億円（同16.1%）、住宅関係が6,064億円（同10.4%）等となっている。

第77図 貸付金の目的別内訳の状況



## 6 一部事務組合等の状況

令和元年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、市町村の加入状況及び一部事務組合等の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

### (1) 団体数 [資料編：第4表]

令和元年度末の一部事務組合等の総数は1,293団体で、前年度末と比べると10団体減少している。なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度である広域連合の団体数は114団体で、前年度末と同数となっている。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、第18表のとおりであり、ごみ処理等の衛生関係が530団体で最も大きな割合（一部事務組合等総数の41.0%）を占め、以下、広域消防等の消防関係270団体（同20.9%）、退職手当組合等の総務関係190団体（同14.7%）の順となっている。

第18表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区 分	令和元年度		平成30年度		増 減
	団体数	構成比	団体数	構成比	
総務関係組合	190	14.7%	187	14.4%	3
うち退職手当組合	42	3.2	42	3.2	—
民生関係組合	75	5.8	83	6.4	△ 8
衛生関係組合	530	41.0	535	41.1	△ 5
うちし尿・ごみ処理組合	446	34.5	450	34.5	△ 4
農林水産関係組合	72	5.6	72	5.5	—
消防関係組合	270	20.9	270	20.7	—
教育関係組合	49	3.8	49	3.8	—
うち <small>（</small> 小学校組合	6	0.5	6	0.5	—
中学校組合	19	1.5	19	1.5	—
その他	107	8.2	107	8.1	—
合 計	1,293	100.0	1,303	100.0	△ 10

(注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

### (2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等へ加入して事務を共同処理している市町村（一部事務組合等を除く。以下（2）において同じ。）の数は延べ8,775団体となっており、1市町村当たり平均5.0の一部事務組合等へ加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村（延べ8,775団体）をその加入する一部事務組合等の設置目的別にみると、総務関係組合等へ加入している市町村は延べ3,402団体で、最も大きな割合（全体の38.8%）を占めており、以下、衛生関係組合等へ加入している市町村が延べ2,311団体（同26.3%）、消防関係組合等へ加入している市町村が延べ1,471団体（同16.8%）の順となっている。



**(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編：第5表]**

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、**第78図**のとおりであり、歳入決算額は2兆633億円で、前年度と比べると0.9%増となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金・負担金が最も大きな割合（一部事務組合等の歳入総額の72.4%）を占めており、以下、地方債（同5.8%）、国庫支出金（同4.0%）の順となっている。

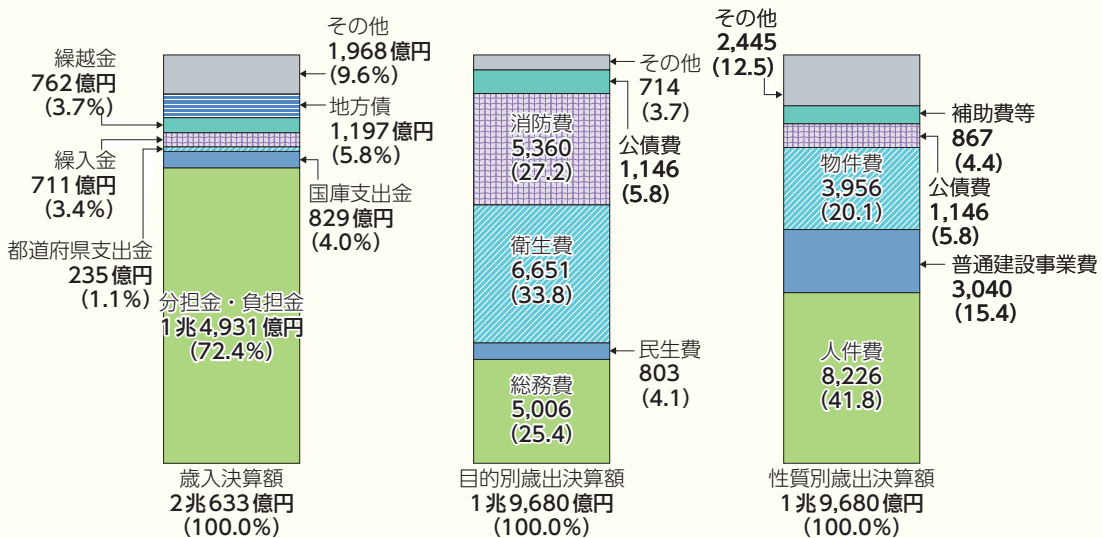
歳出決算額は1兆9,680億円で、前年度と比べると0.8%増となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、衛生費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の33.8%）を占め、以下、消防費（同27.2%）、総務費（同25.4%）の順となっており、これらで全体の86.5%を占めている。

次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合（一部事務組合等の歳出総額の41.8%）を占め、以下、物件費（同20.1%）、普通建設事業費（同15.4%）の順となっている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、**第19表**のとおりであり、消防費が最も大きな割合（市町村の歳出総額の27.7%）を占め、次いで衛生費（同13.5%）、総務費（同7.0%）の順となっている。

**第78図 一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況**



**第19表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合 (目的別内訳)** (単位 億円・%)

区分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が占める割合
総務費	71,564	5,006	7.0
衛生費	49,298	6,651	13.5
消防費	19,341	5,360	27.7
公債費	55,272	1,146	2.1
その他	398,887	1,517	0.4
歳出合計	594,363	19,680	3.3

## 7 公営企業等の状況

### (1) 公営企業

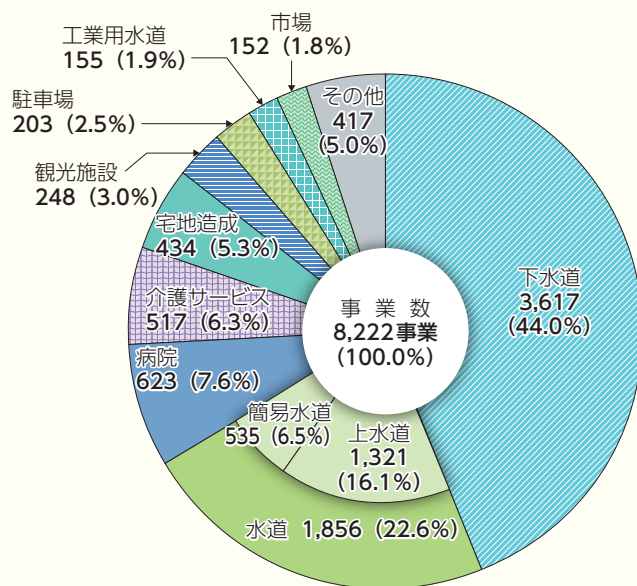
#### ア 概況

##### (ア) 事業数 [資料編：第114表]

令和元年度末において、公営企業を経営している団体数は1,784団体（企業団・一部事務組合等のみで公営企業を経営している4団体及び特別区を含む。）であり、その内訳は47都道府県、20政令指定都市、1,717市区町村（政令指定都市を除く。）となっている。

これらの団体が経営している公営企業の事業数は8,222事業で、前年度末と比べると86事業減少している。これを事業別にみると、**第79図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合（事業総数の44.0%）を占め、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）（同22.6%）、病院事業（同7.6%）の順となっている。

第79図 公営企業の事業数の状況（令和元年度末）



#### (イ) 業務の状況

公営企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で公営企業が占める割合は、**第20表**のとおりである。

令和元年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

##### a 水道事業

水道事業（用水供給事業を除く。）においては、配水能力6,822万8千 $m^3$ /日、導送配水管77万2,077kmを有し、年間150億 $m^3$ （対前年度比0.6%減）の配水を行っている。また、給水人口は令和元年度末で1億2,383万5千人で、全国人口に対する割合は97.4%となっている。

第20表 事業全体に占める公営企業の割合

事業	指標	全事業	左記に占める公営企業の割合
水道事業	現在給水人口	1億2,456万人	99.6%
工業用水道事業	年間総配水量	43億5百万m <sup>3</sup>	99.9%
交通事業(鉄軌道)	年間輸送人員	251億90百万人	10.3%
交通事業(バス)	年間輸送人員	45億32百万人	19.0%
電気事業	年間発電電力量	8,631億86百万kWh	0.9%
ガス事業	年間ガス販売量	1兆7,146億1百万MJ(メガジュール)	1.6%
病院事業	病床数	1,529千床	11.2%
下水道事業	汚水処理人口	1億1,636万人	90.4%

## b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力2,129万9千m<sup>3</sup>/日、導送配水管8,875kmを有し、年間43億3百万m<sup>3</sup>(対前年度比0.8%減)の配水を行っている。また、契約水量は1,648万3千m<sup>3</sup>/日(同0.1%減)となっている。

## c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両3,394両、営業路線424kmを有している。また、年間輸送人員は25億12百万人(対前年度比0.2%増)となっている。

## d バス事業

バス事業においては、車両7,096両、営業路線6,701kmを有している。また、年間輸送人員は8億59百万人(対前年度比1.9%減)となっている。

## e 病院事業

病院事業においては、765病院、病床17万1,605床を有している。また、年延患者数は1億2,043万人(対前年度比2.2%減)であり、18年連続の減少となっている。

## f 下水道事業

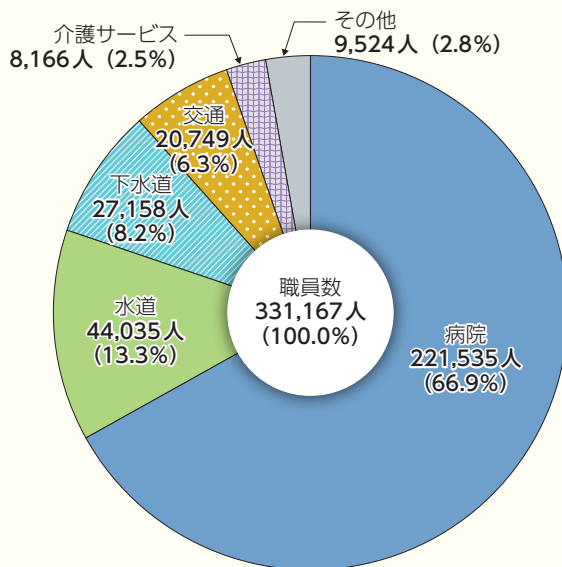
下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,035万m<sup>3</sup>/日、下水管布設延長53万5,565kmを有している。また、年間有収水量(流域下水道分は除く。)は112億m<sup>3</sup>(対前年度比0.0%減)となっている。

## (ウ) 職員数 [資料編：第115表]

令和元年度末における公営企業に従事する職員の数33万1,167人で、前年度末と比べると0.8%減となっている。

これを事業別にみると、第80図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合(職員総数の66.9%)を占め、以下、水道事業(同13.3%)、下水道事業(同8.2%)、交通事業(同6.3%)の順となっており、これら4事業で職員数全体の94.7%を占めている。

第80図 職員数の状況

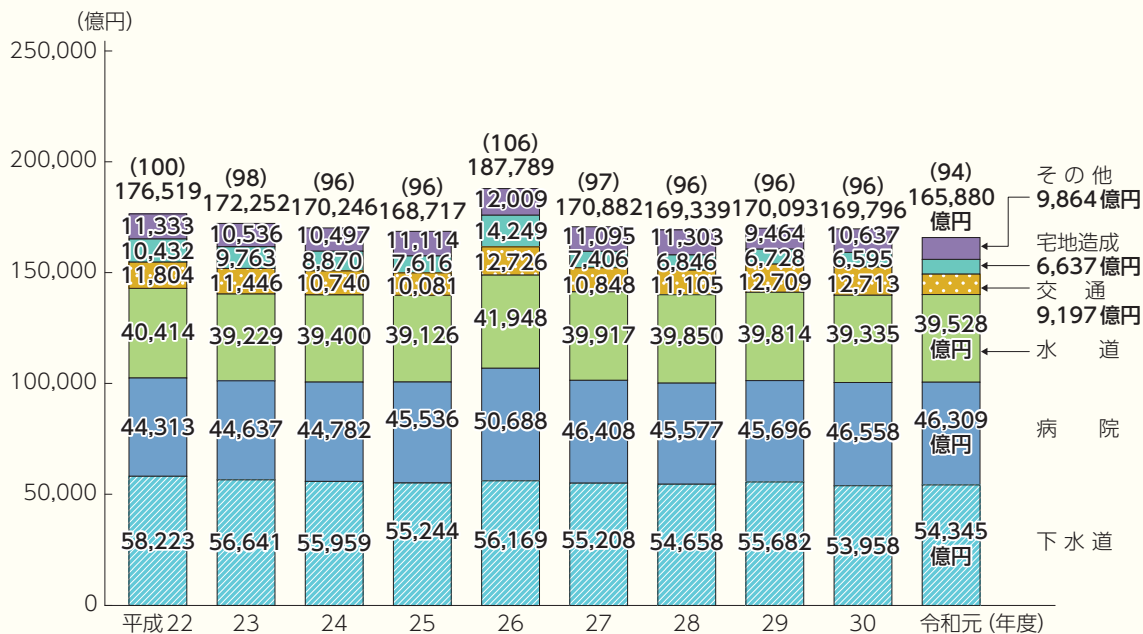


(工) 決算規模 [資料編：第116表]

決算規模は16兆5,880億円で、前年度と比べると3,917億円減少（2.3%減）となっている。これを事業別にみると、第81図のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順となっている。

7 公営企業等の状況

第81図 決算規模の推移



(注) 1 決算規模の算出は、次のとおりとした。  
 法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出  
 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金  
 2 ( ) 内の数値は、平成22年度を100として算出した指数である。

(オ) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況は、第21表のとおりであり、黒字事業数は全体の87.3%（前年度88.1%）、赤字事業数は12.7%（同11.9%）で、全体としては

7,522億円の黒字（前年度1兆2,600億円の黒字）となっている。また、赤字額は1,926億円で、前年度と比べると100億円増加（5.5%増）している。

第21表 公営企業全体の経営状況

(単位 事業、億円)

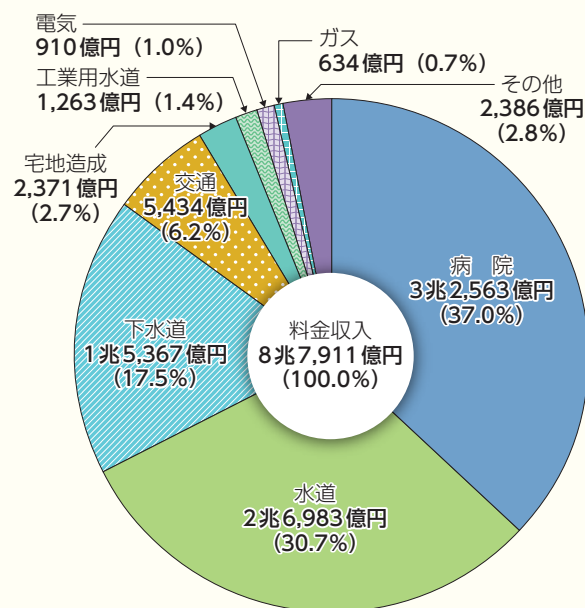
区 分	令和元年度 (A)			平成30年度 (B)			差引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計	法適用企業	法非適用企業	合計
黒字事業数	2,781 [74.8%]	4,329 [97.7%]	7,110 [87.3%]	2,525 [73.9%]	4,740 [98.2%]	7,265 [88.1%]	256	△ 411	△ 155
黒 字 額	7,856	1,592	9,448	12,824	1,601	14,425	△ 4,968	△ 9	△ 4,977
赤字事業数	935 [25.2%]	103 [2.3%]	1,038 [12.7%]	894 [26.1%]	88 [1.8%]	982 [11.9%]	41	15	56
赤 字 額	1,748	178	1,926	1,651	175	1,826	97	3	100
総事業数	3,716	4,432	8,148	3,419	4,828	8,247	297	△ 396	△ 99
収 支	6,108	1,414	7,522	11,173	1,427	12,600	△ 5,065	△ 12	△ 5,077

- (注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）である。第22表から第33表まで同じ。  
 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第22表から第33表まで同じ。  
 3 [ ] は、総事業数（建設中のものを除く。）に対する割合である。

### (カ) 料金収入

料金収入は8兆7,911億円で、前年度と比べると89億円増加（0.1%増）している。これを事業別にみると、第82図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合（総料金収入の37.0%）を占め、以下、水道事業（同30.7%）、下水道事業（同17.5%）、交通事業（同6.2%）の順となっている。

第82図 料金収入の状況

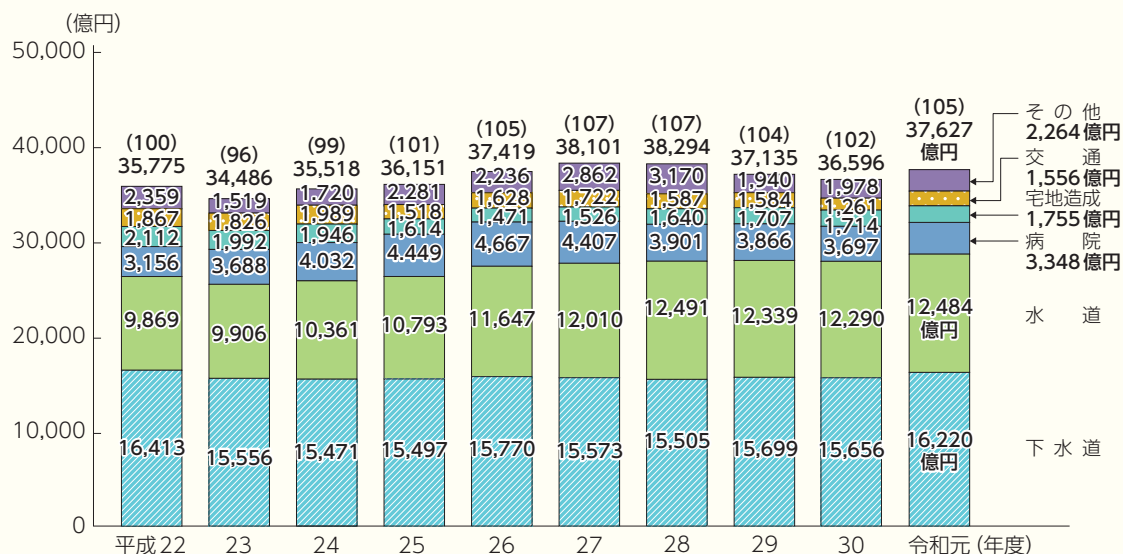


### (キ) 建設投資額の推移

建設投資額の推移は、第83図のとおりであり、令和元年度の額は3兆7,627億円で、前年度と比べると1,031億円増加（2.8%増）している。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。建設投資額が前年度より増加した主な事業は、下水道事業（対前年度比564億円増加、3.6%増）、交通事業（同294億円増加、23.3%増）、水道事業（同194億円増加、1.6%増）となっている。

第83図 建設投資額の推移



(注) 1 建設投資額は、資本的支出の建設改良費である。  
2 ( ) 内の数値は、平成22年度を100として算出した指数である。

### (ク) 企業債の状況

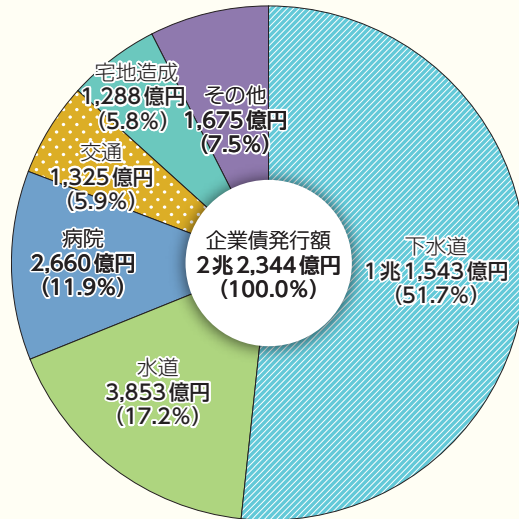
資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、第84図のとおりであり、発行額は2兆2,344億円で、前年度と比べると525億円増加（2.4%増）している。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合（企業債発行総額の51.7%）を占め、以下、水道事業（同17.2%）、病院事業（同11.9%）、交通事業（同5.9%）の順となっている。

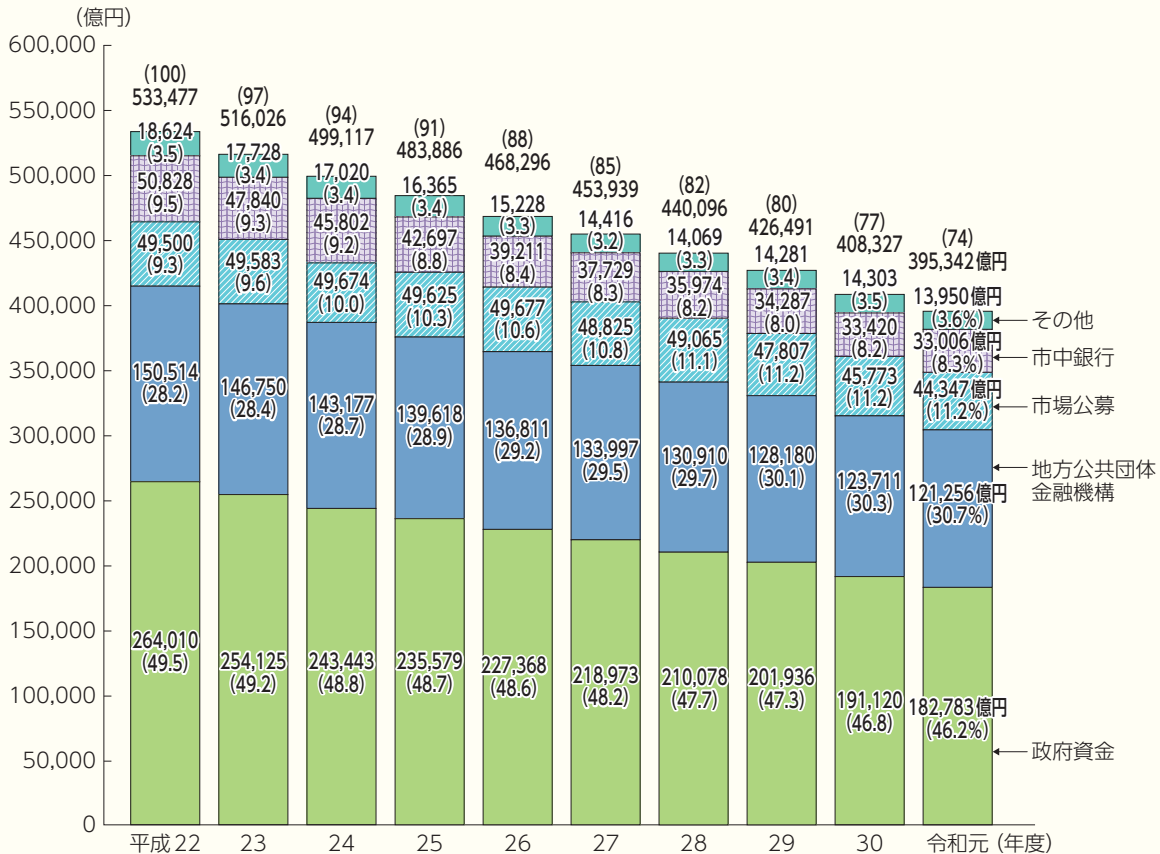
企業債借入先別現在高の推移は、第85図のとおりであり、企業債現在高の令和元年度末の総額は39兆5,342億円で、前年度末と比べると1兆2,985億円減少（3.2%減）している。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合（現在高総額の46.2%）を占め、以下、地方公共団体金融機構（同30.7%）、市場公募（同11.2%）の順となっている。



第84図 企業債発行額の状況



第85図 企業債借入先別現在高の推移



(注) ( ) 内の数値は、平成22年度を100として算出した指数である。

(ケ) 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は2兆8,472億円で、前年度と比べると579億円減少（2.0%減）している。この内訳をみると、収益的収入として1兆9,259億円（収益的収入に対する繰入金の割合14.9%）、資本的収入として9,213億円（資本的収入に対する繰入金の割合22.0%）となっている。これを事業別にみると、下水道事業への繰入額が最も大きな割合（繰入額総額の59.6%）を占め、以下、病院事業（同24.5%）、水道事業（同6.6%）、交通事業（同2.7%）の順となっている。

(コ) 法適用企業の経営状況 [資料編：第117表]

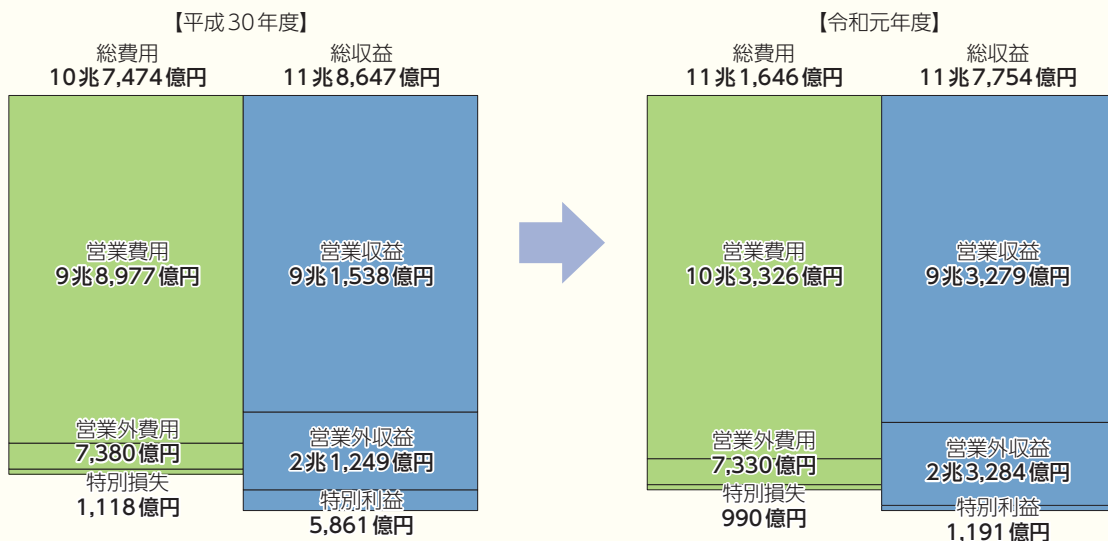
a 損益計算書、貸借対照表

損益計算書は、第86図のとおりであり、令和元年度は、総収益が総費用を上回り、総収支は黒字となっている。

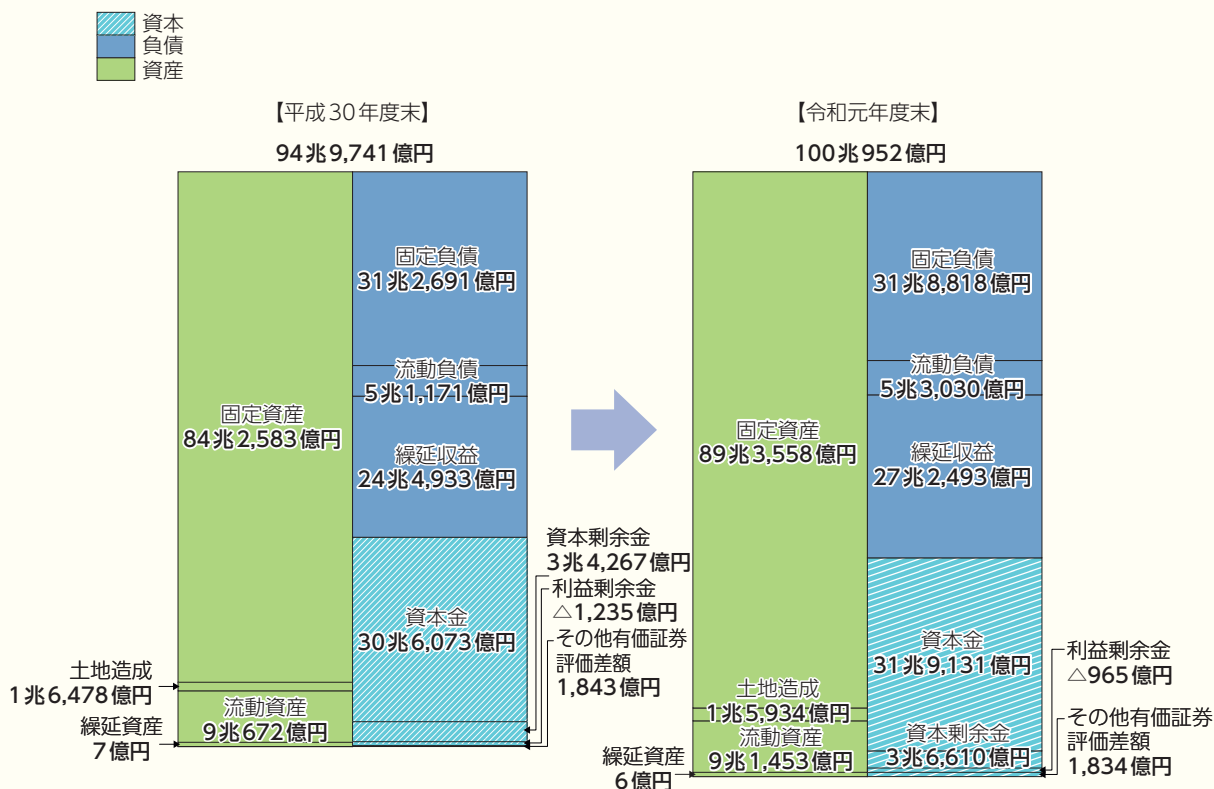
また、法非適用企業の公営企業会計の適用拡大により、総費用は増加しているが、特別利益の減少等により、総収益は減少している。

貸借対照表は、第87図のとおりであり、同じく法非適用企業の公営企業会計の適用拡大により、資産の総額は増加している。

第86図 損益計算書の状況



第87図 貸借対照表の状況



b 損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純損益とは、総収益から総費用を差し引いた額をいい、当該年度の総合的な収支状況を表す。総収益が総費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益（特別利益）や、固定資産売却損等の臨時的な費用（特別損失）を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表す。経常収益が経常費用を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失である。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合であり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益（経常収益＋特別利益）は11兆7,754億円、総費用（経常費用＋特別損失）は11兆1,646億円となっている。この結果、純損益は6,108億円の黒字となっており、総収支比率は105.5%と前年度より4.9ポイント低下している。また、経常収益（営業収益＋営業外収益）は11兆6,563億円、経常費用（営業費用＋営業外費用）は11兆656億円となっている。この結果、経常損益は5,907億円の黒字となっており、経常収支比率は105.3%と前年度より0.7ポイント低下している。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度からは17年連続で100%を上回っている。

なお、純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第22表のとおりである。

第22表 法適用企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
黒字事業数	2,781	2,525	2,759	2,528
黒字額	7,856	12,824	7,542	7,983
赤字事業数	935	894	957	891
赤字額	1,748	1,651	1,636	1,552
総事業数	3,716	3,419	3,716	3,419
収 支	6,108	11,173	5,907	6,430

c 資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は6兆1,490億円で、前年度と比べると1,722億円減少（2.7%減）している。これに対する財源は、企業債等の外部資金が3兆1,540億円、損益勘定留保資金等の内部資金が2兆9,328億円、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は622億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は3兆1,687億円で、前年度と比べると2,236億円増加（7.6%増）している。建設改良費が大きい事業は、下水道事業（建設改良費総額の39.8%）、

水道事業（同38.3%）、病院事業（同10.6%）である。

#### d 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は3兆9,761億円で、前年度と比べると425億円減少（1.1%減）している。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、病院事業（累積欠損金合計額の48.2%）、交通事業（同34.9%）である。

#### e 不良債務

令和元年度末現在において、流動負債の額（建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除く。）が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。）を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,250億円で、前年度と比べると15億円増加（1.2%増）している。不良債務の大きい事業は、交通事業（不良債務額総額の47.6%）、病院事業（同29.0%）、下水道事業（同17.5%）である。

### （サ）法非適用企業の経営状況 [資料編：第119表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の97.7%、赤字事業数は2.3%を占めており、全体では1,414億円の黒字（前年度1,427億円の黒字）となっている。

## 1 事業別状況 [資料編：第114表～第119表]

### （ア）水道事業

#### a 事業数

##### （a）上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、令和元年度決算対象となるものは、1,321事業であり、このうち、末端給水事業は1,252事業、用水供給事業は69事業（うち建設中2事業）である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が19事業、市営が667事業、町村営が508事業、企業団営等が54事業であり、用水供給事業は、府県営が21事業、政令指定都市営が1事業、市営が1事業、企業団営等が46事業となっている。

##### （b）簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、令和元年度決算対象となるものは、535事業（うち法適用53事業）である。これを経営主体別にみると、町村営が406事業（うち建設中1事業）で全体の75.9%を占め、以下、政令指定都市営が2事業、市営が125事業、一部事務組合等営が2事業となっている。

#### b 業務の状況

水道事業の給水人口（用水供給事業を除く。）は、令和元年度末で1億24百万人（上水道事業1億22百万人、簡易水道事業1百万人）であり、前年度と比べると微減となっている。また、令和元年度の年間総有収水量（用水供給事業を含む。）は178億72百万 $m^3$ （前年度179億68百万 $m^3$ ）、給水人口1人当たり1日平均有収水量（用水供給事業を除く。）は295l（同298l）となっている。

#### c 経営状況

##### （a）法適用企業

① 損益収支

水道事業の総収益は3兆2,093億円、総費用は2兆8,752億円となっており、この結果、純損益は3,342億円の黒字（前年度3,659億円の黒字）、総収支比率は111.6%となっている。また、経常収益は3兆1,925億円、経常費用は2兆8,480億円となっており、この結果、経常損益は3,445億円の黒字、経常収支比率は112.1%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第23表のとおりである。

累積欠損金は646億円で、前年度と比べると1.1%減となっている。なお、不良債務は3億円（前年度2億円）である。

第23表 水道事業（法適用企業）の経営状況

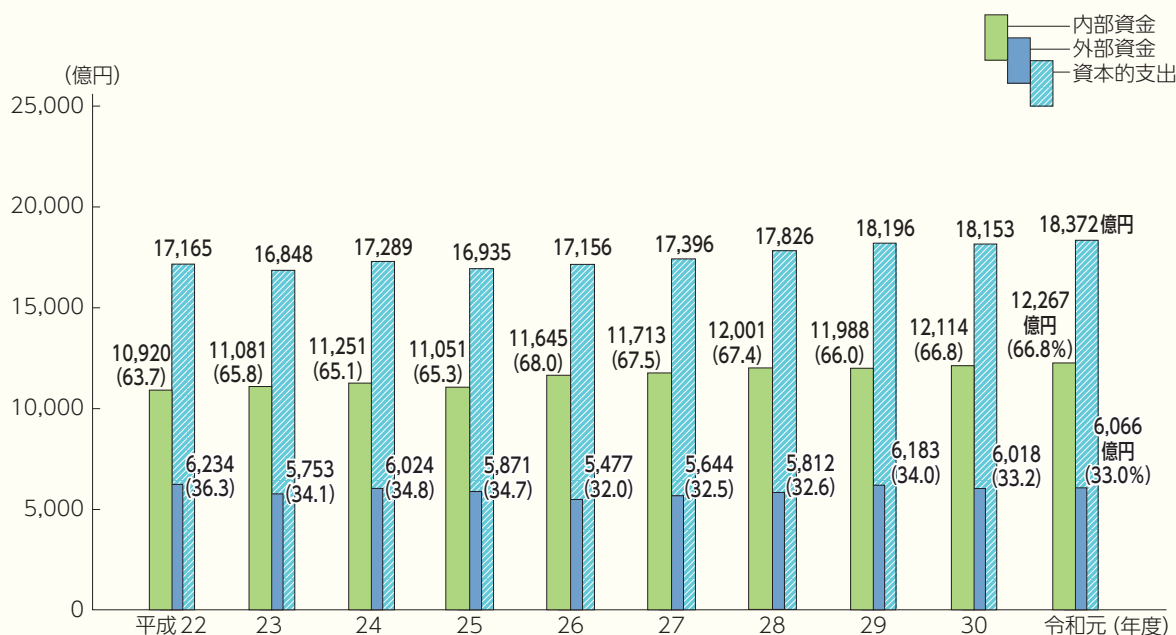
(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
黒字事業数	1,211	1,204	1,213	1,210
黒字額	3,531	3,790	3,522	3,746
赤字事業数	161	166	159	160
赤字額	190	132	77	97
総事業数	1,372	1,370	1,372	1,370
収 支	3,342	3,659	3,445	3,649

② 資本収支

資本的支出は、第88図のとおりであり、令和元年度の額は1兆8,372億円で、前年度と比べると1.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が6,066億円、内部資金が1兆2,267億円で、財源不足額は39億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆2,130億円で、前年度と比べると1.7%増、企業債償還金は5,691億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。

第88図 水道事業（法適用企業）の資本的支出及びその財源



(注) ( ) 内の数値は、資本的支出に占める財源の割合である。



## ③ 給水原価と供給単価

有収水量1m<sup>3</sup>当たりの給水原価（用水供給事業を除く。）は168.57円で、前年度と比べると0.8%増となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が58.30円、職員給与費が20.71円、受水費が28.60円、その他の経費が60.96円となっている。これに対して1m<sup>3</sup>当たりの供給単価（用水供給事業を除く。）は173.86円であり、給水原価が供給単価を5.28円下回る状態となっている。

また、令和元年度中に料金改定を実施した水道事業（用水供給事業を含む。）は77事業（前年度79事業）で、営業中の事業の5.6%となっている。

## (b) 法非適用企業

簡易水道事業における法非適用企業は482事業（うち建設中1事業）で、実質収支をみると、黒字事業が475事業で47億円の黒字、赤字事業が7事業で4億円の赤字となっており、差引43億円の黒字となっている。

## (イ) 工業用水道事業

## a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、令和元年度決算対象となるものは、155事業（うち建設中2事業）である。これを経営主体別にみると、都道府県営が39事業、政令指定都市営が9事業、市営が80事業、町村営が17事業、企業団営が10事業となっている。

施設数は253施設、給水先事業所数は5,895箇所、年間総配水量は43億3百万m<sup>3</sup>となっている。また、施設利用率（1日平均配水量を現在配水能力で除したものの）の平均は55.2%（前年度55.5%）となっている。

## b 経営状況

## (a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,517億円、総費用は1,280億円となっており、この結果、純損益は237億円の黒字（前年度246億円の黒字）、総収支比率は118.5%となっている。また、経常収益は1,479億円、経常費用は1,243億円となっており、この結果、経常損益は237億円の黒字、経常収支比率は119.0%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第24表**のとおりである。

累積欠損金は328億円で、前年度と比べると2.8%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

第24表 工業用水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
黒字事業数	128	130	129	127
黒字額	250	253	244	243
赤字事業数	25	24	24	27
赤字額	13	8	8	8
総事業数	153	154	153	154
収 支	237	246	237	235



(b) 資本収支

資本的支出は1,057億円で、前年度と比べると15.2%増となっている。これに対する財源は、外部資金が392億円、内部資金が662億円で、財源不足額は3億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は650億円で、前年度と比べると27.1%増、企業債償還金は284億円で、前年度と比べると1.7%減となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量1m<sup>3</sup>当たりの給水原価は26.18円（資本費11.25円、職員給与費3.11円、その他の経費11.82円）となっており、これに対して1m<sup>3</sup>当たりの供給単価は30.10円となっている。これを補助事業と単独事業に分けてみると、単独事業では供給単価（15.80円）が給水原価（13.34円）を2.46円上回っており、補助事業では供給単価（33.77円）が給水原価（29.47円）を4.30円上回っている。

(ウ) 交通事業

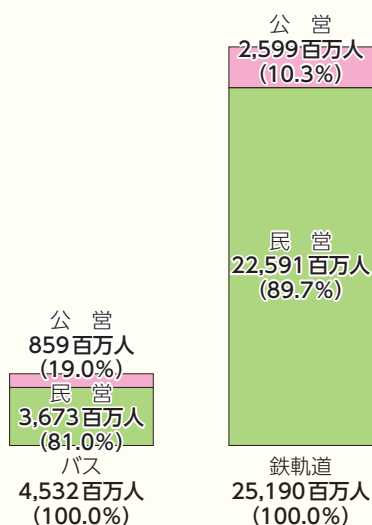
a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する交通事業で、令和元年度決算対象となるものは、85事業である。これを事業別にみると、バスが24事業、都市高速鉄道が9事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が45事業となっている。

これらによる年間輸送人員は34億6,931万人、1日平均948万人（対前年度比0.6%減）である。1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが235万人（同2.2%減）、都市高速鉄道が686万人（同0.0%減）、路面電車が15万人（同1.4%減）、その他が12万人（前年度同数）となっている。

公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を年間輸送人員からみると、第89図のとおりであり、バスについては19.0%、鉄軌道については10.3%となっている。

第89図 バス、鉄軌道における公営交通事業の状況（年間輸送人員）



## b 経営状況

## (a) 法適用企業

## ① 損益収支

法適用の交通事業の総収益は6,587億円、総費用は5,949億円となっており、この結果、純損益は638億円の黒字（前年度822億円の黒字）、総収支比率は110.7%となっている。また、経常収益は6,577億円、経常費用は5,922億円となっており、この結果、経常損益は655億円の黒字、経常収支比率は111.1%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第25表**のとおりである。

累積欠損金は1兆3,892億円で、前年度と比べると5.4%減となっている。また、不良債務は595億円で、前年度と比べると5.9%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、純損益は23億円の赤字となっており、経常損益は25億円の赤字となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第26表**のとおりである。

累積欠損金は511億円で、前年度と比べると0.7%減となっている。また、不良債務は78億円で、前年度と比べると7.4%増となっている。

都市高速鉄道事業においては、純損益は673億円の黒字となっており、経常損益は692億円の黒字となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第27表**のとおりである。

累積欠損金は1兆3,195億円で、前年度と比べると5.7%減となっている。また、不良債務は518億円で、前年度と比べると7.7%減となっている。

**第25表 交通事業（法適用企業）の経営状況**

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
黒字事業数	19	23	19	25
黒字額	747	913	744	882
赤字事業数	27	24	27	22
赤字額	109	91	89	84
総事業数	46	47	46	47
収 支	638	822	655	798

**第26表 交通事業のうちバス事業の経営状況**

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
黒字事業数	8	12	8	13
黒字額	20	69	17	53
赤字事業数	16	13	16	12
赤字額	42	15	42	14
総事業数	24	25	24	25
収 支	△23	54	△25	39

第27表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
黒字事業数	7	7	7	7
黒字額	722	842	722	824
赤字事業数	2	2	2	2
赤字額	49	56	30	56
総事業数	9	9	9	9
収支	673	786	692	768

② 資本収支

資本的支出は4,242億円（うちバス事業314億円、都市高速鉄道事業3,802億円）で、前年度と比べると45.8%減となっている。これに対する財源は、外部資金が1,965億円、内部資金が2,005億円で、財源不足額は272億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,538億円（うちバス事業220億円、都市高速鉄道事業1,248億円）で、前年度と比べると23.0%増、企業債償還金は2,447億円（うちバス事業73億円、都市高速鉄道事業2,320億円）で、前年度と比べると58.7%減となっている。

(b) 法非適用企業

交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の39事業で、実質収支をみると、黒字事業が38事業で6億円の黒字となっており、赤字事業が1事業で3億円の赤字となっている。

(工) 電気事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する電気事業で、令和元年度決算対象となるものは、98事業（うち建設中2事業）であり、法適用企業が31事業、法非適用企業が67事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が26事業、政令指定都市営が4事業、市営が33事業、町村営が33事業、一部事務組合等営が2事業となっている。

施設数は489施設で、最大出力の合計は267万kW（建設中を含む。）、年間発電電力量は80億43百万kWh、年間売電電力量は78億37百万kWhとなっている。そのうち、各発電型式における稼働中の施設数、最大出力、年間発電電力量、年間売電電力量は第28表のとおりである。

第28表 公営電気事業における事業概況（稼働中の施設）

発電型式	施設	最大出力 (千kW)	年間発電電力量 (百万kWh)	年間売電電力量 (百万kWh)
水力	330	2,317	7,463	7,359
ごみ	5	28	171	92
スーパーごみ	1	25	40	35
ごみ固形燃料	1	12	29	17
風力	29	110	149	145
太陽光	114	141	190	188
バイオマス	1	0	0	0
合計	481	2,633	8,042	7,836

## b 経営状況

## (a) 法適用企業

## ① 損益収支

法適用の電気事業の総収益は930億円、総費用は773億円となっており、この結果、純損益は157億円の黒字（前年度216億円の黒字）、総収支比率は120.4%となっている。また、経常収益は924億円、経常費用は710億円となっており、この結果、経常損益は214億円の黒字、経常収支比率は130.2%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第29表のとおりである。

累積欠損金は100億円で、前年度と比べると183.6%増となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

第29表 電気事業（法適用企業）の経営状況 (単位 事業、億円)

区分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
黒字事業数	27	23	27	24
黒字額	227	233	228	219
赤字事業数	4	5	4	4
赤字額	69	17	14	9
総事業数	31	28	31	28
収支	157	216	214	210

## ② 資本収支

資本的支出は582億円で、前年度と比べると3.6%増となっている。これに対する財源は、外部資金が217億円、内部資金が364億円で、財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は348億円で、前年度と比べると59.0%増、企業債償還金は122億円で、前年度と比べると2.9%増となっている。

## (b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、水力発電事業、ごみ発電事業、風力発電事業、太陽光発電事業及びバイオマス発電事業の67事業（うち建設中2事業）で、実質収支をみると66事業において黒字であり、黒字額は10億円となっている。一方、赤字を生じた事業は1事業である。

## (オ) ガス事業

## a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営するガス事業で、令和元年度決算対象となるものは、25事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が17事業、町村営が7事業となっている。公営ガス事業の供給戸数（契約数）は69万戸（対前年度比12.8%減）で、供給区域内戸数に対する普及率は63.4%となっている。また、販売量は258億48百万MJで、前年度と比べると20.7%減となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、供給戸数で2.5%、販売量で1.5%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業の総収益は762億円、総費用は695億円となっており、この結果、純損益は67億円の黒字（前年度158億円の黒字）、総収支比率は109.6%となっている。また、経常収益は750億円、経常費用は690億円となっており、この結果、経常損益は60億円の黒字、経常収支比率は108.7%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

累積欠損金は122億円で、前年度と比べると27.2%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

第30表 ガス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
黒字事業数	20	23	19	23
黒字額	67	158	60	72
赤字事業数	5	3	6	3
赤字額	0	0	0	0
総事業数	25	26	25	26
収 支	67	158	60	72

(b) 資本収支

資本的支出は196億円で、前年度と比べると5.4%減となっている。これに対する財源は、外部資金が32億円、内部資金が165億円で、財源不足額を有する事業はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は111億円で、前年度と比べると9.2%増、企業債償還金は81億円で、前年度と比べると21.0%減となっている。

(カ) 病院事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する病院事業（地方公営企業法を適用する病院事業）で、令和元年度決算対象となるものは、624事業であり、これらの事業が有する病院（以下「自治体病院」という。）数は765病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が146病院（35都道府県）、政令指定都市立が24病院（14政令指定都市）、市立が341病院（291市）、町村立が152病院（148町村）及び一部事務組合等立が102病院（76組合）となっている。

一般病院\*<sup>5</sup>733病院のうち病床数300床以上の病院は、31.2%に当たる229病院となっており、地域における中核的な役割を担う病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15km以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の42.8%に当たる314病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、自治体病院全体の86.4%に当たる661病院が救急病院として告示を受けており、

\* 5 精神科病院以外の病院をいう。

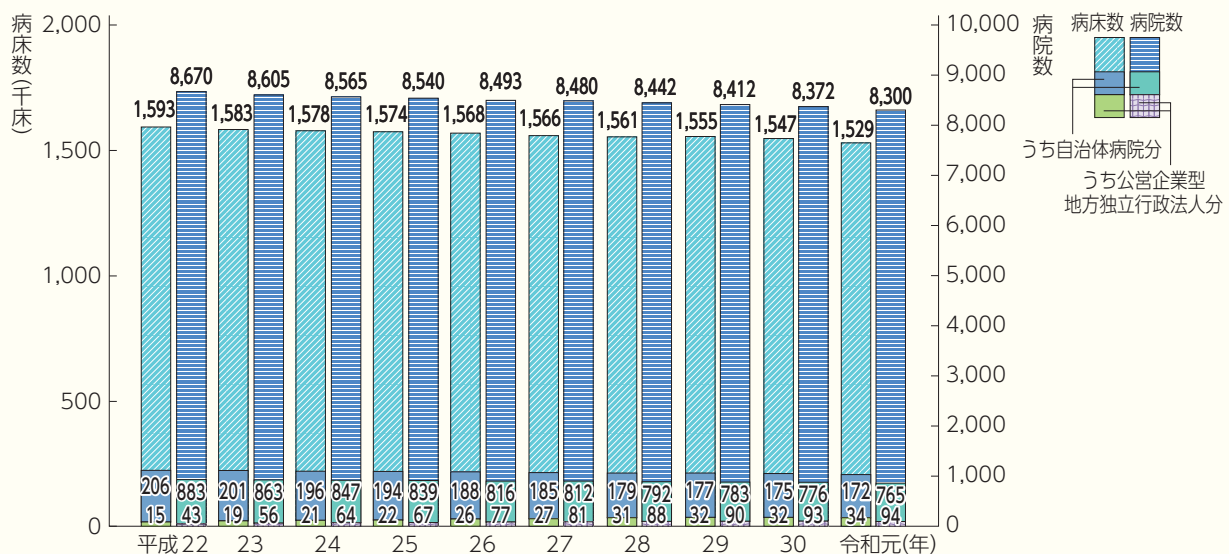
地域の救急医療を担っている。

令和元年度末における病床数は17万2千床で、前年度と比べると2.0%減となり、入院及び外来延患者数は1億2千万人で、前年度と比べると2.2%減となっている。

また、病床利用率は73.5%（前年度73.7%）、外来入院患者比率（年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの）は161.5%（前年度163.4%）となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、**第90図**のとおりである。

なお、地方公共団体が経営する病院事業以外に、病院事業を行う公営企業型地方独立行政法人は60法人となっている。これらの法人が有する病院数は94病院であり、病床数は3万4千床となっている。

**第90図** 全国の病院に占める自治体病院の状況



(注) 全国の病院数及び病床数は、厚生労働省「医療施設調査（各年10月1日現在）」を基にした数である。

## b 経営状況

### (a) 損益収支

病院事業の総収益は4兆1,062億円、総費用は4兆1,996億円となっており、この結果、純損益は934億円の赤字（前年度840億円の赤字）、総収支比率は97.8%となっている。また、経常収益は4兆764億円、経常費用は4兆1,708億円となっており、この結果、経常損益は944億円の赤字、経常収支比率は97.7%となっている。純損益及び経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第31表**のとおりである。

累積欠損金は1兆9,146億円で、前年度と比べると1.7%増となっている。また、不良債務は363億円で、前年度と比べると18.0%増となっている。

また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は88.1%（前年度88.3%）となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が88.7%（同88.8%）、精神科病院が64.2%（同65.9%）となっている。

なお、病院事業を行う公営企業型地方独立行政法人の総収益は1兆1,008億円、総費用は1兆1,058億円となっており、この結果、純損益は50億円の赤字（前年度21億円の赤



字)、総収支比率は99.5%となっている。また、経常収益は1兆949億円、経常費用は1兆985億円となっており、この結果、経常損益は36億円の赤字、経常収支比率は99.7%となっている。累積欠損金は761億円で、前年度と比べると13.9%増となっている。また、不良債務は115億円で、前年度と比べると21.3%増となっている。

また、営業費用に対する営業収益の割合である営業収支比率は101.5%（前年度102.4%）となっており、これを病院の種別でみると、一般病院が101.4%（同102.3%）、精神科病院が103.2%（同104.8%）となっている。

第31表 病院事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純 損 益		経 常 損 益	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
黒字事業数	263 (27)	276 (31)	252 (29)	278 (34)
黒字額	255 (131)	288 (169)	186 (119)	271 (182)
赤字事業数	361 (33)	351 (25)	372 (31)	349 (22)
赤字額	1,189 (182)	1,128 (190)	1,130 (154)	1,013 (124)
総事業数	624 (60)	627 (56)	624 (60)	627 (56)
収 支	△934 (△50)	△840 (△21)	△944 (△36)	△742 (58)

(注) ( ) 内の数値は、公営企業型地方独立行政法人が経営する病院事業の数値であり、外数である。

(b) 資本収支

資本的支出は6,870億円で、前年度と比べると10.6%減となっている。これに対する財源は、外部資金が4,819億円、内部資金が1,926億円で、財源不足額は126億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は3,348億円で、前年度と比べると9.4%減、企業債償還金は3,329億円で、前年度と比べると6.0%減となっている。

なお、病院事業を行う公営企業型地方独立行政法人の資本的支出は1,226億円で、前年度と比べると13.6%減となっている。これに対する財源は、外部資金が493億円、内部資金が592億円で、財源不足額は142億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は569億円で、前年度と比べると21.2%減、長期借入金償還金は354億円で、前年度と比べると13.6%増となっている。

(キ) 下水道事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する下水道事業で、令和元年度決算対象となるものは、3,617事業（うち建設中10事業）であり、法適用企業が1,258事業、法非適用企業が2,359事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が81事業、政令指定都市営が50事業、市営が1,881事業、町村営が1,580事業、一部事務組合等営が25事業となっている。

下水道事業の令和元年度末における現在処理区域内人口は1億522万人、現在処理区域面積は549万haとなっている。また、年間総処理水量（雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。）は152億m<sup>3</sup>で、前年度と比べると2.1%増となっており、年間有収水量（流域下水道分は除く。）は112億m<sup>3</sup>で、前年度と比べると0.0%減となっている。

## b 経営状況

## (a) 法適用企業

## ① 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は3兆1,462億円で、前年度と比べると13.3%増となっている。その内訳をみると、使用料収入が1兆2,612億円（総収益に占める割合40.1%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が9,055億円（同28.8%）等となっている。一方、総費用は2兆9,417億円で、前年度と比べると13.9%増となっており、うち企業債利息が2,821億円（総費用に占める割合9.6%）となっている。この結果、純損益は2,045億円の黒字（前年度1,934億円の黒字）、総収支比率は107.0%となっている。また、経常収益は3兆1,284億円、経常費用は2兆9,252億円となっており、この結果、経常損益は2,032億円の黒字、経常収支比率は106.9%となっている。純損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第32表のとおりである。

累積欠損金は1,178億円で、前年度と比べると3.6%増となっている。また、不良債務は219億円で、前年度と比べると1.3%減となっている。

## ② 資本収支

資本的支出は2兆7,712億円で、前年度と比べると12.1%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆6,553億円、内部資金が1兆1,009億円で、財源不足額は150億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆2,619億円で、前年度と比べると16.8%増、企業債償還金は1兆4,928億円で、前年度と比べると8.5%増となっている。

## (b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業の総収益は7,347億円で、前年度と比べると25.4%減となっている。その内訳をみると、使用料収入が2,755億円（総収益に占める割合37.5%）、他会計繰入金（雨水処理負担金を含む。）が3,450億円（同47.0%）等となっている。一方、総費用は4,420億円で、前年度と比べると27.5%減となっており、うち地方債利息が955億円（総費用に占める割合21.6%）となっている。

資本的支出は8,328億円で、前年度と比べると24.3%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は3,601億円で、前年度と比べると25.8%減、地方債償還金は4,698億円で、前年度と比べると23.0%減となっている。

実質収支をみると、黒字事業が2,305事業で778億円の黒字、赤字事業が46事業で16億円の赤字となっており、差引762億円の黒字となっている（第32表）。

第32表 下水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	令和元年度 (A)			平成30年度 (B)			差引 (A) - (B)		
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
黒字事業数	987	2,305	3,292	723	2,620	3,343	264	△ 315	△ 51
黒 字 額	2,178	778	2,956	2,086	802	2,889	92	△ 25	67
赤字事業数	269	46	315	237	36	273	32	10	42
赤 字 額	133	16	149	153	23	175	△ 20	△ 7	△ 26
総事業数	1,256	2,351	3,607	960	2,656	3,616	296	△ 305	△ 9
収 支	2,045	762	2,806	1,934	780	2,713	111	△ 18	93

## (c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は2,956億円、赤字額は149億円となっており、この結果、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）は2,806億円の黒字となっている。

汚水処理原価（汚水処理費を年間有収水量で除したもの）は、142.46円/m<sup>3</sup>（維持管理費78.42円/m<sup>3</sup>、資本費64.04円/m<sup>3</sup>）で、前年度と比べると0.6%減となっており、使用料単価（使用料収入を年間有収水量で除したもの）は、137.81円/m<sup>3</sup>で、前年度と比べると1.1%減となっている。

その結果、経費回収率（使用料単価を汚水処理原価で除したもの）は96.7%となっており、前年度と比べると0.5ポイント低下している。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆6,220億円で、前年度と比べると3.6%増となっている。

## (7) その他の公営企業

## a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を営んでいる。これを事業別にみると、令和元年度決算対象となるものは、港湾整備事業が97事業、市場事業が152事業、と畜場事業が52事業、観光施設事業が247事業、宅地造成事業が378事業、有料道路事業が1事業、駐車場整備事業が202事業、介護サービス事業が517事業、その他事業（廃棄物等処理施設、診療所等）が58事業となっている。

## b 経営状況

その他の公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。このうち、観光施設事業については、全体の収支（法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計）が50億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると3.9%減の187億円と改善されているものの、経営状況が悪化している事業については、施設そのものの必要性及び公営企業で運営することの適否について十分検討する必要がある。また、宅地造成事業については、全体の収支は562億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると1.1%減の3,392億円と改善されているものの、販売用土地の時価評価額が当該土地の地方債残高を下回っている会計が全体（地方債償還が終了した会計を除く。）の39.5%を占めている。厳しい経営状況にある事業については、対応を先延ばしにすることなく、早期かつ計画的に経営の健全化を図る必要がある。

第33表 その他の公営企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分		港 湾	市 場	と 畜 場	観 施	光 設	宅 地	有 道	料 路	駐 車 場	介 護	そ の 他
		整 備					成			備	サ ー ビ ス	
法適用企業	純損益	黒字事業数	8	10	1	18	31	—	—	6	16	36
		黒字額	77	262	0	8	240	—	—	2	2	8
		赤字事業数	—	4	—	15	13	—	—	—	29	22
		赤字額	—	2	—	6	16	—	—	—	5	15
		総事業数	8	14	1	33	44	—	—	6	45	58
	収 支	77	261	0	2	225	—	—	2	△3	△7	
	経常損益	黒字事業数	8	9	1	18	31	—	—	6	16	34
		黒字額	74	5	0	8	285	—	—	2	2	8
		赤字事業数	—	5	—	15	13	—	—	—	29	24
		赤字額	—	133	—	6	17	—	—	—	6	14
総事業数		8	14	1	33	44	—	—	6	45	58	
収 支	74	△128	0	2	267	—	—	2	△4	△6		
法非適用企業	実質収支	黒字事業数	84	136	51	206	319	1	—	187	463	—
		黒字額	137	41	3	53	429	0	—	45	44	—
		赤字事業数	5	2	—	8	15	—	—	9	9	—
		赤字額	18	0	—	5	92	—	—	34	7	—
		総事業数	89	138	51	214	334	1	—	196	472	—
収 支	119	40	3	48	338	0	—	11	38	—		

## (2) 国民健康保険事業 [資料編：第120表]

## ア 都道府県

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となった。本改正により、都道府県も国民健康保険の保険者となり、新たに国民健康保険特別会計が創設された。

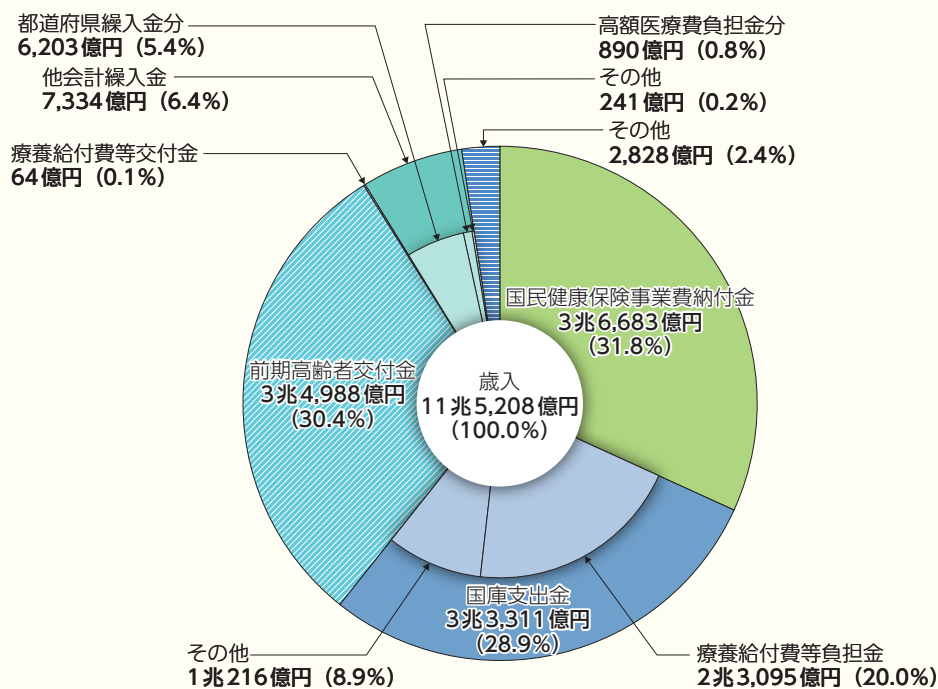
また、市町村も国民健康保険の保険者として、引き続き、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収等の被保険者に身近な保険者業務を担うこととなるが、医療給付等に必要な資金は都道府県から保険給付費等交付金の交付を受ける一方で、徴収した保険料(税)は基本的に都道府県に国民健康保険事業費納付金として納付することとなった。

## (ア) 歳入

都道府県の歳入決算額は11兆5,208億円となっている。

歳入の内訳をみると、第91図のとおりである。それぞれの決算額をみると、市町村から納付された国民健康保険事業費納付金が3兆6,683億円、療養給付費等負担金等の国庫支出金が3兆3,311億円、前期高齢者交付金が3兆4,988億円、療養給付費等交付金が64億円、他会計繰入金金が7,334億円等となっている。

第91図 国民健康保険事業の歳入決算の状況（都道府県）

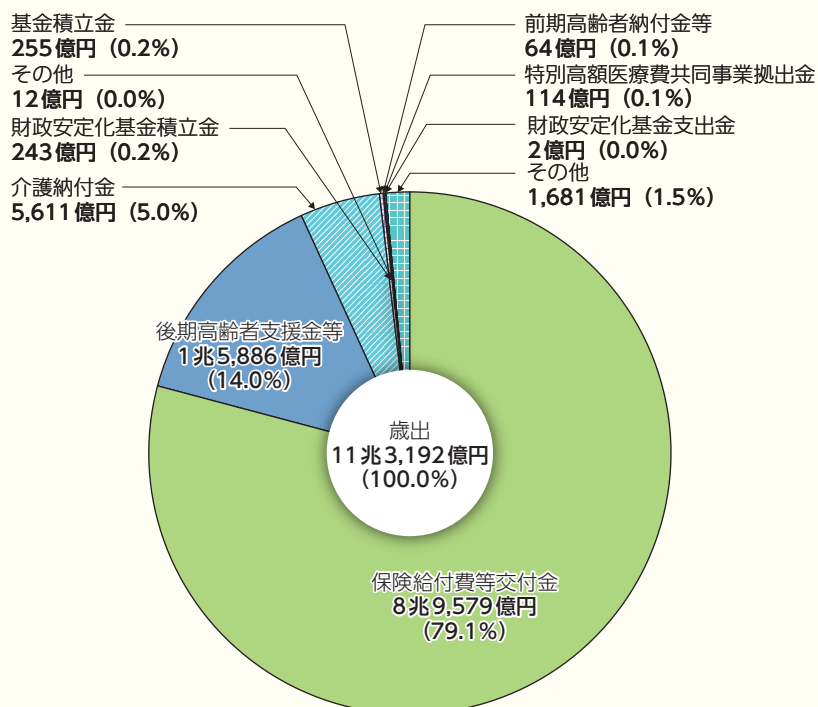


(イ) 歳出

歳出決算額は11兆3,192億円となっている。

歳出の内訳をみると、第92図のとおりであり、保険給付費等交付金は8兆9,579億円で、歳出総額の79.1%を占めている。その他、後期高齢者支援金等が1兆5,886億円、介護納付金が5,611億円、財政安定化基金積立金等の基金積立金が255億円、前期高齢者納付金等が64億円、特別高額医療費共同事業拠出金が114億円、財政安定化基金支出金が2億円等となっている。

第92図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（都道府県）





## (ウ) 収支

実質収支は1,996億円の黒字となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、47団体全てにおいて黒字で、黒字額は1,991億円となっている。

## 1 市町村 (事業勘定)

令和元年度末において国民健康保険事業会計を有する市町村は、1,743団体（20政令指定都市、58中核市、27施行時特例市、687都市、924町村、4一部事務組合等、23特別区）となっている。また、直営診療所を設置している団体は362団体（2政令指定都市、13中核市、6施行時特例市、147都市、192町村、2一部事務組合）となっている。

被保険者数は2,660万人であり、加入世帯数は1,733万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は92万人減少、加入世帯数は35万世帯減少している。

## (ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は13兆997億円で、前年度と比べると3,580億円減少（2.7%減）している。

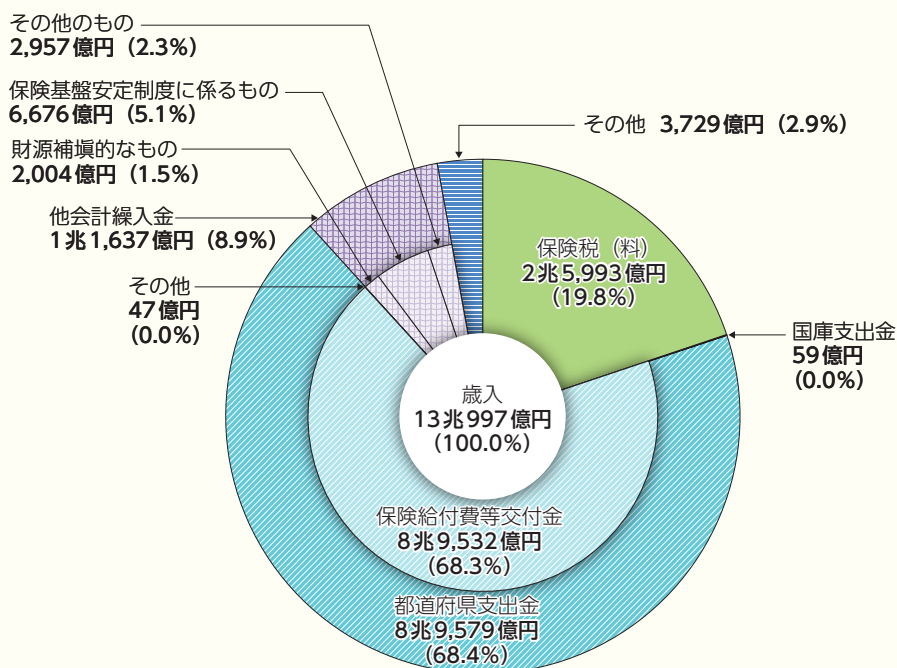
歳入の内訳をみると、**第93図**のとおりであり、国民健康保険制度の改正により、都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となったことに伴い、都道府県から医療給付等に必要な資金として交付される保険給付費等交付金等の都道府県支出金が歳入総額の68.4%を占め、前年度（67.0%）と比べると1.4ポイント上昇している。都道府県支出金は8兆9,579億円で、前年度と比べると653億円減少（0.7%減）している。

その他の決算額をみると、国民健康保険税（料）は2兆5,993億円で、前年度と比べると749億円減少（2.8%減）、また、国庫支出金は59億円となり、前年度と比べると13億円増加（29.8%増）している。

さらに、他会計繰入金は1兆1,637億円で、前年度と比べると213億円減少（1.8%減）している。この内訳をみると、財源補填的な繰入金が2,004億円（対前年度比2.6%減）、国民健康保険の財政基盤の安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が6,676億円（同0.4%減）等となっている。



第93図 国民健康保険事業の歳入決算の状況（市町村（事業勘定））



(イ) 歳出

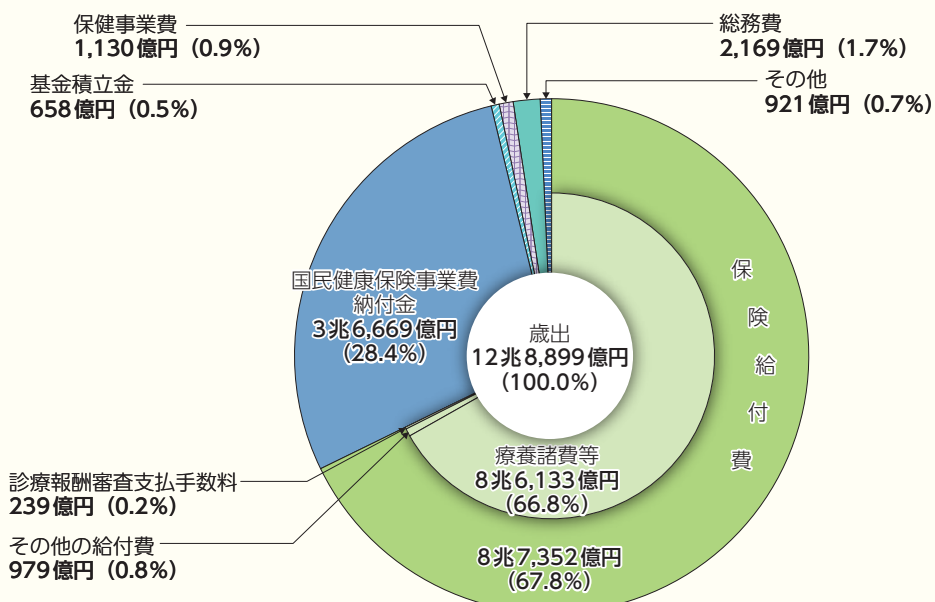
歳出決算額は12兆8,899億円で、前年度と比べると3,226億円減少（2.4%減）している。

歳出の内訳をみると、第94図のとおりであり、保険給付費は8兆7,352億円で、前年度と比べると614億円減少（0.7%減）している。

保険給付費の主な内訳をみると、療養諸費等が8兆6,133億円で、前年度と比べると438億円減少（0.5%減）、その他の給付費が979億円で、前年度と比べると182億円減少（15.6%減）している。

また、市町村から都道府県へ納付される国民健康保険事業費納付金は、3兆6,669億円（0.6%増）となっている。

第94図 国民健康保険事業の歳出決算の状況（市町村（事業勘定））



## (ウ) 収支

実質収支は2,088億円の黒字（前年度2,446億円の黒字）であり、昭和40年度以降黒字傾向が続いている。

実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、147億円の黒字（前年度554億円の黒字）となっている。

再差引収支を団体区分別にみると、政令指定都市が253億円の赤字（前年度213億円の赤字）、中核市が58億円の赤字（同90億円の黒字）、施行時特例市が7億円の赤字（同5億円の赤字）、都市が138億円の黒字（同285億円の黒字）、町村が236億円の黒字（同284億円の黒字）、一部事務組合等が7億円の黒字（同6億円の黒字）、特別区が84億円の黒字（同106億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると41団体減の1,206団体で、その黒字額は385億円減の1,386億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると40団体増の537団体で、その赤字額は23億円増の1,240億円となっている。団体区分別に赤字の団体が占める割合をみると、政令指定都市が70.0%、中核市が62.1%、施行時特例市が48.1%、都市が37.4%、町村が22.9%、特別区が17.4%となっている。

## ウ 市町村（直診勘定）

直診勘定の歳入決算額は586億円で、前年度と比べると7億円減少（1.2%減）している。

このうち、診療収入は296億円で、前年度と比べると9億円減少（2.8%減）しており、歳入総額に占める割合は50.5%（前年度51.4%）となっている。他会計繰入金は169億円で、前年度と比べると0.4億円減少（0.2%減）しており、歳入総額に占める割合は28.9%（前年度28.6%）となっている。

直診勘定の歳出決算額は566億円で、前年度と比べると1億円減少（0.2%減）している。

このうち、総務費は363億円で、前年度と比べると1億円増加（0.4%増）している。また、医業費は143億円で、前年度と比べると4億円減少（3.0%減）しており、歳出総額に占める割合は25.3%（前年度26.0%）となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は48.3%で、前年度と比べて0.1ポイント低下している。

実質収支は18億円の黒字（前年度24億円の黒字）となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、146億円の赤字（同141億円の赤字）となっている。

## (3) 後期高齢者医療事業 [資料編：第121表]

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う市町村（1,739団体（20政令指定都市、58中核市、27施行時特例市、687都市、923町村、1広域連合、23特別区））及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合（47団体）に特別会計が設けられている。

ア 市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は1兆8,076億円で、前年度と比べると557億円増加（3.2%増）している。このうち、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料は1兆2,938億円で、前年度と比べると563億円増加（4.6%増）しており、歳入総額に占める割合は71.6%（前年度70.6%）となっている。

歳出決算額は1兆7,793億円で、前年度と比べると582億円増加（3.4%増）している。このうち、後期高齢者医療広域連合への納付金が、1兆6,887億円で、前年度と比べると594億円増加（3.6%増）しており、歳出総額に占める割合は94.9%（前年度94.7%）となっている。

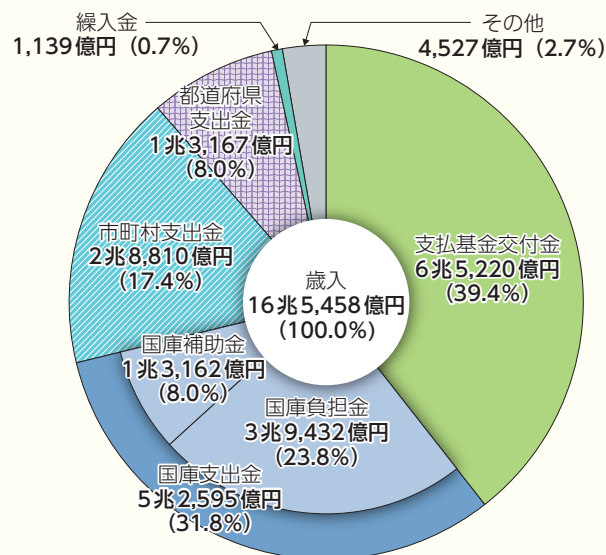
イ 後期高齢者医療広域連合

(ア) 歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は16兆5,458億円で、前年度と比べると5,210億円増加（3.3%増）している。

歳入の内訳をみると、**第95図**のとおりであり、支払基金交付金が6兆5,220億円（歳入に占める割合39.4%）、国庫支出金が5兆2,595億円（同31.8%）、市町村支出金が2兆8,810億円（同17.4%）、都道府県支出金が1兆3,167億円（同8.0%）で、それぞれ前年度と比べると支払基金交付金が2,334億円増加（3.7%増）、国庫支出金が1,403億円増加（2.7%増）、市町村支出金が1,022億円増加（3.7%増）、都道府県支出金が452億円増加（3.6%増）している。

第95図 後期高齢者医療事業の歳入決算の状況

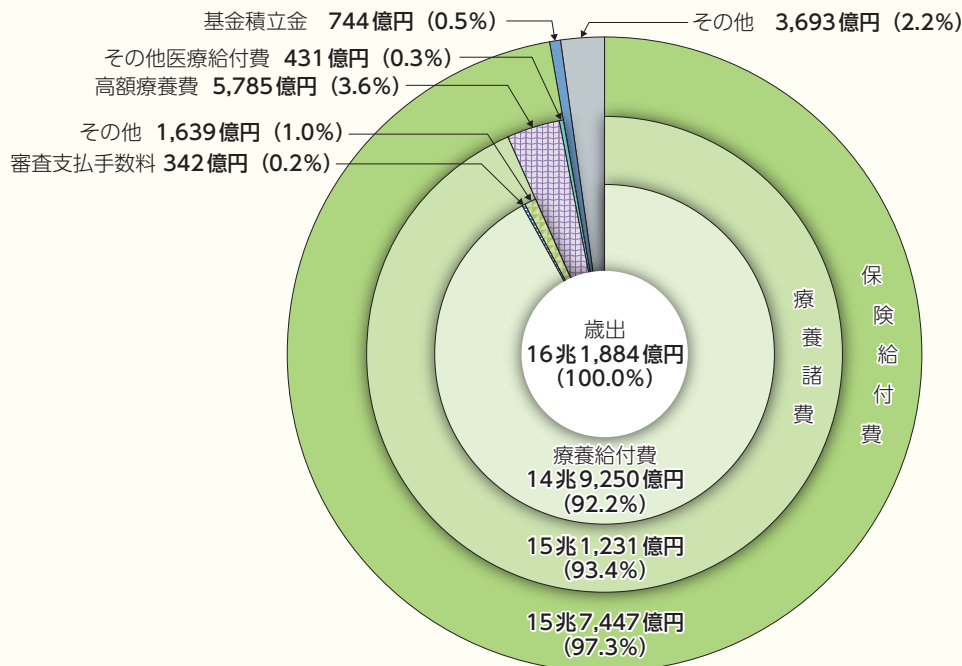


(イ) 歳出

後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は16兆1,884億円で、前年度と比べると5,956億円増加（3.8%増）している。

歳出の内訳をみると、**第96図**のとおりであり、保険給付費は15兆7,447億円で、前年度と比べると5,982億円増加（3.9%増）しており、歳出総額の97.3%（前年度97.1%）を占めている。

第96図 後期高齢者医療事業の歳出決算の状況



#### (ウ) 収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は、前年度と比べると746億円減の3,574億円（前年度4,320億円の黒字）となっている。

#### (4) 介護保険事業 [資料編：第122表]

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者（65歳以上の者）からの保険料や、支払基金交付金（第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護納付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金）等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は、介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

令和元年度末の介護保険事業の保険者は、1,573団体（20政令指定都市、57中核市、25施行時特例市、630都市、778町村、40一部事務組合等、23特別区）で、前年度と同数となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は649団体（7政令指定都市、15中核市、7施行時特例市、255都市、348町村、6一部事務組合等、11特別区）で、前年度と比べると19団体減少している。

#### ア 保険事業勘定

##### (ア) 歳入

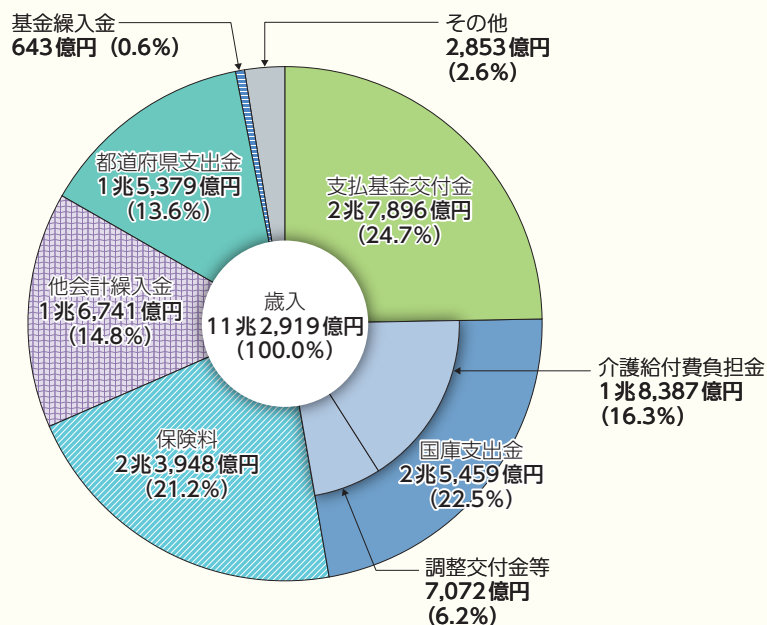
保険事業勘定の歳入決算額は11兆2,919億円で、前年度と比べると2,819億円増加（2.6%

増) している。

歳入の内訳をみると、**第97図**のとおりであり、第1号被保険者が支払う保険料が2兆3,948億円（歳入総額に占める割合21.2%）、介護給付費負担金（介護給付及び予防給付に要する費用の額（以下「介護・予防給付額」という。）の100分の20（施設等給付費にあつては100分の15）に相当する額）、調整交付金（介護・予防給付額の100分の5に相当する額）等の国庫支出金が2兆5,459億円（同22.5%）、支払基金交付金が2兆7,896億円（同24.7%）、都道府県の法定負担（介護・予防給付額の100分の12.5（施設等給付費にあつては100分の17.5）に相当する額）を含む都道府県支出金が1兆5,379億円（同13.6%）、市町村の法定負担分（介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額）を含む他会計繰入金が1兆6,741億円（同14.8%）、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金が643億円（同0.6%）等となっている。

また、それぞれ前年度と比べると保険料が281億円減少（1.2%減）、国庫支出金が639億円増加（2.6%増）、支払基金交付金が872億円増加（3.2%増）、都道府県支出金が410億円増加（2.7%増）、他会計繰入金が1,057億円増加（6.7%増）、基金繰入金が196億円増加（43.7%増）している。

**第97図** 介護保険事業の歳入決算の状況（保険事業勘定）



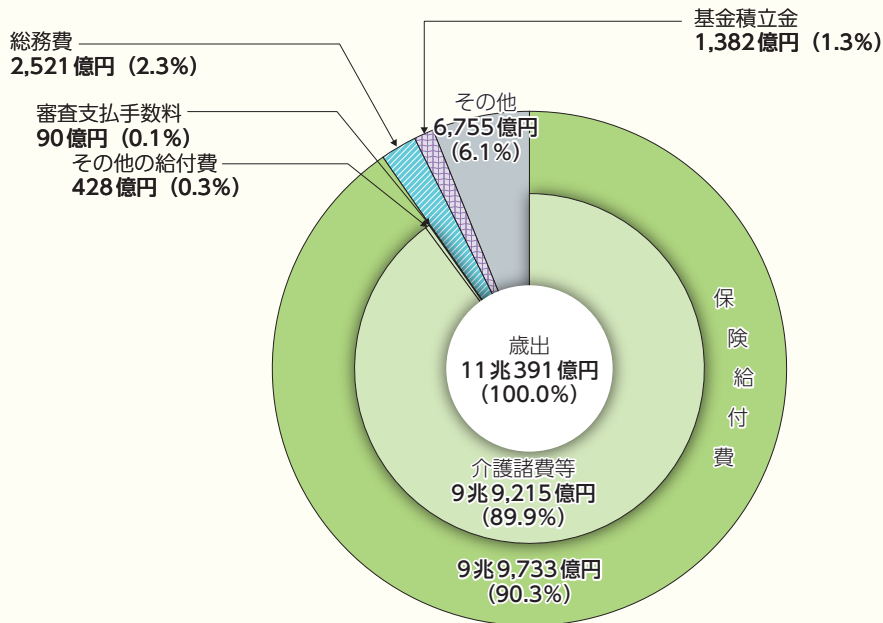
### (イ) 歳出

保険事業勘定の歳出決算額は11兆391億円で、前年度と比べると3,217億円増加（3.0%増）している。

歳出の内訳をみると、**第98図**のとおりであり、保険給付費は9兆9,733億円で、前年度と比べると3,341億円増加（3.5%増）しており、歳出総額の90.3%（前年度89.9%）を占めている。



第98図 介護保険事業の歳出決算の状況（保険事業勘定）



### (ウ) 収支

実質収支は2,472億円の黒字（前年度2,867億円の黒字）となっており、実質収支から財源補填的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、2,452億円の黒字（同2,853億円の黒字）となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると11団体減の1,558団体で、全団体に占める割合は99.0%（前年度99.7%）となっており、その黒字額は394億円減の2,480億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると11団体増の15団体で、全団体に占める割合は1.0%（前年度0.3%）となっており、その赤字額は6億円増の28億円となっている。

### イ 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は214億円で、前年度と比べると2億円増加（1.1%増）している。このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は76億円（前年度比0.4%減）で、歳入総額に占める割合は35.4%（前年度35.9%）となっている。

普通会計等からの繰入金は117億円で、前年度と比べると6億円増加（5.2%増）しており、歳入総額に占める割合は54.8%（前年度52.7%）となっており、このうち、普通会計からのものが98億円で前年度と比べると3億円増加（3.4%増）している。

歳出決算額は200億円で、前年度と比べると1億円増加（0.5%増）している。このうち、サービス事業費が75億円で、前年度と比べると2億円減少（2.0%減）しており、歳出総額に占める割合は37.6%（前年度38.6%）となっている。

また、公債費の元利償還金は35億円で、前年度と比べると9億円減少（20.2%減）しており、歳出総額に占める割合は17.3%（前年度21.8%）となっている。

なお、実質収支は13億円の黒字（前年度12億円の黒字）となっており、再差引収支は100億円の赤字（同96億円の赤字）となっている。



## (5) その他の事業

### ア 収益事業 [資料編：第123表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ280団体で、前年度と同数となっている。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が103団体と最も多く、以下、自転車競走事業55団体、競馬事業50団体、小型自動車競走事業5団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

これらを団体区分別にみると、都道府県においては延べ65団体、市町村においては延べ215団体が収益事業を実施している。

#### (ア) 経営状況

収益事業の決算額は歳入3兆8,248億円、歳出3兆6,810億円で、前年度と比べると歳入は2,728億円増加(7.7%増)、歳出は2,470億円増加(7.2%増)している。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額)は4,609億円の黒字(前年度4,463億円の黒字)となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が55億円(前年度32億円)、自転車競走事業が66億円(同68億円)、小型自動車競走事業が1億円(同2億円)、モーターボート競走事業が288億円(同374億円)、宝くじ事業が3,239億円(同3,208億円)となっている。

#### (イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源として活用されている。その繰入額は3,648億円で、前年度と比べると35億円減少(1.0%減)している。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、民生費が844億円で最も大きな割合(収益金繰入額に占める割合23.1%)を占め、次いで土木費の833億円(同22.8%)となっており、これらの費目で繰入総額の46.0%を占めている。このほか、教育費が523億円(同14.3%)、衛生費が139億円(同3.8%)、商工費が136億円(同3.7%)等となっている。

### イ 共済事業

#### (ア) 農業共済事業 [資料編：第125表]

農業共済事業を実施した市町村の数は35団体で、前年度と比べると9団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入79億円、歳出77億円で、前年度と比べると歳入は19億円減少(19.3%減)、歳出は19億円減少(19.5%減)している。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額)は、22億円の赤字(前年度25億円の赤字)となっている。

**(イ) 交通災害共済事業 [資料編：第126表]**

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は60団体（25市町村、35一部事務組合等）で、前年度と比べると2団体減少している。

また、加入者は令和元年度末で629万人（前年度末663万人）となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入52億円、歳出41億円で、前年度と比べると歳入は1億円減少（1.3%減）、歳出は1億円増加（3.5%増）している。

なお、実質上の収支（歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収金を加えた額）は12億円の黒字（前年度14億円の黒字）となっている。

**ウ 公立大学附属病院事業 [資料編：第124表]**

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は1団体である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益24億円、総費用23億円となり、前年度と比べると総収益は1億円増加し、総費用は0.4億円増加した。

また、資本的収支では資本的収入5億円、資本的支出4億円で、前年度と比べると資本的収入は0.3億円増加（7.2%増）、資本的支出は0.1億円減少（2.1%減）している。

実質収支は1億円の黒字（前年度1億円の黒字）となっている。

**(6) 第三セクター等****ア 第三セクター等の定義**

第三セクター等とは、次の法人をいう。

**(ア) 第三セクター**

- a 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに特例民法法人（以下「社団法人・財団法人」という。）のうち、地方公共団体が出えんを行っている法人
- b 「会社法」（平成17年法律第86号）の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下「会社法法人」という。）のうち、地方公共団体が出資を行っている法人

**(イ) 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社（以下「地方三公社」という。）****イ 第三セクター等に係る財政的リスクの状況**

第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

特に地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）により、地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請している。

第三セクター等に係る財政的リスクの状況は第34表のとおりである。

経営健全化方針の策定要件に該当した法人数は275法人で、前年度（290法人）に比べ15法人減少している。

第34表 経営健全化方針の策定を要する法人数

法人分類	全体	経営健全化方針策定要件該当状況					
		① 債務超過法人	② 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過になる法人	③ 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社	④ 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合(※1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(※2)相当以上の法人	合計 ※(①～④)の重複を除く	(参考) 前年度調査 合計 ※(①～④)の重複を除く
	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)
第三セクター	668 (60.1%)	191 (86.0%)	2 (25.0%)	—	14 (31.1%)	206 (74.9%)	211 (76.7%)
社団・財団法人	263 (23.7%)	16 (7.2%)	0 (0.0%)	—	12 (26.7%)	28 (10.2%)	27 (9.8%)
会社法法人	405 (36.4%)	175 (78.8%)	2 (25.0%)	—	2 (4.4%)	178 (64.7%)	184 (66.9%)
地方三公社	444 (39.9%)	31 (14.0%)	6 (75.0%)	25 (100.0%)	31 (68.9%)	69 (25.1%)	79 (28.7%)
地方住宅供給公社	25 (2.2%)	6 (2.7%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	6 (2.2%)	6 (2.2%)
地方道路公社	26 (2.3%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	—	3 (6.7%)	5 (1.8%)	6 (2.2%)
土地開発公社	393 (35.3%)	23 (10.4%)	6 (75.0%)	25 (100.0%)	28 (62.2%)	58 (21.1%)	67 (24.4%)
合計	1,112 (100.0%)	222 (100.0%)	8 (100.0%)	25 (100.0%)	45 (100.0%)	275 (100.0%)	290 (105.5%)
全体比	1,112/1,112 (100.0%)	222/1,112 (20.0%)	8/1,112 (0.7%)	25/393 (6.4%)	45/1,112 (4.0%)	275/1,112 (24.7%)	290/1,161 (26.1%)

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準…道府県3.75%、東京都5.55%、市区町村11.25～15.00%

注1：同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、ここにおいては法人1件として計上している。

注2：図中①～④は、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人が①～④の複数のに該当する場合、①～④それぞれに1件として計上している。

## 8 東日本大震災の影響

### (1) 普通会計

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者19,729人、行方不明者2,559人（令和2年3月10日、総務省消防庁発表）、被害総額（推計）約16兆9千億円（平成23年6月24日、内閣府（防災担当）発表）にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

政府は、東日本大震災発生直後から、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、令和元年度においても前年度に引き続き、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業など多額の東日本大震災関連経費が支出された。その状況は次のとおりである。

#### ア 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況

##### (ア) 歳入 [資料編：第136表]

東日本大震災分の歳入は、繰入金、国庫支出金の減少等により、前年度と比べると2,469億円減（10.4%減）の2兆1,221億円となっている。これを団体区分別にみると、都道府県においては、国庫支出金、繰越金の減少等により、前年度と比べると1,147億円減（8.0%減）の1兆3,191億円となっており、市町村においては、繰入金、都道府県支出金の減少等により、前年度と比べると1,654億円減（15.0%減）の9,372億円となっている。

歳入の構成比は、国庫支出金が30.6%（前年度30.4%）、一般財源が26.2%（同21.8%）、繰入金が21.1%（同23.9%）等となっている。

国庫支出金は、災害復旧事業費支出金の減少等により、前年度と比べると716億円減（9.9%減）の6,493億円となっている。

一般財源は、震災復興特別交付税の増加等により、前年度と比べると399億円増（7.7%増）の5,564億円となっている。

繰入金は、東日本大震災復興関連基金からの繰入金の減少により、前年度と比べると1,185億円減（20.9%減）の4,476億円となっている。

##### (イ) 歳出 [資料編：第137表～第138表]

###### a 目的別歳出

東日本大震災分の目的別歳出は、土木費、災害復旧費の減少等により、前年度と比べると2,812億円減（13.5%減）の1兆8,053億円となっている。これを団体区分別にみると、都道府県においては、災害復旧費、農林水産業費の減少等により、前年度と比べると1,295億円減（10.4%減）の1兆1,178億円となっており、市町村においては、土木費、総務費の減少等により、前年度と比べると1,663億円減（16.9%減）の8,156億円となっている。

目的別歳出の構成比は、土木費が30.5%（前年度31.1%）、総務費が15.7%（同15.1%）、災害復旧費が13.7%（同14.5%）等となっている。

土木費は、区画整理費、住宅費の減少等により、前年度と比べると982億円減（15.1%減）

の5,508億円となっている。

災害復旧費は、公共土木施設の復旧事業の減少等により、前年度と比べると566億円減（18.7%減）の2,467億円となっている。

b 性質別歳出

東日本大震災分の性質別歳出は、普通建設事業費、災害復旧事業費の減少等により、前年度と比べると2,812億円減（13.5%減）の1兆8,053億円となっている。これを団体区分別にみると、都道府県においては、災害復旧事業費、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると1,295億円減（10.4%減）の1兆1,178億円となっており、市町村においては、普通建設事業費、補助費等の減少等により、前年度と比べると1,663億円減（16.9%減）の8,156億円となっている。

性質別歳出の構成比は、普通建設事業費が42.1%（前年度43.4%）、積立金が15.5%（同13.5%）、災害復旧事業費が13.7%（同14.5%）等となっている。

普通建設事業費は、補助事業費の減少等により、前年度と比べると1,450億円減（16.0%減）の7,600億円となっている。

災害復旧事業費は、補助事業費の減少等により、前年度と比べると565億円減（18.6%減）の2,467億円となっている。

**1** 特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編：第139表]

(ア) 特定被災県

a 歳入

特定被災県（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。）第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県をいう。）9県の歳入総額は9兆5,907億円で、前年度と比べると0.2%増（全国では1.1%増）となっている。

このうち通常収支分は8兆2,859億円で、前年度と比べると1.6%増（全国では1.3%増）、東日本大震災分は1兆3,048億円で、前年度と比べると7.7%減（同8.0%減）となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が1.5%減（全国では0.4%増）、地方交付税が3.5%増（同0.7%増）、国庫支出金が0.7%増（同4.3%増）等となっている。

b 歳出

特定被災県の歳出総額は9兆1,740億円で、前年度と比べると0.4%減（全国では0.8%増）となっている。

このうち通常収支分は8兆684億円で、前年度と比べると1.0%増（全国では1.1%増）、東日本大震災分は1兆1,056億円で、前年度と比べると10.1%減（同10.4%減）となっている。なお、特定被災県の東日本大震災分の歳出は、全国の都道府県における東日本大震災分の歳出の98.9%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が6.7%減（全国では12.0%増）、民生費が4.8%増（同5.0%増）、災害復旧費が8.7%減（同10.0%減）等となっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が5.5%増（全国では2.4%



増)、災害復旧事業費が8.7%減(同10.3%減)、積立金が18.6%減(同23.5%増)等となっている。

#### c 決算収支

特定被災県の実質収支は802億円の黒字で、前年度と比べると20億円減少(全国では1,503億円増加)している。

#### d 地方債現在高等の状況

特定被災県の地方債現在高は15兆7,100億円で、前年度と比べると0.4%減(全国では0.4%減)となっている。債務負担行為額は1兆1,300億円で、前年度と比べると11.9%減(同7.0%減)となっている。積立金現在高は1兆6,792億円で、前年度と比べると6.0%減(同2.7%減)となっている。

### (イ) 特定被災市町村等

#### a 歳入

特定被災市町村等(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。)227市町村の歳入総額は7兆5,625億円で、前年度と比べると1.0%増(全国では2.5%増)となっている。

このうち通常収支分は6兆6,668億円で、前年度と比べると3.7%増(全国では2.9%増)、東日本大震災分は8,957億円で、前年度と比べると15.3%減(同15.0%減)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が1.4%増(全国では1.9%増)、地方交付税が4.6%増(同1.6%増)、国庫支出金が5.0%増(同7.7%増)等となっている。

#### b 歳出

特定被災市町村等の歳出総額は7兆1,922億円で、前年度と比べると0.7%増(全国では2.5%増)となっている。

このうち通常収支分は6兆4,141億円で、前年度と比べると3.4%増(全国では2.8%増)、東日本大震災分は7,782億円で、前年度と比べると17.1%減(同16.9%減)となっている。なお、特定被災市町村等の東日本大震災分の歳出は、全国の市町村における東日本大震災分の歳出の95.4%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が0.4%減(全国では1.5%増)、民生費が3.7%増(同3.4%増)、災害復旧費が24.8%増(同10.6%増)等となっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が6.3%減(全国では6.7%増)、災害復旧事業費が25.0%増(同10.6%増)、積立金が3.9%減(同5.1%減)等となっている。

#### c 決算収支

特定被災市町村等の実質収支は2,039億円の黒字で、前年度と比べると81億円減少(全国では264億円増加)している。

#### d 地方債現在高等の状況

特定被災市町村等の地方債現在高は6兆5,177億円で、前年度と比べると0.6%増(全国で



は0.3%増)、債務負担行為額は1兆3,214億円で、前年度と比べると9.5%減(同4.1%増)、積立金現在高は2兆2,007億円で、前年度と比べると6.8%減(同0.7%減)となっている。

## (2) 公営企業会計

公営企業については、特定被災県及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村(当該団体が加入する一部事務組合等を含む。以下「特定被災地方団体」という。)を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

特定被災地方団体における公営企業の決算状況は次のとおりである。

### ア 特定被災地方団体における公営企業全体の経営状況 [資料編：第140表]

特定被災地方団体における法適用企業と法非適用企業(建設中のものを除く。)を合わせた収支の状況は、黒字事業が794事業(事業数全体の89.8%)で、前年度と比べると20事業減少(2.5%減)している。黒字額は1,266億円で、前年度と比べると47億円増加(3.9%増)している。また、赤字事業は90事業(事業数全体の10.2%)で、前年度と比べると6事業増加(7.1%増)している。赤字額は244億円で、前年度と比べると10億円増加(4.3%増)している。

特定被災地方団体における公営企業の総収支は1,022億円の黒字で、前年度と比べると37億円増加(3.7%増)している。

前年度に比べ収支が改善した事業は6事業あり、下水道事業で117億円(対前年度比48.5%増)と最も大きく改善し、次いで宅地造成事業で20億円(同10.5%増)、ガス事業で7億円(同29.0%増)改善している。一方、前年度に比べ収支が悪化した事業は9事業あり、水道事業で36億円(対前年度比7.5%減)と最も大きく悪化し、次いで交通事業で31億円(同155.0%減)悪化している。

また、前年度に比べ黒字額が減少し、赤字額が増加した事業は6事業あり、病院事業においては、黒字額が14億円減少、赤字額が13億円増加している。

### イ 特定被災地方団体における公営企業の料金収入 [資料編：第141表]

料金収入は1兆529億円で、前年度と比べると86億円減少(0.8%減)している。

前年度に比べ料金収入が増加した事業は6事業あり、病院事業で66億円(対前年度比1.6%増)と最も大きく増加し、次いで電気事業で9億円(同4.4%増)、港湾整備事業で1億円(同1.7%増)増加している。一方、前年度に比べ料金収入が減少した事業は9事業あり、水道事業で85億円(対前年度比2.5%減)と最も大きく減少している。

### ウ 特定被災地方団体における公営企業の他会計繰入金 [資料編：第142表]

他会計からの繰入金は3,850億円で、前年度と比べると78億円減少(2.0%減)している。

この内訳をみると、収益的収入として2,361億円(収益的収入に対する繰入金の割合14.9%)、

資本的収入として1,489億円（資本的収入に対する繰入金の割合26.9%）となっており、前年度に比べ収益的収入への繰入れは38億円増加（1.7%増）し、資本的収入への繰入れは117億円減少（7.3%減）している。

前年度に比べ他会計繰入金が増加した事業は6事業あり、下水道事業で10億円（対前年度比0.5%増）と最も大きく増加している。一方、前年度に比べ他会計繰入金が減少した事業は9事業あり、宅地造成事業で51億円（対前年度比23.3%減）と最も大きく減少し、次いで病院事業で15億円（同1.3%減）減少している。

### 工 特定被災地方団体における法適用企業の経営状況 [資料編：第143表]

特定被災地方団体における法適用企業の純損益の状況をみると、黒字事業は300事業（対前年度比24事業増加、8.7%増）で、全事業数（建設中のものを除く。）の78.1%となっており、赤字事業は84事業（対前年度比4事業増加、5.0%増）で、同21.9%となっている。

総収益（経常収益＋特別利益）は1兆3,379億円で、前年度と比べると226億円増加（1.7%増）、総費用（経常費用＋特別損失）は1兆2,816億円で、前年度と比べると333億円増加（2.7%増）し、この結果、純損益は563億円の黒字となっており、前年度と比べると107億円減少（16.0%減）している。また、総収支比率は104.4%と前年度と比べると1.0ポイント低下している。

なお、総収益に占める料金収入の割合は70.9%（前年度73.2%）と前年度と比べると2.3ポイント低下している。

経常損益（純損益－特別損益）の状況をみると、経常利益を生じた事業数は302事業（対前年度比27事業増加、9.8%増）で、経常損失を生じた事業数は82事業（同1事業増加、1.2%増）となっている。経常損失を生じた事業数の全事業数（建設中のものを除く。）に占める割合は21.4%と前年度と比べると1.4ポイント低下している。

経常収益（営業収益＋営業外収益）は1兆3,295億円で、前年度と比べると261億円増加（2.0%増）しており、経常費用（営業費用＋営業外費用）は1兆2,698億円で、前年度と比べると351億円増加（2.8%増）している。なお、経常損益は597億円の黒字で、前年度と比べると90億円減少（13.1%減）している。また、経常収支比率は104.7%と前年度と比べると0.9ポイント低下している。

### 才 特定被災地方団体における法非適用企業の経営状況 [資料編：第144表]

特定被災地方団体における法非適用企業全体の実質収支は459億円の黒字であり、前年度と比べると144億円増加（45.7%増）している。

実質収支で黒字を生じた事業は494事業で、全事業数（建設中のものを除く。）の98.8%、赤字を生じた事業は6事業で、同1.2%となっている。黒字事業の実質黒字額は471億円で、前年度と比べると150億円増加（46.6%増）している。また、赤字事業の実質赤字額は12億円で、前年度と比べると6億円増加（92.6%増）しており、営業収益（受託工事収益を除く。）に対する実質赤字額（赤字比率）は0.8%（前年度0.4%）となっている。

## 9 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は以下のとおりである。

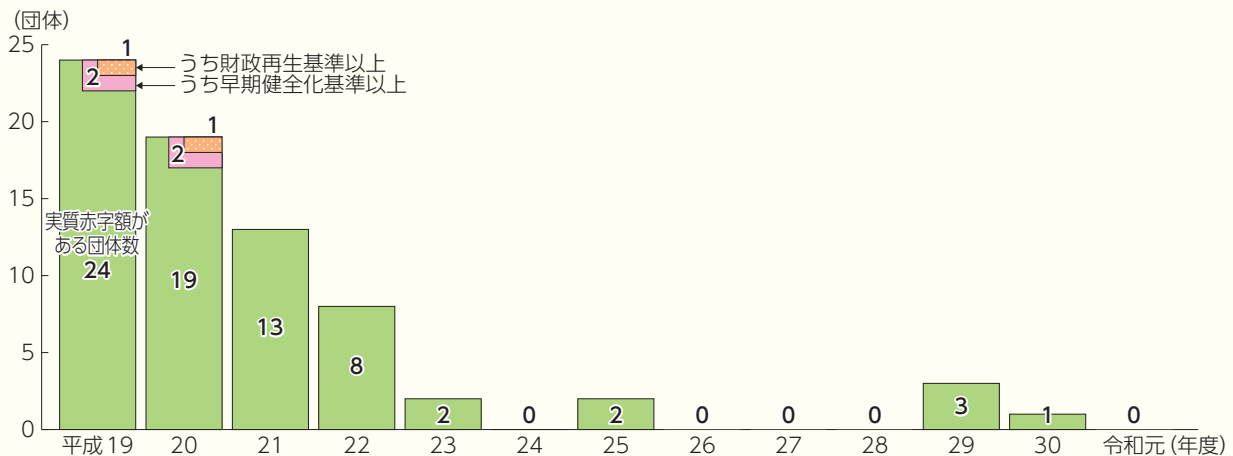
健全化判断比率及び資金不足比率が、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない（地方公共団体財政健全化法等の概要は附属資料を参照）。

### (1) 実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]

実質赤字額がある団体数の推移は、**第99図**のとおりである。

令和元年度決算において、実質赤字額がある（実質赤字比率が0%超である）団体はない。

**第99図 実質赤字額がある団体数の推移**

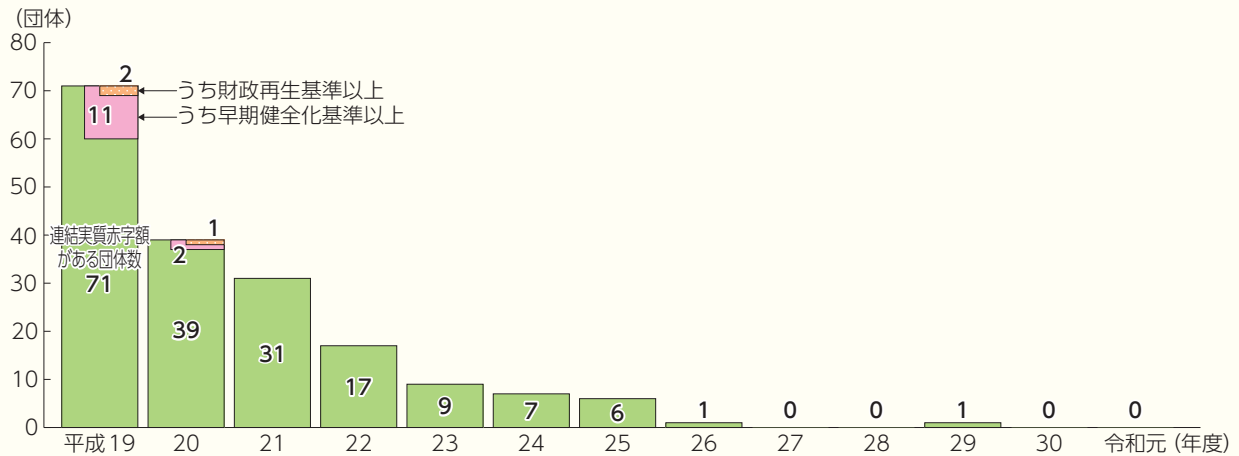


### (2) 連結実質赤字比率 [資料編：第132表～第133表]

連結実質赤字額がある団体数の推移は、**第100図**のとおりである。

令和元年度決算において、連結実質赤字額がある（連結実質赤字比率が0%超である）団体はない。

第100図 連結実質赤字額がある団体数の推移



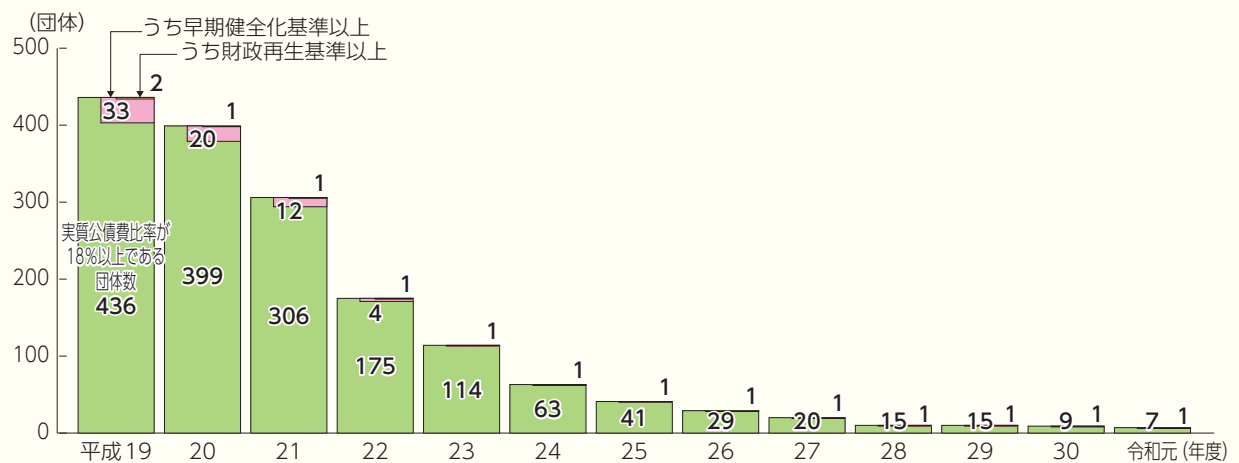
### (3) 実質公債費比率 [資料編：第132表～第133表]

#### ア 実質公債費比率が18%以上である団体数

実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。これらの団体数の推移は、第101図のとおりである。

令和元年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は市区1団体で、当該団体は財政再生基準以上である。

第101図 実質公債費比率が18%以上である団体数の推移



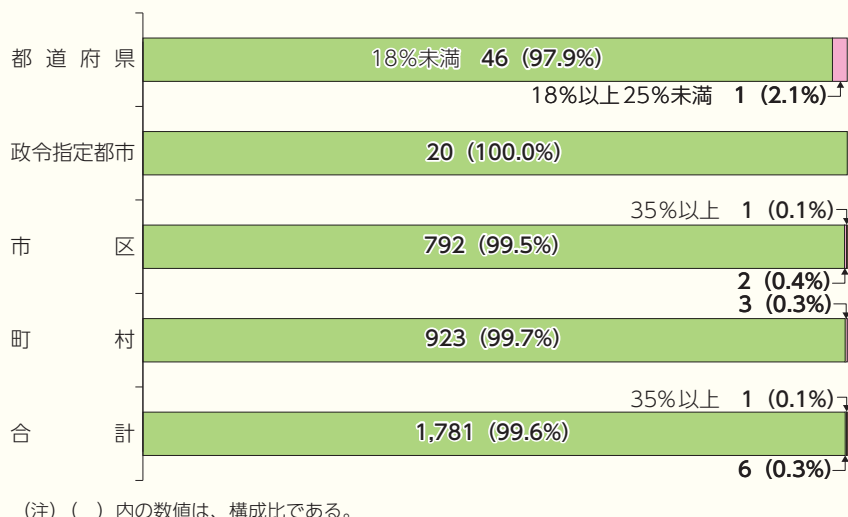
#### イ 実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、第102図のとおりである。

実質公債費比率が18%以上である団体数は、都道府県1団体（構成比2.1%）、市区3団体（同0.4%）、町村3団体（同0.3%）の合計7団体（同0.4%）となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以上であり財政再生基準（35%）未満である団体はなく、財政再生基準以上である団体数は、市区1団体（構成比0.1%）となっている。

第102図 実質公債費比率の段階別分布状況



ウ 団体区分別実質公債費比率の状況

団体区分別の実質公債費比率の状況は、第35表のとおりであり、実質公債費比率の平均は、都道府県10.5%、政令指定都市7.3%、市区4.9%、町村7.7%となっている。

第35表 団体区分別実質公債費比率の状況

区分	都道府県	政令指定都市	市区	町村	市区町村合計
	%	%	%	%	%
令和元年度	10.5	7.3	4.9	7.7	5.8

(注) 1 比率は、加重平均である。  
2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

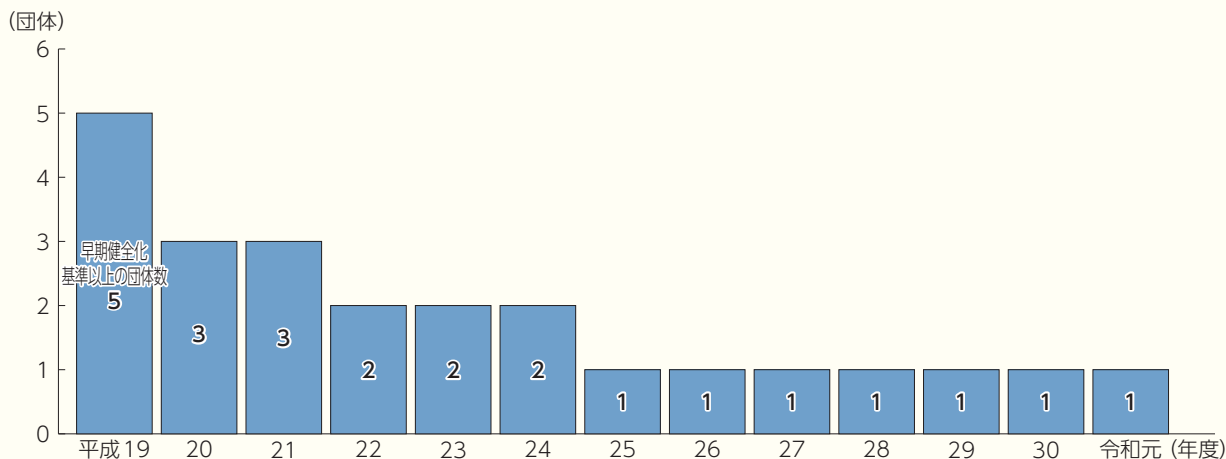
(4) 将来負担比率 [資料編：第132表～第134表]

ア 早期健全化基準以上である団体数

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、第103図のとおりである。

令和元年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となっている。

第103図 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移

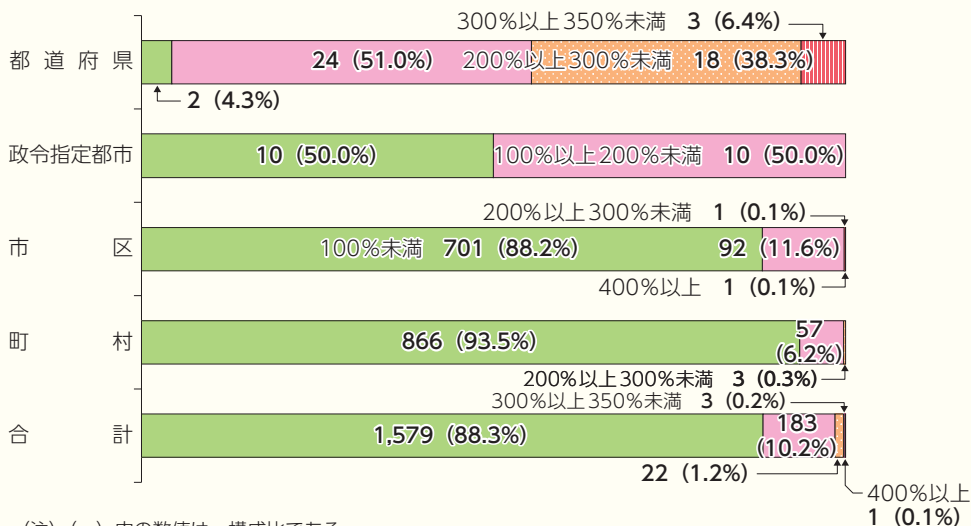


1 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第104図のとおりである。

将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県においては100%以上200%未満の区分、市区及び町村においては100%未満の区分における団体数が最も多くなっており、政令指定都市においては100%未満の区分及び100%以上200%未満の区分が同数となっている。

第104図 将来負担比率の段階別分布状況



2 団体区分別将来負担比率の状況

団体区分別の将来負担比率の状況は、第36表のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県172.9%、政令指定都市91.6%、市区9.6%となっている。なお、町村においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っている。



第36表 団体区分別将来負担比率の状況

区 分	都 道 府 県	政令指定都市	市 区	町 村	市区町村合計
	%	%	%	%	%
令和元年度	172.9	91.6	9.6	-	27.4

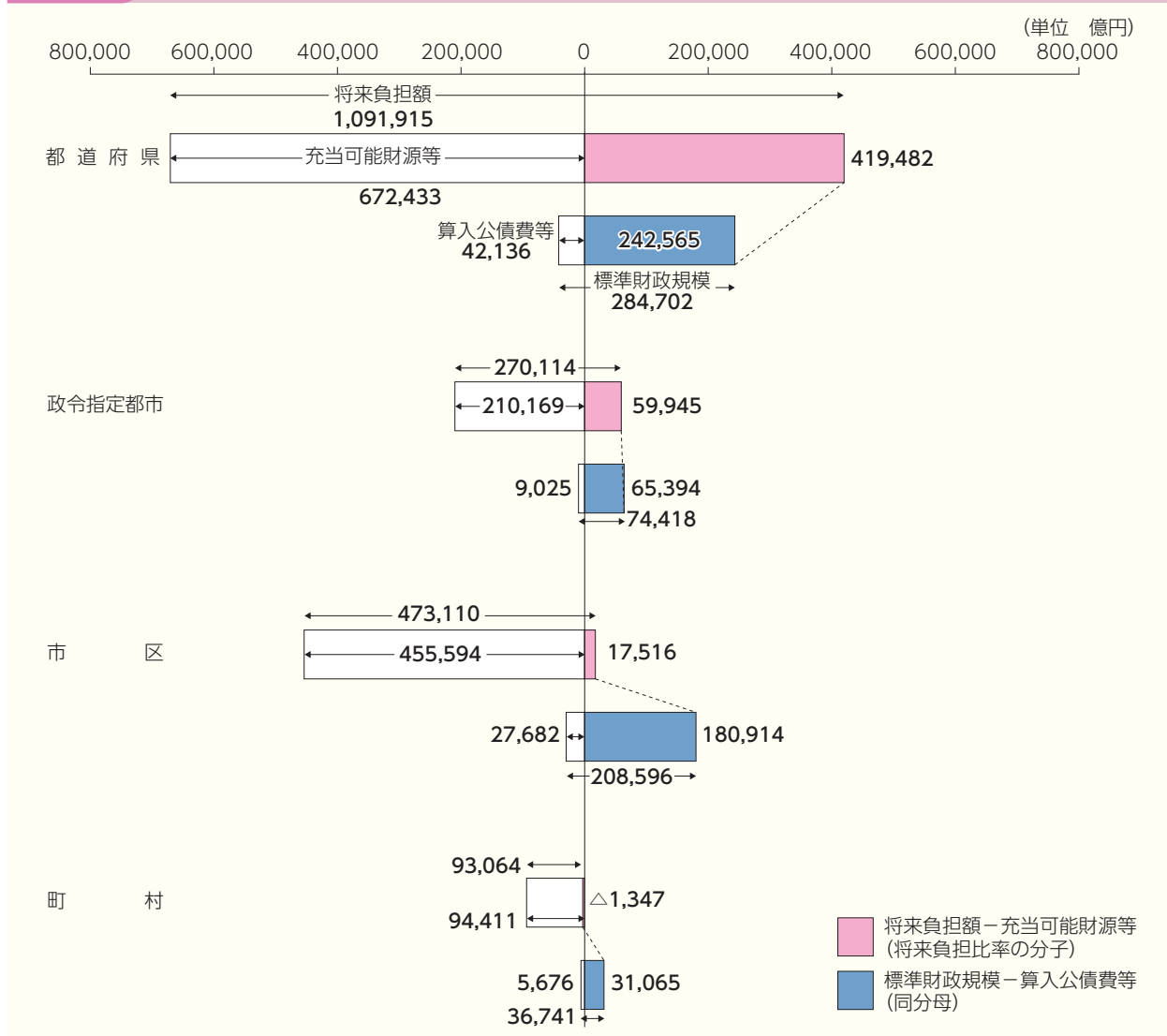
(注) 1 比率は、加重平均である。  
 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。  
 3 町村においては、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことから、「-」で表記している。

Ⅰ 団体区分別将来負担額等の状況

団体区分別の将来負担額等の規模は、第105図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額（将来負担比率の分子となる額）の団体区分別合計額は、都道府県41兆9,482億円、政令指定都市5兆9,945億円、市区1兆7,516億円となっている。町村においては、基金等の充当可能財源等が将来負担額を1,347億円上回っている。

第105図 団体区分別の将来負担額等の規模



また、団体区分別の項目別将来負担額等の状況は第37表のとおりであり、都道府県は一般会計等に係る地方債現在高が96兆1,564億円と最も多く、退職手当負担見込額9兆3,654億円、公営企業債等繰入見込額2兆6,435億円の順になっている。政令指定都市は一般会計等に係る地方債現在高が20兆9,924億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額3兆4,635億円、退職手当負担見込額1兆9,762億円の順になっている。市区は一般会計等に係る地方債現在高が31兆6,168億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額9兆6,432億円、退職手当負担見込額4兆3,108億円の順になっている。町村は一般会計等に係る地方債現在高が6兆1,649億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額1兆9,943億円、退職手当負担見込額7,544億円の順になっている。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、第38表のとおりである。団体区分別の合計（純計）は、前年度と同数の市区1団体となっており、新たに早期健全化基準以上となった団体はない。このため、令和元年度に財政健全化計画を策定した団体はなく、財政再生計画について実施状況報告を行った団体は、市区1団体である。

第37表 団体区分別の項目別将来負担額等の状況

(単位 億円)

	都道府県	政令指定都市	市 区	町 村	合 計	
将来負担額	①一般会計等に係る地方債の現在高	961,564	209,924	316,168	61,649	1,549,304
	②債務負担行為に基づく支出予定額	5,107	4,136	7,397	901	17,540
	③公営企業債等繰入見込額	26,435	34,635	96,432	19,943	177,445
	④組合等負担等見込額	927	400	8,773	2,865	12,965
	⑤退職手当負担見込額	93,654	19,762	43,108	7,544	164,068
	⑥設立法人の負債額等負担見込額	4,228	1,258	1,219	146	6,851
	⑦連結実質赤字額	—	—	—	—	—
	⑧組合等連結実質赤字額負担見込額	—	—	14	17	31
充当可能財源等 (分母)	⑨充当可能基金	140,956	38,189	104,510	31,937	315,592
	⑩充当可能特定歳入	32,373	47,239	50,159	3,501	133,272
	⑪①～④に係る基準財政需要額算入見込額	499,104	124,742	300,925	58,972	983,744
	⑫標準財政規模	284,702	74,418	208,596	36,741	604,457
	⑬算入公債費等の額	42,136	9,025	27,682	5,676	84,519

(注) 1 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。

2 将来負担比率の算式は、〔①～⑧の合計値（将来負担額）－⑨～⑪の合計値（充当可能財源等）〕 / 〔⑫－⑬〕である。

第38表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計	合計(純計)
都道府県 (47団体)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)
政令指定都市 (20団体)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)
市区 (795団体)	0 (30 0)	0 (30 0)	1(1) (30 1(1))	1 (30 1)	2(1) (30 2(1))	1(1) (30 1(1))
町村 (926団体)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)	0 (30 0)
合計 (1,788団体)	0 (30 0)	0 (30 0)	1(1) (30 1(1))	1 (30 1)	2(1) (30 2(1))	1(1) (30 1(1))

(注) 1 ( )内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。  
2 将来負担比率には、財政再生基準はない。

## (5) 資金不足比率

### ア 資金不足額がある公営企業会計数 [資料編：第135表]

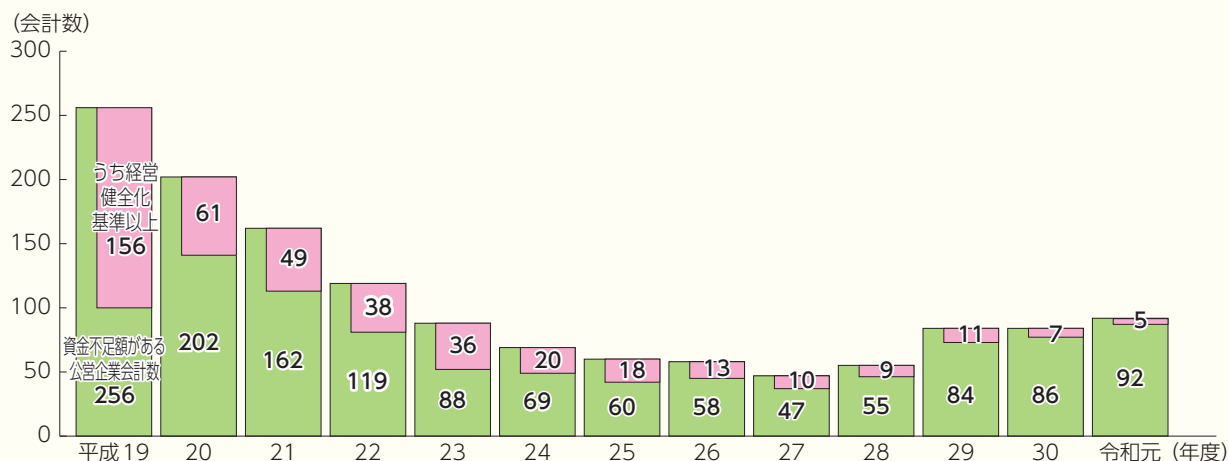
資金不足額がある公営企業会計数の推移は第106図、令和元年度決算に基づく資金不足比率の状況を団体区別にみたものが第107図である。

資金不足額がある公営企業会計数をみると、都道府県3会計、政令指定都市2会計、市区52会計、町村24会計、一部事務組合等11会計であり、合計92会計となっている。

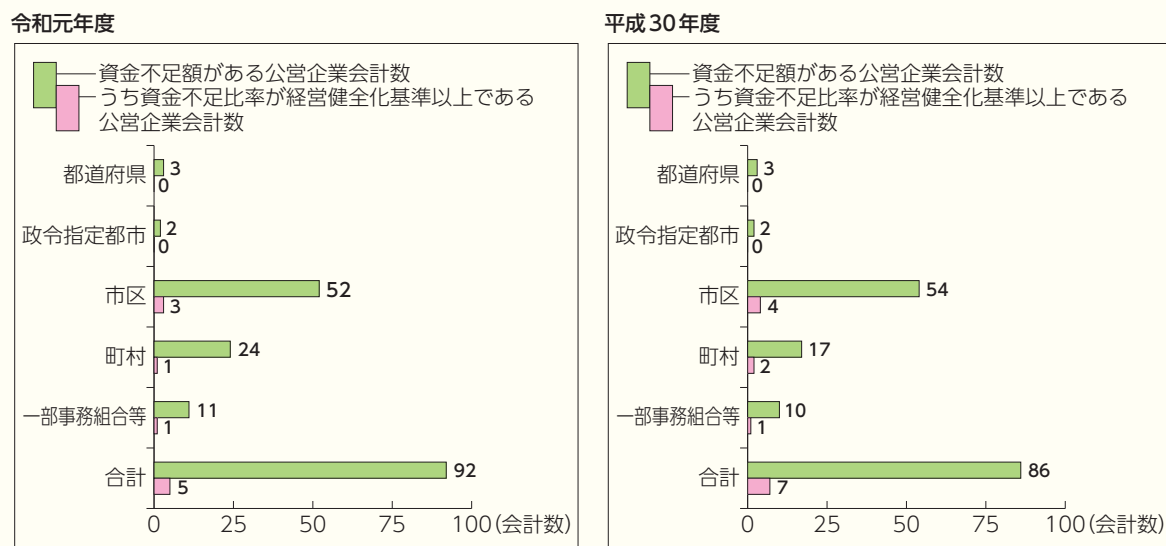
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は5会計（資金不足額がある会計数の5.4%）となっている。都道府県及び政令指定都市は該当がなく、市区3会計（同5.8%）、町村1会計（同4.2%）、一部事務組合等1会計（同9.1%）となっている。

令和元年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数の状況は、第39表のとおりである。前年度（都道府県及び政令指定都市は該当がなく、市区4会計、町村2会計、一部事務組合等1会計の合計7会計）より2会計減少（市区で1会計、町村で1会計が減少）している。その内訳は、令和元年度決算で新たに経営健全化基準以上となった会計が3会計あり、令和元年度決算で経営健全化基準未満となった会計が5会計ある。

第106図 資金不足額がある公営企業会計数の推移



## 第107図 資金不足額の状況（団体区分別会計数）



## 第39表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数（事業種類・団体区分別）

事業種類	都道府県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	計	計(H30年度)
水道事業	0/ 24	0/ 19	0/ 1,175	0/ 95	0/ 1,313	1/ 1,334
簡易水道事業	0/ 0	0/ 2	0/ 558	0/ 1	0/ 561	0/ 570
工業用水道事業	0/ 39	0/ 9	0/ 96	0/ 10	0/ 154	0/ 155
交通事業	0/ 3	0/ 18	0/ 55	0/ 3	0/ 79	0/ 80
電気事業	0/ 25	0/ 2	0/ 68	0/ 2	0/ 97	0/ 99
ガス事業	0/ 0	0/ 1	0/ 23	0/ 0	0/ 24	0/ 25
港湾整備事業	0/ 35	0/ 4	0/ 43	0/ 6	0/ 88	0/ 88
病院事業	0/ 37	0/ 14	1/ 440	0/ 78	0/ 569	1/ 577
市場事業	0/ 9	0/ 18	0/ 117	0/ 9	0/ 153	0/ 156
と畜場事業	0/ 1	0/ 6	0/ 29	0/ 8	0/ 44	0/ 45
宅地造成事業	0/ 48	0/ 17	0/ 348	1/ 6	1/ 419	2/ 422
下水道事業	0/ 46	0/ 28	2/ 2,347	0/ 21	2/ 2,442	1/ 2,506
観光施設事業	0/ 6	0/ 4	2/ 221	0/ 0	2/ 231	2/ 243
その他事業	0/ 15	0/ 2	0/ 74	0/ 20	0/ 111	0/ 126
計	0/ 288	0/ 144	4/ 5,594	1/ 259	5/ 6,285	7/ 6,426

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

次に、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第108図である。

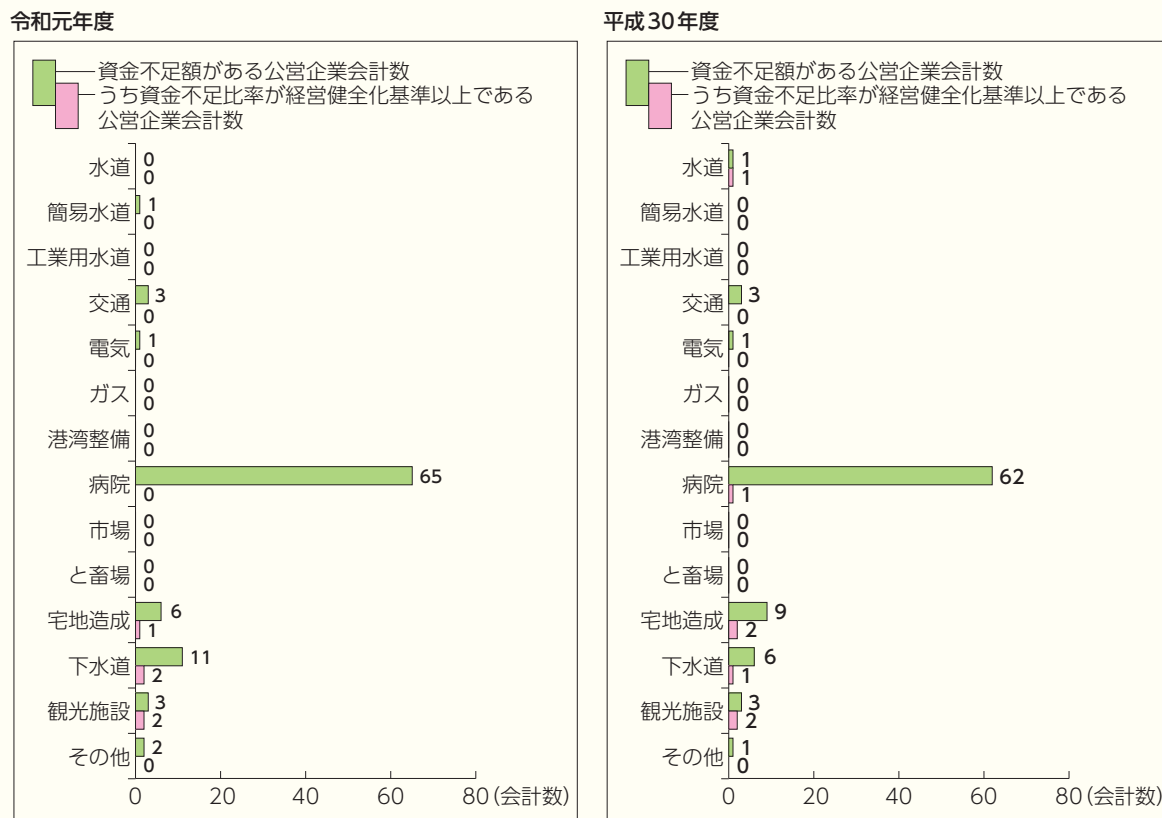
資金不足額がある公営企業会計数は、病院事業が65会計（当該事業の全体会計数の11.4%）と最も多く、以下、下水道事業11会計（同0.5%）、宅地造成事業6会計（同1.4%）交通事業3会計（同3.8%）、観光施設事業3会計（同1.3%）、簡易水道事業1会計（同0.2%）、電気事業1会計（1.0%）、その他事業2会計（同1.8%）、となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、下水道事業2会計（当該事業における資金不足額のある会計数の18.2%）、観光施設事業2会計（同66.7%）、宅地造成事業1会計（同16.7%）となっている。

なお、平成30年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった7会計のうち、経営健全化計画の策定を要する4会計（資金不足比率が経営健全化基準以上の期間が平成30年度限

りであった3会計については、経営健全化計画の策定を要しない。)については、令和元年度末までに経営健全化計画を策定済みである。経営健全化計画に基づいて、収益の増加や経費の節減などの取組を行った結果、2会計が地方公共団体財政健全化法に基づいて完了報告を行った。

第108図 資金不足額の状況（事業別会計数）



イ 公営企業会計の資金不足額

公営企業会計の資金不足額の状況を団体区別にみたものが第109図であり、都道府県72億円、政令指定都市20億円、市区228億円、町村31億円、一部事務組合等34億円であり、合計385億円となっている。

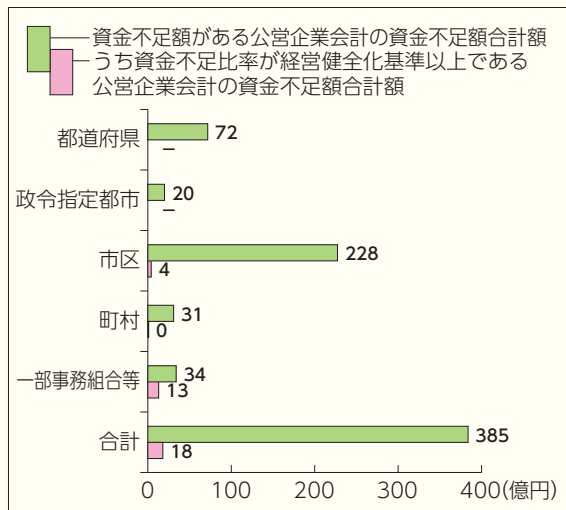
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県及び政令指定都市は該当する会計がなく、市区4億円（資金不足額がある会計の1.8%）、町村1億円（同1.3%）、一部事務組合等13億円（同39.1%）で、合計18億円（同4.7%）となっている。

また、資金不足額の状況を事業別にみたものが第110図であり、病院事業が328億円と最も多く、以下、宅地造成事業（29億円）、交通事業（22億円）、下水道事業（5億円）、観光施設事業（1億円）の順となっている。

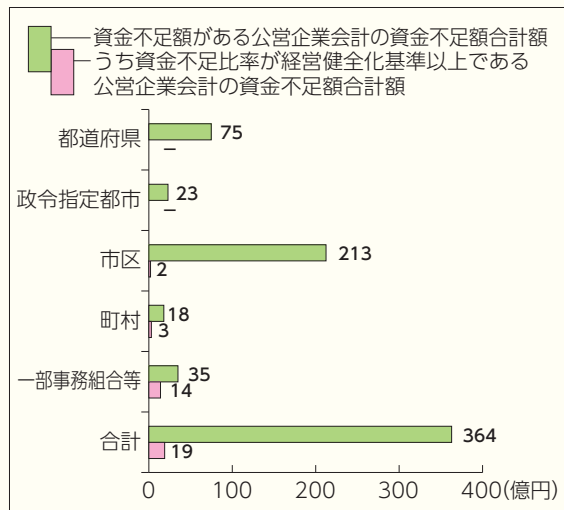
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、宅地造成事業が13億円（資金不足額がある会計の45.6%）と最も多く、以下、下水道事業4億円（同76.5%）、観光施設事業1億円（同91.1%）の順となっている。

第109図 資金不足額の状況（団体区分別合計額）

令和元年度

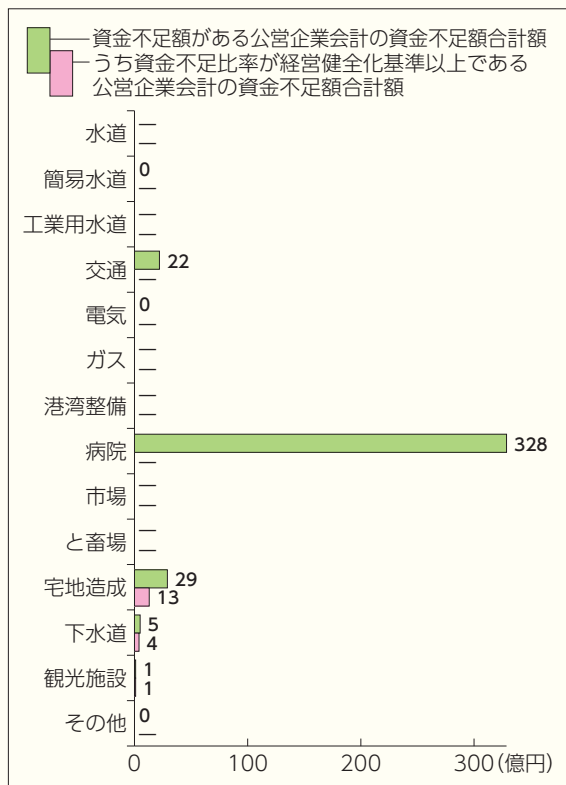


平成30年度

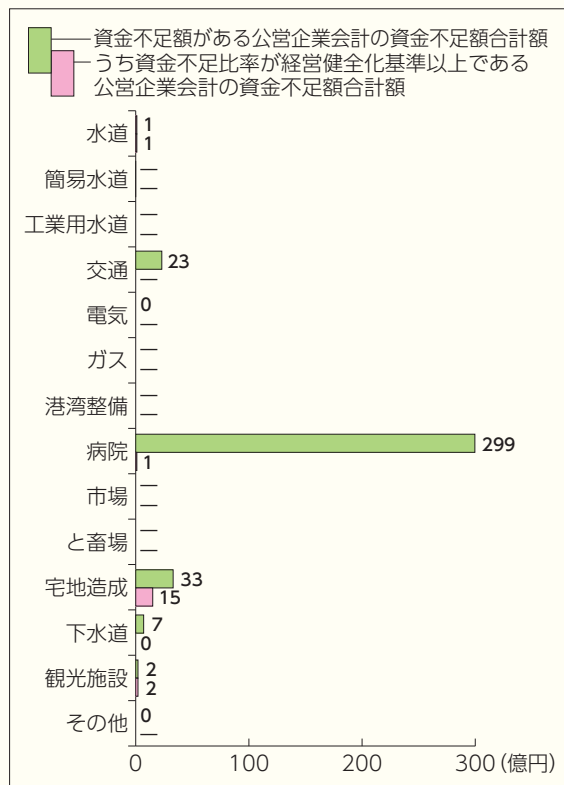


第110図 資金不足額の状況（事業別合計額）

令和元年度



平成30年度





## 10 市町村の規模別財政状況

市町村（特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。）を団体規模別（政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市（人口10万人以上の市）、小都市（人口10万人未満の市）、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村）にグループ化を行い、財政状況を分析すると、以下のとおりである。

### (1) 団体規模別団体数等の構成

団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

#### ア 団体数及び人口の状況【資料編：第1表～第2表】

団体規模別の団体数の推移については、第40表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、第111図のとおりである。令和元年度末の割合は、政令指定都市が1.2%（前年度末1.2%）、中核市が3.4%（同3.1%）、施行時特例市が1.6%（同1.8%）、中都市が9.0%（同9.0%）、小都市が31.0%（同31.0%）、人口1万人以上の町村が23.9%（同24.3%）、人口1万人未満の町村が30.0%（同29.6%）となっている。

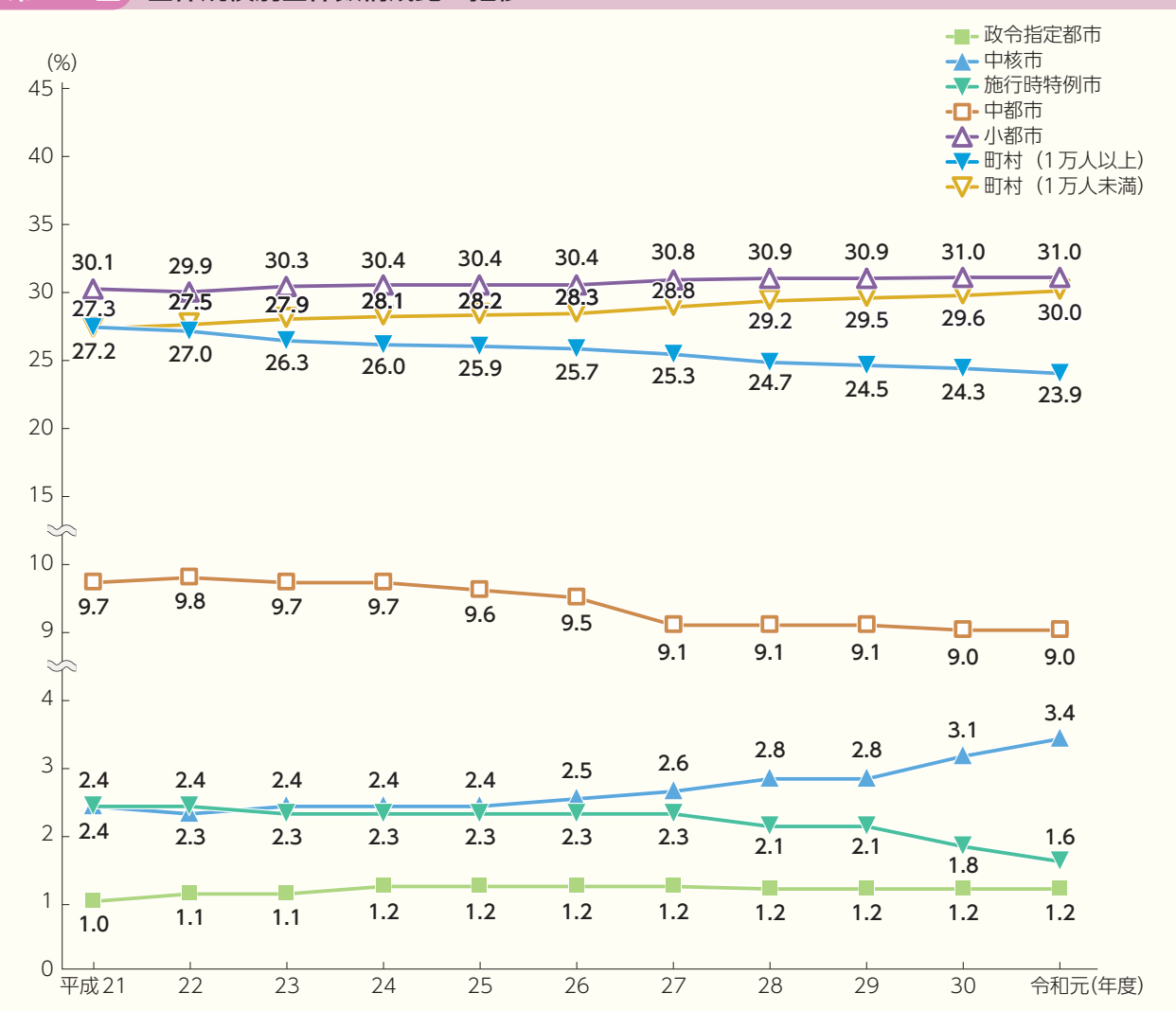
次に、団体規模別の人口の推移をみると、第41表のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、第112図のとおりである。令和2年1月1日現在では、政令指定都市が23.4%（前年度末23.3%）、中核市が18.4%（同17.6%）、施行時特例市が5.8%（同6.6%）、中都市が20.0%（同20.0%）、小都市が23.2%（同23.3%）、人口1万人以上の町村が7.0%（同7.1%）、人口1万人未満の町村が2.1%（同2.1%）となっている。

第40表 団体規模別団体数の推移

区 分	団 体 数											増 減 率 (%)										
	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
市町村合計	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	△2.8	-	△0.5	-	-	△0.1	-	-	-	-	-
政令指定都市	18	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	5.9	5.6	-	5.3	-	-	-	-	-	-	-
中核市	41	40	41	41	42	43	45	48	48	54	58	5.1	△2.4	2.5	-	2.4	2.4	4.7	6.7	-	12.5	7.4
施行時特例市	41	41	40	40	40	40	39	36	36	31	27	△4.7	-	△2.4	-	-	-	△2.5	△7.7	-	△13.9	△12.9
都 市	686	686	687	688	688	687	686	687	687	687	687	0.3	-	0.1	0.1	-	△0.1	△0.1	0.1	-	-	-
中 都 市	167	169	167	166	165	164	156	156	156	155	155	1.8	1.2	△1.2	△0.6	△0.6	△0.6	△4.9	-	-	△0.6	-
小 都 市	519	517	520	522	523	523	530	531	531	532	532	△0.2	△0.4	0.6	0.4	0.2	-	1.3	0.2	-	0.2	-
町 村	941	941	932	930	929	928	928	927	927	926	926	△5.3	-	△1.0	△0.2	△0.1	△0.1	-	△0.1	-	△0.1	-
町 村 (人口1人以上)	471	466	452	447	445	441	434	425	421	417	411	△6.9	△1.1	△3.0	△1.1	△0.4	△0.9	△1.6	△2.1	△0.9	△1.0	△1.4
町 村 (人口1万人未満)	470	475	480	483	484	487	494	502	506	509	515	△3.7	1.1	1.1	0.6	0.2	0.6	1.4	1.6	0.8	0.6	1.2

第111図 団体規模別団体数構成比の推移

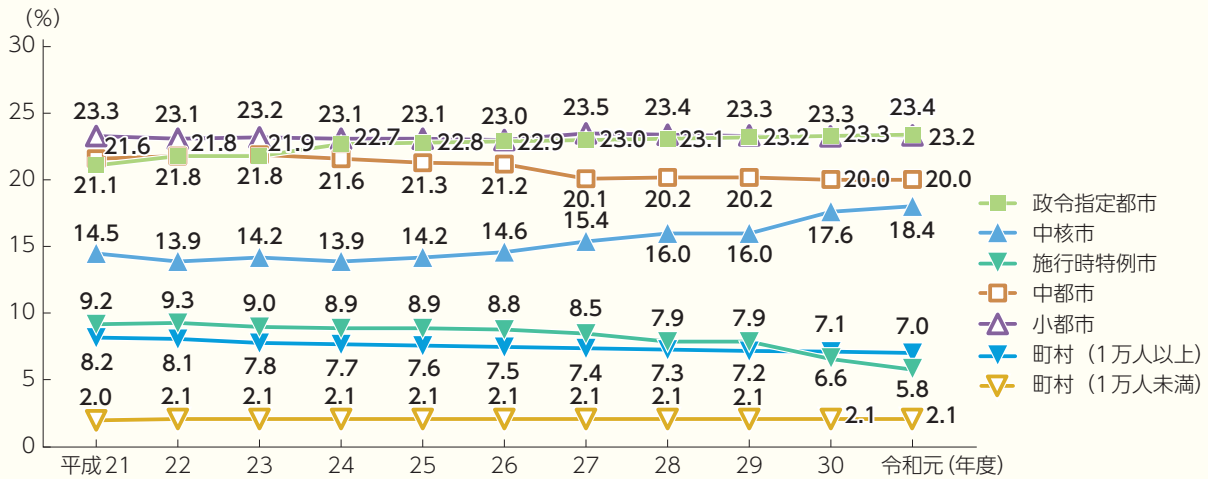


第41表 団体規模別人口の推移

区分	人口											増減率(%)										
	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
市町村合計	118,538,801	118,365,125	118,067,988	119,406,988	119,422,006	119,123,885	118,860,499	118,604,124	118,310,662	117,956,945	117,567,424	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	1.1	0.0	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3
政令指定都市	25,020,151	25,770,400	25,824,768	27,136,438	27,220,948	27,267,952	27,333,950	27,394,218	27,445,782	27,488,569	27,540,108	3.2	3.0	0.2	5.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
中核市	17,163,778	16,465,194	16,808,415	16,656,132	17,004,050	17,388,754	18,269,766	18,965,602	18,926,101	20,719,802	21,589,827	3.3	△ 4.1	2.1	△ 0.9	2.1	2.3	5.1	3.8	△ 0.2	9.5	4.2
施行時特例市	10,962,189	10,967,725	10,655,923	10,625,548	10,636,378	10,455,852	10,112,950	9,383,742	9,380,673	7,804,239	6,863,282	△ 7.1	0.1	△ 2.8	△ 0.3	0.1	△ 1.7	△ 3.3	△ 7.2	△ 0.0	△ 16.8	△ 12.1
都市	53,289,335	53,137,795	53,066,969	53,378,473	53,050,995	52,616,780	51,846,884	51,711,882	51,508,894	51,049,217	50,791,001	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.6	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.5	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.9	△ 0.5
中都市	25,638,021	25,831,189	25,701,645	25,799,092	25,485,736	25,228,832	23,939,414	23,925,516	23,901,988	23,588,426	23,539,462	1.5	0.8	△ 0.5	0.4	△ 1.2	△ 1.0	△ 5.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 1.3	△ 0.2
小都市	27,651,314	27,306,606	27,365,324	27,579,381	27,565,259	27,387,948	27,907,470	27,786,366	27,606,906	27,460,791	27,251,539	△ 0.2	△ 1.2	0.2	0.8	△ 0.1	△ 0.6	1.9	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.8
町村	12,103,348	12,024,011	11,711,913	11,610,397	11,509,635	11,394,547	11,296,949	11,148,680	11,049,212	10,895,118	10,783,206	△ 6.7	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.9	0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.9	△ 1.4	△ 1.0
町村(人口1万人以上)	9,680,723	9,584,585	9,254,939	9,145,930	9,054,980	8,948,372	8,820,301	8,631,279	8,532,114	8,389,778	8,262,643	△ 7.3	△ 1.0	△ 3.4	△ 1.2	△ 1.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 2.1	△ 1.1	△ 1.7	△ 1.5
町村(人口1万人未満)	2,422,625	2,439,426	2,456,974	2,464,467	2,454,655	2,446,175	2,476,648	2,517,401	2,517,098	2,505,340	2,520,563	△ 4.3	0.7	0.7	0.3	△ 0.4	△ 0.3	1.2	1.6	△ 0.0	△ 0.5	0.6

(注) 住民基本台帳人口については、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度以降、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に記載されている人口を記載している。(平成24年度以前は3月31日現在) 第112、114、116~118、123図、第42表においても当該人口を基に算出している。

第112図 団体規模別人口構成比の推移



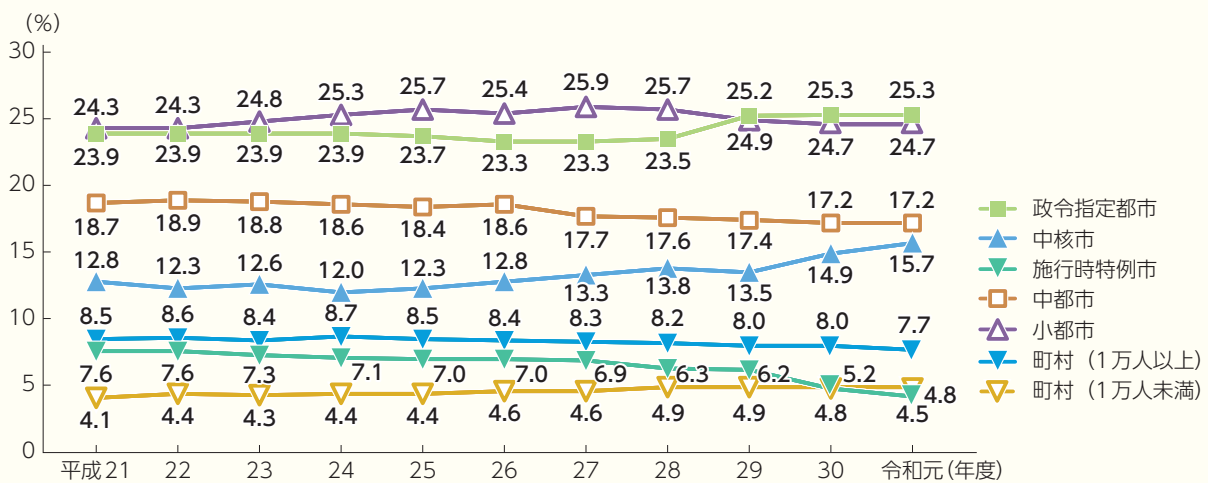
1 決算規模 [資料編：第11表、第35表、第74表]

団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が25.3%（前年度25.3%）、中核市が15.7%（同14.9%）、施行時特例市が4.5%（同5.2%）、中都市が17.2%（同17.2%）、小都市が24.7%（同24.7%）、人口1万人以上の町村が7.7%（同8.0%）、人口1万人未満の町村が4.8%（同4.8%）となっている。

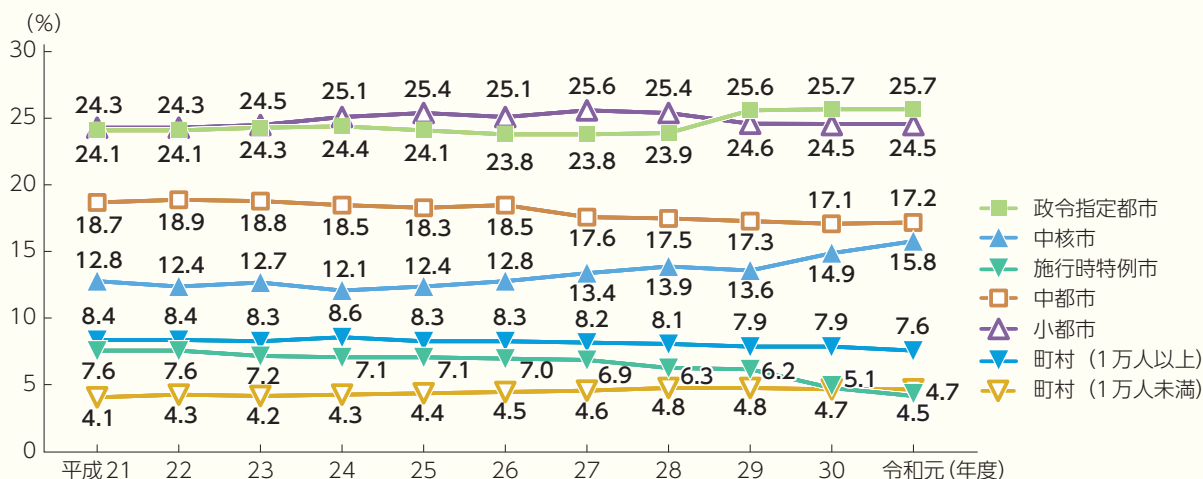
また、歳出総額については、政令指定都市が25.7%（前年度25.7%）、中核市が15.8%（同14.9%）、施行時特例市が4.5%（同5.1%）、中都市が17.2%（同17.1%）、小都市が24.5%（同24.5%）、人口1万人以上の町村が7.6%（同7.9%）、人口1万人未満の町村が4.7%（同4.7%）となっている。

団体規模別の決算規模の割合について、平成21年度からの推移は、第113図のとおりである。

第113図 団体規模別決算規模構成比の推移（その1 歳入）



第113図 団体規模別決算規模構成比の推移（その2 歳出）



## (2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

### ア 決算規模等 [資料編：第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第42表**のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については政令指定都市が520千円（前年度509千円）、中核市が412千円（同398千円）、施行時特例市が373千円（同366千円）、中都市が415千円（同404千円）、小都市が515千円（同498千円）、人口1万人以上の町村が531千円（同528千円）、人口1万人未満の町村が1,078千円（同1,056千円）となっており、歳出については政令指定都市が514千円（同503千円）、中核市が401千円（同387千円）、施行時特例市が360千円（同354千円）、中都市が401千円（同389千円）、小都市が494千円（同479千円）、人口1万人以上の町村が507千円（同505千円）、人口1万人未満の町村が1,027千円（同1,008千円）となっている。

これをみると、政令指定都市、中核市及び施行時特例市については行政権能が異なっており、人口1人当たりの決算額にも差が生じている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなる傾向がある。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、**第43表**のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、施行時特例市（0.90）、政令指定都市（0.86）、中都市（0.80）、中核市（0.80）、小都市（0.56）、人口1万人以上の町村（0.55）、人口1万人未満の町村（0.28）となっており、施行時特例市及び中都市が高いほか、規模が大きいほど財政力指数が高い傾向となっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人未満の町村（6.9%）、人口1万人以上の町村（6.2%）、小都市（5.4%）、中都市（4.8%）、施行時特例市（4.6%）、中核市（3.3%）、政令指定都市（1.3%）となっており、規模が小さいほど実質収支比率が高くなっている。

第42表 団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

区 分	令和元年度				平成30年度		増減	
	1団体当たり		人口1人当たり		人口1人当たり		人口1人当たり	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市 町 村 合 計	330	320	482	468	469	455	13	13
政 令 指 定 都 市	7,165	7,074	520	514	509	503	11	11
中 核 市	1,533	1,494	412	401	398	387	14	14
施 行 時 特 例 市	948	916	373	360	366	354	7	6
中 都 市	631	609	415	401	404	389	11	12
小 都 市	264	253	515	494	498	479	17	15
町村 (人口1万人以上)	107	102	531	507	528	505	3	2
町村 (人口1万人未満)	53	50	1,078	1,027	1,056	1,008	22	19

第43表 団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

区 分	財 政 力 指 数	実 質 収 支 比 率
		%
政 令 指 定 都 市	0.86	1.3
中 核 市	0.80	3.3
施 行 時 特 例 市	0.90	4.6
中 都 市	0.80	4.8
小 都 市	0.56	5.4
町村 (人口1万人以上)	0.55	6.2
町村 (人口1万人未満)	0.28	6.9

(注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

## イ 歳入

歳入決算の主な内訳は、第114図のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると、施行時特例市 (44.1%)、政令指定都市 (41.6%)、中核市 (38.4%)、中都市 (37.5%)、小都市 (26.7%)、人口1万人以上の町村 (25.4%)、人口1万人未満の町村 (12.9%) となっており、施行時特例市が高いほか、団体規模が大きいほど地方税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、第115図のとおりであり、小都市及び町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、第116図のとおりである。

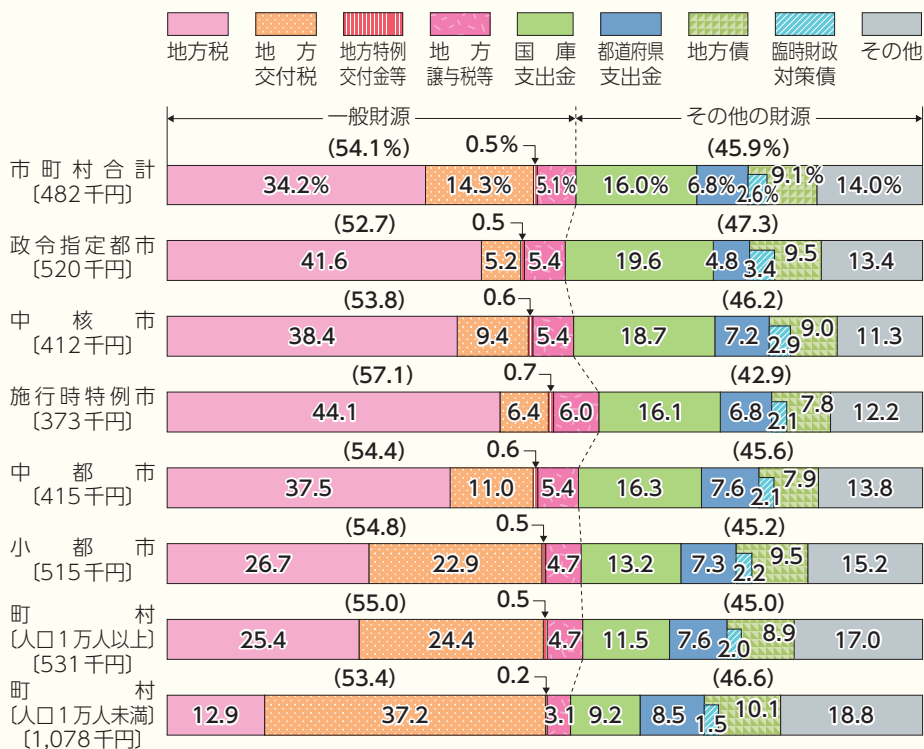
一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村 (37.2%)、人口1万人以上の町村 (24.4%)、小都市 (22.9%)、中都市 (11.0%)、中核市 (9.4%)、施行時特例市 (6.4%)、政令指定都市 (5.2%) となっており、施行時特例市が低いほか、規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

また、国庫支出金の構成比の高い順にみると、政令指定都市 (19.6%)、中核市 (18.7%)、中都市 (16.3%)、施行時特例市 (16.1%)、小都市 (13.2%)、人口1万人以上の町村 (11.5%)、人口1万人未満の町村 (9.2%) となっており、施行時特例市が低いほか、規模が大きいほど国庫支出金の歳入

総額に占める割合が高くなっている。

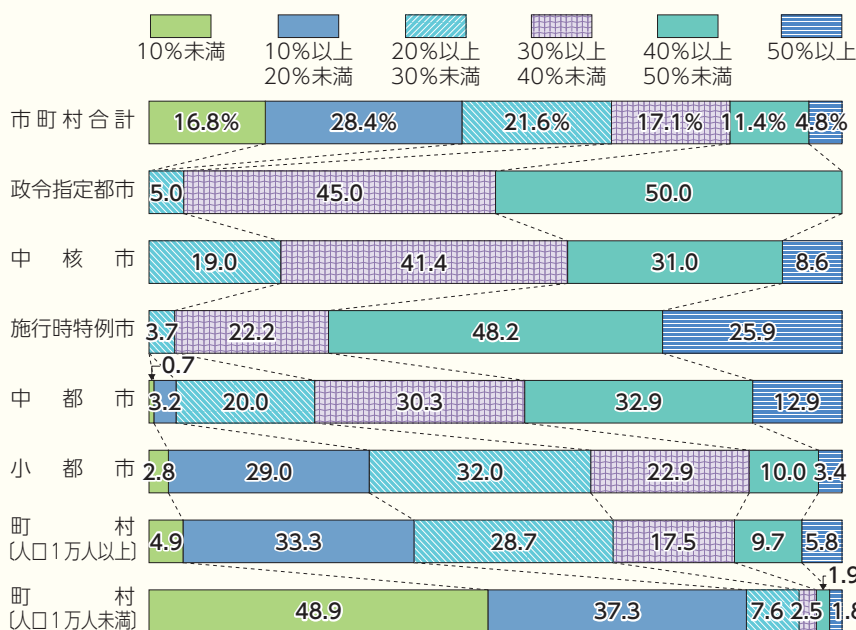
一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村（8.5%）、中都市（7.6%）、人口1万人以上の町村（7.6%）、小都市（7.3%）、中核市（7.2%）、施行時特例市（6.8%）、政令指定都市（4.8%）となっており、中都市及び中核市が高いほか、規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が高い傾向となっている。

第114図 団体規模別歳入決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。  
 2 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。  
 3 [ ] 内の数値は、人口1人当たりの歳入決算額である。

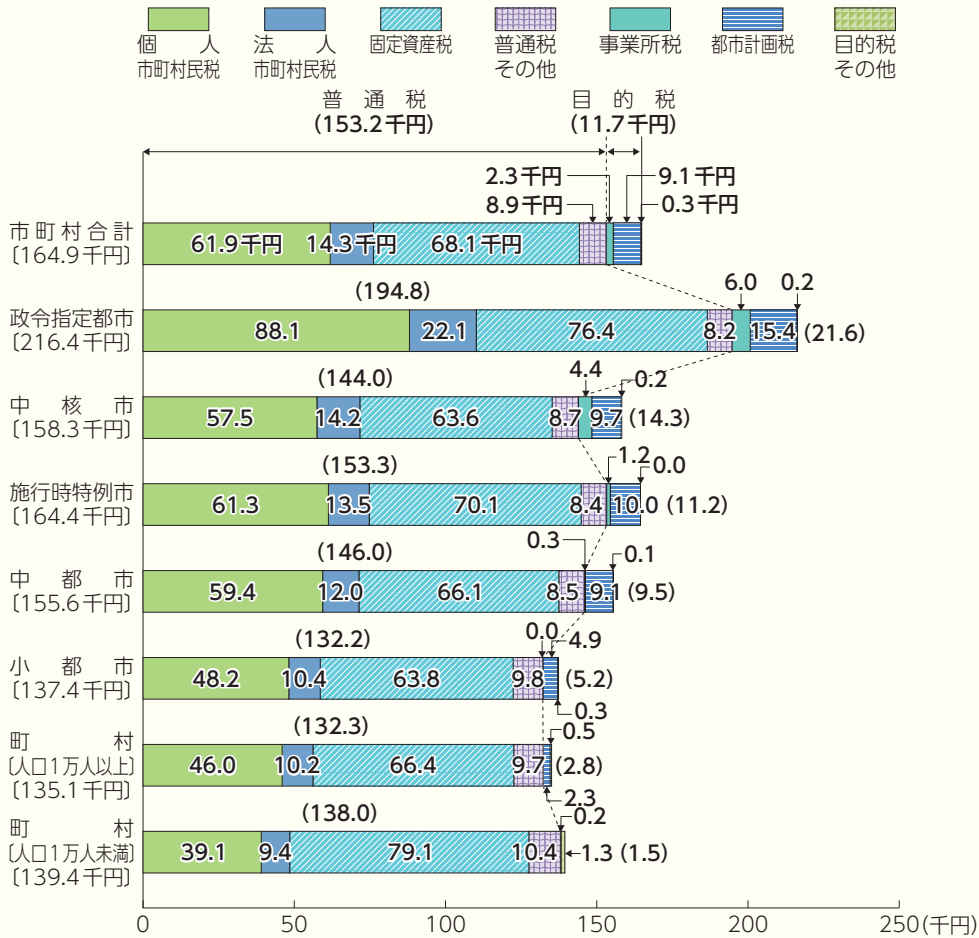
第115図 団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況



(注) 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。



第116図 団体規模別地方税の構造（人口1人当たりの地方税）



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。  
 2 [ ] 内の数値は、人口1人当たりの地方税額である。

## ウ 歳出

目的別歳出決算額の主な内訳は、第117図のとおりである。

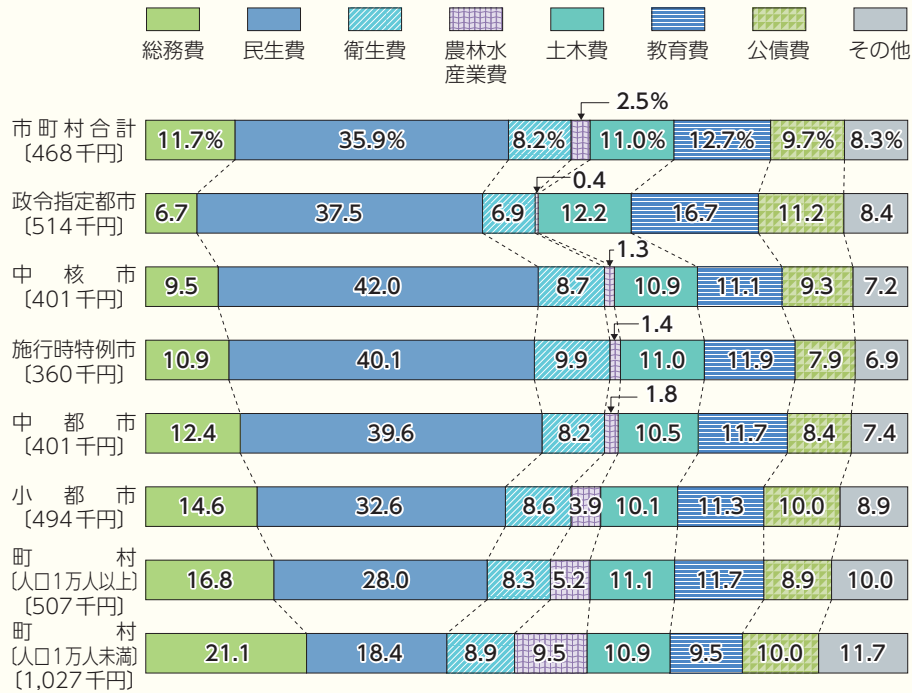
それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市、中核市及び施行時特例市においては民生費、教育費、土木費の順、中都市、小都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、教育費の順、人口1万人未満の町村においては総務費、民生費、土木費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第118図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市及び中核市においては扶助費、人件費、普通建設事業費の順、施行時特例市及び中都市においては扶助費、人件費、物件費の順、小都市においては扶助費、普通建設事業費、人件費の順、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村においては普通建設事業費、物件費、人件費の順となっている。

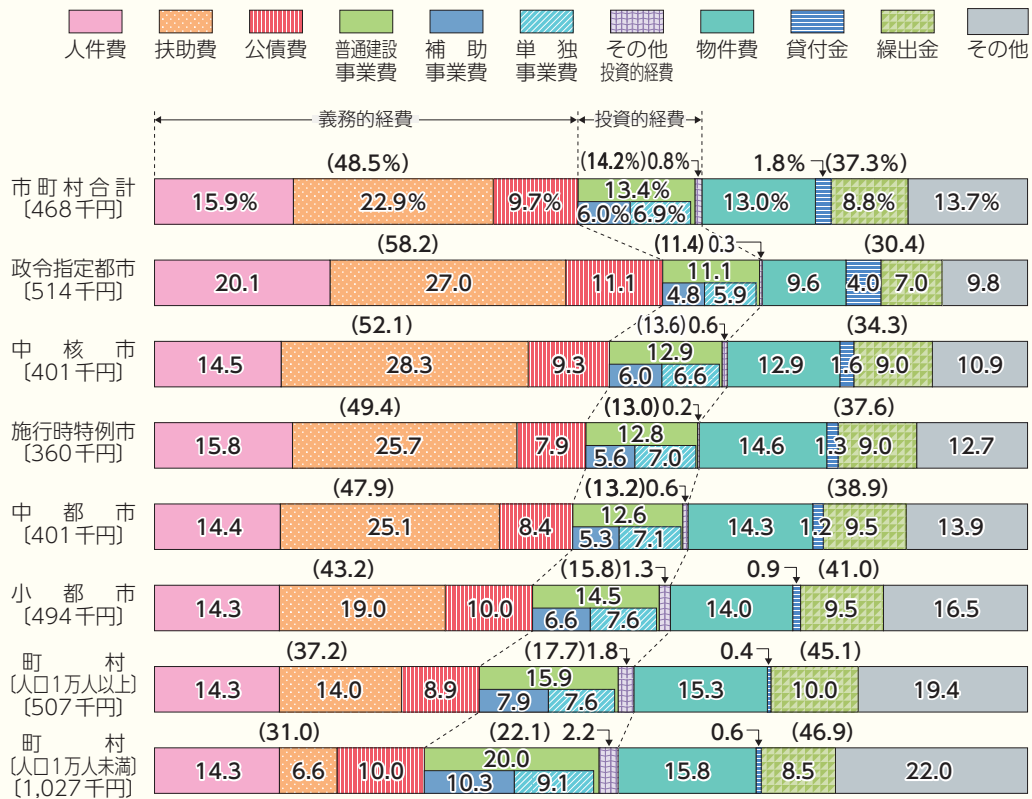
民生費や扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

第117図 団体規模別歳出（目的別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。  
 2 [ ] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

第118図 団体規模別歳出（性質別）決算の状況（人口1人当たり額及び構成比）



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。  
 2 [ ] 内の数値は、人口1人当たりの歳出決算額である。

Ⅱ 財政構造の弾力性

(ア) 経常収支比率

団体規模別経常収支比率の状況は、第44表のとおりである。経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市（97.3%）、小都市（93.1%）、中都市（92.9%）、中核市（92.8%）、施行時特例市（92.7%）、人口1万人以上の町村（90.2%）、人口1万人未満の町村（88.1%）となっており、中都市及び小都市以外は、規模が大きいほど比率が高い傾向にある。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める人件費及び公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

なお、団体規模別の分布状況をみると、第119図のとおりである。

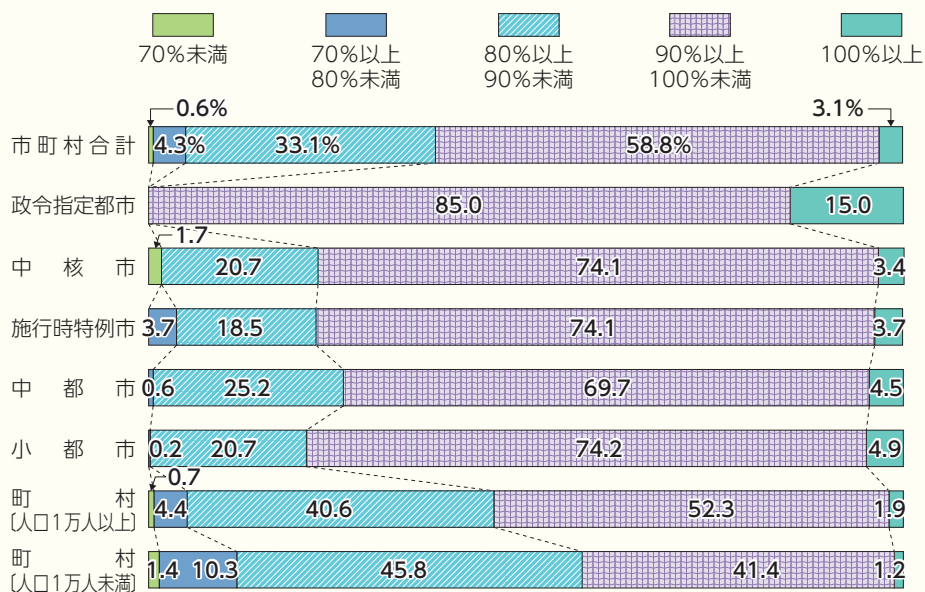
また、これを財政力指数段階別にみると、第120図のとおりである。

第44表 団体規模別経常収支比率の状況

区分	経常収支比率	うち						
		人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	その他
	%	%	%	%	%	%	%	%
政令指定都市	97.3	31.4	12.0	16.4	8.1	18.5	9.0	1.9
中核市	92.8	23.5	15.4	15.8	8.7	16.0	11.8	1.6
施行時特例市	92.7	24.6	17.7	14.1	9.3	13.3	11.7	2.0
中都市	92.9	23.7	17.2	13.9	10.0	14.5	12.1	1.5
小都市	93.1	23.4	15.3	10.8	12.1	17.1	12.8	1.6
町村（人口1万人以上）	90.2	22.9	16.0	7.6	14.5	14.9	13.0	1.3
町村（人口1万人未満）	88.1	24.5	15.3	4.1	14.1	17.6	10.7	1.8

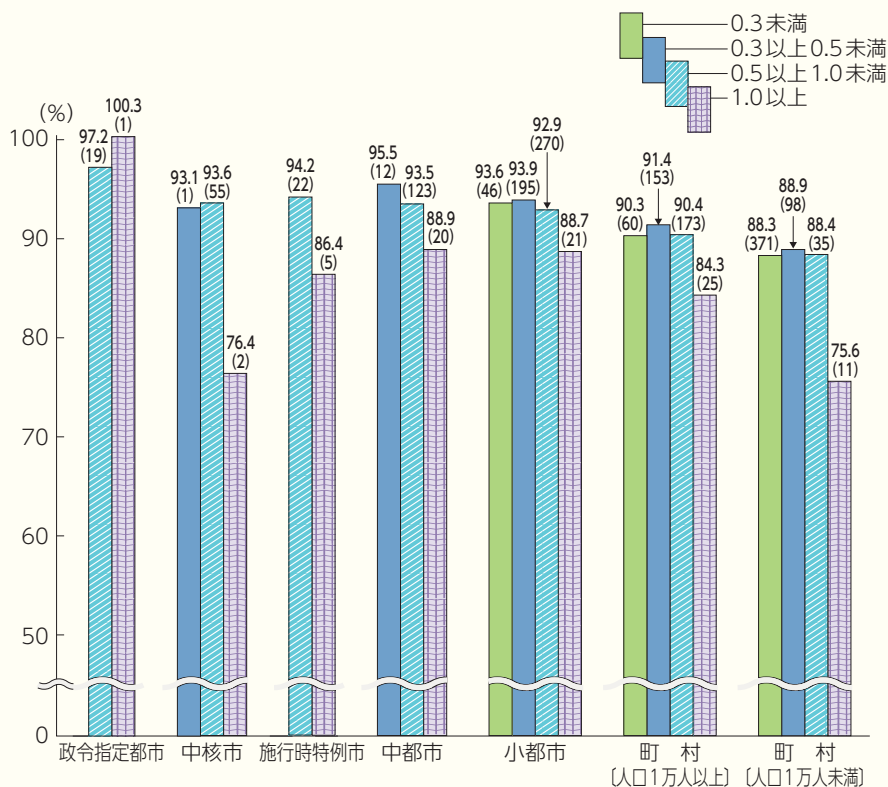
(注) 比率は、加重平均である。

第119図 団体規模別経常収支比率の状況（構成比）



(注) 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

第120図 団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況



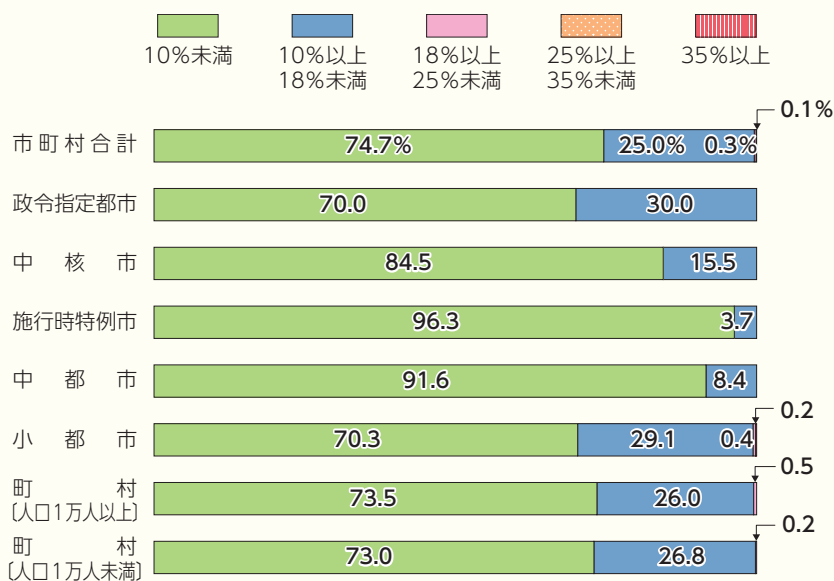
(注) 1 比率は、加重平均である。  
2 ( ) 内の数値は、団体数である。

(イ) 実質公債費比率

実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、第121図のとおりであり、全ての区分において、10%未満の団体の割合が大きくなっている。

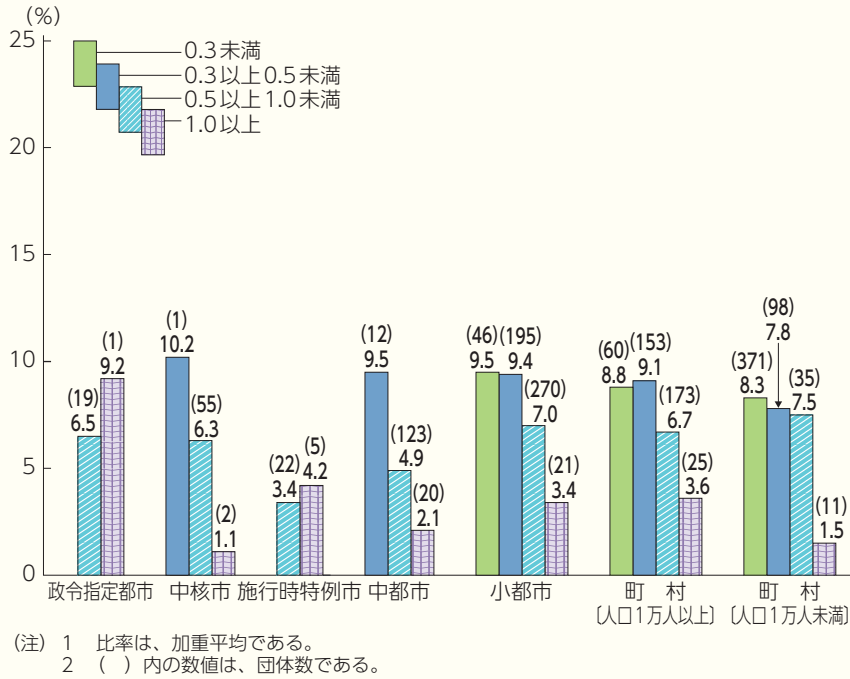
次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、第122図のとおりであり、政令指定都市及び施行時特例市以外は、財政力指数が低いほど実質公債費比率が高くなる傾向にある。

第121図 団体規模別実質公債費比率の状況 (構成比)



(注) 1 「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。  
2 「25%以上35%未満」の団体はなし。

第122図 団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況

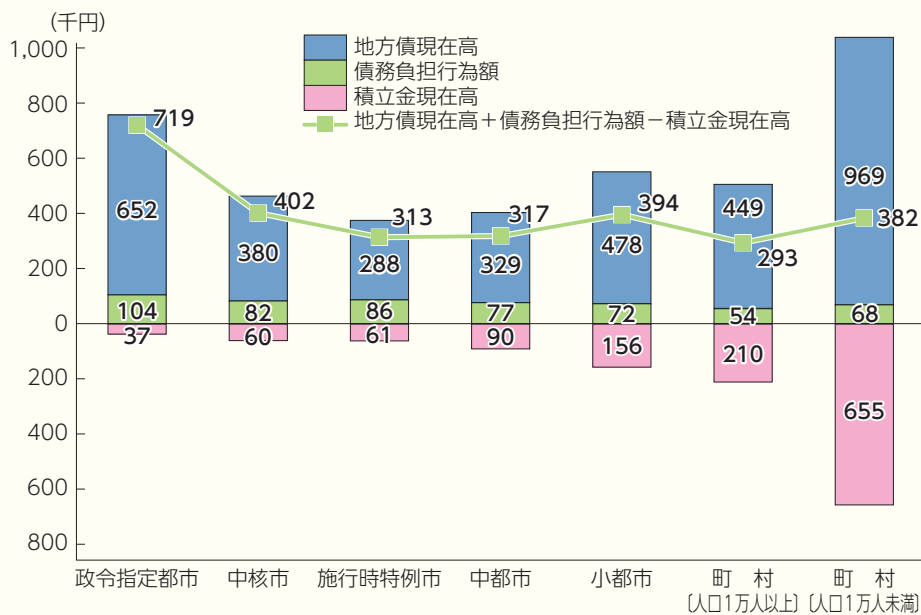


地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況（人口1人当たり）については、第123図のとおりである。

団体規模別にみると、政令指定都市が719千円で、前年度と比べると0.4%増、中核市が402千円で2.3%増、施行時特例市が313千円で4.0%減、中都市が317千円で1.6%増、小都市が394千円で3.4%増、人口1万人以上の町村が293千円で4.3%増、人口1万人未満の町村が382千円で7.0%増となっている。

第123図 団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況（人口1人当たり）



## 11 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。なお、特に断りがない限り、本節の記載は公共施設状況調査を基としている。

### (1) 道路 [資料編：第104表]

令和2年4月1日現在における地方道の実延長は116万4,424km（対前年同期比0.1%増）、面積は8,609.4km<sup>2</sup>（同0.2%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成22年4月1日）と比べると、実延長は1.5%増、面積は3.4%増となっている。

これを主要地方道（「道路法」（昭和27年法律第180号）第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道）、一般都道府県道（主要地方道以外の都道府県道）及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,327km（対前年同期比0.0%減）、面積は911.4km<sup>2</sup>（同0.2%増）、一般都道府県道の実延長は7万1,430km（同0.1%増）、面積は954.5km<sup>2</sup>（同0.2%増）、市町村道の実延長は103万5,668km（同0.1%増）、面積は6,743.5km<sup>2</sup>（同0.2%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成22年4月1日）と比べると、主要地方道の実延長は0.6%増、面積は5.4%増、一般都道府県道の実延長は0.6%増、面積は4.5%増、市町村道の実延長は1.6%増、面積は3.0%増となっている。

### (2) 公営住宅等 [資料編：第105表]

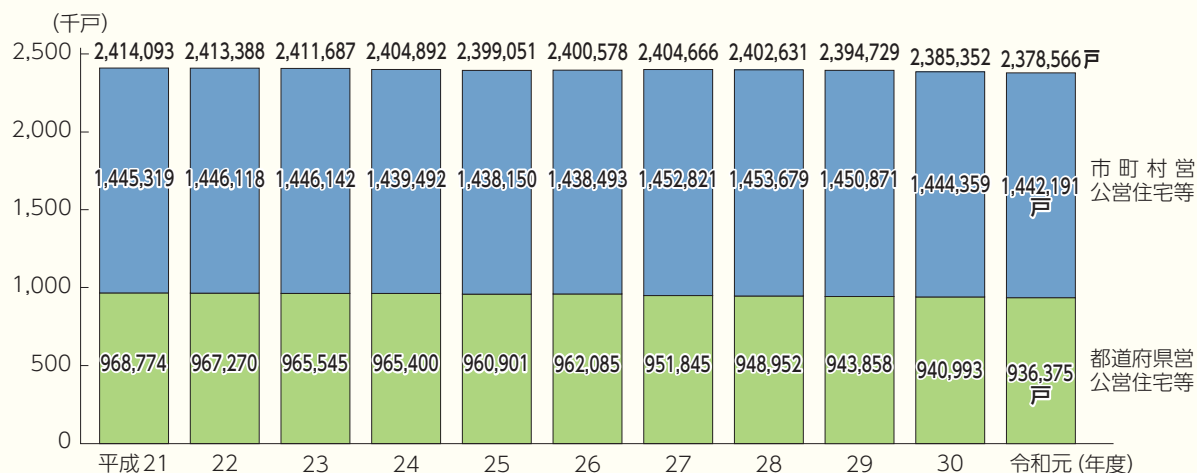
令和元年度末現在における公営住宅等（「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）に定める公営住宅、「住宅地区改良法」（昭和35年法律第84号）に定める改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅）の総戸数は237万8,566戸であり、前年度末と比べると6,786戸減少（0.3%減）している。この状況を10年前（平成21年度末）と比べると、3万5,527戸減少（1.5%減）している。

公営住宅等のうち公営住宅の戸数は214万4,311戸であり、前年度と比べると5,365戸減少（0.2%減）している。この状況を10年前（平成21年度末）と比べると3万396戸減少（1.4%減）している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.2%（前年度90.1%）となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、[第124図](#)のとおりである。



第124図 公営住宅等の総戸数の推移



(3) 公園 [資料編：第106表]

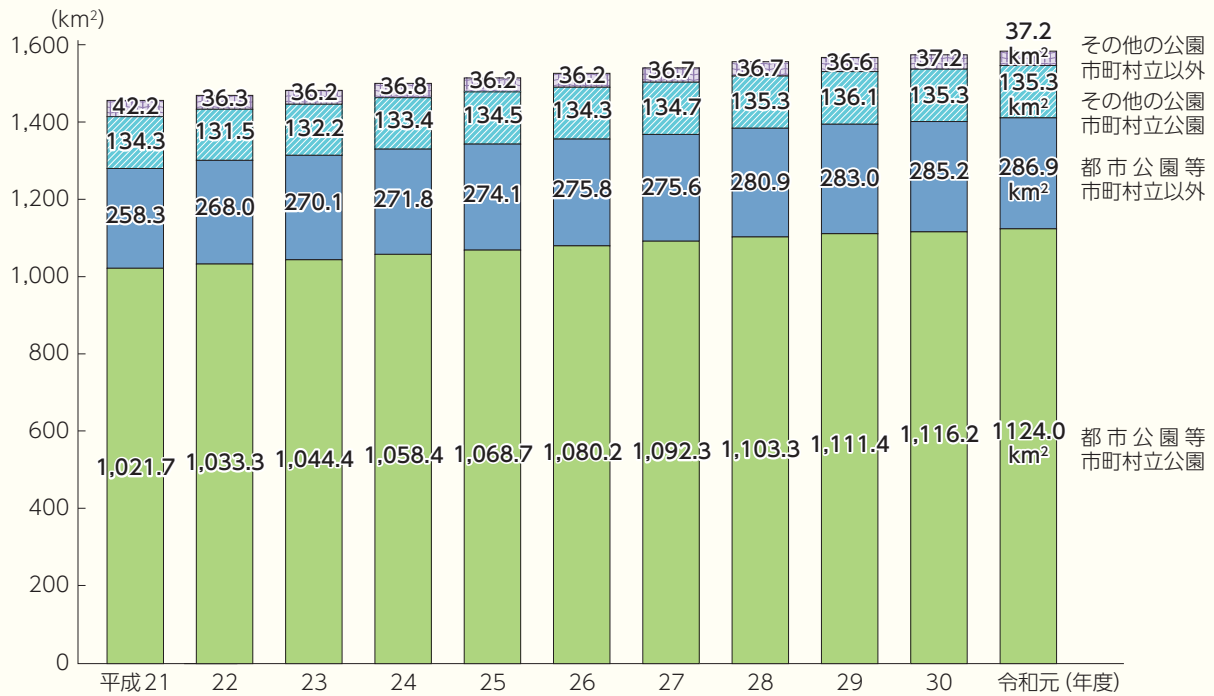
令和元年度末現在における都市公園等（地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。）の数は13万8,698箇所（対前年度比1.0%増）で、その面積は1,411.0km<sup>2</sup>（同0.7%増）となっている。また、この状況を10年前（平成21年度末）と比べると、都市公園等の箇所数は1万7,400箇所増加（14.3%増）しているとともに、その面積も131.0km<sup>2</sup>増加（10.2%増）している。

都市公園等のうち、市町村が設置したものは13万7,602箇所（対前年度比1.0%増）で、その面積は1,124.0km<sup>2</sup>（同0.7%増）となっており、総箇所数の99.2%、総面積の79.7%を占めている。

また、その他の公園（都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。）の数は6,741箇所（対前年度比0.3%増）で、その面積は172.5km<sup>2</sup>（同0.1%減）となっている。このうち市町村立の公園の数は6,462箇所（対前年度比0.3%増）で、その面積は135.3km<sup>2</sup>（同0.0%減）となっている。

なお、公園の面積の推移は、第125図のとおりである。

第125図 公園の面積の推移



#### (4) 下水処理施設 [資料編：第107表～第108表]

汚水（し尿及び生活雑排水）及び雨水を処理する施設としては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、令和元年度末における現在排水人口（供用開始している排水区域内の人口）は、1億122万人で、前年度と比べると0.4%増となっている。また、これを10年前（平成21年度末）と比べると、601万8千人増加（6.3%増）している。

次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、令和元年度末における現在排水人口（うち汚水に係るもの）は、それぞれ317万6千人、15万5千人で、前年度と比べると2.1%減、1.9%減となっている。これらの状況を10年前（平成21年度末）と比べると、それぞれ12.7%減、10.7%減となっている。

また、令和元年度末におけるコミュニティ・プラント\*<sup>6</sup>の処理人口は19万2千人（対前年度比5.1%減）、合併処理浄化槽の処理人口は1,233万5千人（同0.0%増）となっている。これらの状況を10年前（平成21年度末）と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は8万人減少（29.5%減）、合併処理浄化槽の処理人口は54万7千人増加（4.6%増）している。

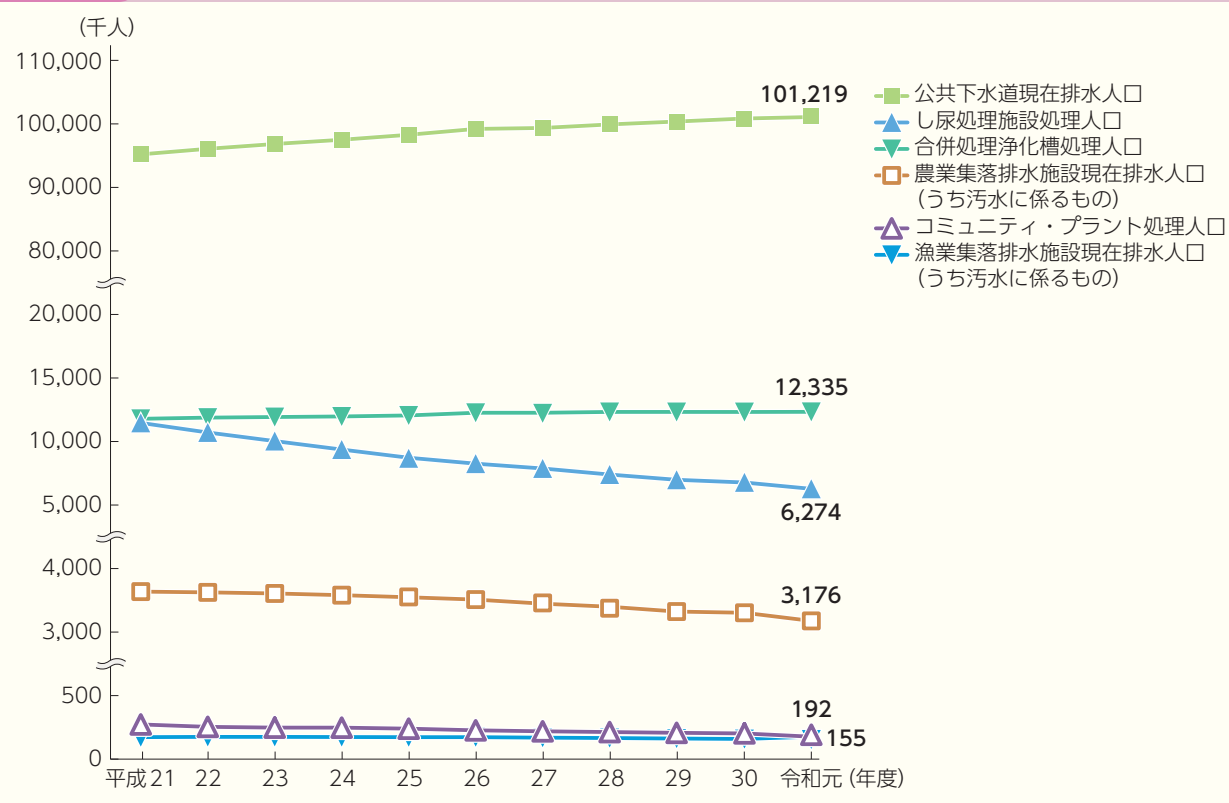
なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。令和元年度末のし

\* 6 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき設置された、施設整備規模（計画人口）101人～3万人未満のし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。

尿処理施設処理人口は627万4千人（対前年度比4.7%減）、し尿処理施設年間総収集量は686万0千kl（同3.8%減）となっている。これらの状況を10年前（平成21年度末）と比べると、し尿処理施設処理人口は519万2千人減少（45.3%減）、し尿処理施設年間総収集量は310万6千kl減少（31.2%減）している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口は年々減少している。

なお、下水処理人口の推移は、**第126図**のとおりである。

**第126図** 下水処理人口の推移

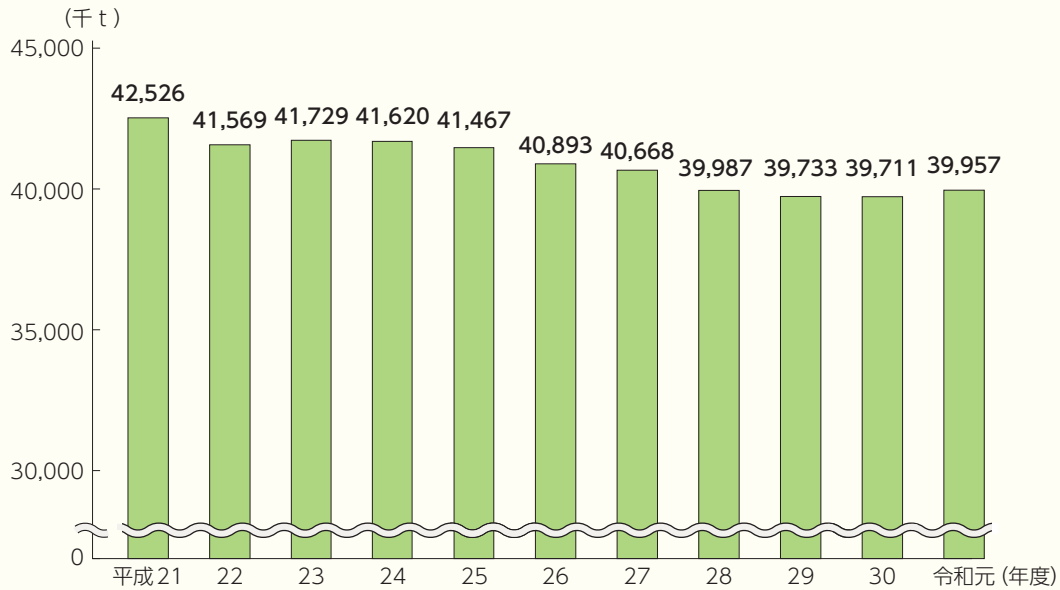


### (5) ごみ処理施設 [資料編：第108表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われている。令和元年度末における収集処理人口は1億2,679万人（対前年度比0.3%減）で、その年間総収集量は3,995万7千t（同0.6%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成21年度末）と比べると、収集処理人口は230万6千人減少（1.8%減）し、年間総収集量は256万9千t減少（6.0%減）している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、**第127図**のとおりである。

第127図 ごみ処理施設における年間総収集量の推移



## (6) 保育所 [資料編：第109表]

令和元年10月1日現在における公立の保育所数（季節保育所を除く。）は8,374箇所（対前年同期比4.0%減）、延面積は662万0千 $m^2$ （同3.2%減）となっている。また、これらの状況を10年前（平成21年10月1日）と比べると、箇所数は3,524箇所減少（29.6%減）、延面積は177万8千 $m^2$ 減少（21.2%減）している。

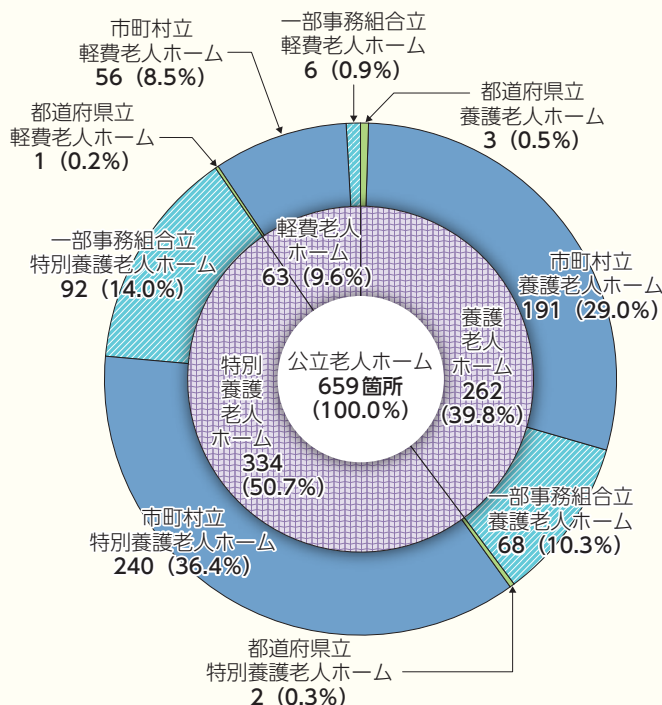
## (7) 高齢者福祉施設 [資料編：第110表]

令和元年10月1日現在における公立老人ホーム数は659箇所、前年同期と比べると23箇所減少（3.4%減）している。また、この状況を10年前（平成21年10月1日）と比べると、箇所数は297箇所減少（31.1%減）している。

各施設の箇所数が老人ホーム総数に占める割合を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームが前年同期と比べて0.8ポイント低下の39.8%となっているほか、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームが0.7ポイント上昇の50.7%、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する軽費老人ホームが0.2ポイント上昇の9.6%となっている。

なお、公立の老人ホームの状況は、[第128図](#)のとおりである。

第128図 公立の老人ホームの状況



(8) 教育施設 [資料編：第111表]

ア 高等学校

公立高等学校数は、学校基本調査（令和2年5月1日現在）において3,537校で、前年同期と比べると13校減少（0.4%減）している。また、この状況を10年前（平成22年5月1日）と比べると、243校減少（6.4%減）している。

イ 中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、学校基本調査（令和2年5月1日現在）において33校で、前年同期と比べると1校増加（3.1%増）している。

(9) 文化及び体育施設 [資料編：第112表]

ア 文化施設

令和元年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,522箇所（対前年度比0.2%増）で、延面積は1,460万6千m<sup>2</sup>（同1.0%増）となっている。また、これらの状況を10年前（平成21年度末）と比べると、箇所数は277箇所増加（8.5%増）、延面積は101万0千m<sup>2</sup>増加（7.4%増）している。

図書館は3,327箇所（対前年度比0.3%増）となっている。この状況を10年前（平成21年度末）と比べると、箇所数は176箇所増加（5.6%増）している。

博物館（美術館、動物園、水族館等を含む。）は883箇所（対前年度比0.9%増）となっている。この状況を10年前（平成21年度末）と比べると、箇所数は95箇所増加（12.1%増）している。

## 1 体育施設

令和元年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,743箇所（対前年度比0.3%減）となっている。この状況を10年前（平成21年度末）と比べると、箇所数は352箇所増加（5.5%増）している。

陸上競技場は1,052箇所（対前年度比同数）となっている。この状況を10年前（平成21年度末）と比べると、箇所数は20箇所減少（1.9%減）している。

野球場は4,135箇所（対前年度比0.1%増）となっている。この状況を10年前（平成21年度末）と比べると、箇所数は11箇所減少（0.3%減）している。

プールは3,502箇所（対前年度比1.6%減）となっている。この状況を10年前（平成21年度末）と比べると、箇所数は581箇所減少（14.2%減）している。



# 2

## 第2部

令和2年度及び令和3年度の地方財政

# 1 令和2年度の地方財政

## (1) 令和2年度の経済見通しと国の予算

### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、令和元年12月18日閣議了解、令和2年1月20日閣議決定された。この中で、以下の令和元年度の経済動向、令和2年度の経済見通し及び令和2年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

#### (ア) 令和元年度の経済動向

令和元年度の我が国経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。令和元年10月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策を実施している。

今後についても、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。

こうした中、政府は、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）に基づき、予備費を含めた令和元年度予算、令和元年度補正予算及び令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策を講じ、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくこととしている。

物価の動向をみると、原油価格の下落の影響等により、消費者物価（総合）は前年比で伸びが低下している。

この結果、令和元年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.9%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.8%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.6%程度の上昇と見込まれる。

#### (イ) 令和2年度の経済見通し

令和2年度については、安心と成長の未来を拓く総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど、「令和2年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で緩やかに上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、令和2年度の実質GDP成長率は1.4%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は0.8%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとして、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中

東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

### (ウ) 令和2年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。

安心と成長の未来を拓く総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、我が国経済の生産性の向上や成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経済成長の実現につなげていく。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行う。

財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。令和2年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定。以下「骨太方針2018」という。）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。以下「骨太方針2019」という。）に基づき、歳出改革等に着実に取り組む。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

## イ 国の予算

「令和2年度予算編成の基本方針」（令和元年12月5日閣議決定）及び「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、令和元年12月20日、令和2年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。

令和2年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

### (ア) 令和2年度予算の基本的な考え方

a アベノミクスの推進により、デフレではない状況を作り出す中で、我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。また、雇用・所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

- b 経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。
- c 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- d 政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。
- e 地球環境と両立した持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成に向けて、骨太方針2019に基づき、以下の視点から取組を推進する。

潜在成長率の引上げによる成長力の強化を目指し、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを企業の現預金も活用して喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組む。

また、成長と分配の好循環の拡大に向け、企業収益を拡大しつつ、下請中小企業の取引適正化等を進め、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、外需の取り込みを進める。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組む。このため、希望出生率1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会への参画機会を拡大していく。全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進める。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題への取組を行うとともに、昨今の国際情勢を踏まえ、我が国として、外交・安全保障の強化に取り組む。

- f 財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

#### (イ) 令和2年度予算編成についての考え方

- a 令和2年度予算編成に向けては、引き続き、デフレ脱却に向け、構造改革はもとより、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、Society 5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

あわせて、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された安心と成長の未来を拓く総



合経済対策に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成するとともに、予備費を含めた令和元年度予算、令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組により、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていく。

- b 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。

令和元年度予備費により台風等の被災者の生活・生業を再建するとともに、令和元年度補正予算により切れ目のない対策を講じ、復旧・復興を加速する。あわせて、3年間集中の防災・減災、国土強靱化の緊急対策を着実に実行するとともに、台風被害を踏まえた課題を検証し、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化を更に強力に進め、インフラ老朽化対応を含め、国民の安全・安心を確保する。

- c 令和2年度予算は、骨太方針2018及び骨太方針2019に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、引き続き、2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行う。改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- d 次世代型行政サービスの実現に向けて、国が主導して国及び地方自治体等の情報システムやデータの標準化を推進する等デジタル・ガバメントの早期実現を図るとともに、2020年3月までに行政手続コストを2割以上削減し、行政手続の簡素化・効率化を推進する。また、各府省は行政事業レビューを徹底的に実施するとともにEBPM (Evidence-based Policymaking) を推進し、予算の質の向上と効果検証に取り組む。

- e 新経済・財政再生計画の改革工程表を改定し、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、骨太方針2019に盛り込まれた主要分野ごとの重要課題への対応について改革工程を具体化する。また、見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的サービスの産業化などの広く国民各層の意識改革や行動変容に働きかける取組を引き続き加速・拡大する。さらに、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングの仕組みを強化し、民需主導の持続的な経済成長の実現につながる施策を喚起する。

このような方針に基づいて編成された令和2年度一般会計歳入歳出概算の規模は102兆6,580億円で、前年度当初予算と比べると1兆2,009億円増加（1.2%増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は2兆739億円で、前年度当初予算と比べると608億円減少（2.8%減）となった。

財政投融资計画の規模は13兆2,195億円で、前年度計画額と比べると1,001億円増加（0.8%増）となった。

なお、令和2年度当初予算案は、令和2年1月20日に第201回通常国会に提出され、3月27日に成立した。

## (2) 地方財政計画

令和2年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、骨太方針2018で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、令和元年6月10日に「時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見」及び令和元年12月13日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見」(附属資料参照)が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和2年度の地方財政計画を策定した。

### ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和2年度地方税制改正では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講じることとしている。また、個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦(寡夫)控除の見直し並びに電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しなどの税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

a 地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正として、令和2年度から令和4年度までの間は、令和元年度までと同様、財源不足が建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

b 令和2年度の財源不足見込額4兆5,285億円については、上記の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

(a) 建設地方債(財源対策債)を7,700億円増発する。

(b) 地方交付税については、国の一般会計加算により5,187億円(地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額2,533億円並びに平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務



両大臣覚書第8項に定める令和2年度における「乖離是正分加算額」2,500億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。

(c) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を3兆1,398億円発行する。

c 交付税特別会計借入金の償還については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、5,000億円の償還を実施する。

d 上記の結果、令和2年度の地方交付税については、16兆5,882億円(前年度比4,073億円増、2.5%増)を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、11兆7,336億円(普通会計分9兆2,783億円、公営企業会計等分2兆4,553億円)とする。

(エ) 人づくり革命の実現、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策の推進、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、一般行政経費に新たに「地域社会再生事業費」を4,200億円計上する。

b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円(前年度同額)計上する。

c 地方団体が地方単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を900億円計上する。

d 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額する。

e 投資的経費に係る地方単独事業費については、防災・減災対策を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円(前年度同額)、3,000億円(前年度同額)を計上することとしており、全体で前年度に比し0.1%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

f 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

g 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

h 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の施行に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配

分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。

i 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。

j 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

(オ) 公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を行うため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。

(カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## 1 東日本大震災分

### (ア) 復旧・復興事業

a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、3,742億円を確保する。また、一般財源充当分として86億円を計上する。

b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、24億円（普通会計分15億円、公営企業会計等分9億円）とする。

c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費8,984億円を計上する。

### (イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として756億円を計上するとともに、一般財源充当分として335億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和2年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は90兆7,397億円で、前年度と比べると1兆1,467億円増加（1.3%増）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が8,984億円で、前年度と比べると2,003億円減少（18.2%減）、全国防災事業が1,092億円で、前年度と比べると34億円増加（3.2%増）となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は40兆9,366億円で、前年度と比べると7,733億円増加（1.9%増）（道府県税4.0%増、市町村税0.2%増）、地方譲与税は2兆6,086億円で、前年度と比べると1,037億円減少（3.8%減）、地方特例交付金は2,007億円で、前年度（子ども・子育て支援臨時交付金を含む。）と比べると2,333億円減少（53.8%減）、地方交付税は16兆5,882億円で、前年度と比べると4,073億円増加（2.5%増）、国庫支出金は15兆2,157億円で、前年度と比べると4,983億円増加（3.4%増）、地方債（普通会計分）は9兆2,783億円で、前年度

と比べると1,500億円減少（1.6%減）となった。

歳出では、給与関係経費は20兆2,876億円で、前年度と比べると431億円減少（0.2%減）となった。なお、地方財政計画における職員数については、2,625人の増とした。一般行政経費は40兆3,717億円で、前年度と比べると1兆9,520億円増加（5.1%増）となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆7,510億円で、前年度（重点課題対応分を含む。）と比べると3,006億円増加（2.1%増）となった。公債費は11兆6,979億円で、前年度と比べると2,109億円減少（1.8%減）、投資的経費は12兆7,614億円で、前年度と比べると2,539億円減少（2.0%減）となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は6兆1,137億円で、前年度と比べると61億円増加（0.1%増）となった。

東日本大震災分（復旧・復興事業）についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は3,742億円で、前年度と比べると307億円減少（7.6%減）、国庫支出金は5,065億円で、前年度と比べると1,703億円減少（25.2%減）などとなった。歳出では、一般行政経費は1,748億円で、前年度と比べると674億円減少（27.8%減）、投資的経費は7,075億円で、前年度と比べると1,269億円減少（15.2%減）などとなった。

東日本大震災分（全国防災事業）についてみると、歳入では地方税は756億円で、前年度と比べると11億円増加（1.5%増）などとなった。歳出では公債費は1,092億円で、前年度と比べると34億円増加（3.2%増）となった。

また、令和2年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆7,336億円（普通会計分9兆2,783億円、公営企業会計等分2兆4,553億円）で、前年度と比べると2,721億円減少（2.3%減）となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が24億円（普通会計分15億円、公営企業会計等分9億円）で、前年度と比べると4億円減少（14.3%減）となった。

### (3) 令和2年度補正予算及び一般会計の予備費等の使用

#### ア 令和2年度補正予算（第1号）とそれに伴う地方財政措置等

##### (ア) 令和2年度補正予算（第1号）

令和2年度補正予算（第1号）は、令和2年4月7日に閣議決定の後、4月20日に変更について閣議決定、4月27日に第201回通常国会に提出され、4月30日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定・同月20日変更閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）を実施するための新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費25兆5,655億円等が追加計上された。また、歳入面で、公債金25兆6,914億円（建設公債2兆3,290億円の増額及び特例公債23兆3,624億円の増額）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和2年度当初予算に対し、25兆6,914億円増加し、128兆3,493億円となった。

##### (イ) 令和2年度補正予算（第1号）に係る地方財政措置等

緊急経済対策に伴い、地方税における特例措置に伴う減収及びこの補正予算における歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、a及びbのとおり措置を講じるとともに、補正予算

において地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるようcに掲げる交付金が創設されることとなった。

a 地方税における特例措置に伴う減収に対する措置

以下の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

(a) 地方税の徴収の猶予制度の特例に伴う地方債の発行

地方税の徴収の猶予制度の特例創設に伴う令和2年度の一時的な減収に対応するため、地方財政法第5条の特例債である資金手当のための地方債を発行することができることとする。

(b) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による減収額の補填

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による令和2年度以降の減収額については、自動車税減収補填特例交付金（令和2年度の増額分226億円）及び軽自動車税減収補填特例交付金（令和2年度の増額分23億円）により全額国費で補填する。

(c) 固定資産税及び都市計画税の軽減措置等による減収額の補填

固定資産税及び都市計画税の軽減措置並びに固定資産税の特例措置の拡充・延長による令和3年度以降の減収額については、全額国費で補填する。

b 地方負担の増加に対する措置

この補正予算により令和2年度に追加されることとなる経費に係る地方負担については、cに掲げる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。

また、この補正予算により令和2年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100%まで地方債を充当できるとし、後年度における元利償還金の50%（公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、当初における地方負担額に対する算入率である60%）を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

c 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付することとされる。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額は1兆円とされ、各地方公共団体への交付限度額は、人口、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に応じて算定される。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当対象は、地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業（ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象とする。）のうち地方単独事業の所要経費と国庫補助事業（法令に国の補助負担割合が定められていないものに限る。）の地方負担額であり、各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される。



**イ 令和2年度補正予算（第2号）等とそれに伴う地方財政措置等****（ア）令和2年度補正予算（第2号）等**

令和2年度一般会計の予備費の使用が令和2年4月24日に、令和2年度補正予算（第1号）により創設された令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用が5月26日に閣議決定された。

各予備費の使用額は、一般会計の予備費において260億円、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において1,839億円が計上された。

また、令和2年度補正予算（第2号）は、5月27日に閣議決定、6月8日に第201回通常国会に提出され、6月12日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症対策関係経費31兆8,171億円等が追加計上された。また、歳入面で、公債金31兆9,114億円（建設公債9兆2,990億円及び特例公債22兆6,124億円）が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和2年度補正予算（第1号）による補正後予算に対し、31兆9,114億円増加し、160兆2,607億円となった。

**（イ）令和2年度補正予算（第2号）等に係る地方財政措置**

この予備費の使用及び補正予算による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとした。

また、この補正予算により令和2年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとした。

**（ウ）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等**

この補正予算においては、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2兆円増額することとされた。

このほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、補正予算（第1号）分も含め全額国費による負担とした上で2兆2,370億円（医療分1兆6,279億円、介護・福祉分6,091億円）増額するとともに、全額国費により、雇用調整助成金の拡充等（4,519億円）、家賃支援給付金の創設（2兆242億円）等に係る事業を計上することとされた。

**ウ 「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に基づく予備費の使用とそれに伴う地方財政措置****（ア）予備費の使用**

新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨に対し、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、緊急に対応すべき施策が「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」（令和2年7月30日令和2年7月豪雨非常災害対策本部会議）として取りまとめられ、予備費等を活用し速やかに対応を進めていくこととさ

れ、令和2年度一般会計の予備費について、令和2年7月31日に1,017億円の使用が閣議決定された。

#### (イ) 予備費の使用に係る地方財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

##### a 災害復旧事業

(a) 直轄・補助事業として実施する災害復旧事業（公営企業が実施するものを除く。）について、地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災産地施設支援対策）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業（被災木材加工流通施設等復旧対策）及び浜の活力再生・成長促進交付金事業（被災施設整備対策事業）について、地方負担額の100%まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c) 公営企業が実施する災害復旧事業について、地方負担額の100%まで地方公営企業災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

##### b 災害関連事業

地方負担額の100%まで補正予算債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

##### c 災害廃棄物処理事業

災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

##### d なりわい再建支援事業

地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

なお、地方公共団体が事業者負担に対して総事業費の3/4以内で補助する経費の1/2を国が補助する場合、地方負担額の70%を特別交付税により措置する。

##### e 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）

地方公共団体が事業者負担に対して国庫補助額の範囲内で補助する場合、地方負担額の70%を特別交付税により措置する。

##### f 災害援護貸付金

資金手当として地方負担額の100%まで一般事業債を充当できることとする。



g 災害救助費及び災害弔慰金等

地方負担額については、従前と同様、所要の特別交付税措置を講じる。

**Ⅰ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和2年8月7日）**

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和2年8月7日に1兆1,257億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用による歳出の追加のうち都道府県の予算に計上して経費を支出する生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付については、全額国費によることとされ、地方負担は生じなかった。

**Ⅱ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費等の使用とそれに伴う地方財政措置**

**(ア) 予備費の使用**

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び令和2年度一般会計の予備費の使用が令和2年9月15日に閣議決定された。

各予備費の使用額は、一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費において1兆6,386億円、一般会計の予備費において315億円が計上された。

**(イ) 一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に係る地方財政措置**

この予備費の使用による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとした。

**(ウ) 一般会計の予備費の使用に係る地方財政措置**

この予備費の使用による歳出の追加に伴い地方負担の増加が生じることから、当該地方負担については、以下のとおり地方財政措置を講じることとした。

a 災害復旧事業

地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

b 災害関連事業

地方負担額の100%まで補正予算債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

**Ⅲ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和2年12月11日）**

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和2年12月11日に3,856億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用による歳出の追加のうち地方公共団体の予算に計上して経費を支出するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業については、全額国費によることとされ、地方負担は生じなかった。

**Ⅳ 令和2年度補正予算（第3号）とそれに伴う地方財政措置等**

**(ア) 令和2年度補正予算（第3号）**

令和2年度補正予算（第3号）は、令和2年12月15日に閣議決定、令和3年1月18日に第

204回通常国会に提出され、1月28日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策4兆3,581億円、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現11兆6,766億円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保3兆1,414億円等が計上されたほか、既定経費の減額4兆1,963億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収が8兆3,880億円減額計上された一方、税外収入7,297億円、公債金22兆3,950億円（建設公債3兆8,580億円及び特例公債18兆5,370億円）等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和2年度補正予算（第2号）による補正後予算に対し、15兆4,271億円増加し、175兆6,878億円となった。

### （イ）令和2年度補正予算（第3号）に係る地方財政措置

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講じることとした。

#### a 地方交付税

この補正予算においては、令和2年度の国税の減収に伴い地方交付税が2兆6,339億円の減額となったところであるが、これについては、令和2年度当初における地方財政対策に準じ、以下のとおり措置することとし、この結果、令和2年度当初予算の地方交付税の総額を確保する。

(a) 地方交付税の減2兆6,339億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置する。

(b) (a) の加算のうち国負担分8,651億円については、臨時財政対策特例加算とすることとし、地方負担分1兆7,688億円については、臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、後年度精算する。

また、令和2年度当初に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還については、当該償還予定額から国の一般会計からの加算により償還財源を確保した分を控除した額（2,500億円）の償還を繰り延べるとともに、当該額を令和3年度当初の地方交付税の総額に加算することができることとする。

以上の措置を講じるため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出し、令和3年1月28日に成立した（令和3年法律第3号）。

#### b 追加の財政需要

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり地方財政措置を講じる。

##### (a) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に係る事業

この補正予算による歳出の追加のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として実施する事業に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。また、投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

##### (b) ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業

この補正予算による歳出の追加のうち、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現として実施する事業に係る地方負担については、投資的経費を除き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置する。

また、投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c) 上記 (a) (b) 以外の事業

この補正予算による歳出の追加のうち、上記 (a) (b) 以外の事業に係る地方負担については、以下のとおり措置する。

- ① 投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

I 災害復旧事業債

(I) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(II) 災害対策債

- i なりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合）及び令和2年7月豪雨による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

- ii 上記 i 以外の事業

災害廃棄物処理事業については、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置する。

(III) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

- II 令和2年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債  
令和2年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

III 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

- ② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額

(4,200億円)の一部により対応する。

#### (ウ) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

この補正予算においては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1.5兆円（うち地方単独分1.0兆円、即時対応分0.2兆円）増額することとされた。

このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額（1兆3,011億円（医療分1兆1,763億円、介護・福祉分1,248億円））、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の増額（4,199億円）及び新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（5,736億円）等に係る事業を計上することとされた。

#### (エ) 地方税等の減収に対する措置

令和2年度の地方税等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方消費税（地方消費税交付金を含む）、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税（ゴルフ場利用税交付金を含む）、軽油引取税（軽油引取税交付金を含む）、市町村たばこ税（市町村たばこ税都道府県交付金を含む）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税について景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みであり、これらの地方税等の減収に対し、減収補填債を発行可能とするよう、地方交付税法等の一部を改正する法律の中で、地方財政法第5条の特例を設けた。

なお、当該減収補填債の後年度における元利償還金については、その75%（地方消費税引上げ分、地方消費税交付金引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税については100%）を公債費方式により基準財政需要額に算入することとした。

また、減収補填債の資金については、市町村（指定都市を除く。）に対して原則としてその全額に公的資金を配分することとした。さらに、減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費への充当可能額の範囲内で資金手当のための地方債を発行可能とするよう、令和2年度地方債同意等基準を改正することとした。

#### ㉞ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和2年12月25日）

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和2年12月25日に4,862億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を2,169億円増額することとされた。

#### ㉟ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和3年1月15日）

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和3年1月15日に7,418億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を7,418億円増額することとされた。



### コ 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用（令和3年2月9日）

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費について、令和3年2月9日に1兆1,372億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠及び即時対応特定経費分）を8,802億円増額することとされた。

### サ 令和2年度一般会計の予備費の使用とそれに伴う地方財政措置

令和3年福島県沖を震源とする地震に対し、東日本大震災の被災地である地域のニーズや特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を取りまとめ、速やかに対応を進めていくこととされ、令和2年度一般会計の予備費について、令和3年2月26日に31億円の使用が閣議決定された。

この予備費の使用により追加される中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（なりわい再建支援事業）については、地方負担額の95%を特別交付税により措置することとした。

## (4) 地方公共団体の予算

令和2年度の地方公共団体の普通会計予算の総額（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。）の単純合計）は、前年度と比べると当初予算では1.2%増、9月補正後予算では25.3%増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、

- ・ 地方税が当初予算では0.9%増、9月補正後予算では0.6%増
- ・ 地方譲与税が当初予算では5.3%減、9月補正後予算では6.5%減
- ・ 地方交付税が当初予算では3.0%増、9月補正後予算では2.4%増
- ・ 国庫支出金が当初予算では2.6%増、9月補正後予算では124.0%増
- ・ 地方債が当初予算では0.8%増、9月補正後予算では3.5%増

となっている。一方、歳出では、

- ・ 人件費が当初予算では3.7%増、9月補正後予算では4.0%増
- ・ 物件費が当初予算では2.9%減、9月補正後予算では11.6%増
- ・ 扶助費が当初予算では2.9%増、9月補正後予算では4.5%増
- ・ 補助費等が当初予算では6.6%増、9月補正後予算では98.6%増
- ・ 普通建設事業費が当初予算では1.6%減、9月補正後予算では0.2%減
- ・ 災害復旧事業費が当初予算では7.8%減、9月補正後予算では25.3%増

となっている。

詳細は第45表のとおりとなっている。

第45表 令和2年度普通会計予算の状況（9月補正後）

その1 歳入

区 分	予 算 額								構 成 比			
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算	
	令和 2年度	令和 元年度	増減額	増減率	令和 2年度	令和 元年度	増減額	増減率	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度
地 方 税	411,400	407,832	3,567	0.9	410,487	407,983	2,504	0.6	37.2	37.3	29.4	36.6
地 方 譲 与 税	25,650	27,091	△ 1,442	△ 5.3	25,389	27,148	△ 1,759	△ 6.5	2.3	2.5	1.8	2.4
地 方 特 例 交 付 金	1,909	3,774	△ 1,864	△ 49.4	1,985	4,350	△ 2,365	△ 54.4	0.2	0.3	0.1	0.4
地 方 交 付 税	163,593	158,820	4,773	3.0	165,353	161,418	3,935	2.4	14.8	14.5	11.8	14.5
市町村たばこ税都道府県交付金	7	8	△ 0	△ 5.5	7	8	△ 0	△ 5.5	0.0	0.0	0.0	0.0
利子割交付金	193	298	△ 105	△ 35.2	193	298	△ 105	△ 35.2	0.0	0.0	0.0	0.0
配当割交付金	926	998	△ 72	△ 7.2	926	998	△ 72	△ 7.2	0.1	0.1	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	616	847	△ 231	△ 27.3	616	847	△ 231	△ 27.3	0.1	0.1	0.0	0.1
分離課税所得割交付金	56	54	2	3.1	56	54	2	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
地方消費税交付金	28,231	23,438	4,793	20.5	28,166	23,432	4,733	20.2	2.6	2.1	2.0	2.1
ゴルフ場利用税交付金	290	294	△ 5	△ 1.5	290	294	△ 5	△ 1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車取得税交付金	0	695	△ 695	△ 99.9	0	682	△ 682	△ 99.9	0.0	0.1	0.0	0.1
環境性能割交付金	594	257	337	131.2	593	270	324	120.0	0.1	0.0	0.0	0.0
軽油引取税交付金	1,299	1,313	△ 14	△ 1.1	1,299	1,313	△ 14	△ 1.1	0.1	0.1	0.1	0.1
法人事業税交付金	1,379	0	1,379	皆増	1,385	0	1,385	皆増	0.1	0.0	0.1	0.0
小計（一般財源）	634,765	625,721	9,044	1.4	635,361	629,095	6,266	1.0	57.4	57.2	45.5	56.4
国庫支出金	158,703	154,745	3,957	2.6	358,630	160,138	198,491	124.0	14.3	14.2	25.7	14.4
地 方 債	107,585	106,728	857	0.8	114,838	110,958	3,881	3.5	9.7	9.8	8.2	9.9
そ の 他	205,111	205,910	△ 799	△ 0.4	288,980	215,475	73,505	34.1	18.5	18.8	20.7	19.3
歳 入 合 計	1,106,164	1,093,104	13,060	1.2	1,397,809	1,115,666	282,143	25.3	100.0	100.0	100.0	100.0

その2 歳出

区 分	予 算 額								構 成 比			
	当 初 予 算				9月補正後予算				当初予算		9月補正後予算	
	令和 2年度	令和 元年度	増減額	増減率	令和 2年度	令和 元年度	増減額	増減率	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度
人 件 費	232,370	224,047	8,324	3.7	233,030	224,021	9,009	4.0	21.0	20.5	16.7	20.1
物 件 費	99,985	102,945	△ 2,961	△ 2.9	117,202	105,065	12,137	11.6	9.0	9.4	8.4	9.4
維 持 補 修 費	12,538	11,918	619	5.2	12,960	12,315	646	5.2	1.1	1.1	0.9	1.1
扶 助 費	155,155	150,734	4,421	2.9	158,748	151,957	6,790	4.5	14.0	13.8	11.4	13.6
補 助 費 等	209,739	196,699	13,039	6.6	398,499	200,620	197,879	98.6	19.0	18.0	28.5	18.0
普 通 建 設 事 業	154,523	157,072	△ 2,549	△ 1.6	165,282	165,678	△ 395	△ 0.2	14.0	14.4	11.8	14.9
うち 補助事業費	73,941	74,574	△ 633	△ 0.8	81,281	79,482	1,799	2.3	6.7	6.8	5.8	7.1
うち 単独事業費	72,711	75,795	△ 3,084	△ 4.1	76,127	78,559	△ 2,432	△ 3.1	6.6	6.9	5.4	7.0
災 害 復 旧 事 業 費	8,407	9,114	△ 707	△ 7.8	12,653	10,102	2,551	25.3	0.8	0.8	0.9	0.9
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0.0	0	0	△ 0	△ 38.2	0.0	0.0	0.0	0.0
公 債 費	119,958	120,940	△ 983	△ 0.8	120,166	121,258	△ 1,092	△ 0.9	10.8	11.1	8.6	10.9
そ の 他	113,489	119,633	△ 6,144	△ 5.1	179,268	124,649	54,619	43.8	10.3	10.9	12.8	11.2
歳 出 合 計	1,106,164	1,093,104	13,060	1.2	1,397,809	1,115,666	282,143	25.3	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1 この数値は、各年度の予算額の単純合計（都道府県及び市町村（一部事務組合等を除く。））である。  
 2 当初予算については、令和元年度又は令和2年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。  
 3 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。  
 4 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。  
 5 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。



## (5) 公営企業等に関する財政措置

### ア 公営企業

#### (ア) 通常収支分

公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和2年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆4,942億円（前年度2兆5,394億円）を計上する。

公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆4,553億円（前年度2兆5,774億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略の策定・改定に要する経費については、令和2年度までを期限として特別交付税措置を講じる。この措置においては、水道事業及び下水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、当該特別交付税措置の対象とした上で、上限額を引き上げる。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置並びに水道管路耐震化事業に係る地方財政措置については、経営戦略を策定していることを要件としている。
- b 公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口3万人未満の地方公共団体においても令和5年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費や、市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方財政措置を講じる。
- c 水道事業については、多様な広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費や、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。

また、上水道事業の旧簡易水道区域における施設整備や、土砂流入防止壁、防水扉等の整備に要する経費について、所要の地方財政措置を講じる。

- d 下水道事業については、「広域化・共同化計画」の策定に要する経費や、広域化・共同化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。

- e 病院事業については、引き続き、再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

また、地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる不採算地区の中核的な公立病院に対し、その機能を維持するための繰出しに対して新たに特別交付税措置を講じるなど、地方交付税措置について所要の見直しを行う。

#### (イ) 東日本大震災分

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、

その全額（復興事業のうち東日本大震災復興交付金（効果促進事業）は95%）を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において15億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分9億円を計上する。

### イ 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の9%分）については、その所要額（6,423億円）について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,400億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,579億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,290億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費負担金（3,767億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2）を負担することとし、地方負担（942億円）について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（517億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3）を負担することとし、地方負担（172億円）について地方交付税措置を講じる。

### ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割2割・5割・7割軽減）ため、都道府県及び市町村が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（3,058億円）について地方交付税措置を

講じる。

(イ) 高額医療費負担金（3,476億円）については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2）を負担することとし、地方負担（869億円）について地方交付税措置を講じる。

(ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（193億円）に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3）を負担することとし、地方負担（64億円）について地方交付税措置を講じる。

(エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

## (6) 個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況について、令和元年度決算における経常収支比率は、社会保障関係費に係る補助費等及び扶助費が増加したこと等により、前年度（93.0%）と比べて0.4ポイント上昇の93.4%となっている。近年は、経常収支比率が90%台の高い水準で推移しているほか、普通会計が負担すべき借入金残高も累積しているなど、依然として厳しい財政状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売却などの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、他の地方公共団体との連携、公共施設の最適化などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率による早期健全化基準以上の団体は、財政再生団体の北海道夕張市のみとなっている。北海道夕張市では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、固定資産税・軽自動車税の超過課税や各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。なお、夕張市において、引き続き財政の再生に努めつつ、財政再生計画の終了後も持続的に存立・発展していけるよう、認定こども園の整備や市立診療所等の移転改築など地域の再生に資する事業の追加等の内容を盛り込んだ財政再生計画の見直しに対し平成29年3月に総務大臣が同意を行ったところであり、当該計画に基づき財政再建と地域再生の両立に向けた取組を行っている。

また、令和元年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は5会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

## 2 令和3年度の地方財政

### (1) 令和3年度の経済見通しと国の予算

#### ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、令和2年12月18日閣議了解、令和3年1月18日閣議決定された。この中で、以下の令和2年度の経済動向、令和3年度の経済見通し及び令和3年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

#### (ア) 令和2年度の経済動向

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、緊急経済対策、令和2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。

こうした中、政府は、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定し、また、令和2年度第3次補正予算を編成した。また、最近の感染拡大に対しては、緊急事態宣言に基づいて感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、経済への影響に対しては、令和2年度第3次補正予算の着実な執行とともに予備費も活用して支援策を講じていく。

今後については、感染拡大の防止策を講じるなかで、総合経済対策の着実な執行等による各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

物価の動向をみると、原油価格下落等により、消費者物価（総合）は前年比でマイナスとなっている。

この結果、令和2年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率はマイナス5.2%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率はマイナス4.2%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）変化率はマイナス0.6%程度と見込まれる。

#### (イ) 令和3年度の経済見通し

令和3年度については、「令和3年度の経済財政運営の基本的態度」に基づき、総合経済対策を円滑かつ着実に実施すること等により、令和3年度の実質GDP成長率は4.0%程度、名目GDP成長率は4.4%程度と見込まれ、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。

物価については、経済の改善に伴い、需給が引き締まる中で、デフレへの後戻りが避けられ、消費者物価（総合）は0.4%程度と緩やかに上昇することが見込まれる。

ただし、引き続き、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。



### (ウ) 令和3年度の経済財政運営の基本的態度

経済財政運営に当たっては、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。

総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えを図りつつ、設備投資をはじめとする民間需要を呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需の自律的な回復も相まって、民需主導の成長軌道に戻していく。

今回の新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化や規制改革を含め、集中投資・実装とその環境整備により、デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資を強化する。

2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現に取り組む。

また、活力ある地方を創るべく、中小企業の生産性向上や最低賃金の全国的な引上げに取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし、地方を活性化する。都会から地方へ、また企業間で、さらには中小企業やベンチャーへなど、新たな人の流れをつくり、海外の成長を取り込んでいく。

さらに、不妊治療への保険適用に取り組む等切れ目ない子育て支援や、保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築する。テレワークや、同一労働同一賃金など働き方改革を推進するとともに、就職氷河期世代をはじめ、個々人の状況に応じた就労や社会参加など頑張る人を強力に支援する。若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組む。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化、経済安全保障の観点からの多角的自由貿易体制の維持・強化など重要課題への取組を行う。

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定。以下「骨太方針2020」という。）に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進する。

日本銀行には、新型コロナウイルス感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

## イ 国の予算

「令和3年度予算編成の基本方針」（令和2年12月8日閣議決定）及び「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて、令和2年12月21日、令和3年度一般会計歳入歳出概算が閣議決定された。

令和3年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

### (ア) 令和3年度予算の基本的な考え方

a 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動き

が続くことが期待される。ただし、経済の水準は依然コロナ前を下回っており、また感染症が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

b 内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講じるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行う。我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍を超えて膨らむ見込みであるなど、引き続き、厳しい状況にある中で、「経済あつての財政」との考え方の下、経済財政運営に万全を期するとともに、骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、二度とデフレに戻ることがないように、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進する。

c 国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。骨太方針2020に掲げられている主な施策項目及びそれを具体化する成長戦略の実行計画を踏まえ、以下の視点から、ポストコロナの新しい社会をつくっていく。

今回の新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化や規制改革を含め、集中投資・実装とその環境整備により、デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資を強化する。

2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現に取り組む。

また、活力ある地方を創るべく、中小企業の生産性向上や最低賃金の全国的な引上げに取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし、地方を活性化する。都会から地方へ、また企業間で、さらには中小企業やベンチャーへなど、新たな人の流れをつくり、海外の成長を取り込んでいく。

さらに、不妊治療への保険適用に取り組む等切れ目ない子育て支援や、保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築する。テレワークや、同一労働同一賃金など働き方改革を推進するとともに、就職氷河期世代をはじめ、個々人の状況に応じた就労や社会参加など頑張る人を強力に支援する。若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組む。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化、経済安全保障の観点からの多角的自由貿易体制の維持・強化など重要課題への取組を行うとともに、新たな国際秩序に向けて、我が国として、外交力の強化や必要な防衛力の整備等の安全保障の強化に取り組む。

### (イ) 令和3年度予算編成についての考え方

a 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進していくよう、上記の基本的考え方を踏まえ、令和3年度予算編成を行う。

感染症との闘いの最前線に立ち続ける医療や介護の現場の方々の献身的な貢献を支えるため、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づく



り、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指す。

b あわせて、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民間投資を促進するなど民需主導の成長軌道に戻していくため、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進\*<sup>1</sup>など安全・安心の確保を柱とし策定された「総合経済対策」に基づき、いわゆる「15か月予算」の考え方で、新たに令和2年度第3次補正予算を、令和3年度当初予算と一体として、編成する。

c 令和3年度予算は、骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することで、これまでの歳出改革の取組を継続し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、しっかりとメリハリ付けを行う。新経済・財政再生計画の改革工程表について、骨太方針2020を踏まえて改定するとともに、改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、骨太方針2020を踏まえて一般財源の総額を確保しつつ、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

d さらに、行政事業レビューを適切に実施するとともに、デジタル化を踏まえたEBPMの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きの強化により、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングを徹底する。このため、広く国民各層の意識改革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革等の取組をEBPMと一体として推進する。

このような方針に基づいて編成された令和3年度一般会計歳入歳出概算の規模は106兆6,097億円で、前年度当初予算と比べると3兆9,517億円増加（3.8%増）となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は9,318億円で、前年度当初予算と比べると1兆1,422億円減少（55.1%減）となっている。

財政投融资計画の規模は40兆9,056億円で、前年度計画額と比べると27兆6,861億円増加（209.4%増）となっている。

\* 1 防災・減災、国土強靱化については、令和3年度から令和7年度までの5年間において、時々々の自然災害等の状況に即した機動的・弾力的な対応を行うこととし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を取りまとめる。本対策は、激甚化する風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速、デジタル化等の推進にかかる対策を柱とする。特に加速化・深化させるべき施策のために追加的に必要となる事業規模は15兆円程度を目指すこととし、初年度については、令和2年度第3次補正予算において措置する。

## (2) 地方財政計画

令和3年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、骨太方針2018で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

なお、地方財政審議会からは、令和2年12月10日に「今後目指すべき地方財政の姿と令和3年度の地方財政への対応等についての意見」（附属資料参照）が提出された。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和3年度の地方財政計画を策定している。

### ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、令和3年度地方税制改正では、令和3年度評価替えに際しての固定資産税等の負担調整措置や車体課税の見直しなどの税制上の措置を講じることとしている。

(イ) 財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとし、所要の法律改正を行う。

a 財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等により対処することとした残余については、令和2年度に講じた令和4年度までの制度改革に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

b これに基づき、令和3年度の財源不足見込額10兆1,222億円については、次の補填措置を講じる。

(a) 地方交付税については、令和元年度分の精算による4,811億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により2兆1,915億円（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額2,092億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項（2）及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める「乖離是正分加算額」の前倒し2,500億円並びに臨時財政対策特例加算額1兆7,169億円）増額する。

また、令和2年度の交付税特別会計借入金の償還予定額5,000億円のうち国の加算に

より償還財源を確保した分を控除した額2,500億円を繰り延べた上で令和3年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、令和3年度の交付税特別会計借入金の償還予定額6,000億円を繰り延べる。このほか、交付税特別会計剰余金1,500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

(b) 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を5兆4,796億円発行する。

(c) 建設地方債（財源対策債）を7,700億円増発する。

c 交付税特別会計借入金については、令和3年度は償還を繰り延べた上で、令和4年度は1,000億円、令和5年度は3,000億円、令和6年度は5,000億円を償還、令和7年度から令和10年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、令和11年度から令和38年度までは各年度1兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。

d 上記の結果、令和3年度の地方交付税については、17兆4,385億円（前年度比8,503億円、5.1%増）を確保する。

(ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、13兆6,372億円（普通会計分11兆2,407億円、公営企業会計等分2兆3,965億円）とする。

(エ) 地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

a 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、一般行政経費に新たに「地域デジタル社会推進費」を2,000億円計上する。

b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）計上する。

c 「地域社会再生事業費」については、引き続き4,200億円（前年度同額）計上する。

d 投資的経費に係る地方単独事業費については、防災・減災、国土強靱化を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円（前年度同額）、4,000億円（前年度比1,000億円、33.3%増）を計上することとしており、全体で前年度に比し1.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

e 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

f 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。

- g 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の平年度化に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
  - h 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
  - i 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を行うため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## イ 東日本大震災分

### (ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、1,326億円を確保する。また、一般財源充当分として2億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、11億円（普通会計分8億円、公営企業会計等分3億円）とする。

- c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費3,328億円を計上する。

### (イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として744億円を計上するとともに、一般財源充当分として345億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した令和3年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は89兆8,060億円で、前年度と比べると9,337億円減少（1.0%減）となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が3,328億円で、前年度と比べると5,656億円減少（63.0%減）、全国防災事業が1,090億円で、前年度と比べると2億円減少（0.2%減）となっている。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は38兆2,704億円で、前年度と比べると2兆6,662億円減少（6.5%減）（道府県税7.9%減、市町村税5.4%減）（令和2年度徴収猶予の特例等の適用に伴う令和3年度収入見込額を除くと、38兆802億円で、前年度と比べると2兆8,564億円減少（7.0%減）、地方譲与税は1兆8,462億円で、前年度と比べると7,624億円減少（29.2%



減) (令和2年度徴収猶予の特例等の適用に伴う令和3年度収入見込額を除くと、1兆8,219億円で、前年度と比べると7,867億円減少(30.2%減)、地方特例交付金等は3,577億円で、前年度と比べると1,570億円増加(78.2%増)、地方交付税は17兆4,385億円で、前年度と比べると8,503億円増加(5.1%増)、国庫支出金は14兆7,631億円で、前年度と比べると4,526億円減少(3.0%減)、地方債(普通会計分)は11兆2,407億円で、前年度と比べると1兆9,625億円増加(21.2%増)となっている。

歳出では、給与関係経費は20兆1,540億円で、前年度と比べると1,336億円減少(0.7%減)となっている。なお、地方財政計画における職員数については、2,792人の増としている。一般行政経費は40兆8,824億円で、前年度と比べると5,107億円増加(1.3%増)となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆8,296億円で、前年度と比べると786億円増加(0.5%増)となっている。公債費は11兆7,799億円で、前年度と比べると820億円増加(0.7%増)(猶予特例債の元利償還金を除くと、11兆5,654億円で、前年度と比べると1,325億円減少(1.1%減))、投資的経費は11兆9,273億円で、前年度と比べると8,341億円減少(6.5%減)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は6兆2,137億円で、前年度と比べると1,000億円増加(1.6%増)となっている。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は1,326億円で、前年度と比べると2,416億円減少(64.6%減)、国庫支出金は1,913億円で、前年度と比べると3,152億円減少(62.2%減)などとなっている。歳出では、一般行政経費は1,686億円で、前年度と比べると62億円減少(3.5%減)、投資的経費は1,497億円で、前年度と比べると5,578億円減少(78.8%減)などとなっている。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では、地方税は744億円で、前年度と比べると12億円減少(1.6%減)などとなっている。歳出では、公債費は1,090億円で、前年度と比べると2億円減少(0.2%減)となっている。

また、令和3年度の地方債計画の規模は、通常収支分が13兆6,372億円(普通会計分11兆2,407億円、公営企業会計等分2兆3,965億円)で、前年度と比べると1兆9,037億円増加(16.2%増)となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が11億円(普通会計分8億円、公営企業会計等分3億円)で、前年度と比べると13億円減少(54.2%減)となっている。

### (3) 公営企業等に関する財政措置

#### ア 公営企業

##### (ア) 通常収支分

公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、令和3年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において2兆4,430億円(前年度2兆4,942億円)を計上する。



公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆3,965億円（前年度2兆4,553億円）を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 公営企業会計の更なる適用の推進について、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口3万人未満の地方公共団体においても令和5年度までに公営企業会計に移行するなど、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費や、市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じる。なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置について、人口3万人以上の地方公共団体は令和3年度から公営企業会計の適用を要件に加えることとしている。
- b 水道事業については、多様な広域化を推進するため、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費や、広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。  
また、簡易水道事業を統合した上水道事業について、適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる場合、必要な更新投資を可能とし、持続的な経営を確保するため、旧簡易水道施設の建設改良事業について、所要の地方財政措置を講じる。
- c 下水道事業については、「広域化・共同化計画」の策定に要する経費や、広域化・共同化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講じる。
- d 病院事業については、公立病院改革に関する各地域の自主的な取組に支障が生じないよう、令和3年度においても、引き続き、公立病院の再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について現行の地方財政措置を講じる。また、災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備については、災害時における救急医療の提供のために必要な施設の整備のうち、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備を対象とした地方財政措置を拡充する。このほか、不採算医療・特殊医療等に対して、引き続き地方交付税措置を講じる。

#### (イ) 東日本大震災分

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において1億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分3億円を計上する。

#### 1 国民健康保険事業

国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れられる都道府県繰入金（給付費等の9%分）に

については、その所要額（6,277億円）について地方交付税措置を講じる。

- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部（都道府県3/4、市町村1/4）を負担することとし、その所要額（4,410億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村（一部事務組合等を除く。）が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用（2,569億円）に対し、国及び都道府県が一部（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）を負担することとし、地方負担（1,285億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費負担金（3,806億円）については、都道府県国保に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2）を負担することとし、地方負担（952億円）について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業（508億円）に対して、国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、都道府県国保1/3）を負担することとし、地方負担（169億円）について地方交付税措置を講じる。

## ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る（均等割2割・5割・7割軽減）ため、都道府県及び市町村が負担（都道府県3/4、市町村1/4）することとし、その所要額（3,225億円）について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 高額医療費負担金（3,536億円）については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部（国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2）を負担することとし、地方負担（884億円）について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金（192億円）に対して国及び都道府県が一部（国1/3、都道府県1/3、広域連合1/3）を負担することとし、地方負担（64億円）について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

# 3

## 第3部

最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

# 1 新型コロナウイルス感染症への対応

国においては、新型コロナウイルス感染症への対応として「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部）、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部）、緊急経済対策及び総合経済対策（以下「経済対策」という。）が講じられ、これらに伴う補正予算の編成や予備費の使用が行なわれた。こうした中、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の創設や、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の減収に対する措置などを講じることとされた。

## (1) 新型コロナウイルス感染症対応に係る財政措置

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対策に積極的に取り組むために、国において財源を確保することが重要であることから、医療機関等への支援措置である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業などほとんどの事業を全額国費対応とする一方で、経済対策についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、臨時交付金が創設され、令和2年度補正予算（第1号）で1兆円、令和2年度補正予算（第2号）で2兆円、令和2年度補正予算（第3号）で1.5兆円が計上された。

臨時交付金の交付限度額については、令和2年度補正予算（第1号）の1兆円のうち、地方単独事業分として0.7兆円が人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況等に基づき算定された。また、令和2年度補正予算（第2号）の2兆円のうち、地方単独事業分として、0.95兆円が人口・事業所数を基礎に感染状況等を反映して算定され、1兆円が人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定された。さらに、令和2年度補正予算（第3号）の1.5兆円のうち、地方単独事業分として、0.5兆円が人口・事業所数を基礎に感染状況等を反映して算定され、0.5兆円が人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定された。なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の累次の補正予算・予備費により実施される事業のうち、地方負担が発生する国庫補助事業の地方負担分について、感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する事業については、地方負担額の全額を、雇用維持・継続事業や経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に関する事業については、地方負担額の8割を基本として、それぞれ臨時交付金の交付限度額として算定することとされている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を令和3年度から2年間かけて約900名増やし、これまでの1.5倍の約2,700名に増員するために必要な地方交付税措置を講じることとしており、地方公共団体においては早急に保健所の体制強化に取り組むことが求められている。



## (2) 地方税収の減への対応

### ア 令和2年度における対応

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税収が大幅に減少するおそれがあるなど、地方財政は極めて厳しい状況にあることから、地方公共団体の当面の資金繰り対策として、以下の措置を講じた。

#### ① 地方税の徴収猶予に伴う減収への対応

緊急経済対策における税制上の措置として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった納税者等に対し、令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税について、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予できる特例を創設した。

これに伴い地方公共団体に生じる減収について、資金手当のための猶予特例債を創設するとともに、政令指定都市を除く市町村に対して原則としてその全額に財政融資資金を配分することとした。

#### ② 減収補填債の対象税目の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により、景気変動に伴う通常増減収を超えた大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる7税目（地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税・市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税、これらに係る交付金）について、減収補填債の対象税目に加えることとした。

また、地方公共団体の資金調達を支援するため、減収補填債の資金については、1兆円を公的資金で増額確保し、とりわけ、政令指定都市を除く市町村に対して原則としてその全額に公的資金を配分することとした。

#### ③ 特別減収対策債の創設

減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費への充当可能額の範囲内で資金手当のための特別減収対策債を発行可能とした。

#### ④ 公営企業における特別減収対策企業債の発行

交通、病院など公営企業における新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足について、特別減収対策企業債を発行可能とし、その償還利子について特別交付税措置を講じた。

#### ⑤ 共同発行市場公募地方債の増額

地方公共団体のニーズを踏まえ、共同発行市場公募地方債の償還年限を多様化し、1年債を創設することとした。

#### ⑥ 地方債の早期発行を可能とする手続きの弾力化

地方債に関する総務省への同意協議手続きを早期かつ柔軟に行うことにより、地方議会の議決後すぐに発行可能となるよう対応した。

### イ 令和3年度における対応

令和3年度においても、地方公共団体が新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中、財政運営に支障が生じないよう、資金繰り対策として、以下の措置を講じている。

#### ① 臨時財政対策債に対する公的資金の大幅な増額確保



臨時財政対策債について、財政融資資金を7,463億円、地方公共団体金融機構資金を3,602億円、公的資金全体で1兆1,065億円増額することにより、全体の4割（2兆2,432億円）を公的資金で確保することとしている。

② 特別減収対策債及び公営企業における特別減収対策企業債の延長

減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、令和3年度も引き続き、特別減収対策債を発行可能とするとともに、交通、病院など公営企業における新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足について、令和3年度も引き続き、特別減収対策企業債を発行可能とすることとしている。

③ 資金調達手段の多様化・資金調達環境の整備

民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債や共同発行市場公募地方債の発行を引き続き推進する。併せて、地方債の日本銀行適格担保（日本銀行が金融機関に資金供給する際に受けることのできる担保資産）としての活用は、地方公共団体の資金調達の円滑化や、地域金融機関を通して地域経済の活性化に資することから、そのさらなる推進を図ることとしている。

## 2 地域のデジタル化の推進

国においては、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、マイナンバー制度と国・地方を通じたデジタル基盤のあり方を含め、抜本的な改善を図ることとされ、地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進や地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進等を盛り込んだ「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）が策定された。

### (1) 自治体DX推進計画の策定

デジタル・ガバメント実行計画に掲げられた地方公共団体に関連する施策について、国が主導的に役割を果たしつつ、地方公共団体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があることから、総務省においては、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）推進計画」として令和2年12月25日に策定した。

自治体DX推進計画では、DX推進のために地方公共団体が取り組むべき事項を着実に実施するため、①首長、CIO<sup>\*1</sup>、CIO補佐官等を含めた全庁的なマネジメント体制の構築等による組織体制の整備、②外部人材の活用及び職員の育成の推進等によるデジタル人材の確保・育成、③スケジュール策定等による計画的な取組、④市町村における個別の施策の着実な推進・デジタル技術の共同導入・人材確保等について都道府県による市町村支援といった、推進体制を構築することを示している。

また、デジタル・ガバメント実行計画の各施策のうち、地方公共団体が取り組むべき主な重点取組事項として、①地方公共団体の情報システムの標準化・共通化、②マイナンバーカードの普及促進、③地方公共団体の行政手続のオンライン化、④地方公共団体のAI・RPAの利用促進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底を示している。このうち、情報システムの標準化・共通化は、令和7年度末を目標として、全国規模のクラウド基盤（Gov-Cloud（仮称）<sup>\*2</sup>）の活用に向けた検討を踏まえ、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）<sup>\*3</sup>について、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する取組である。また、行政手続のオンライン化は、令和4年度末を目標として、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続<sup>\*4</sup>について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする取組である。

\* 1 Chief Information Officer 最高情報統括責任者。

\* 2 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。地方公共団体の情報システムについても「Gov-Cloud（仮称）」を活用できるよう、具体的な対応方策や課題等について検討を進めている。

\* 3 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援を処理するシステムのこと。

\* 4 デジタル・ガバメント実行計画における「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定された、子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4手続）の計31手続

さらに、これらの施策とともに地方公共団体が取り組むべき事項として、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう地域社会のデジタル化を集中的に推進することや、地域の幅広い関係者と連携し、デジタル活用支援員の枠組みも活用しつつ、地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を実施するデジタルデバインド対策を示している。

## (2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、デジタル・ガバメント実行計画において、基幹系システムの標準仕様を、デジタル庁<sup>\*5</sup>が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成することとされており、それぞれの業務システムについて、作成等の期限を含め、今後の工程が示されている。また、同計画においては、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムを「Gov-Cloud（仮称）」上に構築し、令和7年度末を目標として、当該システムを各地方公共団体が利用することを目指すこととされている。

こうした標準化・共通化を実効的に推進するため、国が定める標準仕様に準拠したシステムの利用を地方公共団体に義務付けること等を定めた「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」を第204回通常国会に提出している。

また、地方公共団体が「Gov-Cloud（仮称）」への移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対し、令和7年度まで国が補助を行うこととしている。

## (3) マイナンバー制度の改善及びマイナンバーカードの普及・利活用の促進

### ア マイナンバー制度の意義

マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤となるとともに、安心・安全なデジタル社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものである。すなわち、所得把握の精度が向上し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実、負担・分担の公平性がより一層確保されることや、行政の効率化が図られ、限られた行政資源を住民サービスの充実のために、より重点的に配分することが可能となる（第129図）。

今後、各地方公共団体において業務のICT化などを進め、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供する業務改革に取り組んでいくに当たっては、マイナンバーシステム（マイナンバー制度と関連の各システム）が提供する様々な機能を積極的に活用していくことが不可欠である。

また、マイナンバーの確認と本人確認を1枚で行えるマイナンバーカードは、官民・分野を問わず、オンラインでも確実な本人確認手段として住民が幅広く利用可能であることから、あらゆるモノやサービスがインターネットでつながる Society 5.0時代における必須ツールとなる。

\* 5 第204回通常国会に提出されている「デジタル庁設置法案」に基づき今後設置されるデジタル庁をいう。

第129図 マイナンバー制度の意義について

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

I 納税者番号  
(納税改革)

・ 税務当局が取得する所得や納税の情報をマイナンバーで名寄せし、所得把握の精度を向上。

社会保障番号  
(給付改革)

・ マイナンバーを活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供。

公平公正な  
負担と給付

II 情報連携  
(バックオフィス改革)

(平成29年7月～  
試行運用開始  
/11月～  
本格運用開始)

・ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一人の情報をオンラインで紐付けし、相互に活用。  
・ 行政手続を行う際の添付書類の削減(ペーパーレス)、複数行政機関にわたる手続きのワンストップ化を実現。

(例)  
 > 介護保険の保険料の減免申請で住民票の写し、課税証明書等の添付を省略  
 > 里親の認定の申請で住民票の写し、課税証明書の添付を省略

より効率的な  
住民サービス

III マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能。(平成29年7月～試行運用開始/11月～本格運用開始)

※ I～IIIを支える共通のツールが「マイナンバーカード」

イ マイナンバーを活用した情報連携の円滑な運用

マイナンバー制度の重要な根幹が、平成29年11月から本格運用が開始された情報連携である。マイナンバー法に基づき総務省が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを用いて、国の行政機関や地方公共団体がそれぞれ管理している同一人の情報をオンラインで情報連携し、相互に活用することが可能となった。これにより、令和3年1月時点で児童手当の申請など約2,300の事務手続で情報連携による提出書類等の削減が実現し、行政手続のペーパーレス化やワンストップ化の進展に寄与しており、今後も順次、対象事務が増えていくことが予定されている。

ウ マイナポータルの利用拡大

国が運営するオンラインサービスとして、国民一人一人に用意されたポータルサイトがマイナポータルである。自身のマイナンバー付きの個人情報や情報連携された履歴を確認する「情報提供等記録表示」機能のほか、運用開始以降、利用可能なサービスが着実に拡大している。

市町村の子育てや介護、被災者支援関係などの手続について、サービス検索やオンライン申請を可能とするワンストップサービス(ぴったりサービス)が提供可能となっており、行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスの活用も含め、手続のオンライン化による行政サービスの効果的・効率的な提供に向けて、各地方公共団体の積極的な利用が期待される。なお、マイナポータルの機能改修により、令和3年度上半期から地方公共団体は、個別の接続サービスの有無にかかわらずマイナポータルに接続することができるようになる。

また、マイナポータルを活用した子育て、介護等のオンライン手続の導入を促進するため、市町村が必要となる経費に対し、令和4年度まで国が補助を行うこととしている。



## Ⅰ マイナンバーカード（公的個人認証サービス等）の普及と利活用の促進

マイナンバーカードは、券面による身分証明機能に加え、ICチップに搭載された公的個人認証サービスによってオンラインでの確実な本人確認を可能とするものである。国民にマイナンバー制度のメリットをより実感してもらえるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上を図る必要があり、令和4年度末には、ほとんどの住民がカードを保有することを目指し、さらなる申請促進・市町村の交付体制の強化などの取組が必要である。

令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定され、令和2年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策（以下「マイナポイント事業」という。）を実施することや、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始することなど様々なマイナンバーカード普及策が決定され、令和元年9月3日の同会議においては、医療機関等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用の環境整備とマイナンバーカードの交付枚数（想定）に関する全体スケジュールが決定された。

また、デジタル・ガバメント実行計画の「国・地方デジタル化指針」では、マイナンバーカードの利活用・利便性向上に向けた具体的な取組方針と工程表が示され、今後は、これらに基づき、取組を着実に進めることとされている。この中において、マイナポイント事業については、令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った者をマイナポイント申込・付与の対象に加え、事業期間を令和3年度にかけて延長するとともに、4,000万人としていた対象人数の拡大を図ることとされており、令和2年度補正予算（第3号）及び令和3年度当初予算案において、追加で計1,000万人分の予算を計上している。

さらに、マイナンバーカードの発行・運営体制の強化のため、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを強化すること等を定めた「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を第204回通常国会に提出している。

## (4) 地域デジタル社会推進費の創設

光ファイバの全国的な展開や5Gサービスの開始、ローカル5Gの導入など情報通信基盤の整備の進展を踏まえ、今後これらの基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう地域社会のデジタル化を推進していく必要がある。

このため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用して、地域社会のデジタル化を集中的に推進するための経費として、令和3年度及び令和4年度に限り、地方財政計画に新たに「地域デジタル社会推進費」（各年度2,000億円）を計上することとしている。

これに対応し、地方交付税の算定においても新たな費目として「地域デジタル社会推進費」を創設し、算定額は道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度とすることとしている。算定に当たっては、人口を基本とした上で、地域住民を主な対象とする取組に係る指標として、高齢者数及び障害者数を、地域企業を主な対象とする取組に係る指標として、事業所数、一次産業事業所



数、中小企業数を用いて、全国平均に対するその割合によって割増しを行うこととしている。

上記の措置を講じるため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出している。

### 3 防災・減災、国土強靱化の推進

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、また大規模地震の発生が切迫している。このような中、国民の生命・財産を守るため、地方公共団体が国と連携しつつ、引き続き以下のとおり防災・減災、国土強靱化対策に取り組む必要がある。

#### (1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進

防災・減災、国土強靱化については、令和2年度に最終年度を迎えた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき取組を実施してきたところであるが、取組のさらなる加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下、「5か年加速化対策」という。）が策定され、令和3年度から令和7年度までの5か年に重点的かつ集中的に対策を講じることとされた。

5か年加速化対策に基づく直轄事業負担金及び補助事業費について、当初予算に計上される場合には、その地方負担額を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債により措置することとし、補正予算に計上される場合には、その地方負担額を補正予算債により措置することとしている。なお、5か年加速化対策の初年度である令和3年度においては、直轄事業負担金及び補助事業費が令和2年度補正予算（第3号）に計上されているため、その地方負担額については、補正予算債により措置することとしている。

#### (2) 緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災・減災事業費の事業期間の延長等

地方公共団体が、5か年加速化対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、新たに流域治水対策（支流対策、外水氾濫対策（河川事業）、内水氾濫対策（下水道事業）等）や橋梁・道路の洗掘・流失対策等を対象事業に追加した上で、事業期間を令和7年度まで継続することとし、令和3年度の地方財政計画に対前年度1,000億円増の4,000億円を計上した。

また、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策のための施設整備等に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」について、新たに避難所における新型コロナウイルス感染症対策（換気扇、洗面所、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、感染防止用備蓄倉庫等）及び社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助（避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等）を対象事業に追加した上で、5か年加速化対策の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、事業期間を令和7年度まで継続することとし、令和3年度の地方財政計画に前年度同額の5,000億円を計上した。

### (3) 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

#### ア 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

防災重点農業用ため池の決壊による人家、公共施設及び農地への被害を防ぐため、これらの防災工事の推進が必要であることから、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年法律第56号）等を踏まえ、防災重点農業用ため池に係る国庫補助事業の地方負担及び地方単独事業に対する地方財政措置を拡充することとしている。

また、防災工事とあわせて堆積土砂の撤去などの適切な維持管理を推進するため、令和3年度から令和6年度までの4年間、「緊急浚渫推進事業債」の対象施設に、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設（クリーク及び農業用ダム等）を追加することとし、「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出している。併せて、地方公共団体がこれらの施設も含めた浚渫を実施できるよう、令和3年度の地方財政計画に対前年度200億円増の1,100億円を計上した。

#### イ 利水ダム等の事前放流の推進

ダムによる洪水調節は、下流の水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するなど有効な治水対策であることから、これまで十分に活用されてこなかった利水ダムや多目的ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、利水ダム等における事前放流が推進されている。

一方で、利水ダム等において事前放流を実施した場合、低下させた水位が回復せず、ダムからの補給による水利用が困難となり、利水者に損失が生じる可能性がある。

こうした状況を踏まえ、都道府県が管理する一級水系の指定区間及び二級水系において、利水ダム等の事前放流を推進するため、これらの事前放流に伴い都道府県が行う損失補填に要する経費について、新たに特別交付税措置を講じることとしている。

## 4 地方創生の推進

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としており、主な取組は以下のとおりである。

### (1) 地方創生の取組

#### ア 地方創生の動き

将来にわたる活力ある地域社会の実現と、東京圏への一極集中の是正を目的として、平成26年に国の第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定。以下、「総合戦略」という。）が策定され、これを受け、地方公共団体が「地方版総合戦略」を策定し、地方創生の取組が進められてきた。

こうした取組の結果、地方の若者の雇用の改善など、一定の成果が現れてきたものの、依然として東京圏への一極集中の傾向は続いていることから、第1期の成果と課題の検証を踏まえ、第2期総合戦略（令和元年12月20日閣議決定）が策定された。第2期総合戦略においては、①「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」、②「地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる」、③「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、④「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」の4つの基本目標と、①「多様な人材の活躍を推進する」、②「新しい時代の流れを力にする」の2つの横断的目標が定められた。その後、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、第2期総合戦略の2020改訂版（令和2年12月21日閣議決定）が策定された。

この第2期総合戦略の2020改訂版における新たな取組としては、

- ・ 地方への移住・定着を目指した、地方創生に資するテレワークや東京から地方へのUIJターンによる起業・就業者の創出の推進
- ・ 特定の地域に継続的にオンラインの活用を含めた多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大の推進
- ・ 専門的知見を有する企業の人材を、企業版ふるさと納税の仕組みに基づき地方公共団体へ派遣する「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」の活用促進等が盛り込まれた。

#### イ 地方版総合戦略への支援

このような中、国においては、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の取組を支援することとされている。

令和2年度補正予算（第3号）においては、地方創生拠点整備交付金について、500億円が確保されるとともに、地方公共団体によるサテライトオフィス等の整備・運営、利用促進等を支援する100億円の「地方創生テレワーク交付金」が新設された。

また、令和3年度当初予算案においては、地方創生推進交付金について引き続き1,000億円が

確保されるとともに、テレワークにより東京での仕事を継続しながら地方へ移住する場合も支援の対象とするなどの移住支援事業の要件緩和等、さらなる運用改善を行うこととされている。

さらに、地方公共団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度以降、地方財政計画に計上している「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和3年度においても引き続き1兆円を確保した。

## (2) 地方回帰支援

密な都市生活を回避する新たな価値観が芽生え、テレワーク等の普及により国民の意識や行動が変容してきているこのタイミングを捉え、東京一極集中の是正に向けて、自立分散型地域経済の構築を推進し、都市部の多様な人材の地方回帰を支援するため、特に以下の施策を推進することとしている。

### ア 関係人口の創出・拡大

特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に向けては、平成30年度から、モデル事業<sup>\*6</sup>を実施してその成果検証を行うとともに、『関係人口』ポータルサイト<sup>1</sup>等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信することで、地方公共団体の取組の普及支援や高度化を図ってきた。

令和3年度においては、これまでのモデル事業を通じて得られた知見の横展開を行い、取組の実装化を図ることとし、関係人口の創出・拡大等に取り組む市町村について、新たに地方交付税措置を行うこととしている。

### イ 地域おこし協力隊等による地域への人材還流の促進

地域おこし協力隊制度は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、一定期間以上、当該地域に居住して、地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援等の各種の地域協力活動に従事する取組である。令和元年度には、全国1,071の地方公共団体で5,503人の地域おこし協力隊員が活動している。

こうした中、隊員数を令和6年度に8,000人まで増加させるという目標の達成に向け、令和3年度から、隊員希望者が2週間から3ヶ月間実際の地域おこし協力隊の業務に従事することができる「地域おこし協力隊インターン」を創設することとしているほか、任期後の定住・定着の支援策として、隊員が任期後に居住する空き家の改修に要する経費について新たに特別交付税措置を講じることとしているなど、地域おこし協力隊制度の拡充を行う。

さらに、市町村が、地域住民、民間企業、外部専門人材等と連携しながら地域活性化に向けた重要プロジェクトを実施する際に、その現場責任者として、関係者間を調整及び橋渡ししながらプロジェクトを推進する者を「地域プロジェクトマネージャー」として任用するための経費について、新たに特別交付税措置を講じることとしている。

\* 6 モデル事業の例：地方の農業に関心のある都市部からの滞在者との協働による農業用水路の修繕（鳥取県鳥取市（令和元年度モデル事業））等



### ウ 地域活性化起業人

地域おこし企業人は、市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を6ヶ月以上3年以内の期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらう取組であり、平成26年度から企業人の受入に要する経費等について特別交付税措置を講じている。令和元年度には、全国65の市町村で95人の地域おこし企業人が活動している。

こうした中、さらに企業人材が幅広く市町村の様々な課題に対応できるよう、令和3年度から「地域活性化起業人」に改めるとともに、新たに三大都市圏外の都市地域等でも活動できるよう地域要件を拡大し、企業人材の一層の活用を促進することとしている。

なお、地域独自の魅力や価値を向上させるため、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家が市町村に赴き指導・助言を行う「地域力創造アドバイザー」についても、同様に地域要件を拡大することとしている。

### エ 特定地域づくり事業の推進

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的支援を行うことを定めた「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）が令和2年6月4日に施行された。

同法に基づき都道府県知事の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合の運営費等を支援する地方公共団体を対象に、国が補助を行うとともに、これに伴う地方負担等について特別交付税措置を講じることとしており、引き続き制度の普及を促進していくこととしている。

### オ 若者定着に向けた地方大学の振興等

若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出している中、地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくるためには、地方大学の振興や地方における雇用創出・若者の地元就業等による地方定着は重要な課題である。

平成27年度から内閣官房、総務省、文部科学省が連携して実施している「奨学金（「地方創生枠」等）を活用した大学生等の地方定着の促進」及び「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進」の取組支援のうち、前者については、令和2年度から、制度の広報に係る経費について新たに特別交付税措置を講じるとともに、市町村の取組については、基金の設置を不要とし、支援対象者に「高校生等」を追加するなどの拡充等を行ったことにより、活用団体が、令和元年度の51団体（13県21市13町4村）から令和2年度の113団体（16県54市37町6村）に大きく増加している。また、後者については、令和2年度の活用団体は12団体（8県4市）となっている。

さらに、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、引き続き地域活性化事業債の対象とすることとしている。

### カ ローカル10,000プロジェクト

産学金官の連携により、地域の資源と地域金融機関の資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域

密着型事業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進している。

具体的には、地域の金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、地方公共団体が助成を行う場合において、それに要する経費の一部又は全部を国が補助することとしている。令和元年度までに408事業が交付決定されており、地域経済への様々な波及効果が期待されている。

#### ㊦ 分散型エネルギーインフラプロジェクト

地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランを策定する団体を支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進している。

令和元年度までに54団体がマスタープランを策定しており、さらなる普及を目指して、地方公共団体職員向けのハンドブックを作成し、令和2年12月に各地方公共団体に配布している。

引き続き、関係省庁タスクフォースと連携して、マスタープランの策定支援や、「事業化ワンストップ相談窓口」でコンサルティングを行うとともに、令和3年度からは、マスタープランと関係省庁補助金の連携強化を図るほか、事業化に必要となる各分野の専門人材リストについて関係省庁間で共有し、地方公共団体に人材を紹介・派遣する仕組みを構築するなど、事業化に向けた支援を行うこととしている。

### (3) 過疎対策の推進

平成12年に制定・施行された「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）は、平成22年、24年、26年及び29年の法改正により、令和3年3月までの期限延長、国勢調査結果による過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象施設の見直し及びソフト事業への拡充、経済・社会情勢に応じた所要の見直しが行われてきた。

過疎地域は、過疎法に基づき市町村ごとに「人口要件」及び「財政力要件」により判定されており、過疎対策事業債等の支援が行われる。令和2年4月1日現在での過疎関係市町村は817市町村となっており、過疎関係市町村の割合は47.6%となっている。

過疎地域は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部の生活と成長を支えている一方で、従来より、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。現行の過疎法失効後の新たな過疎対策の確立に対応し、過疎地域の持続的発展のための施策を推進するため、令和3年度においては、過疎対策事業債について、地方債計画に対前年度300億円増の5,000億円を計上するとともに、過疎地域における人材の育成や、ICT等技術を活用した取組等を支援する過疎地域持続的発展支援交付金について、対前年度0.9億円増の7.8億円を予算計上している。

## 5 社会保障制度改革

少子高齢化など人口構成の変化が一層進んでいく中、年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするためには、社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要である。

また、子育て、医療、介護など社会保障分野のサービス・給付の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されていることから、国と地方が一体となって安定的に実施していくことが重要であり、社会保障制度改革は国・地方が協力して推進していく必要がある。

### (1) 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化に向け、安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。

消費税率の引上げ分は、全額社会保障の財源に使われることとされている。消費税を巡る税制抜本改革については、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）が成立し、消費税率を平成26年4月より8%に、平成27年10月より10%に段階的に引き上げることとされた。その後、8%への引上げは平成26年4月に行われたが、8%から10%への引上げは二度にわたり延期され、令和元年10月に10%へ引き上げられた。

「社会保障の充実」については、消費税率5%から10%への引上げによる増収分の一部及び「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して実施することとされており、令和3年度においては、

- ・ 子ども・子育て支援分野に0.72兆円程度（国：0.33兆円程度、地方：0.39兆円程度）、
- ・ 医療・介護分野に1.39兆円程度（国：0.89兆円程度、地方：0.50兆円程度）、
- ・ 年金分野に0.59兆円程度（国：0.59兆円程度、地方：0.00兆円程度）

国・地方合計で2.71兆円程度（国：1.82兆円程度、地方：0.89兆円程度）となっている。

なお、具体的な事業内容については、**第46表**のとおりであり、拡充された主なものは以下のとおりである。

#### 【令和3年度に拡充された主なもの】

- ・ 新子育て安心プランの実施（223億円、対前年度比皆増）
- ・ 地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援（地域医療介護総合確保基金（医療分）の内数として195億円、対前年度比皆増）

第46表 令和3年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位：億円)

事 項	事 業 内 容	令和3年度 予算案			(参考) 令和2年度 予算額	
		国分	地方分			
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	474	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
	新子育て安心プランの実施	(注4) 223	111	112	-	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) うち 地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援	1,179	851	328	1,194
		・診療報酬改定における消費税財源等の活用分	(注5) 803	592	211	602
		地域包括ケアシステムの構築 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	824	549	275	824
	医療・介護保険制度改革	・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など 地域支援事業の充実	1,196	604	592	1,196
		国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充				
		・低所得者数に応じた自治体への財政支援	1,664	832	832	1,664
		・保険者努力支援制度等	2,272	2,272	0	2,272
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
	難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572
		介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200
	年 金	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089
年金受給資格期間の25年から10年への短縮		644	618	26	644	
遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大		80	76	5	68	
合 計	年金生活者支援給付金の支給	5,220	5,220	0	4,908	
		27,078	18,172	8,906	27,111	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
(注2) 消費税増収分(2.31兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.71兆円)の財源を確保。  
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。  
(注4) 令和3年度に限り、令和4年度から医療・介護分野において不妊治療の保険適用の財源として充当する予定の消費税増収分を1年限りで一時的に活用する。  
(注5) 小児の外來診療に係る診療報酬上の特例的な評価について、令和3年度に一時的に措置した190億円を含む。  
(注6) 令和2年度に措置した医療情報化支援基金768億円を含む。  
出典：内閣官房「令和3年度の社会保障の充実・安定化等について」(令和2年12月21日)  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihoshyou/pdf/shiryo\\_r021221.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihoshyou/pdf/shiryo_r021221.pdf)

## (2) 「人づくり革命」の実現に向けた取組

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)では、「人づくり革命」を断行し、子供たち、子育て世代に大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度をお年寄りも若者も安心できる全世代型へと改革し、子育て、介護などの現役世代の不安を解消し、希望出生率1.8、介護離職ゼロの実現を目指すとして、また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)では、一人一人の人材の質を高めるとともに、人生100年時代に向けて誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会を構築するため、「人づくり革命」を推進する



こととされた。

「人づくり革命」では、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消・保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善等の施策を推進することとされており、施策を推進するための安定財源として、消費税率8%から10%への引上げによる増収分の一部を活用することとされた。

令和3年度におけるこれらの施策に係る所要額については、国・地方合計で1.58兆円程度（国：0.91兆円程度、地方：0.67兆円程度）であり、内訳としては、

- ・幼児教育・保育の無償化が0.89兆円程度（国：0.34兆円程度、地方：0.54兆円程度）、
  - ・待機児童の解消が0.07兆円程度（国：0.04兆円程度、地方：0.04兆円程度）、
  - ・高等教育の無償化が0.52兆円程度（国：0.48兆円程度、地方：0.04兆円程度）、
  - ・介護人材の処遇改善が0.10兆円程度（国：0.05兆円程度、地方：0.05兆円程度）
- となっている。

### (3) 全世代型社会保障改革

令和元年9月より、内閣総理大臣を議長、関係閣僚及び民間有識者を構成員とした全世代型社会保障検討会議が開催された。本会議では、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討がなされ、令和元年12月に「第1次中間報告」、令和2年6月に「第2次中間報告」が取りまとめられるとともに、令和2年12月には最終報告として「全世代型社会保障改革の方針」（以下「最終報告」という。）が取りまとめられ、少子化対策・医療に係る具体的方向性の内容が示された。

最終報告における少子化対策の主な内容としては、不妊治療への保険適用等について令和3年度中に詳細を決定し、令和4年度当初から保険適用を実施するとともに、保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額等、大幅な拡充を行うこととされた。また、待機児童の解消については、令和2年末までに「新子育て安心プラン」を取りまとめ、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとされた。なお、財源については、公費に加え、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保するとともに、児童手当については、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者）を特例給付の対象外とすることとされ、児童手当見直しの施行時期については、令和4年10月支給分から適用することとされた。

次に、最終報告における医療の主な内容としては、医療提供体制の改革について、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、有事に必要な対策が機動的に講じられるよう、都道府県の医療計画に新興感染症等への対応を位置づけるとともに、地域医療構想については、中長期の医療需要の変化を見据え、各医療機関の役割分担を継続的に協議する基本的枠組みは維持し、その財政支援等を行うこととされた。また、後期高齢者の自己負担割合のあり方について、後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く。）であっても課税所得が28万円以上（所得上位30%）及び年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方は1割とすることとされ、施行時期については、令和4年度後半までの間で、政令で定めることとされた。



## 6 公共施設等の適正管理の推進

我が国においては、高度経済成長期に大量に建設された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えることとなる。こうした中、人口減少や少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化や地方財政の厳しい状況等を踏まえると、各地方公共団体においては、地域における公共施設等の適正管理に向けて取り組む必要がある。

### (1) 公共施設等総合管理計画の充実と推進

総務省においては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総務大臣通知）により、各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画（以下「総合管理計画」という。）を策定するよう要請し、令和2年3月31日時点で、都道府県においては100%、市町村においても99.9%の団体が、総合管理計画を策定している。また、総合管理計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画の策定状況は、**第47表**のとおりであり、令和2年度末までにほとんどの施設類型で8割以上の策定率となる見込みである。

そのような中、総合管理計画については、その策定を要請した平成26年度以降、一定の期間が経過していることも踏まえ、地方公共団体においては、令和2年度末までに策定された個別施設計画等の内容を反映しつつ、令和3年度末までに総合管理計画の見直しを行うことが必要である。併せて、全庁的な推進体制の構築や、PDCAサイクルの確立、施設別財務書類の作成・分析などの地方公会計の活用も重要である。

総務省においては、地方公共団体における総合管理計画の見直しを推進するため、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）を改訂したほか、令和3年1月には地方公共団体向けの通知により、中長期的な公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込みなど、総合管理計画に盛り込むべき事項等について、周知・助言を行った。また、令和3年度に限り、市町村における、専門家の招へいや業務委託等、総合管理計画の見直しに要する経費に対して、新たに特別交付税措置を講じることとしている。

第47表 主な個別施設計画の策定状況

令和2年10月13日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議第9回幹事会資料（抜粋）

分野	対象施設	計画策定率	(参考) 平成31年 4月1日時点 計画策定率
警察施設	庁舎等	68%	48%
消防関係施設	消防庁舎	48% (89%)	36%
学校施設	公立学校施設	39% (97%)	15%
社会教育施設	社会教育施設（社会体育施設及び文化会館等を除く。）	29% (81%)	15%
水道分野	上水道施設	87%	81%
医療分野	病院	24% (60%)	21%
福祉分野	児童福祉施設等	42% (93%)	30%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	85%	75%
農道	橋梁（橋長15m以上）及びトンネル	79%	52%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	68%	50%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	75%	49%
治山	保全施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	88%	84%
林道	橋梁（橋長4m以上）、トンネル及びその他重要な施設	67%	50%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	85%	82%
漁場の施設	増殖場、養殖場	84%	79%
漁業集落環境施設	漁業集落排水施設	50% (100%)	25%
工業用水	工業用水道事業	69%	46%
道路	橋梁（橋長2m以上）	92%	81%
河川・ダム	主要な河川構造物	97%	91%
砂防	砂防設備（砂防堰堤、床固工等）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	100%	100%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	90%	80%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	100%	100%
港湾	外郭施設	78%	72%
公園	都市公園	95%	94%
住宅	公営住宅	90%	90%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	61%	51%
(参考) 地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	32%	20%

(注) ・計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。  
 ・策定状況は、令和2年4月1日時点（ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は令和2年3月31日時点）。  
 ・計画策定率のカッコ内の数値は、策定率60%以下の施設について、令和2年度末における見込みを算出したもの（管理者等からの回答による）。

## (2) 公共施設等の適正管理の推進に係る具体的な取組

総務省においては、公共施設等の適正管理の取組を適時・適切に推進するため、集約化・複合化事業や長寿命化事業等からなる「公共施設等適正管理推進事業債」について、令和3年度の地方債計画に4,320億円を計上した上で、グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合に、新たに集約化・複合化事業の対象とすることとしている。

また、同事業債の事業期間は令和3年度までとなっているが、事業期間終了後のあり方については、地方公共団体における公共施設等の適正管理に関する取組状況や課題等を踏まえて検討する予定である。なお、令和3年度末までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることとしている。

総務省においては、同事業債の活用例を施設や事業の内容ごとにまとめた手引きを公表してお

り、各地方公共団体においては、同事業債や基金などの財源を活用しながら、公共施設等の適正管理に係る取組を積極的に進めていくことが求められる。

## 7 財政マネジメントの強化

地方公共団体や公営企業が、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行うためには、自らの財政・経営状況、ストック情報等を的確に把握し、「見える化」することが重要であり、地方公会計の推進、地方財政の「見える化」や公営企業等の経営改革に取り組む必要がある。

### (1) 地方公会計の整備・活用の推進

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を活用することにより、現金主義会計では見えにくいコスト情報（減価償却費、退職手当引当金等）やストック情報（資産等）を把握することを可能とするものである。令和2年3月31日時点において、平成30年度末時点の状況を反映した固定資産台帳については都道府県及び市町村の83.1%に当たる1,485団体が整備済となり、平成30年度決算に係る財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表をいう。）については都道府県及び市町村の80.4%に当たる1,438団体が作成済となっている。こうした状況を踏まえつつ、固定資産台帳及び財務書類（以下「財務書類等」という。）のさらなる活用を図る観点等から、全ての団体において、決算年度の翌年度末までに財務書類等の作成・更新が行われることが求められる。

また、総務省においては、各地方公共団体が作成した財務書類に関する情報等を集約し、統一的な様式に基づく比較可能な形で公表しているところであり、平成30年度決算については、令和2年度末に公表することとしている。

さらに、令和元年度における財務書類等の活用状況に関しては、各種指標の分析を行った団体は一定数あるものの、公共施設マネジメント等に活用した団体は依然として一部の団体に限られていることから、財務書類等から得られる情報を資産管理や予算編成等に積極的に活用していくことが重要であり、総務省においては、これらの取組に関する具体的な活用事例を毎年度とりまとめて公表するとともに、地方公共団体に周知している。

### (2) 地方財政の「見える化」の推進

地方財政の「見える化」については、「地方財政白書」や「決算状況調」、「財政状況資料集」等により積極的な情報開示を行ってきた。

「財政状況資料集」について、平成27年度決算からは、住民一人当たりのコストについて性質別や目的別で網羅的に公表するとともに、施設類型別の有形固定資産減価償却率<sup>\*7</sup>などのストックに関する情報についても、固定資産台帳の整備に合わせて順次充実を図り、経年比較や類似団体比較を行うことができるようにした。また、平成29年度決算からは、基金の用途・増減理由・今

\* 7 保有する償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の比率。耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを表す指標。

後の方針等について、新たに項目を追加し、公表している。

地方公共団体においては、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や財政マネジメントの強化を図る観点から、「財政状況資料集」等の活用による住民等へのより分かりやすい財政情報の開示に取り組むとともに、公表内容の充実を図っていくことが求められる。

こうした中、それぞれの地域の実情や住民のニーズを踏まえて実施されている多種多様な地方単独事業（ソフト）についても、決算情報の「見える化」に向けた取組が進められてきたところである。令和2年9月には、地方単独事業（ソフト）の平成30年度決算に係る試行調査結果を公表したところであるが、同試行調査について、地方公共団体から、歳出区分の設定のあり方等に係る意見が示されており、引き続き、地方公共団体の意見等も踏まえながら、「見える化」のあり方を検討することとしている。

## (3) 公営企業等の経営改革

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしている。今後の本格的な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、各公営企業が将来にわたってこうした役割を果たしていくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表<sup>\*8</sup>の活用による「見える化」を推進することが求められる。また、第三セクター等については、地方公共団体の財政に及ぼすリスクを踏まえ、各地方公共団体において、第三セクター等の経営健全化のための方針の策定・公表を推進することが求められる。

### ア 公営企業の更なる経営改革の推進について

#### (ア) 経営戦略の策定・改定の推進

経営戦略については、令和2年度末までに策定を完了するよう各地方公共団体に要請している。第48表のとおり、令和2年3月31日時点では、63.3%の事業が策定済、92.3%の事業が期限内に策定を完了する予定となっている。

また、策定済の経営戦略についても、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、収支均衡を図る具体的な取組を再検討し、3年から5年以内に経営戦略の改定を行うことが求められる。

そのため、地方公共団体に向けた支援策として、「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成28年1月作成、平成31年3月最終改訂）や、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」（平成31年3月作成）を公表しているほか、後述する「経営・財務マネジメント強化事業」を令和3年度から創設することとしており、これらの積極的な活用が望まれる。

\* 8 経営比較分析表とは、各公営企業の経営及び施設の状況を主要な経営指標やその経年の推移、類似団体との比較により表し、分析を行ったものをいう。



なお、病院事業は、平成27年3月に、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知）により、経営戦略に代えて、「新公立病院改革プラン」の策定を要請し、全ての公立病院が策定済である。

第48表 公営企業経営戦略の策定状況（R2.3.31現在）

（単位：事業）

	事業数		うち 策定に取組中		うち 策定に未着手	
		(構成比)		(構成比)		(構成比)
① 策定済	4,268	(63.3%)	—		—	
② 令和2年度要請期間内に策定予定	1,948	(28.9%)	1,408	(20.9%)	540	(8.0%)
小計(①+②)	6,216	(92.3%)	1,408	(20.9%)	540	(8.0%)
③ 令和3年度に策定予定	154	(2.3%)	51	(0.8%)	103	(1.5%)
④ 策定予定年度未定	368	(5.5%)	51	(0.8%)	317	(4.7%)
合計	6,738	(100.0%)	1,510	(22.4%)	960	(14.2%)

### (イ) 抜本的な改革の検討の推進

各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等に取り組むことが求められる。

その取組状況は、第49表のとおり、令和元年度の1年間で、民営化・民間譲渡12件、広域化等66件などとなっており、例えば、

- ・水道事業及び下水道事業については、広域化等や公共施設等運営権制度を含むPPP/PFI手法、民間委託などさらなる民間活用の取組が進められている。
- ・病院事業については、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の取組が進められている。

総務省においては、各公営企業の取組のうち、特に他の地方公共団体において参考となる取組について先進・優良事例集を作成しており、毎年度更新の上、地方公共団体への周知を行っている。

第49表 令和元年度における公営企業の抜本的な改革等の取組状況

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立行政法人 <sup>(※1)</sup>		広域化等 <sup>(※2)</sup>		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
112件		12件		4件		66件		11件		53件		19件	
県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村
3件	109件	1件	11件	1件	3件	4件	62件	0件	11件	5件	48件	3件	16件
水道	9	水道	0	水道	0	水道	20	水道	2	水道	14	水道	5
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	2	ガス	1	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	1
病院	8	病院	1	病院	4	病院	4	病院	3	病院	0	病院	2
下水道	25	下水道	0			下水道	29	下水道	0	下水道	35	下水道	9
簡易水道	16	簡易水道	0			簡易水道	11	簡易水道	0	簡易水道	3	簡易水道	0
港湾整備	1	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	0			市場	0	市場	0	市場	0	市場	0
と畜場	3	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	17	宅地造成	1			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	1
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	10	駐車場	2			駐車場	0	駐車場	1	駐車場	0	駐車場	1
観光	5	観光	3			観光	1	観光	1	観光	0	観光	0
介護サービス	14	介護サービス	4			介護サービス	0	介護サービス	3	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0			その他	0	その他	0	その他	1	その他	0
												合 計	
												277件	

(平成30年度実績 244件)

- (※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人化により、その経営できる事業が定められている。
- (※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念。
- (※3) 合計277件について、事業数ベースでは251事業。
- (※4) 1つの事業で複数の取組を実施した場合、それぞれの類型に計上している。また、広域化等若しくは民営化・民間譲渡に伴い事業廃止がなされる場合は、事業廃止の類型にも計上している。
- (※5) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合を含める。

### (ウ) 公営企業の経営状況の「見える化」の推進

公営企業の経営状況の「見える化」については、各公営企業の経営状況の把握や財務マネジメントの向上に有用であることから、公営企業会計の適用拡大及び経営比較分析表の作成・公表を柱として推進している。

#### a 公営企業会計の適用拡大

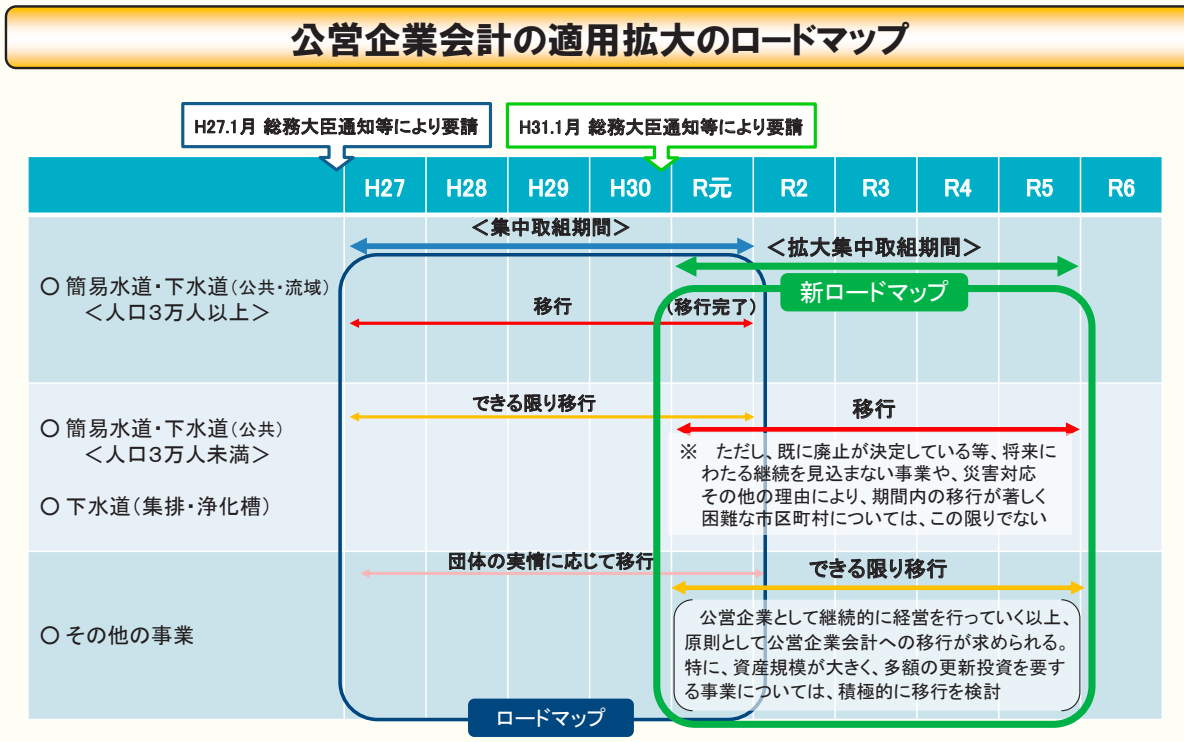
公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成31年1月25日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長通知）等において、

- ・下水道事業及び簡易水道事業を重点事業とし、人口3万人未満の市町村において令和6年4月1日までに公営企業会計に移行すること
- ・重点事業以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められること
- ・市町村における公営企業会計への移行が円滑に進むよう、都道府県において、個別の市町村の取組状況を踏まえた助言等の支援を行うこと

等としている（第130図）。

令和2年4月時点における全地方公共団体の公営企業会計適用への取組状況は第50表のとおりであるが、引き続き、各地方公共団体における取組状況のフォローアップや、経営・財務マネジメント強化事業等により、さらなる取組を促進することとしている。

第130図 公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ



第50表 公営企業会計適用の取組状況（R2.4.1時点）

○簡易水道事業<sup>※1</sup> (単位：団体)

	人口3万人以上		人口3万人未満		全団体	
	R2.4.1時点	H31.4.1時点	R2.4.1時点	H31.4.1時点	R2.4.1時点	H31.4.1時点
①適用済及び適用に取組中	306 (98.4%)	304 (97.7%)	405 (69.1%)	272 (46.3%)	711 (79.3%)	576 (64.1%)
②検討中	5 (1.6%)	7 (2.3%)	158 (27.0%)	208 (35.4%)	163 (18.2%)	215 (23.9%)
③検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (3.9%)	108 (18.4%)	23 (2.6%)	108 (12.0%)
合計	311 (100%)	311 (100%)	586 (100%)	588 (100%)	897 (100%)	899 (100%)

○下水道事業<sup>※2</sup> (単位：団体)

	人口3万人以上			人口3万人未満		全団体	
	公共下水道事業及び流域下水道事業		その他の下水道事業	R2.4.1時点	H31.4.1時点	R2.4.1時点	H31.4.1時点
	R2.4.1時点	H31.4.1時点					
①適用済及び適用に取組中	810 (100%)	811 (99.5%)	377 (78.5%)	544 (66.7%)	280 (34.5%)	1,356 (82.8%)	1,092 (66.6%)
②検討中	0 (0.0%)	4 (0.5%)	77 (16.0%)	246 (30.1%)	410 (50.5%)	252 (15.4%)	418 (25.5%)
③検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (5.4%)	26 (3.2%)	122 (15.0%)	29 (1.8%)	130 (7.9%)
合計	810 (100%)	815 (100%)	480 (100%)	816 (100%)	812 (100%)	1,637 (100%)	1,640 (100%)

※1 簡易水道事業については、上水道事業への統合に伴う公営企業会計適用の取組も集計している。

※2 下水道事業は、公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。）、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

b 経営比較分析表の活用

経営比較分析表については、総務省において、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業、病院事業及び工業用水道事業の9分野のひな形を作成し、これを元に各事業において作成・公表している。経営比較分析表が、各公営企業において経営課題の把握や経営改革の検討に活用されることが期待される。

(工) 主な事業における経営改革の取組

a 水道事業

水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、広域化、適切なストックマネジメント、料金収入の確保、民間活用、ICT等の利活用によるデジタル化の推進などに取り組むことで持続可能な経営を確保すべきである。

特に、広域化については、「[水道広域化推進プラン]の策定について」(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)を発出しており、都道府県において、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請している。なお、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた取組を支援するため、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」(平成31年3月)を発出し、策定に当たっての実務上の参考資料として、プランの全体像や標準的な記載事項等を示している。さらに、令和2年12月に、連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化の推進の検討等を内容とするプラン策定に当たっての留意事項を示している。また、引き続き多様な広域化に伴う施設の整備等に対する地方財政措置を講じることとしている。

b 下水道事業

下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、広域化・共同化、汚水処理施設の最適化、適切なストックマネジメント、使用料収入の確保、民間活用、ICT等の利活用、公営企業会計の適用などに取り組むことで持続可能な経営を確保すべきである。

特に、広域化・共同化については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長等通知)を踏まえ、都道府県において、令和4年度末までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請するとともに、令和3年1月には、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを同計画に盛り込むよう要請している。また、引き続き広域化・共同化に伴う施設の整備費等に対する地方財政措置を講じることとしている。

c 病院事業

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、へき地医療、感染症をはじめとした救急・小児・周産期などの不採算医療や高度・先進医療を提供する重要な役割を果たしているが、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が厳しい状況になっている。また、人口減少や少子高齢化が進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことが必要になっている。

そのため、公立病院を運営する地方公共団体においては、「新公立病院改革ガイドライン」

(平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知)に基づき、地域医療構想と整合を図りながら新公立病院改革プランを策定し、地域の実情を踏まえつつ、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、経営の効率化等の公立病院改革が進められてきたところである。

なお、厚生労働省においては、地域医療構想の実現に向けた具体的な取組について、各地域の地域医療構想調整会議において議論・検証を行うよう、都道府県及び医療機関に要請しているところであるが、その後の新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮し、令和2年度冬の感染状況を見ながら、都道府県等とも協議を行い、議論・検証の具体的な工程について改めて検討することとされている。これを受け、総務省においては、「新公立病院改革ガイドライン」の改定等を含む取扱いについて、その時期も含めて再整理することとしている。

公立病院に対する財政支援措置については、へき地医療や不採算・特殊部門に係る医療を担う公立病院の役割を踏まえ、不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する特別交付税措置を令和2年度から創設したほか、医師確保対策など、所要の地方財政措置を講じている。

### イ 第三セクター等の経営改革の推進について

各地方公共団体においては、財政規律の強化と財政的リスク管理の一環として、第三セクター等のうち、出資比率が高い法人や損失補償等の財政援助を行っている法人等、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される法人について、自らの判断と責任により経営効率化・健全化に取り組むことが必要である。

総務省においては、令和元年度決算で、地方公共団体が出資又は出えん（以下「出資等」という。）を行っている第三セクター等の中で、地方公共団体が25%以上の出資等を行っている法人のうち債務超過である法人や損失補償等を行っている1,112法人について財政的リスクの調査を実施し、地方公共団体別に、調査対象法人全ての結果を公表したところである。

この調査対象法人のうち、275法人において一定以上の財政的リスクが存在するものとなっている。具体的には、①債務超過の法人は222法人、②時価評価した場合に債務超過になる法人は8法人、③土地開発公社で債務保証などの対象となっている5年以上の長期保有土地の簿価総額が標準財政規模の10%以上のものは25法人、④地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償などの額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は45法人となっている（複数項目に該当する法人がある。）。

このような法人については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）により、地方公共団体に対して、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を作成し、着実な取組を実施するとともに、取組状況を公表するよう要請している。

## (4) 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化学業の創設

人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行う必要性が高まっている。



しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もある。

こうした状況を踏まえ、地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、地方公共団体金融機構との共同事業として、令和3年度から、団体の要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設（第131図）することとしている。

第131図 経営・財務マネジメント強化事業の創設

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
  - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

- (1) アドバイザーを派遣する政策テーマ
- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
  - 公営企業会計の適用
  - 地方公会計の整備
  - 公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)

- (2) 支援の方法 個別市町村に継続的に派遣

個別市町村に継続的に派遣		都道府県に派遣
<p>課題対応アドバイス事業</p> <p>市町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣</p>	<p>課題達成支援事業</p> <p>上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣</p>	<p>啓発・研修事業</p> <p>都道府県が市町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣</p>

※1 アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担  
 ※2 各都道府県の市町村担当課と連携して事業を実施

- (3) 事業規模
- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

この事業では、「公営企業の経営戦略の策定・経営改善」、「公営企業会計の適用」、「地方公会計の整備」、「公共施設等総合管理計画の見直し」の4つのテーマについて、個別の市町村や公営企業に対して、継続的にアドバイザーを派遣して伴走型の支援を行うこととしている。

## 8 地方行政をめぐる動向と地方分権改革の推進

### (1) 多様な広域連携の推進

#### ア 第32次地方制度調査会について

平成30年7月5日に発足した第32次地方制度調査会は、約2年に及ぶ調査審議を経て、令和2年6月26日に「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。同答申は、2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するという観点から、必要な地方行政体制のあり方として、①地方行政のデジタル化、②公共私連携、③地方公共団体の広域連携、④地方議会について提言したものである。

#### イ 地方公共団体間の多様な広域連携について

第32次地方制度調査会答申を踏まえ、2040年頃にかけて顕在化する人口構造等の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、地方公共団体間の多様な広域連携を推進する。そのためには、地方公共団体が、それぞれの地域における長期的・客観的な変化・課題の見通し（「地域の未来予測」）を作成し、これを踏まえ、定住自立圏・連携中枢都市圏や、相互補完的・双務的な役割分担に基づく連携など、地域の実情に応じた広域連携を検討していくことが考えられる。

##### (ア) 定住自立圏構想の推進

「定住自立圏構想」とは、人口5万人程度以上の中心市と近隣市町村が連携・協力し、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」及び「圏域のマネジメント能力の強化」を行うことにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、平成21年度から全国展開を行っている。

令和3年1月現在では、140市が中心市として圏域を形成する意思を宣言し、128の圏域（延べ537市町村）が形成されるなど、全国で着実に定住自立圏構想による取組が進んでいる。

##### (イ) 連携中枢都市圏構想の推進

「連携中枢都市圏構想」とは、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策であり、平成26年度から全国展開を行っている。

令和3年1月現在では、36市が中心都市として圏域を形成する意思を宣言し、34の圏域（延べ325市町村）が形成されるなど、全国で着実に連携中枢都市圏構想による取組が進んでいる。

##### (ウ) 多様な広域連携の取組

第32次地方制度調査会答申において、市町村が、他の地方公共団体と連携し、住民の生活機能の確保や持続可能な都市構造への転換、都市・地域のスマート化の実現など、まちづくり等に広域的に取り組んでいくことが必要であり、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携や都道府県

による補完・支援等の多様な手法の中から、最も適したものを自ら選択することが適当であると指摘された。

今後、定住自立圏・連携中枢都市圏のほか、地方公共団体間の多様な広域連携を推進することとしており、その前提となる地域の未来予測の作成について、具体的な分野・指標等を提示するとともに、関連する地方財政措置を検討することとしている。

## (2) 地方公共団体職員に係る取組

### ア 給与の適正化及び適正な定員管理の推進

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民への説明責任を果たす見地から、目標の数値化や分かりやすい指標の活用を図りつつ、給与情報等公表システムにより給与及び定員の公表を行うなど、給与の適正化や適正な定員管理などの取組を行っている。

令和2年4月1日時点のラスパイレース指数は、地方公共団体平均で99.1となっており、平成24年及び平成25年の国家公務員の給与減額支給措置の影響を除き、平成16年以降、17年連続で100を下回っている。地方公共団体の総職員数については、第51表のとおり、令和2年4月1日の対前年比で、都道府県0.8%増、政令指定都市1.7%増、政令指定都市を除く市町村0.4%増となっており、全地方公共団体においては0.8%の増加となった。

第51表 地方公共団体の定員管理の状況について（令和2年4月1日現在）

区 分	実 績			
	平成31年4月1日 職員数	令和2年4月1日 職員数	増減数	増減率
都 道 府 県	1,390,987	1,402,744	11,757	0.8%
一般行政部門等	313,261	315,044	1,783	0.6%
政令指定都市	342,756	348,498	5,742	1.7%
市 区 町 村	1,006,910	1,010,778	3,868	0.4%
合 計	2,740,653	2,762,020	21,367	0.8%

出典：「総務省地方公共団体定員管理調査」  
 (注) 一般行政部門等は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の合計。

### イ 会計年度任用職員制度の施行への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員制度については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）により、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入された。

この制度は、これまで課題とされてきた（1）一般職の非常勤職員の採用方法等の明確化、（2）労働者性の高い非常勤職員への期末手当の支給、（3）特別職の任用要件や臨時的任用の要件の厳格化などを図るものである。

会計年度任用職員制度の導入に伴う財源については、新たに必要となる期末手当等の経費について令和2年度の地方財政計画に1,738億円を計上した。また、令和3年度においては、制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費を加え、対前年度664億円増の2,402億円を計上した。

令和2年4月1日現在の状況<sup>\*9</sup>については、「令和2年度地方公務員の臨時・非常勤職員に関する調査<sup>\*10</sup>」の結果、都道府県、市町村及び一部事務組合等における会計年度任用職員は62.2万人であった。

また、臨時的任用職員は6.8万人、特別職非常勤職員（法第3条第3項第3号）は0.4万人であった。

各地方公共団体においては、概ね、制度の趣旨に沿った運用が図られているが、一部にまだ対応が十分でない団体もあり、必要な適正化を図ることが求められる。

### (3) 地方分権改革の推進

#### ア 地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組

地方分権改革については、「地方分権改革推進法」（平成18年法律第111号）による地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。いわゆる「第1次地方分権一括法」）から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号。いわゆる「第4次地方分権一括法」）までの4次にわたる一括法により、地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）について、具体的な改革が積み重ねられてきた。

平成26年には、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）により地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入し、地方に対する事務・権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案を受け付けている。これまで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成27年法律第50号。いわゆる「第5次地方分権一括法」）から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和2年法律第41号。いわゆる「第10次地方分権一括法」）までの一括法により、地方側の長年の懸案であった農地転用許可の権限移譲や地方版ハローワークの創設をはじめとするさらなる事務・権限の移譲等を行うなど、国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革が推進されている。

また、政府の地方分権改革の推進体制としては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が政策決定機能を担い、地方分権改革担当大臣の下に開催されている地方分権改革有識者会議が調査審議機能を担っている。さらに、地方分権改革有識者会議の下で、提案募集検討専門部会等を開催し、専門的な見地から検討が行われている。

これまでの地方分権改革における主な取組は、以下のとおりである。

#### (ア) 事務・権限移譲

地方分権改革においては、地方公共団体、特に住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地方公共団体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割

\* 9 出典：会計年度任用職員制度等に関する調査結果

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei11\\_02000153.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000153.html)

\* 10 任用期間が6か月以上、かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分（常勤職員の半分）以上である者。



を担うことができるようにすることが必要不可欠である。

これまでの地方分権一括法等により、国から地方公共団体への事務・権限の移譲については、看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等の国（地方厚生局）の事務・権限を都道府県へ移譲する改正や、自家用有償旅客運送の登録、監督等の国（地方運輸局）の事務・権限を希望する市町村へ移譲する改正等が、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲については、都市計画に関する事務を市町村へ移譲する改正や、県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定等に係る権限を道府県から政令指定都市へ移譲する改正等が行われた。

以上のような事務・権限の移譲により、窓口の一本化等による住民の利便性向上、地域課題の解決に資する独自の取組、総合行政の展開による行政の効果的・効率的な運営が進んでいる。

#### （イ）地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）

地方分権を進めるためには、これまで国が一律に決定し地方公共団体に義務付け・枠付けを行ってきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し、実施することができるように改めていく必要がある。

義務付け・枠付けの見直しについては、累次にわたる地方分権一括法等により、これまで法令により全国画一的に定められていた保育所や放課後児童クラブの設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任すること等により、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

#### イ 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針

令和2年12月、地方分権改革推進本部及び閣議において、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「令和2年対応方針」という。）が決定された。

「令和2年対応方針」においては、現場の課題に基づく地方からの提案等にきめ細かく対応し、都道府県から市町村への事務・権限の移譲、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）等を推進することとされている。

「令和2年対応方針」に盛り込まれた事項のうち、主なものは第132図のとおりである。



第132図 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（概要）

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（概要）	
<p><b>1. 医療・福祉・子育て</b></p> <p><b>【医療・福祉】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し</li> <li>②国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化</li> <li>③乳がんの集団検診(マンモグラフィ)における医師の立会いを不要とする見直し</li> <li>④訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し</li> <li>⑤指定難病等の医療費助成制度に係る所得区分の確認等の事務の見直し</li> <li>⑥障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し</li> </ul> <p><b>【子育て支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の取扱いの明確化</li> <li>⑧幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする見直し</li> </ul>	<p><b>3. 地方分権改革の取組強化等－国・地方の役割分担－</b></p> <p><b>【権限の移譲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲</li> </ul> <p><b>【国への申請等に関する都道府県経由事務の廃止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②宅地建物取引業の免許等に係る都道府県経由事務の廃止</li> <li>③不動産鑑定業の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止</li> <li>④一級建築士の免許等に係る都道府県経由事務の廃止等</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤法律等に基づく計画策定に係る事務の運用改善</li> </ul>
<p><b>2. 農林水産業・まちづくり</b></p> <p><b>【農林水産業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し</li> <li>②農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し</li> <li>③沿岸漁業改善資金について転貸融資及び機関保証を可能とする見直し</li> </ul> <p><b>【まちづくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化</li> <li>⑤不動産等の保有予定の有無にかかわらず地縁団体の認可を可能とする見直し</li> </ul>	<p><b>4. デジタル化等による行政の効率化・利便性向上</b></p> <p><b>【デジタル化による行政の効率化・円滑化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化</li> <li>②高等学校等就学支援金の支給事務におけるマイナンバー情報連携の対象の拡大</li> </ul> <p><b>【地域における民間主体との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の拡大</li> <li>④地方公共団体の歳入全般についてコンビニ収納を可能とする見直し</li> </ul>

出典：内閣府ホームページ 令和2年12月18日地方分権改革推進本部決定  
[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r2/h\\_tb\\_r2\\_gaiyou.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r2/h_tb_r2_gaiyou.pdf)

令和2年対応方針に盛り込んだ事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を第204回通常国会に提出することを基本とし、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化することとされている。

また、地方公共団体において、移譲された事務・権限を円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施することとされている。

今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革を着実に強力に進めていくこととされている。

**ウ 地方税財源の充実確保**

各地方公共団体が自らの発想で特色を持った地域づくりを進めていくためには、その基盤となる地方税財源の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めることが重要である。地方公共団体が地域における新型コロナウイルス感染症対策の主体であることも踏まえつつ、引き続き取組を進めていくことが必要である。

なお、令和3年度税制改正については、令和2年11月17日に、地方財政審議会から、「令和3年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（附属資料参照）が提出されるとともに、同年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

以上を踏まえ、地方税制の改正を行うため、「地方税法等の一部を改正する法律案」を第204回通常国会に提出している。

# 資 料 編

表内の記号は、次によった。

— 皆無（該当なし）

0 単位未満

△ 負数

… 不明

# 資料編目次

## 〔令和元年度の地方財政〕

### 総 括

第 1 表	地方公共団体数の推移	資 6
第 2 表	団体区分別人口の推移	資 6
第 3 表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	資 8
第 4 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移	資 8
第 5 表	決算規模の状況	資 9
第 6 表	純計決算額の推移	資 11
第 7 表	決算収支の状況	資 12
第 8 表	経常収支比率等の状況	資 18
第 9 表	繰越額等の状況	資 20

### 歳 入

第 10 表	歳入決算額の状況	資 22
第 11 表	団体規模別歳入の状況	資 24
第 12 表	地方税の状況	資 25
第 13 表	法定外普通税の状況	資 29
第 14 表	法定外目的税の状況	資 29
第 15 表	超過課税の状況	資 30
第 16 表	地方税徴収率の推移	資 30
第 17 表	国税と地方税の収入状況	資 31
第 18 表	国民所得に対する租税負担率	資 32
第 19 表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	資 33
第 20 表	地方譲与税の状況	資 33
第 21 表	地方交付税の状況	資 34
第 22 表	一般財源の状況	資 35
第 23 表	一般財源の推移	資 36
第 24 表	一般財源の人口 1 人当たり額の状況	資 38
第 25 表	国・県支出金の状況	資 41
第 26 表	地方債発行状況	資 42
第 27 表	令和元年度地方債発行（予定）額の状況	資 43
第 28 表	使用料及び手数料の状況	資 48
第 29 表	繰入金の状況	資 48
第 30 表	その他の収入の状況	資 49

### 地方財政と国の財政

第 31 表	地方財政と国の財政との累年比較	資 49
第 32 表	令和元年度国・地方の目的別歳出の状況	資 50
第 33 表	国民経済計算における公的支出の推移	資 51

## 歳 出 (目的別)

第 34 表	目的別歳出決算額の状況	資52
第 35 表	団体規模別目的別歳出の状況	資55
第 36 表	一般財源の充当状況	資56
第 37 表	民生費の状況	資57
第 38 表	社会福祉費の状況	資58
第 39 表	老人福祉費の状況	資58
第 40 表	児童福祉費の状況	資58
第 41 表	生活保護費の状況	資59
第 42 表	被保護者数の推移	資59
第 43 表	災害救助費の状況	資59
第 44 表	衛生費の状況	資60
第 45 表	公衆衛生費の状況	資61
第 46 表	結核対策費の状況	資61
第 47 表	保健所費の状況	資61
第 48 表	清掃費の状況	資62
第 49 表	労働費の状況	資62
第 50 表	失業対策費の状況	資63
第 51 表	農林水産業費の状況	資63
第 52 表	農業費の状況	資64
第 53 表	畜産費の状況	資65
第 54 表	農地費の状況	資65
第 55 表	林業費の状況	資65
第 56 表	水産業費の状況	資66
第 57 表	商工費の状況	資66
第 58 表	土木費の状況	資67
第 59 表	道路橋りょう費の状況	資68
第 60 表	河川海岸費の状況	資68
第 61 表	港湾費の状況	資68
第 62 表	都市計画費の状況	資69
第 63 表	住宅費の状況	資69
第 64 表	消防費の状況	資70
第 65 表	警察費の状況	資70
第 66 表	警察職員数の推移	資71
第 67 表	教育費の状況	資72
第 68 表	小学校費の状況	資73
第 69 表	中学校費の状況	資73
第 70 表	高等学校費の状況	資73
第 71 表	社会教育費の状況	資74
第 72 表	保健体育費の状況	資74

## 歳 出 (性質別)

第 73 表	性質別歳出決算額の状況	資 75
第 74 表	団体規模別性質別歳出の状況	資 78
第 75 表	一般財源の充当状況	資 79
第 76 表	人件費の状況	資 80
第 77 表	人件費中の職員給の状況	資 81
第 78 表	地方公務員数の状況	資 82
第 79 表	物件費の状況	資 83
第 80 表	維持補修費の状況	資 83
第 81 表	扶助費の状況	資 84
第 82 表	補助費等の状況	資 84
第 83 表	普通建設事業費の状況	資 85
第 84 表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	資 87
第 85 表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況	資 88
第 86 表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	資 89
第 87 表	普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)	資 90
第 88 表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	資 91
第 89 表	普通建設事業費中の用地取得費 (補助事業費) の状況	資 94
第 90 表	普通建設事業費中の用地取得費 (単独事業費) の状況	資 95
第 91 表	災害復旧事業費の状況	資 96
第 92 表	失業対策事業費の状況	資 96
第 93 表	繰出金の状況	資 97
第 94 表	積立金の状況	資 98
第 95 表	投資及び出資金の状況	資 99
第 96 表	貸付金の状況	資 100
第 97 表	公営企業等に対する繰出しの状況	資 101
第 98 表	公債費の状況	資 103
第 99 表	地方債元金償還額の状況	資 104

## 将来にわたる財政負担等

第 100 表	地方債現在高の状況	資 105
第 101 表	債務負担行為額 (翌年度以降の支出予定額) の状況	資 107
第 102 表	積立金現在高の状況	資 108
第 103 表	令和元年度資金収支の状況	資 109



## 公共施設

第104表	道路（地方道）の状況	資110
第105表	公営住宅等の管理状況	資110
第106表	公園の状況	資110
第107表	下水道等の状況	資111
第108表	し尿及びごみ処理施設の状況	資111
第109表	公立保育所の状況	資112
第110表	公立老人ホームの状況	資112
第111表	公立高等学校、中等教育学校の状況	資112
第112表	文化及び体育施設の状況（公立分）	資113
第113表	地方公共団体の職員公舎の状況	資114

## 公営事業

第114表	公営企業の事業数の状況	資114
第115表	公営企業の職員数の状況	資115
第116表	公営事業決算の状況	資115
第117表	法適用企業決算の状況	資116
第118表	法適用企業の事業別決算の推移	資119
第119表	法非適用企業決算の状況	資120
第120表	国民健康保険事業決算の状況	資121
第121表	後期高齢者医療事業決算の状況	資128
第122表	介護保険事業決算の状況	資129
第123表	収益事業決算の状況	資133
第124表	公立大学附属病院事業決算の状況	資134
第125表	農業共済事業決算の状況	資135
第126表	交通災害共済事業（直営方式）決算の状況	資135
第127表	企業債等の状況	資136

## 〔令和2・3年度の地方財政〕

第128表	地方財政計画	資137
第129表	地方交付税の状況	資141
第130表	地方債計画	資142
第131表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	資143

## 〔令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の状況〕

第132表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	資147
第133表	団体別健全化判断比率の状況	資148
第134表	項目別将来負担額等の状況	資149
第135表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数（事業種類・団体区分別）	資150

## 〔東日本大震災関連〕

### 普通会計

第136表	歳入決算額の状況	資151
第137表	目的別歳出決算額の状況	資153
第138表	性質別歳出決算額の状況	資156
第139表	特定被災地方公共団体等における決算の状況	資159

### 公営企業会計

第140表	特定被災地方公共団体における経営状況	資161
第141表	特定被災地方公共団体における公営企業の料金収入の状況	資164
第142表	特定被災地方公共団体における公営企業への他会計繰入金金の状況	資165
第143表	特定被災地方公共団体における法適用企業の決算状況	資166
第144表	特定被災地方公共団体における法非適用企業の決算状況	資168

## 〔附属資料〕

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要	資170
特定被災地方公共団体等 一覧	資174
昭和60年度以降の市町村合併の実績	資175
未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）	資190
誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）	資191
平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）	資192
今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見（概要）	資193
時代を越えて多様な地域を支えるための地方税財政改革についての意見（概要）	資194
令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）	資194
今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見（概要）	資195
令和3年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）	資195
今後目指すべき地方財政の姿と令和3年度の地方財政への対応等についての意見（概要）	資196

第1表 地方公共団体数の推移

区 分	昭 和 28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31	平 成 23.3.31	24.3.31	25.3.31	26.3.31	27.3.31	28.3.31	29.3.31	30.3.31	31.3.31 (B)	令 和 23.31 (C)	比 較		
														(C)-(B)	(C)/A ×100 %	
都 道 府 県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	-	102.2
市 町 村	9,868	4,776	3,372	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	-	17.4
政令指定都市	5	5	6	19	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	-	400.0
中 核 市	-	-	-	40	41	41	42	43	45	48	48	54	58	58	4	-
施行時特例市	-	-	-	41	40	40	40	40	39	36	36	31	27	27	△ 4	-
都 市	281	486	554	686	687	688	688	687	686	687	687	687	687	687	-	244.5
中 都 市	...	...	124	169	167	166	165	164	156	156	156	155	155	155	-	...
小 都 市	...	...	430	517	520	522	523	523	530	531	531	532	532	532	-	...
町 村	9,582	4,285	2,812	941	932	930	929	928	928	927	927	926	926	926	-	9.7
計 (普通地方公共団体)	<b>9,914</b>	<b>4,822</b>	<b>3,418</b>	<b>1,774</b>	<b>1,766</b>	<b>1,766</b>	<b>1,766</b>	<b>1,765</b>	<b>1,765</b>	<b>1,765</b>	<b>1,765</b>	<b>1,765</b>	<b>1,765</b>	<b>1,765</b>	-	<b>17.8</b>
特 別 区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-	100.0
一部事務組合等 (普通会計)	...	...	1,804	1,383	1,372	1,360	1,348	1,340	1,330	1,320	1,314	1,303	1,293	1,293	△ 10	...
計 (特別地方公共団体)	...	...	<b>1,827</b>	<b>1,406</b>	<b>1,395</b>	<b>1,383</b>	<b>1,371</b>	<b>1,363</b>	<b>1,353</b>	<b>1,343</b>	<b>1,337</b>	<b>1,326</b>	<b>1,316</b>	<b>1,316</b>	△ 10	...
合 計	...	...	<b>5,245</b>	<b>3,180</b>	<b>3,161</b>	<b>3,149</b>	<b>3,137</b>	<b>3,128</b>	<b>3,118</b>	<b>3,108</b>	<b>3,102</b>	<b>3,091</b>	<b>3,081</b>	<b>3,081</b>	△ 10	...

(注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。  
2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。  
3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ。)

第2表 団体区分別人口の推移

## その1 国勢調査人口の推移

区 分	人 口 ( 千 人 )				比 較		構 成 比 ( % )				1 団体当たり人口 (人)		
	平 成 12.10.1	17.10.1	22.10.1 (A)	27.10.1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	平 成 12.10.1	17.10.1	22.10.1	27.10.1	平 成 22.10.1 (C)	27.10.1 (D)	比 較 (D)-(C)
特 別 区	8,135	8,490	8,946	9,273	327	3.7	6.4	6.6	7.0	7.3	388,943	403,163	14,220
政令指定都市	19,605	22,007	26,418	27,497	1,079	4.1	15.4	17.2	20.6	21.6	1,390,416	1,374,861	△ 15,555
中 核 市	11,809	16,928	16,577	18,901	2,324	14.0	9.3	13.2	12.9	14.9	414,434	393,773	△ 20,661
施行時特例市	-	10,880	11,033	9,322	△ 1,711	△ 15.5	-	8.5	8.6	7.3	269,088	258,949	△ 10,139
都 市	60,317	51,959	53,183	51,196	△ 1,987	△ 3.7	47.5	40.7	41.5	40.3	77,526	74,521	△ 3,005
小 計 (市 部)	<b>99,865</b>	<b>110,264</b>	<b>116,157</b>	<b>116,189</b>	<b>32</b>	<b>0.0</b>	<b>78.7</b>	<b>86.3</b>	<b>90.7</b>	<b>91.4</b>	<b>143,581</b>	<b>142,738</b>	△ <b>843</b>
町 村 (郡 部)	27,061	17,504	11,901	10,906	△ 995	△ 8.4	21.3	13.7	9.3	8.6	12,647	11,765	△ 882
合 計	<b>126,926</b>	<b>127,768</b>	<b>128,057</b>	<b>127,095</b>	△ <b>962</b>	△ <b>0.8</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>73,176</b>	<b>73,001</b>	△ <b>175</b>

(注) 1 団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

## 第2表 団体区分別人口の推移（つづき）

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登録人口の状況

区 分	平成17年 10月1日	平成22年 10月1日 (A)	平成27年 10月1日 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) ×100	令 和2年1月1日 現在住民基本台帳 登録人口
	人	人	人	人	%	人
北海道	5,627,737	5,506,419	5,381,733	△124,686	△2.3	5,267,762
青森県	1,436,657	1,373,339	1,308,265	△ 65,074	△4.7	1,275,783
岩手県	1,385,041	1,330,147	1,279,594	△ 50,553	△3.8	1,235,517
宮城県	2,360,218	2,348,165	2,333,899	△ 14,266	△0.6	2,292,385
秋田県	1,145,501	1,085,997	1,023,119	△ 62,878	△5.8	985,416
山形県	1,216,181	1,168,924	1,123,891	△ 45,033	△3.9	1,082,296
福島県	2,091,319	2,029,064	1,914,039	△115,025	△5.7	1,881,981
茨城県	2,975,167	2,969,770	2,916,976	△ 52,794	△1.8	2,921,436
栃木県	2,016,631	2,007,683	1,974,255	△ 33,428	△1.7	1,965,516
群馬県	2,024,135	2,008,068	1,973,115	△ 34,953	△1.7	1,969,439
埼玉県	7,054,243	7,194,556	7,266,534	71,978	1.0	7,390,054
千葉県	6,056,462	6,216,289	6,222,666	6,377	0.1	6,319,772
東京都	12,576,601	13,159,388	13,515,272	355,884	2.7	13,834,925
神奈川県	8,791,597	9,048,331	9,126,213	77,882	0.9	9,209,442
新潟県	2,431,459	2,374,450	2,304,264	△ 70,186	△3.0	2,236,042
富山県	1,111,729	1,093,247	1,066,328	△ 26,919	△2.5	1,055,999
石川県	1,174,026	1,169,788	1,154,008	△ 15,780	△1.3	1,139,612
福井県	821,592	806,314	786,740	△ 19,574	△2.4	780,053
山梨県	884,515	863,075	834,930	△ 28,145	△3.3	826,579
長野県	2,196,114	2,152,449	2,098,804	△ 53,645	△2.5	2,087,307
岐阜県	2,107,226	2,080,773	2,031,903	△ 48,870	△2.3	2,032,490
静岡県	3,792,377	3,765,007	3,700,305	△ 64,702	△1.7	3,708,556
愛知県	7,254,704	7,410,719	7,483,128	72,409	1.0	7,575,530
三重県	1,866,963	1,854,724	1,815,865	△ 38,859	△2.1	1,813,859
滋賀県	1,380,361	1,410,777	1,412,916	2,139	0.2	1,420,948
京都府	2,647,660	2,636,092	2,610,353	△ 25,739	△1.0	2,545,899
大阪府	8,817,166	8,865,245	8,839,469	△ 25,776	△0.3	8,849,635
兵庫県	5,590,601	5,588,133	5,534,800	△ 53,333	△1.0	5,549,568
奈良県	1,421,310	1,400,728	1,364,316	△ 36,412	△2.6	1,353,837
和歌山県	1,035,969	1,002,198	963,579	△ 38,619	△3.9	954,258
鳥取県	607,012	588,667	573,441	△ 15,226	△2.6	561,175
島根県	742,223	717,397	694,352	△ 23,045	△3.2	679,324
岡山県	1,957,264	1,945,276	1,921,525	△ 23,751	△1.2	1,903,627
広島県	2,876,642	2,860,750	2,843,990	△ 16,760	△0.6	2,826,858
山口県	1,492,606	1,451,338	1,404,729	△ 46,609	△3.2	1,369,882
徳島県	809,950	785,491	755,733	△ 29,758	△3.8	742,505
香川県	1,012,400	995,842	976,263	△ 19,579	△2.0	981,280
愛媛県	1,467,815	1,431,493	1,385,262	△ 46,231	△3.2	1,369,131
高知県	796,292	764,456	728,276	△ 36,180	△4.7	709,230
福岡県	5,049,908	5,071,968	5,101,556	29,588	0.6	5,129,841
佐賀県	866,369	849,788	832,832	△ 16,956	△2.0	823,810
長崎県	1,478,632	1,426,779	1,377,187	△ 49,592	△3.5	1,350,769
熊本県	1,842,233	1,817,426	1,786,170	△ 31,256	△1.7	1,769,880
大分県	1,209,571	1,196,529	1,166,338	△ 30,191	△2.5	1,151,229
宮崎県	1,153,042	1,135,233	1,104,069	△ 31,164	△2.7	1,095,903
鹿児島県	1,753,179	1,706,242	1,648,177	△ 58,065	△3.4	1,630,146
沖縄県	1,361,594	1,392,818	1,433,566	40,748	2.9	1,481,547
合 計	<b>127,767,994</b>	<b>128,057,352</b>	<b>127,094,745</b>	<b>△962,607</b>	<b>△0.8</b>	<b>127,138,033</b>

総括

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

団体区分	財政力指数 0.30未満		0.30以上 0.50未満		0.50以上 1.00未満		1.00以上		合 計		財政力 指数平 均
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
都 道 府 県	3	6.4	22	46.8	21	44.7	1	2.1	47	100.0	0.52
市 町 村	477	27.8	459	26.7	697	40.6	85	4.9	1,718	100.0	0.51
政 令 指 定 都 市	—	—	—	—	19	95.0	1	5.0	20	100.0	0.86
中 核 市	—	—	1	1.7	55	94.8	2	3.4	58	100.0	0.80
施 行 時 特 例 市	—	—	—	—	22	81.5	5	18.5	27	100.0	0.90
都 市	46	6.7	207	30.1	393	57.2	41	6.0	687	100.0	0.61
中 都 市	—	—	12	7.7	123	79.4	20	12.9	155	100.0	0.80
小 都 市	46	8.6	195	36.7	270	50.8	21	3.9	532	100.0	0.56
町 村	431	46.5	251	27.1	208	22.5	36	3.9	926	100.0	0.40
合 計	480	27.2	481	27.3	718	40.7	86	4.9	1,765	100.0	0.51

(注)「財政力指数」は、平成29、30、令和元年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区 分	平成 25.3.31	26.3.31	27.3.31	28.3.31	29.3.31	30.3.31	31.3.31 (A)	令和 2.3.31 (B)	比 較 (B)-(A)
総 務 関 係 組 合	203	197	195	190	192	195	187	190	3
う ち 退 職 手 当 組 合	43	44	43	42	42	42	42	42	—
民 生 関 係 組 合	86	85	89	90	84	79	83	75	△ 8
衛 生 関 係 組 合	550	552	551	546	545	541	535	530	△ 5
う ち し 尿 ・ ご み 処 理 組 合	461	461	461	459	459	457	450	446	△ 4
商 工 関 係 組 合	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 林 水 産 関 係 組 合	76	74	72	72	72	72	72	72	—
う ち 林 野 ( 造 林 ) 組 合	38	38	36	36	36	36	35	36	1
土 木 関 係 組 合	13	13	13	13	13	14	14	14	—
消 防 関 係 組 合	286	284	276	276	271	269	270	270	—
教 育 関 係 組 合	59	57	55	51	51	48	49	49	—
う ち 小 学 校 組 合	8	7	7	7	7	6	6	6	—
う ち 中 学 校 組 合	20	20	20	19	19	19	19	19	—
そ の 他	87	86	89	92	92	96	93	93	—
合 計	1,360	1,348	1,340	1,330	1,320	1,314	1,303	1,293	△ 10



## 第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A) + (B)	<b>112,319,053</b>	<b>110,263,689</b>	<b>2,055,364</b>	<b>1.9</b>	△ <b>0.4</b>
都 道 府 県 (A)	50,913,965	50,372,813	541,152	1.1	△ 1.0
市 町 村 ( 純 計 額 ) (B)	61,405,088	59,890,876	1,514,212	2.5	0.1
市 町 村 ( 単 純 合 計 額 )	62,824,921	61,300,769	1,524,152	2.5	0.1
市 町 村 ( 一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額 )	60,761,600	59,256,351	1,505,249	2.5	0.1
政 令 指 定 都 市	14,330,502	13,992,556	337,946	2.4	0.4
中 核 市	8,893,172	8,244,815	648,357	7.9	10.2
施 行 時 特 例 市	2,560,646	2,852,790	△292,144	△10.2	△17.3
都 市	23,800,259	23,203,880	596,379	2.6	△ 0.8
中 都 市	9,778,114	9,522,469	255,645	2.7	△ 1.1
小 都 市	14,022,145	13,681,411	340,734	2.5	△ 0.6
町 村	7,105,960	7,077,447	28,513	0.4	△ 0.8
特 別 区	4,071,061	3,884,864	186,197	4.8	2.1
一 部 事 務 組 合 等	2,063,321	2,044,417	18,904	0.9	0.2
歳 出 総 額 (C) + (D)	<b>108,775,362</b>	<b>106,939,015</b>	<b>1,836,347</b>	<b>1.7</b>	△ <b>0.4</b>
都 道 府 県 (C)	49,339,047	48,957,281	381,766	0.8	△ 1.0
市 町 村 ( 純 計 額 ) (D)	59,436,314	57,981,734	1,454,580	2.5	0.1
市 町 村 ( 単 純 合 計 額 )	60,856,147	59,391,627	1,464,520	2.5	0.1
市 町 村 ( 一 部 事 務 組 合 等 を 除 く 単 純 合 計 額 )	58,888,132	57,439,320	1,448,812	2.5	0.1
政 令 指 定 都 市	14,148,734	13,824,379	324,355	2.3	0.4
中 核 市	8,666,603	8,024,562	642,041	8.0	10.0
施 行 時 特 例 市	2,473,704	2,764,038	△290,334	△10.5	△17.3
都 市	22,902,163	22,321,735	580,428	2.6	△ 0.9
中 都 市	9,437,309	9,178,506	258,803	2.8	△ 1.1
小 都 市	13,464,854	13,143,230	321,624	2.4	△ 0.8
町 村	6,780,656	6,761,624	19,032	0.3	△ 0.8
特 別 区	3,916,272	3,742,982	173,290	4.6	2.3
一 部 事 務 組 合 等	1,968,015	1,952,307	15,708	0.8	0.4

総括

## 第5表 決算規模の状況 (つづき)

その2 純計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較		
			増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
歳 入 総 額 (A)	<b>112,319,053</b>	<b>110,263,689</b>	<b>2,055,364</b>	<b>1.9</b>	△ <b>0.4</b>
団 体 間 重 複 額 (B)	9,073,173	8,918,404	154,769	1.7	△ 5.1
都道府県支出金(市町村に 対する貸付金を含む)	4,701,510	4,360,376	341,134	7.8	△ 1.8
同級他団体からの 分担金・負担金等	176,702	171,850	4,852	2.8	3.1
市町村からの分担金、 負担金・寄附金等	381,783	361,008	20,775	5.8	0.7
市町村たばこ税都道府県交付金	852	349	503	144.1	△65.6
特別区財政調整交付金	1,099,226	1,068,163	31,063	2.9	9.4
利子割交付金	18,537	34,000	△ 15,463	△45.5	△ 1.8
配当割交付金	99,004	86,065	12,939	15.0	△17.5
株式等譲渡所得割交付金	58,238	72,577	△ 14,339	△19.8	△32.9
分離課税所得割交付金	7,009	6,492	517	8.0	37.7
道府県民税所得割臨時交付金	－	70,517	△ 70,517	皆減	△87.4
地方消費税交付金	2,275,552	2,384,943	△109,391	△ 4.6	1.8
ゴルフ場利用税交付金	30,000	30,228	△ 228	△ 0.8	△ 3.9
特別地方消費税交付金	0	－	0	皆増	皆減
自動車取得税交付金	73,444	140,653	△ 67,209	△47.8	3.8
軽油引取税交付金	128,968	131,182	△ 2,214	△ 1.7	1.8
自動車税環境性能割交付金	22,348	－	22,348	皆増	－
歳入純計額 (A) - (B)	<b>103,245,881</b>	<b>101,345,285</b>	<b>1,900,596</b>	<b>1.9</b>	<b>0.0</b>
歳 出 総 額 (C)	<b>108,775,362</b>	<b>106,939,015</b>	<b>1,836,347</b>	<b>1.7</b>	△ <b>0.4</b>
団 体 間 重 複 額 (D)	9,073,173	8,918,404	154,769	1.7	△ 5.1
市町村に対する事業費等の 補助交付金等	4,701,510	4,360,376	341,134	7.8	△ 1.8
同級他団体に対する負担金等	176,702	171,850	4,852	2.8	3.1
都道府県に対する事業費等の 分担金・負担金・寄附金等	381,783	361,008	20,775	5.8	0.7
市町村たばこ税都道府県交付金	852	349	503	144.1	△65.6
特別区財政調整交付金	1,099,226	1,068,163	31,063	2.9	9.4
利子割交付金	18,537	34,000	△ 15,463	△45.5	△ 1.8
配当割交付金	99,004	86,065	12,939	15.0	△17.5
株式等譲渡所得割交付金	58,238	72,577	△ 14,339	△19.8	△32.9
分離課税所得割交付金	7,009	6,492	517	8.0	37.7
道府県民税所得割臨時交付金	－	70,517	△ 70,517	皆減	△87.4
地方消費税交付金	2,275,552	2,384,943	△109,391	△ 4.6	1.8
ゴルフ場利用税交付金	30,000	30,228	△ 228	△ 0.8	△ 3.9
特別地方消費税交付金	0	－	0	皆増	皆減
自動車取得税交付金	73,444	140,653	△ 67,209	△47.8	3.8
軽油引取税交付金	128,968	131,182	△ 2,214	△ 1.7	1.8
自動車税環境性能割交付金	22,348	－	22,348	皆増	－
歳出純計額 (C) - (D)	<b>99,702,189</b>	<b>98,020,611</b>	<b>1,681,578</b>	<b>1.7</b>	<b>0.0</b>

(注) 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)-(B)」又は「歳出純計額(C)-(D)」をいう。

## 第6表 純計決算額の推移

(単位 百万円・%)

区 分	地 方						国 (一 般 会 計)					
	歳 入			歳 出			歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数	決 算 額	対前年度 増 減 率	指 数
昭和36年度	2,511,550	24.0	100	2,391,080	24.2	100	2,515,932	28.3	100	2,063,468	18.4	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	148
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	160
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	180
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	216
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	248
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	288
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	335
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	397
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	463
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	578
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	716
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	926
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,011
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,186
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,408
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,652
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,880
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,103
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,274
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,290
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,454
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,495
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,569
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,600
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,798
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,979
平成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,192
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,357
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,419
4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9	3,746	71,465,997	△ 2.1	2,841	70,497,432	△ 0.1	3,416
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	77,731,174	8.8	3,090	75,102,488	6.5	3,640
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	76,339,007	△ 1.8	3,034	73,613,605	△ 2.0	3,567
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	5.5	3,202	75,938,516	3.2	3,680
8	101,350,538	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,821
9	99,887,786	△ 1.4	3,977	97,673,772	△ 1.4	4,085	80,170,473	△ 2.0	3,187	78,470,310	△ 0.5	3,803
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,693	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,090
11	104,006,504	1.1	4,141	101,629,110	1.4	4,250	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,315
12	100,275,101	△ 3.6	3,993	97,616,360	△ 3.9	4,083	93,361,027	△ 1.1	3,711	89,321,049	0.3	4,329
13	100,004,082	△ 0.3	3,982	97,431,688	△ 0.2	4,075	86,903,038	△ 6.9	3,454	84,811,128	△ 5.0	4,110
14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,021	0.4	3,469	83,674,289	△ 1.3	4,055
15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	△ 2.4	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,970	△ 1.5	3,994
16	93,442,236	△ 1.5	3,721	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,114
17	92,936,469	△ 0.5	3,700	90,697,342	△ 0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,537	85,519,592	0.7	4,144
18	91,528,325	△ 1.5	3,644	89,210,597	△ 1.6	3,731	84,412,713	△ 5.2	3,355	81,445,480	△ 4.8	3,947
19	91,181,397	△ 0.4	3,630	89,147,615	△ 0.1	3,728	84,553,478	0.2	3,361	81,842,570	0.5	3,966
20	92,213,459	1.1	3,672	89,691,477	0.6	3,751	89,208,229	5.5	3,546	84,697,395	3.5	4,105
21	98,365,695	6.7	3,917	96,106,449	7.2	4,019	107,114,243	20.1	4,257	100,973,424	19.2	4,893
22	97,511,501	△ 0.9	3,883	94,775,014	△ 1.4	3,964	100,534,563	△ 6.1	3,996	95,312,342	△ 5.6	4,619
23	100,069,646	2.6	3,984	97,002,646	2.4	4,057	109,979,528	9.4	4,371	100,715,409	5.7	4,881
24	99,842,882	△ 0.2	3,975	96,418,554	△ 0.6	4,032	107,762,033	△ 2.0	4,283	97,087,177	△ 3.6	4,705
25	101,099,835	1.3	4,025	97,412,028	1.0	4,074	106,044,664	△ 1.6	4,215	100,188,879	3.2	4,855
26	102,083,467	1.0	4,065	98,522,799	1.1	4,120	104,679,122	△ 1.3	4,161	98,813,467	△ 1.4	4,789
27	101,917,496	△ 0.2	4,058	98,405,225	△ 0.1	4,116	102,175,307	△ 2.4	4,061	98,230,324	△ 0.6	4,760
28	101,459,848	△ 0.4	4,040	98,141,464	△ 0.3	4,104	102,774,027	0.6	4,085	97,541,765	△ 0.7	4,727
29	101,323,315	△ 0.1	4,034	97,998,369	△ 0.1	4,098	103,644,050	0.8	4,120	98,115,605	0.6	4,755
30	101,345,285	0.0	4,035	98,020,611	0.0	4,099	105,697,418	2.0	4,201	98,974,697	0.9	4,797
令和元年度	103,245,881	1.9	4,111	99,702,189	1.7	4,170	109,162,376	3.3	4,339	101,366,467	2.4	4,912

(注) 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

総括

## 第7表 決算収支の状況

その1 黒字、赤字の団体別の状況

(単位 百万円)

区 分	令和元年度						平成30年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入 (B)	歳出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	翌年度に繰り越すべき財源 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)-(G)	増 減 (F)-(H)
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	50,913,965	49,339,047	1,574,918	821,015	753,903	47	603,580	-	150,323
市町村(単純合計額) (B)	3,034	62,824,921	60,856,147	1,968,774	563,146	1,405,628	3,044	1,379,206	△ 10	26,422
市町村(一部事務組合等を除く単純合計額)	1,741	60,761,600	58,888,132	1,873,468	551,560	1,321,907	1,741	1,296,663	-	25,244
政令指定都市	20	14,330,502	14,148,734	181,768	86,183	95,586	20	80,844	-	14,742
特別区	23	4,071,061	3,916,272	154,789	24,675	130,114	23	122,093	-	8,021
中核市	58	8,893,172	8,666,603	226,568	73,011	153,558	54	149,743	4	3,815
施行時特例市	27	2,560,646	2,473,704	86,942	21,883	65,060	31	68,857	△ 4	△ 3,797
都 市	687	23,800,259	22,902,163	898,096	257,730	640,366	687	637,149	-	3,217
中 都 市	155	9,778,114	9,437,309	340,805	94,623	246,182	155	243,517	-	2,665
小 都 市	532	14,022,145	13,464,854	557,291	163,108	394,184	532	393,633	-	551
町 村	926	7,105,960	6,780,656	325,304	88,078	237,225	926	237,977	-	△ 752
一部事務組合等	1,293	2,063,321	1,968,015	95,306	11,586	83,720	1,303	82,543	△ 10	1,177
合 計 (A)+(B)	<b>3,081</b>	<b>113,738,886</b>	<b>110,195,194</b>	<b>3,543,692</b>	<b>1,384,161</b>	<b>2,159,530</b>	<b>3,091</b>	<b>1,982,785</b>	<b>△ 10</b>	<b>176,745</b>
黒 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	50,913,965	49,339,047	1,574,918	821,015	753,903	47	603,580	-	150,323
市町村(単純合計額) (B)	3,034	62,824,921	60,856,147	1,968,774	563,146	1,405,628	3,042	1,379,213	△ 8	26,415
市町村(一部事務組合等を除く単純合計額)	1,741	60,761,600	58,888,132	1,873,468	551,560	1,321,907	1,740	1,296,663	1	25,244
政令指定都市	20	14,330,502	14,148,734	181,768	86,183	95,586	20	80,844	-	14,742
特別区	23	4,071,061	3,916,272	154,789	24,675	130,114	23	122,093	-	8,021
中核市	58	8,893,172	8,666,603	226,568	73,011	153,558	54	149,743	4	3,815
施行時特例市	27	2,560,646	2,473,704	86,942	21,883	65,060	31	68,857	△ 4	△ 3,797
都 市	687	23,800,259	22,902,163	898,096	257,730	640,366	686	637,150	1	3,216
中 都 市	155	9,778,114	9,437,309	340,805	94,623	246,182	155	243,517	-	2,665
小 都 市	532	14,022,145	13,464,854	557,291	163,108	394,184	531	393,633	1	551
町 村	926	7,105,960	6,780,656	325,304	88,078	237,225	926	237,977	-	△ 752
一部事務組合等	1,293	2,063,321	1,968,015	95,306	11,586	83,720	1,302	82,549	△ 9	1,171
合 計 (A)+(B)	<b>3,081</b>	<b>113,738,886</b>	<b>110,195,194</b>	<b>3,543,692</b>	<b>1,384,161</b>	<b>2,159,530</b>	<b>3,089</b>	<b>1,982,792</b>	<b>△ 8</b>	<b>176,738</b>
赤 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村(単純合計額) (B)	-	-	-	-	-	-	2	△ 7	△ 2	7
市町村(一部事務組合等を除く単純合計額)	-	-	-	-	-	-	1	△ 0	△ 1	0
政令指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施行時特例市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市	-	-	-	-	-	-	1	△ 0	△ 1	0
中 都 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 都 市	-	-	-	-	-	-	1	△ 0	△ 1	0
町 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	1	△ 7	△ 1	7
合 計 (A)+(B)	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>△ 7</b>	<b>△ 2</b>	<b>7</b>

## 第7表 決算収支の状況 (つづき)

その2 都道府県別実質収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単年度 収 支 (E)	積立金 (F)	繰 上 償還額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
北海道	2,425,830	2,411,637	14,193	4,627	9,566	1,123	4,192	8,000	9,400	3,915
青森県	665,827	645,964	19,863	17,442	2,421	△ 229	3	-	115	△ 341
岩手県	993,872	919,329	74,543	61,457	13,086	△ 5,965	9,526	-	14,149	△ 10,588
宮城県	1,127,971	1,032,719	95,252	80,633	14,619	△ 4,454	9,532	51	11,662	△ 6,533
秋田県	591,630	581,507	10,123	2,716	7,407	2,489	2,786	-	2,635	2,639
山形県	589,381	580,059	9,322	4,347	4,975	399	2,289	-	1,073	1,615
福島県	1,357,616	1,263,964	93,652	86,091	7,561	376	3,638	43	12,536	△ 8,479
茨城県	1,075,186	1,042,053	33,133	26,060	7,073	160	4	2,000	44	2,120
栃木県	759,429	743,026	16,403	8,320	8,083	3,422	2,232	-	7,376	△ 1,722
群馬県	741,219	731,154	10,065	5,885	4,180	669	1,401	-	1,217	854
埼玉県	1,757,492	1,746,304	11,188	5,860	5,328	153	45	2,350	-	2,548
千葉県	1,709,086	1,655,111	53,975	37,088	16,887	7,056	4,007	54	-	11,117
東京都	8,112,851	7,581,115	531,736	94,586	437,150	96,329	91,694	-	-	188,023
神奈川県	1,882,674	1,862,041	20,633	16,950	3,683	△ 1,269	2,514	-	-	1,245
新潟県	1,044,959	1,032,642	12,317	7,375	4,942	△ 1,341	31,796	-	33	30,423
富山県	503,362	487,589	15,773	14,434	1,339	35	181	-	-	216
石川県	541,721	530,771	10,950	10,207	743	6	0	3,064	-	3,070
福井県	446,163	437,323	8,840	2,282	6,558	2,682	920	-	-	3,603
山梨県	468,395	451,981	16,414	12,251	4,163	△ 340	12	-	3,482	△ 3,811
長野県	856,767	839,210	17,557	12,074	5,483	△ 1,073	3	-	6,900	△ 7,970
岐阜県	785,104	769,485	15,619	7,746	7,873	1,026	7	5,000	1,512	4,520
静岡県	1,141,842	1,128,613	13,229	7,156	6,073	117	0	-	-	117
愛知県	2,295,883	2,256,861	39,022	8,911	30,111	8,649	34	-	14,864	△ 6,181
三重県	685,338	661,375	23,963	14,919	9,044	2,692	40	-	1,369	1,363
滋賀県	525,620	519,955	5,665	4,592	1,073	△ 17	2,183	-	120	2,046
京都府	871,150	866,556	4,594	3,166	1,428	510	459	-	459	510
大阪府	2,582,153	2,526,285	55,868	19,187	36,681	30,815	4,841	-	-	35,656
兵庫県	1,843,318	1,835,300	8,018	7,931	87	△ 1,104	336	-	-	△ 768
奈良県	514,284	506,793	7,491	6,027	1,464	196	672	16,286	2,000	15,153
和歌山県	548,495	535,861	12,634	5,914	6,720	3,269	1	1,725	989	4,007
鳥取県	351,234	346,276	4,958	2,075	2,883	△ 1,615	0	-	-	△ 1,615
島根県	487,189	464,501	22,688	13,209	9,479	1,551	985	5,232	-	7,769
岡山県	706,740	698,349	8,391	7,221	1,170	△ 259	1,004	-	2,902	△ 2,157
広島県	964,387	938,508	25,879	20,506	5,373	480	3,791	-	15,415	△ 11,144
山口県	630,561	612,770	17,791	8,779	9,012	4,164	2,339	-	-	6,503
徳島県	483,702	460,416	23,286	15,218	8,068	△ 1,772	5,003	-	5,000	△ 1,768
香川県	446,907	436,102	10,805	5,549	5,256	897	2,126	-	2,449	574
愛媛県	638,787	623,660	15,127	13,237	1,890	△ 328	3,255	-	-	2,926
高知県	457,295	449,351	7,944	6,825	1,119	△ 182	3	-	1,803	△ 1,982
福岡県	1,656,890	1,616,681	40,209	36,127	4,082	△ 149	11	256	6,508	△ 6,390
佐賀県	451,011	439,921	11,090	5,611	5,479	81	2,676	-	537	2,220
長崎県	691,436	674,612	16,824	15,887	937	328	306	-	-	634
熊本県	825,323	797,595	27,728	15,066	12,662	△ 1,882	7	2	-	△ 1,873
大分県	592,036	570,849	21,187	17,942	3,245	191	2,530	-	3,004	△ 282
宮崎県	569,336	554,090	15,246	7,508	7,738	1,487	1	-	-	1,488
鹿児島県	802,279	769,706	32,573	25,923	6,650	1,959	2,333	-	2,335	1,958
沖縄県	714,232	703,079	11,153	8,092	3,061	△ 1,009	7,887	-	6,907	△ 29
合 計	<b>50,913,965</b>	<b>49,339,047</b>	<b>1,574,918</b>	<b>821,015</b>	<b>753,903</b>	<b>150,323</b>	<b>209,605</b>	<b>44,063</b>	<b>138,795</b>	<b>265,196</b>

総括



## 第7表 決算収支の状況(つづき)

その3 政令指定都市・中核市・施行時特別市・都市(令和2年1月1日現在住民基本台帳登録人口30万人以上)の実質収支等の状況  
(単位 百万円)

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出 差引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単年度 収支 (E)	積立金 (F)	繰上 償還額 (G)	積立金 取崩し額 (H)	実質単年度 収支 (E)+(F)+ (G)-(H)
政令指定都市										
札幌市	1,004,028	992,751	11,277	3,744	7,533	2,559	1	-	-	2,560
仙台市	529,996	520,569	9,427	5,608	3,819	508	246	13	73	694
さいたま市	553,678	547,430	6,248	4,499	1,749	271	1,480	-	1,500	251
千葉市	463,263	456,068	7,195	1,356	5,839	3,393	1,334	-	26	4,702
横浜市	1,794,131	1,765,971	28,160	20,075	8,085	3,330	503	-	15,220	△11,386
川崎市	739,134	735,658	3,476	3,030	446	△183	182	-	15	△16
相模原市	306,647	296,379	10,268	1,165	9,103	939	4	-	4,750	△3,807
新潟市	401,441	396,836	4,605	664	3,941	△836	2,501	-	-	1,665
静岡市	321,728	313,613	8,115	3,009	5,106	△248	2,700	-	2,665	△213
浜松市	359,322	349,575	9,747	3,808	5,939	△86	21	20	3,700	△3,745
名古屋	1,229,420	1,217,190	12,230	4,374	7,856	2,963	32	1,113	6,719	△2,611
京都市	768,585	765,989	2,596	2,185	411	65	1	-	3,921	△3,856
大阪市	1,764,214	1,756,789	7,425	4,753	2,672	2,243	1,561	-	386	3,417
堺市	418,506	415,725	2,781	1,341	1,440	△310	680	-	-	370
神戸市	860,399	848,479	11,920	10,599	1,321	△718	2,040	-	3,409	△2,087
岡山市	341,027	325,775	15,252	5,242	10,010	806	4	2,828	5,650	△2,013
広島市	630,898	626,663	4,235	2,059	2,176	178	903	-	370	711
北九州市	554,598	550,111	4,487	2,364	2,123	225	790	-	1,303	△288
福岡市	882,411	868,661	13,750	4,406	9,344	△627	5,255	-	2,976	1,651
熊本市	407,076	398,501	8,575	1,904	6,671	250	3,134	-	3,817	△434
中核市										
函館市	137,783	136,200	1,583	238	1,345	874	222	73	-	1,170
旭川市	160,958	159,485	1,473	240	1,233	288	5	-	900	△607
青森市	128,492	125,315	3,177	554	2,623	1,398	1	1	-	1,400
八戸市	110,826	106,809	4,017	2,012	2,005	△237	1,331	-	1,200	△106
盛岡市	116,956	115,999	957	546	411	△619	1,099	-	1,105	△625
秋田市	137,574	134,804	2,770	1,048	1,722	11	718	1	978	△249
山形市	101,032	98,187	2,845	845	2,000	492	1,567	-	1,567	492
福島市	126,126	119,718	6,408	1,289	5,119	299	1,949	21	2,400	△131
郡山市	142,485	136,048	6,437	1,995	4,442	456	5,870	-	8,460	△2,134
いわき市	163,782	156,628	7,154	5,725	1,429	△3,121	5,936	4,293	8,142	△1,034
宇都宮市	223,160	218,570	4,590	3,269	1,321	50	6	-	3,700	△3,644
前橋市	141,968	138,933	3,035	913	2,122	△430	3	-	1,505	△1,933
高崎市	168,606	164,221	4,385	711	3,674	△622	10	-	5,530	△6,143
川越市	112,570	109,095	3,475	175	3,300	410	1	-	1,160	△748
川口市	213,603	203,865	9,738	2,199	7,539	△373	1,444	-	-	1,071
越谷市	107,932	102,444	5,488	198	5,290	194	2,879	-	2,500	573
船橋市	212,013	208,444	3,569	898	2,671	△335	0	-	3,000	△3,335
柏市	133,330	127,326	6,004	2,008	3,996	△450	4	-	-	△447
八王子市	209,499	205,650	3,849	2,234	1,615	△2,127	1,218	-	1,000	△1,908
横須賀市	164,112	160,949	3,163	358	2,805	△746	1	-	3,054	△3,799
富山市	170,912	166,658	4,254	1,485	2,769	596	502	-	1,422	△324
金沢市	180,555	177,391	3,164	1,454	1,710	43	0	553	415	182
福井市	103,081	100,613	2,468	112	2,356	530	300	-	-	830
甲府市	76,278	75,561	717	148	569	△119	1	-	304	△421
長野市	165,741	163,663	2,078	1,868	210	△2,007	60	-	2,909	△4,855
岐阜市	170,074	163,116	6,958	388	6,570	△199	2	-	2,100	△2,297
豊橋市	132,246	128,320	3,926	279	3,647	829	2	-	2,161	△1,331
岡崎市	137,759	131,445	6,314	2,061	4,253	△255	875	-	4,044	△3,425
豊田市	202,380	187,268	15,112	7,731	7,381	1,540	4,000	157	-	5,697
大津市	134,605	130,975	3,630	893	2,737	1,427	1,612	6	-	3,044
豊中市	151,686	146,339	5,347	483	4,864	1,852	1,247	-	-	3,099
高槻市	119,471	114,889	4,582	3,936	646	146	275	-	-	421
枚方市	138,010	135,494	2,516	861	1,655	75	1,338	264	-	1,677
八尾市	101,998	100,525	1,473	88	1,385	638	396	94	-	1,128
寝屋川市	89,220	87,296	1,924	61	1,863	204	3,085	10	140	3,160
東大阪市	207,462	204,202	3,260	346	2,914	335	3,566	0	2,900	1,001
姫路市	220,368	210,601	9,767	3,865	5,902	354	8	393	-	754

## 第7表 決算収支の状況 (つづき)

その3 政令指定都市・中核市・施行時特例市・都市 (令和2年1月1日現在住民基本台帳登録人口30万人以上) の実質収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	歳 入 (A)	歳 出 (B)	歳入歳出 差 引 (A)-(B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C)-(D)	単年度 収 支 (E)	積立金 (F)	繰 上 償還額 (G)	積 立 金 取崩し額 (H)	実質単年度 収 支 (E)+(F)+ (G)-(H)
尼 崎 市	202,365	201,613	752	430	322	△ 32	187	4,160	-	4,315
明 石 市	106,790	106,023	767	81	686	△ 215	317	-	600	△ 499
西 宮 市	175,700	174,384	1,316	699	617	△ 106	363	-	5,300	△ 5,043
奈 良 市	129,639	128,911	728	137	591	127	0	-	-	127
和 歌 山 市	160,349	159,542	807	454	353	△ 33	658	0	3,240	△ 2,615
鳥 取 市	104,317	102,166	2,151	240	1,911	△ 287	334	1	-	48
松 江 市	102,009	100,298	1,711	180	1,531	△ 3	682	485	-	1,165
倉 敷 市	212,527	204,939	7,588	1,269	6,319	736	3,408	750	1,930	2,964
呉 市	109,131	107,329	1,802	829	973	△ 1,756	1,566	-	1,000	△ 1,190
福 山 市	187,678	182,024	5,654	2,026	3,628	2,841	1,441	1,081	-	5,363
下 関 市	122,098	119,598	2,500	135	2,365	△ 226	1,508	-	2,200	△ 918
高 松 市	158,160	154,357	3,803	1,069	2,734	655	4	130	2,800	△ 2,012
松 山 市	189,126	184,132	4,994	2,022	2,972	△ 327	300	-	1,000	△ 1,027
高 知 市	159,102	157,774	1,328	922	406	△ 69	2	0	300	△ 366
久 留 米 市	130,100	128,834	1,266	413	853	△ 147	17	-	2,000	△ 2,130
長 崎 市	218,377	213,222	5,155	1,800	3,355	935	1,161	-	1,469	627
佐 世 保 市	136,678	132,356	4,322	1,063	3,259	△ 314	2,170	106	1,180	781
大 分 市	182,513	180,155	2,358	589	1,769	△ 2,096	1	-	-	△ 2,094
宮 崎 市	166,731	163,312	3,419	727	2,692	△ 664	40	-	3,011	△ 3,635
鹿 児 島 市	266,671	260,388	6,283	1,867	4,416	△ 1,538	4	-	2,000	△ 3,534
那 覇 市	158,461	152,201	6,260	2,545	3,715	△ 749	2,233	-	2,322	△ 838
施行時特例市										
水 戸 市	130,683	125,053	5,630	2,538	3,092	30	1,543	-	4,658	△ 3,086
つ く ば 市	92,931	88,325	4,606	899	3,707	1,524	1,915	-	2,161	1,278
伊 勢 崎 市	79,146	76,479	2,667	148	2,519	228	1	-	763	△ 534
太 田 市	78,870	76,222	2,648	701	1,947	47	1	16	3,538	△ 3,474
熊 谷 市	69,990	64,618	5,372	147	5,225	461	11	-	284	188
所 沢 市	119,142	113,075	6,067	1,657	4,410	55	1,522	-	1,951	△ 375
春 日 部 市	73,317	69,663	3,654	910	2,744	293	0	-	1,225	△ 931
草 加 市	80,697	76,730	3,967	686	3,281	△ 877	821	-	2	△ 57
平 塚 市	86,262	82,322	3,940	691	3,249	549	772	-	23	1,298
小 田 原 市	78,432	73,774	4,658	1,173	3,485	527	1,472	7	1,790	216
茅 ヶ 崎 市	77,054	73,210	3,844	422	3,422	△ 1,077	950	-	-	△ 126
厚 木 市	95,652	91,263	4,389	661	3,728	613	3,000	-	2,649	964
大 和 市	78,411	75,984	2,427	106	2,321	389	0	-	1,550	△ 1,161
長 岡 市	129,279	126,799	2,480	856	1,624	265	1	-	-	265
上 越 市	102,379	97,973	4,406	595	3,811	740	2,493	5	2,857	381
松 本 市	95,645	92,316	3,329	1,495	1,834	194	810	-	2,004	△ 1,000
沼 津 市	73,569	72,381	1,188	258	930	△ 699	1,104	-	1,204	△ 798
富 士 市	100,005	97,181	2,824	109	2,715	△ 295	200	-	1,000	△ 1,095
一 宮 市	117,919	115,214	2,705	63	2,642	30	3,005	-	3,200	△ 165
春 日 井 市	100,433	98,239	2,194	168	2,026	241	910	-	-	1,151
四 日 市 市	128,669	123,220	5,449	2,717	2,732	283	1,459	-	746	996
岸 和 田 市	75,101	74,605	496	196	300	187	100	33	-	321
吹 田 市	137,626	135,536	2,090	1,676	414	△ 2,042	1,228	-	-	△ 814
茨 木 市	92,520	90,517	2,003	1,119	884	△ 10	1	-	178	△ 188
加 古 川 市	86,588	85,965	623	375	248	14	92	-	-	106
宝 塚 市	79,404	78,313	1,091	592	499	123	191	-	400	△ 86
佐 賀 市	100,921	98,729	2,192	920	1,272	90	315	-	3,770	△ 3,365
都 市										
市川市(千葉県)	160,876	155,887	4,989	2,371	2,618	△ 1,996	1,484	1,167	-	655
松戸市(千葉県)	156,341	150,135	6,206	443	5,763	158	1	1	186	△ 25
町田市(東京都)	159,398	154,324	5,074	576	4,498	2,099	2,710	-	4,358	451
藤沢市(神奈川県)	156,864	152,000	4,864	858	4,006	△ 1,666	2,570	-	1,300	△ 396

総括

## 第7表 決算収支の状況(つづき)

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

(単位 百万円)

区 分	平成30年度の赤字の団体(A)		(A)のうち市町村合併等により消滅した団体		(A)のうち令和元年度も赤字である団体							(A)のうち黒字となった団体		平成30年度が黒字で令和元年度が赤字の団体		令和元年度の赤字の団体		
					赤字が増加した団体				赤字が減少した団体									
	団体数	平成30年度実質収支	団体数	平成30年度実質収支	団体数	平成30年度実質収支(a)	令和元年度実質収支(b)	(b)-(a)	団体数	平成30年度実質収支(c)	令和元年度実質収支(d)	(d)-(c)	団体数	平成30年度実質収支	団体数	令和元年度実質収支	団体数	令和元年度実質収支
都道府県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市町村	2	△7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	△7	-	-	-	-
市町村(一部事務組合等を除く)	1	△0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	△0	-	-	-	-
政令指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施行時特例市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市	1	△0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	△0	-	-	-	-
中都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小都市	1	△0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	△0	-	-	-	-
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	1	△7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	△7	-	-	-	-
合計	2	△7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	△7	-	-	-	-

その5 実質収支の推移

(単位 百万円・%)

区分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体							
	総 数		都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村		総 数		都道府県		市町村			
	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B)/(A) 収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C)/(A) 収支額	団体数	収支額	団体数	収支額		
平成21年度	3,190	1,444,699	47	264,442	3,143	1,180,257	3,177	99.6	1,451,028	47	264,442	3,130	1,186,586	13	0.4	△ 6,329	-	-	13	△ 6,329
22	3,180	1,670,237	47	354,641	3,133	1,315,596	3,172	99.7	1,672,297	47	354,641	3,125	1,317,655	8	0.3	△ 2,060	-	-	8	△ 2,060
23	3,161	1,795,272	47	346,111	3,114	1,449,161	3,158	99.9	1,795,811	47	346,111	3,111	1,449,700	3	0.1	△ 538	-	-	3	△ 538
24	3,149	1,767,525	47	363,694	3,102	1,403,831	3,147	99.9	1,767,616	47	363,694	3,100	1,403,922	2	0.1	△ 92	-	-	2	△ 92
25	3,137	1,957,773	47	428,503	3,090	1,529,270	3,133	99.9	1,958,174	47	428,503	3,086	1,529,671	4	0.1	△ 401	-	-	4	△ 401
26	3,128	1,838,277	47	420,564	3,081	1,417,713	3,126	99.9	1,838,392	47	420,564	3,079	1,417,828	2	0.1	△ 115	-	-	2	△ 115
27	3,118	1,962,396	47	384,455	3,071	1,577,941	3,118	100.0	1,962,396	47	384,455	3,071	1,577,941	-	-	-	-	-	-	-
28	3,108	1,960,492	47	571,257	3,061	1,389,235	3,108	100.0	1,960,492	47	571,257	3,061	1,389,235	-	-	-	-	-	-	-
29	3,102	2,037,869	47	598,253	3,055	1,439,616	3,099	99.9	2,038,099	47	598,253	3,052	1,439,846	3	0.1	△ 230	-	-	3	△ 230
30	3,091	1,982,785	47	603,580	3,044	1,379,206	3,089	99.9	1,982,792	47	603,580	3,042	1,379,213	2	0.1	△ 7	-	-	2	△ 7
令和元年度	3,081	2,159,530	47	753,903	3,034	1,405,628	3,081	100.0	2,159,530	47	753,903	3,034	1,405,628	-	-	-	-	-	-	-

(注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

## 第7表 決算収支の状況（つづき）

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

(単位 百万円)

区分	全 団 体						黒 字 の 団 体						赤 字 の 団 体					
	総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
平成21年度	△106	165,042	-	△ 1,454	△106	166,497	△100	126,025	-	△ 1,454	△100	127,479	△ 6	39,018	-	-	△ 6	39,018
22	△ 10	225,538	-	90,199	△ 10	135,339	△ 5	221,269	-	90,199	△ 5	131,069	△ 5	4,269	-	-	△ 5	4,269
23	△ 19	125,035	-	△ 8,530	△ 19	133,565	△ 14	123,514	-	△ 8,530	△ 14	132,045	△ 5	1,522	-	-	△ 5	1,522
24	△ 12	△ 27,747	-	17,583	△ 12	△ 45,330	△ 11	△ 28,195	-	17,583	△ 11	△ 45,778	△ 1	446	-	-	△ 1	446
25	△ 12	190,248	-	64,809	△ 12	125,439	△ 14	190,558	-	64,809	△ 14	125,749	2	△ 309	-	-	2	△ 309
26	△ 9	△119,496	-	△ 7,939	△ 9	△111,557	△ 7	△119,782	-	△ 7,939	△ 7	△111,843	△ 2	286	-	-	△ 2	286
27	△ 10	124,119	-	△ 36,109	△ 10	160,228	△ 8	124,004	-	△ 36,109	△ 8	160,113	△ 2	115	-	-	△ 2	115
28	△ 10	△ 1,904	-	186,802	△ 10	△188,706	△ 10	△ 1,904	-	186,802	△ 10	△188,706	-	-	-	-	-	-
29	△ 6	77,377	-	26,996	△ 6	50,381	△ 9	77,607	-	26,996	△ 9	50,611	3	△ 230	-	-	3	△ 230
30	△ 11	△ 55,084	-	5,327	△ 11	△ 60,410	△ 10	△ 55,307	-	5,327	△ 10	△ 60,633	△ 1	223	-	-	△ 1	223
令和元年度	△ 10	176,745	-	150,323	△ 10	26,422	△ 8	176,738	-	150,323	△ 8	26,415	△ 2	7	-	-	△ 2	7

(注) 赤字の団体には、打ち切り決算により赤字となった団体が含まれている。

総括

その7 単年度収支等の状況

(単位 百万円)

区 分	令 和 元 年 度			平 成 30 年 度			増 減 額		
	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村
単 年 度 収 支 (A)	177,388 (1,373)	150,323 (17)	27,065 (1,356)	△ 54,938 (1,583)	5,326 (23)	△ 60,264 (1,560)	232,326 (△ 210)	144,997 (△ 6)	87,329 (△ 204)
調整額 (C)+(D)-(E) (B)	△ 99,459	114,873	△ 214,332	89,894	218,693	△ 128,799	△ 189,353	△ 103,820	△ 85,533
財政調整基金積立額 (C)	660,627	209,605	451,023	746,476	271,935	474,541	△ 85,849	△ 62,330	△ 23,518
繰上償還額 (D)	132,264	44,063	88,201	139,474	50,558	88,915	△ 7,210	△ 6,495	△ 714
財政調整基金取崩し額 (E)	892,350	138,795	753,556	796,055	103,801	692,255	96,295	34,994	61,301
実質単年度収支 (A)+(B)	77,929 (1,609)	265,196 (18)	△ 187,267 (1,591)	34,956 (1,690)	224,019 (19)	△ 189,063 (1,671)	42,973 (△ 81)	41,177 (△ 1)	1,796 (△ 80)

(注) ( ) 内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

## 第8表 経常収支比率等の状況

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %)

区分		昭和40年代 後半の水準	平成21 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元 年度
都道府県	経常収支比率	70.2	95.9	91.9	94.9	94.6	93.0	93.0	93.4	94.3	94.2	93.0	93.2
	実質収支比率	0.6	1.0	1.3	1.3	1.3	1.6	1.5	1.3	2.0	2.1	2.1	2.6
	実質公債費比率	…	13.0	13.5	13.9	13.7	13.5	13.1	12.7	11.9	11.4	10.9	10.5
	公債費負担比率	4.2	18.8	18.9	19.4	19.7	19.9	19.5	18.7	18.4	18.6	18.2	17.7
	財政力指数	0.52	0.52	0.49	0.47	0.46	0.46	0.47	0.49	0.51	0.52	0.52	0.52
市町村	経常収支比率	73.1	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2	91.3	90.0	92.5	92.8	93.0	93.6
	実質収支比率	4.2	3.6	4.1	4.5	4.3	4.7	4.3	4.7	4.1	4.1	4.0	4.0
	実質公債費比率	…	11.2	10.5	9.9	9.2	8.6	8.0	7.4	6.9	6.4	6.1	5.8
	公債費負担比率	6.6	17.0	16.5	16.4	16.2	15.7	15.3	14.7	14.7	14.1	13.8	13.6
	財政力指数	0.33	0.55	0.53	0.51	0.49	0.49	0.49	0.50	0.50	0.51	0.51	0.51
政令指定都市	経常収支比率	71.0	96.5	95.4	95.5	96.0	95.4	96.6	95.4	97.6	96.9	96.7	97.3
	実質収支比率	0.1	0.7	1.0	1.2	1.1	1.8	1.2	1.4	1.2	1.2	1.1	1.3
	実質公債費比率	…	13.4	12.8	12.1	11.5	11.2	11.2	10.9	10.3	9.0	8.0	7.3
	公債費負担比率	7.2	(13.1)	(12.2)	(11.7)	(11.2)	(10.7)	(10.5)	(10.1)	(9.7)	(8.7)	(7.9)	(7.2)
	財政力指数	0.78	20.3	20.1	20.2	20.2	20.0	19.8	19.6	19.6	17.2	16.8	16.6
中核市	経常収支比率	—	92.1	89.5	90.1	90.6	89.9	90.4	89.5	91.9	92.2	92.2	92.8
	実質収支比率	—	3.3	3.4	3.5	3.6	3.9	3.3	3.7	3.1	3.4	3.4	3.3
	実質公債費比率	—	9.8	9.6	9.2	8.6	8.1	7.3	6.7	6.4	6.1	5.9	5.7
	公債費負担比率	—	(10.0)	(9.6)	(9.2)	(8.7)	(8.2)	(7.4)	(6.9)	(6.7)	(6.4)	(6.1)	(5.9)
	財政力指数	—	17.1	16.8	16.9	16.6	16.1	15.8	15.0	15.0	14.8	14.7	14.2
施行時特別市	経常収支比率	—	91.0	89.0	90.2	90.5	90.4	91.3	90.1	92.7	92.3	92.0	92.7
	実質収支比率	—	3.7	4.3	5.0	4.9	5.0	4.5	4.7	3.8	4.5	4.3	4.6
	実質公債費比率	—	9.8	9.3	8.6	8.3	7.7	7.1	6.3	5.2	5.0	4.2	3.6
	公債費負担比率	—	(9.8)	(9.2)	(8.6)	(8.3)	(7.7)	(7.0)	(6.2)	(5.2)	(5.0)	(4.1)	(3.6)
	財政力指数	—	15.1	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	13.5	13.2	12.9	12.1	11.5
都市	経常収支比率	—	0.92	0.88	0.85	0.81	0.81	0.82	0.82	0.85	0.86	0.88	0.90
	実質収支比率	74.9	91.0	88.0	89.3	89.9	89.2	90.3	89.1	91.6	92.0	92.3	93.0
	実質公債費比率	4.1	4.4	5.0	5.7	5.4	5.7	5.4	6.1	5.3	5.3	5.2	5.2
	公債費負担比率	6.8	12.0	11.2	10.5	9.8	9.0	8.2	7.6	7.1	6.9	6.7	6.5
	財政力指数	0.57	(13.0)	(12.1)	(11.3)	(10.5)	(9.8)	(9.0)	(8.4)	(7.9)	(7.7)	(7.6)	(7.4)
町村	経常収支比率	71.1	86.8	83.0	85.3	84.9	84.7	86.4	84.5	86.9	88.0	89.0	89.4
	実質収支比率	6.6	5.5	6.1	6.6	6.4	6.6	6.7	7.1	6.8	6.5	6.5	6.5
	実質公債費比率	…	13.7	12.7	11.7	10.7	9.9	8.9	8.2	7.7	7.6	7.7	7.7
	公債費負担比率	6.4	(13.9)	(12.7)	(11.6)	(10.5)	(9.7)	(8.7)	(8.0)	(7.5)	(7.4)	(7.5)	(7.6)
	財政力指数	0.27	16.5	15.6	15.3	15.0	14.2	13.6	13.1	13.0	13.1	13.0	13.1
合計	経常収支比率	71.4	93.8	90.5	92.6	92.7	91.6	92.1	91.7	93.4	93.5	93.0	93.4
	実質収支比率	2.2	2.3	2.7	2.9	2.8	3.1	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.4
	実質公債費比率	…	12.1	12.0	11.8	11.3	10.9	10.4	9.9	9.3	8.8	8.4	8.0
	公債費負担比率	5.3	18.6	18.4	18.6	18.6	18.5	18.2	17.7	17.5	17.4	16.9	16.6
	財政力指数	0.43	0.41	0.39	0.38	0.38	0.38	0.38	0.38	0.39	0.39	0.40	0.40

(注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率には一部事務組合等を含まない。その2において同じ。  
2 経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率及び公債費負担比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成21年度以降の実質公債費比率及び公債費負担比率の( )書きは単純平均である。  
3 平成21年度以降の実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定したものである。なお、平成19年度から算定方法の一部が変更されている。



第8表 経常収支比率等の状況（つづき）

その2 経常収支比率の内訳

（単位 百万円・％）

区 分	令 和 元 年 度			平 成 30 年 度			増 減 率								
	都道府県	市町村	総 額	都道府県	市町村	総 額	都道府県	市町村	総額						
経常一般財源 (A)	27,052,568	28,507,564	55,560,132	26,681,152	28,113,193	54,794,345	1.4	1.4	1.4						
地 方 税	16,531,516	18,289,001	34,820,517	16,231,383	17,972,968	34,204,351	1.8	1.8	1.8						
地方譲与税	2,184,808	414,232	2,599,041	2,232,233	404,061	2,636,294	△ 2.1	2.5	△ 1.4						
地方特例交付金等	155,782	288,824	444,606	54,946	94,075	149,021	183.5	207.0	198.4						
地方交付税	8,179,608	7,030,443	15,210,051	8,162,242	6,925,331	15,087,573	0.2	1.5	0.8						
そ の 他	854	2,485,064	2,485,917	348	2,716,758	2,717,106	145.4	△ 8.5	△ 8.5						
減収補填償特別分 (B)	159,696	6,437	166,134	43,587	3,401	46,988	266.4	89.3	253.6						
臨時財政対策債 (C)	1,785,257	1,445,814	3,231,071	2,185,261	1,754,208	3,939,469	△ 18.3	△ 17.6	△ 18.0						
経常経費充当一般財源 (D)	27,022,734	28,047,122	55,069,962	26,879,249	27,771,922	54,651,170	0.5	1.0	0.8						
人 件 費	10,509,812	36.2	7,656,102	25.6	18,163,246	30.8	10,527,112	36.4	7,646,003	25.6	18,171,961	30.9	△ 0.2	0.1	△ 0.0
物 件 費	1,100,496	3.8	4,489,547	15.0	5,592,836	9.5	1,063,551	3.7	4,393,460	14.7	5,458,188	9.3	3.5	2.2	2.5
扶 助 費	570,332	2.0	3,932,276	13.1	4,505,393	7.6	552,485	1.9	3,772,061	12.6	4,325,691	7.4	3.2	4.2	4.2
補 助 費 等	7,499,777	25.9	3,098,629	10.3	10,594,532	18.0	7,270,807	25.1	3,051,400	10.2	10,320,613	17.6	3.1	1.5	2.7
公 債 費	6,254,263	21.6	4,943,718	16.5	11,196,716	19.0	6,381,197	22.1	4,965,919	16.6	11,346,535	19.3	△ 2.0	△ 0.4	△ 1.3
繰 出 金	713,783	2.5	3,425,147	11.4	4,141,169	7.0	709,667	2.5	3,421,116	11.5	4,131,743	7.0	0.6	0.1	0.2
そ の 他	374,271	1.2	501,703	1.7	876,070	1.5	374,430	1.3	521,963	1.8	896,439	1.5	△ 0.0	△ 3.9	△ 2.3
経常収支比率 (D) / {(A)+(B) +(C)} × 100		93.2		93.6		93.4		93.0		93.0		93.0			

総括

## 第9表 繰越額等の状況

## その1 総括

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 越 費 額	事 故 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	0	76	0	13	-	89	35	27	-	8	54
普通建設事業費	311,269	5,108,525	214,349	34,033	-	5,668,176	4,641,906	2,130,744	2,259,108	252,054	1,026,200
補助事業費	163,357	4,006,577	179,914	304	-	4,350,152	3,767,523	2,121,868	1,477,610	168,045	582,619
単独事業費	147,912	1,064,915	34,429	33,729	-	1,280,985	846,601	1,133	761,944	83,524	434,324
国直轄事業負担金	-	37,033	6	-	-	37,038	27,782	7,743	19,554	485	9,257
災害復旧事業費	20,114	824,239	91,979	54	-	936,386	836,345	566,485	204,539	65,321	100,041
そ の 他	7,293	403,622	13,510	120,589	177	545,191	287,325	147,382	69,247	70,696	257,866
合 計	338,676	6,336,462	319,838	154,689	177	7,149,842	5,765,611	2,844,638	2,532,894	388,079	1,384,161

(注)「単独事業費」には、県営事業負担金を含む。その3において同じ。

## その2 都道府県

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 越 費 額	事 故 繰 越 額	事 業 繰 越 額	支 払 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に繰り越すべき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	-	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0
普通建設事業費	38,237	3,097,620	156,465	33,754	-	3,326,076	2,708,047	1,487,080	1,144,596	76,371	618,029
補助事業費	22,646	2,596,043	141,325	239	-	2,760,253	2,365,948	1,479,719	838,417	47,812	394,305
単独事業費	15,590	468,502	15,140	33,515	-	532,747	317,980	-	289,850	28,130	214,767
国直轄事業負担金	-	33,076	-	-	-	33,076	24,119	7,362	16,329	428	8,956
災害復旧事業費	-	465,148	61,564	-	-	526,712	493,394	377,949	108,866	6,579	33,318
そ の 他	409	140,542	7,547	112,850	160	261,509	91,841	69,726	13,727	8,388	169,668
合 計	38,646	3,703,310	225,576	146,604	160	4,114,297	3,293,282	1,934,755	1,267,189	91,338	821,015

## 第9表 繰越額等の状況（つづき）

その3 市町村

(単位 百万円)

区 分	継 続 費 次 繰 越 額	繰 明 許 越 繰 越 額	事 故 繰 越 繰 越 額	事 業 繰 越 繰 越 額	支 払 延 額	合 計	未 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源内訳			翌年度に 繰り越す べき財源
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
人 件 費	0	76	0	13	-	89	35	27	-	8	54
普通建設事業費	273,033	2,010,905	57,884	279	-	2,342,100	1,933,859	643,664	1,114,512	175,683	408,171
補助事業費	140,711	1,410,534	38,589	65	-	1,589,899	1,401,576	642,149	639,193	120,234	188,314
単独事業費	132,322	596,414	19,289	213	-	748,238	528,621	1,133	472,094	55,394	219,557
国直轄事業 負担金	-	3,957	6	-	-	3,963	3,662	382	3,226	54	300
災害復旧事業費	20,114	359,091	30,415	54	-	409,674	342,951	188,535	95,672	58,744	66,723
そ の 他	6,883	263,080	5,963	7,739	17	283,683	195,484	77,657	55,521	62,306	88,198
合 計	300,030	2,633,152	94,262	8,085	17	3,035,546	2,472,329	909,883	1,265,705	296,741	563,146

総  
括

## 第10表 歳入決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区分	令和元年度						平成30年度 純計額	比較								
	都道府県		市町村		純計額			増減額	増減率			前年度増減率				
									都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額		
地方税	20,703,561	40.7	20,507,890	33.4	41,211,450	39.9	40,751,442	40.2	460,008	0.4	1.9	1.1	0.4	4.0	2.1	
地方譲与税	2,184,808	4.3	429,033	0.7	2,613,842	2.5	2,650,873	2.6	△ 37,031	△ 2.1	2.5	△ 1.4	12.1	1.0	10.2	
地方特例交付金等	155,782	0.3	312,488	0.5	468,271	0.5	154,400	0.2	313,871	183.5	214.2	203.3	16.3	16.3	16.3	
地方交付税	8,631,283	17.0	8,107,964	13.2	16,739,246	16.2	16,548,225	16.3	191,021	0.7	1.6	1.2	△ 1.1	△ 1.6	△ 1.3	
市町村たばこ税都道府県交付金	852	0.0	-	-	-	-	-	-	144.1	-	-	-	△ 65.6	-	-	
利子割交付金	-	-	18,537	0.0	-	-	-	-	-	△ 45.5	-	-	-	△ 1.8	-	
配当割交付金	-	-	99,004	0.2	-	-	-	-	-	15.0	-	-	-	△ 17.5	-	
株式等譲渡所得割交付金	-	-	58,238	0.1	-	-	-	-	-	△ 19.8	-	-	-	△ 32.9	-	
分離課税所得割交付金	-	-	7,009	0.0	-	-	-	-	-	8.0	-	-	-	37.7	-	
道府県民税所得割臨時交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	皆減	-	-	-	△ 87.4	-	
地方消費税交付金	-	-	2,275,552	3.7	-	-	-	-	-	△ 4.6	-	-	-	1.8	-	
ゴルフ場利用税交付金	-	-	30,000	0.0	-	-	-	-	-	△ 0.8	-	-	-	△ 3.9	-	
特別地方消費税交付金	-	-	0	0.0	-	-	-	-	-	皆増	-	-	-	皆減	-	
自動車取得税交付金	-	-	73,444	0.1	-	-	-	-	-	△ 47.8	-	-	-	3.8	-	
軽油引取税交付金	-	-	128,968	0.2	-	-	-	-	-	△ 1.7	-	-	-	1.8	-	
自動車税環境性能割交付金	-	-	22,348	0.0	-	-	-	-	-	皆増	-	-	-	-	-	
小計(一般財源)	31,676,286	62.2	32,070,475	52.2	61,032,809	59.1	60,104,940	59.3	927,869	0.6	1.5	1.5	0.7	0.5	1.5	
分担金・負担金	279,117	0.5	596,244	1.0	515,966	0.5	605,015	0.6	△ 89,049	6.4	△ 12.4	△ 14.7	4.7	2.3	3.1	
使用料・手数料	849,999	1.7	1,319,124	2.1	2,169,123	2.1	2,225,179	2.2	△ 56,056	△ 0.2	△ 3.9	△ 2.5	△ 1.6	△ 0.1	△ 0.7	
国庫支出金	5,925,184	11.6	9,860,248	16.1	15,785,432	15.3	14,834,131	14.6	951,301	4.3	7.7	6.4	△ 6.0	△ 2.8	△ 4.1	
交通安全対策特別交付金	28,245	0.1	20,703	0.0	48,948	0.0	51,058	0.1	△ 2,110	△ 4.1	△ 4.1	△ 4.1	△ 7.8	△ 7.7	△ 7.7	
都道府県支出金	-	-	4,165,931	6.8	-	-	-	-	-	6.5	-	-	-	△ 1.9	-	
財産収入	220,280	0.4	413,835	0.7	634,115	0.6	613,472	0.6	20,643	5.2	2.4	3.4	△ 1.3	1.4	0.5	
寄附金	20,199	0.0	533,003	0.9	553,105	0.5	582,525	0.6	△ 29,420	△ 17.1	△ 4.5	△ 5.1	22.8	37.1	36.5	
繰入金	1,503,625	3.0	2,251,181	3.7	3,754,806	3.6	3,636,040	3.6	118,766	9.6	△ 0.6	3.3	△ 1.2	5.6	2.9	
繰越金	1,399,866	2.7	1,706,278	2.8	3,106,143	3.0	3,095,336	3.1	10,807	△ 2.0	2.4	0.3	1.8	△ 1.6	△ 0.1	
諸収入	3,410,268	6.7	2,074,053	3.4	4,774,885	4.6	5,089,164	5.0	△ 314,279	△ 5.9	△ 0.3	△ 6.2	△ 7.4	△ 3.8	△ 6.7	
地方債	5,600,896	11.0	5,294,787	8.6	10,870,548	10.5	10,508,424	10.4	362,124	3.4	3.4	3.4	△ 1.8	△ 0.6	△ 1.3	
特別区財政調整交付金	-	-	1,099,226	1.8	-	-	-	-	-	2.9	-	-	-	9.4	-	
歳入合計	50,913,965	100.0	61,405,088	100.0	103,245,881	100.0	101,345,285	100.0	1,900,596	1.1	2.5	1.9	△ 1.0	0.1	0.0	

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

## 第10表 歳入決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	歳 入 決 算 額						指 数					
	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	26	27	28	29	30	元
地 方 税	36,785,451	39,098,563	39,392,391	39,904,402	40,751,442	41,211,450	100	106	107	108	111	112
地方譲与税	2,936,867	2,679,246	2,340,232	2,405,224	2,650,873	2,613,842	100	91	80	82	90	89
地方特例交付金等	119,188	118,868	123,300	132,800	154,400	468,271	100	100	103	111	130	393
地方交付税	17,431,428	17,390,640	17,239,008	16,768,005	16,548,225	16,739,246	100	100	99	96	95	96
小計（一般財源）	<b>57,272,934</b>	<b>59,287,318</b>	<b>59,094,931</b>	<b>59,210,431</b>	<b>60,104,940</b>	<b>61,032,809</b>	<b>100</b>	<b>104</b>	<b>103</b>	<b>103</b>	<b>105</b>	<b>107</b>
分担金・負担金	590,713	603,001	609,097	586,655	605,015	515,966	100	102	103	99	102	87
使用料・手数料	2,103,771	2,176,161	2,248,704	2,240,092	2,225,179	2,169,123	100	103	107	106	106	103
国庫支出金	15,518,925	15,282,155	15,687,149	15,520,357	14,885,189	15,834,380	100	98	101	100	96	102
繰入金	4,227,817	3,472,417	3,525,152	3,532,413	3,636,040	3,754,806	100	82	83	84	86	89
繰越金	3,429,242	3,316,521	3,248,200	3,097,995	3,095,336	3,106,143	100	97	95	90	90	91
地方債	11,518,456	10,688,010	10,387,277	10,644,892	10,508,424	10,870,548	100	93	90	92	91	94
そ の 他	7,421,609	7,091,913	6,659,338	6,490,480	6,285,162	5,962,106	100	96	90	87	85	80
歳入合計	<b>102,083,467</b>	<b>101,917,496</b>	<b>101,459,848</b>	<b>101,323,315</b>	<b>101,345,285</b>	<b>103,245,881</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>99</b>	<b>99</b>	<b>99</b>	<b>101</b>

(注)「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	26	27	28	29	30	元	26	27	28	29	30	元
地 方 税	36.0	38.4	38.8	39.4	40.2	39.9	4.0	6.3	0.8	1.3	2.1	1.1
地方譲与税	2.9	2.6	2.3	2.4	2.6	2.5	14.8	△ 8.8	△ 12.7	2.8	10.2	△ 1.4
地方特例交付金等	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.5	△ 5.0	△ 0.3	3.7	7.7	16.3	203.3
地方交付税	17.1	17.1	17.0	16.5	16.3	16.2	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 2.7	△ 1.3	1.2
小計（一般財源）	<b>56.1</b>	<b>58.2</b>	<b>58.2</b>	<b>58.4</b>	<b>59.3</b>	<b>59.1</b>	<b>2.9</b>	<b>3.5</b>	<b>△ 0.3</b>	<b>0.2</b>	<b>1.5</b>	<b>1.5</b>
分担金・負担金	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	△ 3.0	2.1	1.0	△ 3.7	3.1	△ 14.7
使用料・手数料	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	2.1	4.4	3.4	3.3	△ 0.4	△ 0.7	△ 2.5
国庫支出金	15.2	15.0	15.5	15.3	14.7	15.3	△ 6.0	△ 1.5	2.7	△ 1.1	△ 4.1	6.4
繰入金	4.1	3.4	3.5	3.5	3.6	3.6	19.7	△ 17.9	1.5	0.2	2.9	3.3
繰越金	3.4	3.3	3.2	3.1	3.1	3.0	7.5	△ 3.3	△ 2.1	△ 4.6	△ 0.1	0.3
地方債	11.3	10.5	10.2	10.5	10.4	10.5	△ 6.2	△ 7.2	△ 2.8	2.5	△ 1.3	3.4
そ の 他	7.2	6.9	6.6	6.4	6.1	5.9	1.6	△ 4.4	△ 6.1	△ 2.5	△ 3.2	△ 5.1
歳入合計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>1.0</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>△ 0.4</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>1.9</b>

(注)「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

歳入



第11表 団体規模別歳入の状況

区 分		地方税	地 方 地 譲 与 税	各 種 交 付 金	地方特例 交付金等	地 方 交 付 税	国 庫 支 出 金	都道府県 支 出 金	地方債	そ の 他	歳入合計
決 算	政 令 指 定 都 市	59,606	764	7,043	665	7,448	28,078	6,812	13,665	19,224	143,305
	中 核 市	34,179	584	4,261	495	8,370	16,594	6,405	7,986	10,058	88,932
	施 行 時 特 例 市	11,286	180	1,344	179	1,635	4,128	1,753	2,002	3,098	25,606
	都 市	74,077	1,909	10,024	1,266	42,804	34,445	17,713	21,012	34,752	238,003
	中 都 市	36,625	680	4,598	579	10,720	15,915	7,463	7,676	13,525	97,781
	小 都 市	37,452	1,229	5,426	687	32,084	18,530	10,250	13,336	21,227	140,221
	町 村	14,680	704	2,180	283	20,822	7,530	5,619	6,651	12,592	71,060
	町村(1万人以上)	11,165	410	1,637	222	10,721	5,027	3,320	3,910	7,478	43,891
	町村(1万人未満)	3,514	294	543	61	10,101	2,502	2,298	2,741	5,114	27,169
	合 計	<b>193,827</b>	<b>4,142</b>	<b>24,852</b>	<b>2,888</b>	<b>81,080</b>	<b>90,774</b>	<b>38,302</b>	<b>51,315</b>	<b>79,724</b>	<b>566,905</b>
額 (億円)	政 令 指 定 都 市	57,699	777	8,124	273	7,085	26,400	6,311	13,647	19,610	139,926
	中 核 市	32,370	552	4,340	163	7,737	14,729	5,823	7,300	9,434	82,448
	施 行 時 特 例 市	12,595	201	1,633	66	1,995	4,475	1,898	2,311	3,354	28,528
	都 市	73,241	1,851	10,718	374	42,371	31,994	16,688	20,035	34,767	232,039
	中 都 市	36,182	668	4,898	187	10,513	14,767	6,893	7,144	13,974	95,225
	小 都 市	37,059	1,183	5,820	187	31,859	17,227	9,795	12,890	20,793	136,814
	町 村	14,545	660	2,353	65	20,617	6,729	5,373	6,286	14,147	70,774
	町村(1万人以上)	11,093	400	1,773	57	10,812	4,457	3,290	3,750	8,692	44,324
	町村(1万人未満)	3,451	260	580	8	9,805	2,271	2,083	2,537	5,455	26,450
	合 計	<b>190,449</b>	<b>4,041</b>	<b>27,168</b>	<b>941</b>	<b>79,805</b>	<b>84,327</b>	<b>36,093</b>	<b>49,579</b>	<b>81,312</b>	<b>553,715</b>
構 成 比 (%)	政 令 指 定 都 市	30.8	18.5	28.3	23.0	9.2	30.9	17.8	26.6	24.1	25.3
	中 核 市	17.6	14.1	17.1	17.1	10.3	18.3	16.7	15.6	12.6	15.7
	施 行 時 特 例 市	5.8	4.3	5.4	6.2	2.0	4.5	4.6	3.9	3.9	4.5
	都 市	38.2	46.1	40.3	43.8	52.8	37.9	46.2	40.9	43.6	42.0
	中 都 市	18.9	16.4	18.5	20.1	13.2	17.5	19.5	15.0	17.0	17.2
	小 都 市	19.3	29.7	21.8	23.8	39.6	20.4	26.8	26.0	26.6	24.7
	町 村	7.6	17.0	8.8	9.8	25.7	8.3	14.7	13.0	15.8	12.5
	町村(1万人以上)	5.8	9.9	6.6	7.7	13.2	5.5	8.7	7.6	9.4	7.7
	町村(1万人未満)	1.8	7.1	2.2	2.1	12.5	2.8	6.0	5.3	6.4	4.8
	合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
増 減 額 (億円)	政 令 指 定 都 市	1,907	△ 13	△ 1,081	393	363	1,678	500	17	△ 385	3,379
	中 核 市	1,809	32	△ 80	332	633	1,865	582	686	624	6,484
	施 行 時 特 例 市	△ 1,309	△ 20	△ 288	113	△ 360	△ 347	△ 145	△ 309	△ 256	△ 2,921
	都 市	836	58	△ 694	892	433	2,451	1,025	977	△ 15	5,964
	中 都 市	443	12	△ 299	392	207	1,148	570	532	△ 449	2,556
	小 都 市	393	46	△ 394	500	225	1,303	455	445	433	3,407
	町 村	135	45	△ 173	217	205	801	246	365	△ 1,555	285
	町村(1万人以上)	72	11	△ 136	164	△ 91	570	31	160	△ 1,214	△ 433
	町村(1万人未満)	63	34	△ 37	53	296	231	215	204	△ 341	718
	合 計	<b>3,378</b>	<b>102</b>	<b>△ 2,316</b>	<b>1,947</b>	<b>1,274</b>	<b>6,448</b>	<b>2,209</b>	<b>1,736</b>	<b>△ 1,588</b>	<b>13,191</b>
増 減 率 (%)	政 令 指 定 都 市	3.3	△ 1.6	△ 13.3	144.0	5.1	6.4	7.9	0.1	△ 2.0	2.4
	中 核 市	5.6	5.7	△ 1.8	204.0	8.2	12.7	10.0	9.4	6.6	7.9
	施 行 時 特 例 市	△ 10.4	△ 10.2	△ 17.7	171.1	△ 18.0	△ 7.8	△ 7.6	△ 13.4	△ 7.6	△ 10.2
	都 市	1.1	3.2	△ 6.5	238.8	1.0	7.7	6.1	4.9	△ 0.0	2.6
	中 都 市	1.2	1.8	△ 6.1	210.0	2.0	7.8	8.3	7.4	△ 3.2	2.7
	小 都 市	1.1	3.9	△ 6.8	267.5	0.7	7.6	4.6	3.5	2.1	2.5
	町 村	0.9	6.8	△ 7.4	331.9	1.0	11.9	4.6	5.8	△ 11.0	0.4
	町村(1万人以上)	0.6	2.7	△ 7.7	287.6	△ 0.8	12.8	0.9	4.3	△ 14.0	△ 1.0
	町村(1万人未満)	1.8	13.1	△ 6.4	636.9	3.0	10.2	10.3	8.1	△ 6.3	2.7
	合 計	<b>1.8</b>	<b>2.5</b>	<b>△ 8.5</b>	<b>207.0</b>	<b>1.6</b>	<b>7.6</b>	<b>6.1</b>	<b>3.5</b>	<b>△ 2.0</b>	<b>2.4</b>

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

## 第12表 地方税の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区分	令和元年度						平成30年度						比較					
	都道府県		市町村		合計額		都道府県		市町村		合計額		増減率			前年度増減率		
													都道府県	市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額
道府県税	18,343,655	88.6	-	-	18,343,655	44.5	18,327,990	88.9	-	-	18,327,990	45.0	0.1	-	0.1	△ 0.4	-	△ 0.4
市町村税	2,359,906	11.4	20,507,890	100.0	22,867,795	55.5	2,292,146	11.1	20,131,306	100.0	22,423,452	55.0	3.0	1.9	2.0	6.8	4.0	4.3
合計	20,703,561	100.0	20,507,890	100.0	41,211,450	100.0	20,620,136	100.0	20,131,306	100.0	40,751,442	100.0	0.4	1.9	1.1	0.4	4.0	2.1

(注) 都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2 道府県税の収入状況 (総括)

(単位 百万円・%)

区分	令和元年度				平成30年度				比較			
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) × 100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) × 100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) × 100	前年度 増減率	
1 普通税	18,549,853	18,331,562	98.4	99.9	18,549,889	18,316,467	98.3	99.9	15,095	0.1	△ 0.4	
(1) 法定普通税	18,503,468	18,285,177	98.4	99.7	18,501,130	18,267,707	98.3	99.7	17,470	0.1	△ 0.4	
ア 道府県民税	5,823,312	5,661,125	97.2	30.9	5,876,968	5,697,595	96.9	31.1	△ 36,470	△ 0.6	△ 7.2	
イ 個人分	4,968,292	4,809,631	96.8	26.2	4,982,645	4,806,925	96.5	26.2	2,706	0.1	△ 9.6	
ロ 法人分	824,719	821,198	99.6	4.5	838,516	834,862	99.6	4.6	△ 13,664	△ 1.6	9.5	
ウ 利子割	30,300	30,295	100.0	0.2	55,808	55,808	100.0	0.3	△ 25,513	△ 45.7	△ 5.9	
エ 事業税	4,612,532	4,596,553	99.7	25.1	4,463,914	4,450,479	99.7	24.3	146,074	3.3	6.1	
イ 個人分	216,839	211,433	97.5	1.2	212,498	207,353	97.6	1.1	4,080	2.0	2.4	
ロ 法人分	4,395,693	4,385,121	99.8	23.9	4,251,416	4,243,126	99.8	23.2	141,995	3.3	6.3	
ウ 地方消費税	4,795,548	4,795,548	-	26.1	4,815,475	4,815,475	-	26.3	△ 19,927	△ 0.4	1.7	
イ 譲渡割	3,522,602	3,522,602	-	19.2	3,583,856	3,583,856	-	19.6	△ 61,254	△ 1.7	△ 0.4	
ロ 貨物割	1,272,946	1,272,946	-	6.9	1,231,619	1,231,619	-	6.7	41,327	3.4	8.3	
エ 不動産取得税	417,732	404,198	96.8	2.2	418,174	403,623	96.5	2.2	575	0.1	△ 0.7	
オ 道府県たばこ税	139,536	139,535	100.0	0.8	138,945	138,941	100.0	0.8	594	0.4	△ 1.4	
カ ゴルフ場利用税	43,133	43,075	99.9	0.2	43,380	43,322	99.9	0.2	△ 247	△ 0.6	△ 3.1	
キ 自動車取得税	103,870	103,867	100.0	0.6	198,239	198,230	100.0	1.1	△ 94,363	△ 47.6	4.5	
ク 軽油引取税	958,421	944,814	98.6	5.2	970,095	958,380	98.8	5.2	△ 13,566	△ 1.4	1.0	
ケ 自動車税	1,601,050	1,588,140	99.2	8.7	1,564,711	1,550,446	99.1	8.5	37,694	2.4	0.6	
コ 鉱区税	338	327	96.7	0.0	340	327	96.2	0.0	△ 0	△ 0.0	△ 1.5	
サ 固定資産税	7,995	7,995	100.0	0.0	10,890	10,890	100.0	0.1	△ 2,895	△ 26.6	145.8	
(2) 法定外普通税	46,385	46,385	100.0	0.3	48,759	48,759	100.0	0.3	△ 2,374	△ 4.9	13.7	
2 目的税	12,388	12,050	97.3	0.1	11,824	11,483	97.1	0.1	567	4.9	8.5	
(1) 法定目的税	767	767	100.0	0.0	813	813	100.0	0.0	△ 46	△ 5.7	△ 4.1	
ア 狩猟税	767	767	100.0	0.0	813	813	100.0	0.0	△ 46	△ 5.7	△ 4.1	
(2) 法定外目的税	11,620	11,283	97.1	0.1	11,011	10,670	96.9	0.1	613	5.7	9.6	
3 旧法による税	721	43	6.0	0.0	771	41	5.3	0.0	2	4.9	5.1	
合計	18,562,961	18,343,655	98.4	100.0	18,562,483	18,327,990	98.3	100.0	15,665	0.1	△ 0.4	

(注) 1 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額(令和元年度2,359,906百万円、平成30年度2,292,146百万円)を控除した額である。その3において同じ。

2 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。

3 法定目的税である平成20年度以前の自動車取得税及び軽油引取税については、「旧法による税」に計上している。

## 第12表 地方税の状況(つづき)

その3 道府県税の収入状況(個別団体)

(単位 百万円・%)

区分	都道府県	令和元年度				平成30年度				比較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (令和元 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
財政力指数 1.0以上	東京都	3,372,709	18.4	1,465,042	28.1	3,170,363	17.3	1,343,257	26.5	202,346	6.4	121,785	9.1	70.7
(1団体)	(小計)	<b>3,372,709</b>	<b>18.4</b>	<b>1,465,042</b>	<b>28.1</b>	<b>3,170,363</b>	<b>17.3</b>	<b>1,343,257</b>	<b>26.5</b>	<b>202,346</b>	<b>6.4</b>	<b>121,785</b>	<b>9.1</b>	<b>70.7</b>
0.7以上 1.0未満	愛知県	1,228,458	6.7	386,429	7.4	1,264,726	6.9	402,405	7.9	△ 36,268	△ 2.9	△ 15,976	△ 4.0	53.5
	神奈川県	1,154,630	6.3	299,086	5.7	1,187,546	6.5	307,765	6.1	△ 32,916	△ 2.8	△ 8,679	△ 2.8	61.3
	大阪府	1,310,358	7.1	470,166	9.0	1,277,830	7.0	441,854	8.7	32,528	2.5	28,312	6.4	50.7
	千葉県	821,565	4.5	161,476	3.1	819,108	4.5	162,936	3.2	2,457	0.3	△ 1,460	△ 0.9	48.1
	埼玉県	894,373	4.9	167,515	3.2	904,272	4.9	167,292	3.3	△ 9,899	△ 1.1	223	0.1	50.9
	静岡県	526,116	2.9	144,044	2.8	544,837	3.0	148,491	2.9	△ 18,721	△ 3.4	△ 4,447	△ 3.0	46.1
(6団体)	(小計)	<b>5,935,499</b>	<b>32.4</b>	<b>1,628,716</b>	<b>31.3</b>	<b>5,998,319</b>	<b>32.7</b>	<b>1,630,744</b>	<b>32.1</b>	<b>△ 62,820</b>	<b>△ 1.0</b>	<b>△ 2,028</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>52.2</b>
0.5以上 0.7未満	茨城県	415,601	2.3	94,201	1.8	421,878	2.3	97,305	1.9	△ 6,277	△ 1.5	△ 3,104	△ 3.2	38.7
	福岡県	630,920	3.4	170,973	3.3	631,160	3.4	164,226	3.2	△ 240	△ 0.0	6,747	4.1	38.1
	栃木県	284,425	1.6	63,716	1.2	291,289	1.6	66,126	1.3	△ 6,864	△ 2.4	△ 2,410	△ 3.6	37.5
	群馬県	278,291	1.5	65,969	1.3	284,337	1.6	68,114	1.3	△ 6,046	△ 2.1	△ 2,145	△ 3.1	37.5
	兵庫県	710,793	3.9	168,865	3.2	714,916	3.9	167,283	3.3	△ 4,123	△ 0.6	1,582	0.9	38.6
	宮城県	312,293	1.7	87,645	1.7	321,267	1.8	87,362	1.7	△ 8,974	△ 2.8	283	0.3	27.7
	広島県	365,430	2.0	97,034	1.9	372,894	2.0	98,762	1.9	△ 7,464	△ 2.0	△ 1,728	△ 1.7	37.9
	三重県	267,526	1.5	62,253	1.2	279,590	1.5	75,473	1.5	△ 12,064	△ 4.3	△ 13,220	△ 17.5	39.0
	京都府	325,544	1.8	96,312	1.8	323,693	1.8	93,956	1.9	1,851	0.6	2,356	2.5	37.4
	滋賀県	199,363	1.1	53,181	1.0	200,434	1.1	53,129	1.0	△ 1,071	△ 0.5	52	0.1	37.9
	岐阜県	273,291	1.5	59,458	1.1	275,572	1.5	58,344	1.1	△ 2,281	△ 0.8	1,114	1.9	34.8
	福島県	271,484	1.5	63,817	1.2	275,721	1.5	66,561	1.3	△ 4,237	△ 1.5	△ 2,744	△ 4.1	20.0
	岡山県	242,922	1.3	61,571	1.2	244,278	1.3	57,424	1.1	△ 1,356	△ 0.6	4,147	7.2	34.4
	長野県	278,810	1.5	62,219	1.2	282,028	1.5	62,040	1.2	△ 3,218	△ 1.1	179	0.3	32.5
石川県	167,528	0.9	43,182	0.8	168,910	0.9	42,339	0.8	△ 1,382	△ 0.8	843	2.0	30.9	
(15団体)	(小計)	<b>5,024,220</b>	<b>27.4</b>	<b>1,250,396</b>	<b>24.0</b>	<b>5,087,966</b>	<b>27.8</b>	<b>1,258,444</b>	<b>24.8</b>	<b>△ 63,746</b>	<b>△ 1.3</b>	<b>△ 8,048</b>	<b>△ 0.6</b>	<b>34.7</b>
0.4以上 0.5未満	香川県	133,171	0.7	34,347	0.7	135,053	0.7	33,062	0.7	△ 1,882	△ 1.4	1,285	3.9	29.8
	富山県	152,045	0.8	36,320	0.7	152,498	0.8	35,182	0.7	△ 453	△ 0.3	1,138	3.2	30.2
	新潟県	281,749	1.5	66,898	1.3	289,914	1.6	68,425	1.3	△ 8,165	△ 2.8	△ 1,527	△ 2.2	27.0
	山口県	181,518	1.0	43,311	0.8	182,479	1.0	44,054	0.9	△ 961	△ 0.5	△ 743	△ 1.7	28.8
	北海道	667,834	3.6	144,626	2.8	675,801	3.7	135,897	2.7	△ 7,967	△ 1.2	8,729	6.4	27.5
	愛媛県	170,323	0.9	41,861	0.8	169,670	0.9	39,044	0.8	653	0.4	2,817	7.2	26.7
	奈良県	149,097	0.8	23,304	0.4	150,753	0.8	22,601	0.4	△ 1,656	△ 1.1	703	3.1	29.0
	熊本県	193,509	1.1	41,351	0.8	200,802	1.1	42,045	0.8	△ 7,293	△ 3.6	△ 694	△ 1.7	23.4
	山梨県	113,585	0.6	26,365	0.5	117,883	0.6	29,016	0.6	△ 4,298	△ 3.6	△ 2,651	△ 9.1	24.2
	福井県	127,594	0.7	33,143	0.6	128,224	0.7	31,623	0.6	△ 630	△ 0.5	1,520	4.8	28.6
(10団体)	(小計)	<b>2,170,425</b>	<b>11.8</b>	<b>491,527</b>	<b>9.4</b>	<b>2,203,078</b>	<b>12.0</b>	<b>480,949</b>	<b>9.5</b>	<b>△ 32,653</b>	<b>△ 1.5</b>	<b>10,578</b>	<b>2.2</b>	<b>27.3</b>

## 第12表 地方税の状況（つづき）

その3 道府県税の収入状況（個別団体）

（単位 百万円・％）

区 分	都道府県	令 和 元 年 度				平 成 30 年 度				比 較				(参考) 地方税の 歳入に占 める割合 (令和元 年度)
		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		道府県税		うち法人住民税 及び法人事業税		
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	
0.3 以上 0.4 未満	大分県	136,050	0.7	29,646	0.6	138,048	0.8	28,792	0.6	△ 1,998	△ 1.4	854	3.0	23.0
	山形県	131,805	0.7	25,900	0.5	134,228	0.7	25,541	0.5	△ 2,423	△ 1.8	359	1.4	22.4
	岩手県	155,263	0.8	30,870	0.6	161,124	0.9	32,626	0.6	△ 5,861	△ 3.6	△ 1,756	△ 5.4	15.6
	沖縄県	160,298	0.9	35,907	0.7	156,767	0.9	33,837	0.7	3,531	2.3	2,070	6.1	22.4
	青森県	166,572	0.9	28,033	0.5	169,524	0.9	28,003	0.6	△ 2,952	△ 1.7	30	0.1	25.0
	宮崎県	123,661	0.7	23,955	0.5	126,451	0.7	24,438	0.5	△ 2,790	△ 2.2	△ 483	△ 2.0	21.7
	鹿児島県	177,801	1.0	32,799	0.6	182,126	1.0	33,984	0.7	△ 4,325	△ 2.4	△ 1,185	△ 3.5	22.2
	佐賀県	104,510	0.6	22,752	0.4	105,132	0.6	20,823	0.4	△ 622	△ 0.6	1,929	9.3	23.2
	長崎県	143,719	0.8	28,224	0.5	147,115	0.8	28,236	0.6	△ 3,396	△ 2.3	△ 12	△ 0.0	20.8
	和歌山県	110,335	0.6	22,805	0.4	110,091	0.6	21,995	0.4	244	0.2	810	3.7	20.1
	徳島県	90,347	0.5	20,709	0.4	92,565	0.5	20,524	0.4	△ 2,218	△ 2.4	185	0.9	18.7
	秋田県	113,491	0.6	21,406	0.4	116,440	0.6	21,238	0.4	△ 2,949	△ 2.5	168	0.8	19.2
	(12団体)	(小計)	<b>1,613,854</b>	<b>8.8</b>	<b>323,006</b>	<b>6.2</b>	<b>1,639,613</b>	<b>8.9</b>	<b>320,036</b>	<b>6.3</b>	<b>△ 25,759</b>	<b>△ 1.6</b>	<b>2,970</b>	<b>0.9</b>
0.3 未満	鳥取県	65,117	0.4	13,383	0.3	65,889	0.4	12,745	0.3	△ 772	△ 1.2	638	5.0	18.5
	高知県	79,528	0.4	15,168	0.3	80,439	0.4	14,689	0.3	△ 911	△ 1.1	479	3.3	17.4
	島根県	82,303	0.4	19,079	0.4	82,323	0.4	17,124	0.3	△ 20	△ 0.0	1,955	11.4	16.9
(3団体)	(小計)	<b>226,948</b>	<b>1.2</b>	<b>47,631</b>	<b>0.9</b>	<b>228,650</b>	<b>1.2</b>	<b>44,558</b>	<b>0.9</b>	<b>△ 1,702</b>	<b>△ 0.7</b>	<b>3,073</b>	<b>6.9</b>	<b>17.5</b>
全 国 計		<b>18,343,655</b>	<b>100.0</b>	<b>5,206,319</b>	<b>100.0</b>	<b>18,327,990</b>	<b>100.0</b>	<b>5,077,989</b>	<b>100.0</b>	<b>15,665</b>	<b>0.1</b>	<b>128,330</b>	<b>2.5</b>	<b>40.7</b>

(注) 1 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。  
 2 「(参考) 地方税の歳入に占める割合」の算出にあたっては、「東京都が徴収した市町村税相当額」は控除していない。

歳 入

## 第12表 地方税の状況（つづき）

その4 市町村税

(単位 百万円・%)

区分	令和元年度				平成30年度				比較		
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
1 普通税	21,647,004	21,133,801	97.6	92.4	21,280,871	20,728,034	97.4	92.4	405,767	2.0	4.5
(1) 法定普通税	21,644,611	21,131,467	97.6	92.4	21,278,558	20,725,780	97.4	92.4	405,687	2.0	4.5
ア 市町村民税	10,979,721	10,720,345	97.6	46.9	10,807,653	10,532,436	97.5	47.0	187,909	1.8	8.6
(ア) 個人均等割	232,201	225,147	97.0	1.0	230,123	222,468	96.7	1.0	2,679	1.2	1.1
(イ) 所得割	8,335,378	8,099,988	97.2	35.4	8,132,616	7,883,187	96.9	35.2	216,801	2.8	8.7
(ウ) 法人均等割	452,215	445,686	98.6	1.9	449,064	442,282	98.5	2.0	3,404	0.8	0.6
(エ) 法人税割	1,959,928	1,949,524	99.5	8.5	1,995,850	1,984,500	99.4	8.9	△ 34,976	△ 1.8	11.2
イ 固定資産税	9,522,165	9,286,049	97.5	40.6	9,340,274	9,083,165	97.2	40.5	202,884	2.2	0.6
(ア) 純固定資産税	9,434,919	9,198,802	97.5	40.2	9,252,870	8,995,762	97.2	40.1	203,040	2.3	0.7
土地	3,566,580	3,485,345	97.7	15.2	3,537,630	3,447,783	97.5	15.4	37,562	1.1	1.8
家屋	4,068,821	3,957,813	97.3	17.3	3,969,958	3,849,771	97.0	17.2	108,042	2.8	△ 0.8
償却資産	1,799,517	1,755,643	97.6	7.7	1,745,282	1,698,208	97.3	7.6	57,435	3.4	1.8
(イ) 交付金	87,247	87,247	100.0	0.4	87,404	87,403	100.0	0.4	△ 156	△ 0.2	△ 0.8
ウ 軽自動車税	284,412	269,231	94.7	1.2	273,483	258,116	94.4	1.2	11,115	4.3	3.8
エ 市町村たばこ税	853,881	853,879	100.0	3.7	850,249	850,246	100.0	3.8	3,633	0.4	△ 1.4
オ 鉱産税	1,770	1,770	100.0	0.0	1,648	1,648	100.0	0.0	122	7.4	△ 5.1
カ 特別土地保有税	2,662	192	7.2	0.0	5,252	169	3.2	0.0	23	13.6	△ 71.1
(2) 法定外普通税	2,393	2,334	97.5	0.0	2,314	2,254	97.4	0.0	80	3.5	19.3
2 目的税	1,761,155	1,733,994	98.5	7.6	1,724,693	1,695,418	98.3	7.6	38,576	2.3	1.4
(1) 法定目的税	1,754,087	1,726,954	98.5	7.6	1,721,344	1,692,080	98.3	7.5	34,874	2.1	1.3
ア 入湯税	23,099	22,498	97.4	0.1	22,873	22,364	97.8	0.1	134	0.6	△ 1.4
イ 事業所税	387,604	386,702	99.8	1.7	379,026	378,270	99.8	1.7	8,432	2.2	1.9
ウ 都市計画税	1,343,358	1,317,728	98.1	5.8	1,319,418	1,291,420	97.9	5.8	26,308	2.0	1.2
エ 水利地益税	26	25	96.2	0.0	27	25	92.6	0.0	0	0.0	△ 7.4
(2) 法定外目的税	7,068	7,041	99.6	0.0	3,350	3,338	99.6	0.0	3,703	110.9	96.5
3 旧法による税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	23,408,159	22,867,795	97.7	100.0	23,005,565	22,423,452	97.5	100.0	444,343	2.0	4.3

(注) 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額（令和元年度2,359,906百万円、平成30年度2,292,146百万円）を加算した額である。



### 第13表 法定外普通税の状況

#### その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
石油価格調整税	1	1,007	1	1,014	-	△ 7
核燃料税	10	24,732	10	26,462	-	△ 1,730
核燃料物質等取扱税	1	19,414	1	20,052	-	△ 638
核燃料等取扱税	1	1,232	1	1,231	-	1
合 計	13	46,385	13	48,759	-	△ 2,374

#### その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
狭小住戸集合住宅税	1	472	1	484	-	△ 12
砂利採取税	1	6	1	5	-	1
別荘等所有税	1	530	1	530	-	△ 0
歴史と文化の環境税	1	79	1	85	-	△ 6
使用済核燃料税	2	815	2	751	-	64
空港連絡橋利用税	1	433	1	400	-	33
合 計	7	2,334	7	2,254	-	80

### 第14表 法定外目的税の状況

#### その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
産業廃棄物税	21	4,725	21	4,647	-	78
宿泊税	2	3,945	2	3,424	-	521
産業廃棄物処理税	1	618	1	601	-	17
産業廃棄物埋立税	1	650	1	597	-	53
産業廃棄物処分場税	1	9	1	8	-	1
乗鞍環境保全税	1	11	1	12	-	△ 1
産業廃棄物減量税	1	177	1	267	-	△ 90
循環資源利用促進税	1	867	1	846	-	21
資源循環促進税	1	280	1	269	-	11
合 計	30	11,283	30	10,670	-	613

#### その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
使用済核燃料税	2	991	2	991	-	-
遊漁税	1	8	1	8	-	△ 0
環境未来税	1	783	1	663	-	120
環境協力税等	4	30	4	30	-	△ 0
開発事業等緑化負担税	1	82	1	107	-	△ 25
宿泊税	3	5,147	1	1,538	2	3,609
合 計	12	7,041	10	3,338	2	3,703

## 第15表 超過課税の状況

## その1 道府県税

(単位 百万円)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
道府県民税個人均等割	37	24,879	37	24,619	-	260
道府県民税所得割	1	2,766	1	2,731	-	35
道府県民税法人均等割	35	10,213	35	10,397	-	△ 184
道府県民税法人税割	46	131,818	46	134,251	-	△ 2,433
事業税法人分	8	165,728	8	159,570	-	6,158
自動車税	-	-	-	-	-	-
合 計	-	<b>335,403</b>	-	<b>331,569</b>	-	<b>3,834</b>

## その2 市町村税

(単位 百万円)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
市町村民税	990	333,548	997	335,278	△ 7	△ 1,730
個人均等割	4	1,998	2	1,712	2	286
所得割	2	52	2	51	-	1
法人均等割	378	16,553	384	16,335	△ 6	218
法人税割	984	314,946	991	317,180	△ 7	△ 2,234
固定資産税	152	35,539	155	35,175	△ 3	364
土地	152	9,847	155	10,003	△ 3	△ 156
家屋	152	15,721	155	15,428	△ 3	293
償却資産	152	9,971	154	9,744	△ 2	227
軽自動車税	15	310	17	436	△ 2	△ 126
鉱産税	9	7	9	8	-	△ 1
入湯税	4	187	3	33	1	154
旧法による税	-	-	-	-	-	-
合 計	-	<b>369,592</b>	-	<b>370,930</b>	-	△ 1,338

(注) 「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額(125,343百万円)を含む。

## 第16表 地方税徴収率の推移

## その1 道府県税

(単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平成26年度	99.0	30.5	<b>96.8</b>
27	99.2	32.7	<b>97.4</b>
28	99.3	33.7	<b>97.8</b>
29	99.4	35.5	<b>98.1</b>
30	99.4	37.3	<b>98.3</b>
令和元年度	99.3	37.7	<b>98.4</b>

(注) 地方消費税を控除して算出した。

## その2 市町村税

(単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平成26年度	98.9	24.4	<b>95.5</b>
27	99.0	25.8	<b>96.0</b>
28	99.1	26.5	<b>96.6</b>
29	99.2	27.5	<b>97.0</b>
30	99.3	28.2	<b>97.5</b>
令和元年度	99.3	28.8	<b>97.7</b>

(注) 令和元年度は、軽自動車税環境性能割を控除して算出した。

第17表 国税と地方税の収入状況

(単位 億円・%)

区分	租 税 総 額						国 税						地 方 税					
	合 計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等	
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
平成11年度	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6	402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1	351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7	343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5
23	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8	341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5
24	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3	344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4
25	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2	353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3
26	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2	367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5
27	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0	390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5
28	983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0	589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3	393,924	100.0	320,337	81.3	73,587	18.7
29	1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0	623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2	399,044	100.0	324,973	81.4	74,071	18.6
30	1,049,756	100.0	709,933	67.6	339,823	32.4	642,241	100.0	377,375	58.8	264,866	41.2	407,514	100.0	332,558	81.6	74,956	18.4
令和元年度	1,033,866	100.0	691,537	66.9	342,329	33.1	621,751	100.0	353,168	56.8	268,584	43.2	412,115	100.0	338,370	82.1	73,745	17.9

(注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。  
 2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。  
 直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税  
 間接税等……直接税以外のもの  
 3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特別交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まない。  
 4 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。  
 直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税  
 間接税等……直接税以外の諸税

第18表 国民所得に対する租税負担率

(単位 億円・%)

区分	国民所得		租 税 負 担 額								租 税 負 担 率				
	名目額	指数	国税 (A)	指数	地方税 (B)	指数	地方税の内訳		計 (A)+(B)	指数	国税	地方税	地方税の内訳		計
							道府 県税	市町 村税					道府 県税	市町 村税	
昭和9～11 年度	144	-	12	-	6	-	2	4	18	-	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	-	49	-	9	-	2	7	58	-	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成21 年度	3,527,011	2,193	402,433	1,807	351,830	3,881	146,545	205,284	754,262	2,407	11.4	10.0	4.2	5.8	21.4
22	3,646,882	2,268	437,074	1,963	343,163	3,786	140,262	202,901	780,237	2,490	12.0	9.4	3.8	5.6	21.4
23	3,574,735	2,223	451,754	2,029	341,714	3,770	137,940	203,774	793,468	2,532	12.6	9.6	3.9	5.7	22.2
24	3,581,562	2,227	470,492	2,113	344,608	3,802	141,456	203,152	815,100	2,601	13.1	9.6	3.9	5.7	22.8
25	3,725,700	2,317	512,274	2,300	353,743	3,902	147,739	206,004	866,017	2,764	13.7	9.5	4.0	5.5	23.2
26	3,766,776	2,342	578,492	2,598	367,855	4,058	156,835	211,020	946,346	3,020	15.4	9.8	4.2	5.6	25.1
27	3,926,293	2,441	599,694	2,693	390,986	4,313	180,222	210,763	990,679	3,162	15.3	10.0	4.6	5.4	25.2
28	3,922,939	2,439	589,563	2,647	393,924	4,346	181,140	212,784	983,486	3,139	15.0	10.0	4.6	5.4	25.1
29	4,006,881	2,492	623,803	2,801	399,044	4,402	183,967	215,077	1,022,847	3,264	15.6	10.0	4.6	5.4	25.5
30	4,022,290	2,501	642,241	2,884	407,514	4,495	183,280	224,235	1,049,755	3,350	16.0	10.1	4.6	5.6	26.1
令和元 年度	4,012,870	2,495	621,751	2,792	412,115	4,546	183,437	228,678	1,033,866	3,300	15.5	10.3	4.6	5.7	25.8

(注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成17年度以降は「国民経済計算(08SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算(68SNA)」、昭和16年度以前は「国民経済計算(53SNA)」による数値であり、接続しない。

2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

第19表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ ス			ド イ ツ			フ ラ ン ス		
	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計	連邦税	州 税	合 計	国 税	地方税	合 計
昭和9~11年度	8.5	4.4	12.9	6.0	…	17.3	18.1	4.5	22.6	15.8	…	22.1	18.5	…	…
16	13.8	2.5	16.2	12.0	…	20.1	28.5	3.3	31.8	33.1	…	…	…	…	…
19	22.3	1.5	23.8	19.2	…	24.0	38.6	2.9	41.5	42.2	…	…	…	…	…
25	16.9	5.6	22.4	18.0	…	24.8	34.3	3.1	37.4	22.2	…	25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3	…	25.5	30.0	3.1	33.0	25.8	…	29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	26.7	26.5	3.7	30.2	24.5	…	28.5	24.4	3.7	28.1
40	12.2	5.8	18.0	15.8	…	24.6	27.6	4.2	31.8	25.8	…	29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.0	…	27.5	32.2	4.1	36.3	…	…	25.2	…	…	27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.3	6.1	25.0	28.2	4.4	32.6	13.8	8.9	26.2	24.0	3.5	27.5
55	13.9	7.8	21.7	15.5	6.2	25.5	31.2	4.5	35.7	14.5	9.6	28.0	27.0	3.8	30.8
60	15.0	8.9	24.0	13.3	6.3	23.6	33.0	4.7	37.7	13.8	9.3	26.8	27.9	5.1	33.0
平成2年度	18.1	9.6	27.7	13.6	6.7	24.9	33.6	3.1	36.7	13.2	8.7	25.3	26.3	5.2	31.6
7	14.5	8.9	23.3	14.1	6.8	25.5	32.2	1.5	33.8	15.4	10.4	29.3	27.2	6.5	33.6
12	13.5	9.1	22.6	16.0	6.6	26.9	34.6	1.7	36.4	15.3	11.1	30.0	31.9	6.0	37.8
13	13.3	9.5	22.7	14.7	6.5	25.6	33.9	1.8	35.8	14.8	10.5	28.7	31.6	5.8	37.3
14	12.2	8.9	21.2	12.4	6.2	23.1	32.7	1.9	34.5	14.6	10.3	28.2	30.9	5.8	36.7
15	11.9	8.6	20.5	11.8	6.2	22.6	31.6	2.0	33.6	14.8	10.3	28.3	30.2	5.9	36.1
16	12.4	8.6	21.0	12.0	6.3	22.9	32.4	2.0	34.4	13.7	9.9	26.9	30.3	6.4	36.8
17	13.5	9.0	22.4	13.4	6.6	24.7	32.4	2.0	34.3	14.0	9.7	27.3	30.6	6.8	37.4
18	13.7	9.2	22.9	14.1	6.7	25.5	33.3	2.0	35.3	14.2	10.1	28.1	30.8	6.9	37.7
19	13.3	10.2	23.5	14.4	6.8	26.1	33.5	2.0	35.5	15.0	10.7	29.5	30.0	7.0	37.0
20	12.6	10.9	23.4	13.3	6.7	24.9	34.1	2.1	36.2	15.3	11.0	30.4	29.8	7.1	36.9
21	11.4	10.0	21.4	10.3	6.2	21.7	30.9	2.2	33.1	15.5	10.5	29.9	27.8	7.6	35.5
22	12.0	9.4	21.4	11.0	6.2	22.1	32.3	2.2	34.4	14.9	9.9	28.5	30.0	6.2	36.2
23	12.6	9.6	22.2	12.1	6.3	23.2	33.8	2.1	35.9	15.3	10.1	29.2	30.1	7.9	38.0
24	13.1	9.6	22.8	12.2	6.2	23.2	33.4	2.1	35.5	15.6	10.6	30.2	31.6	8.3	39.9
25	13.7	9.5	23.2	13.2	6.5	24.4	33.6	2.2	35.8	15.6	11.1	30.7	32.7	8.4	41.1
26	15.4	9.8	25.1	13.7	6.4	24.6	33.5	2.2	35.7	15.5	11.2	30.7	32.3	8.4	40.7
27	15.3	10.0	25.2	14.2	6.4	25.0	33.9	2.2	36.1	15.5	11.5	31.1	32.0	8.5	40.5
28	15.0	10.0	25.1	13.7	6.3	24.7	34.1	2.2	36.3	15.2	11.8	31.2	32.1	8.7	40.8
29	15.6	10.0	25.5	15.1	6.2	26.1	34.7	2.2	36.9	15.2	11.9	31.5	33.0	8.7	41.7
30	16.0	10.1	26.1	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
令和元年度	15.5	10.3	25.8	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…

(注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。  
 2 日本以外は、暦年計数である。  
 3 財務省調べによる。なお、平成29年におけるアメリカの連邦税及び州税、イギリスの国税及び地方税、ドイツの連邦税及び州税並びにフランスの国税及び地方税の租税負担率は暫定値である。

第20表 地方譲与税の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度			平 成 30 年 度			比 較		
	都道府県	市 町 村	計 (A)	都道府県	市 町 村	計 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100	前 年 度 増 減 率
地方揮発油譲与税	120,622	109,660	230,282	135,744	124,151	259,895	△ 29,613	△ 11.4	0.6
地方道路譲与税	0	0	0	-	-	-	0	皆増	-
特別とん譲与税	403	12,287	12,690	387	12,449	12,836	△ 146	△ 1.1	3.9
石油ガス譲与税	5,866	1,028	6,893	6,602	1,162	7,764	△ 871	△ 11.2	△ 7.2
自動車重量譲与税	8,355	278,542	286,896	-	268,897	268,897	17,999	6.7	1.1
航空機燃料譲与税	2,879	11,518	14,397	2,995	11,981	14,976	△ 579	△ 3.9	0.4
地方法人特別譲与税	2,042,683	-	2,042,683	2,086,504	-	2,086,504	△ 43,821	△ 2.1	13.1
森林環境譲与税	4,000	15,999	19,999	-	-	-	19,999	皆増	-
合 計	2,184,808	429,033	2,613,842	2,232,233	418,640	2,650,873	△ 37,031	△ 1.4	10.2

歳 入



## 第21表 地方交付税の状況

その1 収入状況

(単位 百万円・%)

区分	令和元年度								平成30年度 地方交付税		比較		
	普通交付税		特別交付税		震災復興特別交付税		計		交付額(B)	構成比	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B) ×100	前年度 増減率
	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額(A)	構成比					
都道府県	8,179,608	53.8	186,095	17.5	265,579	57.3	8,631,283	51.6	8,567,710	51.8	63,573	0.7	△ 1.1
市町村	7,030,443	46.2	879,749	82.5	197,772	42.7	8,107,964	48.4	7,980,515	48.2	127,449	1.6	△ 1.6
政令指定都市	(703,978) 703,978	(4.6) 4.6	36,478	3.4	4,392	0.9	(744,849) 744,849	(4.4) 4.4	708,519	4.3	(36,330) 36,330	(5.1) 5.1	△ 3.0
中核市	(751,185) 751,185	(4.9) 4.9	72,306	6.8	13,496	2.9	(836,987) 836,987	(5.0) 5.0	773,690	4.7	(63,297) 63,297	(8.2) 8.2	9.5
施行時特例市	(136,219) 136,219	(0.9) 0.9	19,370	1.8	7,910	1.7	(163,499) 163,499	(1.0) 1.0	199,474	1.2	(△ 35,975) △ 35,975	(△ 18.0) △ 18.0	△ 27.7
都市	(3,637,153) 3,637,153	(23.9) 23.9	519,623	48.8	123,663	26.7	(4,280,439) 4,280,439	(25.6) 25.6	4,235,485	25.6	(44,954) 44,954	(1.1) 1.1	△ 1.4
町村	(1,801,908) 1,801,908	(11.8) 11.8	231,972	21.8	48,310	10.4	(2,082,190) 2,082,190	(12.4) 12.4	2,063,348	12.5	(18,842) 18,842	(0.9) 0.9	△ 1.7
合計	<b>15,210,051</b>	<b>100.0</b>	<b>1,065,844</b>	<b>100.0</b>	<b>463,351</b>	<b>100.0</b>	<b>16,739,246</b>	<b>100.0</b>	<b>16,548,225</b>	<b>100.0</b>	<b>191,021</b>	<b>1.2</b>	<b>△ 1.3</b>

(注) 1 市町村分の区分は、平成31年4月1日現在である。なお、特別交付税については、令和2年3月31日現在のものである。

2 市町村分の区分中( )書きの数値は、平成31年4月2日から令和2年3月31日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。

その2 普通交付税算定状況(令和元年度)

(単位 百万円)

区分	基準財政需要額			基準財政収入額			財源超過額	財源不足額	普通 交付税額
	財源不足 団体	財源超過 団体	計	財源不足 団体	財源超過 団体	計			
都道府県	19,728,097	2,011,622	21,739,720	11,531,114	2,383,004	13,914,118	371,381	8,196,983	8,179,608
市町村	21,785,977	2,742,147	24,528,124	14,736,357	3,868,674	18,605,031	1,126,527	7,049,620	7,030,443
政令指定都市	5,351,350	1,826,949	7,178,299	4,642,659	2,792,653	7,435,312	965,704	708,691	703,978
中核市	3,435,780	-	3,435,780	2,681,577	-	2,681,577	-	754,203	751,185
施行時特例市	872,293	67,770	940,063	735,305	77,587	812,893	9,817	136,987	136,219
都市	9,122,004	719,053	9,841,058	5,476,820	836,586	6,313,406	117,533	3,645,184	3,637,153
町村	3,004,550	128,375	3,132,925	1,199,996	161,847	1,361,843	33,473	1,804,555	1,801,908
合計	<b>41,514,074</b>	<b>4,753,770</b>	<b>46,267,844</b>	<b>26,267,471</b>	<b>6,251,678</b>	<b>32,519,149</b>	<b>1,497,908</b>	<b>15,246,603</b>	<b>15,210,051</b>

(注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

2 特別区は、財源超過団体として政令指定都市に含めた。その3において同じ。

その3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

(単位 百万円・%)

区分	令和元年度			平成30年度			比較			
	基準財政 需要額 (A)	基準財政 収入額 (B)	比率 (B)/(A) ×100	基準財政 需要額 (C)	基準財政 収入額 (D)	比率 (D)/(C) ×100	基準財政需要額		基準財政収入額	
							増減額 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C) ×100	増減額 (B)-(D) (F)	増減率 (F)/(D) ×100
都道府県	21,739,720	13,914,118	64.0	21,326,686	13,475,532	63.2	413,034	1.9	438,586	3.3
市町村	24,528,124	18,605,031	75.9	24,270,376	18,344,776	75.6	257,748	1.1	260,255	1.4
政令指定都市	7,178,299	7,435,312	103.6	7,090,661	7,292,421	102.8	87,638	1.2	142,891	2.0
中核市	3,435,780	2,681,577	78.0	3,240,391	2,549,627	78.7	195,389	6.0	131,950	5.2
施行時特例市	940,063	812,893	86.5	1,081,263	923,800	85.4	△ 141,200	△ 13.1	△ 110,907	△ 12.0
都市	9,841,058	6,313,406	64.2	9,748,596	6,225,316	63.9	92,462	0.9	88,090	1.4
町村	3,132,925	1,361,843	43.5	3,109,465	1,353,613	43.5	23,460	0.8	8,230	0.6
合計	<b>46,267,844</b>	<b>32,519,149</b>	<b>70.3</b>	<b>45,597,062</b>	<b>31,820,308</b>	<b>69.8</b>	<b>670,782</b>	<b>1.5</b>	<b>698,841</b>	<b>2.2</b>

## 第21表 地方交付税の状況（つづき）

その4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

(単位 %)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度						比 較			
	交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付	
	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率	増減数	増減率
都 道 府 県	46	97.9	1	2.1	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	-	-	-	-
市 町 村	1,633	95.1	85	4.9	1,718	100.0	1,641	95.5	77	4.5	1,718	100.0	△ 8	△ 0.5	8	10.4
政令指定都市	19	95.0	1 (1)	5.0	20 (1)	100.0	19	95.0	1 (1)	5.0	20 (1)	100.0	-	-	-	-
中 核 市	55	94.8	3	5.2	58	100.0	52	96.3	2	3.7	54	100.0	3	5.8	1	50.0
施行時特例市	23	85.2	4	14.8	27	100.0	27	87.1	4	12.9	31	100.0	△ 4	△ 14.8	-	-
都 市	645	93.9	42	6.1	687	100.0	652	94.9	35	5.1	687	100.0	△ 7	△ 1.1	7	20.0
町 村	891	96.2	35	3.8	926	100.0	891	96.2	35	3.8	926	100.0	-	-	-	-
合 計	1,679	95.1	86	4.9	1,765	100.0	1,687	95.6	78	4.4	1,765	100.0	△ 8	△ 0.5	8	10.3

(注) 1 都道府県の不交付団体は、令和元年度及び平成30年度ともに東京都である。  
 2 特別区は、地方交付税法第21条（都の特例）の規定のため、政令指定都市の下段に（ ）外書きとしている。

## 第22表 一般財源の状況

その1 総 括

(単位 百万円)

区 分	令 和 元 年 度			平 成 30 年 度			増 減 額		
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地 方 税	20,703,561	20,507,890	41,211,450	20,620,136	20,131,306	40,751,442	83,425	376,584	460,008
地 方 譲 与 税	2,184,808	429,033	2,613,842	2,232,233	418,640	2,650,873	△ 47,425	10,393	△ 37,031
地方特例交付金等	155,782	312,488	468,271	54,946	99,454	154,400	100,836	213,034	313,871
地 方 交 付 税	8,631,283	8,107,964	16,739,246	8,567,710	7,980,515	16,548,225	63,573	127,449	191,021
市町村たばこ税 都道府県交付金	852	-	-	349	-	-	503	-	-
利 子 割 交 付 金	-	18,537	-	-	34,000	-	-	△ 15,463	-
配 当 割 交 付 金	-	99,004	-	-	86,065	-	-	12,939	-
株式等譲渡所得割交付金	-	58,238	-	-	72,577	-	-	△ 14,339	-
分離課税所得割交付金	-	7,009	-	-	6,492	-	-	517	-
道府県民税所得割臨時交付金	-	-	-	-	70,517	-	-	△ 70,517	-
地方消費税交付金	-	2,275,552	-	-	2,384,943	-	-	△ 109,391	-
ゴルフ場利用税交付金	-	30,000	-	-	30,228	-	-	△ 228	-
特別地方消費税交付金	-	0	-	-	-	-	-	0	-
自動車取得税交付金	-	73,444	-	-	140,653	-	-	△ 67,209	-
軽油引取税交付金	-	128,968	-	-	131,182	-	-	△ 2,214	-
自動車税環境 性能割交付金	-	22,348	-	-	-	-	-	22,348	-
小計（一般財源）	31,676,286	32,070,475	61,032,809	31,475,373	31,586,573	60,104,940	200,913	483,902	927,869
そ の 他 の 財 源	19,237,679	29,334,613	42,213,072	18,897,440	28,304,303	41,240,345	340,239	1,030,310	972,727
歳 入 合 計	50,913,965	61,405,088	103,245,881	50,372,813	59,890,876	101,345,285	541,152	1,514,212	1,900,596

歳 入

## 第22表 一般財源の状況（つづき）

その2 市町村

(単位 百万円・%)

区分	政令指定都市			中核市			施行時特例市			都 市			町 村			特別区		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地方税	5,960,560	41.6	3.3	3,417,868	38.4	5.6	1,128,635	44.1	△10.4	7,407,698	31.1	1.1	1,467,952	20.7	0.9	1,125,176	27.6	3.6
地方譲与税	76,444	0.5	△1.6	58,408	0.7	5.7	18,017	0.7	△10.2	190,919	0.8	3.2	70,444	1.0	6.8	14,801	0.4	1.5
地方特例交付金等	66,517	0.5	144.0	49,465	0.6	204.0	17,949	0.7	171.1	126,614	0.5	238.8	28,278	0.4	332.0	23,665	0.6	340.0
地方交付税	744,849	5.2	5.1	836,987	9.4	8.2	163,499	6.4	△18.0	4,280,439	18.0	1.0	2,082,190	29.3	1.0	-	-	-
利子割交付金	3,793	0.0	△49.0	3,087	0.0	△46.1	936	0.0	△55.2	6,408	0.0	△47.9	1,062	0.0	△51.2	3,250	0.1	△24.0
配当割交付金	23,377	0.2	15.0	15,266	0.2	20.6	5,491	0.2	5.0	33,443	0.1	15.0	5,243	0.1	15.8	16,185	0.4	13.5
株式等譲渡所得割交付金	13,656	0.1	△20.5	8,714	0.1	△18.5	3,171	0.1	△28.7	19,652	0.1	△20.6	3,033	0.0	△21.1	10,012	0.2	△14.2
分離課税所得割交付金	7,009	0.0	8.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方消費税交付金	504,035	3.5	△4.3	384,321	4.3	△0.2	118,958	4.6	△16.6	885,518	3.7	△4.7	189,820	2.7	△4.9	192,900	4.7	△4.3
ゴルフ場利用税交付金	1,733	0.0	△1.4	2,873	0.0	△0.0	1,271	0.0	△1.8	17,696	0.1	△0.4	6,393	0.1	△1.7	34	0.0	△10.5
特別地方消費税交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0	皆増	-	-	-	-	-	-
自動車取得税交付金	16,055	0.1	△47.6	9,150	0.1	△45.6	3,561	0.1	△53.3	30,873	0.1	△47.5	9,721	0.1	△47.7	4,084	0.1	△49.7
軽油引取税交付金	128,968	0.9	△1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税環境性能割交付金	5,707	0.0	皆増	2,644	0.0	皆増	1,047	0.0	皆増	8,805	0.0	皆増	2,702	0.0	皆増	1,443	0.0	皆増
小計（一般財源）	7,552,705	52.7	2.1	4,788,783	53.8	6.0	1,462,535	57.1	△11.3	13,008,063	54.7	1.2	3,866,839	54.4	1.1	1,391,549	34.2	3.4
その他の財源	6,777,797	47.3	2.7	4,104,389	46.2	10.1	1,098,111	42.9	△8.8	10,792,196	45.3	4.3	3,239,121	45.6	△0.4	2,679,511	65.8	5.5
歳入合計	14,330,502	100.0	2.4	8,893,172	100.0	7.9	2,560,646	100.0	△10.2	23,800,259	100.0	2.6	7,105,960	100.0	0.4	4,071,061	100.0	4.8

## 第23表 一般財源の推移

その1 純 計

(単位 百万円・%)

区分	地方税			地方譲与税			地方特例交付金等			地方交付税			合計		
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	1,353,628	100	24.0
平成25年度	35,374,285	3,902	2.7	2,558,842	5,630	12.7	125,522	20	△1.5	17,595,454	4,380	△3.8	55,654,103	4,111	0.9
26	36,785,451	4,058	4.0	2,936,867	6,462	14.8	119,188	19	△5.0	17,431,428	4,339	△0.9	57,272,934	4,231	2.9
27	39,098,563	4,313	6.3	2,679,246	5,895	△8.8	118,868	19	△0.3	17,390,640	4,329	△0.2	59,287,318	4,380	3.5
28	39,392,391	4,346	0.8	2,340,232	5,149	△12.7	123,300	19	3.7	17,239,008	4,291	△0.9	59,094,931	4,366	△0.3
29	39,904,402	4,402	1.3	2,405,224	5,292	2.8	132,800	21	7.7	16,768,005	4,174	△2.7	59,210,431	4,374	0.2
30	40,751,442	4,496	2.1	2,650,873	5,833	10.2	154,400	24	16.3	16,548,225	4,120	△1.3	60,104,940	4,440	1.5
令和元年度	41,211,450	4,546	1.1	2,613,842	5,751	△1.4	468,271	73	203.3	16,739,246	4,167	1.2	61,032,809	4,509	1.5

(注) 地方特例交付金等の( )書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

## 第23表 一般財源の推移（つづき）

### その2 都道府県

(単位 百万円・%)

区分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金等			地 方 交 付 税			市 町 村 た ば こ 税 都道府県交付金			合 計		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和 36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	(1,873)	(100)	(皆増)	809,408	100	26.3
平成 25年度	16,809,190	3,377	4.3	2,136,827	4,863	16.7	50,209	35	△ 1.5	8,848,887	3,305	△ 5.0	1,535	82	20.9	27,846,648	3,440	1.9
26	17,794,000	3,575	5.9	2,534,609	5,768	18.6	47,675	34	△ 5.0	8,878,785	3,316	0.3	1,544	82	0.6	29,256,614	3,615	5.1
27	20,142,594	4,047	13.2	2,257,839	5,139	△ 10.9	47,547	33	△ 0.3	8,845,703	3,304	△ 0.4	1,167	62	△ 24.4	31,294,850	3,866	7.0
28	20,251,648	4,069	0.5	1,924,835	4,381	△ 14.7	49,320	35	3.7	9,049,996	3,380	2.3	909	49	△ 22.1	31,276,708	3,864	△ 0.1
29	20,542,835	4,127	1.4	1,990,889	4,531	3.4	47,258	33	△ 4.2	8,659,264	3,234	△ 4.3	1,014	54	11.6	31,241,260	3,860	△ 0.1
30	20,620,136	4,143	0.4	2,232,233	5,080	12.1	54,946	39	16.3	8,567,710	3,200	△ 1.1	349	19	△ 65.6	31,475,373	3,889	0.7
令和 元年度	20,703,561	4,160	0.4	2,184,808	4,972	△ 2.1	155,782	110	183.5	8,631,283	3,224	0.7	852	45	144.1	31,676,286	3,914	0.6

(注) 市町村たばこ税都道府県交付金の ( ) 書きは平成17年度の数値である。

### その3 市 町 村

(単位 百万円・%)

区分	地 方 税			地 方 譲 与 税			地方特例交付金等			地 方 交 付 税			そ の 他			合 計		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和 36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平成 25年度	18,565,095	4,542	1.2	422,015	27,948	△ 4.2	75,313	15	△ 1.5	8,746,566	6,529	△ 2.5	1,811,280	120,672	7.5	29,620,270	5,428	0.3
26	18,991,451	4,646	2.3	402,257	26,640	△ 4.7	71,513	14	△ 5.0	8,552,643	6,384	△ 2.2	2,034,950	135,573	12.3	30,052,814	5,507	1.5
27	18,955,969	4,638	△ 0.2	421,408	27,908	4.8	71,321	14	△ 0.3	8,544,937	6,379	△ 0.1	3,045,882	202,924	49.7	31,039,517	5,688	3.3
28	19,140,743	4,683	1.0	415,397	27,510	△ 1.4	73,980	15	3.7	8,189,012	6,113	△ 4.2	2,668,425	177,776	△ 12.4	30,487,558	5,587	△ 1.8
29	19,361,567	4,737	1.2	414,335	27,439	△ 0.3	85,542	17	15.6	8,108,742	6,053	△ 1.0	3,448,930	229,775	29.2	31,419,116	5,757	3.1
30	20,131,306	4,925	4.0	418,640	27,725	1.0	99,454	20	16.3	7,980,515	5,957	△ 1.6	2,956,658	196,979	△ 14.3	31,586,573	5,788	0.5
令和 元年度	20,507,890	5,017	1.9	429,033	28,413	2.5	312,488	63	214.2	8,107,964	6,053	1.6	2,713,100	180,753	△ 8.2	32,070,475	5,877	1.5

(注) 「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金及び自動車税環境性能割交付金である。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況

その1 都道府県

(単位 円・%)

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源	
		人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比	人口1人 当たり額	歳入構成比
A	該当なし	-	-	-	-	-	-
B1	愛知県	139,094	49.7	9,815	3.5	167,498	59.8
	神奈川県	103,780	56.8	11,621	6.4	131,587	72.0
	大阪府	125,784	46.7	27,998	10.4	172,272	63.9
	千葉県	109,399	43.8	29,953	12.0	155,094	62.1
	埼玉県	101,462	46.5	28,957	13.3	146,441	67.1
	静岡県	117,727	41.5	39,338	13.9	175,331	61.8
	(平均)	116,145	47.9	22,724	9.4	156,037	64.4
B2	茨城県	122,217	35.1	65,944	18.9	206,346	59.3
	福岡県	101,464	33.7	48,011	15.9	167,305	55.5
	栃木県	123,593	33.8	64,619	17.7	207,138	56.7
	群馬県	120,530	33.9	63,741	17.9	203,311	57.2
	兵庫県	107,060	34.4	52,901	17.0	177,100	56.9
	宮城県	112,822	24.1	88,860	19.0	220,045	47.0
	広島県	107,045	33.6	59,815	18.8	185,463	58.2
	三重県	126,443	35.4	71,970	20.2	217,253	60.9
	京都府	105,693	33.0	63,884	20.0	187,752	58.7
	滋賀県	120,878	34.5	80,772	23.0	219,964	62.8
	岐阜県	113,842	31.1	84,845	23.2	217,454	59.5
	福岡県	123,251	17.6	157,483	22.5	299,994	42.8
	岡山県	104,134	29.9	84,512	24.3	207,005	59.5
	長野県	112,553	28.9	97,030	24.9	228,565	58.7
石川県	125,744	27.7	107,521	23.7	253,321	55.8	
	(平均)	112,677	30.8	72,586	19.9	203,602	55.7
C	香川県	115,289	26.5	114,506	26.3	248,491	57.1
	富山県	122,922	27.0	122,450	26.9	265,387	58.2
	新潟県	103,111	23.2	107,342	24.2	229,994	51.7
	山口県	112,941	25.6	125,574	28.5	257,830	58.5
	北海道	104,270	23.8	115,600	26.4	239,183	54.6
	愛媛県	104,978	23.5	121,794	27.2	245,602	54.9
	奈良県	91,162	25.3	115,843	32.1	223,321	61.9
	熊本県	88,350	19.8	116,234	26.1	222,831	50.0
	山梨県	116,350	21.3	158,632	29.1	294,000	53.9
	福井県	143,244	26.0	160,734	29.1	324,235	58.8
	(平均)	106,341	23.9	120,425	27.0	245,757	55.1
D	大分県	98,828	20.0	147,431	29.8	265,620	53.7
	山形県	101,583	19.4	161,209	30.7	283,158	54.0
	岩手県	106,930	13.6	232,417	29.6	359,613	45.8
	沖縄県	90,722	19.5	142,469	30.7	249,899	53.8
	青森県	111,134	22.1	172,858	34.4	303,013	60.3
	宮崎県	93,291	18.7	165,105	33.0	277,554	55.5
	鹿児島県	90,098	19.0	167,191	35.3	276,462	58.4
	佐賀県	107,739	20.4	176,640	33.4	303,501	57.4
	長崎県	87,167	17.7	163,390	33.2	269,016	54.6
	和歌山県	95,934	17.3	179,524	32.3	293,988	53.0
徳島県	102,350	16.2	200,640	31.7	322,086	51.0	
秋田県	94,837	16.3	193,678	33.4	308,575	53.2	
	(平均)	97,662	18.2	173,349	32.2	290,053	53.9
E	鳥取県	96,444	15.9	240,931	39.7	357,433	59.0
	高知県	91,976	14.7	243,405	39.0	355,238	56.9
	島根県	101,857	14.6	268,293	38.4	391,202	56.1
	(平均)	96,705	15.0	251,365	39.0	368,400	57.1
F	東京都	312,365	64.5	-	-	333,274	68.8
	(平均)	(221,242)	(56.3)	-	-	(242,151)	(61.6)
総平均	東京都を含む	132,857	35.9	67,889	18.3	219,163	59.2
	東京都を含まず	110,939	31.1	76,179	21.4	205,229	57.6

(注) 1 グループの分類は次による。

グループ	A	B		C	D	E
	1.0以上の団体	B1	B2			
財力指数	1.0以上の団体	0.7~1.0の団体	0.5~0.7の団体	0.4~0.5の団体	0.3~0.4の団体	0.3未満の団体

- 2 (1) 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金（以下「10交付金」という。）として市町村に交付する額を除いたものである。
- (2) 東京都の地方税については、上記10交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。  
なお、( )内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記10交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを計上している。
- 3 人口1人当たり額は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口で除して得た額である。その2において同じ。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市町村

(1) 類型区分

ア 都市

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 90%未満	
		Ⅲ次 65%以上	Ⅲ次 65%未満	Ⅲ次 55%以上	Ⅲ次 55%未満
人口	類型	3	2	1	0
50,000人未満	I	I-3	I-2	I-1	I-0
50,000人以上～100,000人未満	II	II-3	II-2	II-1	II-0
100,000人以上～150,000人未満	III	III-3	III-2	III-1	III-0
150,000人以上	IV	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

(注) 1 人口及び産業構造は、平成27年国勢調査による。

2 政令指定都市、特別区、中核市及び施行時特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

イ 町村

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 60%以上	Ⅲ次 60%未満	
人口	類型	2	1	0
5,000人未満	I	I-2	I-1	I-0
5,000人以上～10,000人未満	II	II-2	II-1	II-0
10,000人以上～15,000人未満	III	III-2	III-1	III-0
15,000人以上～20,000人未満	IV	IV-2	IV-1	IV-0
20,000人以上	V	V-2	V-1	V-0

歳  
入



第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況（つづき）

その2 市町村（つづき）

(2) 一般財源の人口1人当たり額

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
政令指定都市	216,432	41.6	27,046	5.2	274,244	52.7
特 別 区	117,566	27.6	—	—	260,253	61.2
中 核 市	158,309	38.4	38,768	9.4	221,807	53.8
施行時特例市	164,445	44.1	23,822	6.4	213,096	57.1
都 市						
I-0	123,957	17.8	199,957	28.7	353,299	50.7
I-1	117,280	17.9	209,372	31.9	355,083	54.1
I-2	143,911	26.6	129,368	23.9	301,376	55.7
I-3	119,982	19.2	178,780	28.7	325,471	52.2
II-0	154,438	31.2	100,826	20.4	284,861	57.5
II-1	123,960	23.6	140,154	26.7	291,035	55.5
II-2	155,232	33.6	73,857	16.0	256,364	55.6
II-3	143,130	35.4	56,242	13.9	223,722	55.3
III-0	147,936	35.0	68,483	16.2	244,227	57.7
III-1	137,025	27.5	98,221	19.7	260,750	52.3
III-2	162,741	35.7	52,268	11.5	241,238	53.0
III-3	148,725	36.6	45,585	11.2	218,086	53.6
IV-0	—	—	—	—	—	—
IV-1	161,749	34.3	55,286	11.7	242,549	51.4
IV-2	161,745	39.7	43,178	10.6	232,037	56.9
IV-3	161,034	44.0	22,081	6.0	206,904	56.5
町 村						
I-0	133,933	8.3	596,186	36.9	772,496	47.8
I-1	169,782	12.9	501,796	38.2	708,953	54.0
I-2	169,966	10.7	621,471	39.0	828,233	52.0
II-0	129,008	12.3	407,217	38.9	573,400	54.8
II-1	142,043	17.2	284,660	34.5	459,038	55.6
II-2	146,318	17.4	259,971	30.9	436,857	51.9
III-0	105,928	12.4	305,888	35.7	442,172	51.6
III-1	143,339	21.8	205,795	31.3	379,799	57.7
III-2	134,445	20.9	177,812	27.6	340,039	52.7
IV-0	116,772	16.0	261,345	35.9	409,862	56.3
IV-1	128,533	22.2	183,309	31.6	342,202	59.0
IV-2	137,411	24.4	145,373	25.8	310,123	55.0
V-0	111,207	17.8	230,076	36.9	370,282	59.4
V-1	154,585	35.0	80,941	18.3	264,018	59.8
V-2	131,002	32.0	67,575	16.5	223,422	54.5

## 第25表 国・県支出金の状況

その1 国庫支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
義務教育費負担金	1,256,722	21.1	273,242	2.8	1,529,964	9.7	1,530,510	10.3	△ 546	△ 0.0	△ 0.2
生活保護費負担金	136,586	2.3	2,601,269	26.3	2,737,855	17.3	2,754,959	18.5	△ 17,104	△ 0.6	△ 1.9
児童保護費等負担金	114,360	1.9	1,235,390	12.5	1,349,750	8.5	1,111,195	7.5	238,555	21.5	8.8
障害者自立支援給付費等負担金	77,434	1.3	1,305,712	13.2	1,383,146	8.7	1,329,221	8.9	53,925	4.1	5.1
私立高等学校等経常費助成費補助金	96,693	1.6	-	-	96,693	0.6	103,711	0.7	△ 7,018	△ 6.8	△ 1.8
児童手当等交付金	-	-	1,314,145	13.3	1,314,145	8.3	1,340,426	9.0	△ 26,281	△ 2.0	△ 1.5
公立高等学校授業料不徴収交付金	28	0.0	3	0.0	32	0.0	12	0.0	20	166.7	△ 42.9
高等学校等就学支援金交付金	348,005	5.8	-	-	348,005	2.2	333,332	2.2	14,673	4.4	1.5
普通建設事業費支出金	1,277,709	21.5	703,988	7.1	1,981,697	12.5	1,767,947	11.9	213,750	12.1	0.5
災害復旧事業費支出金	383,287	6.4	170,724	1.7	554,012	3.5	580,989	3.9	△ 26,977	△ 4.6	10.5
失業対策事業費支出金	-	-	25	0.0	25	0.0	3	0.0	22	733.3	0.0
委託金	128,641	2.2	88,458	0.9	217,100	1.4	159,129	1.1	57,971	36.4	△ 27.5
普通建設事業	6,224	0.1	4,217	0.0	10,441	0.1	7,753	0.1	2,688	34.7	△ 33.1
災害復旧事業	92	0.0	2,202	0.0	2,295	0.0	1,853	0.0	442	23.9	55.3
その他	122,325	2.1	82,039	0.9	204,364	1.3	149,523	1.0	54,841	36.7	△ 27.7
財政補給金	817	0.0	3,982	0.0	4,799	0.0	5,017	0.0	△ 218	△ 4.3	△ 33.5
国有提供施設等所在市町村助成交付金	34	0.0	36,506	0.4	36,540	0.2	35,540	0.2	1,000	2.8	-
交通安全対策特別交付金	28,245	0.5	20,703	0.2	48,948	0.3	51,058	0.3	△ 2,110	△ 4.1	△ 7.7
電源立地地域対策交付金	86,197	1.4	29,363	0.3	115,560	0.7	118,260	0.8	△ 2,700	△ 2.3	△ 5.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	-	-	21,054	0.2	21,054	0.1	21,585	0.1	△ 531	△ 2.5	4.1
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,052	0.1	-	-	5,052	0.0	5,242	0.0	△ 190	△ 3.6	△ 1.4
社会資本整備総合交付金	1,039,785	17.5	733,670	7.4	1,773,455	11.2	1,661,221	11.2	112,234	6.8	△ 2.5
地方創生関係交付金	36,749	0.6	44,203	0.4	80,952	0.5	85,336	0.6	△ 4,384	△ 5.1	△ 21.1
東日本大震災復興交付金	26,897	0.5	72,630	0.7	99,527	0.6	82,259	0.6	17,268	21.0	△ 24.5
その他	910,188	15.3	1,225,884	12.5	2,136,069	13.7	1,808,237	12.2	327,832	18.1	△ 25.4
合 計	5,953,429	100.0	9,880,951	100.0	15,834,380	100.0	14,885,189	100.0	949,191	6.4	△ 4.1

その2 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	決 算 額				比 較		
	令和元年度		平成30年度		増減額	増減率	前年度増減率
国庫財源を伴うもの	2,615,032	62.8	2,400,290	61.3	214,742	8.9	△ 3.4
児童保護費等負担金	486,423	11.7	419,660	10.7	66,763	15.9	7.4
障害者自立支援給付費等負担金	619,362	14.9	590,116	15.1	29,246	5.0	5.1
児童手当等交付金	283,117	6.8	282,874	7.2	243	0.1	△ 1.8
普通建設事業費支出金	239,167	5.7	228,423	5.8	10,744	4.7	△ 24.8
災害復旧事業費支出金	78,251	1.9	63,669	1.6	14,582	22.9	2.4
委託金	69,747	1.7	30,153	0.8	39,594	131.3	△ 48.5
普通建設事業	14,450	0.3	12,679	0.3	1,771	14.0	10.5
災害復旧事業	1,302	0.0	1,555	0.0	△ 253	△ 16.3	11.5
その他	53,995	1.4	15,919	0.4	38,076	239.2	△ 65.1
電源立地地域対策交付金	16,892	0.4	16,894	0.4	△ 2	△ 0.0	△ 5.4
石油貯蔵施設立地地域対策等交付金	4,740	0.1	4,746	0.1	△ 6	△ 0.1	△ 0.2
その他	817,333	19.6	763,755	19.6	53,578	7.0	△ 4.2
都道府県費のみのもの	1,550,899	37.2	1,512,986	38.7	37,913	2.5	0.5
普通建設事業費支出金	195,880	4.7	192,496	4.9	3,384	1.8	0.1
災害復旧事業費支出金	6,447	0.2	3,874	0.1	2,573	66.4	3.2
その他	1,348,572	32.3	1,316,616	33.7	31,956	2.4	0.6
合 計	4,165,931	100.0	3,913,276	100.0	252,655	6.5	△ 1.9

(注)「国庫財源を伴うもの」は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。

第26表 地方債発行状況

(単位 百万円・%)

区分	令和元年度						平成30年度 純計額		比較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
(発行目的別)											
公共事業等債	1,107,422	19.8	323,710	6.1	1,431,132	13.2	1,345,260	12.8	85,872	6.4	3.9
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	187,407	3.3	86,759	1.6	274,166	2.5	-	-	274,166	皆増	-
公営住宅建設事業債	75,824	1.4	97,065	1.8	172,889	1.6	184,460	1.8	△ 11,571	△ 6.3	4.4
うち復旧・復興事業分	137	0.0	12	0.0	150	0.0	2,449	0.0	△ 2,299	△ 93.9	△ 81.2
災害復旧事業債	159,310	2.8	135,629	2.6	294,938	2.7	278,065	2.6	16,873	6.1	48.0
(旧)緊急防災・減災事業債	-	-	1	0.0	1	0.0	-	-	1	皆増	皆減
教育・福祉施設等整備事業債	118,451	2.1	750,227	14.2	868,677	8.0	724,663	6.9	144,014	19.9	△ 9.8
一般単独事業債	1,215,629	21.7	1,580,670	29.9	2,796,299	25.7	2,502,113	23.8	294,186	11.8	3.3
辺地対策事業債	-	-	40,334	0.8	40,334	0.4	43,305	0.4	△ 2,971	△ 6.9	10.8
過疎対策事業債	-	-	410,552	7.8	410,552	3.8	364,234	3.5	46,318	12.7	0.3
公共用地先行取得等事業債	8,484	0.2	17,932	0.3	26,416	0.2	31,242	0.3	△ 4,826	△ 15.4	△ 0.5
行政改革推進債	187,779	3.4	48,597	0.9	236,376	2.2	173,489	1.7	62,887	36.2	1.7
退職手当債	54,649	1.0	272	0.0	54,921	0.5	61,051	0.6	△ 6,130	△ 10.0	△ 33.6
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	18,901	0.3	5,244	0.1	24,145	0.2	39,544	0.4	△ 15,399	△ 38.9	△ 14.9
財源対策債	431,165	7.7	196,072	3.7	627,237	5.8	602,398	5.7	24,839	4.1	6.1
減収補填債	30,001	0.5	7,699	0.1	37,700	0.3	15,493	0.1	22,207	143.3	△ 39.7
臨時財政対策債	1,785,257	31.9	1,445,841	27.3	3,231,098	29.7	3,939,469	37.5	△ 708,371	△ 18.0	△ 1.2
減収補填債特例分(平成19~30・令和元年度)	159,696	2.9	6,437	0.1	166,134	1.5	46,988	0.4	119,146	253.6	△ 80.0
都道府県貸付金	-	-	64,541	1.2	39,405	0.4	29,512	0.3	9,893	33.5	△ 2.7
その他	60,921	1.0	77,205	1.5	138,128	1.3	127,138	1.2	10,990	8.6	△ 25.2
合計	<b>5,600,896</b>	<b>100.0</b>	<b>5,294,787</b>	<b>100.0</b>	<b>10,870,548</b>	<b>100.0</b>	<b>10,508,424</b>	<b>100.0</b>	<b>362,124</b>	<b>3.4</b>	<b>△ 1.3</b>
うち財源対策債等	431,165	7.7	196,072	3.7	901,404	8.3	602,398	5.7	299,006	49.6	6.1
(借入先別)											
財政融資資金	513,775	9.2	1,795,573	33.9	2,309,348	21.2	2,252,377	21.4	56,971	2.5	△ 3.9
旧郵政公社資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧郵便貯金資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧簡易生命保険資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構資金	255,109	4.6	688,283	13.0	943,392	8.7	1,007,196	9.6	△ 63,804	△ 6.3	△ 7.8
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公共団体金融機構を除く。)	18,901	0.3	5,244	0.1	24,145	0.2	39,544	0.4	△ 15,399	△ 38.9	△ 14.9
ゆうちょ銀行	150,377	2.7	91,910	1.7	242,287	2.2	187,654	1.8	54,633	29.1	20.8
市中銀行	2,271,526	40.6	1,248,699	23.6	3,520,225	32.4	3,001,746	28.6	518,479	17.3	1.4
その他の金融機関	324,111	5.8	518,993	9.8	843,103	7.8	811,151	7.7	31,952	3.9	△ 7.3
かんぽ生命保険	40,500	0.7	-	-	40,500	0.4	104,787	1.0	△ 64,287	△ 61.4	10.4
保険会社等	-	-	-	-	-	-	1,185	0.0	△ 1,185	皆減	△ 86.1
交付公債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市場公募債	1,974,904	35.3	718,466	13.6	2,693,370	24.8	2,853,546	27.2	△ 160,176	△ 5.6	△ 0.5
個別発行債10年債	804,419	14.4	202,600	3.8	1,007,019	9.3	1,038,456	9.9	△ 31,437	△ 3.0	△ 1.1
個別発行債5年債	272,716	4.9	100,471	1.9	373,187	3.4	408,963	3.9	△ 35,776	△ 8.7	4.0
個別発行債20年債	278,485	5.0	84,690	1.6	363,175	3.3	404,030	3.8	△ 40,855	△ 10.1	△ 18.7
個別発行債30年債	274,981	4.9	217,000	4.1	491,981	4.5	525,874	5.0	△ 33,893	△ 6.4	12.3
個別発行債15年債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	皆減
個別発行債7年債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共同発行債10年債	302,572	5.4	83,556	1.6	386,127	3.6	416,914	4.0	△ 30,787	△ 7.4	4.6
住民公募債	1,500	0.0	5,150	0.1	6,650	0.1	9,250	0.1	△ 2,600	△ 28.1	30.5
外国債	10,231	0.2	-	-	10,231	0.1	10,059	0.1	172	1.7	1.4
その他	30,000	0.5	24,999	0.5	55,000	0.5	40,000	0.4	15,000	37.5	73.9
共済等	612	0.0	151,860	2.9	152,472	1.4	150,547	1.4	1,925	1.3	1.8
その他	51,081	0.8	75,759	1.4	101,706	0.9	98,691	0.9	3,015	3.1	89.2
合計	<b>5,600,896</b>	<b>100.0</b>	<b>5,294,787</b>	<b>100.0</b>	<b>10,870,548</b>	<b>100.0</b>	<b>10,508,424</b>	<b>100.0</b>	<b>362,124</b>	<b>3.4</b>	<b>△ 1.3</b>

(注) 1 「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。  
2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。  
3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。  
4 「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。  
5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。

第27表 令和元年度地方債発行（予定）額の状況

その1 通常収支分

(単位 百万円)

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中 核 市 ・ 施 行 時 特 例 市 ・ 都 市 ・ 町 村		
	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計
一 一 般 会 計 債															
1 公 共 事 業 等	635,300	1,559,600	2,194,900	538,237	1,621,026	2,159,263	282,853	1,333,455	1,616,308	13,712	189,257	202,969	241,673	98,314	339,986
2 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業	304,200	304,200	608,400	211,570	263,826	475,395	130,913	183,924	314,837	9,716	39,788	49,504	70,941	40,113	111,054
3 公 営 住 宅 建 設 事 業	43,000	76,000	119,000	33,775	141,521	175,296	-	77,989	77,989	-	33,266	33,266	33,775	30,266	64,041
4 災 害 復 旧 事 業	397,600	-	397,600	342,627	44,540	387,167	158,695	21,010	179,705	15,964	17,069	33,033	167,968	6,461	174,429
5 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	340,100	404,600	744,700	284,991	579,587	864,578	10,583	130,091	140,674	9,166	154,284	163,450	265,243	295,212	560,454
6 一 般 単 独 事 業	521,400	2,022,800	2,544,200	460,212	2,487,211	2,947,423	81,140	1,194,669	1,275,809	1,859	363,429	365,288	377,214	929,113	1,306,327
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	485,900	36,600	522,500	482,635	14,939	497,574	-	-	-	2,570	197	2,767	480,065	14,742	494,807
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	-	34,500	34,500	-	26,547	26,547	-	8,142	8,142	-	11,247	11,247	-	7,158	7,158
9 行 政 改 革 推 進	-	70,000	70,000	-	245,353	245,353	-	194,978	194,978	-	43,564	43,564	-	6,811	6,811
10 調 整	-	10,000	10,000	-	28,587	28,587	-	24,270	24,270	-	2,579	2,579	-	1,738	1,738
計	2,727,500	4,518,300	7,245,800	2,354,047	5,453,137	7,807,183	664,183	3,168,529	3,832,712	52,986	854,681	907,668	1,636,878	1,429,926	3,066,804
二 公 営 企 業 債															
1 水 道 事 業	575,700	76,600	652,300	382,933	21,691	404,624	59,703	8,383	68,086	53,266	8,114	61,380	269,964	5,194	275,158
2 工 業 用 水 道 事 業	9,800	23,000	32,800	8,461	13,511	21,972	6,907	12,623	19,530	84	726	810	1,471	162	1,633
3 交 通 事 業	39,700	104,400	144,100	36,551	77,029	113,580	11	14,897	14,908	33,416	61,643	95,059	3,125	489	3,613
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	8,600	17,600	26,200	7,440	10,141	17,580	5,323	7,066	12,389	143	3,005	3,148	1,974	70	2,043
5 港 湾 整 備 事 業	19,500	37,400	56,900	32,981	22,362	55,343	29,634	16,778	46,413	-	4,608	4,608	3,347	976	4,323
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サービス 事 業	209,600	190,900	400,500	188,835	137,121	325,956	49,537	78,308	127,845	42,171	37,123	79,294	97,126	21,690	118,816
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	5,700	39,100	44,800	15,800	15,216	31,015	-	1,795	1,795	4,903	9,016	13,919	10,897	4,404	15,301
8 地 域 開 発 事 業	-	91,200	91,200	-	55,730	55,730	-	23,330	23,330	-	8,860	8,860	-	23,540	23,540
9 下 水 道 事 業	736,400	548,300	1,284,700	687,574	355,471	1,043,046	51,076	70,350	121,426	129,650	146,514	276,164	506,849	138,607	645,456
10 観 光 そ の 他 事 業	600	14,800	15,400	210	11,978	12,188	-	2,883	2,883	-	3,277	3,277	210	5,817	6,028
11 公 営 企 業 退 職 手 当 債	-	-	-	-	675	675	-	-	-	-	-	-	-	675	675
計	1,605,600	1,143,300	2,748,900	1,360,785	720,923	2,081,708	202,191	236,414	438,605	263,633	282,886	546,519	894,962	201,623	1,096,585

歳入

第27表 令和元年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その1 通常収支分（つづき）

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計
三 臨時財政対策債	1,179,000	2,077,800	3,256,800	1,162,460	2,068,789	3,231,250	209,395	1,575,862	1,785,257	53,151	440,726	493,877	899,915	52,201	952,116
四 退職手当債	-	80,000	80,000	-	54,921	54,921	-	54,649	54,649	-	-	-	-	272	272
五 減収補填債	-	-	-	-	205,918	205,918	-	191,534	191,534	-	5,540	5,540	-	8,844	8,844
六 国の予算等 貸付金債															
1 中小企業高度化 資金貸付金	-	-	-	(14,162)	-	(14,162)	(14,144)	-	(14,144)	-	-	-	(18)	-	(18)
2 土地区画整理 組合等貸付金	-	-	-	(30)	-	(30)	(5)	-	(5)	(25)	-	(25)	-	-	-
3 母子父子寡婦福祉 資金貸付金	-	-	-	(1,092)	-	(1,092)	(626)	-	(626)	(215)	-	(215)	(250)	-	(250)
4 災害援護資金 貸付金	-	-	-	(845)	-	(845)	(443)	-	(443)	(400)	-	(400)	(2)	-	(2)
5 都市開発資金 貸付金	-	-	-	(1,436)	-	(1,436)	-	-	-	(1,066)	-	(1,066)	(370)	-	(370)
6 市街地再開発 組合等貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 有料道路（駐車場含 む）整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 埠頭整備等資金 貸付金	-	-	-	(4,813)	-	(4,813)	(882)	-	(882)	(3,931)	-	(3,931)	-	-	-
9 公害防止資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 農業災害補償 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 木材産業等高度化 推進資金貸付金	-	-	-	(736)	-	(736)	(736)	-	(736)	-	-	-	-	-	-
12 沿道整備資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 沖縄振興開発金融 公庫資金貸付金	-	-	-	(10)	-	(10)	-	-	-	-	-	-	(10)	-	(10)
14 農地保有合理化 促進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 就農支援資金 貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 日本政策金融 公庫資金貸付金	-	-	-	(2,921)	-	(2,921)	(2,478)	-	(2,478)	(42)	-	(42)	(402)	-	(402)
17 連続立体交差 資金貸付金	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-
18 都市環境維持・ 改善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 地域商店街活性化 高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 電線敷設工事 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 賑わい増進事業 資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 特定連絡道路工事 資金貸付金	-	-	-	(5)	-	(5)	-	-	-	-	-	-	(5)	-	(5)
23 そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	(28,600)	-	(28,600)	(26,074)	-	(26,074)	(19,313)	-	(19,313)	(5,704)	-	(5,704)	(1,057)	-	(1,057)
総 計	(28,600)	-	(28,600)	(26,074)	-	(26,074)	(19,313)	-	(19,313)	(5,704)	-	(5,704)	(1,057)	-	(1,057)
	5,512,100	7,819,400	13,331,500	4,877,292	8,503,688	13,380,981	1,075,768	5,226,989	6,302,757	369,770	1,583,833	1,953,603	3,431,754	1,692,866	5,124,620

(注) 1 特別区については中核市・施行時特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものについては都道府県分として、政令指定都市が加入するもの（都道府県が加入するものを除く。）については政令指定都市分として、その他のものについては中核市・施行時特例市・都市・町村分として区分した。  
 2 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。  
 3 地方債計画額は、最終計画額である。  
 4 四捨五入により計と一致しない場合がある。

第27表 令和元年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その2 東日本大震災分  
 復旧・復興事業

(単位 百万円)

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中 核 市 ・ 施 行 時 特 例 市 ・ 都 市 ・ 町 村		
	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計
一 般 会 計 債															
公営住宅建設事業	900	-	900	141	-	141	141	-	141	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	1,000	-	1,000	306	-	306	-	-	-	9	-	9	298	-	298
一般補助施設整備等事業	-	-	-	6,329	2,405	8,735	5,622	1,568	7,189	57	-	57	651	837	1,488
一般単独事業	300	-	300	1	18	19	1	18	19	-	-	-	-	-	-
計	2,200	-	2,200	6,777	2,423	9,200	5,763	1,586	7,349	65	-	65	949	837	1,786
公 営 企 業 債															
水道事業	-	-	-	5	100	105	-	-	-	-	-	-	5	100	105
下水道事業	600	-	600	251	-	251	-	-	-	-	-	-	251	-	251
計	600	-	600	256	100	356	-	-	-	-	-	-	256	100	356
被災施設借換債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債															
災害援護資金貸付金	(500)	-	(500)	(103)	-	(103)	(103)	-	(103)	-	-	-	-	-	-
計	(500)	-	(500)	(103)	-	(103)	(103)	-	(103)	-	-	-	-	-	-
総 計	(500)	-	(500)	(103)	-	(103)	(103)	-	(103)	-	-	-	-	-	-
	2,800	-	2,800	7,033	2,523	9,557	5,763	1,586	7,349	65	-	65	1,205	937	2,142

歳入



第27表 令和元年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中核市・施行時特例市・ 都市・町村		
	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計	公的 資金	民間等 資金	計
一 一般会計債															
1 公共事業等	635,300	1,559,600	2,194,900	538,237	1,621,026	2,159,263	282,853	1,333,455	1,616,308	13,712	189,257	202,969	241,673	98,314	339,986
2 防災・減災・国土 強靱化緊急対策事業	304,200	304,200	608,400	211,570	263,826	475,395	130,913	183,924	314,837	9,716	39,788	49,504	70,941	40,113	111,054
3 公営住宅 建設事業	43,900	76,000	119,900	33,916	141,521	175,437	141	77,989	78,130	-	33,266	33,266	33,775	30,266	64,041
4 災害復旧事業	398,600	-	398,600	342,933	44,540	387,473	158,695	21,010	179,705	15,973	17,069	33,042	168,266	6,461	174,726
5 教育・福祉施設等 整備事業	340,100	404,600	744,700	291,321	581,992	873,313	16,204	131,659	147,863	9,223	154,284	163,507	265,894	296,049	561,943
6 一般単独事業	521,700	2,022,800	2,544,500	460,213	2,487,229	2,947,442	81,140	1,194,687	1,275,827	1,859	363,429	365,288	377,214	929,113	1,306,327
7 辺地及び 過疎対策事業	485,900	36,600	522,500	482,635	14,939	497,574	-	-	-	2,570	197	2,767	480,065	14,742	494,807
8 公共用地先行 取得等事業	-	34,500	34,500	-	26,547	26,547	-	8,142	8,142	-	11,247	11,247	-	7,158	7,158
9 行政改革推進	-	70,000	70,000	-	245,353	245,353	-	194,978	194,978	-	43,564	43,564	-	6,811	6,811
10 調 整	-	10,000	10,000	-	28,587	28,587	-	24,270	24,270	-	2,579	2,579	-	1,738	1,738
計	2,729,700	4,518,300	7,248,000	2,360,824	5,455,560	7,816,384	669,946	3,170,115	3,840,061	53,052	854,681	907,733	1,637,827	1,430,764	3,068,590
二 公営企業債															
1 水道事業	575,700	76,600	652,300	382,938	21,791	404,729	59,703	8,383	68,086	53,266	8,114	61,380	269,969	5,294	275,263
2 工業用 水道事業	9,800	23,000	32,800	8,461	13,511	21,972	6,907	12,623	19,530	84	726	810	1,471	162	1,633
3 交通事業	39,700	104,400	144,100	36,551	77,029	113,580	11	14,897	14,908	33,416	61,643	95,059	3,125	489	3,613
4 電気事業・ ガス事業	8,600	17,600	26,200	7,440	10,141	17,580	5,323	7,066	12,389	143	3,005	3,148	1,974	70	2,043
5 港湾整備事業	19,500	37,400	56,900	32,981	22,362	55,343	29,634	16,778	46,413	-	4,608	4,608	3,347	976	4,323
6 病院事業・ 介護サービス事業	209,600	190,900	400,500	188,835	137,121	325,956	49,537	78,308	127,845	42,171	37,123	79,294	97,126	21,690	118,816
7 市場事業・ と畜場事業	5,700	39,100	44,800	15,800	15,216	31,015	-	1,795	1,795	4,903	9,016	13,919	10,897	4,404	15,301
8 地域開発事業	-	91,200	91,200	-	55,730	55,730	-	23,330	23,330	-	8,860	8,860	-	23,540	23,540
9 下水道事業	737,000	548,300	1,285,300	687,825	355,471	1,043,297	51,076	70,350	121,426	129,650	146,514	276,164	507,100	138,607	645,707
10 観光その他事業	600	14,800	15,400	210	11,978	12,188	-	2,883	2,883	-	3,277	3,277	210	5,817	6,028
11 公営企業 退職手当債	-	-	-	-	675	675	-	-	-	-	-	-	-	675	675
計	1,606,200	1,143,300	2,749,500	1,361,042	721,023	2,082,064	202,191	236,414	438,605	263,633	282,886	546,519	895,218	201,723	1,096,941

第27表 令和元年度地方債発行（予定）額の状況（つづき）

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計（つづき）

（単位 百万円）

区 分	計 画 額			発 行（ 予 定 ） 額			都 道 府 県			政 令 指 定 都 市			中 核 市 ・ 施 行 時 特 例 市 ・ 都 市 ・ 町 村		
	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計	公 的 資 金	民 間 等 資 金	計
三 被災施設借換債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四 臨時財政対策債	1,179,000	2,077,800	3,256,800	1,162,460	2,068,789	3,231,250	209,395	1,575,862	1,785,257	53,151	440,726	493,877	899,915	52,201	952,116
五 退職手当債	-	80,000	80,000	-	54,921	54,921	-	54,649	54,649	-	-	-	-	272	272
六 減収補填債	-	-	-	-	205,918	205,918	-	191,534	191,534	-	5,540	5,540	-	8,844	8,844
七 国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 中小企業高度化資金貸付金	-	-	-	(14,162)	-	(14,162)	(14,144)	-	(14,144)	-	-	-	(18)	-	(18)
2 土地区画整理組合等貸付金	-	-	-	(30)	-	(30)	(5)	-	(5)	(25)	-	(25)	-	-	-
3 母子父子寡婦福祉資金貸付金	-	-	-	(1,092)	-	(1,092)	(626)	-	(626)	(215)	-	(215)	(250)	-	(250)
4 災害援護資金貸付金	-	-	-	(948)	-	(948)	(546)	-	(546)	(400)	-	(400)	(2)	-	(2)
5 都市開発資金貸付金	-	-	-	(1,436)	-	(1,436)	-	-	-	(1,066)	-	(1,066)	(370)	-	(370)
6 市街地再開発組合等貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7 有料道路（駐車場含む）整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 埠頭整備等資金貸付金	-	-	-	(4,813)	-	(4,813)	(882)	-	(882)	(3,931)	-	(3,931)	-	-	-
9 公害防止資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 農業災害補償資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 木材産業等高度化推進資金貸付金	-	-	-	(736)	-	(736)	(736)	-	(736)	-	-	-	-	-	-
12 沿道整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	-	-	-	(10)	-	(10)	-	-	-	-	-	-	(10)	-	(10)
14 農地保有合理化促進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 就農支援資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 日本政策金融公庫資金貸付金	-	-	-	(2,921)	-	(2,921)	(2,478)	-	(2,478)	(42)	-	(42)	(402)	-	(402)
17 連続立体交差資金貸付金	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-
18 都市環境維持・改善事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 地域商店街活性化高度化資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 電線敷設工事資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 賑わい増進事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 特定連絡道路工事資金貸付金	-	-	-	(5)	-	(5)	-	-	-	-	-	-	(5)	-	(5)
23 そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	(29,100)	-	(29,100)	(26,177)	-	(26,177)	(19,416)	-	(19,416)	(5,704)	-	(5,704)	(1,057)	-	(1,057)
総 計	(29,100)	-	(29,100)	(26,177)	-	(26,177)	(19,416)	-	(19,416)	(5,704)	-	(5,704)	(1,057)	-	(1,057)
	5,514,900	7,819,400	13,334,300	4,884,326	8,506,211	13,390,537	1,081,531	5,228,574	6,310,106	369,835	1,583,833	1,953,669	3,432,959	1,693,804	5,126,763

歳入

第28表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
使 用 料	649,765	76.4	927,766	70.3	1,577,531	72.7	1,647,618	74.0	△ 70,087	△ 4.3	△ 0.8
授 業 料	239,178	28.1	27,574	2.1	266,752	12.3	279,880	12.6	△ 13,128	△ 4.7	△ 2.6
高等学校	233,378	27.5	14,572	1.1	247,950	11.4	254,049	11.4	△ 6,099	△ 2.4	△ 1.7
幼稚園	-	-	7,078	0.5	7,078	0.3	14,752	0.7	△ 7,674	△ 52.0	△ 5.5
その 他	5,800	0.6	5,924	0.5	11,724	0.6	11,079	0.5	645	5.8	△ 15.7
保育所使用料	-	-	122,712	9.3	122,712	5.7	179,549	8.1	△ 56,837	△ 31.7	△ 1.2
公営住宅使用料	227,238	26.7	316,547	24.0	543,785	25.1	546,295	24.6	△ 2,510	△ 0.5	△ 0.8
発電水利使用料	33,532	3.9	-	-	33,532	1.5	33,370	1.5	162	0.5	△ 0.0
その 他	149,817	17.7	460,933	34.9	610,750	28.1	608,524	27.2	2,226	0.4	0.3
手 数 料	200,233	23.6	391,358	29.7	591,591	27.3	577,562	26.0	14,029	2.4	△ 0.4
法定受託事務に係るもの	53,541	6.3	26,546	2.0	80,087	3.7	78,363	3.5	1,724	2.2	△ 0.2
自治事務に係るもの	146,693	17.3	364,812	27.7	511,505	23.6	499,199	22.4	12,306	2.5	△ 0.4
合 計	<b>849,999</b>	<b>100.0</b>	<b>1,319,124</b>	<b>100.0</b>	<b>2,169,123</b>	<b>100.0</b>	<b>2,225,179</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 56,056</b>	<b>△ 2.5</b>	<b>△ 0.7</b>

第29表 繰入金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 合 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		合 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
他会計からの繰入金	28,573	1.9	79,181	3.5	107,754	2.9	169,680	4.7	△ 61,926	△ 36.5	26.0
法適用の公営企業会計	15,234	1.0	8,146	0.4	23,380	0.6	64,862	1.8	△ 41,482	△ 64.0	44.3
法非適用の公営企業会計	11,810	0.8	29,966	1.3	41,776	1.1	41,224	1.1	552	1.3	△ 9.9
その 他	1,529	0.1	41,069	1.8	42,598	1.2	63,594	1.8	△ 20,996	△ 33.0	44.6
基金からの繰入金	1,475,052	98.1	2,166,105	96.2	3,641,158	97.0	3,459,780	95.2	181,378	5.2	2.0
積立金取崩し額	1,409,055	93.7	2,064,644	91.7	3,473,700	92.5	3,288,128	90.4	185,572	5.6	2.4
その 他	65,997	4.4	101,461	4.5	167,458	4.5	171,652	4.8	△ 4,194	△ 2.4	△ 5.7
財産区からの繰入金	-	-	5,894	0.3	5,894	0.2	6,580	0.2	△ 686	△ 10.4	29.0
合 計	<b>1,503,625</b>	<b>100.0</b>	<b>2,251,181</b>	<b>100.0</b>	<b>3,754,806</b>	<b>100.0</b>	<b>3,636,040</b>	<b>100.0</b>	<b>118,766</b>	<b>3.3</b>	<b>2.9</b>

### 第30表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度		比 較		
	都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
財産収入	220,280	6.0	413,835	13.7	634,115	10.6	613,472	9.8	20,643	3.4	0.5
財産運用収入	101,290	2.8	190,355	6.3	291,645	4.9	265,129	4.2	26,516	10.0	△ 0.1
財産売却収入	118,990	3.3	223,480	7.4	342,471	5.7	348,343	5.5	△ 5,872	△ 1.7	1.0
寄附金	20,199	0.6	533,003	17.6	553,105	9.3	582,525	9.3	△ 29,420	△ 5.1	36.5
諸収入	3,410,268	93.4	2,074,053	68.7	4,774,885	80.1	5,089,164	81.0	△ 314,279	△ 6.2	△ 6.7
延滞金、加算金及び過料	32,675	0.9	31,673	1.0	64,348	1.1	71,477	1.1	△ 7,129	△ 10.0	△ 7.9
預金利子	368	0.0	498	0.0	866	0.0	1,104	0.0	△ 238	△ 21.6	△ 11.8
貸付金元利収入	2,644,240	72.4	1,052,073	34.8	3,657,710	61.3	3,867,057	61.5	△ 209,347	△ 5.4	△ 8.2
公営企業貸付金元利収入	45,205	1.2	16,637	0.6	61,842	1.0	78,666	1.3	△ 16,824	△ 21.4	1.6
受託事業収入	99,522	2.7	38,718	1.3	56,191	0.9	46,518	0.7	9,673	20.8	4.9
収益事業収入	255,700	7.0	109,137	3.6	364,837	6.1	368,341	5.9	△ 3,504	△ 1.0	8.0
雑入	332,558	9.1	825,317	27.3	569,092	9.5	656,002	10.4	△ 86,910	△ 13.2	△ 6.2
合計	3,650,747	100.0	3,020,891	100.0	5,962,106	100.0	6,285,162	100.0	△ 323,056	△ 5.1	△ 3.2

(注) 本表は、「第10表 歳入決算額の状況 その2 推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

### 第31表 地方財政と国の財政との累年比較

(単位 億円・%)

区 分	国内総生産(支出側)		歳出総額		国から地方に対する支出(D)	地方から国に対する支出(E)	歳出純計額						純計構成比		国内総生産(支出側)に対する割合		
	実額(A)	指数	国(B)	地方(C)			国		地方		合計		(F)	(G)	(F)	(G)	(H)
					(B)-(D)	指数	(C)-(E)	指数	(F)+(G)	指数							
昭和10年度	167	-	22	21	3	0	19	-	21	-	40	-	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	-	81	31	11	0	70	-	31	-	101	-	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成21年度	4,973,668	2,466	1,056,981	961,064	344,179	12,836	712,801	6,271	948,228	4,030	1,661,030	4,760	42.9	57.1	14.3	19.1	33.4
22	5,048,721	2,503	1,001,107	947,750	339,511	8,507	661,596	5,821	939,243	3,992	1,600,839	4,587	41.3	58.7	13.1	18.6	31.7
23	5,000,405	2,479	1,058,330	970,026	373,166	7,698	685,164	6,028	962,329	4,090	1,647,492	4,721	41.6	58.4	13.7	19.2	32.9
24	4,994,239	2,476	1,044,969	964,186	362,159	9,308	682,810	6,007	954,877	4,058	1,637,687	4,693	41.7	58.3	13.7	19.1	32.8
25	5,126,856	2,542	1,058,980	974,120	367,916	7,676	691,064	6,080	966,444	4,107	1,657,508	4,750	41.7	58.3	13.5	18.9	32.3
26	5,234,183	2,595	1,060,355	985,228	360,051	7,054	700,304	6,161	978,174	4,157	1,678,478	4,810	41.7	58.3	13.4	18.7	32.1
27	5,407,394	2,681	1,061,292	984,052	354,709	7,220	706,583	6,217	976,833	4,151	1,683,415	4,824	42.0	58.0	13.1	18.1	31.1
28	5,448,272	2,701	1,064,419	981,415	353,897	8,072	710,523	6,251	973,342	4,137	1,683,865	4,825	42.2	57.8	13.0	17.9	30.9
29	5,556,874	2,755	1,057,801	979,984	348,264	7,344	709,537	6,243	972,640	4,134	1,682,178	4,821	42.2	57.8	12.8	17.5	30.3
30	5,568,279	2,761	1,061,875	980,206	342,387	7,477	719,488	6,330	972,729	4,134	1,692,216	4,849	42.5	57.5	12.9	17.5	30.4
令和元年度	5,596,988	2,775	1,090,758	997,022	356,557	8,555	734,201	6,460	988,467	4,201	1,722,667	4,937	42.6	57.4	13.1	17.7	30.8

- (注) 1 国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成21年度以降は「国民経済計算(08SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算(68SNA)」、昭和10年度及び16年度は「国民経済計算(53SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。  
 2 国の歳出額は、令和元年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(子ども・子育て支援助定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業助定のみ)、自動車安全特別会計(空港整備助定のみ)、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成30年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。  
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む。)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む。の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。  
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。  
 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

第32表 令和元年度国・地方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

区分	歳出合計						国から 地方に 対する 支出 (C)	地方から 国に 対する 支出 (D)	国・地方を通じる歳出純計額						総額中 地方の 割合 (F)/(G)	国の純計 に占める 地方に 対する 支出の 割合 (C)/(A)
	国					地方 (B)			国		地方		総額			
	一般会計	特別会計	合計	うち 重複額	差引 計 (A)				(A)-(C) (E)	構成 比 (F)	(B)-(D) (F)	構成 比 (G)	(E)+(F) (G)	構成 比 (G)		
機関費	51,853	-	51,853	-	51,853	156,642	4,816	-	47,037	6.4	156,642	15.8	203,679	11.8	76.9	9.3
一般行政費	17,654	-	17,654	-	17,654	92,357	3,832	-	13,822	1.9	92,357	9.3	106,179	6.2	87.0	21.7
司法警察 消防費	17,194	-	17,194	-	17,194	54,463	984	-	16,211	2.2	54,463	5.5	70,674	4.1	77.1	5.7
外交費	8,883	-	8,883	-	8,883	-	-	-	8,883	1.2	-	-	8,883	0.5	-	-
徴税費	7,962	-	7,962	-	7,962	9,821	1	-	7,961	1.1	9,821	1.0	17,783	1.0	55.2	0.0
貨幣製造費	160	-	160	-	160	-	-	-	160	0.0	-	-	160	0.0	-	-
地方財政費	161,058	518,633	679,691	477,860	201,831	-	198,214	-	3,617	0.5	-	-	3,617	0.2	-	98.2
防衛費	56,408	-	56,408	-	56,408	-	365	-	56,043	7.6	-	-	56,043	3.3	-	0.6
国土保全及び 開発費	76,927	13,889	90,816	4,477	86,339	142,193	33,222	8,555	53,117	7.2	133,638	13.5	186,755	10.8	71.6	38.5
国土保全費	13,401	2,241	15,642	297	15,345	21,906	6,056	2,372	9,289	1.3	19,534	2.0	28,823	1.7	67.8	39.5
国土開発費	55,976	11,647	67,624	4,179	63,444	110,197	23,061	5,853	40,384	5.5	104,344	10.6	144,728	8.4	72.1	36.3
災害復旧費	5,239	-	5,239	-	5,239	10,090	4,106	330	1,134	0.2	9,760	1.0	10,893	0.6	89.6	78.4
その他	2,310	-	2,310	-	2,310	-	-	-	2,310	0.3	-	-	2,310	0.1	-	-
産業経費	40,713	21,671	62,385	6,854	55,531	60,051	4,694	-	50,837	6.9	60,051	6.1	110,888	6.4	54.2	8.5
農林水産業費	18,926	-	18,926	-	18,926	12,330	2,933	-	15,993	2.2	12,330	1.2	28,323	1.6	43.5	15.5
商工費	21,787	21,671	43,459	6,854	36,605	47,722	1,761	-	34,844	4.7	47,722	4.8	82,566	4.8	57.8	4.8
教育費	55,292	207	55,499	27	55,471	175,194	25,414	-	30,057	4.1	175,194	17.7	205,251	11.9	85.4	45.8
学校教育費	41,051	17	41,068	2	41,065	132,796	20,885	-	20,181	2.7	132,796	13.4	152,977	8.9	86.8	50.9
社会教育費	1,536	190	1,725	25	1,700	12,712	600	-	1,100	0.1	12,712	1.3	13,812	0.8	92.0	35.3
その他	12,706	-	12,706	-	12,706	29,686	3,930	-	8,776	1.2	29,686	3.0	38,462	2.2	77.2	30.9
社会保障関係費	340,574	28,769	369,344	22,577	346,767	341,452	89,784	-	256,983	35.0	341,452	34.5	598,435	34.7	57.1	25.9
民生費	307,363	28,765	336,127	22,576	313,551	267,712	81,681	-	231,870	31.6	267,712	27.1	499,582	29.0	53.6	26.1
衛生費	7,109	5	7,113	1	7,113	63,540	5,812	-	1,301	0.2	63,540	6.4	64,841	3.8	98.0	81.7
住宅費	1,580	-	1,580	-	1,580	10,133	1,238	-	343	0.0	10,133	1.0	10,476	0.6	96.7	78.4
その他	24,523	-	24,523	-	24,523	68	1,054	-	23,469	3.2	68	0.0	23,536	1.4	0.3	4.3
恩給費	2,013	-	2,013	-	2,013	73	-	-	2,013	0.3	73	0.0	2,086	0.1	3.5	-
公債費	222,857	38	222,895	5	222,890	121,414	48	-	222,842	30.4	121,414	12.3	344,256	20.0	35.3	0.0
前年度 繰上充用金	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	0.0	3	0.0	100.0	-
その他	5,968	6,555	12,524	869	11,654	-	-	-	11,654	1.6	-	-	11,654	0.7	-	-
合計	1,013,665	589,762	1,603,427	512,669	1,090,758	997,022	356,557	8,555	734,201	100.0	988,467	100.0	1,722,667	100.0	57.4	32.7

(注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計（子ども・子育て支援勘定のみ）、食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定のみ）、自動車安全特別会計（空港整備勘定のみ）、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額である。  
2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金（交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。  
3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金（地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額）で、地方の歳出決算額によっている。

第33表 国民経済計算における公的支出の推移

(単位 億円・%)

区 分	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	対前年度増減率						構 成 比					
							26	27	28	29	30	元	26	27	28	29	30	元
公 的 支 出	1,315,806	1,332,561	1,336,017	1,354,851	1,374,122	1,409,657	2.4	1.3	0.3	1.4	1.4	2.6	25.1	24.6	24.5	24.4	24.7	25.2
中 央	227,217	221,264	220,636	222,997	224,669	232,340	△ 0.3	△ 2.6	△ 0.3	1.1	0.7	3.4	4.3	4.1	4.0	4.0	4.0	4.2
最終消費 支 出	158,513	156,700	158,816	153,959	155,831	162,653	2.3	△ 1.1	1.4	△ 3.1	1.2	4.4	3.0	2.9	2.9	2.8	2.8	2.9
総資本 形 成	68,704	64,564	61,820	69,038	68,838	69,687	△ 5.9	△ 6.0	△ 4.3	11.7	△ 0.3	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2
地 方	581,953	585,877	588,386	591,890	602,114	619,417	3.2	0.7	0.4	0.6	1.7	2.9	11.1	10.8	10.8	10.7	10.8	11.1
最終消費 支 出	445,674	453,289	454,645	456,188	462,727	469,345	2.9	1.7	0.3	0.3	1.4	1.4	8.5	8.4	8.3	8.2	8.3	8.4
総資本 形 成	136,279	132,588	133,741	135,702	139,387	150,072	4.2	△ 2.7	0.9	1.5	2.7	7.7	2.6	2.5	2.5	2.4	2.5	2.7
社会保 障基 金	437,998	453,362	455,096	467,526	473,026	485,777	2.6	3.5	0.4	2.7	1.2	2.7	8.4	8.4	8.4	8.4	8.5	8.7
最終消費 支 出	437,391	452,866	454,520	466,940	472,433	485,149	2.6	3.5	0.4	2.7	1.2	2.7	8.4	8.4	8.3	8.4	8.5	8.7
総資本 形 成	607	496	576	586	593	628	△ 5.9	△ 18.3	16.1	1.7	1.2	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公的企業	68,638	72,058	71,899	72,439	74,315	72,124	3.4	5.0	△ 0.2	0.8	2.6	△ 2.9	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
総資本 形 成	68,638	72,058	71,899	72,439	74,315	72,124	3.4	5.0	△ 0.2	0.8	2.6	△ 2.9	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
国内総生産 (支出側)	5,234,183	5,407,394	5,448,272	5,556,874	5,568,279	5,596,988	2.1	3.3	0.8	2.0	0.2	0.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)「国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所調べ）」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。



第34表 目的別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度								平成30年度 純計額	比 較					
	都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率			前年度増減率				
								都道府県		市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	
議会費	78,016	0.2	339,396	0.6	416,754	0.4	419,429	0.4	△ 2,675	0.8	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.6
総務費	3,109,107	6.3	7,156,443	12.0	9,670,029	9.7	9,285,987	9.5	384,042	12.0	1.5	4.1	△ 2.3	3.0	1.8
民生費	8,182,863	16.6	21,786,679	36.7	26,533,656	26.6	25,665,947	26.2	867,709	5.0	3.4	3.4	△ 3.5	△ 0.4	△ 1.2
衛生費	1,581,321	3.2	4,929,797	8.3	6,353,956	6.4	6,236,691	6.4	117,265	0.2	2.2	1.9	△ 6.0	1.6	△ 0.4
労働費	150,799	0.3	98,296	0.2	244,287	0.2	248,787	0.3	△ 4,500	△ 1.0	△ 3.1	△ 1.8	△ 7.6	△ 3.4	△ 5.3
農林水産業費	2,437,571	4.9	1,378,639	2.3	3,319,243	3.3	3,251,691	3.3	67,552	3.7	1.2	2.1	0.4	△ 4.8	△ 1.4
商工費	3,031,447	6.1	1,793,475	3.0	4,782,097	4.8	4,760,301	4.9	21,796	△ 1.7	4.4	0.5	△ 4.2	△ 0.7	△ 2.9
土木費	5,904,410	12.0	6,428,983	10.8	12,127,421	12.2	11,880,636	12.1	246,785	6.3	△ 1.4	2.1	1.4	△ 1.7	△ 0.3
消防費	242,534	0.5	1,934,144	3.3	2,091,952	2.1	2,001,176	2.0	90,776	4.6	4.4	4.5	0.8	△ 0.2	△ 0.3
警察費	3,358,735	6.8	-	-	3,355,837	3.4	3,298,197	3.4	57,640	1.7	-	1.7	1.2	-	1.2
教育費	10,180,964	20.6	7,482,010	12.6	17,523,493	17.6	16,878,150	17.2	645,343	1.8	7.0	3.8	0.2	△ 0.3	△ 0.1
災害復旧費	590,825	1.2	475,467	0.8	1,009,006	1.0	1,039,362	1.1	△ 30,356	△ 10.0	10.6	△ 2.9	14.7	41.8	23.0
公債費	6,646,472	13.5	5,527,193	9.3	12,141,414	12.2	12,367,353	12.6	△ 225,939	△ 2.3	△ 1.2	△ 1.8	△ 3.9	△ 0.6	△ 2.4
諸支出金	31,657	0.1	105,534	0.2	132,784	0.1	686,611	0.7	△ 553,827	△ 94.5	△ 8.4	△ 80.7	1,932.0	△ 9.4	356.2
前年度繰上充用金	-	-	260	0.0	260	0.0	293	0.0	△ 33	-	△ 11.3	△ 11.3	-	11.0	11.0
利子割交付金	18,537	0.0	-	-	-	-	-	-	-	△ 45.5	-	-	△ 1.8	-	-
配当割交付金	99,004	0.2	-	-	-	-	-	-	-	15.0	-	-	△ 17.5	-	-
株式等譲渡所得割交付金	58,238	0.1	-	-	-	-	-	-	-	△ 19.8	-	-	△ 32.9	-	-
分離課税所得割交付金	7,009	0.0	-	-	-	-	-	-	-	8.0	-	-	37.7	-	-
道府県民税所得割 臨時交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	皆減	-	-	△ 87.4	-	-
地方消費税交付金	2,275,552	4.6	-	-	-	-	-	-	-	△ 4.6	-	-	1.8	-	-
ゴルフ場利用税交付金	30,000	0.1	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.8	-	-	△ 3.9	-	-
特別地方消費税交付金	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	皆増	-	-	皆減	-	-
自動車取得税交付金	73,444	0.1	-	-	-	-	-	-	-	△ 47.8	-	-	3.8	-	-
軽油引取税交付金	128,968	0.3	-	-	-	-	-	-	-	△ 1.7	-	-	1.8	-	-
自動車税環境 性能割交付金	22,348	0.0	-	-	-	-	-	-	-	皆増	-	-	-	-	-
特別区財政調整交付金	1,099,226	2.2	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-	9.4	-	-
歳出合計	49,339,047	100.0	59,436,314	100.0	99,702,189	100.0	98,020,611	100.0	1,681,578	0.8	2.5	1.7	△ 1.0	0.1	0.0

第34表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	26	27	28	29	30	元
議 会 費	440,102	451,119	425,440	421,846	419,429	416,754	100	103	97	96	95	95
総 務 費	9,869,954	9,608,827	8,901,591	9,121,944	9,285,987	9,670,029	100	97	90	92	94	98
民 生 費	24,450,891	25,254,815	26,340,756	25,983,397	25,665,947	26,533,656	100	103	108	106	105	109
衛 生 費	6,143,397	6,301,793	6,258,413	6,262,562	6,236,691	6,353,956	100	103	102	102	102	103
労 働 費	424,426	399,663	296,258	262,837	248,787	244,287	100	94	70	62	59	58
農 林 水 産 業 費	3,348,633	3,218,216	3,171,208	3,299,187	3,251,691	3,319,243	100	96	95	99	97	99
商 工 費	5,509,540	5,516,105	5,195,146	4,901,049	4,760,301	4,782,097	100	100	94	89	86	87
土 木 費	12,050,506	11,707,165	12,018,244	11,919,457	11,880,636	12,127,421	100	97	100	99	99	101
消 防 費	2,127,301	2,096,886	1,985,475	2,006,217	2,001,176	2,091,952	100	99	93	94	94	98
警 察 費	3,197,039	3,231,102	3,260,762	3,260,360	3,298,197	3,355,837	100	101	102	102	103	105
教 育 費	16,658,138	16,795,536	16,745,847	16,888,597	16,878,150	17,523,493	100	101	101	101	101	105
そ の 他	14,302,872	13,823,998	13,542,324	13,670,916	14,093,619	13,283,464	100	97	95	96	99	93
歳 出 合 計	<b>98,522,799</b>	<b>98,405,225</b>	<b>98,141,464</b>	<b>97,998,369</b>	<b>98,020,611</b>	<b>99,702,189</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>99</b>	<b>99</b>	<b>101</b>

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率					
	26	27	28	29	30	元	26	27	28	29	30	元
議 会 費	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	1.3	2.5	△ 5.7	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.6
総 務 費	10.0	9.8	9.1	9.3	9.5	9.7	△ 1.3	△ 2.6	△ 7.4	2.5	1.8	4.1
民 生 費	24.8	25.7	26.8	26.5	26.2	26.6	4.2	3.3	4.3	△ 1.4	△ 1.2	3.4
衛 生 費	6.2	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	2.6	2.6	△ 0.7	0.1	△ 0.4	1.9
労 働 費	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	△ 31.6	△ 5.8	△ 25.9	△ 11.3	△ 5.3	△ 1.8
農 林 水 産 業 費	3.4	3.3	3.2	3.4	3.3	3.3	△ 4.4	△ 3.9	△ 1.5	4.0	△ 1.4	2.1
商 工 費	5.6	5.6	5.3	5.0	4.9	4.8	△ 6.9	0.1	△ 5.8	△ 5.7	△ 2.9	0.5
土 木 費	12.2	11.9	12.2	12.2	12.1	12.2	△ 0.6	△ 2.8	2.7	△ 0.8	△ 0.3	2.1
消 防 費	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	2.1	6.7	△ 1.4	△ 5.3	1.0	△ 0.3	4.5
警 察 費	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	3.3	1.1	0.9	△ 0.0	1.2	1.7
教 育 費	16.9	17.1	17.1	17.2	17.2	17.6	3.5	0.8	△ 0.3	0.9	△ 0.1	3.8
そ の 他	14.7	13.9	13.9	14.0	14.3	13.3	0.8	△ 3.3	△ 2.0	0.9	3.1	△ 5.7
歳 出 合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>1.1</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>△ 0.3</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>1.7</b>

歳 出 (目的別)

第34表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

	金 額							構 成 比							
	平成21年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	21	26	27	28	29	30	元	
議 会 費	414,221	440,102	451,119	425,440	421,846	419,429	416,754	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	
財 源	23	6	11	4	4	4	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
内 庫 支 出 金	22	304	204	526	439	438	308	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地 方 債	413,846	439,103	450,315	424,063	420,729	418,350	415,617	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	
一 般 財 源 等	330	689	589	847	674	637	825	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
そ の 他	10,718,365	9,869,954	9,608,827	8,901,591	9,121,944	9,285,987	9,670,029	11.2	10.0	9.8	9.1	9.3	9.5	9.7	
総 務 費	1,389,246	813,909	658,343	452,142	414,320	295,033	374,759	1.4	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.4	
財 源	522,393	507,560	517,273	563,350	549,733	571,166	683,002	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	
内 庫 支 出 金	7,896,148	7,851,584	7,667,137	7,004,822	7,235,307	7,329,917	7,566,601	8.2	8.0	7.8	7.1	7.4	7.5	7.6	
地 方 債	910,578	696,901	766,074	881,277	922,584	1,089,871	1,045,667	1.1	0.7	0.8	0.9	0.9	1.1	1.0	
一 般 財 源 等	19,767,874	24,450,891	25,254,815	26,340,756	25,983,397	25,665,947	26,533,656	20.6	24.8	25.7	26.8	26.5	26.2	26.6	
そ の 他	5,826,881	7,302,633	7,505,264	8,273,931	7,965,036	7,514,182	7,955,911	6.1	7.4	7.6	8.4	8.1	7.7	8.0	
民 生 費	116,128	220,829	201,365	217,778	229,996	212,744	219,991	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
財 源	12,667,224	15,284,383	16,045,948	16,470,372	16,517,008	16,800,628	17,322,538	13.2	15.5	16.3	16.8	16.9	17.1	17.4	
内 庫 支 出 金	1,157,641	1,643,046	1,502,238	1,378,675	1,271,357	1,138,393	1,035,216	1.2	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2	1.0	
地 方 債	5,971,517	6,143,397	6,301,793	6,258,413	6,262,562	6,236,691	6,353,956	6.2	6.2	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	
一 般 財 源 等	770,114	486,882	549,749	558,784	578,660	554,728	569,326	0.8	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
そ の 他	274,274	386,242	399,194	475,471	481,689	427,081	451,891	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.5	
衛 生 費	4,186,533	4,347,064	4,395,930	4,347,105	4,340,136	4,387,612	4,470,093	4.4	4.4	4.5	4.4	4.4	4.5	4.5	
財 源	740,596	923,209	956,920	877,053	862,077	867,270	862,646	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	
内 庫 支 出 金	918,764	424,426	399,663	296,258	262,837	248,787	244,287	1.0	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	
地 方 債	526,699	50,733	63,987	54,063	52,804	51,078	48,068	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	
一 般 財 源 等	5,866	2,044	3,397	5,195	5,120	5,323	5,787	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
そ の 他	142,421	132,045	139,216	149,087	145,356	141,933	144,001	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	
農 林 水 産 業 費	243,778	239,604	193,063	87,913	59,557	50,453	46,431	0.4	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	
財 源	3,552,987	3,348,633	3,218,216	3,171,208	3,299,187	3,251,691	3,319,243	3.7	3.4	3.3	3.2	3.4	3.3	3.3	
内 庫 支 出 金	904,347	791,855	780,197	752,497	888,470	899,006	952,695	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	
地 方 債	486,966	385,692	364,417	429,231	426,835	441,679	509,406	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	
一 般 財 源 等	1,625,769	1,474,053	1,483,260	1,445,617	1,451,420	1,409,796	1,379,182	1.7	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	
そ の 他	535,905	697,033	590,342	543,863	532,462	501,210	477,960	0.6	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5	0.4	
商 工 費	6,575,008	5,509,540	5,516,105	5,195,146	4,901,049	4,760,301	4,782,097	6.8	5.6	5.6	5.3	5.0	4.9	4.8	
財 源	191,341	75,688	89,975	98,351	100,436	98,545	174,133	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	
内 庫 支 出 金	167,971	68,333	95,984	118,111	125,091	138,782	128,680	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
地 方 債	1,152,288	1,082,523	1,274,750	1,190,535	1,123,488	1,143,467	1,255,358	1.2	1.1	1.3	1.2	1.1	1.2	1.3	
一 般 財 源 等	5,063,408	4,282,996	4,055,396	3,788,149	3,552,034	3,379,507	3,223,926	5.2	4.3	4.1	3.9	3.7	3.5	3.2	
そ の 他	13,292,043	12,050,506	11,707,165	12,018,244	11,919,457	11,880,636	12,127,421	13.8	12.2	11.9	12.2	12.1	12.1	12.2	
財 源	1,608,367	2,131,589	1,922,680	2,063,529	2,076,794	2,050,840	2,217,107	1.7	2.2	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	
内 庫 支 出 金	3,877,169	2,671,011	2,731,983	2,930,290	2,891,323	2,978,858	3,336,512	4.0	2.7	2.8	3.0	3.0	3.0	3.3	
地 方 債	6,298,100	5,401,309	5,277,902	5,303,855	5,297,653	5,211,814	5,034,757	6.6	5.5	5.4	5.4	5.4	5.3	5.0	
一 般 財 源 等	1,508,407	1,846,597	1,774,600	1,720,570	1,653,687	1,639,124	1,539,045	1.5	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	
そ の 他	1,827,770	2,127,301	2,096,886	1,985,475	2,006,217	2,001,176	2,091,952	1.9	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	2.1	
財 源	18,576	37,742	41,055	31,771	24,491	22,289	25,533	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
内 庫 支 出 金	106,911	348,649	311,578	213,542	185,984	192,505	230,181	0.1	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	
地 方 債	1,663,738	1,653,740	1,674,598	1,681,412	1,740,772	1,725,114	1,776,889	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	
一 般 財 源 等	38,545	87,170	69,655	58,750	54,970	61,268	59,349	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	
そ の 他	3,312,129	3,197,039	3,231,102	3,260,762	3,260,360	3,298,197	3,355,837	3.4	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4	
警 察 費	64,691	66,937	69,294	68,815	68,298	69,565	70,851	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
財 源	119,885	66,183	93,806	84,960	78,633	81,620	99,632	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
内 庫 支 出 金	2,946,029	2,888,381	2,873,208	2,944,223	2,960,617	2,982,631	3,028,420	3.1	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.0	
地 方 債	181,524	175,538	194,794	162,764	152,812	164,381	156,934	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	
一 般 財 源 等	16,438,041	16,658,138	16,795,536	16,745,847	16,888,597	16,878,150	17,523,493	17.1	16.9	17.1	17.1	17.2	17.2	17.6	
そ の 他	2,394,180	2,461,886	2,425,997	2,348,808	2,417,617	2,365,727	2,489,708	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.5	
財 源	797,180	1,104,733	1,201,933	1,112,900	1,104,683	1,021,575	1,322,680	0.8	1.1	1.2	1.1	1.1	1.0	1.3	
内 庫 支 出 金	12,375,278	12,272,072	12,312,476	12,340,349	12,423,430	12,489,985	12,566,904	12.9	12.5	12.5	12.6	12.7	12.7	12.6	
地 方 債	871,403	819,447	855,130	943,790	942,867	1,000,863	1,144,201	0.9	0.8	0.9	1.0	0.9	1.1	1.2	
一 般 財 源 等	13,317,730	14,302,872	13,823,998	13,542,324	13,670,916	14,093,619	13,283,464	13.9	14.7	13.9	13.9	14.0	14.3	13.3	
そ の 他	79,615	461,352	473,170	494,174	516,494	574,084	544,048	0.1	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	
財 源	111,294	124,079	106,266	145,140	165,228	281,216	283,440	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	0.4	
内 庫 支 出 金	12,510,287	12,807,330	12,504,017	12,264,492	12,266,074	12,509,344	11,877,696	13.0	13.0	12.7	12.5	12.6	12.9	11.9	
地 方 債	616,534	910,111	740,545	638,518	723,120	728,975	578,280	0.5	1.2	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	
一 般 財 源 等	96,106,449	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	98,020,611	99,702,189	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
そ の 他	13,774,080	14,681,212	14,579,722	15,196,869	15,103,424	14,495,081	15,422,143	14.3	14.9	14.8	15.5	15.4	14.8	15.5	
財 源	6,586,059	5,885,659	6,027,400	6,296,494	6,244,754	6,352,987	7,271,510	6.9	6.0	6.1	6.4	6.4	6.5	7.3	
内 庫 支 出 金	63,877,661	65,633,587	66,098,757	65,565,932	65,921,990	66,550,991	66,838,056	66.5	66.6	67.2	66.8	67.3	67.9	67.0	
地 方 債	11,868,649	12,322,341	11,699,346	11,082,169	10,728,201	10,621,952	10,170,480	12.3	12.5	11.9	11.3	10.9	10.8	10.2	
一 般 財 源 等															
そ の 他															

第35表 団体規模別目的別歳出の状況

区 分		議 会 費	総 務 費	民 生 費	衛 生 費	農 林 水 産 業 費	土 木 費	教 育 費	公 債 費	そ の 他	歳 出 合 計	
決 算	令和元年度	政令指定都市	317	9,465	53,092	9,792	603	17,251	23,655	15,784	11,529	141,487
	中核市	402	8,217	36,403	7,547	1,157	9,420	9,635	8,077	5,808	86,666	
	施行時特例市	129	2,694	9,919	2,452	342	2,711	2,947	1,949	1,595	24,737	
	都 市	1,623	31,299	81,290	19,306	7,004	23,504	26,284	21,285	17,426	229,022	
	中 都 市	562	11,706	37,367	7,703	1,690	9,938	11,017	7,883	6,506	94,373	
	小 都 市	1,061	19,593	43,923	11,603	5,314	13,567	15,267	13,401	10,920	134,649	
	町 村	728	12,476	16,522	5,768	4,627	7,462	7,356	6,330	6,536	67,807	
	町村(1万人以上)	415	7,022	11,754	3,473	2,176	4,635	4,887	3,732	3,822	41,916	
	町村(1万人未満)	313	5,454	4,769	2,295	2,450	2,827	2,469	2,598	2,714	25,890	
	合 計	<b>3,199</b>	<b>64,151</b>	<b>197,226</b>	<b>44,865</b>	<b>13,733</b>	<b>60,348</b>	<b>69,877</b>	<b>53,425</b>	<b>42,895</b>	<b>549,719</b>	
額 (億 円)	平成30年度	政令指定都市	320	9,118	51,352	9,516	573	17,325	22,812	16,158	11,069	138,244
	中核市	384	7,404	33,840	7,104	1,098	8,976	8,285	7,875	5,279	80,246	
	施行時特例市	153	3,010	11,082	2,525	404	3,279	3,152	2,315	1,720	27,640	
	都 市	1,642	30,208	78,711	19,198	6,920	24,368	23,970	21,516	16,684	223,217	
	中 都 市	566	11,600	35,986	7,795	1,616	10,283	9,891	7,919	6,128	91,785	
	小 都 市	1,076	18,608	42,724	11,403	5,304	14,085	14,079	13,597	10,556	131,432	
	町 村	731	13,384	15,995	5,575	4,566	7,708	6,960	6,330	6,368	67,616	
	町村(1万人以上)	422	7,842	11,421	3,429	2,234	4,794	4,600	3,806	3,803	42,353	
	町村(1万人未満)	309	5,542	4,573	2,146	2,332	2,914	2,360	2,524	2,564	25,264	
	合 計	<b>3,230</b>	<b>63,123</b>	<b>190,980</b>	<b>43,918</b>	<b>13,563</b>	<b>61,657</b>	<b>65,179</b>	<b>54,194</b>	<b>41,120</b>	<b>536,963</b>	
構 成	令和元年度	政令指定都市	9.9	14.8	26.9	21.8	4.4	28.6	33.9	29.5	26.9	25.7
	中核市	12.6	12.8	18.5	16.8	8.4	15.6	13.8	15.1	13.5	15.8	
	施行時特例市	4.0	4.2	5.0	5.5	2.5	4.5	4.2	3.6	3.7	4.5	
	都 市	50.7	48.8	41.2	43.0	51.0	38.9	37.6	39.8	40.6	41.7	
	中 都 市	17.6	18.2	18.9	17.2	12.3	16.5	15.8	14.8	15.2	17.2	
	小 都 市	33.2	30.5	22.3	25.9	38.7	22.5	21.8	25.1	25.5	24.5	
	町 村	22.8	19.4	8.4	12.9	33.7	12.4	10.5	11.8	15.2	12.3	
	町村(1万人以上)	13.0	10.9	6.0	7.7	15.8	7.7	7.0	7.0	8.9	7.6	
	町村(1万人未満)	9.8	8.5	2.4	5.1	17.8	4.7	3.5	4.9	6.3	4.7	
	合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	
比 (%)	平成30年度	政令指定都市	9.9	14.4	26.9	21.7	4.2	28.1	35.0	29.8	26.9	25.7
	中核市	11.9	11.7	17.7	16.2	8.1	14.6	12.7	14.5	12.8	14.9	
	施行時特例市	4.7	4.8	5.8	5.7	3.0	5.3	4.8	4.3	4.2	5.1	
	都 市	50.8	47.9	41.2	43.7	51.0	39.5	36.8	39.7	40.6	41.6	
	中 都 市	17.5	18.4	18.8	17.7	11.9	16.7	15.2	14.6	14.9	17.1	
	小 都 市	33.3	29.5	22.4	26.0	39.1	22.8	21.6	25.1	25.7	24.5	
	町 村	22.6	21.2	8.4	12.7	33.7	12.5	10.7	11.7	15.5	12.6	
	町村(1万人以上)	13.1	12.4	6.0	7.8	16.5	7.8	7.1	7.0	9.2	7.9	
	町村(1万人未満)	9.6	8.8	2.4	4.9	17.2	4.7	3.6	4.7	6.2	4.7	
	合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	
増 減 額 (億 円)	政令指定都市	△ 3	347	1,739	276	29	△ 74	843	△ 374	460	3,244	
	中核市	18	813	2,563	442	59	444	1,350	202	529	6,420	
	施行時特例市	△ 24	△ 316	△ 1,163	△ 73	△ 62	△ 569	△ 205	△ 366	△ 125	△ 2,903	
	都 市	△ 19	1,091	2,579	108	84	△ 864	2,314	△ 231	742	5,804	
	中 都 市	△ 4	105	1,381	△ 92	73	△ 345	1,126	△ 35	378	2,588	
	小 都 市	△ 16	986	1,198	200	10	△ 518	1,187	△ 196	364	3,216	
	町 村	△ 3	△ 908	528	193	60	△ 245	396	0	169	190	
	町村(1万人以上)	△ 7	△ 820	332	44	△ 58	△ 159	287	△ 74	19	△ 436	
	町村(1万人未満)	4	△ 88	195	150	118	△ 86	110	74	150	626	
	合 計	<b>△ 31</b>	<b>1,028</b>	<b>6,245</b>	<b>947</b>	<b>170</b>	<b>△ 1,308</b>	<b>4,698</b>	<b>△ 769</b>	<b>1,775</b>	<b>12,755</b>	
増 減 率 (%)	政令指定都市	△ 1.0	3.8	3.4	2.9	5.1	△ 0.4	3.7	△ 2.3	4.2	2.3	
	中核市	4.8	11.0	7.6	6.2	5.4	4.9	16.3	2.6	10.0	8.0	
	施行時特例市	△ 15.9	△ 10.5	△ 10.5	△ 2.9	△ 15.4	△ 17.3	△ 6.5	△ 15.8	△ 7.3	△ 10.5	
	都 市	△ 1.2	3.6	3.3	0.6	1.2	△ 3.5	9.7	△ 1.1	4.4	2.6	
	中 都 市	△ 0.6	0.9	3.8	△ 1.2	4.5	△ 3.4	11.4	△ 0.4	6.2	2.8	
	小 都 市	△ 1.4	5.3	2.8	1.8	0.2	△ 3.7	8.4	△ 1.4	3.4	2.4	
	町 村	△ 0.4	△ 6.8	3.3	3.5	1.3	△ 3.2	5.7	0.0	2.6	0.3	
	町村(1万人以上)	△ 1.7	△ 10.5	2.9	1.3	△ 2.6	△ 3.3	6.2	△ 1.9	0.5	△ 1.0	
	町村(1万人未満)	1.4	△ 1.6	4.3	7.0	5.0	△ 3.0	4.6	2.9	5.8	2.5	
	合 計	<b>△ 1.0</b>	<b>1.6</b>	<b>3.3</b>	<b>2.2</b>	<b>1.3</b>	<b>△ 2.1</b>	<b>7.2</b>	<b>△ 1.4</b>	<b>4.3</b>	<b>2.4</b>	

歳 出 (目的別)

## 第36表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度						比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増減額	増減率	前年度増減率
一 般 財 源	31,676,286	100.0	32,070,475	100.0	61,032,809	100.0	31,475,373	100.0	31,586,573	100.0	60,104,940	100.0	927,869	1.5	1.5
総 務 費	2,205,479	7.0	4,369,807	13.6	6,595,533	10.8	1,968,319	6.3	4,356,282	13.8	6,334,690	10.5	260,843	4.1	1.8
民 生 費	6,368,836	20.1	8,876,675	27.7	15,099,429	24.7	6,064,859	19.3	8,554,465	27.1	14,519,505	24.2	579,924	4.0	2.3
衛 生 費	884,779	2.8	2,926,071	9.1	3,896,418	6.4	846,686	2.7	2,872,213	9.1	3,791,879	6.3	104,539	2.8	1.6
労 働 費	80,435	0.3	43,150	0.1	125,520	0.2	78,078	0.2	43,199	0.1	122,662	0.2	2,858	2.3	△ 1.8
農林水産業費	623,518	2.0	566,419	1.8	1,202,183	2.0	621,927	2.0	571,877	1.8	1,218,380	2.0	△ 16,197	△ 1.3	△ 2.3
商 工 費	568,026	1.8	514,425	1.6	1,094,250	1.8	482,649	1.5	497,159	1.6	988,211	1.6	106,039	10.7	2.3
土 木 費	1,279,610	4.0	2,924,844	9.1	4,388,616	7.2	1,325,120	4.2	2,993,629	9.5	4,504,174	7.5	△ 115,558	△ 2.6	△ 1.1
消 防 費	172,202	0.5	1,299,130	4.1	1,548,849	2.5	156,433	0.5	1,263,160	4.0	1,490,885	2.5	57,964	3.9	△ 0.4
警 察 費	2,663,735	8.4	-	-	2,639,764	4.3	2,611,161	8.3	-	-	2,577,661	4.3	62,103	2.4	1.3
教 育 費	6,632,098	20.9	4,154,185	13.0	10,954,116	17.9	6,577,526	20.9	4,091,718	13.0	10,794,144	18.0	159,972	1.5	1.1
公 債 費	5,634,115	17.8	4,378,989	13.7	10,132,722	16.6	5,731,777	18.2	4,374,080	13.8	10,198,157	17.0	△ 65,435	△ 0.6	△ 1.3
そ の 他	3,481,485	11.0	429,050	1.2	582,916	1.1	4,038,733	12.8	447,914	1.4	974,266	1.6	△ 391,350	△ 40.2	71.3
歳 出 合 計	30,594,318	96.6	30,482,745	95.0	58,260,316	95.5	30,503,268	96.9	30,065,696	95.2	57,514,614	95.7	745,702	1.3	1.5
翌年度への繰越額	1,081,968	3.4	1,587,730	5.0	2,772,493	4.5	972,105	3.1	1,520,878	4.8	2,590,326	4.3	182,167	7.0	1.9

その2 推移

(単位 百万円・%)

区 分	平成26年度 充 当 額	平成27年度 充 当 額	平成28年度 充 当 額	平成29年度 充 当 額	平成30年度 充 当 額	令和元年度 充 当 額
一 般 財 源	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431	60,104,940	61,032,809
総 務 費	6,546,155	6,577,690	6,050,240	6,219,646	6,334,690	6,595,533
民 生 費	12,743,154	13,765,930	14,225,871	14,198,421	14,519,505	15,099,429
衛 生 費	3,624,308	3,771,299	3,754,703	3,730,886	3,791,879	3,896,418
労 働 費	110,091	119,434	128,770	124,951	122,662	125,520
農林水産業費	1,228,973	1,272,499	1,248,615	1,247,676	1,218,380	1,202,183
商 工 費	902,540	1,093,617	1,028,295	965,777	988,211	1,094,250
土 木 費	4,503,270	4,527,949	4,581,071	4,553,991	4,504,174	4,388,616
消 防 費	1,378,784	1,436,649	1,452,277	1,496,410	1,490,885	1,548,849
警 察 費	2,408,150	2,464,945	2,542,998	2,545,018	2,577,661	2,639,764
教 育 費	10,231,679	10,562,958	10,658,667	10,679,482	10,794,144	10,954,116
公 債 費	10,443,319	10,514,289	10,370,166	10,337,092	10,198,157	10,132,722
そ の 他	600,720	599,323	589,257	568,793	974,266	582,916
歳 出 合 計	54,721,143	56,706,582	56,630,930	56,668,143	57,514,614	58,260,316
翌年度への繰越額	2,551,791	2,580,736	2,464,002	2,542,288	2,590,326	2,772,493

区 分	指 数						構 成 比					
	26	27	28	29	30	元	26	27	28	29	30	元
一 般 財 源	100	104	103	103	105	107	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総 務 費	100	100	92	95	97	101	11.4	11.1	10.2	10.5	10.5	10.8
民 生 費	100	108	112	111	114	118	22.2	23.2	24.1	24.0	24.2	24.7
衛 生 費	100	104	104	103	105	108	6.3	6.4	6.4	6.3	6.3	6.4
労 働 費	100	108	117	113	111	114	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
農林水産業費	100	104	102	102	99	98	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0
商 工 費	100	121	114	107	109	121	1.6	1.8	1.7	1.6	1.6	1.8
土 木 費	100	101	102	101	100	97	7.9	7.6	7.8	7.7	7.5	7.2
消 防 費	100	104	105	109	108	112	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5
警 察 費	100	102	106	106	107	110	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3	4.3
教 育 費	100	103	104	104	105	107	17.9	17.8	18.0	18.0	18.0	17.9
公 債 費	100	101	99	99	98	97	18.2	17.7	17.5	17.5	17.0	16.6
そ の 他	100	100	98	95	162	97	1.1	1.1	1.0	1.0	1.6	1.1
歳 出 合 計	100	104	103	104	105	106	95.5	95.6	95.8	95.7	95.7	95.5
翌年度への繰越額	100	101	97	100	102	109	4.5	4.4	4.2	4.3	4.3	4.5

## 第37表 民生費の状況

### その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
社 会 福 祉 費	2,537,809	31.0	5,441,220	25.0	6,836,229	25.8	6,572,578	25.6	263,651	4.0	△ 4.6
老 人 福 祉 費	3,328,716	40.7	3,961,934	18.2	6,382,190	24.1	6,227,499	24.3	154,691	2.5	△ 0.9
児 童 福 祉 費	1,898,541	23.2	8,575,372	39.4	9,195,120	34.7	8,729,556	34.0	465,564	5.3	2.4
生 活 保 護 費	242,541	3.0	3,724,240	17.1	3,930,160	14.8	3,947,049	15.4	△ 16,889	△ 0.4	△ 1.2
災 害 救 助 費	175,255	2.1	83,913	0.4	189,957	0.7	189,266	0.7	691	0.4	△ 36.7
合 計	<b>8,182,863</b>	<b>100.0</b>	<b>21,786,679</b>	<b>100.0</b>	<b>26,533,656</b>	<b>100.0</b>	<b>25,665,947</b>	<b>100.0</b>	<b>867,709</b>	<b>3.4</b>	<b>△ 1.2</b>

### その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	226,170	2.8	1,625,273	7.5	1,851,443	7.0	1,834,621	7.1	16,822	0.9	0.6
物 件 費	114,745	1.4	1,033,239	4.7	1,147,984	4.3	1,111,244	4.3	36,740	3.3	△ 2.6
扶 助 費	821,652	10.0	13,185,074	60.5	14,006,726	52.8	13,499,111	52.6	507,615	3.8	△ 0.1
補 助 費 等	5,880,714	71.9	837,547	3.8	3,357,032	12.7	3,264,647	12.7	92,385	2.8	△ 16.4
普 通 建 設 事 業 費	187,690	2.3	534,456	2.5	648,188	2.4	652,525	2.5	△ 4,337	△ 0.7	△ 9.1
補 助 事 業 費	83,168	1.0	259,853	1.2	302,085	1.1	306,558	1.2	△ 4,473	△ 1.5	△ 12.8
単 独 事 業 費	104,522	1.3	274,516	1.3	346,103	1.3	345,967	1.3	136	0.0	△ 5.5
県 営 事 業 負 担 金	—	—	87	0.0	—	—	—	—	—	—	—
積 立 金	180,163	2.2	27,870	0.1	208,033	0.8	134,383	0.5	73,650	54.8	△ 68.3
貸 付 金	15,730	0.2	12,817	0.1	27,849	0.1	30,044	0.1	△ 2,195	△ 7.3	△ 13.7
繰 出 金	739,091	9.0	4,511,958	20.7	5,251,049	19.8	5,119,144	19.9	131,905	2.6	16.2
そ の 他	16,908	0.2	18,445	0.1	35,352	0.1	20,228	0.3	15,124	74.8	6.8
合 計	<b>8,182,863</b>	<b>100.0</b>	<b>21,786,679</b>	<b>100.0</b>	<b>26,533,656</b>	<b>100.0</b>	<b>25,665,947</b>	<b>100.0</b>	<b>867,709</b>	<b>3.4</b>	<b>△ 1.2</b>

### その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	594,358	7.3	7,361,553	33.8	7,955,911	30.0	7,514,182	29.3	441,729	5.9	△ 5.7
都 道 府 県 支 出 金	—	—	2,826,198	13.0	—	—	—	—	—	—	—
使 用 料 ・ 手 数 料	29,230	0.4	159,172	0.7	188,402	0.7	244,466	1.0	△ 56,064	△ 22.9	△ 0.7
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	12,483	0.2	326,500	1.5	301,365	1.1	389,325	1.5	△ 87,960	△ 22.6	1.4
地 方 債	55,495	0.7	165,978	0.8	219,991	0.8	212,744	0.8	7,247	3.4	△ 7.5
そ の 他 特 定 財 源	276,465	3.2	272,993	1.2	545,449	2.1	504,602	1.9	40,847	8.1	△ 21.3
一 般 財 源 等	7,214,832	88.2	10,674,285	49.0	17,322,538	65.3	16,800,628	65.5	521,910	3.1	1.7
合 計	<b>8,182,863</b>	<b>100.0</b>	<b>21,786,679</b>	<b>100.0</b>	<b>26,533,656</b>	<b>100.0</b>	<b>25,665,947</b>	<b>100.0</b>	<b>867,709</b>	<b>3.4</b>	<b>△ 1.2</b>



第38表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	90,132	3.6	355,862	6.5	445,994	6.5	441,659	6.7	4,335	1.0	△ 0.3
物件費	44,497	1.8	253,826	4.7	298,323	4.4	274,503	4.2	23,820	8.7	△ 7.4
扶助費	240,879	9.5	3,331,222	61.2	3,572,101	52.3	3,411,668	51.9	160,433	4.7	△ 3.2
補助費等	1,291,595	50.9	248,337	4.6	398,515	5.8	372,093	5.7	26,422	7.1	△ 62.6
普通建設事業費	42,736	1.7	64,275	1.2	105,636	1.5	103,727	1.6	1,909	1.8	△ 11.9
補助事業費	20,826	0.8	14,574	0.3	34,727	0.5	37,786	0.6	△ 3,059	△ 8.1	△ 18.0
単独事業費	21,910	0.9	49,681	0.9	70,909	1.0	65,941	1.0	4,968	7.5	△ 7.9
県営事業負担金	-	-	20	0.0	-	-	-	-	-	-	-
積立金	83,568	3.3	11,224	0.2	94,792	1.4	39,588	0.6	55,204	139.4	△ 83.2
貸付金	4,418	0.2	1,871	0.0	6,280	0.1	7,449	0.1	△ 1,169	△ 15.7	△ 19.9
繰出金	739,058	29.1	1,171,117	21.5	1,910,176	27.9	1,918,062	29.2	△ 7,886	△ 0.4	52.1
その他	926	0.0	3,486	0.1	4,412	0.1	3,829	0.0	583	15.2	1.3
合 計	<b>2,537,809</b>	<b>100.0</b>	<b>5,441,220</b>	<b>100.0</b>	<b>6,836,229</b>	<b>100.0</b>	<b>6,572,578</b>	<b>100.0</b>	<b>263,651</b>	<b>4.0</b>	<b>△ 4.6</b>

第39表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	12,393	0.4	80,598	2.0	92,990	1.5	95,091	1.5	△ 2,101	△ 2.2	2.1
物件費	11,704	0.4	140,079	3.5	151,783	2.4	150,658	2.4	1,125	0.7	△ 0.2
扶助費	9,875	0.3	192,947	4.9	202,822	3.2	207,646	3.3	△ 4,824	△ 2.3	△ 4.2
補助費等	3,199,357	96.1	122,243	3.1	2,436,184	38.2	2,418,885	38.8	17,299	0.7	△ 1.9
普通建設事業費	59,087	1.8	77,916	2.0	114,008	1.8	124,389	2.0	△ 10,381	△ 8.3	△ 21.2
補助事業費	25,194	0.8	25,795	0.7	33,782	0.5	28,231	0.5	5,551	19.7	△ 41.8
単独事業費	33,893	1.0	52,122	1.3	80,226	1.3	96,158	1.5	△ 15,932	△ 16.6	△ 12.1
県営事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
積立金	36,171	1.1	2,162	0.1	38,333	0.6	23,574	0.4	14,759	62.6	△ 46.8
貸付金	116	0.0	1,947	0.0	2,014	0.0	2,918	0.0	△ 904	△ 31.0	△ 37.3
繰出金	0	0.0	3,340,838	84.3	3,340,838	52.3	3,201,047	51.4	139,791	4.4	1.8
その他	13	0.0	3,204	0.1	3,218	0.0	3,291	0.2	△ 73	△ 2.2	12.9
合 計	<b>3,328,716</b>	<b>100.0</b>	<b>3,961,934</b>	<b>100.0</b>	<b>6,382,190</b>	<b>100.0</b>	<b>6,227,499</b>	<b>100.0</b>	<b>154,691</b>	<b>2.5</b>	<b>△ 0.9</b>

第40表 児童福祉費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	108,002	5.7	1,006,983	11.7	1,114,984	12.1	1,101,876	12.6	13,108	1.2	0.7
物件費	38,799	2.0	563,277	6.6	602,076	6.5	568,264	6.5	33,812	6.0	4.6
扶助費	387,591	20.4	6,191,057	72.2	6,578,648	71.5	6,216,843	71.2	361,805	5.8	2.6
補助費等	1,270,289	66.9	400,398	4.7	441,490	4.8	394,819	4.5	46,671	11.8	10.5
普通建設事業費	81,371	4.3	384,591	4.5	416,373	4.5	403,339	4.6	13,034	3.2	△ 4.8
補助事業費	32,685	1.7	215,443	2.5	225,071	2.4	222,524	2.5	2,547	1.1	△ 7.8
単独事業費	48,686	2.6	169,081	2.0	191,302	2.1	180,815	2.1	10,487	5.8	△ 0.9
県営事業負担金	-	-	68	0.0	-	-	-	-	-	-	-
積立金	1,761	0.1	10,157	0.1	11,918	0.1	13,749	0.2	△ 1,831	△ 13.3	△ 3.2
貸付金	10,335	0.5	7,730	0.1	18,057	0.2	18,864	0.2	△ 807	△ 4.3	△ 6.5
その他	393	0.1	11,179	0.1	11,574	0.1	11,802	0.2	△ 228	△ 1.9	8.4
合 計	<b>1,898,541</b>	<b>100.0</b>	<b>8,575,372</b>	<b>100.0</b>	<b>9,195,120</b>	<b>100.0</b>	<b>8,729,556</b>	<b>100.0</b>	<b>465,564</b>	<b>5.3</b>	<b>2.4</b>

第41表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度							平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	15,240	6.3	178,267	4.8	193,507	4.9	192,056	4.9	1,451	0.8	0.5	
物 件 費	4,122	1.7	31,601	0.8	35,722	0.9	33,785	0.9	1,937	5.7	5.9	
扶 助 費	178,889	73.8	3,455,159	92.8	3,634,048	92.5	3,652,053	92.5	△ 18,005	△ 0.5	△ 1.5	
補 助 費 等	43,768	18.0	56,710	1.5	63,857	1.6	66,807	1.7	△ 2,950	△ 4.4	7.3	
そ の 他	522	0.2	2,503	0.1	3,026	0.1	2,348	0.0	678	28.9	32.4	
合 計	242,541	100.0	3,724,240	100.0	3,930,160	100.0	3,947,049	100.0	△ 16,889	△ 0.4	△ 1.2	

第42表 被保護者数の推移

(1か月平均 単位 千人)

区 分	被 保 護 者 実 人 員			生 活 扶 助		住 宅 扶 助		教 育 扶 助		介 護 扶 助		医 療 扶 助	
	実 数	指 数	保 護 率 (対人口千人)	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
昭和36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	(67)	(100)	477	100
平成25年度	2,162	132	17.0	1,941	132	1,836	271	154	30	290	433	1,746	366
26	2,166	132	17.0	1,947	132	1,844	272	148	29	310	463	1,763	370
27	2,164	132	17.0	1,927	131	1,842	272	142	28	330	493	1,776	372
28	2,145	131	17.0	1,907	130	1,830	270	134	26	348	519	1,770	371
29	2,125	129	17.0	1,886	128	1,816	268	125	24	366	546	1,765	370
30	2,097	128	17.0	1,852	126	1,792	265	117	23	381	569	1,751	367
令和元年度	2,073	126	16.0	1,820	124	1,770	261	108	21	394	588	1,743	365

- (注) 1 「被保護者調査(厚生労働省調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。  
 2 昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。  
 3 介護扶助の( )書きは平成12年度の数値である。  
 4 令和元年度の数値は速報値である。

第43表 災害救助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度							平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額					増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	403	0.2	3,564	4.2	3,967	2.1	3,939	2.1	28	0.7	70.4	
物 件 費	15,623	8.9	44,456	53.0	60,079	31.6	84,034	44.4	△ 23,955	△ 28.5	△ 29.3	
扶 助 費	4,419	2.5	14,690	17.5	19,109	10.1	10,901	5.8	8,208	75.3	246.2	
補 助 費 等	75,705	43.2	9,859	11.7	16,985	8.9	12,043	6.4	4,942	41.0	△ 54.0	
普通建設事業費	3,977	2.3	5,312	6.3	9,290	4.9	18,960	10.0	△ 9,670	△ 51.0	11.7	
補助事業費	3,948	2.3	3,756	4.5	7,704	4.1	17,528	9.3	△ 9,824	△ 56.0	14.2	
単 独 事 業 費	29	0.0	1,556	1.9	1,585	0.8	1,431	0.8	154	10.8	△ 11.9	
積 立 金	58,663	33.5	4,327	5.2	62,990	33.2	57,472	30.4	5,518	9.6	△ 55.7	
貸 付 金	859	0.5	1,155	1.4	1,382	0.7	696	0.4	686	98.6	26.8	
そ の 他	15,606	8.9	550	0.7	16,155	8.5	1,221	0.5	14,934	1,223.1	△ 6.9	
合 計	175,255	100.0	83,913	100.0	189,957	100.0	189,266	100.0	691	0.4	△ 36.7	

## 第44表 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
公衆衛生費	1,430,105	90.4	2,398,804	48.7	3,705,808	58.3	3,646,144	58.5	59,664	1.6	△ 1.8
結核対策費	4,092	0.3	14,481	0.3	18,450	0.3	18,314	0.3	136	0.7	△ 2.4
保健所費	100,329	6.3	113,601	2.3	212,502	3.3	209,002	3.4	3,500	1.7	△ 1.2
清掃費	46,795	3.0	2,402,911	48.7	2,417,197	38.0	2,363,231	37.9	53,966	2.3	1.9
合 計	<b>1,581,321</b>	<b>100.0</b>	<b>4,929,797</b>	<b>100.0</b>	<b>6,353,956</b>	<b>100.0</b>	<b>6,236,691</b>	<b>100.0</b>	<b>117,265</b>	<b>1.9</b>	<b>△ 0.4</b>

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人件費	255,714	16.2	802,902	16.3	1,058,616	16.7	1,061,369	17.0	△ 2,753	△ 0.3	△ 0.2
物件費	134,285	8.5	2,069,851	42.0	2,204,136	34.7	2,144,608	34.4	59,528	2.8	△ 0.8
扶助費	239,033	15.1	227,926	4.6	466,959	7.3	452,830	7.3	14,129	3.1	△ 0.1
補助費等	557,123	35.2	711,040	14.4	1,159,398	18.2	1,151,526	18.5	7,872	0.7	1.4
普通建設事業費	146,536	9.3	729,162	14.8	829,255	13.1	815,688	13.1	13,567	1.7	8.0
補助事業費	73,546	4.7	341,968	6.9	389,813	6.1	416,477	6.7	△ 26,664	△ 6.4	14.9
単独事業費	72,989	4.6	386,923	7.8	439,441	6.9	399,211	6.4	40,230	10.1	1.6
県営事業負担金	-	-	271	0.0	-	-	-	-	-	-	-
投資及び出資金	18,754	1.2	100,068	2.0	118,822	1.9	123,653	2.0	△ 4,831	△ 3.9	△ 5.6
貸付金	89,548	5.7	47,956	1.0	135,550	2.1	140,591	2.3	△ 5,041	△ 3.6	△ 19.9
繰出金	8,470	0.5	71,696	1.5	80,166	1.3	72,918	1.2	7,248	9.9	0.3
その他	131,858	8.3	169,196	3.4	301,054	4.7	273,508	4.2	27,546	10.1	△ 12.6
合 計	<b>1,581,321</b>	<b>100.0</b>	<b>4,929,797</b>	<b>100.0</b>	<b>6,353,956</b>	<b>100.0</b>	<b>6,236,691</b>	<b>100.0</b>	<b>117,265</b>	<b>1.9</b>	<b>△ 0.4</b>

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	309,623	19.6	259,703	5.3	569,326	9.0	554,728	8.9	14,598	2.6	△ 4.1
都道府県支出金	-	-	68,836	1.4	-	-	-	-	-	-	-
使用料・手数料	23,177	1.5	368,351	7.5	391,528	6.2	384,079	6.2	7,449	1.9	1.4
分担金・負担金・寄附金	5,962	0.4	60,381	1.2	39,349	0.6	35,849	0.6	3,500	9.8	△ 15.2
地方債	48,766	3.1	406,997	8.3	451,891	7.1	427,081	6.8	24,810	5.8	△ 11.3
その他特定財源	191,486	12.0	246,901	4.9	431,769	6.7	447,342	7.1	△ 15,573	△ 3.5	1.4
一般財源等	1,002,307	63.4	3,518,628	71.4	4,470,093	70.4	4,387,612	70.4	82,481	1.9	1.1
合 計	<b>1,581,321</b>	<b>100.0</b>	<b>4,929,797</b>	<b>100.0</b>	<b>6,353,956</b>	<b>100.0</b>	<b>6,236,691</b>	<b>100.0</b>	<b>117,265</b>	<b>1.9</b>	<b>△ 0.4</b>

第45表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	155,567	10.9	333,440	13.9	489,007	13.2	486,781	13.4	2,226	0.5	1.7
物 件 費	120,237	8.4	804,431	33.5	924,668	25.0	903,866	24.8	20,802	2.3	△ 0.0
扶 助 費	237,875	16.6	225,965	9.4	463,840	12.5	449,334	12.3	14,506	3.2	△ 0.1
補 助 費 等	552,771	38.7	653,348	27.2	1,121,400	30.3	1,106,023	30.3	15,377	1.4	1.0
普通建設事業費	120,740	8.4	137,869	5.7	221,216	6.0	232,209	6.4	△ 10,993	△ 4.7	△ 3.3
補 助 事 業 費	73,015	5.1	15,535	0.6	62,884	1.7	76,667	2.1	△ 13,783	△ 18.0	△ 22.5
単 独 事 業 費	47,725	3.3	122,226	5.1	158,333	4.3	155,542	4.3	2,791	1.8	10.1
県営事業負担金	-	-	108	0.0	-	-	-	-	-	-	-
投資及び出資金	18,554	1.3	99,850	4.2	118,404	3.2	123,054	3.4	△ 4,650	△ 3.8	△ 5.3
貸 付 金	87,497	6.1	47,298	2.0	133,806	3.6	138,594	3.8	△ 4,788	△ 3.5	△ 19.6
繰 出 金	8,470	0.6	71,615	3.0	80,085	2.2	72,697	2.0	7,388	10.2	0.2
そ の 他	128,394	9.0	24,988	1.1	153,382	4.0	133,586	3.6	19,796	14.8	△ 21.3
合 計	1,430,105	100.0	2,398,804	100.0	3,705,808	100.0	3,646,144	100.0	59,664	1.6	△ 1.8

第46表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	1,651	40.3	4,157	28.7	5,808	31.5	5,603	30.6	205	3.7	△ 5.3
物 件 費	576	14.1	7,424	51.3	8,000	43.4	7,773	42.4	227	2.9	1.2
扶 助 費	1,158	28.3	1,961	13.5	3,119	16.9	3,496	19.1	△ 377	△ 10.8	△ 3.9
補 助 費 等	702	17.2	922	6.4	1,501	8.1	1,434	7.8	67	4.7	△ 1.8
そ の 他	5	0.1	17	0.1	22	0.1	8	0.1	14	175.0	△ 88.7
合 計	4,092	100.0	14,481	100.0	18,450	100.0	18,314	100.0	136	0.7	△ 2.4

第47表 保健所費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	91,611	91.3	94,597	83.3	186,208	87.6	184,383	88.2	1,825	1.0	△ 0.8
物 件 費	4,466	4.5	10,470	9.2	14,936	7.0	14,135	6.8	801	5.7	△ 7.3
普通建設事業費	3,040	3.0	6,758	5.9	9,210	4.3	8,559	4.1	651	7.6	△ 1.3
そ の 他	1,212	1.2	1,776	1.6	2,148	1.1	1,925	0.9	223	11.6	8.3
合 計	100,329	100.0	113,601	100.0	212,502	100.0	209,002	100.0	3,500	1.7	△ 1.2

歳 出 (目的別)

第48表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	6,885	14.7	370,709	15.4	377,593	15.6	384,603	16.3	△ 7,010	△ 1.8	△ 2.2
物 件 費	9,007	19.2	1,247,526	51.9	1,256,532	52.0	1,218,835	51.6	37,697	3.1	△ 1.3
補 助 費 等	2,811	6.0	55,506	2.3	35,206	1.5	42,922	1.8	△ 7,716	△ 18.0	11.6
普通建設事業費	22,751	48.6	584,519	24.3	598,807	24.8	574,913	24.3	23,894	4.2	13.5
補助事業費	426	0.9	326,300	13.6	326,717	13.5	339,154	14.4	△ 12,437	△ 3.7	28.8
単独事業費	22,325	47.7	258,218	10.7	272,090	11.3	235,759	10.0	36,331	15.4	△ 2.9
そ の 他	5,341	11.5	144,651	6.1	149,059	6.1	141,958	6.0	7,101	5.0	△ 3.4
合 計	<b>46,795</b>	<b>100.0</b>	<b>2,402,911</b>	<b>100.0</b>	<b>2,417,197</b>	<b>100.0</b>	<b>2,363,231</b>	<b>100.0</b>	<b>53,966</b>	<b>2.3</b>	<b>1.9</b>

第49表 労働費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
失 業 対 策 費	7,119	4.7	452	0.5	6,761	2.8	6,926	2.8	△ 165	△ 2.4	△ 28.5
そ の 他	143,680	95.3	97,844	99.5	237,526	97.2	241,861	97.2	△ 4,335	△ 1.8	△ 4.5
合 計	<b>150,799</b>	<b>100.0</b>	<b>98,296</b>	<b>100.0</b>	<b>244,287</b>	<b>100.0</b>	<b>248,787</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 4,500</b>	<b>△ 1.8</b>	<b>△ 5.3</b>

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	57,122	37.9	8,390	8.5	65,512	26.8	66,253	26.6	△ 741	△ 1.1	△ 0.9
物 件 費	47,830	31.7	28,896	29.4	76,725	31.4	77,838	31.3	△ 1,113	△ 1.4	△ 1.4
補 助 費 等	23,976	15.9	20,669	21.0	39,847	16.3	41,702	16.8	△ 1,855	△ 4.4	△ 20.6
普通建設事業費	7,066	4.7	6,517	6.6	13,575	5.6	13,742	5.5	△ 167	△ 1.2	7.4
失業対策事業費	-	-	24	0.0	24	0.0	34	0.0	△ 10	△ 29.4	△ 33.3
補助事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
単独事業費	-	-	24	0.0	24	0.0	34	0.0	△ 10	△ 29.4	△ 33.3
積 立 金	3,596	2.4	453	0.5	4,049	1.7	5,168	2.1	△ 1,119	△ 21.7	12.0
貸 付 金	3,889	2.6	32,848	33.4	36,738	15.0	39,183	15.7	△ 2,445	△ 6.2	△ 7.3
そ の 他	7,320	4.8	499	0.6	7,817	3.2	4,867	2.0	2,950	60.6	1.8
合 計	<b>150,799</b>	<b>100.0</b>	<b>98,296</b>	<b>100.0</b>	<b>244,287</b>	<b>100.0</b>	<b>248,787</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 4,500</b>	<b>△ 1.8</b>	<b>△ 5.3</b>

第49表 労働費の状況 (つづき)

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
国 庫 支 出 金	46,566	30.9	1,502	1.5	48,068	19.7	51,078	20.5	△ 3,010	△ 5.9	△ 3.3
都 道 府 県 支 出 金	-	-	3,632	3.7	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 特 定 財 源	13,113	8.7	41,273	42.0	52,218	21.4	55,776	22.5	△ 3,558	△ 6.4	△ 13.8
一 般 財 源 等	91,120	60.4	51,889	52.8	144,001	58.9	141,933	57.0	2,068	1.5	△ 2.4
合 計	150,799	100.0	98,296	100.0	244,287	100.0	248,787	100.0	△ 4,500	△ 1.8	△ 5.3

第50表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
人 件 費	931	13.1	22	4.9	954	14.1	1,059	15.3	△ 105	△ 9.9	9.1
物 件 費	3,945	55.4	282	62.4	4,227	62.5	4,087	59.0	140	3.4	△ 12.2
補 助 費 等	1,782	25.0	89	19.6	1,060	15.7	1,108	16.0	△ 48	△ 4.3	△ 66.3
失 業 対 策 事 業 費	-	-	24	5.2	24	0.3	34	0.5	△ 10	△ 29.4	△ 33.3
補 助 事 業 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
単 独 事 業 費	-	-	24	5.2	24	0.3	34	0.5	△ 10	△ 29.4	△ 33.3
積 立 金	246	3.5	0	0.0	246	3.6	448	6.5	△ 202	△ 45.1	△ 19.4
貸 付 金	133	1.9	36	7.9	169	2.5	188	2.7	△ 19	△ 10.1	8.0
そ の 他	81	1.1	0	0.0	81	1.3	2	0.0	79	4,490.0	△ 26.4
合 計	7,119	100.0	452	100.0	6,761	100.0	6,926	100.0	△ 165	△ 2.4	△ 28.5

歳 出 (目的別)

第51表 農林水産業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
農 業 費	511,899	21.0	542,247	39.3	872,641	26.3	906,089	27.9	△ 33,448	△ 3.7	△ 2.8
畜 産 業 費	136,942	5.6	75,977	5.5	174,984	5.3	152,919	4.7	22,065	14.4	△ 19.6
農 地 費	907,831	37.2	472,290	34.3	1,186,519	35.7	1,162,039	35.7	24,480	2.1	3.2
林 業 費	601,077	24.7	154,420	11.2	709,545	21.4	673,073	20.7	36,472	5.4	0.9
水 産 業 費	279,822	11.5	133,705	9.7	375,554	11.3	357,570	11.0	17,984	5.0	△ 6.7
合 計	2,437,571	100.0	1,378,639	100.0	3,319,243	100.0	3,251,691	100.0	67,552	2.1	△ 1.4



第51表 農林水産業費の状況（つづき）

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	359,529	14.7	230,914	16.7	590,443	17.8	598,974	18.4	△ 8,531	△ 1.4	△ 0.1
物 件 費	100,083	4.1	138,307	10.0	238,390	7.2	223,198	6.9	15,192	6.8	1.3
補 助 費 等	313,673	12.9	368,816	26.8	469,866	14.2	470,665	14.5	△ 799	△ 0.2	△ 1.9
普通建設事業費	1,480,015	60.7	495,690	36.0	1,691,378	51.0	1,626,394	50.0	64,984	4.0	△ 2.7
補助事業費	1,220,399	50.1	250,541	18.2	1,297,742	39.1	1,219,533	37.5	78,209	6.4	△ 3.5
単独事業費	179,250	7.4	168,257	12.2	311,568	9.4	314,685	9.7	△ 3,117	△ 1.0	△ 1.0
国直轄事業負担金	80,366	3.3	1,702	0.1	82,068	2.5	92,175	2.8	△ 10,107	△ 11.0	3.0
県営事業負担金	-	-	75,190	5.5	-	-	-	-	-	-	-
積 立 金	36,060	1.5	18,038	1.3	54,098	1.6	60,129	1.8	△ 6,031	△ 10.0	28.0
貸 付 金	121,990	5.0	14,454	1.0	136,427	4.1	137,776	4.2	△ 1,349	△ 1.0	△ 3.2
繰 出 金	15,654	0.6	89,153	6.5	104,808	3.2	101,187	3.1	3,621	3.6	△ 6.5
そ の 他	10,567	0.5	23,267	1.7	33,833	0.9	33,368	1.1	465	1.4	9.7
合 計	<b>2,437,571</b>	<b>100.0</b>	<b>1,378,639</b>	<b>100.0</b>	<b>3,319,243</b>	<b>100.0</b>	<b>3,251,691</b>	<b>100.0</b>	<b>67,552</b>	<b>2.1</b>	<b>△ 1.4</b>

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
国 庫 支 出 金	912,451	37.4	40,244	2.9	952,695	28.7	899,006	27.6	53,689	6.0	1.2
都道府県支出金	-	-	409,465	29.7	-	-	-	-	-	-	-
分担金・負担金・寄附金	84,582	3.5	14,065	1.0	29,835	0.9	35,665	1.1	△ 5,830	△ 16.3	25.4
地 方 債	388,727	15.9	121,275	8.8	509,406	15.3	441,679	13.6	67,727	15.3	3.5
その他特定財源	345,469	14.2	112,466	8.2	448,125	13.5	465,545	14.3	△ 17,420	△ 3.7	△ 7.6
一 般 財 源 等	706,342	29.0	681,124	49.4	1,379,182	41.6	1,409,796	43.4	△ 30,614	△ 2.2	△ 2.9
合 計	<b>2,437,571</b>	<b>100.0</b>	<b>1,378,639</b>	<b>100.0</b>	<b>3,319,243</b>	<b>100.0</b>	<b>3,251,691</b>	<b>100.0</b>	<b>67,552</b>	<b>2.1</b>	<b>△ 1.4</b>

第52表 農業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	185,909	36.3	171,701	31.7	357,610	41.0	361,888	39.9	△ 4,278	△ 1.2	△ 0.1
物 件 費	39,501	7.7	52,942	9.8	92,442	10.6	91,014	10.0	1,428	1.6	△ 1.6
補 助 費 等	166,136	32.5	182,378	33.6	231,647	26.5	244,215	27.0	△ 12,568	△ 5.1	△ 3.0
普通建設事業費	98,119	19.2	116,273	21.4	149,761	17.2	157,149	17.3	△ 7,388	△ 4.7	△ 15.2
補助事業費	67,808	13.2	69,977	12.9	88,605	10.2	95,574	10.5	△ 6,969	△ 7.3	△ 22.6
単独事業費	30,311	5.9	43,981	8.1	61,156	7.0	61,575	6.8	△ 419	△ 0.7	△ 0.4
県営事業負担金	-	-	2,315	0.4	-	-	-	-	-	-	-
積 立 金	2,851	0.6	4,480	0.8	7,330	0.8	20,816	2.3	△ 13,486	△ 64.8	163.5
貸 付 金	16,579	3.2	6,545	1.2	23,118	2.6	21,233	2.3	1,885	8.9	△ 4.2
繰 出 金	1,500	0.3	5,422	1.0	6,922	0.8	5,872	0.6	1,050	17.9	△ 15.7
そ の 他	1,304	0.2	2,506	0.5	3,811	0.5	3,902	0.6	△ 91	△ 2.3	7.1
合 計	<b>511,899</b>	<b>100.0</b>	<b>542,247</b>	<b>100.0</b>	<b>872,641</b>	<b>100.0</b>	<b>906,089</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 33,448</b>	<b>△ 3.7</b>	<b>△ 2.8</b>

第53表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	39,498	28.8	5,464	7.2	44,962	25.7	44,913	29.4	49	0.1	△ 0.2
物 件 費	20,926	15.3	8,963	11.8	29,890	17.1	24,040	15.7	5,850	24.3	4.0
補 助 費 等	24,315	17.8	14,125	18.6	20,906	11.9	17,089	11.2	3,817	22.3	△ 12.4
普通建設事業費	48,922	35.7	43,392	57.1	71,912	41.1	58,794	38.4	13,118	22.3	△ 37.3
補助事業費	37,144	27.1	36,285	47.8	54,569	31.2	42,547	27.8	12,022	28.3	△ 42.3
単 独 事 業 費	11,778	8.6	6,715	8.8	17,343	9.9	16,247	10.6	1,096	6.7	△ 19.0
国直轄事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県営事業負担金	-	-	391	0.5	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	2,525	1.8	2,451	3.2	4,976	2.8	5,344	3.5	△ 368	△ 6.9	△ 13.0
そ の 他	756	0.6	1,582	2.1	2,338	1.4	2,739	1.8	△ 401	△ 14.6	8.3
合 計	<b>136,942</b>	<b>100.0</b>	<b>75,977</b>	<b>100.0</b>	<b>174,984</b>	<b>100.0</b>	<b>152,919</b>	<b>100.0</b>	<b>22,065</b>	<b>14.4</b>	<b>△ 19.6</b>

第54表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	36,736	4.0	24,722	5.2	61,458	5.2	64,012	5.5	△ 2,554	△ 4.0	△ 1.1
普通建設事業費	789,789	87.0	177,878	37.7	837,246	70.6	808,678	69.6	28,568	3.5	4.0
補助事業費	673,585	74.2	42,696	9.0	659,445	55.6	616,433	53.0	43,012	7.0	5.2
単 独 事 業 費	47,538	5.2	69,050	14.6	107,433	9.1	111,220	9.6	△ 3,787	△ 3.4	0.8
国直轄事業負担金	68,667	7.6	1,702	0.4	70,368	5.9	81,025	7.0	△ 10,657	△ 13.2	0.0
県営事業負担金	-	-	64,430	13.6	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	81,306	9.0	269,690	57.1	287,815	24.2	289,349	24.9	△ 1,534	△ 0.5	1.9
合 計	<b>907,831</b>	<b>100.0</b>	<b>472,290</b>	<b>100.0</b>	<b>1,186,519</b>	<b>100.0</b>	<b>1,162,039</b>	<b>100.0</b>	<b>24,480</b>	<b>2.1</b>	<b>3.2</b>

第55表 林業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	60,889	10.1	18,884	12.2	79,773	11.2	80,164	11.9	△ 391	△ 0.5	0.2
普通建設事業費	340,161	56.6	69,648	45.1	375,042	52.9	366,714	54.5	8,328	2.3	3.5
補助事業費	267,224	44.5	34,083	22.1	277,297	39.1	270,884	40.2	6,413	2.4	5.4
単 独 事 業 費	66,530	11.1	33,741	21.9	91,338	12.9	91,304	13.6	34	0.0	△ 1.8
国直轄事業負担金	6,407	1.1	0	0.0	6,407	0.9	4,526	0.7	1,881	41.6	7.9
県営事業負担金	-	-	1,824	1.2	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	200,027	33.3	65,888	42.7	254,730	35.9	226,195	33.6	28,535	12.6	△ 2.9
合 計	<b>601,077</b>	<b>100.0</b>	<b>154,420</b>	<b>100.0</b>	<b>709,545</b>	<b>100.0</b>	<b>673,073</b>	<b>100.0</b>	<b>36,472</b>	<b>5.4</b>	<b>0.9</b>

歳 出 (目的別)

第56表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	36,497	13.0	10,143	7.6	46,641	12.4	47,997	13.4	△ 1,356	△ 2.8	0.1
物 件 費	16,186	5.8	8,629	6.5	24,815	6.6	24,037	6.7	778	3.2	△ 0.3
補 助 費 等	11,813	4.2	14,651	11.0	22,597	6.0	24,283	6.8	△ 1,686	△ 6.9	△ 0.4
普通建設事業費	203,023	72.6	88,498	66.2	257,417	68.5	235,059	65.7	22,358	9.5	△ 9.7
補助事業費	174,638	62.4	67,499	50.5	217,826	58.0	194,095	54.3	23,731	12.2	△ 13.1
単独事業費	23,092	8.3	14,768	11.0	34,299	9.1	34,339	9.6	△ 40	△ 0.1	4.8
国直轄事業負担金	5,293	1.9	-	-	5,293	1.4	6,625	1.9	△ 1,332	△ 20.1	53.0
県営事業負担金	-	-	6,230	4.7	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	8,536	3.1	4,026	3.0	12,561	3.3	13,744	3.8	△ 1,183	△ 8.6	△ 3.9
そ の 他	3,767	1.3	7,758	5.7	11,523	3.2	12,450	3.6	△ 927	△ 7.4	1.7
合 計	<b>279,822</b>	<b>100.0</b>	<b>133,705</b>	<b>100.0</b>	<b>375,554</b>	<b>100.0</b>	<b>357,570</b>	<b>100.0</b>	<b>17,984</b>	<b>5.0</b>	<b>△ 6.7</b>

第57表 商工費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	102,335	3.4	156,460	8.7	258,795	5.4	254,141	5.3	4,654	1.8	1.7
物 件 費	97,795	3.2	236,846	13.2	334,640	7.0	280,817	5.9	53,823	19.2	5.5
補 助 費 等	332,882	11.0	325,868	18.2	630,886	13.2	558,614	11.7	72,272	12.9	2.1
普通建設事業費	202,773	6.7	194,921	10.9	384,188	8.0	335,952	7.1	48,236	14.4	4.8
補助事業費	52,546	1.7	57,638	3.2	109,586	2.3	97,061	2.0	12,525	12.9	△ 8.6
単独事業費	150,227	5.0	136,634	7.6	274,602	5.7	238,891	5.0	35,711	14.9	11.5
県営事業負担金	-	-	649	0.0	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	2,245,980	74.1	807,438	45.0	3,051,964	63.8	3,184,166	66.9	△ 132,202	△ 4.2	△ 6.1
そ の 他	49,682	1.6	71,942	4.0	121,624	2.6	146,611	3.1	△ 24,987	△ 17.0	17.0
合 計	<b>3,031,447</b>	<b>100.0</b>	<b>1,793,475</b>	<b>100.0</b>	<b>4,782,097</b>	<b>100.0</b>	<b>4,760,301</b>	<b>100.0</b>	<b>21,796</b>	<b>0.5</b>	<b>△ 2.9</b>

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	76,167	2.5	97,965	5.5	174,133	3.6	98,545	2.1	75,588	76.7	△ 1.9
都道府県支出金	-	-	28,110	1.6	-	-	-	-	-	-	-
使用料・手数料	14,109	0.5	17,683	1.0	31,792	0.7	30,922	0.6	870	2.8	5.8
諸 収 入	2,173,205	71.7	839,217	46.8	3,007,724	62.9	3,128,438	65.7	△ 120,714	△ 3.9	△ 6.5
地 方 債	53,993	1.8	76,130	4.2	128,680	2.7	138,782	2.9	△ 10,102	△ 7.3	10.9
その他特定財源	70,494	2.3	115,769	6.4	184,410	3.8	220,147	4.7	△ 35,737	△ 16.2	23.3
一 般 財 源 等	643,479	21.2	618,601	34.5	1,255,358	26.3	1,143,467	24.0	111,891	9.8	1.8
合 計	<b>3,031,447</b>	<b>100.0</b>	<b>1,793,475</b>	<b>100.0</b>	<b>4,782,097</b>	<b>100.0</b>	<b>4,760,301</b>	<b>100.0</b>	<b>21,796</b>	<b>0.5</b>	<b>△ 2.9</b>

## 第58表 土木費の状況

### その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
土 木 管 理 費	251,535	4.3	322,237	5.0	561,007	4.6	552,887	4.7	8,120	1.5	0.1
道 路 橋 り ょ う 費	2,441,296	41.3	1,821,245	28.3	4,223,296	34.8	4,089,606	34.4	133,690	3.3	△ 2.5
河 川 海 岸 費	1,463,583	24.8	191,571	3.0	1,627,413	13.4	1,435,009	12.1	192,404	13.4	8.4
港 湾 費	316,467	5.4	167,020	2.6	460,911	3.8	446,288	3.8	14,623	3.3	△ 1.2
都 市 計 画 費	965,387	16.4	3,288,968	51.2	4,188,016	34.5	4,253,339	35.8	△ 65,323	△ 1.5	0.3
住 宅 費	418,592	7.1	626,632	9.7	1,013,316	8.4	1,040,266	8.8	△ 26,950	△ 2.6	△ 5.6
空 港 費	47,550	0.8	11,310	0.2	53,461	0.4	63,241	0.5	△ 9,780	△ 15.5	10.0
合 計	<b>5,904,410</b>	<b>100.0</b>	<b>6,428,983</b>	<b>100.0</b>	<b>12,127,421</b>	<b>100.0</b>	<b>11,880,636</b>	<b>100.0</b>	<b>246,785</b>	<b>2.1</b>	<b>△ 0.3</b>

### その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	244,866	4.1	586,026	9.1	830,892	6.9	848,506	7.1	△ 17,614	△ 2.1	△ 0.1
物 件 費	127,193	2.2	570,171	8.9	697,364	5.8	683,813	5.8	13,551	2.0	0.5
維 持 補 修 費	391,899	6.6	428,476	6.7	820,375	6.8	874,098	7.4	△ 53,723	△ 6.1	△ 3.3
補 助 費 等	249,883	4.2	949,021	14.8	1,146,004	9.4	1,079,276	9.1	66,728	6.2	7.9
普 通 建 設 事 業 費	4,652,559	78.8	3,160,550	49.2	7,661,306	63.2	7,309,442	61.5	351,864	4.8	△ 0.1
補 助 事 業 費	2,657,132	45.0	1,730,217	26.9	4,368,036	36.0	4,129,218	34.8	238,818	5.8	△ 1.7
単 独 事 業 費	1,320,735	22.4	1,299,958	20.2	2,552,855	21.1	2,554,019	21.5	△ 1,164	△ 0.0	2.8
国 直 轄 事 業 負 担 金	674,692	11.4	65,723	1.0	740,415	6.1	626,205	5.3	114,210	18.2	△ 0.9
県 営 事 業 負 担 金	-	-	64,652	1.0	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	86,805	1.5	85,864	1.3	171,399	1.4	184,262	1.6	△ 12,863	△ 7.0	△ 12.7
繰 出 金	49,043	0.8	455,453	7.1	504,496	4.2	649,207	5.5	△ 144,711	△ 22.3	△ 8.2
そ の 他	102,162	1.8	193,422	2.9	295,585	2.3	252,032	2.0	43,553	17.3	1.9
合 計	<b>5,904,410</b>	<b>100.0</b>	<b>6,428,983</b>	<b>100.0</b>	<b>12,127,421</b>	<b>100.0</b>	<b>11,880,636</b>	<b>100.0</b>	<b>246,785</b>	<b>2.1</b>	<b>△ 0.3</b>

### その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,380,860	23.4	836,247	13.0	2,217,107	18.3	2,050,840	17.3	166,267	8.1	△ 1.2
都 道 府 県 支 出 金	-	-	142,493	2.2	-	-	-	-	-	-	-
使 用 料 ・ 手 数 料	144,008	2.4	235,998	3.7	380,006	3.1	375,262	3.2	4,744	1.3	0.2
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	64,747	1.1	23,490	0.4	38,383	0.3	32,358	0.3	6,025	18.6	4.4
地 方 債	2,183,304	37.0	1,159,997	18.0	3,336,512	27.5	2,978,858	25.1	357,654	12.0	3.0
そ の 他 特 定 財 源	681,905	11.5	513,606	8.0	1,120,656	9.3	1,231,504	10.2	△ 110,848	△ 9.0	△ 1.3
一 般 財 源 等	1,449,586	24.6	3,517,152	54.7	5,034,757	41.5	5,211,814	43.9	△ 177,057	△ 3.4	△ 1.6
合 計	<b>5,904,410</b>	<b>100.0</b>	<b>6,428,983</b>	<b>100.0</b>	<b>12,127,421</b>	<b>100.0</b>	<b>11,880,636</b>	<b>100.0</b>	<b>246,785</b>	<b>2.1</b>	<b>△ 0.3</b>

第59表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	44,677	1.8	123,498	6.8	168,175	4.0	174,362	4.3	△ 6,187	△ 3.5	△ 0.4
維持補修費	210,622	8.6	289,267	15.9	499,889	11.8	552,764	13.5	△ 52,875	△ 9.6	△ 7.6
普通建設事業費	2,161,533	88.5	1,245,847	68.4	3,374,472	79.9	3,184,545	77.9	189,927	6.0	△ 1.7
補助事業費	1,212,127	49.7	558,132	30.6	1,768,446	41.9	1,643,858	40.2	124,588	7.6	△ 2.2
単独事業費	581,766	23.8	640,889	35.2	1,205,789	28.6	1,183,901	28.9	21,888	1.8	0.5
国直轄事業負担金	367,640	15.1	32,597	1.8	400,237	9.5	356,786	8.7	43,451	12.2	△ 5.8
県営事業負担金	-	-	14,229	0.8	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	24,464	1.1	162,633	8.9	180,760	4.3	177,935	4.3	2,825	1.6	△ 2.0
合 計	<b>2,441,296</b>	<b>100.0</b>	<b>1,821,245</b>	<b>100.0</b>	<b>4,223,296</b>	<b>100.0</b>	<b>4,089,606</b>	<b>100.0</b>	<b>133,690</b>	<b>3.3</b>	<b>△ 2.5</b>

第60表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	26,966	1.8	16,052	8.4	43,018	2.6	45,120	3.1	△ 2,102	△ 4.7	△ 1.9
維持補修費	46,546	3.2	16,567	8.6	63,113	3.9	67,882	4.7	△ 4,769	△ 7.0	7.9
普通建設事業費	1,374,449	93.9	136,721	71.4	1,484,570	91.2	1,285,914	89.6	198,656	15.4	9.1
補助事業費	845,080	57.7	40,837	21.3	879,862	54.1	770,161	53.7	109,701	14.2	12.4
単独事業費	310,664	21.2	90,046	47.0	385,721	23.7	355,833	24.8	29,888	8.4	2.4
国直轄事業負担金	218,704	14.9	283	0.1	218,988	13.5	159,920	11.1	59,068	36.9	9.1
県営事業負担金	-	-	5,554	2.9	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	15,622	1.1	22,231	11.6	36,712	2.3	36,093	2.6	619	1.7	1.2
合 計	<b>1,463,583</b>	<b>100.0</b>	<b>191,571</b>	<b>100.0</b>	<b>1,627,413</b>	<b>100.0</b>	<b>1,435,009</b>	<b>100.0</b>	<b>192,404</b>	<b>13.4</b>	<b>8.4</b>

第61表 港湾費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	11,728	3.7	17,040	10.2	28,768	6.2	29,118	6.5	△ 350	△ 1.2	△ 0.9
維持補修費	8,765	2.8	9,792	5.9	18,557	4.0	16,811	3.8	1,746	10.4	3.5
普通建設事業費	247,836	78.3	101,470	60.8	333,726	72.4	319,629	71.6	14,097	4.4	△ 0.9
補助事業費	113,944	36.0	29,421	17.6	143,045	31.0	149,311	33.5	△ 6,266	△ 4.2	△ 3.9
単独事業費	73,289	23.2	28,755	17.2	97,373	21.1	86,261	19.3	11,112	12.9	6.6
国直轄事業負担金	60,603	19.1	32,705	19.6	93,307	20.2	84,057	18.8	9,250	11.0	△ 2.6
県営事業負担金	-	-	10,589	6.3	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	48,138	15.2	38,718	23.1	79,860	17.4	80,730	18.1	△ 870	△ 1.1	△ 3.4
合 計	<b>316,467</b>	<b>100.0</b>	<b>167,020</b>	<b>100.0</b>	<b>460,911</b>	<b>100.0</b>	<b>446,288</b>	<b>100.0</b>	<b>14,623</b>	<b>3.3</b>	<b>△ 1.2</b>

第62表 都市計画費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
街 路 費	372,571	38.6	452,536	13.8	797,523	19.0	784,810	18.5	12,713	1.6	1.9
公 園 費	189,508	19.6	552,351	16.8	737,895	17.6	743,303	17.5	△ 5,408	△ 0.7	5.2
下 水 道 費	249,505	25.8	1,336,237	40.6	1,581,730	37.8	1,607,682	37.8	△ 25,952	△ 1.6	△ 1.1
区 画 整 理 費 等	153,803	15.9	947,843	28.8	1,070,868	25.6	1,117,545	26.3	△ 46,677	△ 4.2	△ 1.6
合 計	<b>965,387</b>	<b>100.0</b>	<b>3,288,968</b>	<b>100.0</b>	<b>4,188,016</b>	<b>100.0</b>	<b>4,253,339</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 65,323</b>	<b>△ 1.5</b>	<b>0.3</b>

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	17,553	1.8	192,799	5.9	210,353	5.0	210,346	4.9	7	0.0	0.7
物 件 費	31,640	3.3	263,813	8.0	295,453	7.1	288,531	6.8	6,922	2.4	2.3
維 持 補 修 費	35,140	3.6	52,456	1.6	87,596	2.1	86,449	2.0	1,147	1.3	5.3
補 助 費 等	174,842	18.1	876,894	26.7	1,045,298	25.0	977,824	23.0	67,474	6.9	8.5
普 通 建 設 事 業 費	606,009	62.8	1,295,465	39.4	1,842,251	44.0	1,855,515	43.6	△ 13,264	△ 0.7	△ 0.5
補 助 事 業 費	322,694	33.4	816,707	24.8	1,130,474	27.0	1,090,100	25.6	40,374	3.7	△ 4.4
単 独 事 業 費	281,968	29.2	446,416	13.6	710,292	17.0	764,299	18.0	△ 54,007	△ 7.1	5.6
国 直 轄 事 業 負 担 金	1,347	0.1	138	0.0	1,485	0.0	1,116	0.0	369	33.1	17.1
県 営 事 業 負 担 金	-	-	32,204	1.0	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	11,158	1.2	30,768	0.9	41,248	1.0	48,147	1.1	△ 6,899	△ 14.3	△ 2.8
繰 出 金	29,210	3.0	426,959	13.0	456,169	10.9	592,308	13.9	△ 136,139	△ 23.0	△ 8.8
そ の 他	59,835	6.2	149,814	4.5	209,648	4.9	194,219	4.7	15,429	7.9	△ 3.0
合 計	<b>965,387</b>	<b>100.0</b>	<b>3,288,968</b>	<b>100.0</b>	<b>4,188,016</b>	<b>100.0</b>	<b>4,253,339</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 65,323</b>	<b>△ 1.5</b>	<b>0.3</b>

歳 出 (目的別)

第63表 住宅費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	14,804	3.5	60,007	9.6	74,811	7.4	74,364	7.1	447	0.6	1.4
物 件 費	31,899	7.6	85,960	13.7	117,858	11.6	113,958	11.0	3,900	3.4	△ 2.3
維 持 補 修 費	85,232	20.4	58,838	9.4	144,071	14.2	142,589	13.7	1,482	1.0	4.1
補 助 費 等	35,413	8.5	28,861	4.6	42,889	4.2	49,489	4.8	△ 6,600	△ 13.3	△ 7.4
普 通 建 設 事 業 費	196,843	47.0	343,647	54.8	530,081	52.3	552,103	53.1	△ 22,022	△ 4.0	△ 10.1
補 助 事 業 費	153,750	36.7	270,923	43.2	422,758	41.7	452,230	43.5	△ 29,472	△ 6.5	△ 12.2
単 独 事 業 費	43,093	10.3	72,326	11.5	107,323	10.6	99,874	9.6	7,449	7.5	1.1
県 営 事 業 負 担 金	-	-	398	0.1	-	-	-	-	-	-	-
貸 付 金	42,384	10.1	12,687	2.0	54,958	5.4	59,820	5.8	△ 4,862	△ 8.1	△ 10.0
そ の 他	12,017	2.9	36,632	5.9	48,648	4.9	47,943	4.5	705	1.5	15.0
合 計	<b>418,592</b>	<b>100.0</b>	<b>626,632</b>	<b>100.0</b>	<b>1,013,316</b>	<b>100.0</b>	<b>1,040,266</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 26,950</b>	<b>△ 2.6</b>	<b>△ 5.6</b>



## 第64表 消防費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	184,265	76.0	1,203,762	62.2	1,388,027	66.4	1,371,499	68.5	16,528	1.2	1.3
物 件 費	23,602	9.7	203,394	10.5	226,996	10.9	216,476	10.8	10,520	4.9	2.4
普通建設事業費	28,134	11.6	335,193	17.3	359,127	17.2	315,185	15.7	43,942	13.9	1.9
補助事業費	679	0.3	52,355	2.7	53,034	2.5	45,650	2.3	7,384	16.2	△ 18.1
単独事業費	27,455	11.3	280,723	14.5	306,093	14.6	269,534	13.5	36,559	13.6	6.3
県営事業負担金	-	-	2,116	0.1	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	6,533	2.7	191,795	10.0	117,802	5.5	98,016	5.0	19,786	20.2	△ 25.6
合 計	<b>242,534</b>	<b>100.0</b>	<b>1,934,144</b>	<b>100.0</b>	<b>2,091,952</b>	<b>100.0</b>	<b>2,001,176</b>	<b>100.0</b>	<b>90,776</b>	<b>4.5</b>	<b>△ 0.3</b>

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	754	0.3	24,779	1.3	25,533	1.2	22,289	1.1	3,244	14.6	△ 9.0
地方債	1,129	0.5	230,565	11.9	230,181	11.0	192,505	9.6	37,676	19.6	3.5
その他特定財源	45,575	18.8	116,584	6.0	59,349	2.9	61,268	3.1	△ 1,919	△ 3.1	11.5
一般財源等	195,076	80.4	1,562,216	80.8	1,776,889	84.9	1,725,114	86.2	51,775	3.0	△ 0.9
合 計	<b>242,534</b>	<b>100.0</b>	<b>1,934,144</b>	<b>100.0</b>	<b>2,091,952</b>	<b>100.0</b>	<b>2,001,176</b>	<b>100.0</b>	<b>90,776</b>	<b>4.5</b>	<b>△ 0.3</b>

## 第65表 警察費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度 純 計 額		平成30年度 純 計 額		比 較		
	増減額	増減率	増減額	増減率	増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	2,708,025	80.7	2,677,765	81.2	30,260	1.1	0.4
物 件 費	375,846	11.2	365,231	11.1	10,615	2.9	3.8
補助費等	17,320	0.5	17,461	0.5	△ 141	△ 0.8	△ 1.4
普通建設事業費	234,134	7.0	216,911	6.6	17,223	7.9	6.7
そ の 他	20,512	0.6	20,829	0.6	△ 317	△ 1.5	7.9
合 計	<b>3,355,837</b>	<b>100.0</b>	<b>3,298,197</b>	<b>100.0</b>	<b>57,640</b>	<b>1.7</b>	<b>1.2</b>

## 第65表 警察費の状況 (つづき)

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度 純 計 額		平成30年度 純 計 額		比 較		
	増 減 額	増 減 率	増 減 額	増 減 率	前年度 増減率		
国 庫 支 出 金	70,851	2.1	69,565	2.1	1,286	1.8	1.9
使 用 料・手 数 料	131,729	3.9	124,854	3.8	6,875	5.5	△ 2.9
諸 収 入	7,767	0.2	9,589	0.3	△ 1,822	△ 19.0	△ 0.7
地 方 債	99,632	3.0	81,620	2.5	18,012	22.1	3.8
そ の 他 特 定 財 源	17,438	0.6	29,938	0.9	△ 12,500	△ 41.8	105.6
一 般 財 源 等	3,028,420	90.2	2,982,631	90.4	45,789	1.5	0.7
合 計	<b>3,355,837</b>	<b>100.0</b>	<b>3,298,197</b>	<b>100.0</b>	<b>57,640</b>	<b>1.7</b>	<b>1.2</b>

## 第66表 警察職員数の推移

(単位 人)

区 分	地 方 警 務 官	地 方 警 察 職 員		
		警 察 官	事 務 職 員	計
昭和36年	280	129,482	19,833	149,315
平成12年	570	230,602	29,013	259,615
13	582	229,871	28,939	258,810
14	590	233,583	28,870	262,453
15	599	237,963	28,766	266,729
16	604	241,913	28,857	270,770
17	607	245,374	28,799	274,173
18	610	248,834	28,709	277,543
19	617	251,569	28,572	280,141
20	620	252,917	28,264	281,181
21	623	252,845	28,053	280,898
22	626	253,512	27,797	281,309
23	628	254,318	27,705	282,023
24	628	255,734	27,619	283,353
25	628	256,026	27,618	283,644
26	628	256,828	27,615	284,443
27	628	258,076	27,675	285,751
28	628	259,158	27,813	286,971
29	629	260,431	27,916	288,347
30	629	261,653	27,963	289,616
31	629	261,863	27,986	289,849
令和2	630	261,912	28,005	289,917

※ 地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員数

歳 出 (目的別)

## 第67表 教育費の状況

## その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
教育総務費	2,024,654	19.9	1,155,049	15.4	3,103,951	17.7	3,049,161	18.1	54,790	1.8	0.9
小学校費	2,775,471	27.3	2,152,270	28.8	4,920,738	28.1	4,698,580	27.8	222,158	4.7	△ 0.1
中学校費	1,625,162	16.0	1,152,528	15.4	2,772,544	15.8	2,708,898	16.0	63,646	2.3	△ 2.3
高等学校費	2,072,363	20.4	141,771	1.9	2,200,874	12.6	2,221,334	13.2	△ 20,460	△ 0.9	△ 0.2
特別支援学校費	865,570	8.5	70,552	0.9	935,795	5.3	920,351	5.5	15,444	1.7	3.1
幼稚園費	10,062	0.1	262,562	3.5	265,037	1.5	256,029	1.5	9,008	3.5	1.9
社会教育費	183,259	1.8	1,101,290	14.7	1,271,206	7.3	1,262,913	7.5	8,293	0.7	△ 0.0
保健体育費	419,978	4.1	1,371,414	18.3	1,778,055	10.1	1,505,483	8.9	272,572	18.1	0.3
大学費	204,446	2.0	74,574	1.0	275,293	1.6	255,401	1.5	19,892	7.8	△ 1.0
合 計	<b>10,180,964</b>	<b>100.0</b>	<b>7,482,010</b>	<b>100.0</b>	<b>17,523,493</b>	<b>100.0</b>	<b>16,878,150</b>	<b>100.0</b>	<b>645,343</b>	<b>3.8</b>	<b>△ 0.1</b>

## その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人件費	7,646,586	75.1	2,401,985	32.1	10,048,571	57.3	10,097,561	59.8	△ 48,990	△ 0.5	△ 0.4
物件費	392,433	3.9	2,175,228	29.1	2,567,660	14.7	2,486,013	14.7	81,647	3.3	2.8
維持補修費	22,874	0.2	102,761	1.4	125,635	0.7	123,702	0.7	1,933	1.6	7.1
扶助費、補助費等	1,516,180	14.9	768,718	10.3	2,166,078	12.4	2,002,927	11.9	163,151	8.1	2.2
普通建設事業費	577,998	5.7	1,910,028	25.5	2,468,333	14.1	1,971,585	11.7	496,748	25.2	△ 4.2
補助事業費	63,439	0.6	780,799	10.4	840,904	4.8	589,986	3.5	250,918	42.5	△ 18.3
単独事業費	514,560	5.1	1,127,830	15.1	1,627,428	9.3	1,381,599	8.2	245,829	17.8	3.3
県営事業負担金	-	-	1,399	0.0	-	-	-	-	-	-	-
その他	24,893	0.2	123,290	1.6	147,216	0.8	196,362	1.2	△ 49,146	△ 25.0	△ 0.6
合 計	<b>10,180,964</b>	<b>100.0</b>	<b>7,482,010</b>	<b>100.0</b>	<b>17,523,493</b>	<b>100.0</b>	<b>16,878,150</b>	<b>100.0</b>	<b>645,343</b>	<b>3.8</b>	<b>△ 0.1</b>

## その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
国庫支出金	1,786,340	17.5	703,368	9.4	2,489,708	14.2	2,365,727	14.0	123,981	5.2	△ 2.1
都道府県支出金	-	-	168,476	2.3	-	-	-	-	-	-	-
使用料・手数料	244,683	2.4	72,541	1.0	317,224	1.8	334,060	2.0	△ 16,836	△ 5.0	△ 2.3
分担金・負担金・寄附金	6,378	0.1	50,819	0.7	48,941	0.3	50,696	0.3	△ 1,755	△ 3.5	8.6
地方債	293,886	2.9	1,034,687	13.8	1,322,680	7.5	1,021,575	6.1	301,105	29.5	△ 7.5
その他特定財源	336,614	3.3	456,673	6.0	778,036	4.5	616,107	3.6	161,929	26.3	11.2
一般財源等	7,513,063	73.8	4,995,446	66.8	12,566,904	71.7	12,489,985	74.0	76,919	0.6	0.5
合 計	<b>10,180,964</b>	<b>100.0</b>	<b>7,482,010</b>	<b>100.0</b>	<b>17,523,493</b>	<b>100.0</b>	<b>16,878,150</b>	<b>100.0</b>	<b>645,343</b>	<b>3.8</b>	<b>△ 0.1</b>

第68表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	2,758,743	99.4	747,524	34.7	3,506,267	71.3	3,501,271	74.5	4,996	0.1	△ 0.1
物 件 費	9,921	0.4	484,802	22.5	494,723	10.1	479,424	10.2	15,299	3.2	3.6
維 持 補 修 費	-	-	43,360	2.0	43,360	0.9	42,593	0.9	767	1.8	11.4
普 通 建 設 事 業 費	4,524	0.2	806,344	37.5	806,395	16.4	599,803	12.8	206,592	34.4	△ 4.1
補 助 事 業 費	-	-	393,780	18.3	393,780	8.0	235,625	5.0	158,155	67.1	△ 18.5
単 独 事 業 費	4,524	0.2	412,564	19.2	412,616	8.4	364,178	7.8	48,438	13.3	8.3
県 営 事 業 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	2,283	0.0	70,240	3.3	69,993	1.3	75,489	1.6	△ 5,496	△ 7.3	3.0
合 計	<b>2,775,471</b>	<b>100.0</b>	<b>2,152,270</b>	<b>100.0</b>	<b>4,920,738</b>	<b>100.0</b>	<b>4,698,580</b>	<b>100.0</b>	<b>222,158</b>	<b>4.7</b>	<b>△ 0.1</b>

第69表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	1,608,638	99.0	420,589	36.5	2,029,227	73.2	2,045,413	75.5	△ 16,186	△ 0.8	△ 1.2
物 件 費	10,796	0.7	253,760	22.0	264,556	9.5	256,322	9.5	8,234	3.2	1.4
維 持 補 修 費	8	0.0	23,344	2.0	23,351	0.8	22,481	0.8	870	3.9	7.2
普 通 建 設 事 業 費	3,728	0.2	397,032	34.4	397,652	14.3	317,929	11.7	79,723	25.1	△ 11.5
補 助 事 業 費	582	0.0	193,964	16.8	194,546	7.0	130,696	4.8	63,850	48.9	△ 22.4
単 独 事 業 費	3,146	0.2	203,068	17.6	203,106	7.3	187,234	6.9	15,872	8.5	△ 1.9
県 営 事 業 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	1,992	0.1	57,803	5.1	57,758	2.2	66,753	2.5	△ 8,995	△ 13.5	△ 2.2
合 計	<b>1,625,162</b>	<b>100.0</b>	<b>1,152,528</b>	<b>100.0</b>	<b>2,772,544</b>	<b>100.0</b>	<b>2,708,898</b>	<b>100.0</b>	<b>63,646</b>	<b>2.3</b>	<b>△ 2.3</b>

第70表 高等学校費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
人 件 費	1,606,132	77.5	107,555	75.9	1,713,688	77.9	1,728,966	77.8	△ 15,278	△ 0.9	△ 0.8
物 件 費	145,874	7.0	16,503	11.6	162,376	7.4	160,559	7.2	1,817	1.1	1.6
維 持 補 修 費	14,671	0.7	1,238	0.9	15,909	0.7	17,197	0.8	△ 1,288	△ 7.5	13.4
普 通 建 設 事 業 費	181,718	8.8	14,341	10.1	195,851	8.9	193,654	8.7	2,197	1.1	3.8
補 助 事 業 費	13,645	0.7	925	0.7	14,570	0.7	18,946	0.9	△ 4,376	△ 23.1	△ 26.2
単 独 事 業 費	168,074	8.1	13,415	9.5	181,281	8.2	174,708	7.9	6,573	3.8	8.6
県 営 事 業 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	123,968	6.0	2,134	1.5	113,050	5.1	120,958	5.5	△ 7,908	△ 6.5	△ 1.8
合 計	<b>2,072,363</b>	<b>100.0</b>	<b>141,771</b>	<b>100.0</b>	<b>2,200,874</b>	<b>100.0</b>	<b>2,221,334</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 20,460</b>	<b>△ 0.9</b>	<b>△ 0.2</b>

歳 出 (目的別)

第71表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	47,812	26.1	312,814	28.4	360,626	28.4	361,523	28.6	△ 897	△ 0.2	△ 0.7
物 件 費	64,486	35.2	441,923	40.1	506,409	39.8	499,412	39.5	6,997	1.4	0.7
普通建設事業費	44,284	24.2	254,437	23.1	296,953	23.4	298,143	23.6	△ 1,190	△ 0.4	△ 0.7
補助事業費	5,648	3.1	81,230	7.4	86,841	6.8	79,949	6.3	6,892	8.6	△ 13.6
単独事業費	38,636	21.1	173,182	15.7	210,112	16.5	218,194	17.3	△ 8,082	△ 3.7	5.1
県営事業負担金	—	—	25	0.0	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	26,677	14.5	92,116	8.4	107,218	8.4	103,835	8.3	3,383	3.3	1.1
合 計	<b>183,259</b>	<b>100.0</b>	<b>1,101,290</b>	<b>100.0</b>	<b>1,271,206</b>	<b>100.0</b>	<b>1,262,913</b>	<b>100.0</b>	<b>8,293</b>	<b>0.7</b>	<b>△ 0.0</b>

第72表 保健体育費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
人 件 費	34,712	8.3	201,891	14.7	236,603	13.3	238,762	15.9	△ 2,159	△ 0.9	△ 1.0
物 件 費	47,938	11.4	721,653	52.6	769,590	43.3	739,325	49.1	30,265	4.1	3.5
維持補修費	838	0.2	16,997	1.2	17,835	1.0	16,076	1.1	1,759	10.9	△ 6.2
普通建設事業費	208,202	49.6	325,163	23.7	526,993	29.6	355,499	23.6	171,494	48.2	△ 8.8
補助事業費	6,957	1.7	64,172	4.7	71,129	4.0	65,981	4.4	5,148	7.8	△ 27.9
単独事業費	201,244	47.9	259,617	18.9	455,863	25.6	289,518	19.2	166,345	57.5	△ 2.9
県営事業負担金	—	—	1,374	0.1	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	128,288	30.5	105,710	7.8	227,034	12.8	155,821	10.3	71,213	45.7	13.1
合 計	<b>419,978</b>	<b>100.0</b>	<b>1,371,414</b>	<b>100.0</b>	<b>1,778,055</b>	<b>100.0</b>	<b>1,505,483</b>	<b>100.0</b>	<b>272,572</b>	<b>18.1</b>	<b>0.3</b>
上記の内 体育施設費等	404,197	96.2	557,389	40.6	949,424	53.4	704,654	46.8	244,770	34.7	1.5
学校給食費	15,780	3.8	814,026	59.4	828,631	46.6	800,828	53.2	27,803	3.5	△ 0.6

### 第73表 性質別歳出決算額の状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純計額		比 較								
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率			前年度増減率				
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村		純計額	都道府県	市町村	純計額				
人件費	12,552,511	25.4	9,904,303	16.7	22,456,814	22.5	22,466,042	22.9	△ 9,228	△ 0.2	0.2	△ 0.0	△ 0.1	0.2	0.0		
物件費	1,788,993	3.6	8,192,440	13.8	9,981,433	10.0	9,569,628	9.8	411,805	4.8	4.2	4.3	2.2	1.5	1.6		
維持補修費	480,243	1.0	739,665	1.2	1,219,908	1.2	1,269,089	1.3	△ 49,181	△ 5.8	△ 2.6	△ 3.9	1.2	△ 2.2	△ 0.8		
扶助費	1,108,701	2.2	13,832,293	23.3	14,940,994	15.0	14,299,737	14.6	641,257	3.2	4.6	4.5	△ 2.5	0.3	0.1		
補助費等	13,472,771	27.3	4,414,927	7.4	9,628,420	9.7	9,310,750	9.5	317,670	1.9	3.8	3.4	△ 8.0	3.8	△ 5.4		
普通建設事業費	7,950,206	16.1	8,163,514	13.7	15,416,391	15.5	14,764,400	15.1	651,991	2.4	6.7	4.4	9.1	△ 2.8	3.1		
うち	補助事業費	4,255,218	8.6	3,598,801	6.1	7,585,484	7.6	7,025,221	7.2	560,263	7.8	8.3	8.0	△ 0.9	△ 8.0	△ 3.8	
	単独事業費	2,939,929	6.0	4,352,716	7.3	7,008,424	7.0	7,020,799	7.2	△ 12,375	△ 7.1	5.5	△ 0.2	27.9	1.4	11.5	
災害復旧事業費	589,465	1.2	475,284	0.8	1,007,502	1.0	1,039,220	1.1	△ 31,718	△ 10.3	10.6	△ 3.1	14.7	41.8	23.0		
失業対策事業費	-	-	24	0.0	24	0.0	34	0.0	△ 10	-	△ 29.4	△ 29.4	-	△ 33.3	△ 33.3		
公債費	6,625,114	13.4	5,520,405	9.3	12,113,307	12.1	12,340,653	12.6	△ 227,346	△ 2.4	△ 1.2	△ 1.8	△ 3.9	△ 0.6	△ 2.4		
積立金	1,190,226	2.4	1,754,951	3.0	2,945,177	3.0	2,813,894	2.9	131,283	23.5	△ 5.1	4.7	△ 23.5	△ 0.4	△ 9.7		
投資及び出資金	144,601	0.3	232,459	0.4	377,060	0.4	342,576	0.3	34,484	17.2	6.0	10.1	14.4	2.1	6.2		
貸付金	2,602,610	5.3	1,034,604	1.7	3,610,107	3.6	3,800,772	3.9	△ 190,665	△ 5.5	△ 3.6	△ 5.0	△ 6.7	△ 7.6	△ 7.1		
繰出金	833,606	1.7	5,171,185	8.7	6,004,791	6.0	6,003,523	6.1	1,268	1.4	△ 0.2	0.0	505.7	△ 1.0	11.8		
前年度繰上充用金	-	-	260	0.0	260	0.0	293	0.0	△ 33	-	△ 11.3	△ 11.3	-	11.0	11.0		
<b>歳出合計</b>	<b>49,339,047</b>	<b>100.0</b>	<b>59,436,314</b>	<b>100.0</b>	<b>99,702,189</b>	<b>100.0</b>	<b>98,020,611</b>	<b>100.0</b>	<b>1,681,578</b>	<b>0.8</b>	<b>2.5</b>	<b>1.7</b>	<b>△ 1.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>		
うち	義務的経費	20,286,326	41.1	29,257,001	49.2	49,511,114	49.7	49,106,431	50.1	404,683	△ 0.7	1.9	0.8	△ 1.5	0.1	△ 0.6	
	投資的経費	8,539,670	17.3	8,638,822	14.5	16,423,916	16.5	15,803,654	16.1	620,262	1.4	7.0	3.9	9.5	△ 1.2	4.2	

(注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

歳出(性質別)



第73表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その2 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数						
	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	26	27	28	29	30	元	
人 件 費	22,524,345	22,565,511	22,468,593	22,465,161	22,466,042	22,456,814	100	100	100	100	100	100	
物 件 費	9,078,683	9,315,308	9,496,796	9,419,168	9,569,628	9,981,433	100	103	105	104	105	110	
維 持 補 修 費	1,184,209	1,161,960	1,203,617	1,279,775	1,269,089	1,219,908	100	98	102	108	107	103	
扶 助 費	12,914,930	13,334,340	14,009,833	14,281,366	14,299,737	14,940,994	100	103	108	111	111	116	
普通建設事業費	14,778,598	14,183,796	14,306,852	14,320,560	14,764,400	15,416,391	100	96	97	97	100	104	
災害復旧事業費	733,011	729,522	818,265	844,775	1,039,220	1,007,502	100	100	112	115	142	137	
失業対策事業費	95	67	60	51	34	24	100	71	63	54	36	25	
公 債 費	13,336,755	12,901,432	12,545,458	12,649,085	12,340,653	12,113,307	100	97	94	95	93	91	
積 立 金	4,005,932	3,769,208	3,317,538	3,116,528	2,813,894	2,945,177	100	94	83	78	70	74	
そ の 他	19,966,241	20,444,081	19,974,452	19,621,900	19,457,914	19,620,639	100	102	100	98	97	98	
歳 出 合 計	<b>98,522,799</b>	<b>98,405,225</b>	<b>98,141,464</b>	<b>97,998,369</b>	<b>98,020,611</b>	<b>99,702,189</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>100</b>	<b>99</b>	<b>99</b>	<b>101</b>	
うち	義務的経費	48,776,031	48,801,283	49,023,884	49,395,612	49,106,431	49,511,114	100	100	101	101	101	102
	投資的経費	15,511,704	14,913,385	15,125,178	15,165,386	15,803,654	16,423,916	100	96	98	98	102	106

(単位 %)

区 分	決 算 額 構 成 比						増 減 率						
	26	27	28	29	30	元	26	27	28	29	30	元	
人 件 費	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.5	1.6	0.2	△ 0.4	△ 0.0	0.0	△ 0.0	
物 件 費	9.2	9.5	9.7	9.6	9.8	10.0	1.5	2.6	1.9	△ 0.8	1.6	4.3	
維 持 補 修 費	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.2	5.1	△ 1.9	3.6	6.3	△ 0.8	△ 3.9	
扶 助 費	13.1	13.6	14.3	14.6	14.6	15.0	5.9	3.2	5.1	1.9	0.1	4.5	
普通建設事業費	15.0	14.4	14.6	14.6	15.1	15.5	4.1	△ 4.0	0.9	0.1	3.1	4.4	
災害復旧事業費	0.7	0.7	0.8	0.9	1.1	1.0	△ 16.9	△ 0.5	12.2	3.2	23.0	△ 3.1	
失業対策事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 41.4	△ 29.5	△ 10.4	△ 15.0	△ 33.3	△ 29.4	
公 債 費	13.5	13.1	12.8	12.9	12.6	12.1	1.8	△ 3.3	△ 2.8	0.8	△ 2.4	△ 1.8	
積 立 金	4.1	3.8	3.4	3.2	2.9	3.0	△ 9.5	△ 5.9	△ 12.0	△ 6.1	△ 9.7	4.7	
そ の 他	20.3	20.8	20.3	20.0	19.7	19.7	△ 2.0	2.4	△ 2.3	△ 1.8	△ 0.8	0.8	
歳 出 合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>1.1</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>△ 0.3</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>1.7</b>	
うち	義務的経費	49.5	49.6	50.0	50.4	50.1	49.7	2.8	0.1	0.5	0.8	△ 0.6	0.8
	投資的経費	15.7	15.2	15.4	15.5	16.1	16.5	2.9	△ 3.9	1.4	0.3	4.2	3.9

第73表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

	金額							構成比						
	平成21年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	21	26	27	28	29	30	元
人件費	23,975,629	22,524,345	22,565,511	22,468,593	22,465,161	22,466,042	22,456,814	24.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	22.5
財源内訳														
国庫支出金	1,733,845	1,824,244	1,748,190	1,685,527	1,686,850	1,676,801	1,689,640	1.8	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7
地方債	465,714	161,039	175,636	154,477	93,117	62,278	56,033	0.5	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
一般財源等	20,935,270	19,864,262	19,891,771	19,811,339	19,874,479	19,934,345	19,967,517	21.8	20.2	20.2	20.2	20.3	20.3	20.0
その他	840,800	674,800	749,914	817,250	810,715	792,618	743,624	0.8	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7
物件費	7,938,750	9,078,683	9,315,308	9,496,796	9,419,168	9,569,628	9,981,433	8.3	9.2	9.5	9.7	9.6	9.8	10.0
財源内訳														
国庫支出金	341,987	401,319	437,662	487,396	435,269	385,442	490,444	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.5
地方債	3,167	21,883	25,260	67,249	70,368	53,339	63,109	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
一般財源等	6,231,984	7,113,283	7,340,201	7,435,105	7,413,967	7,582,708	7,877,585	6.5	7.2	7.5	7.6	7.6	7.7	7.9
その他	1,361,612	1,542,198	1,512,185	1,507,046	1,499,564	1,548,139	1,550,295	1.4	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6	1.5
維持補修費	1,051,671	1,184,209	1,161,960	1,203,617	1,279,775	1,269,089	1,219,908	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.2
財源内訳														
国庫支出金	22,459	47,181	42,783	46,588	61,383	46,019	50,006	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
地方債	-	186	579	578	227	999	2,320	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般財源等	839,223	922,013	908,712	940,135	997,740	989,517	927,784	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9
その他	189,989	214,829	209,886	216,316	220,425	232,554	239,798	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2
扶助費	9,086,319	12,914,930	13,334,340	14,009,833	14,281,366	14,299,737	14,940,994	9.5	13.1	13.6	14.3	14.6	14.6	15.0
財源内訳														
国庫支出金	4,292,882	6,807,032	6,907,566	7,366,936	7,357,070	7,215,341	7,624,940	4.5	6.9	7.0	7.5	7.5	7.4	7.6
地方債	-	7,017	7,448	8,491	8,886	8,569	8,861	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般財源等	4,348,402	5,456,758	5,794,325	6,016,403	6,335,418	6,526,694	6,827,816	4.5	5.5	5.9	6.1	6.5	6.7	6.8
その他	445,035	644,123	625,001	618,003	579,992	549,133	479,377	0.5	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6
普通建設事業費	14,380,871	14,778,598	14,183,796	14,306,852	14,320,560	14,764,400	15,416,391	15.0	15.0	14.4	14.6	14.6	15.1	15.5
財源内訳														
国庫支出金	2,990,065	3,324,263	3,085,680	3,186,331	3,415,938	3,349,363	3,669,374	3.1	3.4	3.1	3.2	3.5	3.4	3.7
地方債	5,511,258	5,272,036	5,442,003	5,618,272	5,630,789	5,716,400	6,632,560	5.7	5.4	5.5	5.7	5.7	5.8	6.7
一般財源等	4,662,718	3,648,232	3,367,336	3,389,136	3,320,769	3,664,177	3,166,942	4.9	3.7	3.4	3.5	3.4	3.7	3.2
その他	1,216,830	2,534,067	2,288,777	2,113,113	1,953,064	2,034,460	1,947,515	1.3	2.5	2.4	2.2	2.0	2.2	1.9
災害復旧事業費	134,962	733,011	729,522	818,265	844,775	1,039,220	1,007,502	0.1	0.7	0.7	0.8	0.9	1.1	1.0
財源内訳														
国庫支出金	68,073	451,806	465,293	486,121	507,686	567,529	537,211	0.1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5
地方債	35,835	86,995	75,251	125,789	147,632	265,973	266,874	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3
一般財源等	25,781	132,397	130,457	140,603	130,726	155,372	143,521	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
その他	5,273	61,813	58,521	65,752	58,731	50,346	59,896	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
失業対策事業費	2,697	95	67	60	51	34	24	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財源内訳														
国庫支出金	1,139	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-
地方債	917	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-
一般財源等	610	89	65	50	43	34	24	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	31	6	2	10	8	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
公債費	12,853,232	13,336,755	12,901,432	12,545,458	12,649,085	12,340,653	12,113,307	13.4	13.5	13.1	12.8	12.9	12.6	12.1
財源内訳														
国庫支出金	12,357	10,092	8,591	8,610	9,061	6,680	6,900	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方債	-	-	63	-	-	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-
一般財源等	12,262,681	12,494,166	12,224,555	11,976,916	11,995,654	11,771,219	11,593,741	12.8	12.7	12.4	12.2	12.2	12.0	11.6
その他	578,194	832,497	668,223	559,932	644,370	562,754	512,666	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	0.6	0.5
積立金	4,187,399	4,005,932	3,769,208	3,317,538	3,116,528	2,813,894	2,945,177	4.4	4.1	3.8	3.4	3.2	2.9	3.0
財源内訳														
国庫支出金	2,365,787	1,056,825	922,286	856,574	614,841	295,765	289,219	2.5	1.1	0.9	0.9	0.6	0.3	0.3
地方債	72,786	58,909	41,135	26,545	35,777	32,931	24,753	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般財源等	1,499,770	2,579,350	2,476,451	2,050,869	2,033,550	1,925,815	2,143,856	1.6	2.6	2.5	2.1	2.1	2.0	2.2
その他	249,056	310,848	329,336	383,550	432,360	559,383	487,349	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.5
その他	22,494,919	19,966,241	20,444,081	19,974,452	19,621,900	19,457,914	19,620,639	23.3	20.3	20.8	20.3	20.0	19.7	19.7
財源内訳														
国庫支出金	1,945,486	758,450	961,671	1,072,786	1,015,326	952,141	1,064,409	1.9	0.7	1.1	1.2	1.1	1.0	1.1
地方債	496,382	277,594	260,025	295,093	257,958	212,498	217,000	0.6	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1
一般財源等	13,071,222	13,423,037	13,964,884	13,805,376	13,819,644	14,000,710	14,189,270	13.5	13.7	14.3	14.0	14.1	14.3	14.3
その他	6,981,829	5,507,160	5,257,501	4,801,197	4,528,972	4,292,565	4,149,960	7.3	5.7	5.1	4.8	4.5	4.2	4.2
歳出合計	96,106,449	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	98,020,611	99,702,189	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
財源内訳														
国庫支出金	13,774,080	14,681,212	14,579,722	15,196,869	15,103,424	14,495,081	15,422,143	14.3	14.9	14.8	15.5	15.4	14.8	15.5
地方債	6,586,059	5,885,659	6,027,400	6,296,494	6,244,754	6,352,987	7,271,510	6.9	6.0	6.1	6.4	6.4	6.5	7.3
一般財源等	63,877,661	65,633,587	66,098,757	65,565,932	65,921,990	66,550,591	66,838,056	66.5	66.6	67.2	66.8	67.3	67.9	67.0
その他	11,868,649	12,322,341	11,699,346	11,082,169	10,728,201	10,621,952	10,170,480	12.3	12.5	11.9	11.3	10.9	10.8	10.2
うち義務的経費	45,915,180	48,776,031	48,801,283	49,023,884	49,395,612	49,106,431	49,511,114	47.8	49.5	49.6	50.0	50.4	50.1	49.7
財源内訳														
国庫支出金	6,039,084	8,641,367	8,664,347	9,061,073	9,052,980	8,898,822	9,321,480	6.3	8.8	8.8	9.2	9.2	9.1	9.3
地方債	465,714	168,056	183,147	162,968	102,003	70,847	64,894	0.5	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
一般財源等	37,546,354	37,815,186	37,910,650	37,804,558	38,205,550	38,232,258	38,389,074	39.1	38.4	38.5	38.5	39.0	39.0	38.5
その他	1,864,028	2,151,422	2,043,139	1,995,165	2,035,079	1,904,504	1,735,666	1.9	2.1	2.1	2.1	2.1	1.9	1.8
うち投資的経費	14,518,530	15,511,704	14,913,385	15,125,178	15,165,386	15,803,654	16,423,916	15.1	15.7	15.2	15.4	15.5	16.1	16.5
財源内訳														
国庫支出金	3,059,278	3,776,069	3,550,973	3,672,452	3,923,624	3,916,892	4,206,585	3.2	3.8	3.6	3.7	4.0	4.0	4.2
地方債	5,548,009	5,359,031												

第74表 団体規模別性質別歳出の状況

区 分		義 務 的 経 費	人 件 費	扶 助 費	公 債 費	普 通 建 設 事 業 費	う ち 補 助 事 業 費	う ち 単 独 事 業 費	物 件 費	貸 付 金	そ の 他	歳 出 合 計
決 算	政 令 指 定 都 市	82,366	28,439	38,204	15,724	15,734	6,857	8,297	13,585	5,610	24,192	141,487
	中 核 市	45,184	12,538	24,569	8,077	11,194	5,229	5,684	11,143	1,369	17,775	86,666
	施 行 時 特 例 市	12,217	3,910	6,358	1,949	3,160	1,383	1,727	3,616	322	5,423	24,737
	都 市	103,406	32,855	49,268	21,283	31,501	13,778	16,893	32,332	2,357	59,425	229,022
	中 都 市	45,184	13,607	23,694	7,883	11,914	4,957	6,703	13,515	1,137	22,623	94,373
	小 都 市	58,222	19,248	25,574	13,400	19,587	8,821	10,190	18,817	1,221	36,802	134,649
	町 村	23,627	9,718	7,579	6,330	11,830	5,973	5,561	10,518	339	21,493	67,807
	町 村 (1万人以上)	15,602	6,007	5,863	3,732	6,662	3,305	3,196	6,421	188	13,043	41,916
	町 村 (1万人未満)	8,025	3,711	1,716	2,598	5,168	2,668	2,365	4,096	150	8,450	25,890
	合 計	<b>266,801</b>	<b>87,460</b>	<b>125,978</b>	<b>53,363</b>	<b>73,418</b>	<b>33,220</b>	<b>38,161</b>	<b>71,194</b>	<b>9,998</b>	<b>128,308</b>	<b>549,719</b>
額 (億 円)	政 令 指 定 都 市	80,977	28,347	36,531	16,098	15,104	6,505	8,052	12,956	5,743	23,464	138,244
	中 核 市	42,427	12,002	22,551	7,874	9,626	4,402	4,977	10,247	1,387	16,559	80,246
	施 行 時 特 例 市	13,752	4,408	7,029	2,315	3,514	1,482	1,970	3,847	437	6,090	27,640
	都 市	101,586	32,934	47,139	21,513	29,411	12,830	15,809	30,820	2,476	58,925	223,217
	中 都 市	44,099	13,608	22,573	7,918	10,813	4,611	5,958	12,868	1,185	22,819	91,785
	小 都 市	57,486	19,325	24,565	13,595	18,598	8,219	9,851	17,952	1,291	36,105	131,432
	町 村	23,244	9,665	7,250	6,330	11,115	5,448	5,387	10,601	370	22,287	67,616
	町 村 (1万人以上)	15,465	6,051	5,608	3,806	6,223	2,945	3,120	6,513	204	13,948	42,353
	町 村 (1万人未満)	7,780	3,614	1,642	2,524	4,892	2,503	2,267	4,088	165	8,338	25,264
	合 計	<b>261,985</b>	<b>87,355</b>	<b>120,500</b>	<b>54,130</b>	<b>68,769</b>	<b>30,668</b>	<b>36,196</b>	<b>68,471</b>	<b>10,413</b>	<b>127,325</b>	<b>536,963</b>
構 成 比 (%)	政 令 指 定 都 市	30.9	32.5	30.3	29.5	21.4	20.6	21.7	19.1	56.1	18.9	25.7
	中 核 市	16.9	14.3	19.5	15.1	15.2	15.7	14.9	15.7	13.7	13.9	15.8
	施 行 時 特 例 市	4.6	4.5	5.0	3.7	4.3	4.2	4.5	5.1	3.2	4.2	4.5
	都 市	38.8	37.6	39.1	39.9	42.9	41.5	44.3	45.4	23.6	46.3	41.7
	中 都 市	16.9	15.6	18.8	14.8	16.2	14.9	17.6	19.0	11.4	17.6	17.2
	小 都 市	21.8	22.0	20.3	25.1	26.7	26.6	26.7	26.4	12.2	28.7	24.5
	町 村	8.9	11.1	6.0	11.9	16.1	18.0	14.6	14.8	3.4	16.8	12.3
	町 村 (1万人以上)	5.8	6.9	4.7	7.0	9.1	9.9	8.4	9.0	1.9	10.2	7.6
	町 村 (1万人未満)	3.0	4.2	1.4	4.9	7.0	8.0	6.2	5.8	1.5	6.6	4.7
	合 計	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
増 減 額 (億 円)	政 令 指 定 都 市	1,390	92	1,672	△ 374	631	351	244	629	△ 133	727	3,244
	中 核 市	2,757	536	2,018	203	1,568	827	707	897	△ 18	1,216	6,420
	施 行 時 特 例 市	△ 1,535	△ 498	△ 671	△ 366	△ 354	△ 99	△ 244	△ 231	△ 115	△ 668	△ 2,903
	都 市	1,820	△ 79	2,129	△ 230	2,090	948	1,084	1,512	△ 119	500	5,804
	中 都 市	1,085	△ 1	1,121	△ 35	1,101	346	745	647	△ 49	△ 196	2,588
	小 都 市	735	△ 78	1,009	△ 195	989	602	339	865	△ 70	696	3,216
	町 村	383	54	329	△ 0	715	525	174	△ 84	△ 31	△ 793	190
	町 村 (1万人以上)	137	△ 44	255	△ 74	439	360	76	△ 92	△ 16	△ 905	△ 436
	町 村 (1万人未満)	246	98	74	74	276	165	98	8	△ 15	111	626
	合 計	<b>4,815</b>	<b>105</b>	<b>5,478</b>	<b>△ 767</b>	<b>4,650</b>	<b>2,552</b>	<b>1,965</b>	<b>2,723</b>	<b>△ 416</b>	<b>983</b>	<b>12,755</b>
増 減 率 (%)	政 令 指 定 都 市	1.7	0.3	4.6	△ 2.3	4.2	5.4	3.0	4.9	△ 2.3	3.1	2.3
	中 核 市	6.5	4.5	8.9	2.6	16.3	18.8	14.2	8.8	△ 1.3	7.3	8.0
	施 行 時 特 例 市	△ 11.2	△ 11.3	△ 9.5	△ 15.8	△ 10.1	△ 6.7	△ 12.4	△ 6.0	△ 26.4	△ 11.0	△ 10.5
	都 市	1.8	△ 0.2	4.5	△ 1.1	7.1	7.4	6.9	4.9	△ 4.8	0.8	2.6
	中 都 市	2.5	△ 0.0	5.0	△ 0.4	10.2	7.5	12.5	5.0	△ 4.1	△ 0.9	2.8
	小 都 市	1.3	△ 0.4	4.1	△ 1.4	5.3	7.3	3.4	4.8	△ 5.4	1.9	2.4
	町 村	1.6	0.6	4.5	△ 0.0	6.4	9.6	3.2	△ 0.8	△ 8.3	△ 3.6	0.3
	町 村 (1万人以上)	0.9	△ 0.7	4.6	△ 1.9	7.1	12.2	2.4	△ 1.4	△ 7.8	△ 6.5	△ 1.0
	町 村 (1万人未満)	3.2	2.7	4.5	2.9	5.6	6.6	4.3	0.2	△ 9.0	1.3	2.5
	合 計	<b>1.8</b>	<b>0.1</b>	<b>4.5</b>	<b>△ 1.4</b>	<b>6.8</b>	<b>8.3</b>	<b>5.4</b>	<b>4.0</b>	<b>△ 4.0</b>	<b>0.8</b>	<b>2.4</b>

## 第75表 一般財源の充当状況

その1 総括

(単位 百万円・%)

区分	令和元年度						平成30年度						比較		
	都道府県		市町村		純計額		都道府県		市町村		純計額		増減額	増減率	前年度増減率
一般財源	31,676,286	100.0	32,070,475	100.0	61,032,809	100.0	31,475,373	100.0	31,586,573	100.0	60,104,940	100.0	927,869	1.5	1.5
義務的経費	15,641,445	49.4	15,579,416	48.6	33,462,368	54.8	15,685,125	49.8	15,315,472	48.5	33,041,233	55.0	421,135	1.3	0.6
人件費	9,515,460	30.0	7,455,730	23.2	17,404,963	28.5	9,480,080	30.1	7,377,275	23.4	17,227,738	28.7	177,225	1.0	0.8
扶助費	510,723	1.6	3,750,296	11.7	5,951,560	9.8	491,103	1.6	3,569,247	11.3	5,640,525	9.4	311,035	5.5	3.6
公債費	5,615,262	17.7	4,373,390	13.6	10,105,845	16.6	5,713,942	18.2	4,368,949	13.8	10,172,969	16.9	△ 67,124	△ 0.7	△ 1.3
投資的経費	1,232,607	3.9	1,684,093	5.3	2,885,631	4.7	1,537,742	4.9	1,775,095	5.6	3,300,975	5.5	△ 415,344	△ 12.6	11.3
普通建設事業費	1,213,066	3.8	1,604,191	5.0	2,760,509	4.5	1,513,488	4.8	1,683,337	5.3	3,166,670	5.3	△ 406,161	△ 12.8	10.9
災害復旧事業費	19,541	0.1	79,882	0.2	125,102	0.2	24,254	0.1	91,730	0.3	134,276	0.2	△ 9,174	△ 6.8	19.5
失業対策事業費	-	-	20	0.0	21	0.0	-	-	28	0.0	29	0.0	△ 8	△ 27.6	△ 21.6
その他の経費	13,720,266	43.3	13,219,236	41.1	21,912,317	36.0	13,280,401	42.2	12,975,129	41.1	21,172,406	35.2	739,911	3.5	1.5
歳出合計	30,594,318	96.6	30,482,745	95.0	58,260,316	95.5	30,503,268	96.9	30,065,696	95.2	57,514,614	95.7	745,702	1.3	1.5
翌年度への繰越額	1,081,968	3.4	1,587,730	5.0	2,772,493	4.5	972,105	3.1	1,520,878	4.8	2,590,326	4.3	182,167	7.0	1.9

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含む。

その2 推移

(単位 百万円)

区分	平成26年度充当額	平成27年度充当額	平成28年度充当額	平成29年度充当額	平成30年度充当額	令和元年度充当額
一般財源	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431	60,104,940	61,032,809
義務的経費	31,527,916	32,523,809	32,652,826	32,842,419	33,041,233	33,462,368
人件費	16,561,568	17,065,288	17,111,547	17,084,585	17,227,738	17,404,963
扶助費	4,549,500	4,970,991	5,196,517	5,446,079	5,640,525	5,951,560
公債費	10,416,847	10,487,530	10,344,761	10,311,755	10,172,969	10,105,845
投資的経費	3,152,124	3,000,836	3,048,766	2,967,026	3,300,975	2,885,631
普通建設事業費	3,041,665	2,888,861	2,927,281	2,854,614	3,166,670	2,760,509
災害復旧事業費	110,384	111,920	121,442	112,375	134,276	125,102
失業対策事業費	74	56	43	37	29	21
その他の経費	20,041,103	21,181,937	20,929,338	20,858,698	21,172,406	21,912,317
歳出合計	54,721,143	56,706,582	56,630,930	56,668,143	57,514,614	58,260,316
翌年度への繰越額	2,551,791	2,580,736	2,464,002	2,542,288	2,590,326	2,772,493

(単位 %)

区分	指数						構成比					
	26	27	28	29	30	元	26	27	28	29	30	元
一般財源	100	104	103	103	105	107	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	100	103	104	104	105	106	55.0	54.9	55.3	55.5	55.0	54.8
人件費	100	103	103	103	104	105	28.9	28.8	29.0	28.9	28.7	28.5
扶助費	100	109	114	120	124	131	7.9	8.4	8.8	9.2	9.4	9.8
公債費	100	101	99	99	98	97	18.2	17.7	17.5	17.4	16.9	16.6
投資的経費	100	95	97	94	105	92	5.5	5.1	5.2	5.0	5.5	4.7
普通建設事業費	100	95	96	94	104	91	5.3	4.9	5.0	4.8	5.3	4.5
災害復旧事業費	100	101	110	102	122	113	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
失業対策事業費	100	76	58	50	39	28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	106	104	104	106	109	35.0	35.6	35.3	35.2	35.2	36.0
歳出合計	100	104	103	104	105	106	95.5	95.6	95.8	95.7	95.7	95.5
翌年度への繰越額	100	101	97	100	102	109	4.5	4.4	4.2	4.3	4.3	4.5

歳出(性質別)

## 第76表 人件費の状況

その1 人件費の内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率		
議員報酬等	37,173	0.3	188,304	1.9	225,477	1.0				226,741	1.0
委員等報酬	249,305	2.0	571,851	5.8	821,156	3.7	799,820	3.6	21,336	2.7	1.7
特別職給与	4,014	0.0	65,236	0.7	69,250	0.3	68,586	0.3	664	1.0	0.6
職員給	9,216,505	73.4	6,737,967	68.0	15,954,472	71.0	15,926,673	70.9	27,799	0.2	0.0
基本給	5,999,554	47.8	4,380,613	44.2	10,380,166	46.2	10,424,062	46.4	△ 43,896	△ 0.4	△ 0.3
その他の手当	3,216,652	25.6	2,347,881	23.7	5,564,534	24.8	5,492,768	24.4	71,766	1.3	0.6
臨時職員給与	299	0.0	9,473	0.1	9,772	0.0	9,843	0.0	△ 71	△ 0.7	△ 4.1
地方公務員 共済組合等負担金	1,879,024	15.0	1,448,038	14.6	3,327,061	14.8	3,330,528	14.8	△ 3,467	△ 0.1	△ 0.7
退職金	1,043,318	8.3	782,200	7.9	1,825,518	8.1	1,873,854	8.3	△ 48,336	△ 2.6	0.0
恩給及び退職年金	6,436	0.1	844	0.0	7,281	0.0	8,569	0.0	△ 1,288	△ 15.0	△ 14.5
災害補償費	14,428	0.1	14,131	0.1	28,559	0.1	28,625	0.1	△ 66	△ 0.2	4.3
その他	102,308	0.8	95,732	1.0	198,040	1.0	202,646	1.0	△ 4,606	△ 2.3	2.7
合 計	<b>12,552,511</b>	<b>100.0</b>	<b>9,904,303</b>	<b>100.0</b>	<b>22,456,814</b>	<b>100.0</b>	<b>22,466,042</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 9,228</b>	<b>△ 0.0</b>	<b>0.0</b>

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		増 減 額	増 減 率	前年度 増減率		
国庫支出金	1,324,341	10.6	341,511	3.4	1,689,640	7.5				1,676,801	7.5
使用料・手数料	296,741	2.4	208,450	2.1	515,569	2.3	561,226	2.5	△ 45,657	△ 8.1	△ 1.9
地方債	54,649	0.4	1,384	0.0	56,033	0.2	62,278	0.3	△ 6,245	△ 10.0	△ 33.1
その他特定財源	97,347	0.7	387,372	4.0	228,055	1.1	231,392	1.0	△ 3,337	△ 1.4	△ 3.0
一般財源等	10,779,433	85.9	8,965,586	90.5	19,967,517	88.9	19,934,345	88.7	33,172	0.2	0.3
合 計	<b>12,552,511</b>	<b>100.0</b>	<b>9,904,303</b>	<b>100.0</b>	<b>22,456,814</b>	<b>100.0</b>	<b>22,466,042</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 9,228</b>	<b>△ 0.0</b>	<b>0.0</b>

その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比			
都 道 府 県	12,552,511	25.4	12,576,907	25.7	△ 24,396	△ 0.2	△ 0.1
市 町 村	9,904,303	16.7	9,889,134	17.1	15,169	0.2	0.2
政令指定都市	2,843,861	20.1	2,834,697	20.5	9,164	0.3	0.0
中 核 市	1,253,788	14.5	1,200,150	15.0	53,638	4.5	9.7
施行時特例市	391,014	15.8	440,826	15.9	△ 49,812	△ 11.3	△ 16.2
中 都 市	1,360,705	14.4	1,360,824	14.8	△ 119	△ 0.0	△ 0.9
小 都 市	1,924,773	14.3	1,932,542	14.7	△ 7,769	△ 0.4	0.0
町 村	971,843	14.3	966,455	14.3	5,388	0.6	△ 0.1
一部事務組合等	822,580	41.8	839,387	43.0	△ 16,807	△ 2.0	△ 0.6
特 別 区	602,869	15.4	595,501	15.9	7,368	1.2	0.3
合 計	<b>22,456,814</b>	<b>22.5</b>	<b>22,466,042</b>	<b>22.9</b>	<b>△ 9,228</b>	<b>△ 0.0</b>	<b>0.0</b>

(注) 令和元年度及び平成30年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

## 第77表 人件費中の職員給の状況

### その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度						比 較						
	都道府県		市 町 村		純 計 額		都道府県		市 町 村		純 計 額		増減額	増 減 率			前年度増減率		
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額		都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議会関係	13,704	0.1	57,338	0.9	71,042	0.4	13,766	0.1	56,996	0.9	70,762	0.4	280	△ 0.5	0.6	0.4	1.3	0.4	0.5
総務関係	392,846	4.3	1,431,202	21.2	1,824,048	11.4	391,455	4.2	1,407,743	21.0	1,799,198	11.3	24,850	0.4	1.7	1.4	0.1	△ 0.2	△ 0.1
民生関係	173,802	1.9	1,214,996	18.0	1,388,798	8.7	171,298	1.9	1,204,197	18.0	1,375,495	8.6	13,303	1.5	0.9	1.0	△ 0.0	0.8	0.7
衛生関係	200,974	2.2	634,845	9.4	835,819	5.2	201,001	2.2	637,344	9.5	838,345	5.3	△ 2,526	△ 0.0	△ 0.4	△ 0.3	0.7	△ 0.6	△ 0.3
労働関係	40,229	0.4	6,058	0.1	46,287	0.3	40,709	0.4	6,006	0.1	46,715	0.3	△ 428	△ 1.2	0.9	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8
農林水産業関係	290,204	3.1	172,494	2.6	462,698	2.9	295,878	3.2	174,111	2.6	469,989	3.0	△ 7,291	△ 1.9	△ 0.9	△ 1.6	△ 0.6	0.2	△ 0.3
商工関係	81,883	0.9	122,765	1.8	204,648	1.3	81,050	0.9	119,745	1.8	200,795	1.3	3,853	1.0	2.5	1.9	1.0	2.3	1.8
土木関係	194,889	2.1	472,227	7.0	667,116	4.2	206,306	2.2	475,477	7.1	681,783	4.3	△ 14,667	△ 5.5	△ 0.7	△ 2.2	△ 2.0	0.9	0.0
警察関係	2,095,523	22.7	-	-	2,095,523	13.1	2,070,748	22.4	-	-	2,070,748	13.0	24,775	1.2	-	1.2	0.7	-	0.7
消防関係	149,323	1.6	939,773	13.9	1,089,097	6.8	146,917	1.6	926,688	13.8	1,073,606	6.7	15,491	1.6	1.4	1.4	1.2	1.4	1.3
教育関係	5,583,129	60.6	1,686,268	25.0	7,269,397	45.6	5,606,674	60.8	1,692,562	25.3	7,299,236	45.8	△ 29,839	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4
合 計	9,216,505	100.0	6,737,967	100.0	15,954,472	100.0	9,225,804	100.0	6,700,869	100.0	15,926,673	100.0	27,799	△ 0.1	0.6	0.2	△ 0.1	0.3	0.0

歳 出 (性質別)

### その2 平均給料月額状況 (普通会計分)

(単位 円・%)

区 分	令和2年4月1日現在							平成31年4月1日現在						
	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等
一 般 行 政 職	316,993	324,055	319,806	316,209	302,270	300,184	316,783	317,775	325,365	319,895	316,496	302,587	304,486	318,205
高等学校教育職	372,405	372,601	367,550	380,122	317,426	365,317	351,014	374,191	374,301	371,129	381,983	312,630	386,339	347,084
小・中学校教育職	353,398	356,917	345,463	297,937	282,556	318,658	-	355,362	358,882	347,616	298,223	282,819	317,758	-
消 防 職	300,514	310,800	305,437	301,604	286,413	-	293,522	299,781	309,600	306,056	300,640	285,806	-	292,467
警 察 職	323,548	323,548	-	-	-	-	-	321,712	321,712	-	-	-	-	-

区 分	増減率							前年度増減率						
	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等	全団体	都道府県	政令指定都市	都市	町村	特別区	一部事務組合等
一 般 行 政 職	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 1.4	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0	△ 1.1	△ 0.0
高等学校教育職	△ 0.5	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.5	1.5	△ 5.4	1.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.0	△ 1.0	△ 2.1	0.1
小・中学校教育職	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1	0.3	-	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.3	-
消 防 職	0.2	0.4	△ 0.2	0.3	0.2	-	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	-	0.3
警 察 職	0.6	0.6	-	-	-	-	-	0.3	0.3	-	-	-	-	-



## 第78表 地方公務員数の状況

その1 総括

(単位 人・%)

区 分	令和2年4月1日現在						平成31年4月1日現在						比 較		
	都道府県		市町村		全 団 体		都道府県		市町村		全 団 体		増減	増減率	前年度増減率
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比			
一般行政関係職員	232,638	17.6	692,196	63.7	924,834	38.4	231,615	17.7	687,979	63.8	919,594	38.5	5,240	0.6	0.4
議会・総務	48,262	3.7	192,526	17.7	240,788	10.0	47,871	3.7	190,322	17.6	238,193	10.0	2,595	1.1	1.1
税 務	15,814	1.2	48,935	4.5	64,749	2.7	15,759	1.2	49,246	4.6	65,005	2.7	△ 256	△ 0.4	△ 0.4
民 生	26,542	2.0	210,499	19.4	237,041	9.8	25,923	2.0	208,232	19.3	234,155	9.8	2,886	1.2	0.7
衛 生	29,850	2.3	97,631	9.0	127,481	5.3	29,688	2.3	98,056	9.1	127,744	5.3	△ 263	△ 0.2	△ 0.5
労 働	4,539	0.3	988	0.1	5,527	0.2	4,497	0.3	1,011	0.1	5,508	0.2	19	0.3	0.2
農 林 水 産	48,891	3.7	30,007	2.8	78,898	3.3	49,036	3.7	30,037	2.8	79,073	3.3	△ 175	△ 0.2	△ 0.3
商 工	11,293	0.9	20,095	1.8	31,388	1.3	11,241	0.9	19,946	1.8	31,187	1.3	201	0.6	2.3
土 木	47,447	3.6	91,515	8.4	138,962	5.8	47,600	3.6	91,129	8.4	138,729	5.8	233	0.2	0.0
教育関係職員	780,565	59.0	250,580	23.1	1,031,145	42.8	770,714	58.8	247,421	22.9	1,018,135	42.6	13,010	1.3	0.2
教 員	705,878	53.4	149,336	13.7	855,214	35.5	704,260	53.7	146,528	13.6	850,788	35.6	4,426	0.5	0.2
高等学校	155,069	11.7	9,852	0.9	164,921	6.8	156,257	11.9	9,861	0.9	166,118	7.0	△ 1,197	△ 0.7	△ 0.7
義務教育	475,367	36.0	110,304	10.2	585,671	24.3	473,606	36.1	107,437	10.0	581,043	24.3	4,628	0.8	0.3
そ の 他	75,442	5.7	29,180	2.7	104,622	4.3	74,397	5.7	29,230	2.7	103,627	4.3	995	1.0	0.5
そ の 他	74,687	5.6	101,244	9.3	175,931	7.3	66,454	5.1	100,893	9.4	167,347	7.0	8,584	5.1	0.3
警察関係職員	289,917	21.9	-	-	289,917	12.0	289,849	22.1	-	-	289,849	12.1	68	0.0	0.1
警 察 官	261,912	19.8	-	-	261,912	10.9	261,863	20.0	-	-	261,863	11.0	49	0.0	0.1
そ の 他	28,005	2.1	-	-	28,005	1.2	27,986	2.1	-	-	27,986	1.2	19	0.1	0.1
消防関係職員	18,882	1.4	143,891	13.2	162,773	6.8	18,867	1.4	143,206	13.3	162,073	6.8	700	0.4	0.3
合 計	1,322,002	100.0	1,086,667	100.0	2,408,669	100.0	1,311,045	100.0	1,078,606	100.0	2,389,651	100.0	19,018	0.8	0.3

(注) 特別支援学校の小・中学校に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推移

区 分	昭和36年 5月31日		平成30年 4月1日		平成31年 4月1日		令和2年 4月1日		指 数			
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	S36.5.31	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
一般行政関係職員	676	39.6	916	38.4	920	38.5	925	38.4	100	136	136	137
民 生	85	5.0	232	9.7	234	9.8	237	9.8	100	273	275	279
衛 生	74	4.3	128	5.4	128	5.4	127	5.3	100	173	173	172
労 働	18	1.1	5	0.2	6	0.3	6	0.2	100	28	33	33
土 木	107	6.3	139	5.8	139	5.8	139	5.8	100	130	130	130
そ の 他	392	23.0	412	17.3	413	17.3	416	17.3	100	105	105	106
教育関係職員	842	49.4	1,016	42.6	1,018	42.6	1,031	42.8	100	121	121	122
義務教育職員	572	33.5	579	24.3	581	24.3	586	24.3	100	101	102	102
高等学校職員	104	6.1	167	7.0	166	6.9	165	6.8	100	161	160	159
学校給食職員	29	1.7	6	0.3	6	0.3	6	0.2	100	21	21	21
そ の 他	137	8.0	264	11.1	265	11.1	274	11.4	100	193	193	200
警察関係職員	149	8.7	290	12.2	290	12.1	290	12.0	100	195	195	195
警 察 官	129	7.6	262	11.0	262	11.0	262	10.9	100	203	203	203
そ の 他	20	1.2	28	1.2	28	1.2	28	1.2	100	140	140	140
消防関係職員	39	2.3	162	6.8	162	6.8	163	6.8	100	415	415	418
合 計	1,706	100.0	2,383	100.0	2,390	100.0	2,409	100.0	100	140	140	141

第79表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
賃 金	30,280	1.7	511,317	6.2	541,597	5.4	539,566	5.6	2,031	0.4	0.2
旅 費	80,033	4.5	62,433	0.8	142,465	1.4	150,465	1.6	△ 8,000	△ 5.3	0.8
交 際 費	227	0.0	2,576	0.0	2,803	0.0	3,066	0.0	△ 263	△ 8.6	△ 0.7
需 用 費	348,402	19.5	1,297,325	15.8	1,645,727	16.5	1,652,036	17.3	△ 6,309	△ 0.4	1.1
役 務 費	133,565	7.5	372,465	4.5	506,029	5.1	475,081	5.0	30,948	6.5	2.3
備 品 購 入 費	30,413	1.7	137,955	1.7	168,368	1.7	156,829	1.6	11,539	7.4	0.9
委 託 料	894,294	50.0	5,030,942	61.4	5,925,236	59.4	5,566,736	58.2	358,500	6.4	1.2
そ の 他	271,779	15.1	777,427	9.6	1,049,208	10.5	1,025,849	10.7	23,359	2.3	5.2
合 計	<b>1,788,993</b>	<b>100.0</b>	<b>8,192,440</b>	<b>100.0</b>	<b>9,981,433</b>	<b>100.0</b>	<b>9,569,628</b>	<b>100.0</b>	<b>411,805</b>	<b>4.3</b>	<b>1.6</b>

第80表 維持補修費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
総 務 費	22,939	4.8	30,087	4.1	53,026	4.3	53,719	4.2	△ 693	△ 1.3	3.4
衛 生 費	2,353	0.5	122,723	16.6	125,076	10.3	120,357	9.5	4,719	3.9	2.3
保 健 所 費	320	0.1	369	0.0	689	0.1	644	0.1	45	7.0	0.6
清 掃 費	138	0.0	112,287	15.2	112,426	9.2	108,367	8.5	4,059	3.7	1.4
そ の 他	1,895	0.4	10,067	1.4	11,961	1.0	11,346	0.9	615	5.4	11.5
農 林 水 産 業 費	8,859	1.8	18,061	2.4	26,921	2.2	27,270	2.1	△ 349	△ 1.3	6.6
農 業 費	1,238	0.3	2,284	0.3	3,522	0.3	3,434	0.3	88	2.6	0.6
畜 産 業 費	436	0.1	483	0.1	919	0.1	923	0.1	△ 4	△ 0.4	1.1
農 地 費	1,500	0.3	10,127	1.4	11,627	1.0	11,960	0.9	△ 333	△ 2.8	11.7
林 業 費	1,924	0.4	4,143	0.6	6,068	0.5	6,247	0.5	△ 179	△ 2.9	13.2
水 産 業 費	3,761	0.8	1,024	0.1	4,786	0.4	4,706	0.4	80	1.7	△ 6.3
土 木 費	391,899	81.6	428,476	57.9	820,375	67.2	874,098	68.9	△ 53,723	△ 6.1	△ 3.3
道 路 橋 り よ う 費	210,622	43.9	289,267	39.1	499,889	41.0	552,764	43.6	△ 52,875	△ 9.6	△ 7.6
河 川 海 岸 費	46,546	9.7	16,567	2.2	63,113	5.2	67,882	5.3	△ 4,769	△ 7.0	7.9
都 市 計 画 費	35,140	7.3	52,456	7.1	87,596	7.2	86,449	6.8	1,147	1.3	5.3
住 宅 費	85,232	17.7	58,838	8.0	144,071	11.8	142,589	11.2	1,482	1.0	4.1
そ の 他	14,359	3.0	11,348	1.5	25,706	2.0	24,414	2.0	1,292	5.3	3.1
警 察 費	20,506	4.3	-	-	20,506	1.7	20,824	1.6	△ 318	△ 1.5	8.0
消 防 費	5,049	1.1	10,411	1.4	15,460	1.3	15,358	1.2	102	0.7	6.6
教 育 費	22,874	4.8	102,761	13.9	125,635	10.3	123,702	9.7	1,933	1.6	7.1
小 学 校 費	-	-	43,360	5.9	43,360	3.6	42,593	3.4	767	1.8	11.4
中 学 校 費	8	0.0	23,344	3.2	23,351	1.9	22,481	1.8	870	3.9	7.2
高 等 学 校 費	14,671	3.1	1,238	0.2	15,909	1.3	17,197	1.4	△ 1,288	△ 7.5	13.4
そ の 他	8,195	1.7	34,819	4.6	43,015	3.5	41,431	3.1	1,584	3.8	0.8
そ の 他	5,764	1.1	27,146	3.7	32,909	2.7	33,761	2.8	△ 852	△ 2.5	7.7
合 計	<b>480,243</b>	<b>100.0</b>	<b>739,665</b>	<b>100.0</b>	<b>1,219,908</b>	<b>100.0</b>	<b>1,269,089</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 49,181</b>	<b>△ 3.9</b>	<b>△ 0.8</b>

歳 出 (性質別)

第81表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市 町 村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
民 生 費	821,652	74.1	13,185,074	95.3	14,006,726	93.7	13,499,111	94.4	507,615	3.8	△ 0.1
社 会 福 祉 費	240,879	21.7	3,331,222	24.1	3,572,101	23.9	3,411,668	23.9	160,433	4.7	△ 3.2
老 人 福 祉 費	9,875	0.9	192,947	1.4	202,822	1.4	207,646	1.5	△ 4,824	△ 2.3	△ 4.2
児 童 福 祉 費	387,591	35.0	6,191,057	44.8	6,578,648	44.0	6,216,843	43.5	361,805	5.8	2.6
生 活 保 護 費	178,889	16.1	3,455,159	25.0	3,634,048	24.3	3,652,053	25.5	△ 18,005	△ 0.5	△ 1.5
災 害 救 助 費	4,419	0.4	14,690	0.1	19,109	0.1	10,901	0.1	8,208	75.3	246.2
衛 生 費	239,033	21.6	227,926	1.6	466,959	3.1	452,830	3.2	14,129	3.1	△ 0.1
結 核 対 策 費	1,158	0.1	1,961	0.0	3,119	0.0	3,496	0.0	△ 377	△ 10.8	△ 3.9
そ の 他	237,875	21.5	225,965	1.6	463,840	3.1	449,334	3.2	14,506	3.2	△ 0.1
教 育 費	48,005	4.3	419,289	3.0	467,294	3.1	347,789	2.4	119,505	34.4	9.1
小 学 校 費	—	—	40,262	0.3	40,262	0.3	40,915	0.3	△ 653	△ 1.6	1.2
中 学 校 費	8	0.0	39,337	0.3	39,345	0.3	39,746	0.3	△ 401	△ 1.0	△ 6.3
保 健 体 育 費	181	0.0	29,827	0.2	30,008	0.2	32,530	0.2	△ 2,522	△ 7.8	0.7
そ の 他	47,816	4.3	309,863	2.2	357,679	2.3	234,598	1.6	123,081	52.5	15.2
そ の 他	11	0.0	4	0.0	15	0.0	7	0.0	8	114.3	△ 11.2
合 計	1,108,701	100.0	13,832,293	100.0	14,940,994	100.0	14,299,737	100.0	641,257	4.5	0.1

第82表 補助費等の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度				平成30年度				増減額		増減率		前年度 増減率	
	都道府県	市町村	合 計		都道府県	市町村	合 計		単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計
			単 純	純 計			単 純	純 計						
負担金・寄附金	3,108,831	711,814	3,820,644	...	2,831,502	632,439	3,463,941	...	356,703	...	10.3	...	1.9	...
補助交付金	9,521,644	1,659,671	11,181,315	...	9,553,757	1,611,717	11,165,473	...	15,842	...	0.1	...	△ 9.3	...
そ の 他	842,296	2,043,442	2,885,740	...	835,115	2,010,033	2,845,149	...	40,591	...	1.4	...	2.9	...
合 計	13,472,771	4,414,927	17,887,699	9,628,420	13,220,374	4,254,189	17,474,563	9,310,750	413,136	317,670	2.4	3.4	△ 5.4	△ 5.4
うち公営企業(法適用) に対するもの	450,446	1,418,311	1,868,757		440,326	1,350,048	1,790,374		78,383		4.4		4.3	

## 第83表 普通建設事業費の状況

### その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	4,255,218	53.5	3,598,801	44.1	7,585,484	49.2	7,025,221	47.6	560,263	8.0	△ 3.8
単独事業費	2,939,929	37.0	4,352,716	53.3	7,008,424	45.5	7,020,799	47.6	△ 12,375	△ 0.2	11.5
国直轄事業負担金	755,058	9.5	67,425	0.8	822,483	5.3	718,380	4.9	104,103	14.5	△ 0.5
県営事業負担金	-	-	144,572	1.8	-	-	-	-	-	-	-
合 計	<b>7,950,206</b>	<b>100.0</b>	<b>8,163,514</b>	<b>100.0</b>	<b>15,416,391</b>	<b>100.0</b>	<b>14,764,400</b>	<b>100.0</b>	<b>651,991</b>	<b>4.4</b>	<b>3.1</b>

### その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	2,241,485	28.2	1,427,829	17.5	3,669,374	23.8	3,349,363	22.7	320,011	9.6	△ 1.9
分担金・負担金・寄附金	145,002	1.8	39,816	0.5	97,736	0.6	97,206	0.7	530	0.5	7.6
財産収入	10,397	0.1	8,186	0.1	18,590	0.1	21,715	0.1	△ 3,125	△ 14.4	△ 16.7
地方債	3,185,421	40.1	3,416,183	41.8	6,632,560	43.0	5,716,400	38.7	916,160	16.0	1.5
その他特定財源	993,699	12.5	1,342,445	16.5	1,831,189	12.0	1,915,539	13.0	△ 84,350	△ 4.4	4.3
一般財源等	1,374,202	17.3	1,929,055	23.6	3,166,942	20.5	3,664,177	24.8	△ 497,235	△ 13.6	10.3
合 計	<b>7,950,206</b>	<b>100.0</b>	<b>8,163,514</b>	<b>100.0</b>	<b>15,416,391</b>	<b>100.0</b>	<b>14,764,400</b>	<b>100.0</b>	<b>651,991</b>	<b>4.4</b>	<b>3.1</b>

歳 出 (性質別)

第83表 普通建設事業費の状況（つづき）

その3 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度							比 較								
	都道府県		市町村		純計額		平成30年度 純計額	増減額	増減率			前年度増減率				
									都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額		
総務費	432,856	5.4	788,905	9.7	1,118,372	7.3	954,050	6.5	164,322	24.6	11.5	17.2	△ 8.3	7.3	1.5	
民生費	187,690	2.4	534,456	6.5	648,188	4.2	652,525	4.4	△ 4,337	△ 3.6	0.5	△ 0.7	△ 4.5	△ 10.4	△ 9.1	
社会福祉費	42,736	0.5	64,275	0.8	105,636	0.7	103,727	0.7	1,909	0.7	3.1	1.8	△ 6.9	△ 15.5	△ 11.9	
老人福祉費	59,087	0.7	77,916	1.0	114,008	0.7	124,389	0.8	△ 10,381	△ 13.5	△ 1.3	△ 8.3	△ 22.1	△ 26.3	△ 21.2	
児童福祉費	81,371	1.0	384,591	4.7	416,373	2.7	403,339	2.7	13,034	9.4	1.4	3.2	12.6	△ 5.0	△ 4.8	
その他	4,496	0.1	7,674	0.1	12,171	0.1	21,070	0.2	△ 8,899	△ 53.3	△ 33.0	△ 42.2	104.9	△ 17.9	13.5	
衛生費	146,536	1.8	729,162	8.9	829,255	5.4	815,688	5.5	13,567	△ 10.6	4.7	1.7	△ 6.7	11.1	8.0	
清掃費	22,751	0.3	584,519	7.2	598,807	3.9	574,913	3.9	23,894	15.1	3.7	4.2	9.8	13.4	13.5	
その他	123,785	1.5	144,643	1.7	230,448	1.5	240,775	1.6	△ 10,327	△ 14.1	8.9	△ 4.3	△ 8.6	2.5	△ 3.3	
労働費	7,066	0.1	6,517	0.1	13,575	0.1	13,742	0.1	△ 167	4.8	△ 7.3	△ 1.2	3.5	11.7	7.4	
農林水産業費	1,480,015	18.6	495,690	6.1	1,691,378	11.0	1,626,394	11.0	64,984	5.8	3.8	4.0	0.7	△ 12.4	△ 2.7	
農業費	98,119	1.2	116,273	1.4	149,761	1.0	157,149	1.1	△ 7,388	5.9	△ 3.1	△ 4.7	△ 4.5	△ 16.4	△ 15.2	
畜産費	48,922	0.6	43,392	0.5	71,912	0.5	58,794	0.4	13,118	27.0	25.0	22.3	△ 38.1	△ 34.3	△ 37.3	
農地費	789,789	9.9	177,878	2.2	837,246	5.4	808,678	5.5	28,568	4.1	5.2	3.5	5.3	△ 3.3	4.0	
林業費	340,161	4.3	69,648	0.9	375,042	2.4	366,714	2.5	8,328	2.4	1.3	2.3	3.7	△ 2.9	3.5	
水産業費	203,023	2.6	88,498	1.1	257,417	1.7	235,059	1.6	22,358	14.6	3.9	9.5	△ 6.3	△ 17.4	△ 9.7	
商工費	202,773	2.6	194,921	2.4	384,188	2.5	335,952	2.3	48,236	25.3	2.9	14.4	6.3	1.5	4.8	
土木費	4,652,559	58.5	3,160,550	38.7	7,661,306	49.7	7,309,442	49.5	351,864	8.8	△ 0.2	4.8	2.4	△ 3.3	△ 0.1	
道路橋りょう費	2,161,533	27.2	1,245,847	15.3	3,374,472	21.9	3,184,545	21.6	189,927	9.0	1.1	6.0	△ 1.3	△ 2.0	△ 1.7	
河川海岸費	1,374,449	17.3	136,721	1.7	1,484,570	9.6	1,285,914	8.7	198,656	16.7	6.1	15.4	10.7	△ 1.5	9.1	
港湾費	247,836	3.1	101,470	1.2	333,726	2.2	319,629	2.2	14,097	6.5	1.7	4.4	0.3	△ 4.2	△ 0.9	
都市計画費	606,009	7.6	1,295,465	15.9	1,842,251	11.9	1,855,515	12.6	△ 13,264	△ 0.9	△ 0.3	△ 0.7	7.1	△ 3.8	△ 0.5	
街路費	365,119	4.6	416,309	5.1	754,028	4.9	738,691	5.0	15,337	1.4	2.7	2.1	1.8	2.3	2.2	
公園費	111,264	1.4	248,949	3.0	358,030	2.3	376,585	2.6	△ 18,555	△ 17.5	2.2	△ 4.9	27.1	△ 2.4	6.5	
下水道費	5,090	0.1	16,267	0.2	17,850	0.1	17,368	0.1	482	8.6	3.1	2.8	△ 12.2	△ 12.6	△ 11.5	
区画整理費等	124,537	1.6	613,939	7.5	712,344	4.6	722,871	4.9	△ 10,527	11.0	△ 3.3	△ 1.5	5.5	△ 7.6	△ 6.0	
住宅費	196,843	2.5	343,647	4.2	530,081	3.4	552,103	3.7	△ 22,022	△ 2.7	△ 4.5	△ 4.0	△ 14.7	△ 7.4	△ 10.1	
その他	65,889	0.8	37,400	0.4	96,206	0.7	111,736	0.7	△ 15,530	△ 6.4	△ 20.8	△ 13.9	7.6	9.6	10.7	
消防費	28,134	0.4	335,193	4.1	359,127	2.3	315,185	2.1	43,942	25.9	13.3	13.9	△ 0.5	2.3	1.9	
教育費	577,998	7.3	1,910,028	23.4	2,468,333	16.0	1,971,585	13.4	496,748	34.5	22.1	25.2	6.7	△ 6.8	△ 4.2	
小学校費	4,524	0.1	806,344	9.9	806,395	5.2	599,803	4.1	206,592	47.0	34.4	34.4	1.5	△ 4.1	△ 4.1	
中学校費	3,728	0.0	397,032	4.9	397,652	2.6	317,929	2.2	79,723	166.1	24.9	25.1	△ 17.2	△ 11.5	△ 11.5	
高等学校費	181,718	2.3	14,341	0.2	195,851	1.3	193,654	1.3	2,197	5.1	△ 32.6	1.1	9.7	△ 26.4	3.8	
社会教育費	44,284	0.6	254,437	3.1	296,953	1.9	298,143	2.0	△ 1,190	△ 19.4	3.8	△ 0.4	10.4	△ 2.9	△ 0.7	
保健体育費	208,202	2.6	325,163	4.0	526,993	3.4	355,499	2.4	171,494	184.5	12.5	48.2	5.6	△ 11.9	△ 8.8	
大学費	38,745	0.5	8,035	0.1	46,718	0.3	35,991	0.2	10,727	49.0	△ 19.5	29.8	△ 16.0	1.9	△ 11.7	
その他	96,797	1.2	104,676	1.2	197,771	1.3	170,566	1.2	27,205	△ 1.5	29.3	15.9	8.5	9.5	8.5	
その他	234,579	2.9	8,092	0.1	242,669	1.5	769,837	5.2	△ 527,168	△ 69.1	△ 19.1	△ 68.5	272.7	△ 11.4	257.8	
合計	7,950,206	100.0	8,163,514	100.0	15,416,391	100.0	14,764,400	100.0	651,991	2.4	6.7	4.4	9.1	△ 2.8	3.1	

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額	比 較								
	都道府県		市 町 村		純 計 額			増減額	増 減 率			前年度増減率				
	都道府県		市町村		純計額				都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額		
総 務 費	28,813	0.7	125,251	3.5	148,610	2.0	153,412	2.2	△ 4,802	26.4	△ 7.8	△ 3.1	△ 44.3	1.8	△ 9.8	
民 生 費	83,168	2.0	259,853	7.2	302,085	4.0	306,558	4.4	△ 4,473	△ 9.0	1.6	△ 1.5	△ 22.4	△ 14.7	△ 12.8	
社会福祉費	20,826	0.5	14,574	0.4	34,727	0.5	37,786	0.5	△ 3,059	△ 12.4	0.9	△ 8.1	△ 11.6	△ 28.1	△ 18.0	
老人福祉費	25,194	0.6	25,795	0.7	33,782	0.4	28,231	0.4	5,551	14.6	13.6	19.7	△ 38.1	△ 43.4	△ 41.8	
児童福祉費	32,685	0.8	215,443	6.0	225,071	3.0	222,524	3.2	2,547	△ 9.4	2.5	1.1	△ 28.7	△ 7.9	△ 7.8	
その他	4,463	0.1	4,041	0.1	8,505	0.1	18,017	0.3	△ 9,512	△ 53.3	△ 52.2	△ 52.8	103.9	△ 24.8	13.7	
衛 生 費	73,546	1.7	341,968	9.5	389,813	5.1	416,477	5.9	△ 26,664	△ 20.6	△ 1.9	△ 6.4	△ 14.9	23.6	14.9	
清掃費	426	0.0	326,300	9.1	326,717	4.3	339,154	4.8	△ 12,437	△ 79.6	△ 3.2	△ 3.7	△ 63.2	30.8	28.8	
その他	73,120	1.7	15,668	0.4	63,096	0.8	77,323	1.1	△ 14,227	△ 19.3	35.1	△ 18.4	△ 12.2	△ 52.5	△ 22.0	
労 働 費	4,501	0.1	179	0.0	4,678	0.1	4,409	0.1	269	25.9	△ 78.7	6.1	△ 11.0	△ 47.3	△ 21.4	
農 林 水 産 業 費	1,220,399	28.7	250,541	7.0	1,297,742	17.1	1,219,533	17.4	78,209	8.0	6.5	6.4	0.7	△ 21.3	△ 3.5	
農業費	67,808	1.6	69,977	1.9	88,605	1.2	95,574	1.4	△ 6,969	7.4	△ 4.4	△ 7.3	△ 8.6	△ 23.1	△ 22.6	
畜産業費	37,144	0.9	36,285	1.0	54,569	0.7	42,547	0.6	12,022	32.7	33.2	28.3	△ 41.9	△ 38.2	△ 42.3	
農地費	673,585	15.8	42,696	1.2	659,445	8.7	616,433	8.8	43,012	7.4	12.5	7.0	5.7	△ 11.5	5.2	
林業費	267,224	6.3	34,083	0.9	277,297	3.7	270,884	3.9	6,413	2.3	△ 0.8	2.4	5.2	△ 1.3	5.4	
水産業費	174,638	4.1	67,499	1.9	217,826	2.9	194,095	2.8	23,731	16.4	8.0	12.2	△ 8.2	△ 23.9	△ 13.1	
商 工 費	52,546	1.2	57,638	1.6	109,586	1.4	97,061	1.4	12,525	7.0	19.3	12.9	2.7	△ 21.0	△ 8.6	
土 木 費	2,657,132	62.4	1,730,217	48.1	4,368,036	57.6	4,129,218	58.8	238,818	9.6	0.3	5.8	1.1	△ 5.7	△ 1.7	
道路橋りょう費	1,212,127	28.5	558,132	15.5	1,768,446	23.3	1,643,858	23.4	124,588	10.7	1.3	7.6	△ 0.6	△ 5.6	△ 2.2	
河川海岸費	845,080	19.9	40,837	1.1	879,862	11.6	770,161	11.0	109,701	14.8	0.7	14.2	13.6	△ 0.1	12.4	
港湾費	113,944	2.7	29,421	0.8	143,045	1.9	149,311	2.1	△ 6,266	△ 3.9	△ 5.3	△ 4.2	△ 1.9	△ 11.5	△ 3.9	
都市計画費	322,694	7.6	816,707	22.7	1,130,474	14.9	1,090,100	15.5	40,374	8.7	1.7	3.7	△ 4.5	△ 4.9	△ 4.4	
街路費	235,473	5.5	281,096	7.8	512,926	6.8	475,838	6.8	37,088	7.8	7.3	7.8	△ 4.8	0.9	△ 1.1	
公園費	38,635	0.9	110,541	3.1	148,610	2.0	142,284	2.0	6,326	△ 4.0	7.8	4.4	12.0	△ 8.8	△ 3.8	
下水道費	3,838	0.1	7,498	0.2	9,688	0.1	8,993	0.1	695	10.7	4.2	7.7	△ 13.2	△ 16.9	△ 13.0	
区画整理費等	44,747	1.1	417,572	11.6	459,250	6.1	462,985	6.6	△ 3,735	29.2	△ 3.2	△ 0.8	△ 15.9	△ 6.9	△ 7.6	
住宅費	153,750	3.6	270,923	7.5	422,758	5.6	452,230	6.4	△ 29,472	△ 9.2	△ 4.8	△ 6.5	△ 16.7	△ 9.4	△ 12.2	
その他	9,537	0.2	14,197	0.4	23,451	0.3	23,558	0.4	△ 107	0.9	△ 0.9	△ 0.5	△ 32.0	19.1	△ 8.5	
消 防 費	679	0.0	52,355	1.5	53,034	0.7	45,650	0.6	7,384	△ 14.2	16.7	16.2	△ 49.8	△ 17.2	△ 18.1	
教 育 費	63,439	1.5	780,799	21.7	840,904	11.1	589,986	8.4	250,918	△ 8.5	47.9	42.5	△ 12.1	△ 18.8	△ 18.3	
小学校費	-	-	393,780	10.9	393,780	5.2	235,625	3.4	158,155	-	67.1	67.1	-	△ 18.5	△ 18.5	
中学校費	582	0.0	193,964	5.4	194,546	2.6	130,696	1.9	63,850	546.7	48.5	48.9	4,400.0	△ 22.4	△ 22.4	
高等学校費	13,645	0.3	925	0.0	14,570	0.2	18,946	0.3	△ 4,376	△ 25.2	31.6	△ 23.1	△ 9.0	△ 87.5	△ 26.2	
社会教育費	5,648	0.1	81,230	2.3	86,841	1.1	79,949	1.1	6,892	△ 41.1	15.3	8.6	△ 43.0	△ 7.1	△ 13.6	
保健体育費	6,957	0.2	64,172	1.8	71,129	0.9	65,981	0.9	5,148	16.3	6.2	7.8	△ 43.5	△ 25.7	△ 27.9	
大学費	1,384	0.0	1,542	0.0	2,926	0.0	2,614	0.0	312	△ 43.7	882.2	11.9	61.3	△ 49.0	42.8	
その他	35,223	0.9	45,186	1.3	77,112	1.1	56,175	0.8	20,937	7.0	51.6	37.3	10.3	1.2	6.4	
そ の 他	70,995	1.7	-	-	70,996	0.9	62,917	0.8	8,079	12.8	-	12.8	3.1	-	3.1	
合 計	4,255,218	100.0	3,598,801	100.0	7,585,484	100.0	7,025,221	100.0	560,263	7.8	8.3	8.0	△ 0.9	△ 8.0	△ 3.8	

歳 出 (性質別)



第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	2,241,022	52.7	1,426,260	39.6	3,669,359	48.4	3,349,304	47.7	320,055	9.6	△ 2.0
分担金・負担金・寄附金	85,724	2.0	13,298	0.4	36,260	0.5	34,843	0.5	1,417	4.1	3.3
財産収入	2,093	0.0	1,132	0.0	3,248	0.0	4,189	0.1	△ 941	△ 22.5	△ 4.2
地方債	1,321,717	31.1	1,215,526	33.8	2,621,775	34.6	2,276,164	32.4	345,611	15.2	1.2
その他特定財源	421,209	9.9	598,926	16.7	709,543	9.3	773,542	10.9	△ 63,999	△ 8.3	△ 20.5
一般財源等	183,453	4.3	343,659	9.5	545,299	7.2	587,179	8.4	△ 41,880	△ 7.1	△ 5.9
合 計	<b>4,255,218</b>	<b>100.0</b>	<b>3,598,801</b>	<b>100.0</b>	<b>7,585,484</b>	<b>100.0</b>	<b>7,025,221</b>	<b>100.0</b>	<b>560,263</b>	<b>8.0</b>	<b>△ 3.8</b>

第85表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
農林水産業費	80,366	10.6	1,702	2.5	82,068	10.0	92,175	12.8	△ 10,107	△ 11.0	3.0
畜産業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農地費	68,667	9.1	1,702	2.5	70,368	8.6	81,025	11.3	△ 10,657	△ 13.2	0.0
林業費	6,407	0.8	0	0.0	6,407	0.8	4,526	0.6	1,881	41.6	7.9
水産業費	5,293	0.7	—	—	5,293	0.6	6,625	0.9	△ 1,332	△ 20.1	53.0
土木費	674,692	89.4	65,723	97.5	740,415	90.0	626,205	87.2	114,210	18.2	△ 0.9
道路橋りょう費	367,640	48.7	32,597	48.3	400,237	48.7	356,786	49.7	43,451	12.2	△ 5.8
河川海岸費	218,704	29.0	283	0.4	218,988	26.6	159,920	22.3	59,068	36.9	9.1
港湾費	60,603	8.0	32,705	48.5	93,307	11.3	84,057	11.7	9,250	11.0	△ 2.6
都市計画費	1,347	0.2	138	0.2	1,485	0.2	1,116	0.2	369	33.1	17.1
街路費	—	—	0	0.0	0	0.0	1	0.0	△ 0	△ 34.0	114.8
公園費	1,347	0.2	4	0.0	1,351	0.2	1,031	0.1	320	31.0	12.2
下水道費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区画整理費等	—	—	133	0.2	133	0.0	85	0.0	48	56.5	157.6
空港費	11,027	1.5	—	—	11,027	1.3	11,547	1.6	△ 520	△ 4.5	31.9
その他	15,371	2.0	—	—	15,371	1.9	12,779	1.7	2,592	20.3	15.5
合 計	<b>755,058</b>	<b>100.0</b>	<b>67,425</b>	<b>100.0</b>	<b>822,483</b>	<b>100.0</b>	<b>718,380</b>	<b>100.0</b>	<b>104,103</b>	<b>14.5</b>	<b>△ 0.5</b>

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
分担金・負担金・寄附金	18,822	2.5	288	0.4	19,110	2.3	24,055	3.3	△ 4,945	△ 20.6	31.3
地方債	598,216	79.2	62,775	93.1	660,991	80.4	527,897	73.5	133,094	25.2	0.4
その他特定財源	1,534	0.2	558	0.9	1,741	0.2	1,424	0.2	317	22.3	82.6
一般財源等	136,486	18.1	3,804	5.6	140,641	17.1	165,004	23.0	△ 24,363	△ 14.8	△ 6.6
合 計	<b>755,058</b>	<b>100.0</b>	<b>67,425</b>	<b>100.0</b>	<b>822,483</b>	<b>100.0</b>	<b>718,380</b>	<b>100.0</b>	<b>104,103</b>	<b>14.5</b>	<b>△ 0.5</b>

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純計額	比 較								
	都道府県		市町村		純計額			増減額	増減率			前年度増減率				
									都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額		
総務費	404,043	13.7	663,447	15.2	969,762	13.8	800,638	11.4	169,124	24.4	16.1	21.1	△ 4.0	8.7	4.0	
民生費	104,522	3.6	274,516	6.3	346,103	4.9	345,967	4.9	136	1.1	△ 0.5	0.0	19.8	△ 6.2	△ 5.5	
社会福祉費	21,910	0.7	49,681	1.1	70,909	1.0	65,941	0.9	4,968	17.2	4.2	7.5	△ 0.2	△ 11.2	△ 7.9	
老人福祉費	33,893	1.2	52,122	1.2	80,226	1.1	96,158	1.4	△ 15,932	△ 26.9	△ 7.4	△ 16.6	△ 11.1	△ 16.1	△ 12.1	
児童福祉費	48,686	1.7	169,081	3.9	191,302	2.7	180,815	2.6	10,487	27.1	0.1	5.8	147.9	△ 1.0	△ 0.9	
その他	33	0.0	3,632	0.1	3,666	0.1	3,053	0.0	613	△ 43.1	21.3	20.1	866.7	10.6	12.5	
衛生費	72,989	2.5	386,923	8.9	439,441	6.3	399,211	5.7	40,230	2.4	11.4	10.1	6.7	1.0	1.6	
清掃費	22,325	0.8	258,218	5.9	272,090	3.9	235,759	3.4	36,331	26.3	13.9	15.4	43.4	△ 5.1	△ 2.9	
その他	50,664	1.7	128,705	3.0	167,351	2.4	163,452	2.3	3,899	△ 5.5	6.8	2.4	△ 1.6	14.7	9.1	
労働費	2,565	0.1	6,338	0.1	8,896	0.1	9,333	0.1	△ 437	△ 19.0	2.4	△ 4.7	27.0	31.8	29.8	
農林水産業費	179,250	6.1	168,257	3.9	311,568	4.4	314,685	4.5	△ 3,117	0.4	△ 2.2	△ 1.0	△ 0.8	△ 3.2	△ 1.0	
農業費	30,311	1.0	43,981	1.0	61,156	0.9	61,575	0.9	△ 419	2.7	△ 2.9	△ 0.7	5.5	△ 3.3	△ 0.4	
畜産費	11,778	0.4	6,715	0.2	17,343	0.2	16,247	0.2	1,096	11.8	△ 7.1	6.7	△ 25.5	△ 12.2	△ 19.0	
農地費	47,538	1.6	69,050	1.6	107,433	1.5	111,220	1.6	△ 3,787	△ 7.8	△ 1.1	△ 3.4	6.1	△ 4.2	0.8	
林業費	66,530	2.3	33,741	0.8	91,338	1.3	91,304	1.3	34	△ 0.1	2.8	0.0	△ 2.2	△ 4.5	△ 1.8	
水産業費	23,092	0.8	14,768	0.3	34,299	0.5	34,339	0.5	△ 40	13.1	△ 12.4	△ 0.1	△ 4.2	9.8	4.8	
商工費	150,227	5.1	136,634	3.1	274,602	3.9	238,891	3.4	35,711	33.3	△ 1.4	14.9	7.9	13.3	11.5	
土木費	1,320,735	44.9	1,299,958	29.9	2,552,855	36.4	2,554,019	36.4	△ 1,164	2.4	△ 1.6	△ 0.0	6.8	△ 0.7	2.8	
道路橋りょう費	581,766	19.8	640,889	14.7	1,205,789	17.2	1,183,901	16.9	21,888	3.4	0.6	1.8	0.6	0.9	0.5	
河川海岸費	310,664	10.6	90,046	2.1	385,721	5.5	355,833	5.1	29,888	10.3	7.8	8.4	4.9	△ 2.6	2.4	
港湾費	73,289	2.5	28,755	0.7	97,373	1.4	86,261	1.2	11,112	17.2	2.4	12.9	14.6	△ 8.8	6.6	
都市計画費	281,968	9.6	446,416	10.3	710,292	10.1	764,299	10.9	△ 54,007	△ 10.2	△ 4.3	△ 7.1	20.8	△ 2.7	5.6	
街路費	129,645	4.4	115,974	2.7	241,101	3.4	262,852	3.7	△ 21,751	△ 8.5	△ 7.3	△ 8.3	14.1	4.7	8.6	
公園費	71,282	2.4	137,715	3.2	208,068	3.0	233,271	3.3	△ 25,203	△ 23.8	△ 2.0	△ 10.8	35.0	3.2	13.9	
下水道費	1,251	0.0	8,737	0.2	8,162	0.1	8,375	0.1	△ 213	2.5	1.9	△ 2.5	△ 9.5	△ 8.7	△ 9.8	
区画整理費等	79,790	2.7	183,990	4.2	252,960	3.6	259,801	3.7	△ 6,841	2.9	△ 4.4	△ 2.6	19.0	△ 10.3	△ 3.0	
住宅費	43,093	1.5	72,326	1.7	107,323	1.5	99,874	1.4	7,449	30.4	△ 3.4	7.5	△ 2.7	0.8	1.1	
その他	29,955	0.9	21,526	0.4	46,357	0.7	63,851	0.9	△ 17,494	△ 18.1	△ 30.5	△ 27.4	15.5	10.3	15.3	
消防費	27,455	0.9	280,723	6.4	306,093	4.4	269,534	3.8	36,559	27.4	12.7	13.6	3.2	6.2	6.3	
教育費	514,560	17.5	1,127,830	25.9	1,627,428	23.2	1,381,599	19.7	245,829	42.7	9.0	17.8	11.3	0.9	3.3	
小学校費	4,524	0.2	412,564	9.5	412,616	5.9	364,178	5.2	48,438	47.0	13.3	13.3	1.5	8.3	8.3	
中学校費	3,146	0.1	203,068	4.7	203,106	2.9	187,234	2.7	15,872	140.0	8.5	8.5	△ 22.5	△ 1.8	△ 1.9	
高等学校費	168,074	5.7	13,415	0.3	181,281	2.6	174,708	2.5	6,573	8.6	△ 34.8	3.8	12.5	△ 11.7	8.6	
社会教育費	38,636	1.3	173,182	4.0	210,112	3.0	218,194	3.1	△ 8,082	△ 14.8	△ 0.9	△ 3.7	37.6	△ 1.1	5.1	
保健体育費	201,244	6.8	259,617	6.0	455,863	6.5	289,518	4.1	166,345	199.5	14.2	57.5	14.5	△ 7.1	△ 2.9	
大学費	37,361	1.3	6,493	0.1	43,791	0.6	33,377	0.5	10,414	58.6	△ 33.9	31.2	△ 20.0	3.6	△ 14.2	
その他	61,575	2.1	59,491	1.3	120,659	1.7	114,390	1.6	6,269	△ 5.7	16.4	5.5	7.7	14.9	9.5	
その他	163,583	5.6	8,092	0.2	171,676	2.6	706,922	10.1	△ 535,246	△ 76.5	△ 19.1	△ 75.7	387.8	△ 11.4	358.6	
合計	2,939,929	100.0	4,352,716	100.0	7,008,424	100.0	7,020,799	100.0	△ 12,375	△ 7.1	5.5	△ 0.2	27.9	1.4	11.5	

歳出(性質別)

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
分担金・負担金・寄附金	40,456	1.4	21,211	0.5	42,366	0.6	38,308	0.5	4,058	10.6	△ 0.0
財 産 収 入	8,272	0.3	7,024	0.2	15,309	0.2	17,496	0.2	△ 2,187	△ 12.5	△ 19.2
地 方 債	1,265,488	43.0	2,045,675	47.0	3,349,793	47.8	2,912,339	41.5	437,454	15.0	2.0
その他特定財源	571,450	19.4	733,488	16.8	1,119,954	16.0	1,140,662	16.3	△ 20,708	△ 1.8	32.2
一 般 財 源 等	1,054,263	35.9	1,545,318	35.5	2,481,002	35.4	2,911,994	41.5	△430,992	△ 14.8	15.6
合 計	<b>2,939,929</b>	<b>100.0</b>	<b>4,352,716</b>	<b>100.0</b>	<b>7,008,424</b>	<b>100.0</b>	<b>7,020,799</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 12,375</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>11.5</b>

第87表 普通建設事業費の目的別の状況（構成比）

(単位 %)

区 分	都 道 府 県			市 町 村				純 計 額		
	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	県営事業 負 担 金	単 独 事 業 費	補 助 事 業 費	国直轄事 業負担金	単 独 事 業 費
総 務 費	6.7	—	93.3	15.9	—	0.0	84.1	13.3	—	86.7
民 生 費	44.3	—	55.7	48.6	—	0.0	51.4	46.6	—	53.4
社 会 福 祉 費	48.7	—	51.3	22.7	—	0.0	77.3	32.9	—	67.1
老 人 福 祉 費	42.6	—	57.4	33.1	—	—	66.9	29.6	—	70.4
児 童 福 祉 費	40.2	—	59.8	56.0	—	0.0	44.0	54.1	—	45.9
そ の 他	99.3	—	0.7	52.7	—	—	47.3	69.9	—	30.1
衛 生 費	50.2	—	49.8	46.9	—	0.0	53.1	47.0	—	53.0
清 掃 費	1.9	—	98.1	55.8	—	0.0	44.2	54.6	—	45.4
そ の 他	59.1	—	40.9	10.8	—	0.2	89.0	27.4	—	72.6
労 働 費	63.7	—	36.3	2.7	—	—	97.3	34.5	—	65.5
農 林 水 産 業 費	82.5	5.4	12.1	50.5	0.3	15.2	33.9	76.7	4.9	18.4
農 業 費	69.1	—	30.9	60.2	—	2.0	37.8	59.2	—	40.8
畜 産 業 費	75.9	—	24.1	83.6	—	0.9	15.5	75.9	—	24.1
農 地 費	85.3	8.7	6.0	24.0	1.0	36.2	38.8	78.8	8.4	12.8
林 業 費	78.6	1.9	19.6	48.9	0.0	2.6	48.4	73.9	1.7	24.4
水 産 業 費	86.0	2.6	11.4	76.3	—	7.0	16.7	84.6	2.1	13.3
商 工 費	25.9	—	74.1	29.6	—	0.3	70.1	28.5	—	71.5
土 木 費	57.1	14.5	28.4	54.7	2.1	2.0	41.1	57.0	9.7	33.3
道 路 橋 り よ う 費	56.1	17.0	26.9	44.8	2.6	1.1	51.4	52.4	11.9	35.7
河 川 海 岸 費	61.5	15.9	22.6	29.9	0.2	4.1	65.9	59.3	14.8	26.0
港 湾 費	46.0	24.5	29.6	29.0	32.2	10.4	28.3	42.9	28.0	29.2
都 市 計 画 費	53.2	0.2	46.5	63.0	0.0	2.5	34.5	61.4	0.1	38.6
街 路 費	64.5	—	35.5	67.5	0.0	4.6	27.9	68.0	0.0	32.0
公 園 費	34.7	1.2	64.1	44.4	0.0	0.3	55.3	41.5	0.4	58.1
下 水 道 費	75.4	—	24.6	46.1	—	0.2	53.7	54.3	—	45.7
区 画 整 理 費 等	35.9	—	64.1	68.0	0.0	2.0	30.0	64.5	0.0	35.5
住 宅 費	78.1	—	21.9	78.8	—	0.1	21.0	79.8	—	20.2
そ の 他	14.5	40.1	45.5	38.0	—	4.5	57.6	24.4	27.4	48.2
消 防 費	2.4	—	97.6	15.6	—	0.6	83.7	14.8	—	85.2
教 育 費	11.0	—	89.0	40.9	—	0.1	59.0	34.1	—	65.9
小 学 校 費	—	—	100.0	48.8	—	—	51.2	48.8	—	51.2
中 学 校 費	15.6	—	84.4	48.9	—	—	51.1	48.9	—	51.1
高 等 学 校 費	7.5	—	92.5	6.5	—	—	93.5	7.4	—	92.6
社 会 教 育 費	12.8	—	87.2	31.9	—	0.0	68.1	29.2	—	70.8
保 健 体 育 費	3.3	—	96.7	19.7	—	0.4	79.8	13.5	—	86.5
大 学 費	3.6	—	96.4	19.2	—	—	80.8	6.3	—	93.7
そ の 他	36.4	—	63.6	43.2	—	0.0	56.8	39.0	—	61.0
そ の 他	30.3	—	69.7	—	—	—	100.0	29.3	—	70.7
合 計	<b>53.5</b>	<b>9.5</b>	<b>37.0</b>	<b>44.1</b>	<b>0.8</b>	<b>1.8</b>	<b>53.3</b>	<b>49.2</b>	<b>5.3</b>	<b>45.5</b>

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 合 計 額		比 較							
	都道府県		市町村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			前年度増減率			
	都道府県		市町村		合 計 額		都道府県	市町村		合計額	都道府県	市町村	合計額			
総 務 関 係	80,406	16.2	33,082	7.5	113,489	12.1	44,782	3.1	68,707	3,459.4	△ 22.2	153.4	15.7	7.1	7.5	
うち庁舎	0	0.0	4,193	0.9	4,193	0.4	8,363	0.6	△ 4,170	△ 99.8	△ 49.1	△ 49.9	△ 5.6	△ 12.2	△ 12.1	
民 生 関 係	131	0.0	12,706	2.9	12,837	1.4	9,482	0.6	3,355	△ 81.5	44.8	35.4	100.6	△ 63.8	△ 61.5	
うち社会福祉施設	8	0.0	5,121	1.2	5,129	0.5	2,742	0.2	2,387	△ 97.9	116.3	87.1	皆増	△ 63.6	△ 57.8	
衛 生 関 係	1,562	0.3	13,998	3.2	15,561	1.7	16,323	1.1	△ 762	△ 15.2	△ 3.3	△ 4.7	△ 60.8	3.9	△ 12.4	
うち清掃施設	-	-	5,184	1.2	5,184	0.6	4,706	0.3	478	-	10.2	10.2	-	0.5	0.5	
農 林 水 産 業 関 係	8,018	1.6	4,123	0.9	12,140	1.3	13,055	0.9	△ 915	△ 0.4	△ 17.6	△ 7.0	△ 8.8	9.6	△ 2.5	
農 業 関 係	5,949	1.2	3,055	0.7	9,004	1.0	10,266	0.7	△ 1,262	△ 7.5	△ 20.4	△ 12.3	△ 4.6	78.8	15.6	
林業・水産業関係	2,068	0.4	1,068	0.2	3,136	0.3	2,788	0.2	348	27.5	△ 8.4	12.5	△ 22.4	△ 51.8	△ 38.2	
うち漁港	75	0.0	406	0.1	480	0.1	640	0.0	△ 160	△ 76.0	24.2	△ 25.0	△ 59.6	13.1	△ 39.8	
土 木 関 係	388,274	78.4	317,748	71.7	706,022	75.2	716,111	49.0	△ 10,089	△ 0.6	△ 2.3	△ 1.4	11.6	△ 13.5	△ 1.4	
道路橋りょう	168,462	34.0	83,791	18.9	252,252	26.9	256,594	17.5	△ 4,342	3.1	△ 10.1	△ 1.7	△ 3.1	△ 10.2	△ 5.8	
河 川	46,596	9.4	4,202	0.9	50,798	5.4	48,749	3.3	2,049	6.7	△ 17.0	4.2	16.4	△ 26.3	9.8	
港 湾	2,176	0.4	3,532	0.8	5,708	0.6	9,925	0.7	△ 4,217	41.5	△ 57.9	△ 42.5	13.9	51.3	44.0	
都 市 計 画	162,008	32.7	218,299	49.2	380,307	40.5	368,034	25.2	12,273	△ 1.6	7.3	3.3	23.4	△ 15.8	△ 1.8	
うち街路費	135,857	27.4	116,399	26.2	252,256	26.9	230,388	15.8	21,868	12.6	6.0	9.5	11.4	11.2	11.3	
うち都市下水道	-	-	83	0.0	83	0.0	121	0.0	△ 38	-	△ 31.4	△ 31.4	-	△ 3.2	△ 3.2	
うち区画整理	12,076	2.4	41,208	9.3	53,285	5.7	62,680	4.3	△ 9,395	△ 30.1	△ 9.3	△ 15.0	14.9	△ 39.1	△ 30.0	
うち公園	14,074	2.8	48,882	11.0	62,956	6.7	69,178	4.7	△ 6,222	△ 47.4	15.2	△ 9.0	190.1	△ 23.5	7.0	
公 営 住 宅	253	0.1	4,541	1.0	4,794	0.5	9,903	0.7	△ 5,109	△ 89.6	△ 39.3	△ 51.6	20.0	△ 16.8	△ 10.1	
空 港	84	0.0	-	-	84	0.0	194	0.0	△ 110	△ 56.7	-	△ 56.7	438.9	-	438.9	
そ の 他	8,695	1.8	3,383	0.8	12,079	1.3	22,712	1.6	△ 10,633	△ 41.5	△ 56.9	△ 46.8	106.3	△ 15.5	37.7	
教 育 関 係	1,209	0.2	40,519	9.1	41,728	4.4	53,510	3.7	△ 11,782	△ 50.5	△ 20.7	△ 22.0	9.2	2.9	3.1	
高 等 学 校	483	0.1	25	0.0	508	0.1	1,125	0.1	△ 617	△ 54.9	△ 53.7	△ 54.8	35.1	575.0	40.6	
大 学	-	-	409	0.1	409	0.0	2,845	0.2	△ 2,436	皆減	△ 84.0	△ 85.6	34.0	25,470.0	1,164.4	
そ の 他	726	0.1	40,085	9.0	40,811	4.3	49,540	3.4	△ 8,729	△ 32.9	△ 17.3	△ 17.6	△ 11.8	△ 2.4	△ 2.6	
そ の 他	15,620	3.3	21,272	4.7	36,891	3.9	609,265	41.6	△ 572,374	△ 97.2	△ 55.5	△ 93.9	2,275.4	43.6	970.4	
合 計	495,220	100.0	443,448	100.0	938,668	100.0	1,462,528	100.0	△ 523,860	△ 48.8	△ 10.4	△ 35.8	146.8	△ 8.6	56.7	

歳 出 (性質別)

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その2 財源内訳等

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
国 庫 支 出 金	138,920	28.1	97,704	22.0	236,624	25.2	216,933	14.8	19,691	9.1	0.8
都 道 府 県 支 出 金	-	-	17,854	4.0	17,854	1.9	16,986	1.2	868	5.1	△ 15.9
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	7,248	1.5	806	0.2	8,054	0.9	7,637	0.5	417	5.5	11.9
地 方 債	201,805	40.8	157,087	35.4	358,892	38.2	342,563	23.4	16,329	4.8	△ 5.2
そ の 他 特 定 財 源	45,164	9.0	44,143	10.0	89,307	9.5	233,497	16.0	△ 144,190	△ 61.8	129.4
一 般 財 源 等	102,083	20.6	125,854	28.4	227,937	24.3	644,912	44.1	△ 416,975	△ 64.7	182.9
合 計 (A)	<b>495,220</b>	<b>100.0</b>	<b>443,448</b>	<b>100.0</b>	<b>938,668</b>	<b>100.0</b>	<b>1,462,528</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 523,860</b>	<b>△ 35.8</b>	<b>56.7</b>
う ち 補 償 費	226,513	45.7	121,573	27.4	348,086	37.1	336,217	23.0	11,869	3.5	2.4
取 得 用 地 面 積 (m <sup>2</sup> )	24,223,992		24,134,134		48,358,126		57,046,066		△8,687,940	△ 15.2	△ 26.2
(A)に係る取得用地面積 (m <sup>2</sup> )	23,516,322		22,919,927		46,436,249		55,637,855		△9,201,606	△ 16.5	△ 25.9

(注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

その3 団体区分別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度		平 成 3 0 年 度		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比			
都 道 府 県	495,220	6.2	967,524	12.5	△ 472,304	△ 48.8	146.8
市 町 村	443,448	5.4	495,004	6.5	△ 51,556	△ 10.4	△ 8.6
政 令 指 定 都 市	115,713	7.4	116,153	7.7	△ 440	△ 0.4	△ 3.4
特 別 区	38,015	7.3	55,566	11.4	△ 17,551	△ 31.6	0.7
中 核 市	68,898	6.2	64,882	6.7	4,016	6.2	△ 18.5
施 行 時 特 例 市	21,210	6.7	27,664	7.9	△ 6,454	△ 23.3	△ 10.8
都 市	159,297	5.1	189,558	6.4	△ 30,261	△ 16.0	△ 10.3
町 村	39,035	3.3	39,191	3.5	△ 156	△ 0.4	△ 0.1
一 部 事 務 組 合 等	1,280	0.4	1,990	0.7	△ 710	△ 35.7	△ 58.3

(注) 令和元年度及び平成30年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況（つづき）

その4 推 移

(単位 百万円)

区 分	決 算 額						指 数					
	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	26	27	28	29	30	元
総 務 関 係	65,305	47,850	60,915	41,662	44,782	113,489	100	73	93	64	69	174
う ち 庁 舎	12,822	11,014	10,903	9,512	8,363	4,193	100	86	85	74	65	33
民 生 関 係	21,166	21,621	24,427	24,603	9,482	12,837	100	102	115	116	45	61
うち社会福祉施設	9,935	4,050	15,399	6,501	2,742	5,129	100	41	155	65	28	52
衛 生 関 係	23,616	23,226	22,643	18,642	16,323	15,561	100	98	96	79	69	66
うち清掃施設	12,164	7,259	8,448	4,683	4,706	5,184	100	60	69	38	39	43
農 林 水 産 業 関 係	17,207	14,402	13,279	13,393	13,055	12,140	100	84	77	78	76	71
農 業 関 係	11,512	8,907	8,755	8,883	10,266	9,004	100	77	76	77	89	78
林業・水産業関係	5,695	5,495	4,524	4,509	2,788	3,136	100	96	79	79	49	55
う ち 漁 港	1,585	1,153	758	1,064	640	480	100	73	48	67	40	30
土 木 関 係	929,601	794,959	790,590	726,233	716,111	706,022	100	86	85	78	77	76
道路橋りょう	310,672	280,823	282,515	272,508	256,594	252,252	100	90	91	88	83	81
河 川	52,978	40,286	46,763	44,394	48,749	50,798	100	76	88	84	92	96
港 湾	14,906	4,779	6,904	6,894	9,925	5,708	100	32	46	46	67	38
都 市 計 画	441,153	405,857	417,655	374,894	368,034	380,307	100	92	95	85	83	86
う ち 街 路 費	232,942	228,787	220,570	206,986	230,388	252,256	100	98	95	89	99	108
うち都市下水路	282	165	251	125	121	83	100	59	89	44	43	29
うち区画整理	89,913	70,397	95,603	89,590	62,680	53,285	100	78	106	100	70	59
う ち 公 園	101,516	90,262	87,496	64,666	69,178	62,956	100	89	86	64	68	62
公 営 住 宅	73,675	40,602	20,276	11,011	9,903	4,794	100	55	28	15	13	7
空 港	171	157	436	36	194	84	100	92	255	21	113	49
そ の 他	36,046	22,455	16,041	16,496	22,712	12,079	100	62	45	46	63	34
教 育 関 係	81,180	99,171	68,411	51,879	53,510	41,728	100	122	84	64	66	51
高 等 学 校	4,778	240	1,335	800	1,125	508	100	5	28	17	24	11
大 学	—	359	440	225	2,845	409	—	—	—	—	—	—
そ の 他	76,402	98,572	66,636	50,854	49,540	40,811	100	129	87	67	65	53
そ の 他	50,835	48,917	55,117	56,921	609,265	36,891	100	96	108	112	1,199	73
合 計	1,188,910	1,050,146	1,035,382	933,333	1,462,528	938,668	100	88	87	79	123	79

歳 出 (性質別)



第89表 普通建設事業費中の用地取得費（補助事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 合計額		比 較				
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増 減 率			
							都道府県	市町村		合計額			
総務関係	326	0.1	7,705	3.6	8,030	1.7	11,689	2.6	△ 3,659	△ 34.5	△ 31.1	△ 31.3	
うち庁舎	—	—	331	0.2	331	0.1	262	0.1	69	—	26.3	26.3	
民生関係	1	0.0	483	0.2	484	0.1	491	0.1	△ 7	皆増	△ 1.6	△ 1.4	
うち社会福祉施設	—	—	337	0.2	337	0.1	320	0.1	17	—	5.3	5.3	
衛生関係	—	—	117	0.1	117	0.0	94	0.0	23	—	24.5	24.5	
うち清掃施設	—	—	41	0.0	41	0.0	54	0.0	△ 13	—	△ 24.1	△ 24.1	
農林水産業関係	7,384	2.7	1,188	0.6	8,571	1.8	8,890	2.0	△ 319	△ 6.7	21.5	△ 3.6	
農業関係	5,460	2.0	561	0.3	6,021	1.2	6,678	1.5	△ 657	△ 13.9	64.5	△ 9.8	
林業・水産業関係	1,924	0.7	627	0.3	2,550	0.5	2,212	0.5	338	22.2	△ 1.6	15.3	
うち漁港	75	0.0	347	0.2	422	0.1	629	0.1	△ 207	△ 75.6	8.1	△ 32.9	
土木関係	263,454	97.1	192,333	90.1	455,788	94.0	417,466	92.3	38,322	13.2	4.2	9.2	
道路橋りょう	125,971	46.4	48,288	22.6	174,259	35.9	171,423	37.9	2,836	5.7	△ 7.6	1.7	
河川	38,797	14.3	1,983	0.9	40,780	8.4	36,907	8.2	3,873	14.6	△ 34.8	10.5	
港湾	1,840	0.7	562	0.3	2,402	0.5	1,210	0.3	1,192	104.7	80.7	98.5	
都市計画	90,439	33.3	138,468	64.9	228,907	47.2	194,243	42.9	34,664	25.5	13.4	17.8	
うち街路	78,672	29.0	78,298	36.7	156,970	32.4	131,668	29.1	25,302	25.5	13.5	19.2	
うち都市下水路	—	—	32	0.0	32	0.0	87	0.0	△ 55	—	△ 63.2	△ 63.2	
うち区画整理	5,892	2.2	25,044	11.7	30,936	6.4	32,934	7.3	△ 1,998	31.5	△ 12.0	△ 6.1	
うち公園	5,876	2.2	27,389	12.8	33,264	6.9	26,164	5.8	7,100	19.6	28.9	27.1	
公営住宅	103	0.0	1,909	0.9	2,013	0.4	5,233	1.2	△ 3,220	△ 81.5	△ 59.2	△ 61.5	
空港	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	6,304	2.4	1,123	0.5	7,427	1.6	8,450	1.8	△ 1,023	0.8	△ 48.8	△ 12.1	
教育関係	129	0.0	9,835	4.6	9,964	2.1	11,261	2.5	△ 1,297	△ 71.8	△ 9.0	△ 11.5	
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
大学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	129	0.0	9,835	4.6	9,964	2.1	11,261	2.5	△ 1,297	△ 71.8	△ 9.0	△ 11.5	
その他	123	0.0	1,755	0.8	1,879	0.3	2,509	0.5	△ 630	△ 82.6	△ 2.7	△ 25.1	
合計	271,417	100.0	213,416	100.0	484,833	100.0	452,400	100.0	32,433	12.0	1.6	7.2	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

第90表 普通建設事業費中の用地取得費（単独事業費）の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 合 計 額		比 較				
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率			
							都道府県	市町村		合計額			
総務関係	80,081	35.8	25,378	11.0	105,459	23.2	33,093	3.3	72,366	4,450.1	△ 19.0	218.7	
うち庁舎	0	0.0	3,862	1.7	3,863	0.9	8,101	0.8	△ 4,238	△ 99.8	△ 51.6	△ 52.3	
民生関係	130	0.1	12,222	5.3	12,353	2.7	8,990	0.9	3,363	△ 81.6	47.6	37.4	
うち社会福祉施設	8	0.0	4,785	2.1	4,792	1.1	2,422	0.2	2,370	△ 97.9	133.8	97.9	
衛生関係	1,562	0.7	13,881	6.0	15,443	3.4	16,229	1.6	△ 786	△ 15.2	△ 3.5	△ 4.8	
うち清掃施設	-	-	5,143	2.2	5,143	1.1	4,651	0.5	492	-	10.6	10.6	
農林水産業関係	634	0.3	2,935	1.3	3,569	0.8	4,164	0.4	△ 595	359.4	△ 27.1	△ 14.3	
農業関係	489	0.2	2,494	1.1	2,983	0.7	3,588	0.4	△ 605	443.3	△ 28.7	△ 16.9	
林業・水産業関係	145	0.1	441	0.2	586	0.1	576	0.1	10	202.1	△ 16.6	1.7	
うち漁港	-	-	59	0.0	59	0.0	12	0.0	47	皆減	883.3	391.7	
土木関係	124,820	55.8	125,415	54.5	250,235	55.1	298,645	29.6	△ 48,410	△ 21.0	△ 10.9	△ 16.2	
道路橋りょう	42,491	19.0	35,503	15.4	77,993	17.2	85,171	8.4	△ 7,178	△ 4.0	△ 13.2	△ 8.4	
河川	7,798	3.5	2,220	1.0	10,018	2.2	11,842	1.2	△ 1,824	△ 20.6	9.9	△ 15.4	
港湾	336	0.2	2,970	1.3	3,306	0.7	8,715	0.9	△ 5,409	△ 47.4	△ 63.2	△ 62.1	
都市計画	71,569	32.0	79,831	34.7	151,400	33.4	173,792	17.2	△ 22,392	△ 22.7	△ 1.7	△ 12.9	
うち街路	57,185	25.6	38,101	16.6	95,286	21.0	98,721	9.8	△ 3,435	△ 1.3	△ 6.6	△ 3.5	
うち都市下水路	-	-	50	0.0	50	0.0	34	0.0	16	-	47.1	47.1	
うち区画整理	6,185	2.8	16,164	7.0	22,349	4.9	29,746	2.9	△ 7,397	△ 51.6	△ 4.7	△ 24.9	
うち公園	8,199	3.7	21,493	9.3	29,691	6.5	43,014	4.3	△ 13,323	△ 62.4	1.5	△ 31.0	
公営住宅	150	0.1	2,632	1.1	2,782	0.6	4,670	0.5	△ 1,888	△ 92.0	△ 5.9	△ 40.4	
空港	84	0.0	-	-	84	0.0	194	0.0	△ 110	△ 56.7	-	△ 56.7	
その他	2,392	1.0	2,259	1.0	4,652	1.0	14,261	1.4	△ 9,609	△ 72.2	△ 60.1	△ 67.4	
教育関係	1,080	0.5	30,685	13.3	31,764	7.0	42,248	4.2	△ 10,484	△ 45.5	△ 23.8	△ 24.8	
高等学校	483	0.2	25	0.0	508	0.1	1,125	0.1	△ 617	△ 54.9	△ 53.7	△ 54.8	
大学	-	-	409	0.2	409	0.1	2,845	0.3	△ 2,436	皆減	△ 84.0	△ 85.6	
その他	597	0.3	30,251	13.1	30,847	6.8	38,278	3.8	△ 7,431	△ 4.5	△ 19.7	△ 19.4	
その他	15,496	6.8	19,517	8.6	35,012	7.8	606,759	60.0	△ 571,747	△ 97.2	△ 57.6	△ 94.2	
合 計	223,803	100.0	230,033	100.0	453,835	100.0	1,010,128	100.0	△ 556,293	△ 69.1	△ 19.3	△ 55.1	

(注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

歳出(性質別)

## 第91表 災害復旧事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	501,087	85.0	307,047	64.6	752,698	74.7	779,421	75.0	△ 26,723	△ 3.4	13.5
単独事業費	55,357	9.4	167,252	35.2	221,784	22.0	230,436	22.2	△ 8,652	△ 3.8	58.4
国直轄事業負担金	33,021	5.6	—	—	33,021	3.3	29,363	2.8	3,658	12.5	131.8
県営事業負担金	—	—	986	0.2	—	—	—	—	—	—	—
合 計	<b>589,465</b>	<b>100.0</b>	<b>475,284</b>	<b>100.0</b>	<b>1,007,502</b>	<b>100.0</b>	<b>1,039,220</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 31,718</b>	<b>△ 3.1</b>	<b>23.0</b>

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
農林水産施設	116,306	19.7	131,677	27.7	191,663	19.0	171,024	16.5	20,639	12.1	32.2
公共土木施設	435,948	74.0	233,834	49.2	669,088	66.4	687,194	66.1	△ 18,106	△ 2.6	28.3
その他	37,211	6.3	109,773	23.1	146,751	14.6	181,002	17.4	△ 34,251	△ 18.9	0.5
合 計	<b>589,465</b>	<b>100.0</b>	<b>475,284</b>	<b>100.0</b>	<b>1,007,502</b>	<b>100.0</b>	<b>1,039,220</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 31,718</b>	<b>△ 3.1</b>	<b>23.0</b>

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	380,159	64.5	157,052	33.0	537,211	53.3	567,529	54.6	△ 30,318	△ 5.3	11.8
地方債	157,762	26.8	109,112	23.0	266,874	26.5	265,973	25.6	901	0.3	80.2
その他特定財源	29,407	4.9	113,061	23.8	59,896	6.0	50,346	4.8	9,550	19.0	△ 14.3
一般財源等	22,137	3.8	96,059	20.2	143,521	14.2	155,372	15.0	△ 11,851	△ 7.6	18.9
合 計	<b>589,465</b>	<b>100.0</b>	<b>475,284</b>	<b>100.0</b>	<b>1,007,502</b>	<b>100.0</b>	<b>1,039,220</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 31,718</b>	<b>△ 3.1</b>	<b>23.0</b>

## 第92表 失業対策事業費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
補助事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
単独事業費	—	—	24	100.0	24	100.0	34	100.0	△ 10	△ 29.4	△ 33.3
合 計	—	—	<b>24</b>	<b>100.0</b>	<b>24</b>	<b>100.0</b>	<b>34</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 10</b>	<b>△ 29.4</b>	<b>△ 33.3</b>

## 第92表 失業対策事業費の状況（つづき）

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 特 定 財 源	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	皆減
一 般 財 源 等	-	-	24	100.0	24	100.0	34	100.0	△ 10	△ 29.4	△ 20.9
合 計	-	-	24	100.0	24	100.0	34	100.0	△ 10	△ 29.4	△ 33.3

## 第93表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計	55,365	6.6	648,847	12.5	704,212	11.7	850,652	14.2	△ 146,440	△ 17.2	△ 9.2
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	733,422	88	1,178,451	22.8	1,911,873	31.8	1,928,020	32.1	△ 16,147	△ 0.8	52.3
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	-	-	1,642,372	31.8	1,642,372	27.4	1,609,515	26.8	32,857	2.0	2.0
介 護 保 険 事 業 会 計	-	-	1,682,507	32.5	1,682,507	28.0	1,575,975	26.3	106,532	6.8	1.6
農 業 共 済 事 業 会 計	-	-	272	0.0	272	0.0	293	0.0	△ 21	△ 7.2	△ 2.3
収 益 事 業 会 計	-	-	223	0.0	223	0.0	22	0.0	201	913.6	0.0
交 通 災 害 共 済 事 業 会 計	-	-	98	0.0	98	0.0	89	0.0	9	10.1	△ 6.3
公 立 大 学 附 属 病 院 事 業 会 計	1,174	0.1	-	-	1,174	0.0	1,131	0.0	43	3.8	8.1
基 金	43,644	5.2	18,061	0.3	61,706	1.0	37,609	0.6	24,097	64.1	△ 2.4
財 産 区	-	-	306	0.0	306	0.0	212	0.0	94	44.3	4.4
合 計	833,606	100.0	5,171,138	100.0	6,004,743	100.0	6,003,519	100.0	1,224	0.0	11.8

歳 出 (性質別)

その2 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増減率
運 転 資 金	140,081	16.8	38,889	0.8	178,970	3.0	172,213	2.9	6,757	3.9	366.4
事 務 費 財 源	199,120	23.9	2,935,464	56.8	3,134,584	52.2	3,083,524	51.4	51,060	1.7	9.5
建 設 費 財 源	3,794	0.5	98,120	1.9	101,914	1.7	113,260	1.9	△ 11,346	△ 10.0	△ 3.9
公 債 費 財 源	43,343	5.2	417,502	8.1	460,845	7.7	576,834	9.6	△ 115,989	△ 20.1	△ 9.6
赤 字 補 填	5,121	0.6	87,579	1.7	92,700	1.5	100,995	1.7	△ 8,295	△ 8.2	△ 27.3
そ の 他	442,147	53.0	1,593,584	30.7	2,035,730	33.9	1,956,693	32.5	79,037	4.0	20.6
合 計	833,606	100.0	5,171,138	100.0	6,004,743	100.0	6,003,519	100.0	1,224	0.0	11.8

## 第93表 繰出金の状況 (つづき)

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

(単位 百万円)

区分	総額	法非適用の 公営企業会計	国民健康保険 事業会計	後期高齢者 医療事業会計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収益 事業会計	交通災害共済 事業会計	公立大学附属 病院事業会計	基金	財産区
運転資金	178,970	6,978	142,730	10,354	18,190	-	-	8	710	-	1
事務費財源	3,134,584	96,141	437,663	1,152,029	1,448,320	269	20	79	-	-	64
建設費財源	101,914	98,622	498	547	2,151	-	-	-	-	-	96
公債費財源	460,845	455,146	1,699	-	3,337	-	200	-	464	-	-
赤字補填	92,700	21,020	70,893	131	633	-	-	-	-	-	23
その他	2,035,730	26,305	1,258,390	479,311	209,876	3	3	11	-	61,706	122
合計	6,004,743	704,212	1,911,873	1,642,372	1,682,507	272	223	98	1,174	61,706	306

## 第94表 積立金の状況

(単位 百万円)

区分	令和元年度						平成30年度				
	積立金			積立金取崩し額			差引 (A)-(B)	積立金 (C)	積立金 取崩し額 (D)	差引 (C)-(D)	
	都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)					
歳出決算積立金	1,190,226	1,754,951	2,945,177	1,409,055	2,064,644	3,473,700	△ 528,523	2,813,894	3,288,128	△ 474,234	
歳計剰余金処分積立金	15,666	202,079	217,745	-	-	-	217,745	228,949	-	228,949	
合計	1,205,892	1,957,030	3,162,922	1,409,055	2,064,644	3,473,700	△ 310,778	3,042,843	3,288,128	△ 245,285	
内訳	財政調整基金 積立金	222,807	632,861	855,667	138,795	753,556	892,350	△ 36,683	944,575	796,055	148,520
	減債基金積立金	65,512	107,191	172,704	168,904	160,734	329,638	△ 156,934	203,220	310,144	△ 106,924
	その他特定目的 基金積立金	917,573	1,216,978	2,134,551	1,101,356	1,150,354	2,251,712	△ 117,161	1,895,048	2,181,929	△ 286,881

第95表 投資及び出資金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
総 務 費	19,285	13.3	1,179	0.5	20,464	5.4	8,270	2.4	12,194	147.4	450.2
衛 生 費	18,754	13.0	100,068	43.0	118,822	31.5	123,653	36.1	△ 4,831	△ 3.9	△ 5.6
公 衆 衛 生 費	18,554	12.8	99,850	43.0	118,404	31.4	123,054	35.9	△ 4,650	△ 3.8	△ 5.3
そ の 他	200	0.2	218	0.1	418	0.1	599	0.2	△ 181	△ 30.2	△ 46.5
農 林 水 産 業 費	1,706	1.2	5,206	2.2	6,912	1.8	6,099	1.8	813	13.3	26.2
農 業 費	67	0.0	223	0.1	290	0.1	469	0.1	△ 179	△ 38.2	103.0
畜 産 業 費	52	0.0	138	0.1	190	0.1	752	0.2	△ 562	△ 74.7	126.5
農 地 費	—	—	4,361	1.9	4,361	1.2	3,719	1.1	642	17.3	15.4
林 業 費	1,584	1.1	66	0.0	1,650	0.4	956	0.3	694	72.6	1.5
水 産 業 費	3	0.0	419	0.2	422	0.1	203	0.1	219	107.9	99.0
商 工 費	19,127	13.2	3,785	1.6	22,911	6.1	24,571	7.2	△ 1,660	△ 6.8	15.5
土 木 費	51,109	35.3	106,492	45.8	157,601	41.8	144,530	42.2	13,071	9.0	5.6
土 木 管 理 費	70	0.0	20	0.0	90	0.0	382	0.1	△ 292	△ 76.4	△ 15.1
都 市 計 画 費	48,549	33.6	105,134	45.2	153,683	40.8	142,459	41.6	11,224	7.9	7.0
住 宅 費	300	0.2	—	—	300	0.1	—	—	300	皆増	—
そ の 他	2,190	1.7	1,338	0.6	3,528	0.9	1,689	0.5	1,839	108.9	△ 47.6
教 育 費	2,066	1.4	88	0.0	2,154	0.6	8,306	2.4	△ 6,152	△ 74.1	6,821.7
そ の 他	32,554	22.6	15,641	6.9	48,196	12.8	27,147	7.9	21,049	77.5	0.5
合 計	<b>144,601</b>	<b>100.0</b>	<b>232,459</b>	<b>100.0</b>	<b>377,060</b>	<b>100.0</b>	<b>342,576</b>	<b>100.0</b>	<b>34,484</b>	<b>10.1</b>	<b>6.2</b>
うち公営企業(法適用) に対するもの	72,720	50.3	221,132	95.1	293,852	77.9	284,778	83.1	9,074	3.2	4.0
そ の 他	71,881	49.7	11,327	4.9	83,208	22.1	57,798	16.9	25,410	44.0	18.3

歳 出 (性質別)



## 第96表 貸付金の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		純 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
民 生 費	15,730	0.6	12,817	1.2	27,849	0.8	30,044	0.8	△ 2,195	△ 7.3	△ 13.7
社会福祉費	4,418	0.2	1,871	0.2	6,280	0.2	7,449	0.2	△ 1,169	△ 15.7	△ 19.9
児童福祉費	10,335	0.4	7,730	0.7	18,057	0.5	18,864	0.5	△ 807	△ 4.3	△ 6.5
その他	977	0.0	3,216	0.3	3,512	0.1	3,731	0.1	△ 219	△ 5.9	△ 30.0
衛 生 費	89,548	3.4	47,956	4.6	135,550	3.8	140,591	3.7	△ 5,041	△ 3.6	△ 19.9
労 働 費	3,889	0.1	32,848	3.2	36,738	1.0	39,183	1.0	△ 2,445	△ 6.2	△ 7.3
農 林 水 産 業 費	121,990	4.7	14,454	1.4	136,427	3.8	137,776	3.6	△ 1,349	△ 1.0	△ 3.2
農 業 費	16,579	0.6	6,545	0.6	23,118	0.6	21,233	0.6	1,885	8.9	△ 4.2
畜 産 業 費	2,525	0.1	2,451	0.2	4,976	0.1	5,344	0.1	△ 368	△ 6.9	△ 13.0
農 地 費	2,591	0.1	138	0.0	2,719	0.1	2,859	0.1	△ 140	△ 4.9	△ 11.8
林 業 費	91,759	3.5	1,294	0.1	93,053	2.6	94,595	2.5	△ 1,542	△ 1.6	△ 2.0
水 産 業 費	8,536	0.3	4,026	0.4	12,561	0.3	13,744	0.4	△ 1,183	△ 8.6	△ 3.9
商 工 費	2,245,980	86.3	807,438	78.0	3,051,964	84.5	3,184,166	83.8	△ 132,202	△ 4.2	△ 6.1
土 木 費	86,805	3.3	85,864	8.3	171,399	4.7	184,262	4.8	△ 12,863	△ 7.0	△ 12.7
土木管理費	18,596	0.7	33,265	3.2	51,862	1.4	56,400	1.5	△ 4,538	△ 8.0	△ 20.0
港 湾 費	12,881	0.5	7,763	0.8	20,639	0.6	18,996	0.5	1,643	8.6	△ 15.7
都市計画費	11,158	0.4	30,768	3.0	41,248	1.1	48,147	1.3	△ 6,899	△ 14.3	△ 2.8
住 宅 費	42,384	1.6	12,687	1.2	54,958	1.5	59,820	1.6	△ 4,862	△ 8.1	△ 10.0
その他	1,786	0.1	1,381	0.1	2,692	0.1	899	0.0	1,793	199.4	△ 55.3
教 育 費	11,206	0.4	17,324	1.7	27,563	0.8	50,831	1.3	△ 23,268	△ 45.8	△ 8.1
教育総務費	7,236	0.3	14,040	1.4	21,272	0.6	44,373	1.2	△ 23,101	△ 52.1	△ 5.1
高等学校費	1,704	0.1	64	0.0	1,768	0.0	2,046	0.1	△ 278	△ 13.6	△ 12.5
保健体育費	10	0.0	1,411	0.1	1,411	0.0	1,526	0.0	△ 115	△ 7.5	△ 0.3
その他	2,256	0.1	1,809	0.2	3,112	0.1	2,886	0.1	226	7.8	△ 38.1
そ の 他	27,462	1.2	15,903	1.6	22,617	0.6	33,919	1.0	△ 11,302	△ 33.3	△ 7.2
合 計	<b>2,602,610</b>	<b>100.0</b>	<b>1,034,604</b>	<b>100.0</b>	<b>3,610,107</b>	<b>100.0</b>	<b>3,800,772</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 190,665</b>	<b>△ 5.0</b>	<b>△ 7.1</b>
うち公営企業(法適用) に対するもの	48,739	1.9	13,550	1.3	62,288	1.7	69,395	1.8	△ 7,107	△ 10.2	△ 5.7
そ の 他	2,553,871	98.1	1,021,054	98.7	3,547,819	98.3	3,731,377	98.2	△ 183,558	△ 4.9	△ 7.1

## 第96表 貸付金の状況 (つづき)

その2 現在高の状況

(単位 百万円・%)

区 分	平成30年度末現在高				令和元年度貸付額				令和元年度回収額				調整額 (D)	令和元年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)				比 較		
	都道府県		市町村		都道府県		市町村		都道府県		市町村			都道府県		市町村		増減額 (E)-(A)	増減率	
	合計額		合計額		合計額		合計額		合計額		合計額			合計額						
転貸債に係るもの	163,798	184,640	348,438	5.9	7,794	12,096	19,890	0.5	19,312	28,201	47,513	1.3	△ 355	152,280	168,179	320,459	5.5	△ 27,979	△ 8.0	
その他	4,325,570	1,262,497	5,588,067	94.1	2,594,816	1,022,508	3,617,324	99.5	2,657,727	1,037,439	3,695,166	98.7	△ 17,478	4,251,161	1,241,587	5,492,748	94.5	△ 95,319	△ 1.7	
商工関係	1,083,544	98,574	1,182,119	19.9	2,237,597	802,972	3,040,570	83.6	2,226,308	805,126	3,031,434	81.0	△ 2,104	1,093,656	95,494	1,189,150	20.5	7,031	0.6	
農林水産業関係	498,205	16,242	514,447	8.7	121,961	14,273	136,234	3.7	120,854	14,891	135,745	3.6	△ 908	498,674	15,354	514,028	8.8	△ 419	△ 0.1	
民生・労働関係	189,953	165,004	354,957	6.0	19,192	44,706	63,898	1.8	26,052	51,594	77,646	2.1	△ 3,556	181,011	156,642	337,653	5.8	△ 17,304	△ 4.9	
住宅関係	487,369	134,601	621,970	10.5	42,271	12,670	54,941	1.5	52,667	16,808	69,475	1.9	△ 1,035	476,972	129,428	606,400	10.4	△ 15,570	△ 2.5	
観光・交通関係	814,609	161,457	976,066	16.4	8,907	19,370	28,277	0.8	47,614	23,021	70,635	1.9	0	775,902	157,806	933,708	16.1	△ 42,358	△ 4.3	
開発関係	112,524	222,513	335,037	5.6	27,841	29,755	57,596	1.6	38,397	42,573	80,970	2.2	1,262	101,967	210,957	312,924	5.4	△ 22,113	△ 6.6	
教育関係	251,823	73,842	325,665	5.5	9,914	15,736	25,650	0.7	19,044	17,757	36,801	1.0	△ 3,128	241,117	70,270	311,387	5.4	△ 14,278	△ 4.4	
その他	887,543	390,264	1,277,806	21.5	127,133	83,026	210,158	5.8	126,791	65,669	192,460	5.0	△ 8,009	881,862	405,636	1,287,498	22.1	9,692	0.8	
合 計	4,489,368	1,447,137	5,936,505	100.0	2,602,610	1,034,604	3,637,214	100.0	2,677,039	1,065,640	3,742,679	100.0	△ 17,833	4,403,441	1,409,766	5,813,207	100.0	△ 123,298	△ 2.1	
うち 預託金に係るもの	決算額	1,093,227	40,489	1,133,716	-	1,925,331	735,709	2,661,040	-	1,875,106	728,369	2,603,475	-	△ 2,495	1,143,428	45,359	1,188,786	-	55,070	4.9
	当該金融機関の貸付額	7,265,542	3,189,020	10,454,563	-	4,900,564	1,325,349	6,225,913	-	5,114,571	1,434,202	6,548,772	-	△ 23,324	7,049,005	3,059,375	10,108,379	-	△ 346,184	△ 3.3

歳出(性質別)

## 第97表 公営企業等に対する繰出しの状況

その1 推 移

(単位 億円)

区 分	昭和36年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
決 算 額	415	70,936	73,419	75,622	74,095	73,993	81,119	81,688
指 数	100	17,093	17,691	18,222	17,854	17,830	19,547	19,684

第97表 公営企業等に対する繰出しの状況（つづき）

その2 事業別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度							平成30年度 合計額		比 較		
	都道府県		市町村		合計額		増減額			増減率	前年度 増減率	
法適用の公営企業会計	上水道事業	21,715	1.6	127,947	1.9	149,663	1.8	153,597	1.9	△ 3,934	△ 2.6	△ 0.5
	工業用水道事業	6,998	0.5	1,889	0.0	8,887	0.1	8,997	0.1	△ 110	△ 1.2	△ 1.8
	交通事業	29,629	2.2	92,459	1.4	122,088	1.5	131,119	1.6	△ 9,031	△ 6.9	△ 2.8
	電気事業	2,028	0.1	2	0.0	2,030	0.0	3,686	0.0	△ 1,656	△ 44.9	429.6
	ガス事業	-	-	807	0.0	807	0.0	365	0.0	442	121.1	△ 67.9
	簡易水道事業	-	-	4,909	0.1	4,909	0.1	4,014	0.0	895	22.3	10.3
	港湾整備事業	0	0.0	-	-	0	0.0	0	0.0	△ 0	△ 16.7	△ 98.4
	病院事業	281,163	20.6	440,242	6.5	721,405	8.8	732,603	9.0	△ 11,198	△ 1.5	2.4
	市場事業	3,023	0.2	4,314	0.1	7,337	0.1	8,561	0.1	△ 1,224	△ 14.3	10.1
	と畜場事業	-	-	10	0.0	10	0.0	10	0.0	-	-	-
	観光施設事業	-	-	936	0.0	936	0.0	983	0.0	△ 47	△ 4.8	△ 4.1
	宅地造成事業	16,187	1.2	6,357	0.1	22,544	0.3	22,476	0.3	68	0.3	2.5
	下水道事業	211,090	15.5	969,346	14.2	1,180,436	14.5	1,074,837	13.3	105,599	9.8	6.4
	有料道路事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	駐車場整備事業	-	-	-	-	-	-	350	0.0	△ 350	皆減	皆増
	介護サービス事業	-	-	1,206	0.0	1,206	0.0	1,052	0.0	154	14.6	△ 30.8
その他の企業会計	71	0.0	2,569	0.0	2,639	0.0	1,897	0.0	742	39.1	△ 21.1	
小 計	571,904	42.0	1,652,993	24.3	2,224,897	27.2	2,144,547	26.4	80,350	3.7	3.9	
法非適用の公営企業会計	交通事業	-	-	2,226	0.0	2,226	0.0	1,877	0.0	349	18.6	6.3
	簡易水道事業	-	-	30,457	0.4	30,457	0.4	31,193	0.4	△ 736	△ 2.4	△ 9.9
	港湾整備事業	12,769	0.9	1,961	0.0	14,730	0.2	16,195	0.2	△ 1,465	△ 9.0	△ 17.3
	市場事業	1,130	0.1	14,993	0.2	16,122	0.2	16,532	0.2	△ 410	△ 2.5	△ 1.3
	と畜場事業	4,329	0.3	7,752	0.1	12,081	0.1	12,486	0.2	△ 405	△ 3.2	△ 2.4
	観光施設事業	60	0.0	8,280	0.1	8,340	0.1	9,156	0.1	△ 816	△ 8.9	5.2
	宅地造成事業	7,294	0.5	59,098	0.9	66,392	0.8	79,517	1.0	△ 13,125	△ 16.5	2.2
	下水道事業	29,122	2.1	483,215	7.1	512,337	6.3	649,471	8.0	△ 137,134	△ 21.1	△ 10.8
	有料道路事業	-	-	189	0.0	189	0.0	-	-	189	皆増	皆減
	駐車場整備事業	299	0.0	4,665	0.1	4,965	0.1	6,175	0.1	△ 1,210	△ 19.6	△ 20.0
	介護サービス事業	-	-	32,807	0.5	32,807	0.4	25,618	0.3	7,189	28.1	△ 4.0
その他の企業会計	362	0.0	3,204	0.1	3,566	0.0	2,432	0.0	1,134	46.6	11.7	
小 計	55,365	4.1	648,847	9.5	704,212	8.6	850,652	10.5	△ 146,440	△ 17.2	△ 9.2	
国民健康保険事業会計	733,422	53.9	1,178,451	17.3	1,911,873	23.4	1,928,020	23.8	△ 16,147	△ 0.8	52.3	
その他の事業会計	1,175	0.0	3,326,637	48.9	3,327,811	40.8	3,188,636	39.3	139,175	4.4	1.8	
合 計	1,361,866	100.0	6,806,928	100.0	8,168,793	100.0	8,111,855	100.0	56,938	0.7	9.6	

## 第98表 公債費の状況

### その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
地方債元利償還金	6,624,971	100.0	5,519,967	100.0	12,112,726	100.0	12,340,098	100.0	△ 227,372	△ 1.8	△ 2.4
元 金	5,961,905	90.0	5,131,735	93.0	11,062,482	91.3	11,136,795	90.2	△ 74,313	△ 0.7	△ 1.0
利 子	663,066	10.0	388,232	7.0	1,050,244	8.7	1,203,303	9.8	△ 153,059	△ 12.7	△ 13.7
一時借入金利子	144	0.0	438	0.0	581	0.0	555	0.0	26	4.7	△ 32.1
合 計	<b>6,625,114</b>	<b>100.0</b>	<b>5,520,405</b>	<b>100.0</b>	<b>12,113,307</b>	<b>100.0</b>	<b>12,340,653</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 227,346</b>	<b>△ 1.8</b>	<b>△ 2.4</b>

### その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度 純 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額				増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率
国庫支出金	1,223	0.0	4,927	0.1	6,900	0.1	6,680	0.1	220	3.3	△ 26.3
使用料・手数料	112,935	1.7	139,394	2.5	253,336	2.1	263,655	2.1	△ 10,319	△ 3.9	△ 3.6
その他特定財源	149,799	2.3	117,042	2.1	259,330	2.1	299,099	2.4	△ 39,769	△ 13.3	△ 19.3
一般財源等	6,361,157	96.0	5,259,042	95.3	11,593,741	95.7	11,771,219	95.4	△ 177,478	△ 1.5	△ 1.9
合 計	<b>6,625,114</b>	<b>100.0</b>	<b>5,520,405</b>	<b>100.0</b>	<b>12,113,307</b>	<b>100.0</b>	<b>12,340,653</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 227,346</b>	<b>△ 1.8</b>	<b>△ 2.4</b>

歳 出 (性質別)

第99表 地方債元金償還額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 純計額		比 較		
	都道府県		市町村		純計額				増減額	増減率	前年度 増減率
公 共 事 業 等 債	1,305,650	21.9	313,555	6.1	1,619,205	14.6	1,638,061	14.7	△ 18,856	△ 1.2	△ 8.4
うち財源対策債等	530,573	8.9	88,332	1.7	618,904	5.6	736,279	6.6	△ 117,375	△ 15.9	△ 12.6
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	18	0.0	-	-	18	0.0	-	-	18	皆増	-
公営住宅建設事業債	109,937	1.8	149,919	2.9	259,856	2.3	265,222	2.4	△ 5,366	△ 2.0	△ 1.4
うち復旧・復興事業分	1,248	0.0	6,288	0.1	7,535	0.1	3,977	0.0	3,558	89.5	168.9
うち(旧)緊急防災・減災事業分	47	0.0	139	0.0	187	0.0	147	0.0	40	27.2	2.8
災害復旧事業債	42,145	0.7	25,700	0.5	67,845	0.6	66,737	0.6	1,108	1.7	△ 1.7
(旧)緊急防災・減災事業債	26,860	0.5	69,131	1.3	95,991	0.9	96,975	0.9	△ 984	△ 1.0	0.8
全国防災事業債	2,099	0.0	20,600	0.4	22,699	0.2	16,970	0.2	5,729	33.8	105.7
教育・福祉施設等整備事業債	88,389	1.5	529,956	10.3	618,345	5.6	603,023	5.4	15,322	2.5	△ 3.6
一般単独事業債	1,523,887	25.6	1,555,462	30.3	3,079,349	27.8	3,162,832	28.4	△ 83,483	△ 2.6	△ 3.9
辺地対策事業債	-	-	35,450	0.7	35,450	0.3	35,286	0.3	164	0.5	△ 0.5
過疎対策事業債	-	-	236,142	4.6	236,142	2.1	220,864	2.0	15,278	6.9	2.9
首都圏等整備事業債	26,986	0.5	-	-	26,986	0.2	28,994	0.3	△ 2,008	△ 6.9	△ 9.5
公共用地先行取得等事業債	31,369	0.5	73,592	1.4	104,960	0.9	107,249	1.0	△ 2,289	△ 2.1	△ 11.5
行政改革推進債	71,636	1.2	16,966	0.3	88,603	0.8	93,786	0.8	△ 5,183	△ 5.5	10.1
厚生福祉施設整備事業債	3,911	0.1	10,878	0.2	14,790	0.1	22,761	0.2	△ 7,971	△ 35.0	△ 30.3
地域財政特例対策債	44	0.0	-	-	44	0.0	20	0.0	24	120.0	△ 4.8
退職手当債(～平成17年度分)	4,846	0.1	1,641	0.0	6,487	0.1	6,646	0.1	△ 159	△ 2.4	1.6
退職手当債(平成18年度分～)	96,901	1.6	49,464	1.0	146,365	1.3	151,619	1.4	△ 5,254	△ 3.5	△ 5.4
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	67,922	1.1	18,222	0.4	86,144	0.8	90,176	0.8	△ 4,032	△ 4.5	△ 37.0
地域改善対策特定事業債	-	-	268	0.0	268	0.0	340	0.0	△ 72	△ 21.2	△ 12.1
財源対策債	274,913	4.6	163,232	3.2	438,145	4.0	448,843	4.0	△ 10,698	△ 2.4	△ 1.8
減収補填債 (昭和57・61・平成5～7・9～30・令和元年度分)	201,093	3.4	30,749	0.6	231,842	2.1	283,134	2.5	△ 51,292	△ 18.1	11.1
臨時財政特例債	308	0.0	630	0.0	939	0.0	3,070	0.0	△ 2,131	△ 69.4	△ 31.5
公共事業等臨時特例債	-	-	29	0.0	29	0.0	15	0.0	14	93.3	△ 40.0
減税補填債	105,093	1.8	128,795	2.5	233,888	2.1	266,895	2.4	△ 33,007	△ 12.4	1.1
臨時税収補填債	5,926	0.1	1,350	0.0	7,276	0.1	9,180	0.1	△ 1,904	△ 20.7	△ 87.3
臨時財政対策債	1,766,307	29.6	1,477,809	28.8	3,244,117	29.3	3,051,150	27.4	192,967	6.3	9.2
調整債 (昭和60・61・62・63年度分)	7,911	0.1	242	0.0	8,153	0.1	5,079	0.0	3,074	60.5	42.6
減収補填債特例分 (昭和50・平成14・19～30・令和元年度分)	88,353	1.5	24,144	0.5	112,497	1.0	104,980	0.9	7,517	7.2	3.2
都道府県貸付金	-	-	63,247	1.2	32,088	0.3	34,638	0.3	△ 2,550	△ 7.4	6.6
その他	109,401	1.8	134,562	2.8	243,961	2.4	322,250	2.9	△ 78,289	△ 24.3	9.5
合 計	<b>5,961,905</b>	<b>100.0</b>	<b>5,131,735</b>	<b>100.0</b>	<b>11,062,482</b>	<b>100.0</b>	<b>11,136,795</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 74,313</b>	<b>△ 0.7</b>	<b>△ 1.0</b>
うち財源対策債等	805,486	13.5	251,563	4.9	1,057,049	9.6	1,185,122	10.6	△ 128,073	△ 10.8	△ 8.8
うち減収補填債	297,250	5.0	57,491	1.1	354,741	3.2	429,024	3.9	△ 74,283	△ 17.3	14.5

(注) 1 「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。

2 「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。

3 「合計のうち財源対策債等」は、「公共事業等債のうち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

## 第100表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 合 計 額		比 較		
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額				増 減 額	増 減 率	前年度 増 減 率
公 共 事 業 等 債	14,937,336	17.2	3,548,529	6.3	18,485,865	12.9	18,673,938	13.0	△ 188,073	△ 1.0	△ 2.1
うち財源対策債等	3,601,280	4.1	505,454	0.9	4,106,734	2.9	4,725,638	3.3	△ 618,904	△ 13.1	△ 14.9
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	187,389	0.2	86,759	0.2	274,148	0.2	-	-	274,148	皆増	-
公営住宅建設事業債	1,282,264	1.5	1,473,943	2.6	2,756,207	1.9	2,843,174	2.0	△ 86,967	△ 3.1	△ 2.8
うち復旧・復興事業分	27,224	0.0	65,489	0.1	92,713	0.1	100,099	0.1	△ 7,386	△ 7.4	△ 1.5
うち(旧)緊急防災・減災事業分	581	0.0	1,024	0.0	1,604	0.0	1,791	0.0	△ 187	△ 10.4	△ 1.3
災害復旧事業債	673,425	0.8	471,929	0.8	1,145,353	0.8	918,260	0.6	227,093	24.7	29.9
(旧)緊急防災・減災事業債	105,850	0.1	250,056	0.4	355,906	0.2	451,897	0.3	△ 95,991	△ 21.2	△ 17.7
全国防災事業債	51,263	0.1	286,126	0.5	337,389	0.2	360,087	0.3	△ 22,698	△ 6.3	△ 4.5
教育・福祉施設等整備事業債	1,477,524	1.7	5,811,747	10.3	7,289,271	5.1	7,038,939	4.9	250,332	3.6	1.8
一般単独事業債	20,031,339	23.0	14,768,431	26.2	34,799,770	24.3	35,082,819	24.4	△ 283,049	△ 0.8	△ 1.8
辺地対策事業債	-	-	256,404	0.5	256,404	0.2	251,519	0.2	4,885	1.9	3.3
過疎対策事業債	-	-	2,535,307	4.5	2,535,307	1.8	2,360,897	1.6	174,410	7.4	6.5
首都圏等整備事業債	146,908	0.2	-	-	146,908	0.1	173,894	0.1	△ 26,986	△ 15.5	△ 14.3
公共用地先行取得等事業債	78,538	0.1	184,015	0.3	262,554	0.2	341,098	0.2	△ 78,544	△ 23.0	△ 17.7
行政改革推進債	1,730,811	2.0	347,520	0.6	2,078,331	1.4	1,930,558	1.3	147,773	7.7	4.2
厚生福祉施設整備事業債	10,694	0.0	14,669	0.0	25,364	0.0	40,153	0.0	△ 14,789	△ 36.8	△ 36.2
地域財政特例対策債	1	0.0	-	-	1	0.0	45	0.0	△ 44	△ 97.8	△ 30.8
退職手当債(～平成17年度分)	70,322	0.1	34,339	0.1	104,661	0.1	111,148	0.1	△ 6,487	△ 5.8	28.9
退職手当債(平成18年度分～)	1,764,398	2.0	288,251	0.5	2,052,649	1.4	2,144,093	1.5	△ 91,444	△ 4.3	△ 5.4
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	904,315	1.0	177,913	0.3	1,082,228	0.8	1,144,226	0.8	△ 61,998	△ 5.4	△ 4.4
地域改善対策特定事業債	-	-	398	0.0	398	0.0	667	0.0	△ 269	△ 40.3	△ 33.8
財源対策債	4,517,126	5.2	1,917,259	3.4	6,434,385	4.5	6,245,293	4.3	189,092	3.0	4.2
減収補填債 (昭和57・61・平成5～7・9～30・令和元年度分)	1,712,221	2.0	185,676	0.3	1,897,897	1.3	2,092,039	1.5	△ 194,142	△ 9.3	△ 11.3
臨時財政特例債	352	0.0	1,142	0.0	1,494	0.0	2,433	0.0	△ 939	△ 38.6	△ 57.4
公共事業等臨時特例債	-	-	217	0.0	217	0.0	247	0.0	△ 30	△ 12.1	△ 5.7
減税補填債	1,000,021	1.1	633,497	1.1	1,633,518	1.1	1,867,406	1.3	△ 233,888	△ 12.5	△ 12.5
臨時税収補填債	59,411	0.1	12,928	0.0	72,339	0.1	79,615	0.1	△ 7,276	△ 9.1	△ 10.3
臨時財政対策債	33,136,162	38.1	20,830,069	36.9	53,966,231	37.6	53,979,250	37.6	△ 13,019	△ 0.0	1.7
調整債 (昭和60・61・62・63年度分)	20,987	0.0	152	0.0	21,138	0.0	29,291	0.0	△ 8,153	△ 27.8	△ 14.8
減収補填債特例分 (昭和50・平成14・19～30・令和元年度分)	1,840,430	2.1	172,308	0.3	2,012,738	1.4	1,959,101	1.4	53,637	2.7	△ 2.9
都道府県貸付金	-	-	533,036	0.9	533,036	0.4	531,742	0.4	1,294	0.2	△ 2.1
その他	1,256,739	1.4	1,638,026	3.0	2,894,764	2.0	3,000,599	2.1	△ 105,835	△ 3.5	△ 6.1
合 計	<b>86,995,826</b>	<b>100.0</b>	<b>56,460,646</b>	<b>100.0</b>	<b>143,456,471</b>	<b>100.0</b>	<b>143,654,428</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 197,957</b>	<b>△ 0.1</b>	<b>△ 0.4</b>
うち財源対策債等	8,118,407	9.3	2,422,713	4.3	10,541,120	7.3	10,970,931	7.6	△ 429,811	△ 3.9	△ 5.0
うち減収補填債	3,671,754	4.2	365,936	0.6	4,037,690	2.8	4,187,009	2.9	△ 149,319	△ 3.6	△ 8.0

(注) [合計 うち財源対策債等] は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。

将来にわたる財政負担等



## 第100表 地方債現在高の状況（つづき）

その2 借入先別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 合計額		比 較		
	都道府県		市町村		合計額				増減額	増減率	前年度 増減率
財政融資資金	9,898,596	11.4	20,037,384	35.5	29,935,980	20.9	30,665,347	21.3	△ 729,367	△ 2.4	△ 2.7
うち旧資金運用部資金	254,769	0.3	332,988	0.6	587,757	0.4	948,581	0.7	△ 360,824	△ 38.0	△ 35.5
うち旧還元融資資金	35,441	0.0	33,378	0.1	68,819	0.0	84,400	0.1	△ 15,581	△ 18.5	△ 21.0
旧郵政公社資金	763,028	0.9	1,196,908	2.1	1,959,936	1.4	2,489,370	1.7	△ 529,434	△ 21.3	△ 19.8
旧郵便貯金資金	122,110	0.1	320,834	0.6	442,944	0.3	564,655	0.4	△ 121,711	△ 21.6	△ 22.3
旧簡易生命保険資金	640,918	0.7	876,074	1.6	1,516,992	1.1	1,924,714	1.3	△ 407,722	△ 21.2	△ 19.0
地方公共団体金融機構資金	3,900,654	4.5	7,927,641	14.0	11,828,295	8.2	11,734,679	8.2	93,616	0.8	1.4
うち旧公営企業金融公庫資金	352,838	0.4	1,067,652	1.9	1,420,490	1.0	1,695,833	1.2	△ 275,343	△ 16.2	△ 17.2
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公共団体金融機構資金を除く。)	904,315	1.0	177,913	0.3	1,082,228	0.8	1,144,211	0.8	△ 61,983	△ 5.4	△ 4.4
ゆうちょ銀行	654,000	0.8	331,558	0.6	985,558	0.7	786,753	0.5	198,805	25.3	23.9
市中銀行	28,506,052	32.8	10,747,254	19.0	39,253,307	27.4	38,385,272	26.7	868,035	2.3	0.7
その他の金融機関	4,771,734	5.5	4,335,464	7.7	9,107,198	6.3	9,042,427	6.3	64,771	0.7	0.5
かんぽ生命保険	505,596	0.6	217,744	0.4	723,340	0.5	724,334	0.5	△ 994	△ 0.1	10.2
保険会社等	44,668	0.1	12,335	0.0	57,003	0.0	62,557	0.0	△ 5,554	△ 8.9	△ 16.7
交付付公債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市場公募債	36,686,876	42.2	9,770,293	17.3	46,457,170	32.4	46,622,258	32.5	△ 165,088	△ 0.4	0.2
個別発行債10年債	15,598,854	17.9	2,994,187	5.3	18,593,041	13.0	18,862,218	13.1	△ 269,177	△ 1.4	△ 2.8
個別発行債5年債	3,996,887	4.6	1,270,919	2.3	5,267,806	3.7	5,263,862	3.7	3,944	0.1	0.9
個別発行債20年債	5,360,490	6.2	1,881,220	3.3	7,241,709	5.0	7,211,361	5.0	30,348	0.4	8.4
個別発行債30年債	1,965,581	2.3	1,237,577	2.2	3,203,158	2.2	2,799,068	1.9	404,090	14.4	21.7
個別発行債15年債	589,935	0.7	94,216	0.2	684,151	0.5	721,498	0.5	△ 37,347	△ 5.2	△ 0.7
個別発行債7年債	135,193	0.2	31,407	0.1	166,599	0.1	177,936	0.1	△ 11,337	△ 6.4	△ 21.0
共同発行債10年債	8,240,795	9.5	2,086,523	3.7	10,327,319	7.2	10,592,834	7.4	△ 265,515	△ 2.5	△ 2.1
住民公募債	132,902	0.2	82,314	0.1	215,216	0.2	248,962	0.2	△ 33,746	△ 13.6	△ 42.5
外国債	517,242	0.6	-	-	517,242	0.4	546,806	0.4	△ 29,564	△ 5.4	△ 5.6
その他	148,997	0.2	91,930	0.1	240,929	0.2	197,713	0.2	43,216	21.9	23.5
共済等	30,463	0.0	1,132,398	2.0	1,162,862	0.8	1,148,386	0.8	14,476	1.3	1.2
その他の	329,844	0.4	573,754	1.1	903,594	0.6	848,834	0.7	54,760	6.5	8.9
合 計	86,995,826	100.0	56,460,646	100.0	143,456,471	100.0	143,654,428	100.0	△ 197,957	△ 0.1	△ 0.4

(注) 旧郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その3 利率別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	都道府県		市町村		合計額	
0.5%以下	47,494,738	54.6	34,076,035	60.4	81,570,773	56.9
1.0%以下	20,744,171	23.8	10,907,222	19.3	31,651,394	22.1
1.5%以下	10,188,927	11.7	5,407,546	9.6	15,596,473	10.9
2.0%以下	5,450,553	6.3	4,122,411	7.3	9,572,964	6.7
2.5%以下	2,639,550	3.0	1,481,670	2.6	4,121,219	2.9
3.0%以下	322,625	0.4	343,872	0.6	666,497	0.5
3.5%以下	98,664	0.1	68,568	0.1	167,232	0.1
4.0%以下	18,126	0.0	19,067	0.0	37,193	0.0
4.5%以下	19,277	0.0	17,729	0.0	37,006	0.0
5.0%以下	12,725	0.0	12,384	0.0	25,108	0.0
5.5%以下	4,313	0.0	1,487	0.0	5,800	0.0
6.0%以下	1,284	0.0	580	0.0	1,864	0.0
6.5%以下	460	0.0	1,059	0.0	1,519	0.0
7.0%以下	411	0.0	129	0.0	541	0.0
7.0%超	-	-	888	0.0	888	0.0
合 計	86,995,826	100.0	56,460,646	100.0	143,456,471	100.0

## 第100表 地方債現在高の状況（つづき）

その4 推 移

(単位 百万円・%)

区 分	都 道 府 県			市 町 村			合 計 額		
	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率	現 在 高	指 数	対前年度 増 減 率
昭和49年度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平成24年度	88,820,024	2,408	1.7	55,885,149	1,152	△ 0.0	144,705,173	1,694	1.0
25	89,729,661	2,433	1.0	56,189,213	1,158	0.5	145,918,874	1,709	0.8
26	89,602,745	2,430	△ 0.1	56,396,828	1,162	0.4	145,999,573	1,710	0.1
27	89,028,959	2,414	△ 0.6	56,497,465	1,164	0.2	145,526,424	1,704	△ 0.3
28	88,625,567	2,403	△ 0.5	56,282,557	1,160	△ 0.4	144,908,124	1,697	△ 0.4
29	87,969,195	2,385	△ 0.7	56,319,668	1,161	0.1	144,288,863	1,690	△ 0.4
30	87,356,834	2,369	△ 0.7	56,297,594	1,160	△ 0.0	143,654,428	1,682	△ 0.4
令和元年度	86,995,826	2,359	△ 0.4	56,460,646	1,164	0.3	143,456,471	1,680	△ 0.1

## 第101表 債務負担行為額（翌年度以降の支出予定額）の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度						平成30年度 合 計 額	増 減 率
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額			
1 物件の購入等に係るもの	3,006,864	59.8	4,838,354	42.0	7,845,219	47.4	7,989,714	△ 1.8
2 債務保証又は損失補償に係るもの	187,285	3.7	122,898	1.1	310,182	1.9	367,282	△ 15.5
3 そ の 他	1,835,761	36.5	6,549,755	56.9	8,385,517	50.7	8,112,914	3.4
合 計	<b>5,029,910</b>	<b>100.0</b>	<b>11,511,007</b>	<b>100.0</b>	<b>16,540,918</b>	<b>100.0</b>	<b>16,469,910</b>	<b>0.4</b>

(注) 「2 債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

その2 推 移

(単位 百万円・%)

区 分	合 計			1 物件の購入等に係るもの			2 債務保証又は損失補償に係るもの			3 その他		
	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指 数	対前年度 増 減 率
平成26年度	15,146,124	100	4.2	7,727,486	100	3.9	247,147	100	28.7	7,171,491	100	3.9
27	15,423,161	102	1.8	7,666,792	99	△ 0.8	259,658	105	5.1	7,496,711	105	4.5
28	15,626,547	103	1.3	7,775,220	101	1.4	221,062	89	△ 14.9	7,630,265	106	1.8
29	16,417,722	108	5.1	8,252,446	107	6.1	317,753	129	43.7	7,847,523	109	2.8
30	16,469,910	109	0.3	7,989,714	103	△ 3.2	367,282	149	15.6	8,112,914	113	3.4
令和元年度	16,540,918	109	0.4	7,845,219	102	△ 1.8	310,182	126	△ 15.5	8,385,517	117	3.4

## 第102表 積立金現在高の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度						平成30年度 合 計 額		比 較		
	都道府県		市町村		合 計 額				増減額	増減率	前年度 増減率
財政調整基金	1,867,030	25.8	5,672,859	36.1	7,539,889	32.9	7,576,572	32.6	△ 36,683	△ 0.5	1.9
減債基金	894,768	12.3	1,316,400	8.4	2,211,168	9.6	2,368,102	10.2	△ 156,934	△ 6.6	△ 4.3
その他特定目的基金	4,487,858	61.9	8,707,424	55.5	13,195,282	57.5	13,312,443	57.2	△ 117,161	△ 0.9	△ 2.1
合 計	7,249,656	100.0	15,696,683	100.0	22,946,339	100.0	23,257,117	100.0	△ 310,778	△ 1.3	△ 1.1

その2 推 移

(単位 百万円・%)

区 分	総 額		財政調整基金		減債基金		その他特定目的基金	
	積立金 現在高	対前年度 増減率	積立金 現在高	対前年度 増減率	積立金 現在高	対前年度 増減率	積立金 現在高	対前年度 増減率
平成22年度	17,866,710	4.0	5,235,694	17.0	2,076,049	22.9	10,554,967	△ 4.2
23	19,592,209	9.7	5,599,566	6.9	2,305,910	11.1	11,686,733	10.7
24	21,029,432	7.3	6,139,630	9.6	2,318,616	0.6	12,571,186	7.6
25	22,365,652	6.4	6,740,043	9.8	2,421,428	4.4	13,204,181	5.0
26	22,615,513	1.1	7,165,011	6.3	2,570,149	6.1	12,880,353	△ 2.5
27	23,331,530	3.2	7,588,045	5.9	2,645,955	2.9	13,097,530	1.7
28	23,625,745	1.3	7,585,227	△ 0.0	2,548,749	△ 3.7	13,491,769	3.0
29	23,505,943	△ 0.5	7,437,144	△ 2.0	2,475,348	△ 2.9	13,593,451	0.8
30	23,257,117	△ 1.1	7,576,572	1.9	2,368,102	△ 4.3	13,312,443	△ 2.1
令和元年度	22,946,339	△ 1.3	7,539,889	△ 0.5	2,211,168	△ 6.6	13,195,282	△ 0.9

第103表 令和元年度資金収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分		第1・四半期 (平成31年4月～令和元年6月)		第2・四半期 (元年7月～9月)		第3・四半期 (元年10月～12月)		第4・四半期 (2年1月～3月)		出納整理期 (2年4月～5月)		合 計	
合 計	歳 入 (a)	27,950,729	66.7	22,211,314	92.1	24,463,585	76.7	33,743,757	77.7	13,422,820	112.0	121,792,205	79.4
	地 方 税	12,907,788	30.8	8,976,610	37.2	9,440,168	29.6	8,553,391	19.7	1,333,493	11.1	41,211,450	26.9
	地方消費税清算金	423,129	1.0	503,326	2.1	183,858	0.6	446,116	1.0	-	-	1,556,429	1.0
	地方特例交付金等、地方交付税及び地方譲与税	7,917,544	18.9	4,664,832	19.4	5,065,611	15.9	2,137,560	4.9	35,811	0.3	19,821,359	12.9
	国庫支出金等	2,033,238	4.9	2,452,074	10.2	3,086,594	9.7	6,981,232	16.1	1,281,242	10.7	15,834,380	10.3
	都道府県支出金等	992,141	2.4	1,565,295	6.5	1,624,052	5.1	2,694,524	6.2	1,102,246	9.2	7,978,257	5.2
	地方債(起債前借を含む。)	371,333	0.9	716,810	3.0	1,832,815	5.7	3,139,529	7.2	4,835,197	40.4	10,895,684	7.1
	公営事業会計からの繰入れ	5,180	0.0	6,034	0.0	15,812	0.0	37,446	0.1	36,137	0.3	100,609	0.1
	その他	3,300,376	7.8	3,326,333	13.7	3,214,675	10.1	9,753,959	22.5	4,798,694	40.0	24,394,037	15.9
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	1,247,944	3.0	1,333,930	5.5	1,163,682	3.6	3,564,862	8.2	2,291,558	19.1	9,601,977	6.3
	歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c)	3,205,203	7.7	2,072,748	8.6	2,322,987	7.3	4,502,458	10.4	851,076	7.1	12,954,471	8.5
	一時借入金等借入額 (d)	11,967,416	28.6	1,155,585	4.8	6,281,618	19.7	8,745,451	20.1	-	-	28,150,069	18.4
	合計 (a)-(b)+(c)+(d)	<b>41,875,404</b>	<b>100.0</b>	<b>24,105,716</b>	<b>100.0</b>	<b>31,904,507</b>	<b>100.0</b>	<b>43,426,803</b>	<b>100.0</b>	<b>11,982,338</b>	<b>100.0</b>	<b>153,294,767</b>	<b>100.0</b>
	歳 出 (e)	23,314,565	68.0	23,276,702	90.6	24,523,122	89.6	33,381,699	71.8	16,857,199	87.5	121,353,288	79.3
	(e)のうち地方消費税清算金	425,189	1.2	505,078	2.0	182,117	0.7	444,044	1.0	-	-	1,556,429	1.0
	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	1,247,944	3.6	1,333,930	5.2	1,163,682	4.2	3,564,862	7.7	2,291,558	11.9	9,601,977	6.3
	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	1,429,439	4.2	2,281,226	8.9	2,219,120	8.1	4,591,210	9.9	2,433,476	12.6	12,954,471	8.5
	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	169,142	0.5	30,783	0.1	6,809	0.0	6,197	0.0	4,815	0.0	217,745	0.1
	一時借入金等返済額 (i)	10,598,445	30.9	1,430,559	5.6	1,795,938	6.6	12,067,137	26.0	2,257,989	11.7	28,150,069	18.4
	合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	<b>34,263,646</b>	<b>100.0</b>	<b>25,685,340</b>	<b>100.0</b>	<b>27,381,308</b>	<b>100.0</b>	<b>46,481,381</b>	<b>100.0</b>	<b>19,261,921</b>	<b>100.0</b>	<b>153,073,596</b>	<b>100.0</b>
都 道 府 県	歳 入 (a)	13,711,293	78.4	10,509,646	84.8	12,406,135	86.2	16,691,722	93.5	6,199,547	126.4	59,518,344	88.8
	地 方 税	6,271,192	35.9	4,187,065	33.8	5,386,090	37.4	4,230,330	23.7	628,884	12.8	20,703,561	30.9
	地方消費税清算金	423,129	2.4	503,326	4.1	183,858	1.3	446,116	2.5	-	-	1,556,429	2.3
	地方特例交付金等、地方交付税及び地方譲与税	4,291,619	24.6	2,692,066	21.7	2,873,605	20.0	1,112,050	6.2	2,533	0.1	10,971,873	16.4
	国庫支出金等	602,720	3.4	618,906	5.0	978,531	6.8	3,116,697	17.4	636,575	13.0	5,953,429	8.9
	地方債(起債前借を含む。)	290,034	1.7	525,520	4.2	1,240,951	8.6	1,580,628	8.8	1,963,764	40.0	5,600,896	8.4
	公営事業会計からの繰入れ	2,582	0.0	2,073	0.0	1,435	0.0	10,064	0.1	11,031	0.2	27,186	0.0
	その他	1,830,017	10.4	1,980,690	16.0	1,741,665	12.1	6,195,837	34.8	2,956,760	60.3	14,704,970	21.9
	(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	1,185,312	6.8	1,219,644	9.8	1,124,178	7.8	3,225,072	18.1	1,693,610	34.5	8,447,816	12.6
	歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c)	2,339,757	13.4	1,839,290	14.8	1,708,367	11.9	2,051,120	11.5	400,483	8.2	8,339,018	12.4
	一時借入金等借入額 (d)	2,613,063	14.9	1,257,181	10.1	1,404,178	9.8	2,343,796	13.1	-	-	7,618,219	11.4
	合計 (a)-(b)+(c)+(d)	<b>17,478,801</b>	<b>100.0</b>	<b>12,386,473</b>	<b>100.0</b>	<b>14,394,502</b>	<b>100.0</b>	<b>17,861,567</b>	<b>100.0</b>	<b>4,906,421</b>	<b>100.0</b>	<b>67,027,764</b>	<b>100.0</b>
	歳 出 (e)	12,015,551	85.9	10,895,212	85.2	11,749,496	87.0	16,900,362	94.2	7,782,671	90.1	59,343,292	88.7
	(e)のうち地方消費税清算金	425,189	3.0	505,078	3.9	182,117	1.3	444,044	2.5	-	-	1,556,429	2.3
	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	1,185,312	8.5	1,219,644	9.5	1,124,178	8.3	3,225,072	18.0	1,693,610	19.6	8,447,816	12.6
	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	959,894	6.9	1,965,345	15.4	1,510,578	11.2	1,974,741	11.0	1,928,459	22.3	8,339,018	12.5
	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	5,296	0.0	7,119	0.1	-	-	3,251	0.0	-	-	15,666	0.0
	一時借入金等返済額 (i)	2,198,457	15.7	1,139,560	8.9	1,370,407	10.1	2,289,274	12.8	620,520	7.2	7,618,219	11.4
	合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	<b>13,993,887</b>	<b>100.0</b>	<b>12,787,591</b>	<b>100.0</b>	<b>13,506,303</b>	<b>100.0</b>	<b>17,942,557</b>	<b>100.0</b>	<b>8,638,040</b>	<b>100.0</b>	<b>66,868,378</b>	<b>100.0</b>
	市 町 村	歳 入 (a)	14,239,436	58.4	11,701,668	99.9	12,057,450	68.9	17,052,034	66.7	7,223,272	102.1	62,273,861
地 方 税		6,636,596	27.2	4,789,546	40.9	4,054,078	23.2	4,323,061	16.9	704,610	10.0	20,507,890	23.8
地方特例交付金等、地方交付税及び地方譲与税		3,625,925	14.9	1,972,765	16.8	2,192,006	12.5	1,025,510	4.0	33,278	0.5	8,849,485	10.3
国庫支出金等		1,430,519	5.9	1,833,168	15.6	2,108,063	12.0	3,864,535	15.1	644,666	9.1	9,880,951	11.5
都道府県支出金等		992,141	4.1	1,565,295	13.4	1,624,052	9.3	2,694,524	10.5	1,102,246	15.6	7,978,257	9.2
地方債(起債前借を含む。)		81,299	0.3	191,290	1.6	591,864	3.4	1,558,901	6.1	2,871,433	40.6	5,294,787	6.1
公営事業会計からの繰入れ		2,598	0.0	3,961	0.0	14,376	0.1	27,382	0.1	25,106	0.4	73,423	0.1
その他		1,470,358	6.0	1,345,643	11.6	1,473,011	8.4	3,558,121	14.0	1,841,933	25.9	9,689,068	11.2
(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)		62,633	0.3	114,287	1.0	39,504	0.2	339,790	1.3	597,948	8.5	1,154,161	1.3
歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金 (c)		865,446	3.5	233,458	2.0	614,619	3.5	2,451,337	9.6	450,592	6.4	4,615,453	5.4
一時借入金等借入額 (d)		9,354,352	38.3	△ 101,596	△ 0.9	4,877,440	27.9	6,401,654	25.0	-	-	20,531,850	23.8
合計 (a)-(b)+(c)+(d)		<b>24,396,602</b>	<b>100.0</b>	<b>11,719,243</b>	<b>100.0</b>	<b>17,510,004</b>	<b>100.0</b>	<b>25,565,236</b>	<b>100.0</b>	<b>7,075,917</b>	<b>100.0</b>	<b>86,267,003</b>	<b>100.0</b>
歳 出 (e)		11,299,014	55.7	12,381,491	96.0	12,773,626	92.1	16,481,337	57.8	9,074,528	85.4	62,009,996	71.9
(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)		62,633	0.3	114,287	0.9	39,504	0.3	339,790	1.2	597,948	5.6	1,154,161	1.3
歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)		469,544	2.3	315,881	2.4	708,542	5.1	2,616,469	9.2	505,017	4.8	4,615,453	5.4
歳計剰余金処分としての積立金 (h)		163,845	0.8	23,664	0.2	6,809	0.0	2,946	0.0	4,815	0.0	202,079	0.2
一時借入金等返済額 (i)		8,399,988	41.4	291,000	2.3	425,531	3.1	9,777,862	34.3	1,637,469	15.4	20,531,850	23.8
合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)		<b>20,269,759</b>	<b>100.0</b>	<b>12,897,749</b>	<b>100.0</b>	<b>13,875,005</b>	<b>100.0</b>	<b>28,538,824</b>	<b>100.0</b>	<b>10,623,881</b>	<b>100.0</b>	<b>86,205,218</b>	<b>100.0</b>

(注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

第104表 道路（地方道）の状況

区 分		令和元年度	平成30年度	増 減	
実 延 長 (km)	都道府県道	主要地方道	57,327	57,353	△ 26
		一般都道府県道	71,430	71,338	92
	市町村道	1,035,668	1,034,368	1,300	
	合 計	1,164,424	1,163,058	1,366	
面 積 (km <sup>2</sup> )	都道府県道	主要地方道	911.4	909.4	2.0
		一般都道府県道	954.5	952.4	2.1
	市町村道	6,743.5	6,726.7	16.8	
	合 計	8,609.4	8,588.5	20.9	

(注) 令和元年度の数値は令和2年4月1日現在のもの、平成30年度の数値は平成31年4月1日現在のものである。

第105表 公営住宅等の管理状況

区 分	令和元年度			平成30年度			増 減		
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
公 営 住 宅 等 (戸)	936,375	1,442,191	2,378,566	940,993	1,444,359	2,385,352	△ 4,618	△ 2,168	△ 6,786
うち公営住宅 (戸)	908,388	1,235,923	2,144,311	912,695	1,236,981	2,149,676	△ 4,307	△ 1,058	△ 5,365

(注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。  
2 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

第106表 公園の状況

区 分		令和元年度			平成30年度			増 減		
		市町村立	市町村立 以 外	合 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計
都 市 公 園 等 (都市計画区域内)	箇所数	137,602	1,096	138,698	136,262	1,063	137,325	1,340	33	1,373
	面 積 (km <sup>2</sup> )	1,124.0	286.9	1,411.0	1,116.2	285.2	1,401.4	7.8	1.7	9.6
そ の 他 公 園 (都市計画区域外)	箇所数	6,462	279	6,741	6,443	277	6,720	19	2	21
	面 積 (km <sup>2</sup> )	135.3	37.2	172.5	135.3	37.2	172.6	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.1
合 計	箇所数	144,064	1,375	145,439	142,705	1,340	144,045	1,359	35	1,394
	面 積 (km <sup>2</sup> )	1,259.3	324.1	1,583.5	1,251.6	322.4	1,574.0	7.7	1.7	9.5

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第107表 下水道等の状況

区 分		令和元年度	平成30年度	増 減
公共下水道	現在排水人口(人)	101,218,546	100,840,053	378,493
	計画排水区域面積(km <sup>2</sup> )	22,603.0	22,562.5	40.5
	現在排水区域面積(km <sup>2</sup> )	17,716.7	17,599.9	116.8
	計画終末処理場数(箇所)	2,032	2,038	△ 6
	現在終末処理場数(箇所)	2,000	2,003	△ 3
	計画処理区域面積(km <sup>2</sup> )	22,520.0	22,471.5	48.5
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	17,659.0	17,535.2	123.8
	現在処理区域内人口(人)	101,101,806	100,725,277	376,529
現在水洗便所設置済人口(人)	95,990,182	95,451,869	538,313	
都市下水道	計画排水区域面積(km <sup>2</sup> )	1,564.9	1,574.5	△ 9.6
	現在排水区域面積(km <sup>2</sup> )	1,302.4	1,309.4	△ 7.0
農業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	3,176,345	3,246,053	△ 69,708
	現在処理区域内人口(人)	3,172,411	3,244,360	△ 71,949
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	2,323.2	2,337.9	△ 14.7
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	2,290.6	2,305.3	△ 14.7
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,734,515	2,783,146	△ 48,631
漁業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	154,548	157,540	△ 2,992
	現在処理区域内人口(人)	154,509	157,531	△ 3,022
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	83.6	83.3	0.3
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	83.5	83.2	0.3
	現在水洗便所設置済人口(人)	123,583	126,156	△ 2,573
林業集落排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	2,342	2,394	△ 52
	現在処理区域内人口(人)	2,342	2,394	△ 52
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	2.2	2.2	-
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	2.2	2.2	-
	現在水洗便所設置済人口(人)	2,107	2,166	△ 59
簡排水施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	1,378	1,424	△ 46
	現在処理区域内人口(人)	1,378	1,424	△ 46
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	1.8	1.8	-
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	1.8	1.8	-
	現在水洗便所設置済人口(人)	1,315	1,353	△ 38
小規模集合排水処理施設	現在排水人口(うち汚水に係るもの)(人)	5,748	5,774	△ 26
	現在処理区域内人口(人)	5,748	5,774	△ 26
	現在排水区域面積(うち汚水に係るもの)(km <sup>2</sup> )	4.3	4.3	0
	現在処理区域面積(km <sup>2</sup> )	4.3	4.3	0
	現在水洗便所設置済人口(人)	5,182	5,226	△ 44
コミュニティ・プラント処理人口(人)		192,282	202,526	△ 10,244
合併処理浄化槽	処理人口(人)	12,335,394	12,329,829	5,565
	うち特定地域生活排水処理施設に係るもの(人)	499,872	488,839	11,033
	うち個別排水処理施設に係るもの(人)	68,828	69,065	△ 237

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第108表 し尿及びごみ処理施設の状況

区 分		令和元年度	平成30年度	増 減	増 減 率
し尿処理施設	処理人口(千人)	6,274	6,580	△ 306	△ 4.7
	年間総収集量(千kl)	6,860	7,130	△ 270	△ 3.8
ごみ処理施設	処理人口(千人)	126,790	127,109	△ 319	△ 0.3
	年間総収集量(千t)	39,957	39,711	246	0.6

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。



第109表 公立保育所の状況

区 分	令 和 元 年 度				平 成 30 年 度				増 減
	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	
箇 所 数	-	8,370	4	8,374	-	8,721	3	8,724	△ 350
延 面 積 (m <sup>2</sup> )	-	6,617,255	2,990	6,620,245	-	6,835,771	2,691	6,838,462	△ 218,217

(注) 1 令和元年度の数値は令和元年10月1日現在のもの、平成30年度の数値は平成30年10月1日現在のものである。  
2 季節保育所を含まない。

第110表 公立老人ホームの状況

区 分	令 和 元 年 度				平 成 30 年 度				増 減	
	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務 組合立	合 計		
箇 所 数	養護老人ホーム	3	191	68	262	4	202	71	277	△ 15
	特別養護老人ホーム	2	240	92	334	2	245	94	341	△ 7
	軽費老人ホーム	1	56	6	63	1	57	6	64	△ 1
	合 計	6	487	166	659	7	504	171	682	△ 23

(注) 令和元年度の数値は令和元年10月1日現在のもの、平成30年度の数値は平成30年10月1日現在のものである。

第111表 公立高等学校、中等教育学校の状況

区 分	令 和 元 年 度			平 成 30 年 度			増 減	増 減 率
	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計		
高 等 学 校 数	3,329	208	3,537	3,341	209	3,550	△ 13	△ 0.4
中 等 教 育 学 校 数	26	7	33	25	7	32	1	3.1

(注) 1 文部科学省調べによる。  
2 令和元年度の数値は令和2年5月1日現在のもの、平成30年度の数値は令和元年5月1日現在のものである。

第112表 文化及び体育施設の状況（公立分）

区 分			令和元年度			平成30年度			増 減			
			都道府県立	市町村立	合計	都道府県立	市町村立	合計	都道府県立	市町村立	合計	
文 化 施 設	県民会館	箇所数	187	3,335	3,522	189	3,325	3,514	△ 2	10	8	
		市民会館	延面積(千㎡)	2,546	12,060	14,606	2,469	11,997	14,466	77	63	140
			専任職員数(人)	2,707	15,193	17,900	2,626	14,798	17,424	81	395	476
	図書館	箇所数	57	3,270	3,327	57	3,260	3,317	-	10	10	
		専任職員数(人)	1,725	20,555	22,280	1,714	20,433	22,147	11	122	133	
	博 物 館	総合博物館	箇所数	23	92	115	23	92	115	-	-	-
			専任職員数(人)	473	644	1,117	489	679	1,168	△ 16	△ 35	△ 51
		科学博物館	箇所数	13	58	71	13	59	72	-	△ 1	△ 1
			専任職員数(人)	351	632	983	340	588	928	11	44	55
		歴史博物館	箇所数	58	292	350	57	280	337	1	12	13
			専任職員数(人)	878	1,609	2,487	868	1,517	2,385	10	92	102
		美術博物館	箇所数	57	180	237	57	180	237	-	-	-
			専任職員数(人)	965	1,407	2,372	964	1,430	2,394	1	△ 23	△ 22
		その他	箇所数	18	92	110	18	96	114	-	△ 4	△ 4
			専任職員数(人)	820	1,667	2,487	815	1,676	2,491	5	△ 9	△ 4
	合計	箇所数	<b>169</b>	<b>714</b>	<b>883</b>	<b>168</b>	<b>707</b>	<b>875</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	
		専任職員数(人)	<b>3,487</b>	<b>5,959</b>	<b>9,446</b>	<b>3,476</b>	<b>5,890</b>	<b>9,366</b>	<b>11</b>	<b>69</b>	<b>80</b>	
青年の家・ 自然の家	箇所数	136	259	395	137	268	405	△ 1	△ 9	△ 10		
	専任職員数(人)	1,401	1,253	2,654	1,398	1,307	2,705	3	△ 54	△ 51		
体 育 施 設	体育館	箇所数	191	6,552	6,743	190	6,570	6,760	1	△ 18	△ 17	
		専任職員数(人)	776	10,302	11,078	739	10,258	10,997	37	44	81	
	陸上競技場	箇所数	107	945	1,052	105	947	1,052	2	△ 2	-	
		専任職員数(人)	253	877	1,130	248	861	1,109	5	16	21	
	野球場	箇所数	164	3,971	4,135	164	3,965	4,129	-	6	6	
		専任職員数(人)	153	1,782	1,935	150	1,768	1,918	3	14	17	
	プール	箇所数	202	3,300	3,502	202	3,358	3,560	-	△ 58	△ 58	
		専任職員数(人)	387	4,667	5,054	391	4,749	5,140	△ 4	△ 82	△ 86	

(注) 1 令和元年度における箇所数及び延面積は令和2年3月31日現在のもの、専任職員数は令和2年4月1日現在のものである。  
 2 平成30年度における箇所数及び延面積は平成31年3月31日現在のもの、専任職員数は平成31年4月1日現在のものである。

第113表 地方公共団体の職員公舎の状況

区 分	令 和 元 年 度			平 成 30 年 度			増 減		
	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計	都道府県	市 町 村	合 計
戸 数	47,768	16,031	63,799	49,295	16,377	65,672	△ 1,527	△ 346	△ 1,873
延 面 積 (千m <sup>2</sup> )	2,933	941	3,874	3,017	962	3,978	△ 84	△ 21	△ 104

(注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第114表 公営企業の事業数の状況

その1 事業数調

(各年度末日現在)

区 分	令 和 元 年 度			平 成 30 年 度			増 減	
	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上 水 道 事 業	1,321	—	1,321	1,338	—	1,338	△ 17	—
簡 易 水 道 事 業	53	482	535	34	510	544	19	△ 28
工 業 用 水 道 事 業	155	—	155	156	—	156	△ 1	—
交 通 事 業	46	39	85	47	39	86	△ 1	—
電 気 事 業	31	67	98	28	72	100	3	△ 5
ガ ス 事 業	25	—	25	26	—	26	△ 1	—
病 院 事 業	623	—	623	627	—	627	△ 4	—
下 水 道 事 業	1,258	2,359	3,617	963	2,665	3,628	295	△ 306
介 護 サービス 事 業	45	472	517	45	490	535	—	△ 18
そ の 他 事 業	165	1,081	1,246	162	1,106	1,268	3	△ 25
合 計	<b>3,722</b>	<b>4,500</b>	<b>8,222</b>	<b>3,426</b>	<b>4,882</b>	<b>8,308</b>	<b>296</b>	<b>△ 382</b>

その2 事業数の推移

(各年度末日現在)

年 度	平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度
法 適 用 事 業 数	2,930	2,959	2,996	3,033	3,077	3,110	3,191	3,301	3,426	3,722
法 非 適 用 事 業 数	5,913	5,795	5,728	5,670	5,585	5,504	5,343	5,097	4,882	4,500

## 第115表 公営企業の職員数の状況

(単位 人)

区 分	全 事 業 の 内 訳				合 計	前年度末職員	増 減
	適 用 区 分 別		勘 定 区 分 別				
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	43,100	—	36,487	6,613	43,100	43,550	△ 450
簡 易 水 道 事 業	127	808	855	80	935	970	△ 35
工 業 用 水 道 事 業	1,601	—	1,505	96	1,601	1,612	△ 11
交 通 事 業	20,255	494	20,499	250	20,749	20,829	△ 80
電 気 事 業	1,799	23	1,774	48	1,822	1,821	1
ガ ス 事 業	863	—	771	92	863	905	△ 42
病 院 事 業	221,535	—	221,407	128	221,535	223,045	△ 1,510
下 水 道 事 業	20,682	6,476	18,064	9,094	27,158	27,329	△ 171
介 護 サ ー ビ ス 事 業	1,581	6,585	8,166	—	8,166	8,432	△ 266
そ の 他 事 業	2,045	3,193	4,245	993	5,238	5,284	△ 46
合 計	<b>313,588</b>	<b>17,579</b>	<b>313,773</b>	<b>17,394</b>	<b>331,167</b>	<b>333,777</b>	<b>△ 2,610</b>

(注) 令和2年3月31日現在の職員数である。

## 第116表 公営事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	令 和 元 年 度 (A)			平 成 30 年 度 (B)			増 減 (A)-(B)		
	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
公 営 企 業	16,734,565	16,587,965	146,600	17,120,519	16,979,631	140,888	△ 385,954	△ 391,666	5,712
法 適 用 企 業	14,407,530	14,456,741	△ 49,211	14,334,344	14,397,293	△ 62,949	73,186	59,448	13,738
法 非 適 用 企 業	2,327,035	2,131,223	195,812	2,786,176	2,582,338	203,838	△ 459,141	△ 451,115	△ 8,026
収 益 事 業	3,824,813	3,681,033	143,780	3,552,035	3,434,054	117,981	272,778	246,979	25,799
国 民 健 康 保 険 事 業	24,679,197	24,265,684	413,513	24,979,610	24,515,577	464,033	△ 300,413	△ 249,893	△ 50,520
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	18,353,428	17,967,709	385,719	17,776,696	17,313,882	462,814	576,732	653,827	△ 77,095
介 護 保 険 事 業	11,313,273	11,059,092	254,181	11,031,137	10,737,246	293,891	282,136	321,846	△ 39,710
農 業 共 済 事 業	7,892	7,693	199	9,782	9,556	226	△ 1,890	△ 1,863	△ 27
交 通 災 害 共 済 事 業	5,206	4,103	1,103	5,274	3,964	1,310	△ 68	139	△ 207
公 立 大 学 附 属 病 院 事 業	2,838	2,768	70	2,740	2,737	3	98	31	67
合 計	<b>74,921,212</b>	<b>73,576,047</b>	<b>1,345,165</b>	<b>74,477,793</b>	<b>72,996,647</b>	<b>1,481,146</b>	<b>443,419</b>	<b>579,400</b>	<b>△ 135,981</b>

(注) 公営企業の額の算出については、次による。

- 1 収入額 法 適 用：総収益 (消費税込み) - 長期前受金戻入 + 資本的収入  
法非適用：総収益 + 資本的収入 + 前年度繰越金
- 2 支出額 法 適 用：総費用 (消費税込み) - 減価償却費 + 資本的支出  
法非適用：総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

## 第117表 法適用企業決算の状況

その1 損益収支の状況

(単位 事業・百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計	
総 収 益	3,209,320	151,718	658,712	93,010	76,192	4,106,213	3,146,223	334,033	11,775,420	
経 常 収 益	3,192,538	147,948	657,711	92,386	75,007	4,076,384	3,128,372	285,926	11,656,272	
うち	料 金 収 入	2,669,302	126,279	539,078	85,594	63,385	3,256,281	1,261,236	223,359	8,224,514
	長期前受金戻入	262,316	13,773	37,770	1,423	1,470	107,701	788,115	5,633	1,218,202
総 費 用	2,875,164	128,031	594,880	77,264	69,491	4,199,619	2,941,745	278,429	11,164,624	
経 常 費 用	2,848,012	124,293	592,172	70,969	69,026	4,170,818	2,925,222	265,105	11,065,615	
うち	職 員 給 与 費	302,003	13,063	188,714	16,242	7,120	1,938,392	116,450	22,378	2,604,362
	減 価 償 却 費	1,072,460	55,340	164,538	19,808	11,227	313,446	1,681,959	29,605	3,348,383
	支 払 利 息	127,754	4,918	34,075	1,080	875	48,741	282,103	8,496	508,042
経 常 損 益	<b>344,527</b>	<b>23,655</b>	<b>65,539</b>	<b>21,418</b>	<b>5,981</b>	<b>△94,434</b>	<b>203,150</b>	<b>20,821</b>	<b>590,657</b>	
経 常 利 益	352,230	24,426	74,416	22,795	6,036	18,554	217,310	38,443	754,210	
経 常 損 失	7,703	771	8,877	1,377	55	112,988	14,160	17,622	163,553	
純 損 益	334,156	23,687	63,831	15,746	6,701	△93,405	204,477	55,604	610,796	
累 積 欠 損 金	64,624	32,833	1,389,214	10,022	12,155	1,914,624	117,803	434,856	3,976,129	
不 良 債 務	309	-	59,536	-	-	36,280	21,930	6,965	125,019	
累 積 欠 損 金 比 率	2.3	25.5	239.5	11.3	17.5	55.0	6.2	169.2	42.7	
不 良 債 務 比 率	0.0	-	10.3	-	-	1.0	1.1	2.7	1.3	
経 常 収 支 比 率	112.1	119.0	111.1	130.2	108.7	97.7	106.9	107.9	105.3	
総 事 業 数	1,374	155	46	31	25	624	1,258	210	3,723	
うち 建設 中	2	2	-	-	-	-	2	1	7	
赤字事業数の割合	11.6	15.7	58.7	12.9	24.0	59.6	22.2	41.1	25.8	
累積欠損金を有する 事業数の割合	8.5	13.7	58.7	16.1	32.0	74.0	28.1	43.1	29.1	

(注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第118表までにおいて同じ。

2 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失、累積欠損金を生じた事業数の割合である。

その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

(単位 百万円・%)

区分	水道事業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガス事業			病院事業			下水道事業			その他事業			合 計		
	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比	金 額	構 成 比	対 営 業 収 益 比
職 員 給 与 費	302,003	10.6	10.8	13,063	10.5	10.1	188,714	31.9	32.5	16,242	22.9	18.4	7,120	10.3	10.3	1,938,392	46.5	55.7	116,450	4.0	6.1	22,378	8.4	8.7	2,604,362	23.5	28.0
減 価 償 却 費	1,072,460	37.7	38.4	55,340	44.5	43.0	164,538	27.8	28.4	19,808	27.9	22.4	11,227	16.3	16.2	313,446	7.5	9.0	1,681,959	57.5	88.1	29,605	11.2	11.5	3,348,383	30.3	36.0
支 払 利 息	127,754	4.5	4.6	4,918	4.0	3.8	34,075	5.8	5.9	1,080	1.5	1.2	875	1.3	1.3	48,741	1.2	1.4	282,103	9.6	14.8	8,496	3.2	3.3	508,042	4.6	5.5
その他	1,345,795	47.2	48.2	50,972	41.0	39.6	204,845	34.5	35.3	33,839	47.7	38.3	49,804	72.1	71.7	1,870,239	44.8	53.8	844,710	28.9	44.3	204,626	77.2	79.6	4,604,828	41.6	49.4
計	<b>2,848,012</b>	<b>100.0</b>	<b>102.0</b>	<b>124,293</b>	<b>100.0</b>	<b>96.5</b>	<b>592,172</b>	<b>100.0</b>	<b>102.1</b>	<b>70,969</b>	<b>100.0</b>	<b>80.3</b>	<b>69,026</b>	<b>100.0</b>	<b>99.5</b>	<b>4,170,818</b>	<b>100.0</b>	<b>119.9</b>	<b>2,925,222</b>	<b>100.0</b>	<b>153.3</b>	<b>265,105</b>	<b>100.0</b>	<b>103.1</b>	<b>11,065,615</b>	<b>100.0</b>	<b>118.9</b>

(注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。

2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

第117表 法適用企業決算の状況（つづき）

その3 資本収支の状況

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 本 的 収 入 額 A	615,225	40,675	193,725	22,341	3,603	503,420	1,667,791	142,006	3,188,786
企 業 債	364,682	21,779	131,795	15,707	2,093	266,048	918,076	81,224	1,801,403
(うち建設改良のための企業債)	352,733	20,884	73,427	15,707	2,093	258,588	631,358	15,621	1,370,411
他 会 計 出 資 金	60,192	5,736	25,809	11	31	54,884	133,397	3,260	283,320
他 会 計 借 入 金	6,686	1,254	43	—	—	5,402	5,250	4,440	23,075
他 会 計 補 助 金	20,282	867	15,278	1	83	4,115	141,532	687	182,845
そ の 他	163,383	11,039	20,800	6,622	1,396	172,971	469,536	52,395	898,143
翌年度に繰り越される 支出の財源充当額 B	22,145	7	3,980	—	—	10,647	77,890	836	115,505
前年度同意等債で 当年度収入分 C	2,630	404	—	—	—	2,223	15,738	—	20,995
純 計 A - (B + C) D	590,450	40,263	189,746	22,341	3,603	490,551	1,574,163	141,170	3,052,286
資 本 的 支 出 額 E	1,837,183	105,743	424,240	58,151	19,621	687,046	2,771,230	245,811	6,149,025
建 設 改 良 費	1,213,035	64,985	153,825	34,758	11,130	334,807	1,261,925	94,222	3,168,687
(うち職員給与費)	50,406	730	2,327	348	569	1,493	51,637	3,585	111,093
企 業 債 償 還 金	569,074	28,416	244,701	12,225	8,081	332,946	1,492,819	133,432	2,821,695
(うち建設改良のための 企業債償還金)	556,351	28,248	143,059	12,225	6,733	331,749	1,246,707	65,607	2,390,679
そ の 他	55,074	12,342	25,714	11,168	410	19,293	16,486	18,157	158,643
資本的収入が資本的支出に 不足する額 F	1,248,222	66,236	235,064	36,412	16,212	204,750	1,197,659	105,289	3,109,843
補 填 財 源 G	1,244,351	65,899	207,819	36,412	16,212	192,158	1,182,627	101,690	3,047,169
補填財源不足額 (F-G) H	3,871	336	27,245	—	—	12,592	15,032	3,119	62,195
財 源 不 足 率 H/E × 100	0.2	0.3	6.4	—	—	1.8	0.5	1.3	1.0

(注)「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D-E」がマイナスの団体のみを集計したものである。



## 第117表 法適用企業決算の状況 (つづき)

その4 資産、負債及び資本に関する調

(単位 百万円・%)

区 分	水道事業	工業用 水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道 事業	その他 事業	合 計
資 産	31,531,892	1,956,180	4,976,831	758,954	175,660	6,213,628	48,402,103	6,079,910	100,095,157
固 定 資 産	27,963,747	1,619,999	4,583,123	486,724	124,057	4,784,704	46,934,657	2,858,790	89,355,802
土 地 造 成	-	-	-	-	-	-	-	1,593,443	1,593,443
流 動 資 産	3,567,738	336,181	393,669	272,230	51,602	1,428,776	1,467,408	1,627,665	9,145,269
繰 延 資 産	407	-	39	-	-	148	38	12	644
負 債	14,748,323	902,772	4,195,991	169,527	89,035	5,105,097	36,940,385	2,282,944	64,434,074
固 定 負 債	7,232,440	459,616	2,589,352	103,882	57,369	3,580,622	16,049,887	1,808,590	31,881,758
流 動 負 債	1,342,357	79,920	451,009	35,649	18,945	918,838	2,094,554	361,775	5,303,046
繰 延 収 益	6,173,525	363,236	1,155,630	29,996	12,722	605,637	18,795,944	112,580	27,249,271
資 本	16,783,569	1,053,408	780,840	589,427	86,624	1,108,531	11,461,718	3,796,966	35,661,083
資 本 金	14,053,289	902,936	1,855,684	474,619	83,687	2,543,834	9,191,238	2,807,826	31,913,114
資 本 剰 余 金	998,169	60,207	189,454	2,479	767	349,164	1,781,455	279,350	3,661,044
利 益 剰 余 金	1,731,830	90,265	△1,263,434	107,919	2,170	△1,784,459	489,022	530,232	△96,454
その他有価証券 評価差額	281	-	△865	4,410	-	△8	2	179,557	183,378
自己資本構成比率	72.8	72.4	38.9	81.6	56.6	27.6	62.5	64.3	62.9
固 定 資 産 対 長 期 資 本 比 率	92.6	86.3	101.3	67.3	79.2	90.4	101.4	50.0	94.3
流 動 比 率	265.8	420.6	87.3	763.6	272.4	155.5	70.1	449.9	172.5
企 業 債 償 還 額 対 減 価 償 却 額 比 率	68.7	68.0	112.9	66.5	69.0	161.2	139.5	273.7	112.2
料 金 収 入 に 対 する 企 業 債 元 利 償 還 金 比 率	25.6	26.2	32.8	15.5	12.0	11.7	121.2	33.2	35.2
不 良 債 務	309	-	59,536	-	-	36,280	21,930	6,965	125,019
不 良 債 務 比 率	0.0	-	10.3	-	-	1.0	1.1	2.7	1.3

第118表 法適用企業の事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

区分	平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	
水道事業	経常利益	(1,213) 295,316	(1,179) 237,003	(1,175) 251,876	(1,155) 264,619	(1,216) 372,657	(1,234) 381,153	(1,243) 400,736	(1,238) 390,084	(1,210) 374,604	(1,213) 352,230
	経常損失	( 159) 9,512	( 192) 13,863	( 198) 11,113	( 219) 10,438	( 155) 7,465	( 134) 5,829	( 118) 4,991	( 141) 7,869	( 160) 9,695	( 159) 7,703
	累積欠損金	163,689	165,566	157,121	150,844	86,350	89,261	68,456	61,663	65,310	64,624
	赤字事業数の割合	11.6	14.0	14.4	15.9	11.3	9.8	8.7	10.2	11.7	11.6
	累積欠損金比率	5.7	5.9	5.6	5.4	3.1	3.2	2.5	2.2	8.6	8.5
工業用水道事業	経常利益	( 133) 25,102	( 131) 25,242	( 131) 25,327	( 132) 27,798	( 130) 27,130	( 133) 27,979	( 133) 25,653	( 132) 25,314	( 127) 24,328	( 129) 24,426
	経常損失	( 16) 2,673	( 18) 2,759	( 18) 3,473	( 19) 3,068	( 20) 542	( 17) 603	( 18) 564	( 21) 825	( 27) 829	( 24) 771
	累積欠損金	59,117	56,651	54,956	51,320	69,005	40,272	38,349	34,770	33,795	32,833
	赤字事業数の割合	10.7	12.1	12.1	12.6	13.3	11.3	11.9	13.7	17.5	15.7
	累積欠損金比率	43.7	42.3	41.1	39.1	52.5	30.6	29.9	27.1	15.6	13.7
交通事業	経常利益	( 34) 54,290	( 33) 45,832	( 29) 65,836	( 34) 79,432	( 32) 85,363	( 40) 112,915	( 30) 123,947	( 33) 131,295	( 25) 88,229	( 19) 74,416
	経常損失	( 24) 16,389	( 25) 18,543	( 25) 12,922	( 19) 8,652	( 21) 4,727	( 8) 4,096	( 17) 7,617	( 14) 6,254	( 22) 8,410	( 27) 8,877
	累積欠損金	2,199,544	2,191,375	2,154,220	2,115,099	1,931,351	1,840,726	1,761,843	1,652,470	1,467,764	1,389,214
	赤字事業数の割合	41.4	43.1	46.3	35.8	39.6	16.7	36.2	29.8	46.8	58.7
	累積欠損金比率	321.1	321.2	311.0	299.2	273.9	254.2	239.4	220.4	51.1	58.7
電気事業	経常利益	( 24) 6,676	( 23) 6,246	( 24) 6,606	( 26) 12,471	( 28) 16,335	( 26) 20,090	( 28) 23,478	( 26) 21,787	( 24) 21,954	( 27) 22,795
	経常損失	( 2) 488	( 3) 731	( 2) 87	( 1) 41	( 0) 0	( 2) 363	( 0) 0	( 2) 675	( 4) 915	( 4) 1,377
	累積欠損金	2,724	3,024	2,656	2,511	2,746	1,716	1,624	2,272	3,534	10,022
	赤字事業数の割合	8	11.5	7.7	3.7	0.0	7.1	0.0	7.1	14.3	12.9
	累積欠損金比率	4	4.4	3.9	3.5	3.6	2.1	1.9	2.6	17.9	16.1
ガス事業	経常利益	( 22) 2,761	( 22) 3,174	( 24) 4,160	( 23) 3,092	( 23) 3,741	( 22) 5,000	( 20) 4,097	( 24) 6,130	( 23) 7,218	( 19) 6,036
	経常損失	( 8) 1,528	( 8) 2,196	( 5) 129	( 5) 1,058	( 5) 95	( 4) 190	( 6) 183	( 3) 2,978	( 3) 12	( 6) 55
	累積欠損金	47,262	50,364	47,561	47,616	37,820	27,677	24,392	20,172	16,698	12,155
	赤字事業数の割合	26.7	26.7	17.2	17.9	17.9	15.4	23.1	11.1	11.5	24.0
	累積欠損金比率	53.8	58.0	50.1	48.2	37.3	31.3	32.5	25.1	26.9	32.0
病院事業	経常利益	( 355) 70,459	( 361) 71,664	( 338) 72,359	( 298) 57,145	( 289) 49,388	( 277) 43,960	( 250) 28,384	( 256) 25,062	( 278) 27,100	( 252) 18,554
	経常損失	( 295) 64,820	( 288) 62,201	( 303) 60,251	( 343) 81,964	( 349) 86,919	( 358) 98,738	( 384) 113,240	( 372) 106,244	( 349) 101,315	( 372) 112,988
	累積欠損金	2,070,706	2,032,591	1,958,123	1,970,402	1,790,381	1,762,395	1,813,097	1,839,891	1,882,949	1,914,624
	赤字事業数の割合	45.4	44.4	47.3	53.5	54.7	56.4	60.6	59.2	55.7	59.6
	累積欠損金比率	60.0	59.4	57.0	57.2	53.2	51.3	54.0	54.0	73.7	74.0
下水道事業	経常利益	( 250) 86,764	( 270) 87,228	( 310) 87,865	( 329) 104,772	( 426) 156,625	( 459) 174,185	( 515) 189,863	( 613) 200,347	( 718) 206,130	( 977) 217,310
	経常損失	( 154) 15,135	( 182) 15,149	( 189) 17,916	( 204) 19,423	( 160) 10,624	( 178) 10,391	( 215) 9,985	( 209) 8,476	( 242) 12,122	( 279) 14,160
	累積欠損金	196,597	199,494	198,314	197,023	114,304	105,470	114,463	119,704	113,690	117,803
	赤字事業数の割合	38.1	40.3	37.9	38.3	27.3	27.9	29.5	25.4	25.2	22.2
	累積欠損金比率	14.3	14.3	13.9	13.5	7.7	6.9	7.1	7.2	32.4	28.1
その他事業	経常利益	( 131) 65,465	( 140) 115,710	( 131) 60,981	( 130) 45,374	( 130) 49,373	( 130) 27,798	( 132) 36,948	( 130) 52,056	( 123) 48,699	( 123) 38,443
	経常損失	( 94) 16,054	( 78) 24,695	( 80) 12,923	( 83) 33,045	( 79) 11,886	( 77) 7,215	( 72) 38,020	( 77) 17,852	( 84) 21,947	( 86) 17,622
	累積欠損金	348,544	426,018	295,406	265,410	527,388	486,085	468,765	465,197	434,881	434,856
	赤字事業数の割合	41.8	35.8	37.9	39.0	37.8	37.2	35.3	37.2	40.6	41.1
	累積欠損金比率	131.7	134.0	115.3	115.8	145.0	197.3	194.5	192.6	40.6	43.1
合計	経常利益	(2,162) 606,833	(2,159) 592,099	(2,162) 575,009	(2,127) 594,702	(2,274) 760,611	(2,321) 793,081	(2,351) 833,106	(2,452) 852,075	(2,528) 798,262	(2,759) 754,210
	経常損失	( 752) 126,598	( 794) 140,136	( 820) 118,814	( 893) 157,689	( 789) 122,259	( 778) 127,424	( 830) 174,600	( 839) 151,174	( 891) 155,245	( 957) 163,553
	累積欠損金	5,088,183	5,125,083	4,868,358	4,800,225	4,559,346	4,353,602	4,290,989	4,196,138	4,018,621	3,976,131
	赤字事業数の割合	25.8	26.9	27.5	29.6	25.8	25.1	26.1	25.5	26.1	25.8
	累積欠損金比率	56.8	57.4	54.5	53.6	50.6	48.3	47.6	45.7	30.3	29.1

(注) 1 ( ) 書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。  
2 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第119表 法非適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分	簡易水道 事業	交通事業	電気事業	下 水 道 事 業	港湾整備 事 業	市場事業	と 畜 場 事 業	観光施設 事 業	宅地造成 事 業	有料道路 事 業	駐 車 場 整 備 事 業	介 護 サ ー ビ ス 事 業	合 計		
収益的 収 入	総 収 益 A	41,464	10,962	5,712	734,745	66,915	45,864	15,385	22,298	119,908	50	23,931	80,240	1,167,475	
	(営業収益)	29,562	4,514	5,508	418,282	56,203	31,097	5,692	14,607	109,647	4	21,918	60,811	757,846	
	総収益のうち	料金収入	29,010	4,292	5,429	275,503	48,033	25,380	5,344	12,065	83,703	4	18,170	59,680	566,615
		他会計 繰入金	9,969	1,791	26	301,307	2,529	8,944	9,055	5,996	4,041	47	772	16,090	360,567
収 支	総 費 用 B	31,830	10,575	3,569	441,985	34,276	36,401	15,013	19,309	27,982	20	14,857	76,732	712,548	
	うち	職 員 給 与 費	4,940	3,497	119	29,041	2,070	7,822	3,556	3,879	1,510	-	352	35,615	92,402
		支払利息	4,384	34	71	95,623	3,680	1,505	217	90	1,810	-	325	1,079	108,818
	収 支 差 引 (A - B) C	9,634	387	2,144	292,760	32,639	9,463	373	2,989	91,926	30	9,075	3,508	454,927	
資 本 的 収 入	資本的収入 D	51,424	1,959	1,067	581,886	99,873	28,990	5,909	6,536	194,282	-	5,080	20,724	997,731	
	うち	地方債	20,652	719	798	236,252	69,249	16,436	2,083	2,676	81,508	-	582	2,041	432,996
		他会計 繰入金	20,537	438	26	167,073	9,891	7,141	2,924	2,231	63,718	-	4,223	16,940	295,143
		国庫 補助金	5,890	59	-	138,793	465	1,660	12	267	745	-	121	33	148,046
		都道府県 補助金	1,459	674	-	2,899	16	1,804	226	3	469	-	-	182	7,733
資 本 的 収 支	資本的支出 E	58,528	2,534	2,458	832,813	128,241	35,904	6,321	7,664	269,460	39	12,597	15,303	1,371,861	
	うち	建 設 改 良 費	35,360	1,759	1,139	360,075	59,376	22,784	2,674	4,802	98,288	-	1,355	6,392	594,004
		地方債 償還金	22,744	731	715	469,791	61,694	12,888	3,040	1,869	149,285	-	5,953	8,743	737,453
		他会計 繰出金	109	44	527	1,364	6,640	151	10	541	16,820	39	3,583	131	29,960
	収 支 差 引 (D - E) F	△ 7,104	△ 575	△ 1,391	△ 250,927	△ 28,367	△ 6,914	△ 413	△ 1,128	△ 75,177	△ 39	△ 7,516	5,421	△ 374,129	
収 支 再 差 引 (C + F) G	2,530	△ 188	753	41,833	4,272	2,549	△ 40	1,861	16,749	△ 9	1,558	8,929	80,797		
形 式 収 支 H	4,950	443	965	117,338	16,495	4,661	297	5,240	48,618	-	1,236	3,887	204,131		
翌年度に繰り越す べき財 源 I	633	78	17	41,173	4,563	639	11	461	14,830	-	180	109	62,694		
実 質 収 支 (H - I)	<b>4,317</b>	<b>365</b>	<b>948</b>	<b>76,165</b>	<b>11,932</b>	<b>4,023</b>	<b>287</b>	<b>4,779</b>	<b>33,787</b>	<b>-</b>	<b>1,057</b>	<b>3,778</b>	<b>141,437</b>		
黒 字	4,695	627	959	77,765	13,687	4,066	287	5,266	42,948	-	4,488	4,450	159,235		
赤 字	378	262	10	1,600	1,755	43	-	487	9,160	-	3,431	672	17,798		
赤 字 事 業 数 割 合	1.5	2.6	1.5	2.0	5.6	1.4	-	3.7	4.5	-	4.6	1.9	2.3		
赤 字 比 率	1.3	5.8	0.2	0.4	3.4	0.1	-	3.3	9.5	-	15.7	1.1	2.4		

(注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。

2 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。

3 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

## 第120表 国民健康保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 都道府県

(単位 百万円)

区 分	令和元年度					平成30年度					比 較		
	団 体 数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額		再差引 収 支 (A)- (B)+(C)	団 体 数	実質収支 (D)	財 政 措 置 額		再差引 収 支 (D)- (E)+(F)	団 体 数	実質 収支	再差引 収 支
			繰 入 金 (B)	繰 出 金 (C)				繰 入 金 (E)	繰 出 金 (F)				
全 都 道 府 県	47	199,582	481	49	199,149	47	215,514	558	-	214,955	-	△ 15,932	△ 15,806
黒字の団体	47	199,582	481	49	199,149	47	215,514	558	-	214,955	-	△ 15,932	△ 15,806
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 市町村 (事業勘定)

(単位 百万円)

区 分	令和元年度						平成30年度						比 較		
	団 体 数	実質収支 (A)	財 政 措 置 額			再差引 収 支 (A)-(B)- (C)+(D)	団 体 数	実質収支 (E)	財 政 措 置 額			再差引 収 支 (E)-(F)- (G)+(H)	団 体 数	実質 収支	再差引 収 支
			財政援 助額(B)	繰 入 金 (C)	繰 出 金 (D)				財政援 助額(F)	繰 入 金 (G)	繰 出 金 (H)				
全 市 町 村	1,743	208,818	1,708	200,443	7,988	14,656	1,744	244,638	1,790	205,745	18,283	55,386	△ 1	△ 35,820	△ 40,730
黒字の団体	1,206	182,626	1,077	49,184	6,278	138,644	1,247	224,889	1,191	59,401	12,811	177,108	△ 41	△ 42,263	△ 38,464
赤字の団体	537	26,192	631	151,259	1,710	△ 123,988	497	19,749	599	146,344	5,472	△ 121,722	40	6,443	△ 2,266
政 令 指 定 都 市	20	22,491	100	47,720	-	△ 25,329	20	26,103	131	47,260	-	△ 21,288	-	△ 3,612	△ 4,041
黒字の団体	6	13,746	-	6,464	-	7,282	7	16,477	-	8,368	-	8,109	△ 1	△ 2,731	△ 827
赤字の団体	14	8,745	100	41,256	-	△ 32,611	13	9,626	131	38,892	-	△ 29,396	1	△ 881	△ 3,215
中 核 市	58	28,157	491	35,484	1,970	△ 5,849	54	41,483	483	36,065	4,092	9,027	4	△ 13,326	△ 14,876
黒字の団体	22	23,204	315	8,571	1,931	16,249	29	37,038	340	14,861	4,050	25,886	△ 7	△ 13,834	△ 9,637
赤字の団体	36	4,952	176	26,913	39	△ 22,098	25	4,445	143	21,203	43	△ 16,859	11	507	△ 5,239
施 行 時 特 例 市	27	6,202	59	7,158	341	△ 673	31	7,040	88	8,898	1,446	△ 500	△ 4	△ 838	△ 173
黒字の団体	14	5,039	-	1,205	220	4,054	15	6,899	28	1,504	1,059	6,427	△ 1	△ 1,860	△ 2,373
赤字の団体	13	1,163	59	5,953	122	△ 4,727	16	141	60	7,394	387	△ 6,926	△ 3	1,022	2,199
都 市	687	99,205	874	87,861	3,322	13,792	687	113,863	886	91,521	7,070	28,526	-	△ 14,658	△ 14,734
黒字の団体	430	91,293	609	26,182	2,420	66,923	457	109,067	646	27,478	4,514	85,458	△ 27	△ 17,774	△ 18,535
赤字の団体	257	7,911	265	61,679	902	△ 53,132	230	4,796	240	64,043	2,555	△ 56,932	27	3,115	3,800
町 村	924	37,828	183	15,972	1,898	23,571	925	41,082	194	15,849	3,388	28,426	△ 1	△ 3,254	△ 4,855
黒字の団体	712	37,240	153	6,687	1,707	32,106	716	42,506	169	7,092	3,183	38,428	△ 4	△ 5,266	△ 6,322
赤字の団体	212	588	31	9,284	191	△ 8,536	209	△ 1,425	25	8,757	205	△ 10,002	3	2,013	1,466
一 部 事 務 組 合 等	4	815	-	101	-	714	4	735	-	98	-	637	-	80	77
黒字の団体	3	765	-	45	-	720	4	735	-	98	-	637	△ 1	30	83
赤字の団体	1	50	-	56	-	△ 7	-	-	-	-	-	-	1	50	△ 7
特 別 区	23	14,121	-	6,147	456	8,431	23	14,331	8	6,054	2,287	10,557	-	△ 210	△ 2,126
黒字の団体	19	11,339	-	30	-	11,309	19	12,166	8	-	5	12,163	-	△ 827	△ 854
赤字の団体	4	2,782	-	6,117	456	△ 2,878	4	2,166	-	6,054	2,282	△ 1,606	-	616	△ 1,272

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

## 第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その1 収支の状況（つづき）

(3) 市町村（直診勘定）

(単位 百万円)

区 分	令和元年度				平成30年度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引 収 支
全 市 町 村	362	1,841	16,477	△14,636	364	2,353	16,487	△14,133	△ 2	△ 512	△ 503
黒字の団体	355	3,026	16,202	△13,176	357	3,128	16,183	△13,055	△ 2	△ 102	△ 121
赤字の団体	7	△ 1,185	275	△ 1,460	7	△ 774	304	△ 1,078	-	△ 411	△ 382
政令指定都市	2	-	108	△ 108	2	0	89	△ 89	-	△ 0	△ 19
黒字の団体	2	-	108	△ 108	2	0	89	△ 89	-	△ 0	△ 19
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 核 市	13	133	264	△ 131	12	157	306	△ 149	1	△ 24	18
黒字の団体	12	133	264	△ 131	12	157	306	△ 149	-	△ 24	18
赤字の団体	1	△ 0	-	△ 0	-	-	-	-	1	△ 0	△ 0
施行時特例市	6	16	192	△ 176	8	4	195	△ 191	△ 2	12	15
黒字の団体	6	16	192	△ 176	8	4	195	△ 191	△ 2	12	15
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市	147	1,001	6,928	△ 5,927	149	952	7,288	△ 6,337	△ 2	49	410
黒字の団体	145	1,252	6,783	△ 5,531	145	1,288	7,061	△ 5,773	-	△ 36	242
赤字の団体	2	△ 251	145	△ 395	4	△ 336	228	△ 564	△ 2	85	169
町 村	192	606	8,970	△ 8,364	191	1,158	8,592	△ 7,434	1	△ 552	△ 930
黒字の団体	188	1,540	8,839	△ 7,299	188	1,596	8,515	△ 6,919	-	△ 56	△ 380
赤字の団体	4	△ 934	130	△ 1,065	3	△ 438	77	△ 515	1	△ 496	△ 550
一部事務組合	2	85	15	70	2	82	16	67	-	3	3
黒字の団体	2	85	15	70	2	82	16	67	-	3	3
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳

(1) 都道府県

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
国民健康保険事業費納付金	3,668,326	3,652,173	16,153	31.8	31.9	0.4	皆増
財政安定化基金負担金	-	-	-	-	-	-	-
国 庫 支 出 金	3,331,124	3,327,058	4,066	28.9	29.0	0.1	皆増
療養給付費等負担金	2,309,533	2,300,389	9,144	20.0	20.1	0.4	皆増
高額医療費負担金	89,292	87,945	1,347	0.8	0.8	1.5	皆増
特別高額医療費共同事業負担金	6,000	6,000	-	0.1	0.1	-	皆増
特定健康診査等負担金	15,876	15,810	66	0.1	0.1	0.4	皆増
財政安定化基金負担金	-	-	-	-	-	-	-
調 整 交 付 金	812,482	814,034	△ 1,552	7.1	7.1	△ 0.2	皆増
保険者努力支援交付金	91,162	66,662	24,500	0.8	0.6	36.8	皆増
財政安定化基金補助金	1,373	29,719	△ 28,346	0.0	0.3	△ 95.4	皆増
そ の 他	5,406	6,499	△ 1,093	0.0	0.1	△ 16.8	皆増
療養給付費等交付金	6,404	62,302	△ 55,898	0.1	0.5	△ 89.7	皆増
前期高齢者交付金	3,498,833	3,640,341	△ 141,508	30.4	31.8	△ 3.9	皆増
特別高額医療費共同事業交付金	11,321	10,695	626	0.1	0.1	5.9	皆増
他 会 計 繰 入 金	733,422	728,121	5,301	6.4	6.4	0.7	皆増
特定健康診査等負担金分	15,708	15,761	△ 53	0.1	0.1	△ 0.3	皆増
都道府県繰入金分	620,311	616,126	4,185	5.4	5.4	0.7	皆増
高額医療費負担金分	89,002	87,469	1,533	0.8	0.8	1.8	皆増
職員給与費等分	1,039	1,168	△ 129	0.0	0.0	△ 11.0	皆増
財政安定化基金支出金分	-	-	-	-	-	-	-
財源補填的なもの	481	558	△ 77	0.0	0.0	△ 13.8	皆増
そ の 他 の も の	6,881	7,039	△ 158	0.1	0.1	△ 2.2	皆増
基 金 繰 入 金	21,157	35,575	△ 14,418	0.2	0.3	△ 40.5	皆増
財政安定化基金繰入金	20,107	33,328	△ 13,221	0.2	0.3	△ 39.7	皆増
その他の基金繰入金	1,050	2,247	△ 1,197	0.0	0.0	△ 53.3	皆増
繰 越 金	216,222	5,636	210,586	1.9	0.0	3,736.4	皆増
そ の 他 の 収 入	34,031	706	33,325	0.3	0.0	4,720.3	皆増
歳 入 合 計	<b>11,520,840</b>	<b>11,462,607</b>	<b>58,233</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>0.5</b>	<b>皆増</b>



## 第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(1) 都道府県（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
総 務 費	1,681	1,676	5	0.0	0.0	0.3	皆増
一 般 管 理 費	1,223	1,331	△ 108	0.0	0.0	△ 8.1	皆増
国民健康保険団体連合会負担金	48	23	25	0.0	0.0	108.7	皆増
そ の 他 の 総 務 費	410	322	88	0.0	0.0	27.3	皆増
保 険 給 付 費 等 交 付 金	8,957,923	9,022,352	△ 64,429	79.1	80.2	△ 0.7	皆増
普 通 交 付 金	8,708,156	8,769,962	△ 61,806	76.9	78.0	△ 0.7	皆増
特 別 交 付 金	249,767	252,390	△ 2,623	2.2	2.2	△ 1.0	皆増
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,588,633	1,595,391	△ 6,758	14.0	14.2	△ 0.4	皆増
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	6,381	6,788	△ 407	0.1	0.1	△ 6.0	皆増
介 護 納 付 金	561,085	575,704	△ 14,619	5.0	5.1	△ 2.5	皆増
病 床 転 換 支 援 金 等	10	10	0	0.0	0.0	0.0	皆増
特別高額医療費共同事業拠出金	11,394	10,706	688	0.1	0.1	6.4	皆増
財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	195	1,722	△ 1,527	0.0	0.0	△ 88.7	皆増
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	175	1,720	△ 1,545	0.0	0.0	△ 89.8	皆増
財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	20	2	18	0.0	0.0	1,041.7	皆増
保 健 事 業 費	959	588	371	0.0	0.0	63.1	皆増
繰 出 金	1,791	27	1,764	0.0	0.0	6,533.3	皆増
財 源 補 填 的 な も の	49	—	49	0.0	—	皆増	—
そ の 他 の も の	1,742	27	1,715	0.0	0.0	6,351.9	皆増
基 金 積 立 金	25,450	31,337	△ 5,887	0.2	0.3	△ 18.8	皆増
財 政 安 定 化 基 金 積 立 金	24,251	31,257	△ 7,006	0.2	0.3	△ 22.4	皆増
そ の 他 基 金 積 立 金	1,199	80	1,119	0.0	0.0	1,398.8	皆増
公 債 費	—	—	—	—	—	—	—
元 利 償 還 金	—	—	—	—	—	—	—
一 時 借 入 金 利 子	—	—	—	—	—	—	—
前 年 度 繰 上 充 用 金	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 支 出	163,689	84	163,605	1.4	0.0	195,290.4	皆増
歳 出 合 計	<b>11,319,191</b>	<b>11,246,385</b>	<b>72,806</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>0.6</b>	<b>皆増</b>

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 市町村（事業勘定）

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
保 險 税 (料)	2,599,334	2,674,242	△ 74,908	19.8	19.9	△ 2.8	△ 3.9
うち退職被保険者等分	4,969	15,719	△ 10,750	0.0	0.1	△ 68.4	△ 63.1
一 部 負 担 金	23	13	10	0.0	0.0	76.9	△ 82.4
うち退職被保険者等分	1	0	1	0.0	0.0	1722.2	△ 71.3
国 庫 支 出 金	5,870	4,524	1,346	0.0	0.0	29.8	△ 99.9
療 養 給 付 費 交 付 金	-	-	-	-	-	-	皆減
前 期 高 齢 者 交 付 金	-	-	-	-	-	-	皆減
都 道 府 県 支 出 金	8,957,930	9,023,191	△ 65,261	68.4	67.0	△ 0.7	1,105.7
保 險 給 付 費 等 交 付 金	8,953,161	9,018,324	△ 65,163	68.3	67.0	△ 0.7	皆増
財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	88	9	79	0.0	0.0	877.8	皆増
財 源 補 填 的 な も の	1,708	1,790	△ 82	0.0	0.0	△ 4.6	△ 98.2
そ の 他 の も の	2,973	3,068	△ 95	0.0	0.0	△ 3.1	△ 99.5
共 同 事 業 交 付 金	-	-	-	-	-	-	皆減
他 会 計 繰 入 金	1,163,749	1,185,021	△ 21,272	8.9	8.8	△ 1.8	△ 5.7
財 源 補 填 的 な も の	200,443	205,745	△ 5,302	1.5	1.5	△ 2.6	△ 20.4
保 險 基 盤 安 定 制 度 に 係 る も の	667,635	670,647	△ 3,012	5.1	5.0	△ 0.4	34.3
そ の 他 の も の	295,671	308,629	△ 12,958	2.3	2.3	△ 4.2	△ 38.2
基 金 繰 入 金	68,338	43,038	25,300	0.5	0.3	58.8	4.1
繰 越 金	250,632	472,501	△ 221,869	1.9	3.5	△ 47.0	29.8
そ の 他 の 収 入	53,869	55,165	△ 1,296	0.5	0.5	△ 2.3	△ 3.4
歳 入 合 計	<b>13,099,745</b>	<b>13,457,695</b>	<b>△ 357,950</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 2.7</b>	<b>△ 14.8</b>

第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 市町村（事業勘定）（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
総 務 費	216,860	213,397	3,463	1.7	1.6	1.6	△ 6.5
一 般 管 理 費	152,851	146,897	5,954	1.2	1.1	4.1	△ 8.0
賦 課 徴 収 費	47,372	48,293	△ 921	0.4	0.4	△ 1.9	△ 2.1
連 合 会 負 担 金	5,652	5,679	△ 27	0.0	0.0	△ 0.5	△ 4.1
そ の 他 の 総 務 費	10,985	12,528	△ 1,543	0.1	0.1	△ 12.3	△ 6.7
保 険 給 付 費	8,735,187	8,796,631	△ 61,444	67.8	66.6	△ 0.7	△ 2.3
療 養 諸 費 等	8,613,337	8,657,162	△ 43,825	66.8	65.5	△ 0.5	△ 2.3
そ の 他 の 給 付 費	97,923	116,086	△ 18,163	0.8	0.9	△ 15.6	△ 8.4
診療報酬審査支払手数料	23,927	23,383	544	0.2	0.2	2.3	5.8
国民健康保険事業費納付金	3,666,924	3,645,962	20,962	28.4	27.6	0.6	皆増
うち退職被保険者等分	6,456	15,871	△ 9,415	0.1	0.1	△ 59.3	皆増
後期高齢者支援金等	—	—	—	—	—	—	皆減
前期高齢者納付金等	—	—	—	—	—	—	皆減
介護給付費納付金	—	—	—	—	—	—	皆減
共 同 事 業 拠 出 金	28	12	16	0.0	0.0	133.3	△ 99.9
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	118	170	△ 52	0.0	0.0	△ 30.6	皆増
保 健 事 業 費	112,965	117,048	△ 4,083	0.9	0.9	△ 3.5	5.4
繰 出 金	17,579	38,659	△ 21,080	0.1	0.3	△ 54.5	60.5
財 源 補 填 的 な も の	7,988	18,283	△ 10,295	0.1	0.1	△ 56.3	102.9
そ の 他 の も の	9,591	20,376	△ 10,785	0.1	0.2	△ 52.9	35.2
基 金 積 立 金	65,759	159,314	△ 93,555	0.5	1.2	△ 58.7	83.8
公 債 費	2,218	699	1,519	0.0	0.0	217.3	△ 6.0
元 利 償 還 金	2,207	677	1,530	0.0	0.0	226.0	1.8
一 時 借 入 金 利 子	10	22	△ 12	0.0	0.0	△ 54.5	△ 72.2
前 年 度 繰 上 充 用 金	21,499	28,117	△ 6,618	0.2	0.2	△ 23.5	△ 57.1
そ の 他 の 支 出	50,723	212,439	△ 161,716	0.4	1.6	△ 76.1	94.5
歳 出 合 計	<b>12,889,860</b>	<b>13,212,448</b>	<b>△ 322,588</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 2.4</b>	<b>△ 13.6</b>

## 第120表 国民健康保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(3) 市町村（直診勘定）

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決算額構成比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
診 療 収 入	29,603	30,471	△ 868	50.5	51.4	△ 2.8	△ 5.6
国 庫 支 出 金	1,113	1,230	△ 117	1.9	2.1	△ 9.5	△ 69.2
都 道 府 県 支 出 金	4,187	3,650	537	7.1	6.2	14.7	282.2
保 険 給 付 費 等 交 付 金	2,829	—	2,829	4.8	—	皆増	—
そ の 他 の も の	1,358	—	1,357	2.3	—	皆増	—
他 会 計 繰 入 金	16,938	16,975	△ 37	28.9	28.6	△ 0.2	14.1
普 通 会 計 か ら の も の	15,339	15,608	△ 269	26.2	26.3	△ 1.7	16.6
事 業 勘 定 か ら の も の	1,400	1,230	170	2.4	2.1	13.8	△ 8.3
そ の 他 の 会 計 か ら の も の	199	137	62	0.3	0.2	45.3	△ 4.2
基 金 繰 入 金	399	323	76	0.7	0.5	23.5	△ 18.4
繰 越 金	3,097	3,114	△ 17	5.3	5.3	△ 0.5	△ 1.7
地 方 債	1,701	1,959	△ 258	2.9	3.3	△ 13.2	△ 31.5
そ の 他 の 収 入	1,574	1,586	△ 12	2.7	2.6	△ 0.8	△ 3.0
歳 入 合 計	<b>58,612</b>	<b>59,308</b>	<b>△ 696</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 1.2</b>	<b>△ 1.4</b>

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決算額構成比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
総 務 費	36,329	36,184	145	64.1	63.8	0.4	0.3
医 業 費	14,302	14,740	△ 438	25.3	26.0	△ 3.0	△ 5.6
施 設 整 備 費	1,958	1,538	420	3.5	2.7	27.3	△ 33.3
繰 出 金	461	488	△ 27	0.8	0.9	△ 5.5	41.9
普 通 会 計 に 対 す る も の	378	256	122	0.7	0.5	47.7	132.7
事 業 勘 定 に 対 す る も の	20	—	20	0.0	—	皆増	皆減
そ の 他 の 会 計 に 対 す る も の	63	232	△ 169	0.1	0.4	△ 72.8	4.0
基 金 積 立 金	393	164	229	0.7	0.3	139.6	△ 14.1
公 債 費	2,429	2,398	31	4.3	4.2	1.3	2.3
元 利 償 還 金	2,414	2,385	29	4.3	4.2	1.2	2.2
一 時 借 入 金 利 子	15	13	2	0.0	0.0	15.4	18.2
前 年 度 繰 上 充 用 金	666	1,095	△ 429	1.2	1.9	△ 39.2	4.2
そ の 他 の 支 出	95	137	△ 42	0.1	0.2	△ 30.7	31.7
歳 出 合 計	<b>56,633</b>	<b>56,744</b>	<b>△ 111</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>△ 2.2</b>

## 第121表 後期高齢者医療事業決算の状況

## その1 収支の状況

(単位 百万円)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	繰越等 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数 (G)	実質収支 (H)	団体数 (A)-(G)	実質収支 (F)-(H)
広 域 連 合	47	16,545,780	16,188,365	357,414	9	357,406	47	431,961	-	△ 74,555
黒字の団体	47	16,545,780	16,188,365	357,414	9	357,406	47	431,961	-	△ 74,555
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

## その2 歳入歳出内訳

## (1) 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		増 減 額	増減率
市 町 村 支 出 金	2,880,969	17.4	2,778,762	17.3	102,207	3.7
市 町 村 負 担 金	2,879,294	17.4	2,777,016	17.3	102,278	3.7
うち保険料等負担金	1,588,716	9.6	1,532,584	9.6	56,132	3.7
うち療養給付費負担金	1,245,749	7.5	1,196,671	7.5	49,078	4.1
市 町 村 補 助 金	1,676	0.0	1,746	0.0	△ 70	△ 4.0
国 庫 支 出 金	5,259,494	31.8	5,119,220	31.9	140,274	2.7
国 庫 負 担 金	3,943,248	23.8	3,832,498	23.9	110,750	2.9
うち療養給付費負担金	3,869,432	23.4	3,764,296	23.5	105,136	2.8
国 庫 補 助 金	1,316,246	8.0	1,286,722	8.0	29,524	2.3
うち財政調整交付金	1,285,444	7.8	1,248,912	7.8	36,532	2.9
都 道 府 県 支 出 金	1,316,711	8.0	1,271,480	7.9	45,231	3.6
都 道 府 県 負 担 金	1,312,805	7.9	1,267,557	7.9	45,248	3.6
うち療養給付費負担金	1,238,268	7.5	1,198,112	7.5	40,156	3.4
財政安定化基金支出金	1,914	0.0	1,932	0.0	△ 18	△ 0.9
都 道 府 県 補 助 金	1,991	0.0	1,990	0.0	1	0.1
支 払 基 金 交 付 金	6,521,974	39.4	6,288,562	39.2	233,412	3.7
特別高額医療費共同事業交付金	4,991	0.0	4,699	0.0	292	6.2
繰 入 金	113,928	0.7	113,893	0.7	35	0.0
一 般 会 計 繰 入 金	19,577	0.1	34,026	0.2	△ 14,449	△ 42.5
基 金 繰 入 金	94,351	0.6	79,866	0.5	14,485	18.1
繰 越 金	423,840	2.6	425,706	2.7	△ 1,866	△ 0.4
都道府県財政安定化基金借入金	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 収 入	23,873	0.1	22,423	0.1	1,450	6.5
歳 入 合 計	16,545,780	100.0	16,024,745	100.0	521,035	3.3

## 第121表 後期高齢者医療事業決算の状況 (つづき)

その2 歳入歳出内訳 (つづき)

(2) 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		増 減 額	増減率
	金額	割合	金額	割合		
総 務 費	41,025	0.3	43,896	0.3	△ 2,871	△ 6.5
人 件 費	6,228	0.0	6,327	0.0	△ 99	△ 1.6
そ の 他	34,797	0.2	37,569	0.3	△ 2,772	△ 7.4
保 険 給 付 費	15,744,707	97.3	15,146,518	97.1	598,189	3.9
療 養 諸 費	15,123,054	93.4	14,556,829	93.4	566,225	3.9
療 養 給 付 費	14,925,014	92.2	14,370,544	92.2	554,470	3.9
審 査 支 払 手 数 料	34,156	0.2	33,015	0.2	1,141	3.5
そ の 他	163,884	1.0	153,270	1.0	10,614	6.9
高 額 療 養 費	578,497	3.6	547,088	3.5	31,409	5.7
そ の 他 医 療 給 付 費	43,156	0.3	42,601	0.3	555	1.3
都道府県財政安定化基金拠出金	1,310	0.0	1,315	0.0	△ 5	△ 0.4
特別高額医療費共同事業拠出金	4,999	0.0	4,707	0.0	292	6.2
保 健 事 業 費	41,593	0.3	39,057	0.3	2,536	6.5
う ち 健 康 診 査 費	38,699	0.2	36,291	0.2	2,408	6.6
基 金 積 立 金	74,407	0.5	89,705	0.6	△ 15,298	△ 17.1
公 債 費	0	0.0	—	—	0	皆増
繰 出 金	3,394	0.0	2,446	0.0	948	38.8
前 年 度 繰 上 充 用 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 支 出	276,930	1.6	265,131	1.7	11,799	4.5
歳 出 合 計	<b>16,188,365</b>	<b>100.0</b>	<b>15,592,775</b>	<b>100.0</b>	<b>595,590</b>	<b>3.8</b>

公営事業

## 第122表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 保険事業勘定

(単位 百万円)

区 分	令 和 元 年 度						平 成 30 年 度						比 較		
	団 体 数	実 質 収 支 (A)	財 政 措 置 額			再 差 引 収 支 (A)-(B)-(C)+(D)	団 体 数	実 質 収 支 (E)	財 政 措 置 額			再 差 引 収 支 (E)-(F)-(G)+(H)	団 体 数	実 質 収 支	再 差 引 収 支
			財 政 援 助 額 (B)	繰 入 金 (C)	繰 出 金 (D)				財 政 援 助 額 (F)	繰 入 金 (G)	繰 出 金 (H)				
全 市 町 村	1,573	247,230	0	3,777	1,780	245,232	1,573	286,664	29	3,543	2,165	285,257	-	△ 39,434	△ 40,025
黒 字 の 団 体	1,558	247,228	0	1,024	1,780	247,984	1,569	286,201	29	950	2,165	287,387	△ 11	△ 38,973	△ 39,403
赤 字 の 団 体	15	2	-	2,754	-	△ 2,752	4	463	-	2,593	0	△ 2,130	11	△ 461	△ 622

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。



## 第122表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その1 収支の状況（つづき）

(2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

区 分	令和元年度				平成30年度				比 較		
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全 市 町 村	649	1,333	11,353	△ 10,020	668	1,164	10,767	△ 9,603	△ 19	169	△ 417
黒字の団体	629	1,428	11,298	△ 9,870	649	1,250	10,665	△ 9,415	△ 20	178	△ 455
赤字の団体	20	△ 95	54	△ 150	19	△ 86	102	△ 188	1	△ 9	38

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 保険事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
保 險 料	2,394,789	2,422,914	△ 28,125	21.2	22.0	△ 1.2	8.0
国 庫 支 出 金	2,545,917	2,482,044	63,873	22.5	22.5	2.6	3.0
介 護 給 付 費 負 担 金	1,838,683	1,800,332	38,351	16.3	16.4	2.1	1.1
調 整 交 付 金	514,467	492,258	22,209	4.6	4.5	4.5	2.8
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	87,407	85,708	1,699	0.8	0.8	2.0	29.4
地 域 支 援 事 業 交 付 金 (包括的支援事業・任意事業)	81,595	78,220	3,375	0.7	0.7	4.3	2.9
そ の 他 の 補 助 金	23,765	25,526	△ 1,761	0.2	0.2	△ 6.9	285.0
支 払 基 金 交 付 金	2,789,565	2,702,392	87,173	24.7	24.5	3.2	△ 0.8
介 護 給 付 費 交 付 金	2,692,121	2,603,557	88,564	23.8	23.6	3.4	△ 1.8
地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	97,444	98,835	△ 1,391	0.9	0.9	△ 1.4	35.5
都 道 府 県 支 出 金	1,537,932	1,496,980	40,952	13.6	13.6	2.7	2.7
財 源 補 填 的 な も の	0	29	△ 29	0.0	0.0	△ 99.7	△ 93.7
うち財政安定化基金支出金	-	-	-	-	-	-	皆減
介 護 給 付 費 負 担 金	1,447,625	1,412,440	35,185	12.8	12.8	2.5	2.2
地 域 支 援 事 業 負 担 金	89,151	83,784	5,367	0.8	0.8	6.4	14.6
そ の 他 の も の	1,156	727	429	0.0	0.0	59.0	△ 62.5
相 互 財 政 安 定 化 事 業 交 付 金	2	1	1	0.0	0.0	104.4	8.2
他 会 計 繰 入 金	1,674,097	1,568,390	105,707	14.8	14.2	6.7	1.7
財 源 補 填 的 な も の	3,777	3,543	234	0.0	0.0	6.6	△ 1.4
一 般 会 計 か ら の も の	1,660,822	1,556,416	104,406	14.7	14.1	6.7	1.7
介 護 給 付 費 繰 入 金	1,242,973	1,199,584	43,389	11.0	10.9	3.6	1.6
地 域 支 援 事 業 繰 入 金	85,302	83,167	2,135	0.8	0.8	2.6	17.4
そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	332,548	273,666	58,882	2.9	2.4	21.5	△ 2.1
そ の 他 の も の	9,498	8,430	1,068	0.1	0.1	12.7	5.3
基 金 繰 入 金	64,344	44,788	19,556	0.6	0.4	43.7	△ 15.1
繰 越 金	273,230	272,927	303	2.4	2.5	0.1	0.3
地 方 債	67	72	△ 5	0.0	0.0	△ 6.9	△ 86.9
うち財政安定化基金貸付金	67	72	△ 5	0.0	0.0	△ 6.9	△ 86.9
そ の 他 の 収 入	11,979	19,511	△ 7,532	0.2	0.2	△ 38.6	65.9
歳 入 合 計	11,291,922	11,010,019	281,903	100.0	100.0	2.6	2.8

第122表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(1) 保険事業勘定（つづき）

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決 算 額 構 成 比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
総 務 費	252,148	251,847	301	2.3	2.3	0.1	△ 2.3
保 険 給 付 費	9,973,299	9,639,158	334,141	90.3	89.9	3.5	1.9
介 護 諸 費 等	9,921,482	9,588,348	333,134	89.9	89.5	3.5	1.9
そ の 他 の 給 付 費	42,846	41,761	1,085	0.3	0.3	2.6	△ 5.1
審 査 支 払 手 数 料	8,971	9,049	△ 78	0.1	0.1	△ 0.9	2.7
財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	-	-	-	-	-	-	皆減
相 互 財 政 安 定 化 事 業 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-
地 域 支 援 事 業	550,566	538,242	12,324	5.0	5.0	2.3	23.0
介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	346,772	341,644	5,128	3.1	3.2	1.5	33.1
包 括 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	203,794	196,598	7,196	1.8	1.8	3.7	8.6
保 健 福 祉 事 業 費	1,333	1,007	326	0.0	0.0	32.4	9.3
繰 出 金	18,310	19,906	△ 1,596	0.2	0.2	△ 8.0	2.9
財 源 補 填 的 な も の	1,780	2,165	△ 385	0.0	0.0	△ 17.8	△ 1.0
そ の 他 の も の	16,530	17,741	△ 1,211	0.1	0.2	△ 6.8	3.4
基 金 積 立 金	138,231	143,070	△ 4,839	1.3	1.3	△ 3.4	3.9
公 債 費	369	394	△ 25	0.0	0.0	△ 6.3	△ 89.4
元 利 償 還 金	367	392	△ 25	0.0	0.0	△ 6.4	△ 89.4
一 時 借 入 金 利 子	2	2	△ 0	0.0	0.0	△ 1.9	30.0
前 年 度 繰 上 充 用 金	47	220	△ 173	0.0	0.0	△ 78.6	144.4
そ の 他 の 支 出	104,785	123,501	△ 18,716	0.9	1.3	△ 15.2	13.6
歳 出 合 計	<b>11,039,088</b>	<b>10,717,345</b>	<b>321,743</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>3.0</b>	<b>2.8</b>

第122表 介護保険事業決算の状況（つづき）

その2 歳入歳出内訳（つづき）

(2) 介護サービス事業勘定

ア 歳 入

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決算額構成比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
サ ー ビ ス 収 入	7,563	7,590	△ 27	35.4	35.9	△ 0.4	△ 12.7
分 担 金 及 び 負 担 金	31	31	△ 0	0.1	0.1	△ 0.4	△ 11.4
使 用 料 及 び 手 数 料	305	322	△ 17	1.4	1.5	△ 5.3	△ 1.2
国 庫 支 出 金	6	26	△ 20	0.0	0.1	△ 76.9	271.4
都 道 府 県 支 出 金	82	32	50	0.4	0.2	156.3	△ 79.6
財 産 収 入	4	3	1	0.0	0.0	23.3	2.4
寄 附 金	0	0	△ 0	0.0	0.0	△ 36.5	115.0
他 会 計 繰 入 金	11,710	11,131	579	54.8	52.7	5.2	△ 4.7
普 通 会 計 か ら の も の	9,781	9,462	319	45.8	44.8	3.4	△ 6.3
保 険 事 業 勘 定 か ら の も の	1,605	1,583	22	7.5	7.5	1.4	5.7
そ の 他 の 会 計 か ら の も の	324	86	238	1.5	0.4	276.7	△ 8.5
基 金 繰 入 金	13	35	△ 22	0.1	0.2	△ 62.9	169.2
繰 越 金	1,156	1,380	△ 224	5.4	6.5	△ 16.2	△ 8.4
地 方 債	50	141	△ 91	0.2	0.7	△ 64.5	4.4
そ の 他 の 収 入	432	427	5	2.2	2.1	1.2	△ 8.0
歳 入 合 計	<b>21,352</b>	<b>21,118</b>	<b>234</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>1.1</b>	<b>△ 8.3</b>

イ 歳 出

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減 額	決算額構成比		増 減 率	
				元年度	30年度	元年度	30年度
総 務 費	4,820	4,960	△ 140	24.1	24.9	△ 2.8	1.8
サ ー ビ ス 事 業 費	7,521	7,675	△ 154	37.6	38.6	△ 2.0	△ 10.5
施 設 整 備 費	2,232	944	1,288	11.2	4.7	136.4	3.7
基 金 積 立 金	18	29	△ 11	0.1	0.1	△ 37.9	△ 49.1
公 債 費	3,454	4,330	△ 876	17.3	21.8	△ 20.2	△ 15.9
元 利 償 還 金	3,454	4,330	△ 876	17.3	21.8	△ 20.2	△ 15.9
一 時 借 入 金 利 子	-	0	△ 0	-	0.0	皆減	200.0
他 会 計 繰 出 金	357	363	△ 6	1.8	1.8	△ 1.7	△ 17.7
普 通 会 計 に 対 す る も の	164	170	△ 6	0.8	0.9	△ 3.5	△ 27.0
保 険 事 業 勘 定 に 対 す る も の	181	181	△ 0	0.9	0.9	△ 0.0	△ 8.1
そ の 他 の 会 計 に 対 す る も の	12	12	0	0.1	0.0	0.0	9.1
前 年 度 繰 上 充 用 金	16	19	△ 3	0.1	0.1	△ 15.8	5.6
そ の 他 の 支 出	1,587	1,581	6	7.8	8.0	0.4	3.6
歳 出 合 計	<b>20,005</b>	<b>19,901</b>	<b>104</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>0.5</b>	<b>△ 7.7</b>

## 第123表 収益事業決算の状況

### その1 収支の状況 (団体別)

(単位 百万円)

区 分	令和元年度										平成30年度		比 較	
	団体数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 引 (B)-(C) (D)	翌年度に 繰り越す べき財源 (E)	繰入金 (F)	繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I) (J)	団体数 (K)	再差引 (L)	団体数 (A)-(K)	再差引 (J)-(L)
都 道 府 県	47	435,515	429,766	5,749	144	389	255,092	1	-	260,308	47	259,069	-	1,239
黒字の団体	47	435,515	429,766	5,749	144	389	255,092	1	-	260,308	47	259,069	-	1,239
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村	100	3,389,298	3,251,267	138,031	9,495	18,187	114,655	11,728	36,130	200,601	101	187,247	△ 1	13,354
黒字の団体	83	2,814,902	2,639,871	175,031	9,262	9,429	113,829	11,720	34,244	247,644	88	232,444	△ 5	15,200
赤字の団体	17	574,396	611,396	△ 37,000	233	8,758	826	8	1,886	△ 47,043	13	△ 45,197	4	△ 1,846
合 計	147	3,824,813	3,681,033	143,780	9,639	18,577	369,747	11,729	36,130	460,909	148	446,316	△ 1	14,593
黒字の団体	130	3,250,417	3,069,637	180,780	9,407	9,819	368,921	11,721	34,244	507,952	135	491,513	△ 5	16,439
赤字の団体	17	574,396	611,396	△ 37,000	233	8,758	826	8	1,886	△ 47,043	13	△ 45,197	4	△ 1,846

(注) 「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

### その2 収支の状況 (事業別)

(単位 百万円・%)

区 分	競 馬 事 業	自 転 車 競 走 事 業	小 型 自 動 車 競 走 事 業	モ ー タ ー ポ ー ト 競 走 事 業	宝 く じ 事 業	合 計
歳 入 合 計 (A)	818,196	704,702	80,603	1,895,720	325,592	3,824,813
歳 出 合 計 (B)	807,783	690,097	81,850	1,776,043	325,261	3,681,033
歳 入 歳 出 差 引 (A)-(B) (C)	10,413	14,605	△ 1,247	119,677	331	143,780
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	237	445	47	8,910	-	9,639
繰 入 金 (E)	6,377	5,987	1,588	4,625	-	18,577
繰 出 金 (F)	6,830	6,693	50	32,243	323,931	369,747
未 収 金 (G)	629	899	-	10,201	-	11,729
未 払 金 (H)	7,368	1,141	-	27,620	-	36,130
再 差 引 (C)-(D)-(E)+(F)+(G)-(H) (I)	3,890	14,623	△ 2,831	120,965	324,262	460,909
車 馬 券 等 売 上 額 (J)	703,623	660,656	74,133	1,558,525	792,747	3,789,684
収 益 率 (I)/(J) × 100	0.6	2.2	△ 3.8	7.8	40.9	12.2
前 年 度 収 益 率	0.0	3.0	△ 2.0	7.7	39.9	12.7
施 行 団 体 数	50	55	5	103	67	280
都 道 府 県	11	6	-	1	47	65
市 町 村	39	49	5	102	20	215

(注) 1 施行団体数は、平成31年4月1日現在の団体数である。  
 2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。  
 3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

第123表 収益事業決算の状況（つづき）

その3 収益金繰入金の使途状況

(単位 百万円)

区 分	収益金繰入額	左 の 内 訳								
		民生費	衛生費	土木費	農 林 水産業費	商工費	教育費	災 害 復 旧費	そ の 他	公営事業 会計へ 繰 出 し
競 馬 事 業	5,455	1,228	131	456	31	11	1,381	-	2,217	-
都 道 府 県	1,584	1,066	-	16	29	11	198	-	264	-
市 町 村	3,870	162	131	441	3	-	1,183	-	1,950	-
自 転 車 競 走 事 業	6,577	2,048	386	696	97	185	1,693	69	1,303	100
都 道 府 県	2,065	1,388	75	113	-	70	-	69	350	-
市 町 村	4,512	660	312	583	97	115	1,693	-	952	100
小 型 自 動 車 競 走 事 業	50	13	25	11	-	-	1	-	-	-
都 道 府 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村	50	13	25	11	-	-	1	-	-	-
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業	28,828	2,070	544	6,536	102	133	4,616	44	14,323	460
都 道 府 県	400	100	-	-	-	-	200	-	100	-
市 町 村	28,428	1,970	544	6,536	102	133	4,416	44	14,223	460
宝 く じ 事 業	323,927	79,042	12,820	75,595	5,603	13,285	44,593	249	92,583	157
都 道 府 県	251,651	66,638	9,011	57,141	5,359	7,575	25,967	249	79,711	-
市 町 村	72,276	12,404	3,809	18,453	244	5,710	18,627	-	12,872	157
合 計	(100.0) 364,837	(23.1) 84,401	(3.8) 13,907	(22.8) 83,294	(1.6) 5,834	(3.7) 13,614	(14.3) 52,284	(0.1) 362	(30.4) 110,425	(0.2) 716
都 道 府 県	255,700	69,191	9,086	57,270	5,387	7,656	26,364	318	80,428	-
市 町 村	109,137	15,210	4,821	26,023	447	5,957	25,920	44	29,999	716

(注) 合計の( )書きは、構成比(%)である。

第124表 公立大学附属病院事業決算の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較	
			増 減 額	増 減 率
収 入	2,375	2,309	66	2.9
支 出	2,345	2,305	40	1.7
収 支 差 引	70	4	66	1,796.0
積 立 金	-	-	-	-
繰 越 金	52	48	4	8.3
前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-	-
形 式 収 支	122	52	70	134.6
翌 年 度 に 繰 り 越 す べ き 財 源	-	-	-	-
実 質 収 支	122	52	70	134.6

(注) 1 上表に該当するのは、都道府県が設置する大学の附属病院事業会計(1事業会計)である。  
2 市町村が設置する大学の附属病院事業会計については、各大学がすべて地方独立行政法人化したため、含まれていない。

## 第125表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

区 分	令和元年度											平成30年度		比 較	
	団 体 数 (A)	歳 入 合 計 (B)	歳 出 合 計 (C)	歳 入 差 引 (B)-(C) (D)	支 払 準 備 金 積 立 額 (E)	責 任 準 備 金 積 立 額 (F)	繰 入 金 (G)	繰 出 金 (H)	未 収 金 (I)	未 払 金 (J)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J) (K)	団 体 数 (L)	再 差 引 (M)	団 体 数 (A)-(L)	再 差 引 (K)-(M)
市 町 村	35	7,892	7,693	199	71	387	1,798	77	344	570	△ 2,206	44	△ 2,520	△ 9	314
黒字の団体	2	35	10	25	-	-	22	-	-	-	3	3	25	△ 1	△ 22
赤字の団体	33	7,857	7,683	174	71	387	1,776	77	344	570	△ 2,209	41	△ 2,545	△ 8	336

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

## 第126表 交通災害共済事業（直営方式）決算の状況

(単位 百万円)

区 分	令和元年度										平成30年度		比 較	
	団 体 数 (A)	歳 入 合 計 (B)	歳 出 合 計 (C)	歳 入 差 引 (B)-(C) (D)	未 経 過 共 済 金 (E)	繰 入 金 (F)	繰 出 金 (G)	未 収 金 (H)	未 払 金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)-(I) (J)	団 体 数 (K)	再 差 引 (L)	団 体 数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
都 道 府 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
黒字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字の団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 町 村	60	5,206	4,103	1,103	45	36	183	1	-	1,206	62	1,363	△ 2	△ 157
黒字の団体	55	5,140	3,939	1,201	41	24	174	1	-	1,311	55	1,475	-	△ 164
赤字の団体	5	66	164	△ 98	3	12	9	-	-	△ 105	7	△ 112	△ 2	7
合 計	60	5,206	4,103	1,103	45	36	183	1	-	1,206	62	1,363	△ 2	△ 157
黒字の団体	55	5,140	3,939	1,201	41	24	174	1	-	1,311	55	1,475	-	△ 164
赤字の団体	5	66	164	△ 98	3	12	9	-	-	△ 105	7	△ 112	△ 2	7

(注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。



第127表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	令 和 元 年 度 償 還 額			令 和 元 年 度 末 現 在 高
	元 金	利 子	計	
公 営 企 業	3,559,148	614,751	4,173,899	39,534,156
法 適 用 企 業	2,821,695	506,162	3,327,857	32,154,246
水 道 事 業	569,074	127,114	696,188	7,175,830
工 業 用 水 道 事 業	28,416	4,877	33,293	301,582
交 通 事 業	244,701	33,849	278,550	2,257,552
電 気 事 業	12,225	1,080	13,304	79,118
ガ ス 事 業	8,081	874	8,955	60,349
病 院 事 業	332,946	47,958	380,905	3,471,385
下 水 道 事 業	1,492,819	281,940	1,774,759	17,388,856
そ の 他 事 業	133,432	8,470	141,902	1,419,573
法 非 適 用 企 業	737,453	108,589	846,043	7,379,910
簡 易 水 道 事 業	22,744	4,383	27,126	315,019
交 通 事 業	731	32	764	8,785
下 水 道 事 業	469,791	95,487	565,278	5,625,593
そ の 他 事 業	244,187	8,688	252,875	1,430,513
国 民 健 康 保 険 事 業	4,381	190	4,571	22,645
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	—	—	—	—
介 護 保 険 事 業	3,521	300	3,821	12,628
農 業 共 済 事 業	—	—	—	—
公 立 大 学 附 属 病 院 事 業	380	84	464	2,827
収 益 事 業	4,371	83	4,453	28,856
合 計	3,571,801	615,408	4,187,208	39,601,112

第128表 地方財政計画

その1 歳入(通常収支分)

(単位 億円・%)

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
地 方 税	382,704	409,366	401,633	42.6	45.1	44.8	△ 6.5	1.9	1.9
地 方 譲 与 税	18,462	26,086	27,123	2.1	2.9	3.0	△ 29.2	△ 3.8	5.3
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,292	2,389	2,472	0.3	0.3	0.3	△ 4.1	△ 3.4	△ 1.7
石 油 ガ ス 譲 与 税	45	63	72	0.0	0.0	0.0	△ 28.6	△ 12.5	△ 10.0
自 動 車 重 量 譲 与 税	2,806	2,845	2,742	0.3	0.3	0.3	△ 1.4	3.8	2.5
航 空 機 燃 料 譲 与 税	178	154	149	0.0	0.0	0.0	15.6	3.4	0.0
特 別 と ん 譲 与 税	114	126	137	0.0	0.0	0.0	△ 9.5	△ 8.0	9.6
森 林 環 境 譲 与 税	400	400	200	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	皆増
特 別 法 人 事 業 譲 与 税	12,627	20,109	-	1.4	2.2	-	△ 37.2	皆増	-
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	-	-	21,351	-	-	2.4	-	皆減	5.6
地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	4,340	0.4	0.2	0.5	78.2	△ 53.8	181.1
地 方 交 付 税	174,385	165,882	161,809	19.4	18.3	18.1	5.1	2.5	1.1
国 庫 支 出 金	147,631	152,157	147,174	16.4	16.8	16.4	△ 3.0	3.4	7.8
義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,164	15,221	15,200	1.7	1.7	1.7	△ 0.4	0.1	△ 0.2
そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	103,371	103,433	98,011	11.5	11.4	10.9	△ 0.1	5.5	6.8
生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,308	13,298	13,752	1.5	1.5	1.5	0.1	△ 3.3	△ 3.0
医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,533	14,549	14,376	1.6	1.6	1.6	△ 0.1	1.2	1.9
介 護 扶 助 費 等 負 担 金	792	774	769	0.1	0.1	0.1	2.3	0.7	4.2
児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,360	1,361	1,325	0.2	0.1	0.1	△ 0.1	2.7	3.8
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	15,643	15,124	14,285	1.7	1.7	1.6	3.4	5.9	5.5
児 童 手 当 等 交 付 金	12,949	13,262	13,488	1.4	1.5	1.5	△ 2.4	△ 1.7	△ 2.2
公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	4,093	4,198	3,663	0.5	0.5	0.4	△ 2.5	14.6	0.8
子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	13,932	13,379	11,069	1.6	1.5	1.2	4.1	20.9	23.3
そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	26,761	27,488	25,284	3.0	3.0	2.8	△ 2.6	8.7	17.7
公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,711	31,087	31,485	3.0	3.4	3.5	△ 14.1	△ 1.3	16.6
普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,439	30,811	31,216	2.9	3.4	3.5	△ 14.2	△ 1.3	16.9
災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	272	276	269	0.0	0.0	0.0	△ 1.4	2.6	△ 5.6
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	291	291	291	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8
施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	74	74	74	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	526	543	568	0.1	0.1	0.1	△ 3.1	△ 4.4	△ 5.6
電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,079	1,084	1,120	0.1	0.1	0.1	△ 0.5	△ 3.2	△ 4.9
特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	361	370	371	0.0	0.0	0.0	△ 2.4	△ 0.3	0.3
石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	54	54	54	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 0.0	△ 0.0
地 方 債	112,407	92,783	94,282	12.5	10.2	10.5	21.2	△ 1.6	2.3
使 用 料 及 び 手 数 料	15,487	15,761	16,083	1.7	1.7	1.8	△ 1.7	△ 2.0	△ 0.0
雑 収 入	43,754	43,776	43,887	4.9	4.8	4.9	△ 0.1	△ 0.3	2.3
復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 2	△ 86	△ 90	0.0	-	-	△ 97.7	△ 4.4	16.9
全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 345	△ 335	△ 312	0.0	-	-	3.0	7.4	2.0
歳 入 合 計	<b>898,060</b>	<b>907,397</b>	<b>895,930</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 1.0</b>	<b>1.3</b>	<b>3.1</b>

(注) 1 構成比については、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない場合の歳入合計に対する構成比である。

令和2・3年度の地方財政

## 第128表 地方財政計画（つづき）

その2 歳入（復旧・復興事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
震災復興特別交付税	1,326	3,742	4,049	39.8	41.6	36.9	△ 64.6	△ 7.6	△ 4.2
一般財源充当分	2	86	90	0.1	1.0	0.8	△ 97.7	△ 4.4	16.9
国庫支出金	1,913	5,065	6,768	57.5	56.4	61.6	△ 62.2	△ 25.2	1.2
災害救助費等負担金	20	51	90	0.6	0.6	0.8	△ 60.8	△ 43.3	△ 44.4
河川等災害復旧事業費補助	74	524	1,142	2.2	5.8	10.4	△ 85.9	△ 54.1	17.2
社会資本整備総合交付金	77	1,198	1,226	2.3	13.3	11.2	△ 93.6	△ 2.3	27.6
災害公営住宅等家賃対策補助	209	－	－	6.3	－	－	皆増	－	－
循環型社会形成推進交付金	7	295	256	0.2	3.3	2.3	△ 97.6	15.2	2.8
東日本大震災復興交付金	－	93	383	－	1.0	3.5	皆減	△ 75.7	△ 33.6
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	61	106	500	1.8	1.2	4.6	△ 42.5	△ 78.8	4.4
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	64	140	76	1.9	1.6	0.7	△ 54.3	84.2	△ 49.3
福島再生加速化交付金	721	791	890	21.7	8.8	8.1	△ 8.8	△ 11.1	7.5
その他	681	1,867	2,207	20.5	20.8	20.1	△ 63.5	△ 15.4	△ 4.3
地方債	8	15	12	0.2	0.2	0.1	△ 46.7	25.0	△ 62.5
雑収入	79	76	68	2.4	0.8	0.6	3.9	11.8	23.6
歳入合計	<b>3,328</b>	<b>8,984</b>	<b>10,987</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 63.0</b>	<b>△ 18.2</b>	<b>△ 0.8</b>

その3 歳入（全国防災事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
地方税	744	756	745	68.3	69.2	70.4	△ 1.6	1.5	2.3
一般財源充当分	345	335	312	31.6	30.7	29.5	3.0	7.4	2.0
雑収入	1	1	1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
歳入合計	<b>1,090</b>	<b>1,092</b>	<b>1,058</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>3.2</b>	<b>2.2</b>

第128表 地方財政計画（つづき）

その4 歳出（通常収支分）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
給 与 関 係 経 費	201,540	202,876	203,307	22.5	22.4	22.7	△ 0.7	△ 0.2	0.1
給与費（退職手当を除く）	186,763	187,491	187,610	20.8	20.7	20.9	△ 0.4	△ 0.1	0.2
義務教育教職員	55,611	55,934	56,255	6.2	6.2	6.3	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3
警察関係職員	23,650	23,635	23,543	2.6	2.6	2.6	0.1	0.4	0.6
消防職員	12,505	12,514	12,515	1.4	1.4	1.4	△ 0.1	△ 0.0	1.6
一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	94,997	95,408	95,297	10.6	10.5	10.6	△ 0.4	0.1	0.2
退職手当	14,724	15,323	15,622	1.6	1.7	1.7	△ 3.9	△ 1.9	△ 1.3
恩給費	53	62	75	0.0	0.0	0.0	△ 14.5	△ 17.3	△ 17.6
一 般 行 政 経 費	408,824	403,717	384,197	45.5	44.5	42.9	1.3	5.1	3.7
国庫補助負担金を伴うもの	229,416	227,126	214,845	25.5	25.0	24.0	1.0	5.7	6.2
生活保護費	38,176	38,160	38,529	4.3	4.2	4.3	0.0	△ 1.0	△ 0.4
児童保護費	10,499	9,678	8,389	1.2	1.1	0.9	8.5	15.4	14.7
障害者自立支援給付費	31,286	30,248	28,570	3.5	3.3	3.2	3.4	5.9	5.5
後期高齢者医療給付費	27,186	27,328	26,638	3.0	3.0	3.0	△ 0.5	2.6	2.8
介護給付費	32,490	31,379	29,260	3.6	3.5	3.3	3.5	7.2	6.6
児童手当等交付金	18,579	19,010	19,349	2.1	2.1	2.2	△ 2.3	△ 1.8	△ 2.2
子どものための教育・ 保育給付交付金	25,557	24,757	20,742	2.8	2.7	2.3	3.2	19.4	20.3
その他の一般行政経費	45,643	46,566	43,368	5.1	5.1	4.8	△ 2.0	7.4	11.5
国庫補助負担金を伴わないもの	148,296	147,510	144,504	16.5	16.3	16.1	0.5	2.1	1.0
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,912	14,881	14,848	1.7	1.6	1.7	0.2	0.2	△ 1.4
まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	10,000	1.1	1.1	1.1	0.0	0.0	0.0
地域社会再生事業費	4,200	4,200	-	0.5	0.5	-	0.0	皆増	-
地域デジタル社会推進費	2,000	-	-	0.2	-	-	皆増	-	-
公 債 費	117,799	116,979	119,088	13.1	12.9	13.3	0.7	△ 1.8	△ 2.4
維持補修費	14,694	14,469	13,491	1.6	1.6	1.5	1.6	7.2	3.2
投資的経費	119,273	127,614	130,153	13.3	14.1	14.5	△ 6.5	△ 2.0	12.0
直轄事業負担金	5,725	6,425	6,368	0.6	0.7	0.7	△ 10.9	0.9	13.5
公 共 事 業 費	51,411	60,052	62,709	5.7	6.6	7.0	△ 14.4	△ 4.2	19.5
普通建設事業費	51,053	59,678	62,342	5.7	6.6	7.0	△ 14.5	△ 4.3	19.6
災害復旧事業費	358	374	367	0.0	0.0	0.0	△ 4.3	1.9	△ 3.4
一 般 事 業 費	27,633	27,944	27,890	3.1	3.1	3.1	△ 1.1	0.2	△ 0.7
普通建設事業費	27,247	27,563	27,510	3.0	3.0	3.1	△ 1.1	0.2	△ 0.8
災害復旧事業費	386	381	380	0.0	0.0	0.0	1.3	0.3	1.3
特 別 事 業 費	34,504	33,193	33,186	3.8	3.7	3.7	3.9	0.0	10.7
過疎対策事業費	11,400	11,088	11,081	1.3	1.2	1.2	2.8	0.1	1.9
地域活性化事業費	820	820	820	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
旧合併特例事業費	6,602	6,602	6,602	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0
防災対策事業費	948	948	948	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
施設整備事業費（一般財源化分）	934	935	935	0.1	0.1	0.1	△ 0.1	0.0	0.0
緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	5,000	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0
公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	4,800	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0
緊急自然災害防止対策事業費	4,000	3,000	3,000	0.4	0.3	0.3	33.3	0.0	皆増
公 営 企 業 繰 出 金	24,430	24,942	25,394	2.7	2.7	2.8	△ 2.1	△ 1.8	△ 0.7
収益勘定繰出金	10,843	11,065	11,481	1.2	1.2	1.3	△ 2.0	△ 3.6	△ 2.0
資本勘定繰出金	13,587	13,877	13,913	1.5	1.5	1.6	△ 2.1	△ 0.3	0.3
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	11,500	16,800	20,300	1.3	1.8	2.3	△ 31.5	△ 17.2	10.3
歳 出 合 計	898,060	907,397	895,930	100.0	100.0	100.0	△ 1.0	1.3	3.1

令和2・3年度の地方財政

## 第128表 地方財政計画（つづき）

その5 歳出（復旧・復興事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
給 与 関 係 経 費	65	71	78	2.0	0.8	0.7	△ 8.5	△ 9.0	△ 7.1
一 般 行 政 経 費	1,686	1,748	2,422	50.6	19.5	22.0	△ 3.5	△ 27.8	△ 17.9
国庫補助負担金等を伴うもの	1,003	1,104	1,756	30.1	12.3	16.0	△ 9.1	△ 37.1	△ 18.4
国庫補助負担金を伴わないもの	683	644	666	20.5	7.2	6.1	6.1	△ 3.3	△ 16.4
公 債 費	79	75	68	2.4	0.8	0.6	5.3	10.3	23.6
投 資 的 経 費	1,497	7,075	8,344	45.0	78.7	76.0	△ 78.8	△ 15.2	6.8
直 轄 事 業 負 担 金	0	497	580	0.0	5.5	5.3	△ 100.0	△ 14.3	△ 14.3
公 共 事 業 費	1,410	6,444	7,602	42.4	71.7	69.2	△ 78.1	△ 15.2	9.7
一 般 事 業 費	87	134	162	2.6	1.5	1.5	△ 35.1	△ 17.3	△ 19.8
公 営 企 業 繰 出 金	1	15	75	0.0	0.2	0.7	△ 93.3	△ 80.0	△ 58.3
歳 出 合 計	<b>3,328</b>	<b>8,984</b>	<b>10,987</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 63.0</b>	<b>△ 18.2</b>	<b>△ 0.8</b>

その6 歳出（全国防災事業）

（単位 億円・％）

区 分	計 画 額			構 成 比			増 減 率		
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
公 債 費	1,090	1,092	1,058	100.0	100.0	100.0	△ 0.2	3.2	2.2
歳 出 合 計	<b>1,090</b>	<b>1,092</b>	<b>1,058</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 0.2</b>	<b>3.2</b>	<b>2.2</b>

## 第129表 地方交付税の状況

その1 算定基礎

(単位 百万円)

区 分	令和3年度	令和2年度			区 分	令和元年度			
		当 初	補 正	補正後			当 初	補 正	補正後
所 得 税 (a)	18,667,000	19,529,000	△ 1,033,000	18,496,000	所 得 税 (a)	19,934,000	△ 870,000	19,064,000	
法 人 税 (b)	8,997,000	12,065,000	△ 4,024,000	8,041,000	法 人 税 (b)	12,858,000	△ 1,143,000	11,715,000	
酒 税 (c)	1,176,000	1,265,000	△ 122,000	1,143,000	酒 税 (c)	1,271,000	-	1,271,000	
消 費 税 (d)	20,284,000	21,719,000	△ 2,446,000	19,273,000	消 費 税 (d)	19,392,000	△ 330,000	19,062,000	
地 方 交 付 税 (e)	15,591,221	15,608,535	422,100	16,030,635	地 方 交 付 税 (e)	15,551,004	13,166	15,564,170	
(a) × 33.1%	6,178,777	6,464,099	△ 341,923	6,122,176	(a) × 33.1%	6,598,154	△ 287,970	6,310,184	
(b) × 33.1%	2,978,007	3,993,515	△ 1,331,944	2,661,571	(b) × 33.1%	4,255,998	△ 378,333	3,877,665	
(c) × 50%	588,000	632,500	△ 61,000	571,500	(c) × 50%	635,500	-	635,500	
(d) × 19.5%	3,955,380	4,235,205	△ 476,970	3,758,235	(d) × 20.8%	4,033,536	△ 68,640	3,964,896	
精 算 分 等	△ 300,442	△ 235,484	-	△ 235,484	精 算 分 等	△ 235,484	98,528	△ 136,956	
法 定 加 算 等	474,600	518,700	-	518,700	法 定 加 算 等	263,300	-	263,300	
臨時財政対策 特例加算額	1,716,899	-	865,119	865,119	臨時財政対策 特例加算額	-	-	-	
臨時財政対策債 振替加算額	-	-	1,768,819	1,768,819	臨時財政対策債 振替加算額	-	649,581	649,581	
地 方 法 人 税 (f)	1,323,200	1,456,400	△ 422,100	1,034,300	地 方 法 人 税 (f)	687,600	△ 30,200	657,400	
地 方 法 人 税 過年度精算分 (g)	-	-	-	-	地 方 法 人 税 過年度精算分 (g)	-	17,034	17,034	
返 還 金 (h)	54	382	-	382	返 還 金 (h)	-	-	-	
特別会計借入金償還 (i)	-	△ 500,000	250,000	△ 250,000	特別会計借入金償還 (h)	△ 500,000	95,000	△ 405,000	
借入金等利子充当分 (j)	△ 76,000	△ 77,100	-	△ 77,100	借入金等利子充当分 (i)	△ 79,200	-	△ 79,200	
剰余金の活用 (k)	150,000	100,000	-	100,000	剰余金の活用 (j)	-	-	-	
地方公共団体金融 機構の公庫債権金利 変動準備金の活用 (l)	200,000	-	-	-	地方公共団体金融 機構の公庫債権金利 変動準備金の活用 (k)	100,000	-	100,000	
前年度からの繰越金 (m)	250,000	-	-	-	前年度からの繰越金 (l)	421,492	-	421,492	
翌年度への繰越金 (n)	-	-	△ 250,000	△ 250,000	翌年度への繰越金 (m)	-	-	-	
合 計 (e) ~ (n)	<b>17,438,474</b>	<b>16,588,217</b>	-	<b>16,588,217</b>	合 計 (e) ~ (m)	<b>16,180,895</b>	<b>95,000</b>	<b>16,275,895</b>	

令和2・3年度の地方財政

その2 普通交付税算定状況 (令和2年度)

(単位 百万円・%)

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準 財 政 収 入 額			財 源 超 過 額	財 源 不 足 額	普 通 交 付 税	
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計			交 付 額	構 成 比
都 道 府 県	20,186,774	2,043,202	22,229,976	11,680,004	2,269,026	13,949,030	225,824	8,506,771	8,496,457	54.5
市 町 村	22,414,302	2,937,094	25,351,395	15,306,743	4,066,553	19,373,296	1,129,459	7,107,558	7,096,107	45.5
政令指定都市	5,489,129	1,908,054	7,397,183	4,810,095	2,875,071	7,685,166	967,017	679,033	676,229	4.3
中 核 市	3,499,710	57,351	3,557,061	2,756,654	58,047	2,814,702	696	743,056	741,268	4.8
施行時特例市	823,837	123,328	947,166	693,393	143,665	837,058	20,336	130,445	130,024	0.8
都 市	9,435,767	731,601	10,167,368	5,768,238	848,287	6,616,525	116,686	3,667,529	3,662,709	23.5
町 村	3,165,859	116,759	3,282,618	1,278,363	141,483	1,419,846	24,723	1,887,496	1,885,878	12.1
合 計	<b>42,601,076</b>	<b>4,980,295</b>	<b>47,581,371</b>	<b>26,986,747</b>	<b>6,335,578</b>	<b>33,322,326</b>	<b>1,355,283</b>	<b>15,614,329</b>	<b>15,592,565</b>	<b>100.0</b>

(注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。  
2 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。



第130表 地方債計画

(単位 億円)

区 分	令和3年度		区 分	令和2年度		令和元年度 (通常収支分と東日本大震災分の合計)				
	計 画 額			計 画 額		当初 計画	改 正 計 画 (第1次)	改 正 後 計 画 額 (第1次)	改 正 計 画 (第2次)	改 正 後 計 画 額 (第2次)
	(通常 収支分)	(東日本 大震災分) 復旧・ 復興事業		(通常 収支分)	(東日本 大震災分) 復旧・ 復興事業					
一 般 会 計 債	56,050	10	一 般 会 計 債	59,720	22	60,000	290	60,290	12,190	72,480
公 共 事 業 等	16,098	—	公 共 事 業 等	16,195	—	16,627	5	16,632	5,317	21,949
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	—	—	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	—	6,084	—	6,084	—	6,084
公営住宅建設事業	1,103	7	公営住宅建設事業	1,110	14	1,149	—	1,149	50	1,199
災害復旧事業	1,141	2	災害復旧事業	1,148	7	965	283	1,248	2,738	3,986
教育・福祉施設等整備事業	3,319	—	教育・福祉施設等整備事業	3,327	—	3,402	—	3,402	4,045	7,447
一般単独事業	27,724	1	一般単独事業	26,807	1	25,418	2	25,420	25	25,445
辺地及び過疎対策事業	5,520	—	辺地及び過疎対策事業	5,210	—	5,210	—	5,210	15	5,225
公共用地先行取得等事業	345	—	公共用地先行取得等事業	345	—	345	—	345	—	345
行政改革推進	700	—	行政改革推進	700	—	700	—	700	—	700
調 整	100	—	調 整	100	—	100	—	100	—	100
公 営 企 業 債	24,726	1	公 営 企 業 債	25,418	2	26,716	—	26,716	779	27,495
水道事業	5,258	1	水道事業	5,570	1	5,946	—	5,946	577	6,523
工業用水道事業	303	—	工業用水道事業	338	—	307	—	307	21	328
交通事業	1,739	—	交通事業	1,562	—	1,420	—	1,420	21	1,441
電気事業・ガス事業	195	—	電気事業・ガス事業	260	—	262	—	262	—	262
港湾整備事業	571	—	港湾整備事業	555	—	569	—	569	—	569
病院事業・介護サービス事業	3,637	—	病院事業・介護サービス事業	3,599	—	4,005	—	4,005	—	4,005
市場事業・と畜場事業	375	—	市場事業・と畜場事業	343	—	362	—	362	86	448
地域開発事業	658	—	地域開発事業	708	—	912	—	912	—	912
下水道事業	11,934	—	下水道事業	12,383	1	12,779	—	12,779	74	12,853
観光その他事業	56	—	観光その他事業	100	—	154	—	154	—	154
合 計	80,776	11	合 計	85,138	24	86,716	290	87,006	12,969	99,975
臨 時 財 政 対 策 債	54,796	—	臨 時 財 政 対 策 債	31,398	—	32,568	—	32,568	—	32,568
退 職 手 当 債	800	—	退 職 手 当 債	800	—	800	—	800	—	800
国の予算等貸付金債	(241)	(1)	国の予算等貸付金債	(247)	(2)	(286)	(5)	(291)	—	(291)
総 計	(241)	(1)	総 計	(247)	(2)	(286)	(5)	(291)	—	(291)
公 的 資 金	58,662	11	公 的 資 金	47,547	24	47,920	284	48,204	6,945	55,149
(国の予算等貸付金)	(241)	(1)	(国の予算等貸付金)	(247)	(2)	(286)	(5)	(291)	—	(291)
民 間 等 資 金	77,710	—	民 間 等 資 金	69,789	—	72,164	6	72,170	6,024	78,194
その他同意等の見込まれる項目										
1 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債										
2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特別債										
3 地方税等、使用料・手数料の減収が生じることとなる場合において発行する特別減収対策債										
4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債										
5 財政再生団体が発行する再生振替特別債										
6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債										
7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債										
8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債										
9 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債										

(備 考)

国の予算等貸付金債の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その1 国内総生産等

(単位 億円・%)

区 分	平成 21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年度
国内総生産（支出側、名目）	4,973,668	5,048,721	5,000,405	4,994,239	5,126,856	5,234,183	5,407,394	5,448,272	5,556,874	5,568,279	5,596,988
国民所得（要素費用表示）	3,527,011	3,646,882	3,574,735	3,581,562	3,725,700	3,766,776	3,926,293	3,922,939	4,006,881	4,022,290	4,012,870
公 的 支 出	1,228,522	1,224,977	1,237,625	1,244,964	1,285,242	1,315,806	1,332,561	1,336,017	1,354,851	1,374,122	1,409,657
うち地方の公的支出	548,257	554,755	557,080	554,317	563,996	581,953	585,877	588,386	591,890	602,114	619,417
総固定資本形成のうち民間分	883,144	897,795	929,068	944,755	1,013,248	1,035,609	1,073,587	1,082,518	1,113,634	1,123,083	1,129,587
うち企業設備	718,132	725,398	749,201	757,948	805,473	837,926	869,624	870,006	901,084	917,776	915,767
鉱工業生産指数 （平27=100、暦年）	88.1	101.8	98.9	99.6	99.2	101.2	100.0	100.0	103.1	104.2	101.1
消費者物価指数 （平27=100、暦年、全国分）	97.2	96.5	96.3	96.2	96.6	99.2	100.0	99.9	100.4	101.3	101.8

区 分	増 減 率											指 数										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
国内総生産（支出側、名目）	△ 3.6	1.5	△ 1.0	△ 0.1	2.7	2.1	3.3	0.8	2.0	0.2	0.5	100	102	101	100	103	105	109	110	112	112	113
国民所得（要素費用表示）	△ 3.2	3.4	△ 2.0	0.2	4.0	1.1	4.2	△ 0.1	2.1	0.4	△ 0.2	100	103	101	102	106	107	111	111	114	114	114
公 的 支 出	2.3	△ 0.3	1.0	0.6	3.2	2.4	1.3	0.3	1.4	1.4	2.6	100	100	101	101	105	107	108	109	110	112	115
うち地方の公的支出	1.0	1.2	0.4	△ 0.5	1.7	3.2	0.7	0.4	0.6	1.7	2.9	100	101	102	101	103	106	107	107	108	110	113
総固定資本形成のうち民間分	△ 15.8	1.7	3.5	1.7	7.2	2.2	3.7	0.8	2.9	0.8	0.6	100	102	105	107	115	117	122	123	126	127	128
うち企業設備	△ 14.0	1.0	3.3	1.2	6.3	4.0	3.8	0.0	3.6	1.9	△ 0.2	100	101	104	106	112	117	121	121	125	128	128

(注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ（08SNA、平成27年基準）による。  
 2 公的支出=政府最終消費支出+公的総固定資本形成+公的企業在庫品増加

## 第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その2 予算及び地方財政計画等（当初）

（単位 百万円・％）

区 分	平成 21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年度	
国の一般会計	88,548,001	92,299,193	92,411,613	90,333,932	92,611,539	95,882,303	96,341,951	96,721,841	97,454,709	97,712,769	101,457,094	
財政投融资計画	15,863,200	18,356,900	14,905,900	15,825,900	16,319,700	17,127,200	14,951,800	14,467,400	16,520,900	14,103,700	12,597,300	
地方財政計画	82,555,700	82,126,800	82,505,400	81,864,700	81,915,400	83,360,700	85,271,000	85,759,300	86,619,800	86,897,300	89,593,000	
うち	給与費	22,092,600	21,655,200	21,242,000	20,952,400	19,727,800	20,324,300	20,320,500	20,314,900	20,310,100	20,305,300	20,323,200
	投資的経費	14,061,700	11,907,400	11,303,200	10,898,400	10,669,800	11,003,500	11,001,000	11,204,600	11,357,000	11,618,000	13,015,300
	うち普通建設事業費	13,930,100	11,788,100	11,197,500	10,799,400	10,576,900	10,910,800	10,904,100	11,106,000	11,272,000	11,534,400	12,932,400
地方債計画	(181,900) 14,184,400	(118,500) 15,897,600	(116,500) 13,734,000	(119,500) 13,539,600	(68,900) 13,370,800	(74,000) 12,830,100	(34,500) 11,924,200	(30,200) 11,208,200	(26,600) 11,625,700	(27,600) 11,645,600	(28,100) 12,005,600	

(注) 1 ( ) 書きは、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算等貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算等貸付金債に含まれている。

2 平成24～令和元年度は、通常収支分である。

区 分	増 減 率											指 数										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
国の一般会計	6.6	4.2	0.1	△ 2.2	2.5	3.5	0.5	0.4	0.8	0.3	3.8	100	104	104	102	105	108	109	109	110	110	115
財政投融资計画	14.4	15.7	△ 18.8	6.2	3.1	4.9	△ 12.7	△ 3.2	14.2	△ 14.6	△ 10.7	100	116	94	100	103	108	94	91	104	89	79
地方財政計画	△ 1.0	△ 0.5	0.5	△ 0.8	0.1	1.8	2.3	0.6	1.0	0.3	3.1	100	99	100	99	99	101	103	104	105	105	109
うち	給与費	△ 0.3	△ 2.0	△ 1.9	△ 1.4	△ 5.8	3.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	100	98	96	95	89	92	92	92	92	92	92
	投資的経費	△ 5.1	△ 15.3	△ 5.1	△ 3.6	△ 2.1	3.1	△ 0.0	1.9	1.4	2.3	100	85	80	78	76	78	78	80	81	83	93
	うち普通建設事業費	△ 5.2	△ 15.4	△ 5.0	△ 3.6	△ 2.1	3.2	△ 0.1	1.9	1.5	2.3	100	85	80	78	76	78	78	80	81	83	93
地方債計画	13.7	12.1	△ 13.6	△ 1.4	△ 1.2	△ 4.0	△ 7.1	△ 6.0	3.7	0.2	3.1	100	112	97	95	94	90	84	79	82	82	85

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その3 決算額（総括）

（単位 百万円・％）

区 分	平成 21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年度
国の一般会計歳入	107,114,243	100,534,563	109,979,528	107,762,033	106,044,664	104,679,122	102,175,307	102,774,027	103,644,050	105,697,418	109,162,376
国 税	40,243,269	43,707,432	45,175,396	47,049,242	51,227,438	57,849,171	59,969,372	58,956,257	62,380,254	64,224,124	62,175,135
うち法人税	6,356,407	8,967,688	9,351,426	9,758,311	10,493,718	11,031,608	10,827,403	10,328,900	11,995,303	12,318,027	10,797,110
国の一般会計歳出	100,973,424	95,312,342	100,715,409	97,087,177	100,188,879	98,813,467	98,230,324	97,541,765	98,115,605	98,974,697	101,366,467
一般会計歳入	98,365,695	97,511,501	100,069,646	99,842,882	101,099,835	102,083,467	101,917,496	101,459,848	101,323,315	101,345,285	103,245,881
一般財源	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59,287,318	59,094,931	59,210,431	60,104,940	61,032,809
地方税	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760	35,374,285	36,785,451	39,098,563	39,392,391	39,904,402	40,751,442	41,211,450
一般会計歳出	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225	98,141,464	97,998,369	98,020,611	99,702,189
義務的経費	45,915,180	47,723,334	48,338,218	48,022,160	47,469,663	48,776,031	48,801,283	49,023,884	49,395,612	49,106,431	49,511,114
人件費	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626	22,177,923	22,524,345	22,565,511	22,468,593	22,465,161	22,466,042	22,456,814
投資的経費	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155	15,073,331	15,511,704	14,913,385	15,125,178	15,165,386	15,803,654	16,423,916
普通建設事業費	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950	14,191,438	14,778,598	14,183,796	14,306,852	14,320,560	14,764,400	15,416,391
国と地方の歳出純計	166,102,984	160,083,935	164,749,249	163,768,715	165,750,763	167,847,807	168,341,519	168,386,471	168,217,751	169,221,635	172,266,746
租 税 総 額	75,426,223	78,023,762	79,346,812	81,510,002	86,601,723	94,634,621	99,067,935	98,348,648	102,284,656	104,975,566	103,386,585

(注) 1 国の一般会計歳入・歳出及び租税総額は、財務省資料による。  
2 国税は、租税（一般会計分、特別会計分）及び印紙収入の合計額である。

区 分	増 減 率											指 数										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
国の一般会計歳入	20.1	△ 6.1	9.4	△ 2.0	△ 1.6	△ 1.3	△ 2.4	0.6	0.8	2.0	3.3	100	94	103	101	99	98	95	96	97	99	102
国 税	△ 12.2	8.6	3.4	4.1	8.9	12.9	3.7	△ 1.7	5.8	3.0	△ 3.2	100	109	112	117	127	144	149	146	155	160	154
うち法人税	△ 36.5	41.1	4.3	4.4	7.5	5.1	△ 1.9	△ 4.6	16.1	2.7	△ 12.3	100	141	147	154	165	174	170	162	189	194	170
国の一般会計歳出	19.2	△ 5.6	5.7	△ 3.6	3.2	△ 1.4	△ 0.6	△ 0.7	0.6	0.9	2.4	100	94	100	96	99	98	97	97	97	98	100
一般会計歳入	6.7	△ 0.9	2.6	△ 0.2	1.3	1.0	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.0	1.9	100	99	102	102	103	104	104	103	103	103	105
一般財源	△ 6.1	2.3	2.8	△ 0.6	0.9	2.9	3.5	△ 0.3	0.2	1.5	1.5	100	102	105	105	105	109	112	112	112	114	116
地方税	△ 11.1	△ 2.5	△ 0.4	0.8	2.7	4.0	6.3	0.8	1.3	2.1	1.1	100	98	97	98	101	105	111	112	113	116	117
一般会計歳出	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0	1.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.0	1.7	100	99	101	100	101	103	102	102	102	102	104
義務的経費	△ 0.7	3.9	1.3	△ 0.7	△ 1.2	2.8	0.1	0.5	0.8	△ 0.6	0.8	100	104	105	105	103	106	106	107	108	107	108
人件費	△ 2.6	△ 1.8	△ 0.4	△ 1.8	△ 3.6	1.6	0.2	△ 0.4	△ 0.0	0.0	△ 0.0	100	98	98	96	93	94	94	94	94	94	94
投資的経費	10.2	△ 7.0	△ 1.5	0.9	12.3	2.9	△ 3.9	1.4	0.3	4.2	3.9	100	93	92	92	104	107	103	104	104	109	113
普通建設事業費	10.7	△ 7.3	△ 6.0	△ 0.7	14.0	4.1	△ 4.0	0.9	0.1	3.1	4.4	100	93	87	87	99	103	99	99	100	103	107
国と地方の歳出純計	10.4	△ 3.6	2.9	△ 0.6	1.2	1.3	0.3	0.0	△ 0.1	0.6	1.8	100	96	99	99	100	101	101	101	101	102	104
租 税 総 額	△ 11.7	3.4	1.7	2.7	6.2	9.3	4.7	△ 0.7	4.0	2.6	△ 1.5	100	103	105	108	115	125	131	130	136	139	137

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移（つづき）

その4 決算額（都道府県、市町村）

（単位 百万円・％）

区分	平成 21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年度	
都道府県	歳入	50,968,200	50,066,112	52,146,455	50,937,229	51,572,618	51,694,957	52,049,884	51,623,090	50,889,504	50,372,813	50,913,965
	一般財源	25,720,679	26,449,289	27,282,775	27,317,060	27,846,648	29,256,614	31,294,850	31,276,708	31,241,260	31,475,373	31,676,286
	地方税	16,508,841	15,932,318	15,735,438	16,116,742	16,809,190	17,794,000	20,142,594	20,251,648	20,542,835	20,620,136	20,703,561
	うち法人 事業税	2,701,056	2,253,043	2,240,378	2,353,658	2,673,876	3,016,791	3,509,505	4,063,318	3,991,446	4,243,126	4,385,121
	歳出	50,245,294	49,059,536	50,965,779	49,481,842	50,053,180	50,215,443	50,731,239	50,210,307	49,448,460	48,957,281	49,339,047
	義務的経費	21,783,113	21,933,763	21,990,431	21,890,931	21,496,810	22,148,302	21,933,080	21,697,418	20,755,597	20,435,844	20,286,326
	人件費	14,286,152	14,110,126	14,082,768	13,893,593	13,355,496	13,646,157	13,687,961	13,719,840	12,593,615	12,576,907	12,552,511
	投資的経費	7,766,059	6,942,088	7,259,257	7,114,890	7,783,039	7,669,347	7,259,930	7,691,342	7,687,185	8,421,077	8,539,670
	普通建設 事業費	7,689,046	6,855,149	6,850,560	6,508,899	7,199,242	7,183,751	6,779,439	7,150,432	7,114,429	7,764,280	7,950,206
	市町村	歳入	53,554,717	53,854,025	54,776,346	56,145,351	57,028,520	58,130,539	58,728,682	58,400,728	59,826,779	59,890,876
一般財源		28,751,723	29,203,478	29,828,829	29,517,911	29,620,270	30,052,814	31,039,517	30,487,558	31,419,116	31,586,573	32,070,475
地方税		18,674,113	18,384,012	18,435,978	18,344,018	18,565,095	18,991,451	18,955,969	19,140,743	19,361,567	20,131,306	20,507,890
歳出		52,018,378	52,124,114	52,890,022	54,176,411	54,860,151	56,049,385	56,535,056	56,495,128	57,942,877	57,981,734	59,436,314
義務的経費		24,202,642	25,859,786	26,410,605	26,190,540	26,023,995	26,673,622	26,910,359	27,362,650	28,674,647	28,703,017	29,257,001
人件費		9,689,476	9,426,074	9,365,705	9,124,034	8,822,428	8,878,189	8,877,550	8,748,752	9,871,546	9,889,134	9,904,303
投資的経費		7,341,112	7,198,244	6,686,647	7,021,370	8,062,478	8,592,733	8,308,278	8,094,059	8,174,356	8,077,202	8,638,822
普通建設 事業費		7,266,328	7,103,828	6,280,613	6,551,985	7,690,086	8,293,698	8,028,322	7,790,637	7,871,312	7,647,627	8,163,514

区分	増 減 率											指 数											
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	
都道府県	歳入	6.1	△ 1.8	4.2	△ 2.3	1.2	0.2	0.7	△ 0.8	△ 1.4	△ 1.0	1.1	100	98	102	100	101	101	102	101	100	99	100
	一般財源	△ 10.0	2.8	3.2	0.1	1.9	5.1	7.0	△ 0.1	△ 0.1	0.7	0.6	100	103	106	106	108	114	122	122	121	122	123
	地方税	△ 17.5	△ 3.5	△ 1.2	2.4	4.3	5.9	13.2	0.5	1.4	0.4	0.4	100	97	95	98	102	108	122	123	124	125	125
	うち法人 事業税	△ 48.1	△ 16.6	△ 0.6	5.1	13.6	12.8	16.3	15.8	△ 1.8	6.3	3.3	100	83	83	87	99	112	130	150	148	157	162
	歳出	6.1	△ 2.4	3.9	△ 2.9	1.2	0.3	1.0	△ 1.0	△ 1.5	△ 1.0	0.8	100	98	101	98	100	100	101	100	98	97	98
	義務的経費	△ 2.4	0.7	0.3	△ 0.5	△ 1.8	3.0	△ 1.0	△ 1.1	△ 4.3	△ 1.5	△ 0.7	100	101	101	100	99	102	101	100	95	94	93
	人件費	△ 3.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.3	△ 3.9	2.2	0.3	0.2	△ 8.2	△ 0.1	△ 0.2	100	99	99	97	93	96	96	96	88	88	88
	投資的経費	7.8	△ 10.6	4.6	△ 2.0	9.4	△ 1.5	△ 5.3	5.9	△ 0.1	9.5	1.4	100	89	93	92	100	99	93	99	99	108	110
	普通建設 事業費	8.7	△ 10.8	△ 0.1	△ 5.0	10.6	△ 0.2	△ 5.6	5.5	△ 0.5	9.1	2.4	100	89	89	85	94	93	88	93	93	101	103
	市町村	歳入	6.7	0.6	1.7	2.5	1.6	1.9	1.0	△ 0.6	2.4	0.1	2.5	100	101	102	105	106	109	110	109	112	112
一般財源		△ 2.1	1.6	2.1	△ 1.0	0.3	1.5	3.3	△ 1.8	3.1	0.5	1.5	100	102	104	103	103	105	108	106	109	110	112
地方税		△ 4.5	△ 1.6	0.3	△ 0.5	1.2	2.3	△ 0.2	1.0	1.2	4.0	1.9	100	98	99	98	99	102	102	102	104	108	110
歳出		7.5	0.2	1.5	2.4	1.3	2.2	0.9	△ 0.1	2.6	0.1	2.5	100	100	102	104	105	108	109	109	111	111	114
義務的経費		1.0	6.8	2.1	△ 0.8	△ 0.6	2.5	0.9	1.7	4.8	0.1	1.9	100	107	109	108	108	110	111	113	118	119	121
人件費		△ 1.9	△ 2.7	△ 0.6	△ 2.6	△ 3.3	0.6	△ 0.0	△ 1.5	12.8	0.2	0.2	100	97	97	94	91	92	92	90	102	102	102
投資的経費		12.0	△ 1.9	△ 7.1	5.0	14.8	6.6	△ 3.3	△ 2.6	1.0	△ 1.2	7.0	100	98	91	96	110	117	113	110	111	110	118
普通建設 事業費		12.3	△ 2.2	△ 11.6	4.3	17.4	7.8	△ 3.2	△ 3.0	1.0	△ 2.8	6.7	100	98	86	90	106	114	110	107	108	105	112

第132表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

区 分	団体数	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		合計		合計（純計）	
		令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度
都 道 府 県	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政令指定都市	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 区	795	-	-	-	-	1 (1)	1 (1)	1	1	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)
町 村	926	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	<b>1,788</b>	-	-	-	-	<b>1 (1)</b>	<b>1 (1)</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2 (1)</b>	<b>2 (1)</b>	<b>1 (1)</b>	<b>1 (1)</b>

- (注) 1 団体数及び各数値は、「令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」（令和2年11月30日総務省公表）による。（以下、133表から135表において同じ。）  
 2 ( ) 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。  
 3 将来負担比率には、財政再生基準はない。



第133表 団体別健全化判断比率の状況

その1 都道府県

(単位 %) )

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	-	-	20.7	326.9
青森県	-	-	13.0	109.9
岩手県	-	-	15.3	221.7
宮城県	-	-	12.9	161.9
秋田県	-	-	13.1	260.2
山形県	-	-	11.9	246.0
福島県	-	-	8.3	123.7
茨城県	-	-	9.6	204.0
栃木県	-	-	9.8	103.4
群馬県	-	-	10.6	165.4
埼玉県	-	-	11.1	185.5
千葉県	-	-	8.9	140.1
東京都	-	-	1.5	23.6
神奈川県	-	-	10.1	114.6
新潟県	-	-	16.6	326.7
富山県	-	-	13.1	253.5
石川県	-	-	12.9	215.9
福井県	-	-	13.0	172.4
山梨県	-	-	13.6	208.6
長野県	-	-	10.0	170.6
岐阜県	-	-	6.6	211.9
静岡県	-	-	13.8	242.5
愛知県	-	-	13.7	187.3
三重県	-	-	13.4	184.7
滋賀県	-	-	10.9	202.1
京都府	-	-	14.8	292.9
大阪府	-	-	15.3	164.3
兵庫県	-	-	14.0	338.8
奈良県	-	-	8.7	156.0
和歌山県	-	-	7.5	203.6
鳥取県	-	-	11.8	136.9
島根県	-	-	6.3	186.4
岡山県	-	-	11.5	198.5
広島県	-	-	13.8	223.7
山口県	-	-	10.0	206.7
徳島県	-	-	11.7	180.6
香川県	-	-	9.6	202.9
愛媛県	-	-	10.2	149.0
高知県	-	-	10.6	189.9
福岡県	-	-	11.7	263.3
佐賀県	-	-	9.0	115.0
長崎県	-	-	11.2	198.3
熊本県	-	-	8.5	205.6
大分県	-	-	8.8	174.8
宮崎県	-	-	11.0	111.2
鹿児島県	-	-	11.7	217.7
沖縄県	-	-	7.9	42.6
平均	-	-	10.5	172.9

(注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。  
2 平均値は加重平均である。

### 第133表 団体別健全化判断比率の状況（つづき）

その2 市区町村（政令指定都市を含む）

（単位 %）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	-	-	2.1	49.7
仙台市	-	-	6.1	78.8
さいたま市	-	-	5.3	32.0
千葉市	-	-	12.9	138.3
横浜市	-	-	10.2	140.4
川崎市	-	-	7.5	123.7
相模原市	-	-	2.7	31.3
新潟市	-	-	10.5	139.6
静岡市	-	-	6.4	48.9
浜松市	-	-	5.5	-
名古屋	-	-	8.2	104.8
京都市	-	-	10.4	191.1
大阪市	-	-	3.2	21.2
堺市	-	-	5.3	9.4
神戸市	-	-	4.6	66.1
岡山市	-	-	5.6	-
広島市	-	-	12.4	183.7
北九州市	-	-	9.9	170.8
福岡市	-	-	10.2	112.3
熊本市	-	-	6.6	126.7
政令指定都市平均	-	-	<b>7.3</b>	<b>91.6</b>
市区平均	-	-	<b>4.9</b>	<b>9.6</b>
町村平均	-	-	<b>7.7</b>	-
市区町村平均	-	-	<b>5.8</b>	<b>27.4</b>

- (注) 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「-」と表記している。  
 2 平均値は加重平均である。  
 3 「市区町村平均」には、政令指定都市を含んでいる。

### 第134表 項目別将来負担額等の状況

（単位 百万円）

区 分	都道府県	政令指定都市	市 区	町 村	合 計
1 一般会計等に係る地方債の現在高	96,156,425	20,992,403	31,616,765	6,164,854	154,930,447
2 債務負担行為に基づく支出予定額	510,676	413,569	739,664	90,091	1,754,000
3 公営企業債等繰入見込額	2,643,494	3,463,530	9,643,179	1,994,315	17,744,518
4 組合等負担等見込額	92,655	40,013	877,318	286,470	1,296,455
5 退職手当負担見込額	9,365,431	1,976,156	4,310,810	754,392	16,406,788
6 設立法人の負債額等負担見込額	422,847	125,779	121,918	14,552	685,096
7 連結実質赤字額	-	-	-	-	-
8 組合等連結実質赤字額負担見込額	18	-	1,368	1,679	3,065
9 充当可能基金	14,095,587	3,818,857	10,451,017	3,193,737	31,559,199
10 充当可能特定歳入	3,237,342	4,723,903	5,015,890	350,111	13,327,245
11 1～4に係る基準財政需要額算入見込額	49,910,412	12,474,179	30,092,540	5,897,232	98,374,363
12 標準財政規模	28,470,177	7,441,837	20,859,555	3,674,131	60,445,699
13 算入公債費等の額	4,213,628	902,470	2,768,169	567,598	8,451,864

- (注) 将来負担比率の算式は、(1～8の合計値(将来負担額) - 9～11の合計値(充当可能財源等)) / (12 - 13)である。

第135表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数（事業種類・団体区分別）

(単位 会計)

事業種類	都道府県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 24	0 / 19	0 / 1,175	0 / 95	0 / 1,313
簡易水道事業	0 / 0	0 / 2	0 / 558	0 / 1	0 / 561
工業用水道事業	0 / 39	0 / 9	0 / 96	0 / 10	0 / 154
交通事業	0 / 3	0 / 18	0 / 55	0 / 3	0 / 79
電気事業	0 / 25	0 / 2	0 / 68	0 / 2	0 / 97
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 23	0 / 0	0 / 24
港湾整備事業	0 / 35	0 / 4	0 / 43	0 / 6	0 / 88
病院事業	0 / 37	0 / 14	0 / 440	0 / 78	0 / 569
市場事業	0 / 9	0 / 18	0 / 117	0 / 9	0 / 153
と畜場事業	0 / 1	0 / 6	0 / 29	0 / 8	0 / 44
宅地造成事業	0 / 48	0 / 17	0 / 348	1 / 6	1 / 419
下水道事業	0 / 46	0 / 28	2 / 2,347	0 / 21	2 / 2,442
観光施設事業	0 / 6	0 / 4	2 / 221	0 / 0	2 / 231
その他事業	0 / 15	0 / 2	0 / 74	0 / 20	0 / 111
合計	0 / 288	0 / 144	4 / 5,594	1 / 259	5 / 6,285

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

## 第136表 歳入決算額の状況

### その1 純計（通常収支分）

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	60,476,382	59.8	59,588,433	60.2	887,949	1.5
国 庫 支 出 金	15,136,106	15.0	14,113,245	14.3	1,022,861	7.2
うち普通建設事業費支出金	1,847,943	1.8	1,624,356	1.6	223,587	13.8
うち災害復旧事業費支出金	367,718	0.4	349,288	0.4	18,430	5.3
地 方 債	10,847,490	10.7	10,476,111	10.6	371,379	3.5
そ の 他	14,663,832	14.5	14,798,501	14.9	△134,669	△0.9
うち繰入金	3,307,197	3.3	3,069,957	3.1	237,240	7.7
うち繰越金	2,860,301	2.8	2,780,722	2.8	79,579	2.9
うち貸付金元利収入	3,481,868	3.4	3,677,753	3.7	△195,885	△5.3
合 計	<b>101,123,810</b>	<b>100.0</b>	<b>98,976,290</b>	<b>100.0</b>	<b>2,147,520</b>	<b>2.2</b>

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。その2～6について同じ。

### その2 純計（東日本大震災分）

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	556,427	26.2	516,507	21.8	39,920	7.7
うち震災復興特別交付税	463,351	21.8	430,144	18.2	33,207	7.7
国 庫 支 出 金	649,326	30.6	720,886	30.4	△71,560	△9.9
うち普通建設事業費支出金	133,755	6.3	143,592	6.1	△9,837	△6.9
うち災害復旧事業費支出金	186,294	8.8	231,701	9.8	△45,407	△19.6
うち東日本大震災復興交付金	99,125	4.7	82,166	3.5	16,959	20.6
地 方 債	23,059	1.1	32,313	1.4	△9,254	△28.6
そ の 他	893,259	42.1	1,099,289	46.4	△206,030	△18.7
うち繰入金	447,609	21.1	566,083	23.9	△118,474	△20.9
うち繰越金	245,842	11.6	314,614	13.3	△68,772	△21.9
うち貸付金元利収入	175,842	8.3	189,304	8.0	△13,462	△7.1
合 計	<b>2,122,071</b>	<b>100.0</b>	<b>2,368,995</b>	<b>100.0</b>	<b>△246,924</b>	<b>△10.4</b>

### その3 都道府県（通常収支分）

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	31,355,709	63.2	31,187,243	63.7	168,466	0.5
国 庫 支 出 金	5,476,851	11.0	5,177,817	10.6	299,034	5.8
うち普通建設事業費支出金	1,172,154	2.4	1,048,448	2.1	123,706	11.8
うち災害復旧事業費支出金	243,733	0.5	250,417	0.5	△6,684	△2.7
地 方 債	5,583,639	11.3	5,395,033	11.0	188,606	3.5
そ の 他	7,178,660	14.5	7,178,894	14.7	△234	△0.0
うち繰入金	1,327,025	2.7	1,164,838	2.4	162,187	13.9
うち繰越金	1,245,217	2.5	1,228,625	2.5	16,592	1.4
うち貸付金元利収入	2,471,487	5.0	2,646,506	5.4	△175,019	△6.6
合 計	<b>49,594,859</b>	<b>100.0</b>	<b>48,938,987</b>	<b>100.0</b>	<b>655,872</b>	<b>1.3</b>

## 第136表 歳入決算額の状況(つづき)

その4 都道府県(東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	320,577	24.3	288,131	20.1	32,446	11.3
うち震災復興特別交付税	265,579	20.1	242,027	16.9	23,552	9.7
国 庫 支 出 金	448,333	34.0	501,106	34.9	△ 52,773	△ 10.5
うち普通建設事業費支出金	105,556	8.0	105,903	7.4	△ 347	△ 0.3
うち災害復旧事業費支出金	139,555	10.6	189,673	13.2	△ 50,118	△ 26.4
うち東日本大震災復興交付金	26,897	2.0	11,729	0.8	15,168	129.3
地 方 債	17,258	1.3	19,986	1.4	△ 2,728	△ 13.6
そ の 他	532,938	40.4	624,602	43.6	△ 91,664	△ 14.7
う ち 繰 入 金	176,600	13.4	207,237	14.5	△ 30,637	△ 14.8
う ち 繰 越 金	154,648	11.7	199,729	13.9	△ 45,081	△ 22.6
う ち 貸 付 金 元 利 収 入	172,753	13.1	185,711	13.0	△ 12,958	△ 7.0
合 計	<b>1,319,106</b>	<b>100.0</b>	<b>1,433,825</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 114,719</b>	<b>△ 8.0</b>

その5 市町村(通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	31,834,625	52.6	31,358,196	53.3	476,429	1.5
国 庫 支 出 金	9,659,255	16.0	8,935,428	15.2	723,827	8.1
うち普通建設事業費支出金	675,789	1.1	575,907	1.0	99,882	17.3
うち災害復旧事業費支出金	123,985	0.2	98,871	0.2	25,114	25.4
都 道 府 県 支 出 金	4,080,214	6.7	3,802,110	6.5	278,104	7.3
地 方 債	5,263,851	8.7	5,081,078	8.6	182,773	3.6
そ の 他	9,629,985	16.0	9,611,524	16.4	18,461	0.2
う ち 繰 入 金	1,980,172	3.3	1,905,120	3.2	75,052	3.9
う ち 繰 越 金	1,615,084	2.7	1,552,097	2.6	62,987	4.1
う ち 貸 付 金 元 利 収 入	1,046,378	1.7	1,068,339	1.8	△ 21,961	△ 2.1
合 計	<b>60,467,930</b>	<b>100.0</b>	<b>58,788,336</b>	<b>100.0</b>	<b>1,679,594</b>	<b>2.9</b>

その6 市町村(東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
一 般 財 源	235,850	25.2	228,377	20.7	7,473	3.3
うち震災復興特別交付税	197,772	21.1	188,116	17.1	9,656	5.1
国 庫 支 出 金	200,993	21.4	219,780	19.9	△ 18,787	△ 8.5
うち普通建設事業費支出金	28,199	3.0	37,689	3.4	△ 9,490	△ 25.2
うち災害復旧事業費支出金	46,739	5.0	42,029	3.8	4,710	11.2
うち東日本大震災復興交付金	72,227	7.7	70,436	6.4	1,791	2.5
都 道 府 県 支 出 金	85,717	9.1	111,166	10.1	△ 25,449	△ 22.9
地 方 債	30,937	3.3	37,989	3.4	△ 7,052	△ 18.6
そ の 他	383,662	41.0	505,228	45.9	△ 121,566	△ 24.1
う ち 繰 入 金	271,009	28.9	358,846	32.5	△ 87,837	△ 24.5
う ち 繰 越 金	91,193	9.7	114,885	10.4	△ 23,692	△ 20.6
う ち 貸 付 金 元 利 収 入	5,694	0.6	6,218	0.6	△ 524	△ 8.4
合 計	<b>937,159</b>	<b>100.0</b>	<b>1,102,540</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 165,381</b>	<b>△ 15.0</b>

## 第137表 目的別歳出決算額の状況

その1 純 計 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	9,386,743	9.6	8,970,350	9.4	416,393	4.6
民 生 費	26,409,095	27.0	25,520,185	26.6	888,910	3.5
う ち 災 害 救 助 費	79,534	0.1	57,292	0.1	22,242	38.8
衛 生 費	6,269,505	6.4	6,136,513	6.4	132,992	2.2
労 働 費	242,043	0.2	246,256	0.3	△ 4,213	△ 1.7
農 林 水 産 業 費	3,154,943	3.2	3,047,550	3.2	107,393	3.5
商 工 費	4,543,285	4.6	4,500,539	4.7	42,746	0.9
土 木 費	11,576,641	11.8	11,231,684	11.7	344,957	3.1
消 防 費	2,079,545	2.1	1,988,571	2.1	90,974	4.6
警 察 費	3,351,257	3.4	3,294,220	3.4	57,037	1.7
教 育 費	17,479,146	17.9	16,829,787	17.5	649,359	3.9
災 害 復 旧 費	762,350	0.8	736,074	0.8	26,276	3.6
公 債 費	12,092,677	12.4	12,326,188	12.8	△ 233,511	△ 1.9
そ の 他	549,687	0.6	1,106,219	1.1	△ 556,532	△ 50.3
合 計	<b>97,896,917</b>	<b>100.0</b>	<b>95,934,136</b>	<b>100.0</b>	<b>1,962,781</b>	<b>2.0</b>

その2 純 計 (東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	283,286	15.7	315,637	15.1	△ 32,351	△ 10.2
民 生 費	124,561	6.9	145,762	7.0	△ 21,201	△ 14.5
う ち 災 害 救 助 費	110,423	6.1	131,973	6.3	△ 21,550	△ 16.3
衛 生 費	84,451	4.7	100,178	4.8	△ 15,727	△ 15.7
労 働 費	2,244	0.1	2,531	0.1	△ 287	△ 11.3
農 林 水 産 業 費	164,300	9.1	204,141	9.8	△ 39,841	△ 19.5
商 工 費	238,811	13.2	259,762	12.4	△ 20,951	△ 8.1
土 木 費	550,780	30.5	648,952	31.1	△ 98,172	△ 15.1
消 防 費	12,407	0.7	12,605	0.6	△ 198	△ 1.6
警 察 費	4,580	0.2	3,977	0.2	603	15.2
教 育 費	44,347	2.5	48,363	2.3	△ 4,016	△ 8.3
災 害 復 旧 費	246,656	13.7	303,288	14.5	△ 56,632	△ 18.7
公 債 費	48,737	2.7	41,166	2.0	7,571	18.4
そ の 他	112	0.0	113	0.1	△ 1	△ 0.9
合 計	<b>1,805,272</b>	<b>100.0</b>	<b>2,086,475</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 281,203</b>	<b>△ 13.5</b>



## 第137表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その3 都道府県(通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	3,009,541	6.2	2,680,491	5.6	329,050	12.3
民 生 費	8,049,741	16.7	7,648,399	16.0	401,342	5.2
う ち 災 害 救 助 費	54,827	0.1	43,722	0.1	11,105	25.4
衛 生 費	1,559,369	3.2	1,537,204	3.2	22,165	1.4
労 働 費	148,288	0.3	149,417	0.3	△ 1,129	△ 0.8
農 林 水 産 業 費	2,320,921	4.8	2,200,234	4.6	120,687	5.5
商 工 費	2,815,221	5.8	2,860,723	6.0	△ 45,502	△ 1.6
土 木 費	5,579,003	11.6	5,220,104	10.9	358,899	6.9
警 察 費	3,354,155	7.0	3,297,182	6.9	56,973	1.7
教 育 費	10,155,219	21.1	9,969,006	20.9	186,213	1.9
災 害 復 旧 費	431,817	0.9	444,054	0.9	△ 12,237	△ 2.8
公 債 費	6,633,436	13.8	6,793,612	14.2	△ 160,176	△ 2.4
そ の 他	4,164,527	8.6	4,909,523	10.5	△ 744,996	△ 15.2
合 計	<b>48,221,238</b>	<b>100.0</b>	<b>47,709,949</b>	<b>100.0</b>	<b>511,289</b>	<b>1.1</b>

その4 都道府県(東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	99,566	8.9	95,045	7.6	4,521	4.8
民 生 費	133,122	11.9	144,263	11.6	△ 11,141	△ 7.7
う ち 災 害 救 助 費	120,428	10.8	131,319	10.5	△ 10,891	△ 8.3
衛 生 費	21,953	2.0	40,242	3.2	△ 18,289	△ 45.4
労 働 費	2,511	0.2	2,867	0.2	△ 356	△ 12.4
農 林 水 産 業 費	116,649	10.4	150,505	12.1	△ 33,856	△ 22.5
商 工 費	216,226	19.3	223,120	17.9	△ 6,894	△ 3.1
土 木 費	325,407	29.1	334,169	26.8	△ 8,762	△ 2.6
警 察 費	4,580	0.4	3,978	0.3	602	15.1
教 育 費	25,745	2.3	28,601	2.3	△ 2,856	△ 10.0
災 害 復 旧 費	159,008	14.2	212,748	17.1	△ 53,740	△ 25.3
公 債 費	13,036	1.2	11,783	0.9	1,253	10.6
そ の 他	6	0.1	12	0.0	△ 6	△ 50.0
合 計	<b>1,117,809</b>	<b>100.0</b>	<b>1,247,333</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 129,524</b>	<b>△ 10.4</b>

### 第137表 目的別歳出決算額の状況（つづき）

その5 市町村（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	6,958,654	11.9	6,814,451	12.0	144,203	2.1
民 生 費	21,728,656	37.1	21,003,159	36.8	725,497	3.5
う ち 災 害 救 助 費	34,977	0.1	27,889	0.0	7,088	25.4
衛 生 費	4,865,398	8.3	4,753,360	8.3	112,038	2.4
労 働 費	97,695	0.2	100,769	0.2	△ 3,074	△ 3.1
農 林 水 産 業 費	1,304,903	2.2	1,281,837	2.2	23,066	1.8
商 工 費	1,768,984	3.0	1,678,850	2.9	90,134	5.4
土 木 費	6,193,800	10.6	6,197,629	10.9	△ 3,829	△ 0.1
消 防 費	1,921,652	3.3	1,840,399	3.2	81,253	4.4
教 育 費	7,459,804	12.7	6,971,720	12.2	488,084	7.0
災 害 復 旧 費	386,756	0.7	336,615	0.6	50,141	14.9
公 債 費	5,489,318	9.4	5,562,921	9.8	△ 73,603	△ 1.3
そ の 他	445,075	0.6	458,102	0.9	△ 13,027	△ 2.8
合 計	<b>58,620,695</b>	<b>100.0</b>	<b>56,999,812</b>	<b>100.0</b>	<b>1,620,883</b>	<b>2.8</b>

その6 市町村（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	197,789	24.3	235,418	24.0	△ 37,629	△ 16.0
民 生 費	58,023	7.1	72,479	7.4	△ 14,456	△ 19.9
う ち 災 害 救 助 費	48,936	6.0	63,987	6.5	△ 15,051	△ 23.5
衛 生 費	64,399	7.9	69,794	7.1	△ 5,395	△ 7.7
労 働 費	601	0.1	666	0.1	△ 65	△ 9.8
農 林 水 産 業 費	73,736	9.0	80,301	8.2	△ 6,565	△ 8.2
商 工 費	24,490	3.0	38,604	3.9	△ 14,114	△ 36.6
土 木 費	235,183	28.8	323,787	32.9	△ 88,604	△ 27.4
消 防 費	12,492	1.5	12,635	1.3	△ 143	△ 1.1
教 育 費	22,206	2.7	23,467	2.4	△ 1,261	△ 5.4
災 害 復 旧 費	88,711	10.9	93,135	9.5	△ 4,424	△ 4.8
公 債 費	37,875	4.6	31,526	3.2	6,349	20.1
そ の 他	115	0.1	110	0.0	5	4.5
合 計	<b>815,620</b>	<b>100.0</b>	<b>981,922</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 166,302</b>	<b>△ 16.9</b>

## 第138表 性質別歳出決算額の状況

その1 純計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	49,427,229	50.5	49,034,142	51.1	393,087	0.8
内 人件費	22,432,695	22.9	22,439,158	23.4	△ 6,463	△ 0.0
内 うち職員給	15,935,629	16.3	15,906,937	16.6	28,692	0.2
内 扶助費	14,929,962	15.3	14,295,496	14.9	634,466	4.4
内 公債費	12,064,572	12.3	12,299,488	12.8	△ 234,916	△ 1.9
投資的経費	15,417,287	15.7	14,595,501	15.2	821,786	5.6
うち普通建設事業費	14,656,416	15.0	13,859,412	14.4	797,004	5.8
うち補助事業費	6,980,741	7.1	6,284,425	6.6	696,316	11.1
うち単独事業費	6,931,138	7.1	6,923,853	7.2	7,285	0.1
うち国直轄事業負担金	744,537	0.8	651,135	0.7	93,402	14.3
うち災害復旧事業費	760,847	0.8	736,055	0.8	24,792	3.4
うち補助事業費	527,816	0.5	504,716	0.5	23,100	4.6
うち単独事業費	200,580	0.2	202,531	0.2	△ 1,951	△ 1.0
その他の経費	33,052,401	33.8	32,304,493	33.7	747,908	2.3
うち物件費	9,873,702	10.1	9,436,658	9.8	437,044	4.6
うち補助費等	9,520,639	9.7	9,156,964	9.5	363,675	4.0
うち積立金	2,665,243	2.7	2,531,652	2.6	133,591	5.3
合 計	<b>97,896,917</b>	<b>100.0</b>	<b>95,934,136</b>	<b>100.0</b>	<b>1,962,781</b>	<b>2.0</b>

その2 純計(東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	83,885	4.6	72,290	3.5	11,595	16.0
内 人件費	24,119	1.3	26,883	1.3	△ 2,764	△ 10.3
内 うち職員給	18,843	1.0	19,735	0.9	△ 892	△ 4.5
内 扶助費	11,032	0.6	4,241	0.2	6,791	160.1
内 公債費	48,735	2.7	41,166	2.0	7,569	18.4
投資的経費	1,006,629	55.8	1,208,153	57.9	△ 201,524	△ 16.7
うち普通建設事業費	759,974	42.1	904,988	43.4	△ 145,014	△ 16.0
うち補助事業費	604,743	33.5	740,796	35.5	△ 136,053	△ 18.4
うち単独事業費	77,286	4.3	96,946	4.6	△ 19,660	△ 20.3
うち国直轄事業負担金	77,946	4.3	67,245	3.2	10,701	15.9
うち災害復旧事業費	246,655	13.7	303,165	14.5	△ 56,510	△ 18.6
うち補助事業費	224,882	12.5	274,705	13.2	△ 49,823	△ 18.1
うち単独事業費	21,203	1.2	27,905	1.3	△ 6,702	△ 24.0
その他の経費	714,758	39.6	806,032	38.6	△ 91,274	△ 11.3
うち物件費	107,731	6.0	132,970	6.4	△ 25,239	△ 19.0
うち補助費等	107,781	6.0	153,786	7.4	△ 46,005	△ 29.9
うち積立金	279,934	15.5	282,242	13.5	△ 2,308	△ 0.8
合 計	<b>1,805,272</b>	<b>100.0</b>	<b>2,086,475</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 281,203</b>	<b>△ 13.5</b>

### 第138表 性質別歳出決算額の状況（つづき）

その3 都道府県（通常収支分）

（単位 百万円・％）

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	20,259,729	42.0	20,408,889	42.8	△149,160	△0.7	
内訳	人件費	12,539,989	26.0	12,562,647	26.3	△22,658	△0.2
	うち職員給	9,207,037	19.1	9,216,276	19.3	△9,239	△0.1
	扶助費	1,107,662	2.3	1,072,932	2.2	34,730	3.2
	公債費	6,612,078	13.7	6,773,310	14.2	△161,232	△2.4
投資的経費	7,928,932	16.4	7,724,011	16.2	204,921	2.7	
うち普通建設事業費	7,498,475	15.6	7,279,961	15.3	218,514	3.0	
うち補助事業費	3,910,340	8.1	3,563,595	7.5	346,745	9.7	
うち単独事業費	2,910,982	6.0	3,129,910	6.6	△218,928	△7.0	
うち国直轄事業負担金	677,153	1.4	586,456	1.2	90,697	15.5	
うち災害復旧事業費	430,457	0.9	444,049	0.9	△13,592	△3.1	
うち補助事業費	351,005	0.7	357,428	0.7	△6,423	△1.8	
うち単独事業費	47,001	0.1	57,814	0.1	△10,813	△18.7	
その他の経費	20,032,577	41.6	19,577,049	41.1	455,528	2.3	
うち物件費	1,748,958	3.6	1,661,830	3.5	87,128	5.2	
うち補助費等	13,326,493	27.6	13,048,428	27.3	278,065	2.1	
うち積立金	1,069,076	2.2	844,799	1.8	224,277	26.5	
合 計	<b>48,221,238</b>	<b>100.0</b>	<b>47,709,949</b>	<b>100.0</b>	<b>511,289</b>	<b>1.1</b>	

その4 都道府県（東日本大震災分）

（単位 百万円・％）

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	26,597	2.4	26,954	2.2	△357	△1.3	
内訳	人件費	12,522	1.1	14,260	1.1	△1,738	△12.2
	うち職員給	9,468	0.8	9,528	0.8	△60	△0.6
	扶助費	1,038	0.1	910	0.1	128	14.1
	公債費	13,036	1.2	11,783	0.9	1,253	10.6
投資的経費	610,739	54.6	697,066	55.9	△86,327	△12.4	
うち普通建設事業費	451,731	40.4	484,318	38.8	△32,587	△6.7	
うち補助事業費	344,878	30.9	383,804	30.8	△38,926	△10.1	
うち単独事業費	28,948	2.6	33,269	2.7	△4,321	△13.0	
うち国直轄事業負担金	77,905	7.0	67,245	5.4	10,660	15.9	
うち災害復旧事業費	159,008	14.2	212,748	17.1	△53,740	△25.3	
うち補助事業費	150,082	13.4	202,492	16.2	△52,410	△25.9	
うち単独事業費	8,356	0.7	9,700	0.8	△1,344	△13.9	
その他の経費	480,473	43.0	523,313	42.0	△42,840	△8.2	
うち物件費	40,035	3.6	44,732	3.6	△4,697	△10.5	
うち補助費等	146,278	13.1	171,946	13.8	△25,668	△14.9	
うち積立金	121,150	10.8	118,865	9.5	2,285	1.9	
合 計	<b>1,117,809</b>	<b>100.0</b>	<b>1,247,333</b>	<b>100.0</b>	<b>△129,524</b>	<b>△10.4</b>	

第138表 性質別歳出決算額の状況 (つづき)

その5 市町村 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	29,197,538	49.8	28,655,538	50.3	542,000	1.9
内 人件費	9,892,706	16.9	9,876,512	17.3	16,194	0.2
内 うち職員給	6,728,592	11.5	6,690,662	11.7	37,930	0.6
内 扶助費	13,822,300	23.6	13,222,563	23.2	599,737	4.5
内 公債費	5,482,532	9.4	5,556,464	9.7	△ 73,932	△ 1.3
投資的経費	8,219,270	14.0	7,543,455	13.2	675,815	9.0
うち普通建設事業費	7,832,646	13.4	7,206,826	12.6	625,820	8.7
うち補助事業費	3,327,556	5.7	2,955,355	5.2	372,201	12.6
うち単独事業費	4,298,590	7.3	4,057,558	7.1	241,032	5.9
うち災害復旧事業費	386,601	0.7	336,596	0.6	50,005	14.9
うち補助事業費	231,579	0.4	190,644	0.3	40,935	21.5
うち単独事業費	154,331	0.3	145,095	0.3	9,236	6.4
その他の経費	21,203,887	36.1	20,800,819	36.6	403,068	1.9
うち物件費	8,124,744	13.9	7,774,828	13.6	349,916	4.5
うち補助費等	4,352,057	7.4	4,155,458	7.3	196,599	4.7
うち積立金	1,596,167	2.7	1,686,852	3.0	△ 90,685	△ 5.4
合 計	<b>58,620,695</b>	<b>100.0</b>	<b>56,999,812</b>	<b>100.0</b>	<b>1,620,883</b>	<b>2.8</b>

その6 市町村 (東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	59,463	7.3	47,479	4.8	11,984	25.2
内 人件費	11,597	1.4	12,623	1.3	△ 1,026	△ 8.1
内 うち職員給	9,374	1.1	10,208	1.0	△ 834	△ 8.2
内 扶助費	9,993	1.2	3,330	0.3	6,663	200.1
内 公債費	37,873	4.6	31,526	3.2	6,347	20.1
投資的経費	419,551	51.4	533,747	54.4	△ 114,196	△ 21.4
うち普通建設事業費	330,868	40.6	440,801	44.9	△ 109,933	△ 24.9
うち補助事業費	271,245	33.3	366,432	37.3	△ 95,187	△ 26.0
うち単独事業費	54,126	6.6	68,851	7.0	△ 14,725	△ 21.4
うち災害復旧事業費	88,683	10.9	92,946	9.5	△ 4,263	△ 4.6
うち補助事業費	75,468	9.3	74,268	7.6	1,200	1.6
うち単独事業費	12,921	1.6	18,319	1.9	△ 5,398	△ 29.5
その他の経費	336,606	41.4	400,696	40.8	△ 64,090	△ 16.0
うち物件費	67,696	8.3	88,239	9.0	△ 20,543	△ 23.3
うち補助費等	62,870	7.7	98,731	10.1	△ 35,861	△ 36.3
うち積立金	158,784	19.5	163,378	16.6	△ 4,594	△ 2.8
合 計	<b>815,620</b>	<b>100.0</b>	<b>981,922</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 166,302</b>	<b>△ 16.9</b>

## 第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況

### その1 特定被災県

※特定被災県…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である県。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県)

#### (1) 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地 方 税	2,987,762	31.2	3,031,853	31.7	△ 44,091	△ 1.5	0.4
地 方 交 付 税	1,959,276	20.4	1,893,659	19.8	65,617	3.5	0.7
うち震災復興特別交付税	264,607	2.8	241,054	2.5	23,553	9.8	9.7
国 庫 支 出 金	1,462,747	15.3	1,453,017	15.2	9,730	0.7	4.3
そ の 他	3,180,929	33.1	3,189,207	33.3	△ 8,278	△ 0.3	1.0
合 計	<b>9,590,714</b>	<b>100.0</b>	<b>9,567,736</b>	<b>100.0</b>	<b>22,978</b>	<b>0.2</b>	<b>1.1</b>
うち通常収支分	8,285,906	86.4	8,153,347	85.2	132,559	1.6	1.3
うち東日本大震災分	1,304,808	13.6	1,414,388	14.8	△ 109,580	△ 7.7	△ 8.0

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

#### (2) 歳出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総 務 費	530,425	5.8	568,548	6.2	△ 38,123	△ 6.7	12.0
民 生 費	1,440,724	15.7	1,374,445	14.9	66,279	4.8	5.0
うち災害救助費	144,443	1.6	131,718	1.4	12,725	9.7	0.1
衛 生 費	329,704	3.6	353,322	3.8	△ 23,618	△ 6.7	0.2
災 害 復 旧 費	237,198	2.6	259,675	2.8	△ 22,477	△ 8.7	△ 10.0
そ の 他	6,635,966	72.3	6,658,769	72.3	△ 22,803	△ 0.3	△ 0.8
合 計	<b>9,174,017</b>	<b>100.0</b>	<b>9,214,759</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 40,742</b>	<b>△ 0.4</b>	<b>0.8</b>
うち通常収支分	8,068,402	87.9	7,984,806	86.7	83,596	1.0	1.1
うち東日本大震災分	1,105,615	12.1	1,229,953	13.3	△ 124,338	△ 10.1	△ 10.4

#### (3) 歳出(性質別内訳)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義 務 的 経 費	3,719,124	40.5	3,743,043	40.6	△ 23,919	△ 0.6	△ 0.7
投 資 的 経 費	1,843,729	20.1	1,783,172	19.4	60,557	3.4	1.4
うち普通建設事業費	1,606,532	17.5	1,523,498	16.5	83,034	5.5	2.4
うち災害復旧事業費	237,197	2.6	259,675	2.8	△ 22,478	△ 8.7	△ 10.3
そ の 他 の 経 費	3,611,164	39.4	3,688,544	40.0	△ 77,380	△ 2.1	2.1
うち積立金	270,393	2.9	331,998	3.6	△ 61,605	△ 18.6	23.5
合 計	<b>9,174,017</b>	<b>100.0</b>	<b>9,214,759</b>	<b>100.0</b>	<b>△ 40,742</b>	<b>△ 0.4</b>	<b>0.8</b>
うち通常収支分	8,068,402	87.9	7,984,806	86.7	83,596	1.0	1.1
うち東日本大震災分	1,105,615	12.1	1,229,953	13.3	△ 124,338	△ 10.1	△ 10.4

#### (4) 決算収支

(単位 百万円)

区 分	令和元年度				平成30年度		増減額 (E) - (F)	(参考) 全国実質 収支増減額
	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出 差引 (A) - (B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)	実質収支 (F)		
特 定 被 災 県 合 計	9,590,714	9,174,017	416,697	336,542	80,155	82,203	△ 2,048	150,323

#### (5) 地方債現在高等の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較		(参考) 全国比較
			増減額	増減率	増減率
地 方 債 現 在 高	15,710,006	15,774,983	△ 64,977	△ 0.4	△ 0.4
債 務 負 担 行 為 額	1,130,010	1,282,330	△ 152,320	△ 11.9	△ 7.0
積 立 金 現 在 高	1,679,196	1,787,215	△ 108,019	△ 6.0	△ 2.7



## 第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況（つづき）

### その2 特定被災市町村等

※特定被災市町村等…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。

#### (1) 歳入

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地 方 税	2,396,780	31.7	2,364,422	31.6	32,358	1.4	1.9
地 方 交 付 税	1,152,907	15.2	1,102,232	14.7	50,675	4.6	1.6
うち震災復興特別交付税	197,201	2.6	187,255	2.5	9,946	5.3	5.1
国 庫 支 出 金	1,145,724	15.2	1,090,949	14.6	54,775	5.0	7.7
そ の 他	2,867,107	37.9	2,931,644	39.1	△ 64,537	△ 2.2	1.3
合 計	<b>7,562,518</b>	<b>100.0</b>	<b>7,489,247</b>	<b>100.0</b>	<b>73,271</b>	<b>1.0</b>	<b>2.5</b>
うち通常収支分	6,666,768	88.2	6,431,148	85.9	235,620	3.7	2.9
うち東日本大震災分	895,749	11.8	1,058,099	14.1	△ 162,350	△ 15.3	△ 15.0

(注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

#### (2) 歳出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総 務 費	977,955	13.6	982,144	13.8	△ 4,189	△ 0.4	1.5
民 生 費	2,291,284	31.9	2,209,296	30.9	81,988	3.7	3.4
うち災害救助費	64,038	0.9	64,305	0.9	△ 267	△ 0.4	△ 8.7
衛 生 費	609,250	8.5	597,913	8.4	11,337	1.9	2.2
災 害 復 旧 費	132,907	1.8	106,468	1.5	26,439	24.8	10.6
そ の 他	3,180,823	44.2	3,243,703	45.4	△ 62,880	△ 1.9	2.0
合 計	<b>7,192,219</b>	<b>100.0</b>	<b>7,139,524</b>	<b>100.0</b>	<b>52,695</b>	<b>0.7</b>	<b>2.5</b>
うち通常収支分	6,414,051	89.2	6,201,360	86.9	212,691	3.4	2.8
うち東日本大震災分	778,168	10.8	938,164	13.1	△ 159,996	△ 17.1	△ 16.9

#### (3) 歳出(性質別内訳)

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度		平成30年度		比 較		(参考) 全国比較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義 務 的 経 費	3,068,451	42.7	2,973,555	41.6	94,896	3.2	1.9
投 資 的 経 費	1,203,284	16.7	1,248,496	17.5	△ 45,212	△ 3.6	7.0
うち普通建設事業費	1,070,471	14.9	1,142,223	16.0	△ 71,752	△ 6.3	6.7
うち災害復旧事業費	132,813	1.8	106,273	1.5	26,540	25.0	10.6
そ の 他 の 経 費	2,920,484	40.6	2,917,473	40.9	3,011	0.1	1.6
うち積立金	318,357	4.4	331,339	4.6	△ 12,982	△ 3.9	△ 5.1
合 計	<b>7,192,219</b>	<b>100.0</b>	<b>7,139,524</b>	<b>100.0</b>	<b>52,695</b>	<b>0.7</b>	<b>2.5</b>
うち通常収支分	6,414,051	89.2	6,201,360	86.9	212,691	3.4	2.8
うち東日本大震災分	778,168	10.8	938,164	13.1	△ 159,996	△ 17.1	△ 16.9

#### (4) 決算収支

(単位 百万円)

区 分	令和元年度					平成30年度	増減額 (E) - (F)	(参考) 全国実質 収支増減額
	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出 差引 (A) - (B) (C)	翌年度に 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)	実質収支 (F)		
特定被災市町村等合計	7,562,518	7,192,219	370,299	166,443	203,855	211,999	△ 8,144	26,422

#### (5) 地方債現在高等の状況

(単位 百万円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	比 較		(参考) 全国比較
			増減額	増減率	増減率
地 方 債 現 在 高	6,517,692	6,478,629	39,063	0.6	0.3
債 務 負 担 行 為 額	1,321,431	1,460,422	△ 138,991	△ 9.5	4.1
積 立 金 現 在 高	2,200,670	2,361,372	△ 160,702	△ 6.8	△ 0.7

## 第140表 特定被災地方公共団体における経営状況

その1 全体の経営状況

(単位：事業、億円)

区分	項目	法適用企業			法非適用企業			合計			
	年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	増減 (B)-(A)	平成30年度 (C)	令和元年度 (D)	増減 (D)-(C)	平成30年度 (E)	令和元年度 (F)	増減 (F)-(E)	増減率 ((F)-(E))/(E)
	黒字事業数	276 (77.5%)	300 (78.1%)	24	538 (99.3%)	494 (98.8%)	△44	814 (90.6%)	794 (89.8%)	△20	△2.5
	黒字額	897	795	△102	322	471	149	1,219	1,266	47	3.9
	赤字事業数	80 (22.5%)	84 (21.9%)	4	4 (0.7%)	6 (1.2%)	2	84 (9.4%)	90 (10.2%)	6	7.1
	赤字額	227	232	5	6	12	6	234	244	10	4.3
	総事業数	356	384	28	542	500	△42	898	884	△14	△1.6
	収支	670	563	△107	315	459	144	985	1,022	37	3.7

- (注) 1 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く。）であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。  
 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にとっては純損益、法非適用企業にとっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。  
 3 ( ) は、総事業数（建設中のものを除く。）に対する割合。

第140表 特定被災地方公共団体における経営状況（つづき）

その2 事業別総収支額

(単位 百万円・%)

事業	区分 黒字・赤字の別	法適用企業			法非適用企業			合計			
		平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (B)-(A)	平成30年度 (C)	令和元年度 (D)	増減額 (D)-(C)	平成30年度 (E)	令和元年度 (F)	増減額 (F)-(E)	増減率 [(F)-(E)]/(E)
水道	黒字	50,874	44,844	△ 6,030	270	476	206	51,145	45,320	△ 5,825	△ 11.4
	赤字(△)	3,070	875	△ 2,195	0	-	皆減	3,071	875	△ 2,196	△ 71.5
	収支	47,804	43,969	△ 3,835	270	476	206	48,074	44,445	△ 3,629	△ 7.5
工業用水道	黒字	5,806	5,782	△ 24	-	-	-	5,806	5,782	△ 24	△ 0.4
	赤字(△)	40	104	64	-	-	-	40	104	64	160.0
	収支	5,766	5,678	△ 88	-	-	-	5,766	5,678	△ 88	△ 1.5
交通	黒字	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	赤字(△)	2,027	5,169	3,142	-	-	-	2,027	5,169	3,142	155.0
	収支	△ 2,027	△ 5,169	△ 3,142	-	-	-	△ 2,027	△ 5,169	△ 3,142	△ 155.0
電気	黒字	6,813	6,825	12	66	41	△ 25	6,878	6,866	△ 12	△ 0.2
	赤字(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収支	6,813	6,825	12	66	41	△ 25	6,878	6,866	△ 12	△ 0.2
ガス	黒字	2,507	3,234	727	-	-	-	2,507	3,234	727	29.0
	赤字(△)	-	1	1	-	-	-	-	1	1	皆増
	収支	2,507	3,233	726	-	-	-	2,507	3,233	726	29.0
病院	黒字	4,095	2,716	△ 1,379	-	-	-	4,095	2,716	△ 1,379	△ 33.7
	赤字(△)	13,954	15,230	1,276	-	-	-	13,954	15,230	1,276	9.1
	収支	△ 9,859	△ 12,513	△ 2,654	-	-	-	△ 9,859	△ 12,513	△ 2,654	△ 26.9
下水道	黒字	9,399	13,340	3,941	15,854	23,128	7,274	25,253	36,468	11,215	44.4
	赤字(△)	619	751	132	590	14	△ 576	1,208	765	△ 443	△ 36.7
	収支	8,780	12,589	3,809	15,264	23,114	7,850	24,045	35,703	11,658	48.5
港湾整備	黒字	-	-	-	2,101	2,016	△ 85	2,101	2,016	△ 85	△ 4.0
	赤字(△)	-	-	-	-	1,138	1,138	-	1,138	1,138	皆増
	収支	-	-	-	2,101	878	△ 1,223	2,101	878	△ 1,223	△ 58.2
市場	黒字	12	14	2	600	727	127	612	741	129	21.1
	赤字(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収支	12	14	2	600	727	127	612	741	129	21.1
と畜場	黒字	-	-	-	122	146	24	122	146	24	19.7
	赤字(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収支	-	-	-	122	146	24	122	146	24	19.7
観光施設	黒字	206	158	△ 48	635	653	18	841	811	△ 30	△ 3.6
	赤字(△)	22	43	21	33	35	2	55	78	23	41.8
	収支	184	115	△ 69	602	618	16	786	733	△ 53	△ 6.7
宅地造成	黒字	9,667	2,258	△ 7,409	12,257	19,752	7,495	21,924	22,010	86	0.4
	赤字(△)	2,892	978	△ 1,914	-	-	-	2,892	978	△ 1,914	△ 66.2
	収支	6,775	1,279	△ 5,496	12,257	19,752	7,495	19,032	21,031	1,999	10.5
有料道路	黒字	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	赤字(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収支	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
駐車場	黒字	-	-	-	65	49	△ 16	65	49	△ 16	△ 24.6
	赤字(△)	-	-	-	-	13	13	-	13	13	皆増
	収支	-	-	-	65	36	△ 29	65	36	△ 29	△ 44.6
介護サービス	黒字	41	38	△ 3	190	152	△ 38	231	190	△ 41	△ 17.7
	赤字(△)	113	21	△ 92	-	-	-	113	21	△ 92	△ 81.4
	収支	△ 71	17	88	190	152	△ 38	119	170	51	42.9
その他	黒字	330	276	△ 54	-	-	-	330	276	△ 54	△ 16.4
	赤字(△)	6	19	13	-	-	-	6	19	13	216.7
	収支	324	257	△ 67	-	-	-	324	257	△ 67	△ 20.7
合計	黒字	89,750	79,485	△ 10,265	32,161	47,141	14,980	121,911	126,626	4,715	3.9
	赤字(△)	22,743	23,190	447	623	1,200	577	23,366	24,391	1,025	4.4
	収支	67,007	56,295	△ 10,712	31,538	45,940	14,402	98,545	102,235	3,690	3.7

(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

第140表 特定被災地方公共団体における経営状況（つづき）

その3 赤字黒字別事業数

事業	年 度		平成30年度		令和元年度		増 減 (B)-(A) (C)	増 減 率 (C)/(A) (%)
	黒 字	赤 字	(A)	(B)	(B)	(C)		
水 道	黒 字		177 (92.7%)	175 (92.6%)	△ 2	△ 1.1		
	赤 字		14 (7.3%)	14 (7.4%)	—	—		
工業用水道	黒 字		21 (91.3%)	20 (87.0%)	△ 1	△ 4.8		
	赤 字		2 (8.7%)	3 (13.0%)	1	50.0		
交 通	黒 字		1 (25.0%)	1 (25.0%)	—	—		
	赤 字		3 (75.0%)	3 (75.0%)	—	—		
電 気	黒 字		8 (100.0%)	8 (100.0%)	—	—		
	赤 字		—	—	—	—		
ガ ス	黒 字		6 (100.0%)	5 (83.3%)	△ 1	△ 16.7		
	赤 字		—	1 (16.7%)	1	皆増		
病 院	黒 字		26 (41.9%)	25 (39.7%)	△ 1	△ 3.8		
	赤 字		36 (58.1%)	38 (60.3%)	2	5.6		
下 水 道	黒 字		392 (95.4%)	391 (95.1%)	△ 1	△ 0.3		
	赤 字		19 (4.6%)	20 (4.9%)	1	5.3		
港 湾 整 備	黒 字		8 (100.0%)	7 (87.5%)	△ 1	△ 12.5		
	赤 字		—	1 (12.5%)	1	皆増		
市 場	黒 字		30 (100.0%)	30 (100.0%)	—	—		
	赤 字		—	—	—	—		
と 畜 場	黒 字		3 (100.0%)	3 (100.0%)	—	—		
	赤 字		—	—	—	—		
観 光 施 設	黒 字		19 (90.5%)	18 (90.0%)	△ 1	△ 5.3		
	赤 字		2 (9.5%)	2 (10.0%)	—	—		
宅 地 造 成	黒 字		68 (98.6%)	63 (96.9%)	△ 5	△ 7.4		
	赤 字		1 (1.4%)	2 (3.1%)	1	100.0		
有 料 道 路	黒 字		—	—	—	—		
	赤 字		—	—	—	—		
駐 車 場 整 備	黒 字		20 (100.0%)	18 (94.7%)	△ 2	△ 10.0		
	赤 字		—	1 (5.3%)	1	皆増		
介 護 サービス	黒 字		31 (83.8%)	26 (86.7%)	△ 5	△ 16.1		
	赤 字		6 (16.2%)	4 (13.3%)	△ 2	△ 33.3		
そ の 他	黒 字		4 (80.0%)	4 (80.0%)	—	—		
	赤 字		1 (20.0%)	1 (20.0%)	—	—		
合 計	黒 字		<b>814 (90.6%)</b>	<b>794 (89.8%)</b>	<b>△ 20</b>	<b>△ 2.5</b>		
	赤 字		<b>84 (9.4%)</b>	<b>90 (10.2%)</b>	<b>6</b>	<b>7.1</b>		

(注) ( ) 書は、事業全体（建設中のものは除く。）に対する比率である。

第141表 特定被災地方公共団体における公営企業の料金収入の状況

(単位 百万円・%)

区 分 事 業	法 適 用 企 業			法 非 適 用 企 業			合 計			
	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (B)-(A)	平成30年度 (C)	令和元年度 (D)	増減額 (D)-(C)	平成30年度 (E)	令和元年度 (F)	増減額 (F)-(E)	増減率 [(F)-(E)]/(E)
水 道	335,676 (82.2%)	327,407 (82.3%)	△ 8,269	1,758 (69.0%)	1,534 (62.5%)	△ 224	337,434 (82.1%)	328,941 (82.1%)	△ 8,493	△ 2.5
工業用水道	30,408 (83.6%)	30,405 (82.0%)	△ 3	-	-	-	30,408 (83.6%)	30,405 (82.0%)	△ 3	△ 0.0
交 通	23,306 (66.4%)	23,251 (69.0%)	△ 55	71 (41.6%)	74 (39.1%)	3	23,378 (66.3%)	23,326 (68.9%)	△ 52	△ 0.2
電 気	19,439 (90.8%)	20,347 (94.8%)	908	464 (99.9%)	439 (95.2%)	△ 25	19,903 (91.0%)	20,786 (94.8%)	883	4.4
ガ ス	38,652 (88.2%)	37,972 (88.1%)	△ 680	-	-	-	38,652 (88.2%)	37,972 (88.1%)	△ 680	△ 1.8
病 院	406,671 (75.3%)	413,299 (75.7%)	6,628	-	-	-	406,671 (75.3%)	413,299 (75.7%)	6,628	1.6
下 水 道	77,966 (41.2%)	85,261 (35.7%)	7,295	57,230 (31.9%)	47,287 (30.7%)	△ 9,943	135,196 (36.7%)	132,548 (33.7%)	△ 2,648	△ 2.0
港 湾 整 備	-	-	-	6,085 (41.8%)	6,191 (48.3%)	106	6,085 (41.8%)	6,191 (48.3%)	106	1.7
市 場	814 (61.8%)	799 (61.4%)	△ 15	3,791 (60.1%)	3,669 (55.2%)	△ 122	4,604 (60.4%)	4,468 (56.2%)	△ 136	△ 3.0
と 畜 場	-	-	-	1,227 (96.2%)	1,288 (96.8%)	61	1,227 (96.2%)	1,288 (96.8%)	61	5.0
観 光 施 設	395 (33.7%)	363 (34.9%)	△ 32	1,067 (50.7%)	1,066 (44.8%)	△ 1	1,463 (44.6%)	1,429 (41.8%)	△ 34	△ 2.3
宅 地 造 成	25,922 (75.6%)	5,878 (42.2%)	△ 20,044	22,608 (41.4%)	38,350 (65.1%)	15,742	48,530 (54.6%)	44,228 (60.7%)	△ 4,302	△ 8.9
有 料 道 路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
駐 車 場	-	-	-	1,088 (71.6%)	1,108 (73.1%)	20	1,088 (71.6%)	1,108 (73.1%)	20	1.8
介 護 サービス	2,312 (85.5%)	2,384 (85.5%)	72	3,762 (86.0%)	3,773 (88.6%)	11	6,074 (85.8%)	6,157 (87.4%)	83	1.4
そ の 他	753 (79.2%)	730 (83.1%)	△ 23	-	-	-	753 (79.2%)	730 (83.1%)	△ 23	△ 3.1
合 計	<b>962,315 (73.2%)</b>	<b>948,096 (70.9%)</b>	<b>△ 14,219</b>	<b>99,151 (37.1%)</b>	<b>104,779 (42.7%)</b>	<b>5,628</b>	<b>1,061,466 (67.1%)</b>	<b>1,052,875 (66.5%)</b>	<b>△ 8,591</b>	<b>△ 0.8</b>

(注) ( ) 内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

第142表 特定被災地方公共団体における公営企業への他会計繰入金の状況

(単位 百万円・%)

区 分 事 業	収益的収入への繰入金			資本的収入への繰入金			合 計				繰 入 率				
	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (B)-(A) (C)	平成30年度 (D)	令和元年度 (E)	増減額 (E)-(D) (F)	平成30年度 (G)	令和元年度 (H)	増減額 (H)-(G) (I)	増減率 (I)/(G)	収益的収入		資本的収入		
											平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	
水 道	10,712	10,552	△ 160	14,072	14,031	△ 41	24,785	24,583	△ 202	△ 0.8	2.6	2.6	15.5	15.1	
うち	上水道	9,770	9,496	△ 274	12,861	12,649	△ 212	22,631	22,145	△ 486	△ 2.1	2.4	2.4	14.6	14.2
	簡易水道	942	1,056	114	1,211	1,382	171	2,153	2,438	285	13.2	31.2	31.9	45.5	41.9
工業用水道	480	548	68	3,116	3,239	123	3,597	3,787	190	5.3	1.3	1.5	35.1	36.4	
交 通	4,518	3,769	△ 749	1,734	1,159	△ 575	6,252	4,929	△ 1,323	△ 21.2	12.8	11.1	31.2	29.2	
電 気	57	76	19	-	0	0	57	77	20	35.1	0.3	0.3	-	0.0	
ガ ス	92	104	12	152	83	△ 69	244	187	△ 57	△ 23.4	0.2	0.2	6.6	4.9	
病 院	88,183	86,983	△ 1,200	30,821	30,480	△ 341	119,004	117,463	△ 1,541	△ 1.3	16.3	15.9	33.4	35.6	
下 水 道	121,555	126,292	4,737	85,476	81,691	△ 3,785	207,031	207,983	952	0.5	33.0	32.2	32.2	30.9	
港 湾 整 備	657	566	△ 91	3,461	2,572	△ 889	4,118	3,138	△ 980	△ 23.8	4.5	4.4	18.0	11.0	
市 場	1,369	1,956	587	1,582	1,414	△ 168	2,951	3,370	419	14.2	18.0	24.6	49.6	31.9	
と 畜 場	38	31	△ 7	12	-	△ 12	50	31	△ 19	△ 38.0	3.0	2.3	53.8	-	
観 光 施 設	821	695	△ 126	196	446	250	1,017	1,141	124	12.2	25.1	20.3	27.2	27.6	
宅 地 造 成	2,974	3,862	888	19,091	13,071	△ 6,020	22,065	16,934	△ 5,131	△ 23.3	3.3	5.3	39.1	21.2	
有 料 道 路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
駐 車 場	9	6	△ 3	203	224	21	212	231	19	9.0	0.6	0.4	16.8	80.6	
介 護 サ ー ビ ス	780	661	△ 119	698	510	△ 188	1,478	1,171	△ 307	△ 20.8	11.0	9.4	58.8	54.5	
そ の 他	19	13	△ 6	-	-	-	19	13	△ 6	△ 31.6	2.0	1.5	-	-	
計	232,266	236,115	3,849	160,614	148,922	△ 11,692	392,880	385,037	△ 7,843	△ 2.0	14.7	14.9	29.6	26.9	

- (注) 1 収益的収入への繰入金には、特別利益のうちの他会計繰入金を含んでいる。  
 2 資本的収入への繰入金には、他会計借入金を含んでいる。  
 3 繰入率の収益的収入、資本的収入欄は、それぞれの収入に対する繰入金の割合である。



第143表 特定被災地方公共団体における法適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移

(単位 事業・百万円・%)

項目	年 度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対 前 年 度 比 較	
				(B)-(A) (C)	(C)/(A)
総 収 益 (a)		1,315,331	1,337,924	22,593	1.7
経 常 収 益 (b)		1,303,416	1,329,495	26,079	2.0
営 業 収 益		1,044,302	1,041,155	△ 3,147	△ 0.3
営業収益 (受託工事収益を除く) (c)		1,041,402	1,037,428	△ 3,974	△ 0.4
経 常 収 益 の うち	料 金 収 入	962,315	948,096	△ 14,219	△ 1.5
	他 会 計 負 担 金	87,967	89,217	1,250	1.4
	他 会 計 補 助 金	68,228	73,719	5,491	8.0
	国 庫 補 助 金	2,440	2,673	233	9.5
	都 道 府 県 補 助 金	2,017	2,001	△ 16	△ 0.8
	長 期 前 受 金 戻 入	113,359	137,953	24,594	21.7
特 別 利 益 (d)		11,915	8,429	△ 3,486	△ 29.3
総 費 用 (e)		1,248,325	1,281,629	33,304	2.7
経 常 費 用 (f)		1,234,763	1,269,828	35,065	2.8
営 業 費 用		1,164,038	1,197,879	33,841	2.9
経 常 費 用 の うち	職 員 給 与 費	316,877	319,422	2,545	0.8
	減 価 償 却 費	324,148	351,043	26,895	8.3
	支 払 利 息	50,307	48,302	△ 2,005	△ 4.0
特 別 損 失 (g)		13,562	11,801	△ 1,761	△ 13.0
経 常 損 益 (b-f)		68,654	59,666	△ 8,988	△ 13.1
}	経 常 利 益	89,542	80,302	△ 9,240	△ 10.3
	経 常 損 失 (h)	20,888	20,636	△ 252	△ 1.2
特 別 損 益 (d-g)		△ 1,647	△ 3,362	△ 1,715	△ 104.1
純 損 益 (a-e)		67,007	56,295	△ 10,712	△ 16.0
}	純 利 益	89,761	79,485	△ 10,276	△ 11.4
	純 損 失	22,754	23,190	436	1.9
累 積 欠 損 金 (i)		422,813	418,995	△ 3,818	△ 0.9
不 良 債 務 (j)		6,683	9,343	2,660	39.8
経 常 収 支 比 率 (b/f)		105.6	104.7	△ 0.9	-
総 収 支 比 率 (a/e)		105.4	104.4	△ 1.0	-
営 業 収 益 対 する 割 合	経 常 損 失 比 率 (h/c)	2.5	2.0	-	-
	累 積 欠 損 金 比 率 (i/c)	40.6	40.4	△ 0.2	-
	不 良 債 務 比 率 (j/c)	0.6	0.9	0.3	-
総 事 業 数 (k)		357	385	28	7.8
うち 建設中 (l)		1	1	-	-
経 常 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (m)		81	82	1	1.2
純 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (n)		80	84	4	5.0
累 積 欠 損 金 を 有 す る 事 業 数 (o)		99	99	-	-
不 良 債 務 を 有 す る 事 業 数 (p)		16	22	6	37.5
総 事 業 数 対 する 割 合 (建設中を除く)	経 常 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (m/(k-l))	22.8	21.4	△ 1.4	-
	純 損 失 を 生 じ た 事 業 数 (n/(k-l))	22.5	21.9	△ 0.6	-
	累 積 欠 損 金 を 有 す る 事 業 数 (o/(k-l))	27.8	25.8	△ 2.0	-
	不 良 債 務 を 有 す る 事 業 数 (p/(k-l))	4.5	5.7	1.2	-

(注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。  
2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第143表 特定被災地方公共団体における法適用企業の決算状況（つづき）

その2 事業別決算状況

(単位 事業・百万円・%)

項 目		事 業	全事業	水道 (含簡水)	工業用 水 道	交通	電気	ガス	病院	下水道	その他
総	収 益	(a)	1,337,924	398,058	37,072	33,681	21,466	43,119	545,964	238,636	19,928
経	常 収 益	(b)	1,329,495	396,118	36,426	33,679	21,310	43,111	542,310	236,794	19,747
営	業 収 益		1,041,155	340,288	30,715	24,982	20,678	41,941	444,173	124,225	14,153
	営業収益(受託工事収益を除く)	(c)	1,037,428	338,970	30,534	24,982	20,347	40,149	444,173	124,120	14,153
経 収 の う ち	料 金 収 入		948,096	327,407	30,405	23,251	20,347	37,972	413,299	85,261	10,154
	他 会 計 負 担 金		89,217	1,239	-	-	-	-	66,215	21,763	-
	他 会 計 補 助 金		73,719	8,608	544	3,691	70	104	19,684	38,370	2,648
	国 庫 補 助 金		2,673	170	-	-	2	-	2,190	311	-
	都 道 府 県 補 助 金		2,001	1,148	-	2	-	-	812	40	-
	長期前受金戻入		137,953	35,216	4,253	4,939	301	748	19,439	72,048	1,010
特	別 利 益	(d)	8,429	1,939	646	2	156	8	3,655	1,841	181
総	費 用	(e)	1,281,629	354,089	31,394	38,850	14,641	39,885	558,478	226,047	18,245
経	常 費 用	(f)	1,269,828	351,036	30,853	36,724	14,513	39,881	554,856	223,807	18,159
営	業 費 用		1,197,879	333,643	29,748	34,904	14,029	39,159	527,550	201,199	17,646
経 費 の う ち	職 員 給 与 費		319,422	30,415	2,820	7,985	2,832	3,948	261,201	6,812	3,408
	減 価 償 却 費		351,043	140,426	15,188	14,308	4,811	5,162	40,802	129,203	1,141
	支 払 利 息		48,302	16,092	933	1,701	415	528	7,035	21,467	130
特	別 損 失	(g)	11,801	3,053	541	2,127	128	4	3,622	2,240	85
経	常 損 益	(b-f)	59,666	45,082	5,573	△ 3,045	6,797	3,230	△ 12,546	12,988	1,587
	経 常 利 益		80,302	45,992	5,699	-	6,797	3,231	2,114	13,652	2,818
	経 常 損 失	(h)	20,636	909	126	3,045	-	1	14,660	664	1,231
特	別 損 益	(d-g)	△ 3,362	△ 1,113	105	△ 2,124	29	3	32	△ 399	105
純	損 益	(a-e)	56,295	43,969	5,678	△ 5,169	6,825	3,233	△ 12,513	12,589	1,683
	純 利 益		79,485	44,844	5,782	-	6,825	3,234	2,716	13,340	2,744
	純 損 失		23,190	875	104	5,169	-	1	15,230	751	1,061
累	積 欠 損 金	(i)	418,995	6,996	870	92,378	-	4,407	281,026	8,908	24,410
不	良 債 務	(j)	9,343	-	-	497	-	-	5,293	2,340	1,213
経	常 収 支 比 率	(b/f)	104.7	112.8	118.1	91.7	146.8	108.1	97.7	105.8	108.7
総	収 支 比 率	(a/e)	104.4	112.4	118.1	86.7	146.6	108.1	97.8	105.6	109.2
営 業 収 益 に 対 す る 割 合	経 常 損 失 比 率	(h/c)	2.0	0.3	0.4	12.2	-	-	3.3	0.5	8.7
	累 積 欠 損 金 比 率	(i/c)	40.4	2.1	2.8	369.8	-	11.0	63.3	7.2	172.5
	不 良 債 務 比 率	(j/c)	0.9	-	-	2.0	-	-	1.2	1.9	8.6
総	事 業 数	(k)	385	164	24	3	5	6	63	92	28
う	ち 建 設 中	(l)	1	-	1	-	-	-	-	-	-
経	常 損 失 を 生 じ た 事 業 数	(m)	82	15	2	3	-	1	37	16	8
純	損 失 を 生 じ た 事 業 数	(n)	84	14	3	3	-	1	38	17	8
累	積 欠 損 金 を 有 す る 事 業 数	(o)	99	11	2	2	-	2	49	24	9
不	良 債 務 を 有 す る 事 業 数	(p)	22	-	-	2	-	-	10	7	3
総事業数に 対する割合 (建設中を 除く)	経常損失を生じた事業数	(m/(k-l))	21.4	9.1	8.7	100.0	-	16.7	58.7	17.4	28.6
	純損失を生じた事業数	(n/(k-l))	21.9	8.5	13.0	100.0	-	16.7	60.3	18.5	28.6
	累積欠損金を有する事業数	(o/(k-l))	25.8	6.7	8.7	66.7	-	33.3	77.8	26.1	32.1
	不良債務を有する事業数	(p/(k-l))	5.7	-	-	66.7	-	-	15.9	7.6	10.7

(注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。  
2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第144表 特定被災地方公共団体における法非適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移

(単位 事業・百万円・%)

項 目	年 度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対 前 年 度 比 較	
				(B)-(A) (C)	(C)/(A)
収 益 的 収 支	総 収 益 (a)	267,214	245,143	△ 22,071	△ 8.3
	営 業 収 益	191,602	171,475	△ 20,127	△ 10.5
	営業収益 (受託工事収益を除く) (b)	172,244	153,467	△ 18,777	△ 10.9
	うち 料 金 収 入	99,151	104,779	5,628	5.7
	営 業 外 収 益	75,611	73,668	△ 1,943	△ 2.6
	うち 国庫 (県) 補助金	1,768	2,385	617	34.9
	うち 他 会 計 繰 入 金	66,605	63,844	△ 2,761	△ 4.1
	総 費 用 (c)	162,781	137,698	△ 25,083	△ 15.4
	営 業 費 用	134,703	113,887	△ 20,816	△ 15.5
	うち 職 員 給 与 費	10,364	9,503	△ 861	△ 8.3
	営 業 外 費 用	28,078	23,811	△ 4,267	△ 15.2
	うち 支 払 利 息	23,147	18,325	△ 4,822	△ 20.8
	収 支 差 引	104,433	107,445	3,012	2.9
	資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	236,705	240,745	4,040
うち 地 方 債		85,285	112,415	27,130	31.8
うち 国庫 (県) 補助金		35,820	32,953	△ 2,867	△ 8.0
うち 他 会 計 繰 入 金		89,955	78,179	△ 11,776	△ 13.1
資 本 的 支 出		323,237	326,468	3,231	1.0
うち 建 設 改 良 費		159,932	153,699	△ 6,233	△ 3.9
うち 地 方 債 償 還 金 (d)	142,573	159,543	16,970	11.9	
収 支 差 引	△ 86,533	△ 85,723	810	0.9	
収 支 再 差 引	17,900	21,722	3,822	21.4	
積 立 金	1,043	1,612	569	54.6	
前 年 度 からの 繰 越 金	50,717	59,138	8,421	16.6	
前 年 度 繰 上 充 用 金	-	0	0	皆増	
形 式 収 支 (e)	69,530	81,172	11,642	16.7	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (f)	37,992	35,223	△ 2,769	△ 7.3	
実 質 収 支 (e)-(f)	31,538	45,940	14,402	45.7	
{ 黒 字	32,161	47,141	14,980	46.6	
{ 赤 字 (△)(g)	623	1,200	577	92.6	
収 益 的 収 支 比 率 (a)/[(c)+(d)]×100	87.5	82.5	△ 5.0	-	
赤 字 比 率 (g)/(b)×100	0.4	0.8	0.4	-	
総 事 業 数	550	510	△ 40	△ 7.3	
うち 建 設 中	8	10	2	25.0	
収 益 的 収 支 で 赤 字 を 生 じ た 事 業 数	45	38	△ 7	△ 15.6	
実 質 収 支 で 赤 字 を 生 じ た 事 業 数	4	6	2	50.0	

(注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。

2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

## 第144表 特定被災地方公共団体における法非適用企業の決算状況（つづき）

その2 事業別決算状況

(単位 事業・百万円・%)

項 目		事 業												
		全事業	簡易水道	交通	電気	下水道	港湾	市場	と畜場	観光	宅地造成	有料道路	駐車場	介護サービス
収 益 的 収 支	総 収 益 (a)	245,143	2,454	190	461	154,129	12,830	6,644	1,331	2,378	58,951	-	1,516	4,258
	営 業 収 益	171,475	1,580	74	439	91,063	10,801	4,004	1,291	1,277	55,828	-	1,343	3,775
	営業収益(受託工事収益を除く) (b)	153,467	1,544	74	439	90,806	6,441	4,004	1,291	1,277	42,473	-	1,343	3,775
	うち 料 金 収 入	104,779	1,534	74	439	47,287	6,191	3,669	1,288	1,066	38,350	-	1,108	3,773
	営 業 外 収 益	73,668	874	116	22	63,066	2,030	2,639	40	1,101	3,123	-	173	483
	うち 他 会 計 繰 入 金	63,844	637	78	7	57,979	566	1,737	31	659	1,704	-	6	439
	総 費 用 (c)	137,698	1,830	190	209	96,471	8,814	5,152	1,112	1,937	16,843	-	787	4,353
	営 業 費 用	113,887	1,531	186	87	75,991	7,499	4,505	1,082	1,863	16,198	-	735	4,211
	うち 職 員 給 与 費	9,503	274	123	-	5,507	55	1,016	79	411	336	-	16	1,688
	営 業 外 費 用	23,811	299	5	122	20,480	1,314	647	30	74	646	-	52	142
うち 支 払 利 息	18,325	284	0	9	16,767	675	307	30	13	209	-	15	17	
収 支 差 引	107,445	624	-	252	57,659	4,017	1,492	220	441	42,108	-	729	△ 95	
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	240,745	3,146	6	-	149,410	23,352	4,263	19	710	58,821	-	278	740
	うち 地 方 債	112,415	1,163	6	-	48,168	20,239	2,737	-	403	39,465	-	46	188
	うち 他 会 計 繰 入 金	78,179	1,285	0	-	59,222	2,572	1,262	-	214	13,071	-	224	328
	資 本 的 支 出	326,468	3,280	6	229	192,658	28,690	5,261	187	725	93,813	-	993	627
	うち 建 設 改 良 費	153,699	1,809	6	-	100,491	18,451	2,979	18	535	29,096	-	78	235
	うち 地 方 債 償 還 金 (d)	159,543	1,466	-	144	91,336	10,067	2,277	169	170	53,045	-	477	392
収 支 差 引	△ 85,723	△ 134	-	△ 229	△ 43,247	△ 5,338	△ 998	△ 168	△ 15	△ 34,993	-	△ 715	113	
形 式 収 支 (e)	81,172	536	-	41	52,920	1,923	1,182	146	643	23,576	-	49	157	
翌年度へ繰り越すべき財源 (f)	35,223	60	-	-	29,806	1,044	455	-	25	3,824	-	4	4	
実 質 収 支 (e)-(f)	45,949	476	-	41	23,114	878	727	146	618	19,752	-	36	152	
黒 字	47,141	476	-	41	23,128	2,016	727	146	653	19,752	-	49	152	
	赤 字 (△)(g)	1,200	-	-	14	1,138	-	-	35	-	-	13	-	
収 益 的 収 支 比 率 (a)/[(c)+(d)]×100	82.5	74.5	100.0	130.6	82.1	68.0	89.4	104.0	112.9	84.4	-	119.9	89.7	
赤 字 比 率 (g)/(b)×100	0.8	-	-	-	0.0	17.7	-	-	2.8	-	-	0.9	0.1	
総 事 業 数	510	25	1	4	319	8	28	3	17	64	-	19	22	
うち 建 設 中	10	-	-	1	-	-	-	-	-	9	-	-	-	
収 益 的 収 支 で 赤 字 を 生 じ た 事 業 数	38	2	-	-	12	-	6	2	4	5	-	1	6	
実 質 収 支 で 赤 字 を 生 じ た 事 業 数	6	-	-	-	3	1	-	-	1	-	-	1	-	

(注) 1 事業数は、決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。

2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

### ア 法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号）による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と「地方公営企業法」による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところであったが、地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」（平成19年政令第397号）及び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」（平成20年総務省令第8号）により定められた。

### イ 健全化判断比率の公表等

#### （ア）健全化判断比率の内容

「地方公共団体財政健全化法」においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として規定している。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率（当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
- ② 連結実質赤字比率（当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率（当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）
- ④ 将来負担比率（地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率）

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

#### （健全化判断比率の概要）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：  
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

(3か年平均)

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

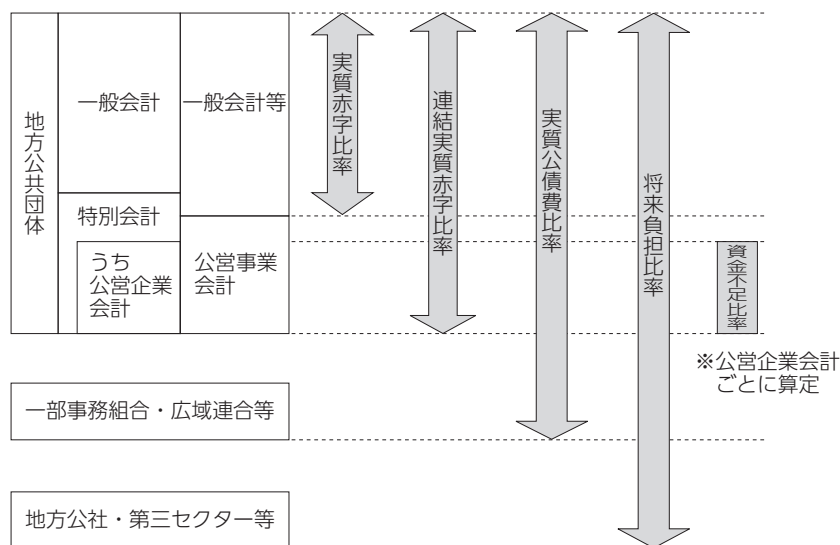
$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - リ 連結実質赤字額
  - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金



### (イ) 健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりである。

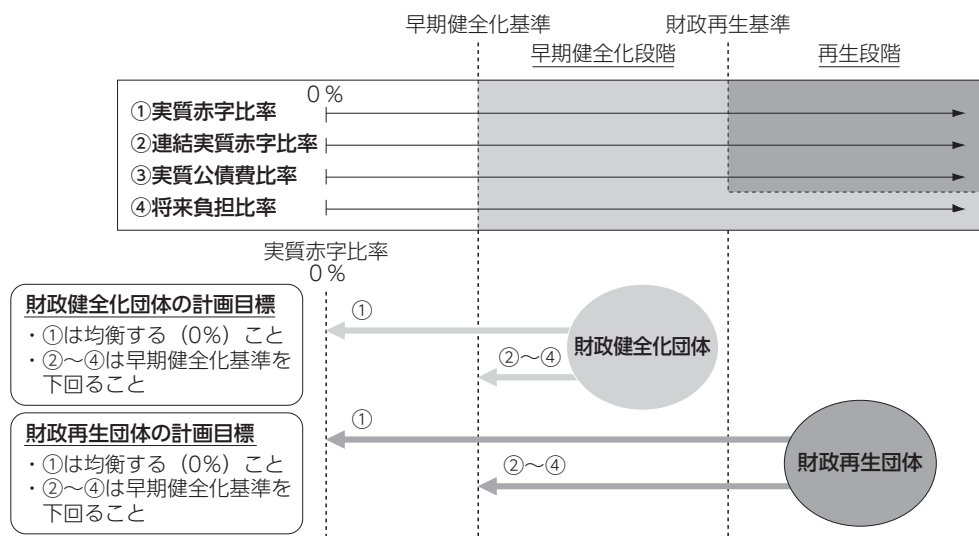


### (ウ) 財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



### ウ 資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業の規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(資金不足比率の概要)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模（法適用企業）＝ 営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝ 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

**工** 早期健全化基準と財政再生基準

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	都：5.55% 道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ11.25%～15%	都：8.59% 道府県：5% 市区町村：20%
連結実質赤字比率	都：10.55% 道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ16.25%～20%	都：18.59% 道府県：15% ※ 市区町村：30% ※
実質公債費比率	都道府県・市区町村：25%	都道府県・市区町村：35%
将来負担比率	都道府県・政令指定都市：400% 市区町村：350%	—
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—

※3年間（平成21年度～平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）が設けられていた。（東京都についても別途経過措置が設けられていた。）

**才** 施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行され、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から適用されている。また、財政健全化計画等の策定義務などその他の規定は、平成21年4月1日から施行され、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率等に適用されている。

## 特定被災地方公共団体等 一覧

(県)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に定める特定被災地方公共団体

(市町村)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)に定める特定被災地方公共団体及び同令に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の市町村(227市町村)

(県)

(市町村)

青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県 新潟県 長野県	北海道	鹿部町 八雲町 広尾町 浜中町		村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 富谷町※ 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 美里町 女川町 南三陸町		棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 新地町 飯館村		美浦村 阿見町 河内町 利根町	
	青森県	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町					栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 高根沢町 那須町 那珂川町	
	岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 栗石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町 西和賀町 金ケ崎町 平泉町 住田町 大槌町 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村 軽米町 野田村 九戸村 洋野町 一戸町		福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 鏡石町 天栄村 下郷町 檜枝岐村 只見町 南会津町 北塩原村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町	茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町	埼玉県 千葉県	久喜市 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 横芝光町 白子町
	宮城県	仙台市 石巻市 塩釜市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町						新潟県	十日町市 上越市 津南町
							長野県	野沢温泉村 栄村	

※宮城県富谷町については、平成28年10月10日に市制移行し「富谷市」となっている。

## 昭和60年度以降の市町村合併の実績

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年 4月 1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年 11月 1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年 11月 30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和63年 1月 31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年 3月 1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年 3月 1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本県	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成 3年 2月 1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成 3年 4月 1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成 3年 5月 1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成 4年 3月 3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成 4年 4月 1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成 5年 7月 1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成 6年 11月 1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成 7年 9月 1日	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成 7年 9月 1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成 11年 4月 1日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成 13年 1月 1日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒崎町	編入
平成 13年 1月 21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成 13年 4月 1日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成 13年 5月 1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成 13年 11月 15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成 14年 4月 1日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成 14年 4月 1日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成 14年 11月 1日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡荃崎町	編入
平成 15年 2月 3日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成 15年 3月 1日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成 15年 3月 1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成 15年 4月 1日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成 15年 4月 1日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成 15年 4月 1日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町、同郡甲西町	新設
平成 15年 4月 1日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成 15年 4月 1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成 15年 4月 1日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成 15年 4月 1日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成 15年 4月 1日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成 15年 4月 1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成 15年 4月 1日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成 15年 4月 1日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須恵村、同郡深田村	新設
平成 15年 4月 21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成 15年 5月 1日	岐阜県	瑞穂市	本巣郡穂積町、同郡巢南町	新設
平成 15年 6月 6日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成 15年 7月 7日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成 15年 8月 20日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入
平成 15年 9月 1日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成15年11月15日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設
平成15年12月1日	三重県	いなべ市	員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年3月1日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡新穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、同郡赤泊村	新設
平成16年3月1日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年3月1日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年3月1日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年3月1日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡馬瀬村	新設
平成16年3月1日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高宮町、同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	下県郡巖原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年3月1日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年3月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年4月1日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年4月1日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年4月1日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ヶ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年4月1日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年4月1日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年4月1日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年4月1日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年4月1日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年4月1日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年4月1日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年4月1日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年7月1日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年8月1日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年8月1日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成16年9月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設
平成16年9月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月1日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月1日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡信楽町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成16年10月1日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成16年10月1日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年10月1日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同都会見町	新設
平成16年10月1日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設
平成16年10月1日	島根県	江津市	江津市、邑智郡桜江町	編入
平成16年10月1日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成16年10月1日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成16年10月1日	島根県	隠岐の島町	隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成16年10月1日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成16年10月1日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成16年10月1日	広島県	世羅町	世羅郡甲山町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成16年10月1日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸内河内町	新設
平成16年10月1日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橋町	新設
平成16年10月1日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成16年10月1日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成16年10月4日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成16年10月12日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成16年10月12日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甕村、同郡下甕村、同郡鹿島村	新設
平成16年10月16日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東茨城郡御前山村	編入
平成16年10月25日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成16年11月1日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成16年11月1日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成16年11月1日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成16年11月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成16年11月1日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成16年11月1日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成16年11月1日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成16年11月1日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入
平成16年11月1日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成16年11月1日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同郡市島町	新設
平成16年11月1日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青谷町	編入
平成16年11月1日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成16年11月1日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成16年11月1日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成16年11月1日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成16年11月1日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成16年11月1日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成16年11月1日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日置郡松元町、同郡郡山町	編入



合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年11月5日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡楳法華村、茅部郡南茅部町	編入
平成16年12月1日	茨城県	常陸太田市	常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成16年12月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成16年12月6日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成17年1月1日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成17年1月1日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成17年1月1日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成17年1月1日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成17年1月1日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成17年1月1日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同郡鬼無里村	編入
平成17年1月1日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯高町	新設
平成17年1月1日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日	愛媛県	砥部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡日吉村	新設
平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡巖木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	葦北郡田浦町、同郡芦北町	新設
平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
平成17年1月1日	大分県	臼杵市	臼杵市、大野郡野津町	新設
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成17年1月11日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成17年1月11日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成17年1月11日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成17年1月15日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成17年1月15日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町	新設
平成17年1月16日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡関前村	新設
平成17年1月17日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成17年1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福岡町、同郡津屋崎町	新設
平成17年1月31日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成17年2月1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年2月1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年2月1日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野谷村、同郡鳥越村、同郡尾口村、同郡白峰村	新設
平成17年2月1日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰口町	新設
平成17年2月1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設
平成17年2月1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、同郡宮村、同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国府町、同郡上宝村	編入
平成17年2月1日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年2月1日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年2月1日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成17年2月1日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年2月5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潁郡城島町、同郡三潁町	編入
平成17年2月7日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、同郡上之保村	編入
平成17年2月7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年2月7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町、豊田郡安芸津町	編入
平成17年2月11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡車力村	新設
平成17年2月11日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成17年2月11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五箇荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町	新設
平成17年2月11日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成17年2月11日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年2月13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年2月13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設
平成17年2月13日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曾郡山口村)	編入
平成17年2月13日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊北町	新設
平成17年2月13日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成17年2月14日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成17年2月14日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年2月21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成17年2月28日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成17年2月28日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡久米町	編入
平成17年3月1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成17年3月1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年3月1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年3月1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年3月1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年3月1日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年3月1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成17年3月1日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一宇村	新設
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同郡木頭村	新設
平成17年3月1日	佐賀県	小城市	小城市小城市町、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬溪町、同郡耶馬溪町、同郡山国町	編入

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町	新設
平成17年3月6日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡須佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成17年3月7日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設
平成17年3月14日	青森県	むつ市	むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成17年3月19日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成17年3月20日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年3月20日	広島県	呉市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安浦町、同郡豊浜町、同郡豊町	編入
平成17年3月20日	福岡県	うきは市	浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	新設
平成17年3月21日	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同郡潟東村、同郡月潟村、同郡中之口村、新津市	編入
平成17年3月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年3月22日	秋田県	由利本荘市	本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目町、同郡烏海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成17年3月22日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成17年3月22日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設
平成17年3月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成17年3月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年3月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年3月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成17年3月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年3月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年3月22日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成17年3月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、同郡大社町	新設
平成17年3月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成17年3月22日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成17年3月22日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成17年3月22日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成17年3月22日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成17年3月22日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成17年3月22日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成17年3月22日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年3月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年3月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成17年3月22日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成17年3月22日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	湧水町	始良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成17年3月28日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同都市浦村	新設
平成17年3月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平館村、同郡三厩村	新設
平成17年3月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年3月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成17年3月28日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成17年3月28日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成17年3月28日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成17年3月28日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成17年3月28日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡敷塚本町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年3月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成17年3月28日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成17年3月28日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成17年3月28日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設
平成17年3月28日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成17年3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成17年3月31日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成17年3月31日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成17年3月31日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成17年3月31日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成17年3月31日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成17年3月31日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲西町	新設
平成17年3月31日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成17年3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東栗倉村、同郡美作町、同郡作東町、同郡英田町	新設
平成17年3月31日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成17年3月31日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成17年4月1日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡豊里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津山町	新設
平成17年4月1日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成17年4月1日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成17年4月1日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曾郡檜川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成17年4月1日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成17年4月1日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成17年4月1日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設
平成17年4月1日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡菰山町、同郡大仁町	新設
平成17年4月1日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成17年4月1日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成17年4月1日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曾川町	編入
平成17年4月1日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成17年4月1日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成17年4月1日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成17年4月1日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡出石町、同郡但東町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡東浦町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成17年4月1日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成17年4月1日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年4月1日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成17年4月1日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成17年4月1日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成17年4月1日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年4月1日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成17年4月1日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成17年4月10日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成17年4月25日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成17年5月1日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成17年5月1日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡米町、同郡下田村	新設
平成17年5月1日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成17年5月1日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成17年5月1日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町	新設
平成17年5月1日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成17年5月1日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成17年5月5日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成17年6月6日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成17年6月13日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成17年6月20日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成17年7月1日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成17年7月1日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成17年7月1日	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ヶ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成17年7月1日	鹿児島県	曾於市	曾於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設
平成17年7月1日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設



合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年7月7日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成17年8月1日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成17年8月1日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町	編入
平成17年8月1日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成17年8月1日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成17年8月1日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、同郡泉村	新設
平成17年9月1日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設
平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成17年9月2日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成17年9月12日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成17年9月20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	新設
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成17年9月25日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成17年9月25日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成17年9月26日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成17年10月1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成17年10月1日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡榊引町、同郡朝日村、西田川郡温海町	新設
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成17年10月1日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成17年10月1日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	小鹿野町	秩父郡小鹿野町、同郡両神村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設
平成17年10月1日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
平成17年10月1日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成17年10月1日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成17年10月1日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	編入



合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年10月1日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成17年10月1日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成17年10月1日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津貝村	新設
平成17年10月1日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成17年10月1日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成17年10月1日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	新宮市	新宮市、東牟婁郡熊野川町	新設
平成17年10月1日	和歌山県	かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町、同郡花園村	編入
平成17年10月1日	鳥取県	北栄町	東伯郡北条町、同郡大栄町	新設
平成17年10月1日	島根県	浜田市	浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村、同郡三隅町	新設
平成17年10月1日	島根県	大田市	大田市、邇摩郡温泉津町、同郡仁摩町	新設
平成17年10月1日	島根県	吉賀町	鹿足郡柿木村、同郡六日市町	新設
平成17年10月1日	山口県	山口市	山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町、同郡阿知須町	新設
平成17年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡諸富町、同郡大和町、同郡富士町、神埼郡三瀬村	新設
平成17年10月1日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月1日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成17年10月1日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成17年10月1日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成17年10月1日	沖縄県	宮古島市	平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良部町	新設
平成17年10月3日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成17年10月10日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡巻町	編入
平成17年10月11日	北海道	釧路市	釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町	新設
平成17年10月11日	茨城県	鉾田市	鹿島郡旭村、同郡鉾田町、同郡大洋村	新設
平成17年10月11日	長野県	筑北村	東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂井村	新設
平成17年10月11日	静岡県	牧之原市	榛原郡相良町、同郡榛原町	新設
平成17年10月11日	三重県	紀北町	北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町	新設
平成17年10月11日	京都府	京丹波町	船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町	新設
平成17年10月11日	香川県	観音寺市	観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町	新設
平成17年10月11日	福岡県	上毛町	築上郡新吉富村、同郡大平村	新設
平成17年10月11日	長崎県	雲仙市	南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町	新設
平成17年10月11日	鹿児島県	いちき串木野市	串木野市、日置郡市来町	新設
平成17年10月24日	兵庫県	三木市	三木市、美嚙郡吉川町	編入
平成17年11月1日	岩手県	西和賀町	和賀郡湯田町、同郡沢内村	新設
平成17年11月1日	山形県	酒田市	酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町	新設
平成17年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、河沼郡河東町	編入
平成17年11月1日	富山県	射水市	新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町	新設
平成17年11月1日	富山県	高岡市	高岡市、西礪波郡福岡町	新設
平成17年11月1日	山梨県	甲州市	塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村	新設
平成17年11月1日	長野県	木曾町	木曾郡木曾福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村	新設
平成17年11月1日	三重県	伊勢市	伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御園村	新設
平成17年11月1日	三重県	熊野市	熊野市、南牟婁郡紀和町	新設
平成17年11月1日	兵庫県	多可町	多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町	新設
平成17年11月3日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	編入
平成17年11月7日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	新設
平成17年11月7日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年11月7日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
平成17年11月7日	和歌山県	紀の川市	那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡貴志川町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	霧島市	国分市、始良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡隼人町、同郡福山町	新設
平成17年11月7日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町	新設
平成17年11月27日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成17年12月1日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
平成17年12月5日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設
平成18年1月1日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碓ヶ関村	新設
平成18年1月1日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年1月1日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成18年1月1日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成18年1月1日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成18年1月1日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年1月1日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成18年1月1日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同郡月舘町	新設
平成18年1月1日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成18年1月1日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成18年1月1日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡栗野町	編入
平成18年1月1日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成18年1月1日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成18年1月1日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年1月1日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成18年1月1日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成18年1月1日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成18年1月1日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成18年1月1日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成18年1月1日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成18年1月1日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成18年1月1日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村	新設
平成18年1月1日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	新設
平成18年1月1日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成18年1月1日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入
平成18年1月1日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成18年1月1日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大宇陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曾於郡輝北町、肝属郡申良町、同郡吾平町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	曾於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成18年1月1日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成18年1月4日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、同郡高郷村	新設
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成18年1月10日	岩手県	盛岡市	盛岡市、岩手郡玉山村	編入
平成18年1月10日	栃木県	下野市	河内郡南河内町、下都賀郡石橋町、同郡国分寺町	新設
平成18年1月10日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成18年1月10日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成18年1月10日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鷲殿村	新設
平成18年1月10日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年1月10日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町、綾歌郡国分寺町	編入
平成18年1月10日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成18年1月23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉沢村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡新町	編入
平成18年1月23日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成18年1月23日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年2月1日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年2月1日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年2月1日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年2月1日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成18年2月6日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成18年2月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成18年2月11日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成18年2月13日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成18年2月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成18年2月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設
平成18年2月20日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成18年2月20日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成18年2月20日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢多郡赤城村、同郡北橋村	新設
平成18年2月20日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成18年2月20日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成18年2月25日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成18年2月27日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成18年2月27日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成18年3月1日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成18年3月1日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成18年3月1日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成18年3月1日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成18年3月1日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成18年3月1日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成18年3月1日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月1日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成18年3月1日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡吉川村	新設
平成18年3月1日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
平成18年3月1日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成18年3月1日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成18年3月3日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成18年3月5日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成18年3月6日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設
平成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成18年3月13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成18年3月15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成18年3月18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成18年3月19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成18年3月20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成18年3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成18年3月20日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡舘岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成18年3月20日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日光市	新設
平成18年3月20日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成18年3月20日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
平成18年3月20日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成18年3月20日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成18年3月20日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成18年3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成18年3月20日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成18年3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成18年3月20日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成18年3月20日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成18年3月20日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成18年3月20日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成18年3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成18年3月20日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成18年3月20日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成18年3月20日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成18年3月21日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成18年3月21日	岡山県	浅口市	浅口郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成18年3月21日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成18年3月21日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成18年3月26日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡額田町	新設
平成18年3月27日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成18年3月27日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成18年3月27日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成18年3月27日	北海道	むかわ町	勇払郡鶴川町、同郡穂別町	新設
平成18年3月27日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設

合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月27日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成18年3月27日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	新設
平成18年3月27日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成18年3月27日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成18年3月27日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成18年3月27日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成18年3月27日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成18年3月27日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成18年3月27日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成18年3月27日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成18年3月27日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入
平成18年3月27日	兵庫県	姫路市	姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同郡夢前町	編入
平成18年3月27日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成18年3月27日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成18年3月31日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成18年3月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成18年3月31日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成18年3月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成18年3月31日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成18年3月31日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成18年3月31日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成18年3月31日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡穴喰町	新設
平成18年3月31日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡日佐町	新設
平成18年3月31日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
平成18年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成18年3月31日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成18年4月1日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成18年8月1日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成18年10月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成18年10月1日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成19年1月1日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成19年1月29日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成19年2月13日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成19年3月11日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成19年3月12日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成19年3月31日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成19年3月31日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成19年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成19年10月1日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成19年12月1日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡頰娃町	新設
平成20年1月1日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	編入
平成20年1月15日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	編入
平成20年3月21日	山口県	美祢市	美祢市、美祢郡秋芳町、同郡美東町	新設
平成20年4月1日	新潟県	村上市	村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡山北町、同郡朝日村	新設
平成20年4月1日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡川根町	編入



合併年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成20年7月1日	福島県	福島市	福島市、伊達郡飯野町	編入
平成20年10月6日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡富合町	編入
平成20年11月1日	鹿児島県	伊佐市	大口市、伊佐郡菱刈町	新設
平成20年11月1日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡由比町	編入
平成20年11月1日	静岡県	富士市	富士市、庵原郡富士川町	編入
平成20年11月1日	静岡県	焼津市	焼津市、志太郡大井川町	編入
平成21年1月1日	静岡県	藤枝市	藤枝市、志太郡岡部町	編入
平成21年3月23日	栃木県	真岡市	真岡市、芳賀郡二宮町	編入
平成21年3月30日	宮崎県	日南市	日南市、南那珂郡北郷町、同郡南郷町	新設
平成21年3月31日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡清内路村	編入
平成21年5月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡富士見村	編入
平成21年6月1日	群馬県	高崎市	高崎市、多野郡吉井町	編入
平成21年9月1日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡本吉町	編入
平成21年10月1日	愛知県	清須市	清須市、西春日井郡春日町	編入
平成21年10月5日	北海道	湧別町	紋別郡上湧別町、同郡湧別町	新設
平成22年1月1日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡木之本町、同郡余呉町、同郡西浅井町	編入
平成22年1月1日	福岡県	糸島市	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町	新設
平成22年1月1日	長野県	長野市	長野市、上水内郡信州新町、同郡中条村	編入
平成22年1月1日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡川井村	編入
平成22年1月16日	山口県	山口市	山口市、阿武郡阿東町	編入
平成22年2月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村	編入
平成22年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡小坂井町	編入
平成22年3月8日	山梨県	富士川町	南巨摩郡増穂町、同郡鯉沢町	新設
平成22年3月21日	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市、蒲生郡安土町	新設
平成22年3月22日	愛知県	あま市	海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町	新設
平成22年3月23日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡野尻町	編入
平成22年3月23日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡清武町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡城南町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、鹿本郡植木町	編入
平成22年3月23日	埼玉県	久喜市	久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮町	新設
平成22年3月23日	静岡県	湖西市	湖西市、浜名郡新居町	編入
平成22年3月23日	鹿児島県	姪良市	姪良郡加治木町、同郡姪良町、同郡蒲生町	新設
平成22年3月23日	埼玉県	加須市	加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町	新設
平成22年3月23日	静岡県	富士宮市	富士宮市、富士郡芝川町	編入
平成22年3月23日	千葉県	印西市	印西市、印旛郡印旛村、同郡本埜村	編入
平成22年3月28日	群馬県	中之条町	吾妻郡中之条町、同郡六合村	編入
平成22年3月29日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町、同郡都賀町	新設
平成22年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡江迎町、同郡鹿町町	編入
平成22年3月31日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡波田町	編入
平成22年3月31日	新潟県	長岡市	長岡市、北魚沼郡川口町	編入
平成23年4月1日	愛知県	西尾市	西尾市、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町	編入
平成23年8月1日	島根県	松江市	松江市、八束郡東出雲町	編入
平成23年9月26日	岩手県	一関市	一関市、東磐井郡藤沢町	編入
平成23年10月1日	栃木県	栃木市	栃木市、上都賀郡西方町	編入
平成23年10月1日	島根県	出雲市	出雲市、簸川郡斐川町	編入
平成23年10月11日	埼玉県	川口市	川口市、鳩ヶ谷市	編入
平成26年4月5日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡岩舟町	編入

※ 合併新法による合併68件を含む。



# 未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）

## 第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

平成29年5月31日地方財政審議会

### 1. 目指すべき地域の姿

- どのような地域であっても、どの時代に生まれても住民に安心・安全、幸せをもたらす地域が、目指すべき地域の姿
- ⇒ 急激な人口減少と少子高齢化が進む中でも、地方自治体が安定的に行政サービスを提供する中で、地域を担う個人や団体と連携・協働し、自らの責任と判断で未来を切り拓いていくことが重要

### 2. 目指すべき地方財政の姿

- **持続可能な地方財政基盤の構築**  
地域を主体とした課題克服には安定した財政基盤が不可欠  
⇒ 一般財源総額の確保と地方交付税の機能の適切な発揮  
⇒ 安定財源を確保しつつ、社会保障改革を進めるべき
- **地方財政の健全化**  
厳しい歳出抑制を行ってもなお、巨額の財源不足  
⇒ 財政健全化に向けた歳入・歳出両面の取組が重要  
歳入面：地域経済の活性化等による地方税収等の増加  
歳出面：重点化・効率化や将来負担低減等に向けた取組

## 第二 地方税財政改革の方向

### 1. 地方一般財源総額の確保等

#### (1) 地方財政の現状

- 地方はこれまで、国を上回る歳出の抑制努力を続けてきたが、なお巨額の財源不足（平成29年度：7.0兆円）が生じ、借入金残高は約200兆円規模で推移。
- 地方はそれぞれ事情の異なる自治体の集合体であり、また、国と異なり、金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していない。国と地方の財政状況を単純に比較することは不相当であり、国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきではない。
- 地方歳出の大部分は、補助・単独ともに、中小高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費であり、国の法令や制度等の徹底した見直しによる歳出改革を積極的に行い、地方財政の健全化を行うことが不可欠。

#### (2) 一般財源総額等の確保

- 地方自治体が行政サービスを安定的に提供するため、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保する必要。

#### (3) 地方財政計画の基本的役割等

- 法令によって義務付けられた事務事業や、国の予算に計上された施策等が着実に行われるとともに、住民福祉を増進するための一定水準の行政活動が実施されるよう、行政サービスの担い手である地方自治体に財源を保障することは国の責務。

#### (3) 地方財政計画の基本的役割等（続き）

- 地財計画には、地方自治体が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費として、一般行政経費（単独）やまち・ひと・しごと創生事業費等を枠として計上。
- 地方交付税は使途に制限のない一般財源であることから、特定の経費を取り出すのではなく、枠計上経費を含めた一般行政経費を全体として、国として保障すべき水準の検討がなされるべき。
- 基金は、各地方自治体が様々な地域の実情を踏まえ、歳出抑制努力も行いながら、それぞれの責任と判断で積立てを行ってきたもの。基金残高の増減の状況は様々であり、それぞれ自主的な判断に基づく財政運営の結果として尊重されるべき。地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ、全体としての基金残高の増加傾向をもって地方財政に余裕があるかのような議論は不相当。

#### (4) 地方交付税

- 地方の財源不足を踏まえ、地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の法定率を引き上げるべき。
- トップランナー方式の導入に当たっては、業務改革の推進の状況を踏まえ、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を単位費用に反映していくべき。今後、窓口業務への導入を検討するとともに、既に導入済みの業務について、地方自治体が自主的に業務改革に取り組む環境整備に注力することが重要。トップランナー方式による歳出効率化の成果は、業務改革へのインセンティブが阻害されないよう、地域が直面する諸課題に対応する経費に振り向けることなどにより、地方自治体に還元すべき。

### 2. 社会保障制度改革

- 社会保障サービスの多くを担う地方自治体の意見を十分に踏まえた社会保障制度改革とすることが重要。国民健康保険制度は、都道府県が財政運営の責任主体となる新制度へ円滑に移行できるよう、制度や運用の詳細について、地方と十分な協議が必要。
- 待機児童の解消については、地方が新たなプランに基づく取組を進められるよう、地方負担分を含めた安定財源の確保が必要。

### 3. 地方財政の健全化に資する取組等

- 地方自治体は、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、積極的な業務改革の推進に努めることが必要。国は、行政コストや業務改革効果等の「見える化」や比較可能な形で公表を行うことが重要。
- 公営企業は、経営環境が厳しさを増す中でも将来にわたり役割を果たすため、広域化等や民間活用といった抜本的な改革の検討と経営戦略の早期策定・公表・実行を、一体として推進することが重要。公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるために、国は公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の作成・公表による「見える化」を推進すべき。
- 統一的な基準による財務書類等を整備し、予算編成等への活用を図るほか、公共施設等の適正管理について、個別施設計画の策定及び同計画に基づく施設の集約化・複合化や老朽化対策等を進めるなど、財政マネジメントの強化を図るべき。

### 4. 地方創生等への対応

- 人口減少の克服のような課題の解決には長期間を要するため、地方創生の取組を息長く支援すべき。

# 誰もが希望を持てる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見（概要）

平成30年5月25日 地方財政審議会

## 第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

### 1. 目指すべき地域の姿

＜どのような地域であっても、どの時代に生まれても住民に安心と安全、幸せをもたらす地域＞

- 2040年頃には高齢者人口がピークを迎えるなど大きな人口構造の変化が見込まれる中で、**行政のあり方も見直しつつ、必要な住民サービスを持続的、安定的に確保することで、安心と安全をもたらす、人々が落ち着いて生活を営み、やさしさと賑わいがあふれる地域を創出していくことが必要。**
- このことは、**全ての人々が暮らしやすく、働きやすい、豊かさを実感できる社会の実現につながる。**

### 2. 目指すべき地方財政の姿

＜持続可能な地方税財政基盤の構築＞

- 目指すべき地域の姿の実現には、**持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠であり、以下が必要。**
  - ・一般財源総額の確保
  - ・偏在性が小さく**税収が安定的な地方税体系の構築**
  - ・地方交付税の機能の適切な発揮・総額の確保

＜地方財政の健全化＞

- 特例的な地方債である**臨時財政対策債に依存せず、巨額となっている債務残高の引下げを目指す**べき。

## 第二 地方税財政改革の方向

### 1. 地方一般財源総額の確保

＜国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化に向けて＞

- PB黒字化実現には、**国・地方の信頼関係の下、基調を合わせた取組が重要。**三位一体改革での突然の交付税削減のようなことがあってはならない。
- **地域経済の再生と地方財政の健全化の両立が必要。**そのためには、各自治体が**予見可能性を持って、計画的・安定的に財政運営を行えることが不可欠であり、必要な一般財源総額を安定的に確保**すべき。

＜地方の財源不足を巡る議論＞

- 現在、地方財政には**6.2兆円に上る巨額の財源不足が存在。**その一部である**折半対象財源不足(0.3兆円)の解消をもって、地方に財源余剰が生じるとの見解は誤り。**
- 折半対象財源不足が解消された場合は、**臨時財政対策債残高(54兆円)や交付税特会借入金残高(32兆円)の圧縮等に取り組む必要。**

＜国と地方の財政の違い＞

- 地方のPBや債務残高の数値が国と比べて良いのは、**地方の歳出抑制努力の結果。**地方の財政健全化の成果を、国の財政収支の改善に用いる考えは、地方の改革意欲を削ぐもので不適当。

＜地方自治体の基金＞

- 基金残高は、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべき。**基金残高の増加をもって地方財源を削減するような議論は不適当。**

## 第二 地方税財政改革の方向（続き）

### 1. 地方一般財源総額の確保（続き）

＜地方財政計画と決算の関係＞

- 計画と決算との比較については、**一般行政経費に相当する地方単独事業に係る決算の更なる「見える化」**の取組の推進が重要。

＜地方交付税＞

- 地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の**法定率を引き上げる**べき。
- **トップランナー方式は、業務改革の推進状況や地方の意見等を踏まえて検討する必要。**また、**業務改革は質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するためのもの**であることに留意。

＜地方法人課税の偏在是正＞

- 偏在度が大きい地方法人課税における**偏在是正の新たな方策**について、**平成31年度税制改正に向けて検討**することが必要。

### 2. 地方財政の健全化に資する取組等

＜地方自治体の業務改革＞

- 質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、**ICTやAI等を活用し、積極的に業務改革**に取り組む必要。

＜地方財政の「見える化」＞

- **地方公会計の積極的な活用等により、決算情報等の「見える化」**を更に推進する必要。

＜公営企業等の経営改革＞

- 地方公営企業は、**経営戦略等の早期策定・実行、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、上下水道の広域化や民間活用等**を推進すべき。

### 3. 人づくり革命

- 「新しい経済政策パッケージ」における「人づくり革命」関連施策の**国・地方の役割分担等については、地方負担分の財源確保を含め、地方の意見を十分に踏まえ、検討を進める**べき。

### 4. 社会保障制度改革

- **国民健康保険制度**について、平成30年度からの新制度移行に伴う財政支援の拡充を踏まえ、**決算補てんを目的とする法定外の一般会計繰入金等の計画的な解消に向けて取り組むことが適当。**
- **国民健康保険制度や介護保険制度**における保険者機能の強化に向けた**財政的インセンティブの付与**については、**地方の意見を十分に踏まえた仕組みとすべき。**

### 5. 公共施設等の適正管理

- 公共施設等の適正管理は、**個別施設計画の策定を促し、同計画に基づく取組を本格的に推進**していく必要。
- 中長期的な維持管理・更新費の見通しの精緻化を進め、**効果額を示しながら進める**ことが必要。

### 6. 地域経済の再生

- **地方創生の取組については、平成31年度以降も財源を確保し、息長く支援**すべき。
- 東京圏への人材流入により地方の活力が失われる懸念。このため、**地域の個性を活かした活性化策の展開や、地域の担い手となる人材の確保等**に取り組む必要。

## 平成31年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成30年11月20日 地方財政審議会

## 第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

- 人口減少の深刻化と急速な高齢化、地方の疲弊が深刻な課題となっていること等に加え、情報化などの社会の急激な変化が続いており、平成31年度税制改正では、**地方税の充実確保と税源の偏在性が小さい地方税体系の構築を最も重要な二本の柱と位置づけて、その実現を図っていくべき。**

## 第二 平成31年度地方税制改正等への対応(主なもの)

## 地方法人課税の偏在是正

- 税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大するため、**地方税の充実確保と税源の偏在是正は、車の両輪として常に考える必要。**
- 地方法人課税は引き続き重要な役割を担うべきものであるが、地方税の中でも**特に偏在度が高くなっている。**
- **都市と地方が共に持続可能な形で発展**するため、地方法人課税における**新たな偏在是正措置が必要。**
- **平成31年度税制改正において結論を得るべき。**

## 車体課税

- **応益課税の原則**や**社会インフラの老朽化対策、防災・減災事業、ひいては人々の安全・安心の観点**を踏まえ、**車体課税に係る税収を充実確保することは不可欠。**
- 自動車税は、地方財政の厳しい状況を踏まえ、**代替財源なくして税率引下げを行うことは困難。**

## 個人住民税(ふるさと納税)

- 一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が継続していることを踏まえれば、**制度本来の趣旨に沿った形での運用が行われるよう、制度的な対応を講じることが必要。**
- 一定のルールの中で地方自治体が創意工夫することにより全国各地の地域活性化に繋げるために、「**返礼割合3割超**」又は「**地場産品以外**」の返礼品を送付し、**制度の趣旨を歪めているような地方自治体に対して支出した寄附金について、個人住民税の特例控除が行われないこととすること等**を検討。
- 地域における様々な事情も勘案しながら、**制度が健全に発展していくよう、見直しの検討を進めることを期待。**

## ゴルフ場利用税

- 地方自治体の様々な行政需要に対し、受益と負担の観点から、利用者に税負担を求めることは合理的であり、**廃止は不適當。**

# 今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見（概要）

平成30年12月11日 地方財政審議会

## 第一 今後目指すべき地方財政の姿

### 1. 目指すべき地域の姿

(本文P3)

住民に安心と安全、幸せをもたらし、社会の変化にも対応した活力溢れる持続可能な地域社会

- 地方自治体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を、引き続き適切に担っていくべき。
- 東京一極集中による地方の疲弊が限界を迎え、自然災害への備えも急務となる中、**Society5.0の技術革新**なども活用した地方の活力維持や防災・減災対策等に積極的に取り組む必要。

### 2. 目指すべき地方財政の姿

#### <持続可能な地方税財政基盤の構築>

(本文P4)

- 持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠。
  - ・一般財源総額の確保
  - ・偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
  - ・地方交付税の機能の適切な発揮・総額の確保

#### <地方財政の健全化>

(本文P4)

- 臨時財政対策債に依存せず、巨額となっている債務残高の引下げを目指すべき。
- このため、まずは折半対象財源不足の解消を早期に実現することを目指すべき。

## 第二 平成31年度の地方財政への対応

### 1. 地方一般財源総額の確保等

#### <地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保>

(本文P6)

- **教育無償化を含む人づくり革命、社会保障制度改革、地方創生、防災・減災対策、公共施設等の適正管理、児童虐待防止対策、放課後児童対策**など増大する行政需要に対し必要な歳出を適切に地方財政計画に計上し、財源を確実に確保すべき。
- 一般財源総額について、**平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保**することが必要。

#### <地方自治体の基金>

(本文P8)

- 基金残高は、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべき。**基金残高の増加をもって地方財源を削減**するような議論は不適当。

#### <地方交付税>

(本文P13)

- 地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、地方交付税の**法定率を引き上げる**べき。
- トップランナー方式は、業務改革の推進状況等を踏まえて検討する必要。

### 2. 地域経済の再生

(本文P15)

- **地方創生**の取組については、**平成31年度以降も財源を確保し**、息長く支援すべき。
- AI、ロボティクス、5G等**Society5.0**の様々な可能性を活用し、**地域コミュニティの再生と維持**に向けた取組を力強く推進すべき。

## 第二 平成31年度の地方財政への対応（続き）

### 3. 社会保障・税一体改革

(本文P17)

#### <人づくり革命>

- **幼児教育の無償化**について、実務を担う自治体において**制度が円滑に実施されるよう制度設計に万全を期す**べき。
- **教育の無償化**に係る地方負担については、**一般財源総額を増額確保した上で、その全額を基準財政需要額へ算入**すべき。

#### <社会保障制度改革>

(本文P18)

- **国民健康保険制度**について、**決算補填を目的とする法定外の一般会計繰入金等の計画的な解消**に向けて取り組むことが適当。

#### <消費税引上げとこれに伴う対応>

(本文P19)

- **需要変動の平準化等の対応**について、自治体が実施主体となる場合には、**円滑な実施が図られるよう十分に配慮**すべき。

### 4. 防災・減災対策の推進

(本文P19)

- **国の緊急対策に基づき行われる事業**に係る地方負担について、**適切に財政措置を講じる**べき。
- 自治体が**地方単独での防災・減災のためのインフラ整備**を積極的に推進できるよう、**事業費及び財源を確保**すべき。

### 5. 東日本大震災からの復興

(本文P20)

- **東日本大震災の復旧・復興事業費**について、通常収支とは別枠で**所要の事業費及び財源を確保し**、着実に事業を実施する必要。

### 6. 地方財政の健全化に資する取組等

#### <地方自治体の業務改革>

(本文P21)

- 質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するため、**ICTやAI等を活用し**、積極的に**業務改革**に取り組む必要。

#### <地方財政の「見える化」>

(本文P22)

- 地方公会計の積極的な活用等により、決算情報等の「見える化」を更に推進する必要。

#### <公共施設等の適正管理>

(本文P22)

- **個別施設計画の策定**を促し、それに基づく**長寿命化対策**等を本格的に推進していくことが必要。

#### <公営企業等の経営改革>

(本文P23)

- 経営戦略に基づく**経営改革、公営企業会計の適用拡大**等による「見える化」、**上下水道事業の広域化や着実な更新投資**等を推進すべき。



～目指すべき地域の姿～

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、幸せをもたらす地域

～目指すべき地方財政の姿～

- 持続可能な地方税財政基盤の構築
  - ・ 一般財源総額の確保 ・ 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系 ・ 地方交付税の機能の適切な発揮
- 地方財政の健全化 特例的な地方債への依存を早急に改善し、債務残高を計画的に引下げ。

地方税財政改革の方向

地方一般財源総額の確保等

- 一般財源総額の確保
  - 地方自治体が計画的な財政運営を行えるよう一般財源総額を確保。
  - 社会保障制度改革や人づくり革命、地方創生、安全・安心の確保、児童虐待防止対策、会計年度任用職員制度施行に伴う対応等の課題に対して、必要な歳出を地方財政計画に計上すべき。

- 臨時財政対策債の抑制等
  - 臨時債の発行額を縮小して残高の圧縮に取り組むとともに、交付税特別会計の借入金を着実に償還する必要。
- 地方交付税
  - 地方交付税の法定率を引き上げるべき。
  - まち・ひと・しごと創生事業費の行革算定について、児童虐待防止など喫緊の行政需要の変化に合わせて、算定指標の見直しを検討すべき。

地方財政の健全化に資する取組等

- スマート自治体の推進 : 労働力の供給制約等を見据え、システムやAI等を駆使した、効果的・効率的な行政サービスの提供を推進すべき。
- 公営企業の経営改革 : 経営戦略に基づく経営改革、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、水道・下水道事業の広域化等を推進すべき。
- 地方財政の「見える化」 : 地方単独事業（ソフト分）の見える化について、事務負担等の課題を踏まえ、引き続きあり方を検討。
- 公共施設等の適正管理 : 個別施設計画の早期策定を促し、同計画に基づく集約化・複合化や長寿命化対策等を本格的に推進。

持続可能な地域社会に向けた取組

- 革新的技術の活用による課題解決 : Society5.0を支える革新的技術を積極的に活用し、地域産業の高度化や生活基盤の充実を図るべき。
- 社会保障・税一体改革の推進 : 人づくり革命の地方負担について適切に財政措置すべき。国保の基準外繰出の解消に向けて取り組むべき。
- 地域経済の再生 : 地方創生について令和2年度以降も財源を確保し息長く支援すべき。地域力強化等、東京一極集中問題への対策を強化すべき。
- 住民生活の安心・安全の確保 : 国の緊急対策を踏まえた防災・減災対策や、安心して暮らせる地域社会の維持・再生等に適切に取り組むべき。

令和2年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（概要）

令和元年11月19日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

- 人口減少の深刻化や急速な高齢化、働き方及びライフコースの多様化、グローバル化の加速やデジタル化の急速な進展など経済社会構造が大きく変化する中で、地方税制もその変化に対応していくことが求められており、持続可能な地方税財政基盤を確立する観点から、地方税の充実確保と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいくべき。

第二 令和2年度税制改正等への対応

地方法人課税

- 収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年、外形標準課税として定着。送配電事業は規制料金・地域独占が残り、見直す理由はないこと、発電事業が多大な行政サービスを受託している状況に変わりがないこと、現時点で競争圧力が不十分等とし2020年度以降も全国全てのエリアで小売（低圧）の経過措置規制料金が存続すること、電源立地都道府県等への大幅な減収の影響等を踏まえれば、収入金額課税を堅持し、地方税収を安定的に確保すべき。
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について税額控除割合を拡大する場合には、地方税と国税が協調して企業のインセンティブ効果を高めるよう、検討を進めるべき。

ゴルフ場利用税

- 18歳未満及び70歳以上の者等の非課税措置が既に設けられており、ゴルフ人口の裾野拡大や生涯スポーツの実現に十分な配慮がなされていることから、非課税措置を拡充することは不相当であり、引き続き、現行制度を堅持すべき。

固定資産税

- 所有者不明土地等の課題に対し、政府全体として取組を進める中、固定資産税の課税実務においても所有者情報の把握の円滑化等の課題があり、これらについて早急な対応が必要。
- 特に、納税義務者が死亡し、相続登記がなされていない場合における「現に所有している者」（相続人）を把握する手段の充実や、固定資産の所有者が一人も明らかでない場合における課税の公平性の確保の観点からの課題について、制度的な対応が必要。
- 今後とも、政府の取組と歩調を合わせつつ、必要な所有者情報の提供等、所有者不明土地等への課題解決に向けた関係行政機関と連携を深めていくべき。

地方税の電子化の推進

- 地方税共通納税システムの対象税目拡大等のeLTAXの機能強化を進めていく必要。同システムの対象税目拡大については、納税者等の要望や地方自治体の業務効率化・省力化の効果などを踏まえて、優先順位をつけて検討する必要。

今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見 (概要) 令和元年12月13日 地方財政審議会

<b>目指すべき地域の姿</b>	<b>目指すべき地方財政の姿</b>
どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、幸せをもたらし、活力溢れる持続可能な地域	持続可能な地方税財政基盤の構築 ・一般財源総額の確保 ・偏在性が小さく収収が安定的な地方税体系 ・地方交付税の機能の適切な発揮 地方財政の健全化 臨時財政対策債の発行額を縮小し、残高の圧縮に取り組む必要
<b>令和2年度の地方財政への対応</b>	
<b>地方一般財源総額の確保等</b> □ 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保 > 人づくり革命、社会保障制度改革、地域社会の持続可能性の確保、地方創生、防災・減災対策、会計年度任用職員制度の導入等の喫緊の課題に対し、必要な歳出を適切に地財計画に計上し、その財源を確実に確保すべき ※ H29法改正により会計年度任用職員制度が来年度から施行され、任用根拠の明確化・適正化とともに、処遇の適正化が図られることとなった。このため、期末手当をはじめとする適切な給与を支給するために必要となる歳出計上が必要	□ 新たな偏在是正措置により生じる財源の活用 > 地方法人課税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方自治体が持続可能な地域社会の実現に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための歳出を地財計画に計上すべき > 交付税の算定に当たっては、地域社会の持続可能性への懸念が増大しつつある地方自治体に配慮すべき □ 地方交付税 > まち・ひと・しごと創生事業費の行革算定について、喫緊の行政需要の変化に合わせた算定指標を用いることを検討すべき
<b>防災・減災対策の推進</b> □ 防災インフラの整備の推進 > 河川氾濫等を未然に防ぐための河川等の浚渫に集中的に取り組むため、地方債の特例措置を検討するとともに、必要な事業費を確保すべき □ 技術職員の確保と派遣体制の整備 > 技術職員の充実・確保や、大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるための地方自治体職員の中長期派遣体制の整備に取り組む必要	<b>地域経済の再生</b> □ まち・ひと・しごと創生の推進 > まち・ひと・しごと創生のための財源を引き続き適切に確保すべき □ ICTインフラの整備と情報通信技術の活用 > 条件不利地域におけるICTインフラ整備や先端的な情報通信技術の導入を推進し、地域課題の解決につなげていくべき
<b>社会保障制度改革</b> > 「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」が開催されており、地域の実情を踏まえ、持続可能な地域医療体制の確保に向けた取組を進める必要	
<b>地方財政の健全化に資する取組等</b> □ 次世代型行政サービスの推進：マイナンバーカードの普及や利活用を積極的に推進するとともに、AIの活用等による業務効率化を進める必要 □ 公共施設等の適正管理：個別施設計画の早期策定を促すとともに、複数団体の連携による取組も推進すべき □ 公営企業等の経営改革：経営戦略に基づく経営改革や公営企業会計の適用拡大等による「見える化」を推進すべき	

令和3年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

<b>第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方</b>	令和2年11月17日 地方財政審議会
○ 地方自治体が地域社会を維持するために必要な行政サービスを提供する費用を、地域住民や地域で活動する企業等が負担する地方税で賄うことが、地方自治の原則。経済社会構造の大きな変化の中にあっても、地方税の原則等を踏まえながら、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく収収が安定的な地方税体系の構築を進めることが必要。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済の下押しにより、地方税収の大幅な減少が懸念。一方で、地域における感染拡大防止や医療体制の確保、雇用対策など、地方自治体の歳出の役割が一層重要となっており、地方税収をはじめ必要な地方財源を確保していくことが課題。	
<b>第二 令和3年度地方税制改正等への対応</b>	
<b>固定資産税</b> ○ 評価替えに当たっては、基準年度の前年の地価公示価格(1月1日)を基準。下落修正措置として、半年間の地価の下落を評価額に反映させるとともに、据置年度についても、地価が下落していれば評価額に反映させる仕組み。引き続き下落修正措置を講じるとともに、市町村において適切に対応される必要。 ○ 負担調整措置については、3年間の仕組みとして措置することにより、固定資産税制度に関する納税者の予見可能性に配慮するとともに、固定資産税の安定的な確保を図るべき。	<b>地方税務手続のデジタル化・効率化の推進</b> ○ 地方税共通納税システムの活用は納税者の利便性向上や地方自治体の事務負担の軽減につながるため、今後、固定資産税をはじめとした賦課税目へ対象を拡大すべき。 ○ 個人住民税の特別徴収税額通知書について、eLTAXを経由して電子的に通知する仕組みを、速やかに導入すべき。 ○ 税務システムの標準化を進める過程においては、地方自治体の意見を丁寧に聴き、導入の際の財政負担や事務負担の軽減に十分配慮すべき。
<b>車体課税</b> ○ 応益課税の原則や、今後増加見込みである社会インフラ維持管理更新費等の財源確保の観点から、車体課税に係る収収をしっかりと確保する必要。 ○ 環境性能割の税率区分の見直しに当たっては、政策のインセンティブ機能を維持しつつ収収を確保するという観点から基準の切り替え及び重点化を行うべき。	<b>新型コロナウイルス感染症への対応</b> ○ 中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置の創設等の措置について、経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すべき。 ○ 環境性能割の臨時的軽減措置等について、仮に特例措置の延長等が行われる場合には、現行の措置と同様、その減収額については全額国費で補填すべき。

附属資料



# 今後目指すべき地方財政の姿と令和3年度の地方財政への対応等についての意見 (概要) 令和2年12月10日 地方財政審議会

## 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、幸せをもたらし、活力溢れる持続可能な地域

## 目指すべき地方財政の姿

### 持続可能な地方税財政基盤の構築

・一般財源総額の確保 ・偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系 ・地方交付税の機能の適切な発揮  
**地方財政の健全化**  
 地方税等の大幅な減収が見込まれる中でも、**臨時財政対策債の発行額の増加額をできるだけ抑制すべき**

## 感染症への対応と地方財源の減少への対応

- |  |  |
|--|--|
| <p><b>□ 新型コロナウイルス感染症への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期す必要があるため、<b>国として必要な財政支援をしっかりと行っていく必要</b></li> <li>➢ <b>保健所の人員体制を強化するため、適切に財政措置を講じるべき</b></li> </ul> | <p><b>□ 地方財源の減少への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新型コロナウイルス感染症の影響により、<b>通常増減収を超えた大幅な減収が生じている税目を減収補填債の対象に追加すべき</b></li> <li>➢ 所要の<b>公的資金を確保し、</b>地方自治体の資金調達を支援する必要</li> <li>➢ 地方交付税の法定率分の減少分は<b>全額を国の一般会計加算で補填すべき</b></li> </ul> |
|--|--|

## 地方税財政改革の方向

### 地方一般財源総額の確保等

- 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保**
- **新型コロナウイルス感染症への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、地域のデジタル化、防災・減災対策、国土強靱化等を推進するための事業費とその財源は、確実に確保すべき**
- 地方交付税の総額の確保**
- **臨時財政対策債の発行額をできるだけ抑制するためにも、地方交付税の総額を適切に確保すべき**

### 地方創生の推進

- |  |  |
|--|--|
| <p><b>□ まち・ひと・しごと創生の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ まち・ひと・しごと創生のための財源を引き続き確保すべき</li> </ul> | <p><b>□ 地方への人の流れの創出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地方回帰を実現するための取組を支援すべき</li> </ul> |
|--|--|

### 防災・減災対策の推進

- 「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（仮称）**」に基づく事業に係る地方負担について、**適切な財政措置を講じるべき**
- **緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長すべき**

### 地域のデジタル化の推進

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>□ デジタル化の基盤の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>マイナンバーカードの普及等デジタル化の基盤の整備を進める必要</b></li> </ul> | <p><b>□ 地域におけるデジタル社会の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>地方自治体による地域デジタル社会形成に向けた取組を推進すべき</b></li> </ul> |
|---|---|

### 地方財政の健全化に資する取組等

- **地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援**：地方自治体に知識、ノウハウを提供するための**アドバイザーの派遣について拡充していくべき**
- **公害財特法の失効に伴う対応**：制度が終了する場合には、その影響等に対する**適切な配慮が必要**

地方財政審議会意見（総務省ホームページ）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/chizai/iken.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/iken.html)

## 用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

### 地方公共団体

#### 政令指定都市

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市（函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、豊橋市、豊田市、岡崎市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市。ただし、水戸市及び吹田市は令和2年4月1日の指定であるため、令和元年度決算においては中核市に含まれていない）をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、文教行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

#### 施行時特例市

地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「平成26年改正法」という。）により、平成27年4月1日より特例市制度が廃止されたが、平成27年4月1日の時点において特例市である市は施行時特例市として特例の事務を引き続き処理することとされている。平成26年改正法による改正前の地方自治法第252条の26の3第1項の指定を受けた市（つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、松本市、沼津市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、岸和田市、茨木市、加古川市、宝塚市及び佐賀市）は、都道府県が処理するとされている事務の特

例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他施行時特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

また、施行時特例市は、令和2年3月31日まで人口20万未満であっても中核市の指定を受けることができる。

## 都市

政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市となる時には、地方自治法第8条第1項で定める要件（人口5万以上を有すること等）を具備していなければならない。

## 町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町となる時には、同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。

## 特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

## 一部事務組合

地方自治法第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

## 広域連合

地方自治法第284条第3項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

## 会計区分等

### 普通会計

地方公共団体における公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分。

### 一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計

とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

### 公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

### 公営企業会計

地方公共団体の経営する公営企業の経理を行う会計。

### 決算額（純計）

各地方公共団体の決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。特に断りのない限り、決算額は普通会計に係る地方財政の純計額をいう。

なお、都道府県決算額は全ての都道府県における決算額の単純合計である。市町村決算額は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したものである。

都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

## 歳入

### 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金（政令指定都市のみ）、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

### 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

### 地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税、森林環境譲与税がある。

## 地方特例交付金等

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される個人住民税減収補填特例交付金、自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するため交付される自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金から構成される国から地方公共団体への交付金。

なお、令和元年度は、令和元年10月1日に開始した幼児教育・保育の無償化に係る地方負担について、令和元年度（初年度）は、消費税引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、全額国費により対応するため、子ども・子育て支援臨時交付金が設けられている。

## 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

## 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccc} \text{単位費用} & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ \text{(測定単位1当たり費用)} & & \text{(人口・面積等)} & & \text{(寒冷補正等)} \end{array}$$

## 単位費用

標準的団体（人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したものの。

## 測定単位

道府県や市町村の行政の種類（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。

## 補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

## 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$\text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方譲与税等}$$

## 震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要がある



こと及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して、地方公共団体に対して交付する特別交付税。

### 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

### 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

## 歳出

### 目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

### 性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

### 一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

### 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

### 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

### 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

### 物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

### 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。



なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

### 補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

### 繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

### 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

### 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

### 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

## 財政分析指標関係

### 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

### 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

### 実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

### 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

## 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

## 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

## 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

## 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

## 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

## 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

## 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

## 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額<sup>\*</sup>に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体

の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

### 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額<sup>\*</sup>に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

### 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

### ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

## 地方財政計画等

### 地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

### 地方債計画

地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

### 減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

### 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13年度～令和2年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

### 一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費を始め、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

### 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

### 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

### 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

### その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

## 公営企業

### 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としている。

地方公営企業法において、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業については全部の規定、病院事業については、財務規定等の適用が義務付けられている。その他の事業については、条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用することが可能となっている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、法適用企業は、地方公営企業法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記による財務処理が行われる。

公営企業等の状況を調査する公営企業決算状況調査においては、法適用企業は地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業とし、法非適用企業は地方財政法第6条に基づきその

経理を特別会計を設けて行っている同法施行令第46条に掲げる事業、並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業以外のものとしている。

### 損益収支

公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

### 資本収支

公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

### 収益的収入

公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

### 資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

### 資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額\*の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金不足比率が、経営健全化基準以上である地方公共団体は、経営健全化計画を策定する。経営健全化計画を定めている地方公共団体を経営健全化団体という。

※公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。